

平成23年
2 月

宮崎県定例県議会会議録

平成23年 2 月 17日 開会

平成23年 3 月 14日 閉会

平成23年2月宮崎県定例県議会会議録 目次

2月17日（木曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
横田照夫議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第64号まで上程	5
1. 知事提案理由説明等	5
1. 議員発議案送付の通知	11
1. 議員発議案第1号及び第2号追加上程、採決	11

自2月18日（金曜日）

至2月22日（火曜日） 休 会

2月23日（水曜日）

1. 出席議員	15
1. 地方自治法第121条による出席者	15
1. 議案第65号から第68号まで追加上程	16
1. 知事提案理由説明	16
1. 代表質問	16

萩原耕三議員質問（自由民主党） 16

- ・知事の政治理念、姿勢について
- ・無縁社会への対応について
- ・外国資本による山林買収問題について
- ・消防団員の現状と確保対策について
- ・新幹線開通に伴う観光ルート開発について
- ・「観光、物産等の総合的な販売促進」という政策提案について
- ・青島、オーシャンドームの今後の取り組みについて
- ・中心市街地活性化対策について
- ・水産業対策について
- ・物流対策について
- ・橋梁の老朽化対策について
- ・企業局事業について

- ・振り込め詐欺、オレオレ詐欺、押し買い等の対策について
- ・教育行政全般について

中野一則議員質問（自由民主党） ----- 41

- ・知事の政治姿勢について
- ・農林漁業政策について
- ・新燃岳噴火対策について
- ・教育行政について -
- ・警察行政について
- ・入札制度について
- ・医療・福祉行政について

2月24日（木曜日）

1. 出席議員 ----- 73
1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 73
1. 代表質問 ----- 74

田口雄二議員質問（新みやざき） ----- 74

- ・知事の政治姿勢等について
- ・JRのダイヤ改正について
- ・医療・福祉行政について
- ・商工観光行政について
- ・防疫対策について
- ・道路行政について
- ・警察行政について
- ・教育行政について

鳥飼謙二議員質問（社会民主党宮崎県議団） ----- 103

- ・知事の政治姿勢について
- ・本県農業の見通しについて
- ・県立高校再編について
- ・公契約条例の制定について
- ・定数条例と行財政改革について
- ・医療と福祉について
- ・商工業への支援について
- ・原子力発電について

満行潤一議員関連質問（新燃岳噴火災害復旧について）

長友安弘議員質問（公明党宮崎県議団） ----- 127

- ・知事の政治姿勢について

- ・知事マニフェストについて
- ・県民政策行政について
- ・総務行政について
- ・商工観光労働行政について
- ・福祉保健行政について
- ・環境森林行政について
- ・農林水産行政について
- ・商工観光労働行政について
- ・県土整備行政について
- ・教育行政について
- ・警察行政について

2月25日（金曜日）

1. 出席議員 -----	151
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	151
1. 一般質問 -----	152

西村 賢議員質問 ----- 152

- ・知事の政治姿勢について
- ・県北の産業活性化について
- ・少子高齢化社会に向けての取り組みについて

河野哲也議員質問 ----- 163

- ・知事の政治姿勢について
- ・発達障がいのある児者への支援について
- ・介護施策について
- ・若年者雇用について
- ・東九州メディカルバレー構想事業について
- ・鳥インフルエンザ対策について

宮原義久議員質問 ----- 174

- ・知事の政治姿勢について
- ・中山間地域対策について
- ・新燃岳の噴火に伴う対策について
- ・入札制度改革について
- ・教育問題について
- ・農業問題について

井上紀代子議員質問 ----- 188

- ・事業仕分けについて

- ・ 監査について
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ対策について
- ・ 「人財づくり」について
- ・ 観光地「青島」の活性化について
- ・ 交通取り締まりについて
- ・ 宮崎海岸侵食対策の現状と今後について
- ・ 県立こども療養センターについて

自 2月26日（土曜日）

至 2月27日（日曜日） 休 会

2月28日（月曜日）

1. 出席議員 -----	205
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	205
1. 一般質問 -----	206

外山 衛議員質問 ----- 206

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 知事の県政運営について
- ・ 平成23年度当初予算について
- ・ 商工観光対策について
- ・ 自衛隊の災害派遣について
- ・ 新しい公共について -

太田清海議員質問 ----- 215

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 新しい公共支援事業について
- ・ 宮崎県住民生活に光を注ぐ基金について
- ・ 公共交通の確保について
- ・ 家畜防疫について
- ・ 太陽光発電について
- ・ 県立病院体制について
- ・ 延岡総合特別支援学校（仮称）について

松田勝則議員質問 ----- 227

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 医療福祉行政について
- ・ 若年者の就職支援について
- ・ 森林・林業施策について
- ・ 鳥獣被害対策について

<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ対策について ・水産行政について ・土木行政について ・いじめ対策について 	240
横田照夫議員質問 -----	240
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の思いについて ・心の再生について ・四半的の普及振興について ・障がい幼児保育事業について ・特定疾病フリーについて ・入札制度について ・住宅リフォーム助成制度について ・ワクチン接種公費助成について 	
3月1日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	257
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	257
1. 一般質問 -----	258
坂口博美議員質問 -----	258
<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫からの再生・復興について ・景気・雇用対策について ・水産業施策について ・農業施策について 	
高橋 透議員質問 -----	268
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・地域医療対策について ・農林水産業振興対策について ・土木行政について ・教育問題について 	
徳重忠夫議員質問 -----	282
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・新燃岳降灰対策について ・梅雨前線豪雨からの災害復旧対策について ・国道221号の拡幅について ・T P P参加時における影響と対策について 	
武井俊輔議員質問 -----	294

- ・知事の政治姿勢について
- ・投票率向上について
- ・4年間の総括について
- ・ステンドグラス紛失問題について
- ・観光政策について
- ・教育行政について

3月2日（水曜日）

1. 出席議員 -----	313
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	313
1. 一般質問 -----	314

外山良治議員質問 ----- 314

- ・知事の政治姿勢について
- ・新燃岳噴火に関する対応について
- ・プレジャーボート対策について
- ・延岡総合特別支援学校について
- ・宮崎県障がい者工賃倍増5か年計画について
- ・延岡駅のバリアフリー化について
- ・歯科口腔保健対策について

米良政美議員質問 ----- 323

- ・知事の政治姿勢について
- ・地域福祉支援計画について
- ・第二期県立病院中期経営計画について
- ・教育問題について
- ・公共事業について

新見昌安議員質問 ----- 337

- ・孤立する高齢者支援について
- ・メンタルヘルス対策について
- ・音声コードの普及促進について
- ・県職員宿舎及び警察職員宿舎等の空き室対策について
- ・職務に関する不当な働きかけについて
- ・介護福祉士等の国家試験について
- ・住宅用火災警報器の普及について
- ・行政財産の貸し付けについて
- ・知事の政治姿勢について

1. 議案に対する質疑 -----	348
-------------------	-----

前屋敷恵美議員 -----	348
1. 討 論 -----	352
前屋敷恵美議員（議案第66号に反対） -----	352
満行潤一議員（議案第66号に賛成） -----	352
1. 議案第66号採決 -----	353
1. 議案第67号及び第68号採決 -----	353
1. 議案第1号から第65号まで及び請願委員会付託 -----	353
自3月3日（木曜日）	
常任委員会	
至3月4日（金曜日）	
自3月5日（土曜日）	
休 会	
至3月6日（日曜日）	
自3月7日（月曜日）	
常任委員会	
至3月9日（水曜日）	
3月10日（木曜日）	
特別委員会	
自3月11日（金曜日）	
休 会	
至3月13日（日曜日）	
3月14日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	357
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	357
1. 東北地方太平洋沖地震の犠牲者への黙祷 -----	358
1. 常任委員長審査結果報告 -----	358
押川修一郎総務政策常任委員長 -----	358
中野廣明厚生常任委員長 -----	361
水間篤典商工建設常任委員長 -----	363
十屋幸平環境農林水産常任委員長 -----	365
満行潤一文教警察企業常任委員長 -----	367
1. 討 論 -----	369
太田清海議員（議案第19号に反対） -----	369
前屋敷恵美議員（議案第1号、第19号から第21号まで、第30号から第34号 まで及び第63号に反対、議案第38号、第39号、第41号に 賛成、継続請願採択の要望） -----	370
1. 議案第1号、第20号、第21号、第30号から第34号まで及び第63号採決 -----	373
1. 議案第19号採決 -----	373
1. 議案第2号から第18号まで、第22号から第29号まで、第35号から第62号 まで、第64号及び第65号採決 -----	373

1. 請願第47号、第49号及び第50号採決	374
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	374
1. 特別委員長調査結果報告	374
新見昌安産業振興対策特別委員長	374
宮原義久中山間地域振興対策特別委員長	377
松田勝則医療対策特別委員長	380
1. 議員発議案送付の通知	382
1. 議員発議案第3号から第11号まで追加上程	383
1. 討 論	383
前屋敷恵美議員（議員発議案第4号及び第5号に反対）	383
1. 議員発議案第4号及び第5号採決	384
1. 議員発議案第3号、第6号から第8号まで及び第11号採決	385
1. 議員発議案第9号提案理由説明	385
宮原義久中山間地域振興対策特別委員長	385
1. 議員発議案第9号採決	385
1. 議員発議案第10号提案理由説明	386
松田勝則医療対策特別委員長	386
1. 討 論	386
前屋敷恵美議員（議員発議案第10号に賛成）	387
1. 議員発議案第10号採決	387
1. 副知事就任あいさつ	387
1. 知事発言	387
1. 閉 会	388
<hr/>	
1. 資 料	389
平成23年2月定例県議会日程	391
議案送付文書	392
代表質問時間割	396
一般質問時間割	397
議案・請願委員会審査結果表	398
少数意見報告書	404
閉会中の継続審査・調査申出一覧	405
1. 議案議決件名一覧表	407
1. 議員発議条例、意見書	413
高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書	415

新燃岳の噴火災害対策に関する意見書	416
県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数 についての人口の特例に関する条例	417
領域警備に関する法整備を求める意見書	418
郵政サービスの維持・確保を求める意見書	419
公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書	420
若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書	421
医師臨床研修制度の見直しに関する意見書	422
宮崎県中山間地域振興条例	423
宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	426
地域医療体制の充実・強化を求める意見書	429
1. 請願一覧表	431
1. 議事経過	445

2月17日（木）

平成 23 年 2 月 17 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 8 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 11 番 武 井 俊 輔 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 長 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 公 安 委 員 長 警 察 本 部 長 人 事 委 員 長 代 表 監 査 委 員 | <ul style="list-style-type: none"> 河 野 俊 嗣 山 下 健 次 稲 用 博 美 高 橋 博 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 高 島 俊 一 児 玉 宏 紀 加 藤 裕 彦 濱 砂 公 一 甲 斐 景 早 文 日 隈 俊 郎 近 藤 好 子 渡 辺 義 人 佐 藤 勇 夫 鶴 見 雅 男 黒 木 奉 武 城 倉 恒 雄 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 日 高 勝 弘 岡 崎 吉 博 渡 邊 靖 之 武 田 宗 仁 日 高 正 憲 中 原 光 晴 日 高 賢 治 関 谷 幸 二 前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 開 会

○中村幸一議長 これより平成23年2月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中村幸一議長 会議録署名議員に、松村悟郎議員、新見昌安議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中村幸一議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

去る2月10日に閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成23年2月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計64件、その内訳は、当初予算案18件、補正予算案12件、条例17件、予算・条例以外17件であります。このほか2件の報告があります。また、補正予算案及び人事案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から3月14日までの26日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、2月23日から2日間の日程で代表質問、2月25日から4日間の日程で一般質問を行います。代表質問については、質問人数

を5名とし、質問の順序及び時間は、自由民主党120分以内、新みやぎ70分以内、社会民主党55分以内、公明党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を16名以内とし、質問順序は、22日の通告締め切り後に行う抽選により決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。3月3日から9日までの間で各常任委員会を開催していただき、3月14日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告を願います。また、同じく最終日には、今年度設置しております3特別委員会の調査結果報告を願います。

なお、議員から提案される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中村幸一議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月14日までの26日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第64号まで上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第64号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明等

○中村幸一議長 ここで知事に、就任に当たってのごあいさつと県政運営についての所信、並びに議案の提案理由説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕（拍手） おはようございます。温かい拍手をありがとうございます。

平成23年2月定例県議会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ちまして、知事就任のごあいさつと私の県政運営に関する所信の一端を申し上げ、県議会並びに県民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まずは、このたびの新燃岳の噴火と鳥インフルエンザの発生により、被害に遭われている方々、そして影響を受けている県民の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

いまだ予断を許さない状況にありますが、県といたしましては、県議会の皆様を初め、国や市町村、関係団体等と十分に連携を図りながら、一日も早く安全・安心な生活を取り戻すことができるよう、でき得る限りの対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、一昨日の15日、本県のことを大変御心配していただいております天皇・皇后両陛下に現状の御説明をいたしてまいりました。両陛下

とも、一日も早い平穏を望んでおられ、県民の皆様に対して、心温まるお見舞いと励ましのお言葉をいただきましたので、ここに御報告いたします。

さて、私は、さきの知事選挙におきまして、県民の皆様から温かい御支持と御支援をいただき、第53代宮崎県知事として、県政のかじ取りを担わせていただくことになりました。まことに光栄に存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いがしております。

前東国原県政を継承し、さらに発展させることが、副知事として務めてまいりました私に課せられた使命であると考え、県民の皆様の御期待にこたえるべく、全身全霊を傾けて県政運営に当たる所存であります。

現在、本県は、鳥インフルエンザ対策及び新燃岳噴火災害への対応、そして口蹄疫からの再生・復興はもとより、景気・雇用対策や社会資本の整備、子育て・医療対策、中山間地域対策など、さまざまな行政課題を抱えております。

また一方で、少子高齢・人口減少の本格化、アジア経済の拡大、地球規模の資源・環境問題の顕在化、地方分権の進展など、本県を取り巻く状況は、今後大きく変化していくものと考えられます。

宮崎県は、今まさに正念場であり、極めて重要な時期を迎えています。

私は、こうした時代にあって、直面する課題にひるむことなく向き合うとともに、未来を見据え、新しい仕組みや新しい価値の創造に挑戦していくことで、真に豊かな宮崎県を築いていくための基礎づくりを進めていかなければならないと考えております。

幸い本県は、温暖な気候や緑豊かな自然環境、先人たちが築き上げてきた彩り豊かな歴史

風土、力強い産業、そして難局を乗り越えることでより強くなった県民の皆様のみならず、大きな可能性に恵まれています。県民の皆様一人一人が地域や将来のことを考え、力を結集して新しい宮崎づくりに取り組めば、必ずや希望に満ちた宮崎の未来を築くことができると確信をしております。

私は、総務部長、副知事として5年半の本県勤務の中で、公私ともに多くの方と出会い、さまざまな仕事・経験をさせていただき、そして何よりも人情味豊かな県民性に触れることにより、今や宮崎県は、私の第二のふるさととなりました。これから4年間、この愛する宮崎のために、全力で県政運営に取り組みますとともに、県民の皆様と一丸となって、宮崎のさらなる飛躍に向け、誠心誠意努力する覚悟であります。

次に、県政運営に当たっての私の基本姿勢を申し上げます。

私は、副知事として、前知事とともに取り組んできた県民本位の県政を継承し、さらに発展させるため、これまで以上に、県民の皆様はもちろんのこと、県議会の皆様や国、市町村、関係団体の皆様ときめ細かく丁寧な対話を心がけるとともに、より緊密な「協働」の仕組みをつくり上げ、いわば新たな「県民総力戦」を展開することを核とした県政運営を行ってまいります。そして、現場の実態、実感を大切にする「現場主義」を徹底し、県民の皆様にもっと身近な基礎自治体である市町村との連携を重視する「市町村重視」の姿勢で県政に取り組んでまいります。

次に、今後4年間の基本政策について申し上げます。

まずは、本県に未曾有の被害をもたらした

「口蹄疫からの再生・復興」を進めるとともに、あわせて、あすの宮崎のための礎づくりとして、「産業・雇用づくり」「人財づくり」「くらしづくり」を進めてまいります。この4つの基本政策に取り組む過程を通じて、さらなる飛躍に向けた宮崎の再スタート「みやざき新生」を目指してまいります。

まず、「口蹄疫からの再生・復興」についてですが、昨年、本県で10年ぶりに発生した口蹄疫は、畜産業はもとより本県のあらゆる分野に甚大な被害をもたらしました。既に、昨年8月に策定した「口蹄疫からの再生・復興方針」に基づき、さまざまな対策に着手しておりますが、今後、より具体的な工程表を作成し、市町村や関係団体等と一体となり、スピード感を持って取り組んでまいります。

具体的には、万全な防疫体制を確立するとともに、特定疾病のない畜産経営の確立など「全国のモデルとなる安全・安心な畜産経営の再構築」に取り組んでまいります。

また、畜産経営の多角化のための6次産業化や農商工連携による新たな産業創出など「産地構造・産業構造の転換」のほか、「埋却地の環境対策」「中小企業の経営支援や雇用対策」「畜産農家をはじめ地域住民のこころと身体のケア」「被害地域の振興対策」等を進めてまいります。

また、鳥インフルエンザの発生や新燃岳の噴火につきましても、県民生活や地域経済に大きな影響が及んでおります。一刻も早い回復が図られるよう対策を講じてまいりますとともに、今後想定される危機事象に、より迅速かつ的確に対応するため、「常在危機」という意識を徹底し、国、市町村、関係団体、民間企業等との連携を強化し、危機管理体制の充実強化を図っ

てまいります。

次に、「産業・雇用づくり」についてであります。

国際競争の激化や円高・デフレの進行等により経営環境が厳しさを増す中、本県を支える産業が、今後とも、地域の特色・資源を生かし、産業・金融・大学・行政による連携や産業間の連携によって、高い技術力や競争力、経営力を誇る力強い産業として成長し、世界的な競争に勝ち残っていけるよう、関係団体の意見も踏まえながら、総合的な支援策を講じるとともに、産業を担う人材の育成確保にも努めてまいります。

具体的には、農商工連携、農業の6次産業化等の促進による力強く成長性の高い「食」産業の構築、4年間で新規企業立地100件及び雇用創出5,000人を目指す戦略的な企業誘致、環境・エネルギー分野や医療など新たな成長産業の育成、循環型の林業・木材産業の振興、つくり育て・管理する漁業の推進など、「本県の強みや特性を活かした力強い地域産業の育成」に取り組んでまいります。

また、学校教育との連携やUJIターンの促進、職業能力の開発等による「産業を支える人材の育成と雇用の確保」や、安全・安心で高品質な農林水産物の安定生産や高付加価値化等の推進、農山漁村における地域ビジネスの展開など、「食の王国みやざき」づくりを推進してまいります。

加えて、民間と行政が一体となった「オールみやざき営業チーム」の結成や、地域の特色・魅力を生かした体験型ツーリズムの促進、地域資源の発見と地域間交流を促進する「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」の提唱、南九州各県と連携した観光誘致活動の展開等による「観光・

物産等の総合的な販売促進」に取り組んでまいります。

さらに、経済成長著しい中国を初めとする「アジア市場の開拓」のために、県産品の販売促進活動や観光・企業誘致、県内企業の海外市場展開、文化交流等も積極的に促進してまいります。

次に、「人財づくり」についてであります。

あすの県づくりの原動力となるのは人の力であり、子供は地域の宝です。「日本一の子育て・子育て立県」を目指し、この地で生まれ育ち、生涯にわたり学びや経験等を重ねることによって、地域の産業や社会を支え、新しい分野に挑み、未来を切り開く「人財」として活躍できるよう、さまざまな支援やサービスの充実に努めてまいります。

具体的には、多様なライフスタイルに対応した保育サービスの支援、仕事と家庭を両立しながら子育てができる環境づくりや地域全体で子育てを応援する環境づくり等による「子育て支援」、親子のきずなを深める教育の充実や、学力の向上と教育環境の充実、地域で活躍する人材の育成、スポーツ・文化環境の充実等により、「学びの充実」を図ってまいります。

また、さまざまな分野で女性や高齢者の活力を生かすため、女性の審議会等委員への登用率50%を目指すことや、社会貢献活動や起業、ソーシャルビジネスへのチャレンジの支援等による「女性や高齢者の活躍の場づくり」を進めてまいります。

さらに、公共サービスの新たな担い手として、主体的に地域経営に参画する人づくりや仕組みづくりによる「多様な主体による協働の推進」に取り組んでまいります。

次に、「くらしづくり」についてであります

す。

住みなれたふるさとで、恵まれた自然と触れ合い、健康で心豊かな暮らしを送ることは、県民の皆様の共通の願いです。

まずは、みずからできる範囲で取り組む「自助」、そしてお互いが助け合う「共助」、さらに公的機関による支援「公助」という原則のもと、地域のきずなを大切にしたい、宮崎らしい「豊かさを実感できる暮らし」の実現を目指してまいります。

具体的には、自殺や犯罪のないまちづくりの推進や、自主防災組織率70%を目指し、消防団員の確保に努めるなど、防災・危険管理体制の充実・強化や、多発傾向にある交通事故防止等による「安全・安心な暮らしづくり」を進めてまいります。

次に、保健・福祉・介護・医療サービスの連携強化による地域における切れ目のない支援体制の整備や、地域医療体制の維持を図るための医師確保、ドクターヘリの導入等による救急医療体制の充実、障がい児・者の就学・就業支援と療育体制の充実等による「医療・福祉が充実した暮らしづくり」に取り組んでまいります。

さらに、生活習慣病予防や介護予防、心身ともに健全で充実したライフスタイルの実現への支援等による「健康長寿社会づくり」を進めてまいります。

さらに、定住自立圏等による市町村の広域連携の推進や、伝統文化の保存・継承を通じた地域のきずなの強化、自然環境の保全、鳥獣被害対策の推進等による「暮らしやすい地域づくり」にも取り組んでまいります。

なお、以上申し上げました4つの基本政策の推進に当たりましては、基金に頼らない持続可能な財政構造への転換に向け、選択と集中を初

め、ゼロベースによる徹底的な事業の見直しなどによる行財政改革を継続・断行してまいります。

そして、県民の皆様や団体、企業等が適切な役割分担のもと、連携・協力し、きめ細かで、より効果的な公共サービスを提供していく「協働型の県政」を推進してまいります。

さらに、さまざまな行政課題に対する県・市町村間の連携や、県から市町村への徹底した分権の推進、隣県や九州各県との広域的な連携の推進など、「地方分権改革の推進」についても全力で取り組んでまいります。

このような基本的な考え方を踏まえまして、本議会におきましては、今後の本県の施策の方向性を示します新しい総合計画「未来みやざき創造プラン」の「長期ビジョン」を初め、宮崎県地域福祉支援計画や宮崎県環境基本総合計画等の計画案を提案させていただいているところであります。

今後、「長期ビジョン」や私の「政策提案」をもとに、これからの4年間に取り組む具体的な政策の工程や目標を明確化する「アクションプラン」につきましても、スピード感を持って策定することとしております。

これにより、政策を実行する手順やプロセスを県民の皆様にはわかりやすくお示しするとともに、貴重な財源投入に見合う政策の成果が最大限になるよう、適時的確な分析、検証に努めてまいります。

以上、県政運営に当たりまして、私の所信の一端を申し述べました。

本県は、この1年の間に、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火など、次々と未曾有の災害に見舞われ、地域経済や県民生活は甚大な影響を受けております。再生・復興に向けての道

のりは決して容易なものではありませんが、「宮崎頑張れ！」と全国から寄せられている応援、御支援にこたえるべく、県民の間に培われた強いきずなを生かし、県民が一致団結して取り組んでいけば、必ずや道を開くことができ、この難局をばねにして、さらなる飛躍を遂げることができるものと確信しております。県議会の皆様を初め、県民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

それでは、今議会に提案いたしました平成23年度当初予算案につきまして、御説明申し上げます。

平成23年度の地方財政の見通しにおきましては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度回復するものの、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することにより、依然として大幅な財源不足が見込まれたところであります。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本とした対策が講じられた結果、平成23年度の地方一般財源総額は、前年度比0.1%の増となる見込みであります。

本県財政におきましては、歳入面では、地方交付税や地方譲与税が増額となる一方、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の大幅な減額が見込まれる上、県税等についても、回復が見込みがたい状況となっております。

さらに、歳出面では、社会保障関係費や扶助費、公債費の負担増が見込まれるなど、引き続き厳しい財政運営が予想されるところであります。

こうした中で、平成23年度当初予算案につきましては、知事選挙等の日程的な制約により、

人件費、公債費等の義務的経費や施設管理費等の経常的経費を中心とした、いわゆる「骨格予算」としての編成となりましたが、政策的な経費であっても、経済・雇用対策や口蹄疫復興対策など早急な対応を要するものや継続的な事業等については、所要額を計上し、できる限り県民生活に影響が生じないように、「骨太な骨格予算」としたところであります。

なお、新規事業や今回計上を見送った投資的経費などにつきましては、今後、政策の検証・検討を十分加えた上で、いわゆる「肉付け予算」として、6月補正予算により対応したいと考えております。

このような方針に基づき編成いたしました結果、平成23年度の当初予算案は、一般会計5,236億6,300万円、特別会計57億2,535万円、公営企業会計387億6,407万4,000円となり、一般会計につきましては、前年度の当初予算額と比較して9.3%の減となったところであります。

なお、一般会計の歳入財源といたしましては、県税779億8,000万円、地方交付税1,829億2,300万円、国庫支出金676億4,003万円、県債683億110万円、その他1,268億1,887万円を充当することといたしております。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第22号「知事等の給与の特例に関する条例」は、財政改革推進の一環として、知事を初めとする特別職等の給料等及び管理監督の立場にある一般職の管理職手当について、特例的に減額するための条例を制定するものであります。

議案第28号「宮崎県暴力団排除条例」は、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、宮崎県

からの暴力団排除に関する基本理念や県及び県民等の責務、基本的施策等を定めるための条例を制定するものであります。

議案第35号から議案第40号までは、宮崎県総合計画外5件の計画を変更することについて、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊にて同時に提案いたしております平成22年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、経済・雇用緊急対策の実施、口蹄疫復興対策及び国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費等について措置するものであります。

補正額は、一般会計減額318億4,891万2,000円、特別会計減額2億5,880万9,000円です。この結果、平成22年度の一般会計歳入歳出予算規模は7,538億9,685万6,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、経済・雇用緊急対策に係るものとして、国の補正予算において措置されたNPO活動や子育て支援のための交付金を基金として積み立てるとともに、地域活性化交付金を活用し、県単公共事業や県立学校耐震対策事業及び県の試験研究機関や社会教育施設における各種機器の整備や設備の改修などに、17億1,000万円余を追加措置することといたしました。

次に、口蹄疫復興対策に係るものとして、口蹄疫の発生により殺処分した県有種畜の早期再生を図るために、新たに「宮崎県種畜再生対策基金」を創設することとし、基金を活

用し種畜造成を行う宮崎県畜産協会に対し、基金造成原資となる補助金として15億円を措置することといたしました。

以上、補正予算案の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、県税24億9,000万円、地方譲与税10億4,092万3,000円、地方交付税124億752万8,000円、国庫支出金減額289億5,934万4,000円、繰入金減額118億2,864万4,000円、諸収入減額14億1,695万7,000円、県債減額58億8,215万円、その他2億9,973万2,000円です。

次に、平成22年度予算の翌年度への繰り越しについてであります。

公共事業等について、国庫補助決定が年度後半になったこと及び用地買収に日時を要したことなどの事情から、歳入歳出予算を翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第55号「宮崎県新しい公共支援基金条例」は、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図るための基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第62号は、細島港整備事業（コンテナターミナル整備）細島港白浜地区ガントリークレーン新設工事の工事請負契約の締結について、「議会の議決に付すべき契約に関する条例」の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

平成23年 2月17日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書

議員発議案第2号

新燃岳の噴火災害対策に関する意見書

◎ 議員発議案第1号及び第2号

追加上程、採決

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号及び第2号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

両案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、その

ように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号及び第2号の両案について一括お諮りいたします。

両案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、両案は原案のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせします。

あす18日から22日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、23日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時30分散会

2月23日（水）

平成 23 年 2 月 23 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 8 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 11 番 武 井 俊 輔 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 農 政 水 産 部 長 | 高 島 俊 一 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 議案第65号から第68号まで追加上程

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問でありますがお手元に配付のとおり、知事より議案第65号から第68号までの各号議案の送付を受けましたので、これを日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。今回の補正は、高病原性鳥インフルエンザ及び活動火山に関する緊急対策に伴う経費について措置するものであります。補正額は、一般会計48億3,250万6,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は7,587億2,936万2,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、高病原性鳥インフルエンザに関する緊急対策に係るものとして、防疫対策経費を初め、発生農家等に対する経営再建への支援のほか、野鳥の監視体制の強化に要する経費について措置することといたしました。

次に、活動火山に関する緊急対策に係るもの

といたしまして、新燃岳の噴火に伴う道路の降灰除去等に係る県単公共事業に加え、農作物等の降灰対策に要する経費について措置することといたしました。

以上、これに要します一般会計の歳入財源は、国庫支出金19億4,975万9,000円、繰入金28億7,809万4,000円、その他465万3,000円であります。

次に、議案第66号は、副知事として牧元幸司氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により県議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第67号及び第68号は、監査委員石井浩二氏及び城倉恒雄氏が平成23年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として山口博氏及び宮本尊氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明が終わりました。

◎ 代表質問

○中村幸一議長 それでは、ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおりであります。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、萩原耕三議員。

○萩原耕三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党県議団を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

まず、短歌らしからぬ短歌を一首。「世の乱れ 怒りて噴火 新燃の 自然の驚異に おろ

おろ祈り」。毎日、新聞を見ておりますと、天変地異はもとより、事件、災害等が次から次によく頻発するものだと思って、ただ本当におろおろするだけであります。

まず最初に、知事に、御就任おめでとうございます。長年の公務員、平たく言えば官僚生活から知事に転身されたわけでありまして、どこかで知事からお話を聞いたと思うんですが、前の大河を横切るような大決心をしたということですので、公務員から政治家になったその心境をまず伺いたいと存じます。

それから、緊急課題として3点ほど、代表質問に入る前にお尋ねしたいと存じます。緊急課題の3つは、新燃岳の噴火の一件、鳥インフルエンザの件、T P P、この3点をまずお尋ねいたします。

まず、鳥インフルエンザ並びに新燃岳の噴火によって被害、災害を受けられた皆さんにお見舞いを申し上げます。そして、私の住む都城市の隣は霧島市でありますけれども、噴火と同時に――霧島市長は私の高校の後輩ですから――

「先輩、隣保班ですから、すぐうちの消防局、消防団、並びに霧島温泉郷のおかみさんたちの会の皆さんで、除去や炊き出しの応援に伺いますので、よしなにお願いします」ということで、早速、霧島市の応援団の皆さんが来られました。それから次々に県内外から、いろいろ被災地に向けて出てきてくださいました。心から感謝と敬意を表したいと存じます。

まず、新燃岳の噴火の件でございますが、先般、小林のほうに噴石が大分落ちまして、車及びあらゆるところに災害をもたらしたようであります。その石もかなり大きくて、たまたま朝の5時過ぎでしたから、人通りがなくて人的な被害がなかったからいいようなものの、5セン

チとか6センチという噴石が、もし昼間だったらどういう大惨事になっただろうかという心配をいたします。高千穂の古文書の中に、今から300年ほど前に新燃岳の火柱が見えたというような古文書がありました。私は出身が桜島でございます。桜島でも西桜島でございます。東桜島のほうは、桜島の噴火で大変なことになっております。昭和48年、当時は鹿児島市東桜島町でございますが、まず人的な被害を避けなきゃいけないということで、避難ごうの設置に向けていろいろと動いて、国のほうの御支援等をいただいで、国道沿いに避難ごうを32カ所、まず児童生徒を避難させなきゃいけないと。間口が2メートルから3メートル、奥行きが1.5メートル、高さが2メートルぐらいの、子供でしたら20人入れるぐらいの避難ごうを32カ所、そして集落では、戦時中のような防空ごう、大人でしたら70～80人入れるような避難ごうをつくっていきました。これをしますと一安心でございます。新燃岳噴火の終息が全く読めないわけですが、300年前の噴火を見ますと、相当の期間に及ぶのではなかろうかと。噴石も、火山灰だけでしたらいいんですけれども、人的な被害があったら大変でございますから、この避難施設の緊急整備について政府のほうに働きかけていただきたいと思うんですが、どのように取り組んでいかれるか。

同時に今、ヘルメットを配付しているところがありますが、桜島ではヘルメットプラス防空ずきん。ヘルメットは頭だけですけれども、防空ずきんというのは肩まで、5センチとかそういう大きな石が当たっても大丈夫のように防空ずきんも配付しております。その辺のところもひとつ一義的にやっていただければありがたいと思いますが、どのような取り組みをされてい

るか、まずお尋ねいたします。

次に、鳥インフルエンザの件でございますが、どの程度の防疫体制、そしてどの程度の被害をもたらしたかをお尋ねいたします。

先般、議長とともに、政府のほうに新燃岳と鳥インフルの支援に向けて陳情・要望等に行かれたようですが、そのときのお話も聞かせていただければありがたいと思います。

3点目に、T P Pの問題でございます。T P Pというと、すぐ農業の問題を取り上げられますが、もちろん農業は一番の重要な課題であります。しかし、見てみますと、農業以外で関税ゼロにするのが、金融、保険、医薬品、人的な看護師・介護士、外国の会社や人が集積しているようなのがT P Pであります。この問題は、私は、今の政権が、国のありよう、国の安全保障というのは何だと考えているのか。菅政権が誕生したときには、カロリーベース40%の自給率を50%に持っていくというようなお話がありました。T P Pを進めてまいりますと、農水省の試算でも13%から15%の自給率だと言われております。先進国と言われるアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリー、カナダ、オーストラリア、こういう国々を見ますと、食料の自給率は低いところでも80%、多いところは200数十%で、食料が外交上の大きな基軸になっております。どの国も農業という第1次産業が一番の基幹産業であります。得てしてI Tだとか重化学工業だとか自動車産業だとか、そういう国のように思われがちですが、本当は農業の大国であります。国の安全保障というの、食料なくして、あるいは防衛力なくしてあり得ないと思っております。先ほど噴火の話をしましたけれども、人的に国民の皆さんが安心・安全できる国づくりというのは、私は、

やっぱり食料と防衛だと思っております。その辺を知事はどのようにお考えなのかをお尋ねします。

次に、財政運営についてお尋ねいたします。このたびの口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火対策等で多額の歳出を余儀なくされております。今後、社会保障関係の増大も見込まれる中で持続可能な財政運営は可能か、知事の財政運営に対する考え方を伺います。

次に、このたびの知事選挙で政策提案という、マニフェストなのか公約なのかわかりませんが、大変分厚い念の入った政策提案がされておりますが、その思いを伺います。

次に、知事の政策提案の中で、政策の効果の分析・検証を行うとなっております。どのようなことを頭で描いて、あるいは検証していくのかも、具体的にわかっていたらお知らせいただきたいと存じます。

次に、先ほど提案されました副知事についてであります。知事は、言うならば官僚。官僚というイメージは冷たいというイメージがあります。知事は冷たくない。また副知事は官僚が出てこられるわけで、正直な話、なぜ宮崎県人ではなかったのかなという気持ちがないでもない。一番大事なのは、知事が使いやすいか使いにくいかというのが一番先行の問題だろうと思えます。それと同時に、副知事というのは、各部長あるいは各次長から管理職の皆さんを叱咤激励する立場でなきゃいけません。会社でいえば専務か常務というところでしょうから、ある意味では嫌われ役もやらなきゃいけない。知事と同じようなお人好しじゃ困るんです。その辺はどういう副知事なのかをまず伺ってみたいと存じます。

同時に、以前は、知事、副知事、出納長という三役体制でやっておりました。俗っぽい言い方をしますと、汚れ役が出納長。聞くところによると、三役という考え方が、知事、副知事、県民政策部長——部長の筆頭だからこれを三役というようなこと。確かじゃないですよ、私の感覚としてそういうような受けとめ方をしたんですが、県民政策部長といっても部長の横並び一線だと思っております。そうであれば、県民政策部長をあうんの呼吸で筆頭部長だということじゃなくて、正式にそういう呼称を、知事部局県民政策筆頭部長とか、そういうような呼び方をするか何かしないと、部長の間あるいは我々議会の中では、一番筆頭が県民政策部長だろうな、これをもって三役というんだらうなというとり方はできないでもないんですけども、広く県民の皆さんにわかりやすくするために、その辺はどのように考えているのかをお伺いいたします。

壇上からは最後の質問でございますが、長い間言われております少子・高齢化社会であります。子供というのは地域の宝、県の宝、国の宝であります。子育てはもとより、いろいろと政策提案の中にも書いてありますが、どのようにこの問題に取り組んでいかれるかをお尋ねして、後は質問者席からいたします。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、知事選立候補への思いについてであります。私は、東国原前知事の不出馬表明を受けまして、クリーンな県政運営を堅持し、口蹄疫からの再生・復興や行財政改革などこれまでの県政をしっかりと継承し、さらに発展をさせていくことが、私に与えられた使命であるという

強い思いを抱くに至りまして、私のこれまでの経験を宮崎県政に生かしてみたい、そういう覚悟を固めた次第であります。公務員としてこれまで過ごしてまいりました私にとりまして、公務員と政治家の間にはこれを隔てる大きな川があるというイメージを持っておりました。総務部長、副知事と、だんだんと知事の職務に近づいてきたわけではあります、やはり選挙を経てなった知事と事務方等には大きな違いがあるんだと、そういう自分を戒める思いでも大きな川というものをイメージしておったわけでございます。しかしながら、愛する宮崎のために勇気を持ってその川を渡る決意をいたしまして、不退転の思いでさきの知事選挙に臨んだ次第であります。おかげさまをもちまして県民の皆様から大変温かい御支持、御支援をいただきまして、県政のかじ取りを担わせていただくこととなりまして、深く感謝を申し上げます。今後、県民の皆様の御期待にこたえるべく、全身全霊を傾けて一日一日を県政運営に邁進する所存であります。皆様方のお力添えを心よりお願い申し上げます。

新燃岳の関係、避難ごう等についてであります。活動火山対策特別措置法による避難ごうの整備につきましては、まず、避難施設緊急整備地域の指定を受けることと、避難施設緊急整備計画を県が作成することが要件となっておりますので、2月17日付で地域指定につきまして申請を行ったところであります。これらの要件を満たすことによりまして、避難ごうなど避難施設の整備に関し国の補助制度が活用できるわけですが、整備の実施主体自体は市町村となっておりますので、今後、関係市町の意向も十分踏まえながら必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

なお、先日、現場を視察した際に、火口から数キロのところまで交通整理をしている方がおられました。大変危ないと思ひまして、簡易の避難ごうについては措置するように指示いたしまして準備をしたところであります。

児童生徒のヘルメット配付につきましては、県立学校では、生徒の屋外活動や登下校時の安全を確保するために、新燃岳に最も近い高原高校のすべての生徒と、降灰の多い高原町並びに都城市西岳中学校区、夏尾中学校区に居住する県立学校生徒を対象としまして、既にヘルメットの貸与を行ったところであります。加えて、小林市とえびの市にある県立学校4校につきましても貸与準備を行っております。また、小中学生に対しましては、都城市、小林市及び高原町におきまして、順次ヘルメットの配付、または配付の検討が行われているというふうに向っております。防災ずきんにつきましては、御提言を踏まえて、今後、地元の市町と相談をしましてまいりたいと考えております。

次に、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策についてであります。1月21日の1例目の発生から、一刻も早い封じ込めを目指しまして、国や関係団体を含めた本部体制等を立ち上げるとともに、自衛隊の派遣要請を早期に行いまして速やかに対応していただいた結果、すべての農場におきまして迅速な防疫措置ができたものと考えております。これまでの被害状況等につきましては、約96万羽の鶏や鶏卵等を処分するとともに、移動制限による出荷停止や食鳥処理場の閉鎖などによりまして、現時点での直接的な被害額は約100億円と見込んでいます。一方、これらの被害に対する国の支援につきましては、家畜伝染病予防法に基づく手当金の交付や、移動制限等により発生した損失

の補てんなどがありますが、県といたしましては、養鶏農家の経営再開に向けた十分な支援が必要なことから、先週、中村県議会議長とともに私も上京いたしまして、国による手当金の全額交付など、鳥インフルエンザ対策の充実強化について農林水産大臣等に要請をしたところであります。今後とも必要な要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、TPPについてであります。食料の安全保障を確保すること、また、そのために一定の食料自給率を維持していくことは国の重要な責務であり、世界の経済成長や人口増加に伴い、今後、食料需給が逼迫することが予測される中では、その必要性はますます高まっていくものと認識しているところであります。国も同様の観点から、昨年6月に閣議決定した新成長戦略におきまして、食料自給率を50%に引き上げるとの目標を掲げておるところであります。その一方で、先ほど御指摘のありましたように、主要農林水産物の関税を撤廃した場合、食料自給率は13%になるとの試算がされておまして、その意味でもTPPは日本にとって非常に大きな問題であると認識をしております。また、第1次産業を基幹産業とする本県にとってTPPへの参加は、地域経済に大きな影響を及ぼす可能性がありますので、私としましては、現状のままTPPに参加することには反対であります。まずは、国が今後の農業戦略、食料戦略を示した上で、国民的な議論を行う必要があると考えておまして、県としても、この問題に対しましては、地方の視点から、国際競争にも負けない農業を構築するための対策や、農業の持つ多面的機能の評価及び維持方策等について分析・検討を行いまして、国に対し提案していく必要があると考えているところであります。

ます。

次に、財政改革についてであります。平成19年度から第2期財政改革推進計画に着手し、この4年間、財政改革の取り組みを推進してまいりました。目標としておりました収支不足額の圧縮や歳出の見直しにつきましては、一定の成果が達成される見込みではありますが、県税等の歳入が伸び悩む一方、社会保障関係経費や公債費の増大が見込まれる中、議員御指摘のとおり、口蹄疫復興対策を初め、高病原性鳥インフルエンザや新燃岳噴火対策等、今後も多額の費用が必要となるなど、本県財政は引き続き厳しい状況にあり、数年のうちには財政関係2基金が枯渇し、予算編成が困難になるおそれがあります。このため、基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政運営を目指すため、現在、第3期の財政改革推進計画の策定を進めているところであります。今後、総合計画の目標であります「未来を築く新しい『ゆたかさ』」を実現するための各種の施策や事業を着実に推進していくため、県庁総力戦で財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、私の政策提案についてであります。私は、前知事とともに取り組んでまいりました県民本位の県政を継承し、さらに発展させるため、これまで以上に、県民の皆様はもとより、県議会の皆様や市町村、関係団体等ときめ細かく丁寧な対話を心がけるとともに、より緊密な協働の仕組みをつくり上げ、いわば新たな県民総力戦を展開することを核とした県政運営を行ってまいりたいと考えております。さきの知事選挙におきまして、私のこのような基本的政治姿勢や数値目標を交えたさまざまな施策を、政策提案という形でお示しし、県民の皆様から温かい御支援を賜り、当選をさせていただいた

ところであります。この政策提案は、県民の皆様とのお約束という意味におきましては、いわゆるマニフェストの性格を有したものであります。私自身はマニフェストという表現自体は使っていないところでございます。今後、スピード感を持って職員の皆さんと議論を進めながら、総合計画のアクションプランに反映させ、任期4年間の中でその達成に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、政策の効果の分析や検証についてであります。私は、政策を推進するに当たっては、その効果を分析しながら、より適切な方策を絶えず検討し、効率的、効果的に実施していくことが大切であると考えております。政策提案におきましても、貴重な財源投入に見合う政策効果が最大限に得られるよう、効果の的確な分析や検証に努めることを掲げたところであります。具体的には、政策提案や、総合計画の長期ビジョンを具体化するために今後策定をいたしますアクションプランについて、工程表を作成し、政策の実行手順やプロセスをわかりやすくお示しした上で、各部局における自己評価と有識者による第三者の視点からの分析、検証を毎年度行いながら進行管理してまいりたいと考えております。なお、政策評価の詳細につきましては、アクションプランの策定作業とあわせて検討していくこととしております。

次に、副知事の選任についてであります。副知事につきましては、これまでさまざまな御意見を伺いながら、幅広い視点から適任者の検討を行ってきたところでございますが、このたび、農林水産省の牧元幸司氏を候補者として提案させていただいたところであります。その考え方でございますが、まずは、口蹄疫からの再生・復興を一日も早く達成するため、さらには

鳥インフルエンザ対策や新燃岳噴火に伴う農業被害対策など、本県が直面する喫緊の課題に取り組むため、畜産を初めとする農業政策に精通し、農水省とのパイプを有する人材が必要であると考えたことがまず一点であります。さらには、これらの課題には庁内横断的に取り組む必要があると考えまして、部長という立場ではなく、副知事の立場から総括的に指揮監督する必要があるというふうな考え方で、今回、人材を求めることとしたわけでございます。

この候補者である牧元氏でございますが、畜産を初めとする農業政策に大変精通しておられまして、兵庫県庁、さらには鹿児島県の喜界町での地方勤務などを通じて地方の実情にも明るく、また、省内でも長く予算編成に携わるとともに大臣補佐官も経験されるなど、その視野の広さと企画力、調整力というものが高く評価されている方でありまして、副知事にふさわしい幅広い見識を有する方と考えて、今回、提案をさせていただいたところでございます。

先ほど質問議員から三役という御指摘がありました。私は、知事、副知事とあわせて、県民政策部長と総務部長で四役という形で、担当部長とあわせてその四役を交えてこれから県の重要な意思決定をしていく、そのような仕組みを考えているところでございます。県民政策部長なり総務部長の位置づけについては、庁内に知事の職務代理に関する規則というものがございまして、知事や副知事がともに欠けた場合の知事の職務代理の順位を決めているものがございまして、その規定によりまして、順番としては県民政策部長、続いて総務部長という位置づけがなされておるところでございます。予算、総合計画の策定などにおきましても、常に県民政策部長、総務部長はこれまでも議論に参画して

いたところでありまして、そのような位置づけを踏まえ、従来の三役というものとは違って、これからは、知事、副知事の二役という体制ではあるんですが、今の県民政策部長、総務部長というサポートをもらいながら、四役という体制で今後、重要な政策決定なり意思決定というものをしたいというふうに考えているところでございます。

少子・高齢化社会への取り組みについてであります。本格的な少子・高齢化社会におきましては、将来にわたって社会や経済の活力を維持し、安心して暮らせる未来を築いていくことが大変重要であると認識をしております。こうした状況に対応し、あすの宮崎を築いていくその原動力となるのは、私は人の力であると考えております。このため、地域の産業や社会を支え、未来を切り拓く「人財」づくりを基本政策の一つに掲げまして、さまざまな支援やサービスの充実に取り組んでまいりたいと考えております。とりわけ、子供は地域の宝、社会の希望でありますので、子育ての不安や負担感を軽減するため、ライフステージに応じたきめ細かな各種施策に取り組みますとともに、世代を超え、社会全体で子育てを支援する機運を高めていくことによりまして、家庭や地域のきずなを大切にしながら、県民総力戦で「日本一の子育て・子育て立県」を目指してまいりたいと考えております。また、今後、女性や高齢者の皆様方には、本県の社会経済の重要な担い手として一層の御活躍をいただくために、仕事と家庭の両立支援の推進でありますとか、社会貢献活動、起業、ソーシャルビジネスへのチャレンジ支援等による女性や高齢者の活躍の場づくりを進めてまいりたいと考えております。今後とも、県民一人一人が、これからの宮崎の礎を築

くパートナーとして存分に力を発揮していただくことができるよう、取り組んでまいりたいと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○萩原耕三議員 せっかく答弁いただきましたから、お願いをしておきたいと存じます。新燃岳の一件、避難ごうのことですけれども、防災ずきんというのは結構役に立つんです。ヘルメットは頭だけなんです。ずきんというのは肩から全部ですから、小さい幼稚園生とかそういう子供たちにすると、ヘルメットも大事だけれども、防災ずきんも大事だと。私は実際、桜島の出身ですから、そういうことはよくわかっているんですけれども、そういうこともひとつ急いでやっていただきたいなと感じます。

次に、鳥インフルエンザですけれども、イギリスの学者が、「21世紀は人類対ウイルスの戦いだ」と言いました。口蹄疫もウイルス。人間にもウイルスがたくさんあります。エイズから、エボラ出血熱から、ウイルスがたくさんあります。ウイルスというのは厄介で、どんどん進化していくし、目に見えない。特に宮崎県は気候がいいせいか、卑近な言い方をしますけれども、プロ野球だ、サッカーだとキャンプに来ますけれども、一ツ瀬川、小丸川、耳川に野鳥がキャンプに来るんじゃないかなと。いや、本当なんです。これは真剣に考えていかないと、これから先の鳥インフルエンザ、あるいは口蹄疫は野鳥は運ばないかもしれませんが、そういうことも十分踏まえて生き物を飼っていないと、畜産というのは大変な仕事なんです。ですから、水際作戦だとか防疫体制をひとつ十分に図るようにしてやっていただきたいなと存じます。

TPPはもう多くを話しませんが、こ

の中で、医療の看護師だとか介護士だとか外国の会社が出てきたときに、外人が相当入ってくるわけです。そうすると、去年ちょっと問題になりました定住者に対する外国人参政権、こういうのも延長線上にあるんです。そういう問題もはらんでおりますから、十分国のほうにいろいろと強く要望していただきたいと存じます。

それから、副知事の問題。先ほど三役と僕が申しましたら、知事は四役という感覚だと。そうであれば、正式に、県庁の四役は、知事、副知事、県民政策部長、総務部長というのを、言葉で言っても県民にはわからないんですね、部長は皆、横並びと思っているわけですから。その辺を何か明示するような方法をゆっくり検討していただきたい。

それと、役降りがなくなったせいか、部長になる年齢が非常に高くなってきた。55、56か57ぐらいから部長になったりして、言うちゃ山下部長に悪いけれども、県民政策部長1年ですよ。1年じゃ大過なく過ごしますよ。それはそうですよ、人ですから。あなただって人の子、僕も人の子。できれば無難にいこうというのは当たり前なんです。そういう深層心理が人間には働くんです。ですから、部長というのはできるだけ——簡単にはいかないでしょうけれども、53～54から部長をさせて、あちらで2年、こちらで2年、四役と言われる県民政策部長、総務部長というのは最後には2年か3年ぐらいやれるような方法を考えていただければありがたいなと。山下部長ごめんね、あんたは1年だけで……。

次の質問に移りたいと存じます。質問事項が多いものですから、はしょっていきますけれども、次に、無縁社会についてお尋ねいたします。

まあ厄介な世の中ですね。この前、NHKのテレビでしたか、若い人で無縁社会に陥っていると。若い人が、引きこもっていて、食事がとれずに亡くなっていくという時代になってきました。昨年、いろいろと高齢者の問題が出てきました。亡くなったのに、親の、あるいはじいちゃん、ばあちゃんの年金で生活を営んでいるというようなこともありました。相当の数だったんですが、県内の所在不明の高齢者の実情を調査されのたか、お伺いいたします。

同時に教育長にもお尋ねしますが、DVを初め、無縁社会といいますか、家族が家庭が崩壊している部分が多く見られます。余りにも多く見られる。以前は三世代でしたから、両親が行き届かないところは、じいちゃん、ばあちゃんが人間の生き方のありよう等も教えてやっておりましたけれども、今、ほとんど核家族あるいは子供が1人、2人の社会になってきましたから、難しい時代になってきました。小中学校の把握と実態はどのようになっているか、教育長にお尋ねします。よろしくお願ひします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 昨年7月に東京都足立区で、111歳であるとされていた男性が既に死亡していたことが判明したのをきっかけに、所在不明の高齢者の存在が全国的に問題となったところでもあります。これを受けまして、県では、県内の100歳以上の高齢者589人について、各市町村に対しその所在を照会したところ、8月末の時点ですべての方の所在が確認されております。確認の方法としましては、職員が高齢者宅を訪問したもの51人、民生委員等が高齢者宅を訪問したもの111人、入所施設等に確認したもの217人、介護保険等の利用で確認したもの193人、在宅介護支援センター等で確認したもの17人となっております。100歳未満の高齢者

についても今般改めて市町村に照会したところ、所在不明の高齢者がいるとの報告はなかったところでもあります。以上でございます。

○教育長（渡辺義人君） 居どころが不明の小中学生の状況ということでお答えをさせていただきます。文部科学省が毎年5月1日を調査日として行っております学校基本調査の中で把握をいたしております。本年度の調査結果によりますと、本県におきましては、1年以上居どころが不明となっている小中学生はおりませんでした。しかし、居どころ不明の事例ではありませんが、家庭の事情により、親子で転居してきても正式な住民登録を行わず、住民基本台帳に記載されない事例は本県でも見られます。その際には、受け入れ側の市町村教育委員会は、当該児童生徒につきましても、その氏名や生年月日、保護者の氏名などを記載した学齢簿を作成して、就学の手続を行い、子供が安心して学校生活を送れるよう細心の配慮を行いながら対応しているところであります。

○萩原耕三議員 福祉保健部長並びに教育長、この問題は、直接皆さんが調べるといのは大変でしょうけれども、各市町村にお願いして、きめ細やかにやっていただくようお願いしておきます。

次に、外国資本による山林買収についてであります。

最近よく新聞等でも出てまいります。北海道が一番多い。この前は茨城県でも出ていたようですが、いろいろ私も調べてみましたら、宮崎県では、諸塚村が昭和35年に要綱を決めております。昭和35年というと、山というのは投資的なところだったと思うんです。山林王だとか、山持ちは金持ちだということの時代だったと思うんですが、この中で、諸塚村の土地村外移

動防止対策要綱、「第1条、本委員会は、諸塚村土地村外移動防止対策委員会と称し、村の産業・経済繁栄向上の基本となる土地、特に山林の所有者が村外に移動するのを防止する対策を講じることを目的とする」。これはいろいろ書いてありまして、山を売りたい、そういう人の情報を早くキャッチするには、近所の人あるいはいろいろな実行組合、公民館、森林組合、農業協同組合、こういう方々に伝達して、そういう人がいたときにはすぐみんなで対応しようという要綱であります。自民党の中で、こういうのがどこかないのかなと言ったら、黒木正一議員が取り寄せてくれました。これは35年ですけども、今の国土交通省のあれでは10ヘクタールかな——以上を取得したら申し出ることとなっているわけです。取得してから申し出たんじゃ話にならんわけで、取得する前にどう防止するかということが大事だと思いますが、この件について現行法ではどうなっているのかを県民政策部長にお尋ねします。

○県民政策部長（山下健次君） 直接のこの御質問にお答えする前に、先ほど言及いただきました件でございますが、いずれにしろ、やめる前について大過なくということであれば、何歳であっても関係はないわけございまして、少なくとも私は毛頭そういう気持ちを持ったことはございません。

それでは、お尋ねの件ですけども、一定面積以上の土地取引、これは山林の場合に1ヘクタールとなっておりますが、土地取引を行った場合には、国土利用計画法に基づきまして、利用目的等を知事に届け出ることとされております。これは移転防止というよりは、土地の利用目的を審査いたしまして、適正かつ合理的な土地利用を確保するというのを目的とするもの

でございます。保存されている届出書からは、本県ではこれまで、外国企業による山林の土地取引をうかがわせるような事例は確認されておりませんが、現在、関係部局、市町村、関係機関と連携を密にいたしまして、情報の収集と共有を図って、山林の土地取引の状況把握に努めているところでございます。なお、この件で国におきましては、新たな森林取得者等の届け出を義務化するという事で、森林法の改正案、さらには特定地域における地下水の利用規制のための緊急措置法案、この2法案が国会に提出をされているということでございまして、今後はその動向も注視してまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 先ほどは御無礼なことを言いました。人間の平均的な話をしたわけでありませぬ。

外国資本の山林買収、これはオレオレ詐欺じゃないけれども、一方をたたけば必ず出てくるんですよ。よく言うじゃないですか、役所というのは性善説じゃなくて性悪説なんだと。また性悪説でないと、いろんな条例だとか法律はつくらないわけで、性悪説ですから、いろいろな届け出も、やろうと思えばどんな知恵でもわくわけです。ですから、それにはやっぱり各市町村が——もちろん国がそういうのをつくらなきゃいけませんけれども、市町村にも細心の注意を払うように、部長名なり知事名なりで、外国人の山林買収等については細心の神経を使えというような方法はないのか、ひとつ考え、知恵を出していただきたいと存じます。

次に、総務部長にお尋ねします。消防団員の現状と確保についてであります。自民党では3つぐらいプロジェクトチームをつくっております。きょう取り上げましたのは、私ども自民

党では条例をつくるべくやってきたんですけれども、今年度は、口蹄疫がありましたから会議が開けなくて、次に選ばれた皆さんで、自民党がまず策定して、ほかの議員の皆さんにも了解をとりながらつくっていくんじゃないかなと。次に上がってくる人に期待いたしておりますが、地域消防力支援条例検討プロジェクトチームというのを、外山三博議員をチームリーダーとしてやっております。お手元に届いていると思いますけれども、このプロジェクトチームで消防団に関するアンケートというのをやっております。消防団の皆さん方が真摯にアンケートに答えております。ずっと見てみますと、非常に崇高な理念でやっておるんですね、消防団の皆さんは。自覚を持って、使命感を持って。ところが、マスコミの皆さんはいらっしゃいますけれども、何かというと、「自衛隊、消防並びに消防団と協力をしながら」というように、なかなか消防団が出てこないんです。消防といたら火災だけのように思われがちですが、そうじゃないんです。現実には、今度の新燃岳の問題やら、台風災害のときやら、あるいは行方不明になった方の捜索をしたり、口蹄疫の問題もそうですけれども、あらゆる社会現象に消防団の出る幕は多いんです。以前は消防団といたら自営業者が大半だったんです。最近は7割ぐらいが勤めていらっしゃるそうです。諸塚村を初め小さい村とか町では、役場の職員もほとんど全員入っているというところもありますけれども、勤め人の消防団は、何かあったときにすぐ消防団を呼び寄せようと思っても、会社の上司なり、会社の理解をとらなきゃいけないわけですから、なかなか大変だと。OBに新たにまた入ってもらいなりやっているそうですけれども、そういう消防団員を抱えている事業所に対

して減免の方法はないのか。そして、そういう事業所に対して——それはわかっているでしょうけど——消防団の仕事というのは大変なんだと、しかし、そういうときにすぐ出動できるような体制づくりもやっていかなきゃいけないと。同時に、消防団の皆さんが地域の皆さんから、ここの御主人あるいはここの息子さんは消防団員なんだと。何の印もないんです。よく家に民生委員というステッカーが張ってあります。消防団もそういうステッカーがあったら、地域の皆さんから頼られるだろうし、本人の自覚にもなるし、あるいは使命感をより高めていくんじゃないかなと。そういうこともひとつ考えていただきたいと思うんですが、消防団員の現状と確保対策についてお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 私も報告書を読ませていただきました。おっしゃいましたように、消防団は地域防災のかなめでありまして、住民の安全と安心を確保する上では欠くことのできない存在だというふうに思っております。口蹄疫もそうですけれども、今回の新燃岳の噴火の関係でも、夜間の警戒、それから避難の支援等で大変な御尽力をいただいております。しかしながら、残念ながらいいましようか、消防団員数が、人口減少、高齢化、そして今、御質問にありましたように、サラリーマン化の進展で減少傾向にあります。このようなことで、県としましては、消防団員の確保に向けて、広報活動を初めとしまして、各種団体を通じての会員企業に対する消防団活動への協力依頼、それから、企業の社会的貢献を評価するための消防団協力事業所表示制度の推進、そして、功労団員の知事表彰、さらには、消防団員を雇用している建設業者に対しての入札参加資格審査及び総合評価落札方式における加点措置などの、

各種の施策に取り組んでいるところであります。今後とも、さまざまな観点から検討する必要があると思っております。今、御質問がありました税の軽減の方法につきましても、有効な確保策の一つであるというふうに思っていますので、検討してまいりたいと思います。また、ステッカーのお話もありました。それを表示することで、地域の方に認識していただくということ、それから、本人自身の誇りになるということ、これまた有効な手段の一つであろうと思います。このことにつきましては、先ほどありました報告書の中身を私、見ていますので、また、御本人たち、消防団員の皆さん、あるいは市町村ともいろいろと御相談しながら、いろんな方向を検討していきたいというふうに考えております。

○萩原耕三議員 次年度でそういう条例提案等もされるでしょうから、十分にひとつ消防団の皆さんが生きがいを持って、また同時に、消防団におれも入ってみようというような雰囲気づくりをぜひやっていただきたいなど。

それから次に、学校現場での消防団活動の啓発についてどのようにされているか、教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 消防団の活動を初めといたしまして、社会に貢献する態度や意欲を子供たちに育成することは大変意義の深いことであり、学校におきましては、地域社会の一員として社会をよりよくしていこうという自覚を深める教育に努めているところであります。消防団の活動につきましては、市町村が作成しております小学生用の社会科の副読本の中で扱っているものもあり、それらの教材を通して子供たちが消防団の重要性について学んでおります。また、県内のそれぞれの小・中・高等学校

等におきましては、防災訓練の中で消防署や消防団の方からの講話を伺っており、学校によりましては、消防団活動の意義についても話をいただいているところであります。

○萩原耕三議員 さっきの消防団のステッカーの話、それから教育長にもお願いしたいと思うんですが、以前は、子供に対する声かけ事案が多くて、子ども見守り隊だとかそういうのがあちこち頻繁にできておりました。ステッカーもちょっと大きいやつをつけて、子供の駆け込み寺じゃないけれども、何かあったときには消防団のステッカーのところに行けばいいんだというような方法もぜひ考えていただきたいし、学校教育の中でも、声かけ事案で危険なことがあったときにはそういうところに行きなさいよというような方法もあろうかと思っておりますので、十分検討していただきたいと存じます。

次に、商工観光労働部長にお尋ねいたします。時間がありませんから、はしょっていきますが、新幹線が3月12日に開通でございます。マスコミ等でしか子どもには情報が入らない部分がたくさんあります。新幹線から宮崎に呼び込む観光ルート、熊本駅とか新八代駅とか鹿児島中央駅とか、そういうのがたくさん出ているようですが、宮崎県は空港もあるし、フェリーもあるわけですから、いわゆるイン宮崎・アウト熊本か鹿児島、今はイン熊本か鹿児島・アウト宮崎が多いんです。これはたしか知事の選挙中でしたか、鹿児島県の伊藤知事と話す機会がありまして、宮崎県も、フェリーだとか空港だとか、あるいは列車だとか、イン宮崎をもうちょっと表に出していただくとありがたいがなと。腹の中は何ですかと聞いたら、最後のほうが土産が売れるそうなんです。そういう冗談を言いながら言った。実際は、そういうのはささ

やかなことでしょうかけれども、その辺をどのように観光ルート開発されているか、お尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 現在、九州新幹線対策としましては、その開通効果を南九州全体で最大限生かすということで、旅行会社等に対しまして、新幹線を往復利用して訪れる観光ルートだけでなく、新幹線と宮崎発着の航空機・フェリー等を組み合わせた南九州周遊の旅行商品の造成を働きかけているところでございます。また、九州観光推進機構あるいは本県が取り組んでおります観光バスルートの実証実験事業等におきましても、宮崎空港・駅などから南九州の観光地をめぐりながら新幹線停車駅に至るルートも設定しております。3月の開業にあわせて運行することとしております。今後ともこれらの取り組みを充実させていきたいと考えておりますが、その際、南九州という広域的な視点に立ちまして、引き続き、熊本、鹿児島県、両県とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 きのう、宮崎カーフェリーの会社の方が来られまして、高速道路は無料化、去年は口蹄疫、ことしは鳥インフルエンザ。カーフェリーの大半が農産物を関西・関東に送っている。一番の主力の商品だそうであります。ところが、本当にカーフェリーが参っているようであります。カーフェリー会社のほうから、6月ごろ請願か要望を出したいということでしたが、カーフェリーは修学旅行とか大量で運び込めるわけですから、その辺もそういう方々と十分検討していただきたいと思います。新幹線の件については、外山衛議員が一般質問でしますから、私はちょっとさわるだけで終わります。

次に、観光、物産等の総合的な販売促進についての政策提案でございます。知事は、オールみやざき営業チームというような考え方を持っておりますが、この辺について伺います。

○知事（河野俊嗣君） 東国原知事の発信力によりまして本県の知名度が飛躍的に向上して、物産などの販売促進の面において活性化が図られたところではありますが、こういうたぐいまれなるトップセールスマンがいなくなった後どうするかと。やはり残された人間がアイデアを出し合いながら力を合わせていくことが必要であろうということで考えたところでもあります。県政運営の基本方針に、私は、より緊密な協働による新たな県民総力戦の展開を掲げておりまして、今回提唱いたしました「オールみやざき営業チーム」の結成は、産業振興面における具体的な実践例の一つというふうに考えておるところであります。観光、物産などの振興におきましては、民間と行政が連携をいたしまして、互いに知恵を出し合い、それぞれの強みを結集して、協働して取り組んでいくことが特に重要であるというふうに考えております。現時点でどういう組織をつくるという具体的なイメージがあるわけではありませんが、今後、関係する民間の業界・団体の皆様方とノウハウや情報、人脈などを共有しまして、その取り組みについて十分に意見交換を重ねまして、早急にチームを立ち上げて、本県の魅力あふれる観光、物産等を、まさに県民総力戦で国内外に売り込んでまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 前の東国原知事は、ある一面で人寄せパンダだったんですね。宮崎県出身の芸能界や有名人がかなりいらっしゃいます。宮崎県協力隊員か何かわかりませんが、出していますよね。そういう方々も大いに活用し

てみてはどうかと思っております。

次に、商工観光労働部長にお尋ねしますが、旧橋ホテル跡地の再開発のその後はどうなっているのか。同時に、オーシャンドームの現状と今後の取り組みについてお尋ねします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 旧橋ホテル跡地の再開発計画でございますが、この計画を立てましたブルーアイランドリゾート社は、当初、本年3月の開業を目指してコテージなどの整備を計画しておりました。しかしながら、同社の資金調達の調整が終わっていないことから着工がおくれているということを、事業者の窓口になっております宮崎市から伺っているところでございます。

それから、オーシャンドームにつきましては、フェニックスリゾート社からの提案を契機に、昨年、官民でその利活用策について調査し、その結果を受けまして、行政による整備は困難であると判断したところでございます。現在は、この調査結果をもとに、施設所有者でありますフェニックスリゾート社の判断のもとで、民主体による自立的な再生等に向けた取り組みが進められているものと考えております。以上でございます。

○萩原耕三議員 橋ホテルの問題も難しい問題であります。オーシャンドームのほうは——シーガイアというオーシャンドームが一番の目玉だったわけですから、県民の中には、いっそのことカジノを誘致するように国のほうに働きかけたらどうかという話をされる方も結構いらっしゃるんです。その辺はひとつ十分検討する余地はあるんじゃないかと私も思いますので、取り組んでいただきたいと存じます。

次に、中心市街地の活性化対策についてお伺いします。

私ども都城は、正月早々、大丸デパートが再生に向けてスタートいたしました。なかなか大変だろうと思います。この市街地の活性化に向けて、部長はどのように考えていらっしゃるか、お尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県内各地における中心市街地の空洞化は年々進んでいるところでございます。郊外への大型店舗等の進出あるいはネット販売の普及などによりまして、従来の中心市街地にあった、あるいは求められていた物販を中心とした商業機能の必要性が薄まってきた、その結果が今日の姿ではないかと考えております。やはり、中心市街地は「まちの顔」でございます。地域イメージの発信や地域活力をあらわすバロメーターであろうかと考えております。また、中心市街地には、これまで多額の都市基盤整備の投資もなされているわけでございます。したがって、その活性化は地域づくりの大きな課題である、そういうふうに認識しております。これからは、従来の商業機能中心の発想から、住まいや福祉、文化など多様な機能が集積し、さらには環境にも配慮しましたアメニティー空間の形成など、地域の住民が集まり、交流を深める、いわば広場としての機能充実——これはコミュニティー機能の充実とっていいかもしれませんが、そういった視点なども加えながら、その再構築を図っていく必要があると考えております。県としましては、そういった観点から、今後、地元市町村等による主体的な取り組みを促進しまして、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 農業だけじゃなくて、中小企業も後継者がなかなかおりません。中心商店街もそうなんですね。昔は繁盛しておりましたか

ら、長男か次男かがいずれ帰ってきて店を継いだり、あるいは中小零細事業を継いでおった。ところが、もう勤め人のほうがいいと。商売している人たちも65、70になったから、もう息子たちは継がんといいから、シャッターをおろそうという人が結構多いんです。私の都城の中央通りもそうです。不渡りを出して逃げるようにして店を閉めた人も中にはおりますけれども、ほとんどが後継者がいない。そうするとシャッターを閉めてしまうと、これは財産ですから、今の土地の評価価格で財産が残ってくると、兄弟で財産分けでけんかになってくるわけです。何軒もあります。兄弟で裁判を起している。他人はけんかをすればほったらかしてもいいけれども、身内のけんかは裁判になると冠婚葬祭にも呼ばない。本当ですよ。だから、こういう中心市街地を活性化するというのは本当に至難のわざだろうなと思います。土地が高いから。建物を壊すにも相当お金がかかりますから。ですから、地域の商工会議所あるいは地域のそれぞれの市町村がよほど踏ん張っていかないと、空き店舗というのは、10軒か20軒あればそのうち1軒か2軒は、ああ、いいですよという人がおるでしょう。大半は財産として持っており、厄介な問題ですから、大変でしょうけれども、頑張っていたきたいなど。先日の宮日に、宮崎県出身のTBSプロデューサーの方が、「シャッター通りの処方箋」というので、なかなかいいことを書いておりますが、これは人口がもうちょっと多いところだろうなと。人口10万とか20万の都市ではなかなか大変だろうなと。かといって、いい提案ですから、ここら辺も十分に検討していただくとありがたいなと思います。

次に、農政水産部長にお尋ねします。農業分

野は中野政審会長が得意ですから、ほとんど任せますが、1件だけ。これからの本県の水産業の振興策についてお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県水産業につきましては、カツオ・マグロ漁業やまき網漁業などを中心に、全国でも有数の生産額を誇っております。水産資源の減少、魚価の低迷等、また近年の燃油高等によりまして、その経営は極めて厳しい状況にございます。このため、資源管理や漁場の整備による資源の維持・回復や、省エネ型漁船の導入や操業方法の改善等による操業コストの削減、さらには、みやざきブランドの確立や多様な販路の構築等による魚価の向上等により収益性の向上を図るとともに、資金繰りの円滑化や設備投資に係る資金対策等を講じているところでございます。

このような中、来年度から国により漁業所得補償対策が実施されるなど大きな転換期にございますが、県といたしましては、今後とも、関係市町や関係団体とより一層連携いたしまして、水産資源の回復と経営力の強化による持続可能な水産業・漁村の構築に向けて積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○萩原耕三議員 漁業の一番の経費は建造費と燃料費ですね。この1週間ぐらい中東で政変が次から次に起こっております。原油が大変上がってきました。火事場泥棒じゃないけれども、それに投資をして金もうけしようとする人たちも結構おるようでありまして。それだけでなく、水産業を初め、あらゆる石油あるいは軽油をもとにしてやっている企業の皆さんは大変だろうと思います。ことしまでだそうですが、新サンマリン21漁業推進資金、今後はどういうような方向に展開していくのか、お尋

ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 新サンマリ
ン21漁業推進資金につきましては、漁船建造や
エンジンの更新など、漁業経営の近代化を促進
することにより、本県漁業の維持発展に大きな
役割を果たしているところでございます。本事
業は今年度が終期でございますが、現在の厳し
い漁業経営環境なども踏まえまして、引き続
き、漁業近代化資金の利子補給の上乗せ措置を
行う「新みやざき漁業推進資金」として、本議
会をお願いしているところでございます。今後
とも、効果的な金融対策を講じることによりま
して、漁業経営の安定化を図ってまいりたいと
考えております。

○萩原耕三議員 大型水産会社がまき網や一網
打尽にやるような漁業で、宮崎県のカツオ・マ
グロの一本釣り等の漁業が非常に厳しい。その
上に燃費が上がってくるわけですから、ひとつ
零細な本県の水産業に十分な配慮がなされるよ
うに——商店街や農業だけじゃなくて水産業の
皆さんも非常に後継者に苦勞されており、重要
な産業と部長がおっしゃるわけですから、十分
手当てしていただくようお願いしておきま
す。

次に、知事にお尋ねいたします。物流問題に
ついて、物流ネットワークの高度化への思いが
あるようでございますが、知事にお伺いいたし
ます。

○知事（河野俊嗣君） 本県の立地が大都市圏
から遠隔地にあるということで、県民生活や産
業生活に必要な物や人などを、効率的かつ確実
に輸送できる高速道路でありますとか港湾など
の物流ネットワークの構築、これは大変重要な
課題で、必要不可欠であると考えております。
このことによりまして、地域産業の活性化や企

業立地による雇用の確保等が図られるものと思
えております。このような認識のもとに、まづ
はインフラ整備に重点を置きまして、物流ネッ
トワークの基盤をなす東九州自動車道の早期全
線開通と九州中央自動車道の整備促進に向けま
して、大分県や熊本県など関係県と連携をし、
県議会を初め、県民一丸となって国などの関係
機関に対して強く訴えてまいりたいと考えてお
ります。

また、細島港につきましては、国において、
来年度予算案に大型岸壁の整備が盛り込まれた
ところであります。県におきましても、新たな
ガントリークレーンやコンテナヤードの整備を
進めているところでありまして、九州の扇のか
なめである細島港を東九州の物流拠点として位
置づけまして、ポートセールスを積極的に展開
し、利用促進を図ってまいりたいと考えている
ところであります。

○萩原耕三議員 細島港は、歴代の知事が——
松形知事の時代、その以前からでしょうけれど
も——扇のかなめとして位置づけております。
今回の国土交通省の東九州自動車道のことを見
ますと、一方では、高速道路を無料化して道路
をつくらなきゃいけないお金を削っていて、一
方では、高速道路はつながって初めて高速道路
であるわけですから、本当の意味の扇のかなめ
になり切るのは、私が亡くなって先の世の次の
時代かなと、非常に心配をいたしております。
それでも少しずつでもつながっていけばいいん
ですけれども、ひとつ十分国のほうに働きかけ
ていただきたいと存じます。

次に、県土整備部長に、東九州道の北浦一須
美江間、清武南一日南間の見通しについて、そ
れから、清武から日南に抜けるトンネル、この
状況等もありましたら、ひとつ教えていただき

たいと思います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） まず、東九州自動車道でございますが、県としましては、これまで、事業中区间全線の遅くとも平成26年度までの供用を強く求めてきたところであります。先般、国土交通省より発表された内容では、新たに清武ジャンクションから清武南間の平成24年度供用予定と須美江―北川間の平成25年度供用予定が示されましたが、清武南から日南間及び北浦から須美江間については、平成28年度以降とめどが示されず、残念に思っているところでございます。これらの区間につきましては、国からは見通しが立っていないと聞いておりますが、県としましては、予算の重点的な配分など早期供用が図られるよう国に強く求めまして、これまでどおり、事業中区间全線の遅くとも平成26年度までの供用を目指し、関係機関と一致団結して努力してまいりたいと考えております。

それから、清武以南のトンネルの件でございますが、芳ノ元トンネルというのを国のほうで今施工していただいておりますけれども、このトンネルにつきまして、地表面のひび割れ等が確認されたことにより、現在、工事が中断されている状況であります。このトンネルにつきましては、昨年末に立ち上げられました芳ノ元トンネル施工検討会において今後の対応が協議されており、現在、地すべり形状を特定するための追加調査が行われているところでございます。工事再開の予定は、まだ今の段階では未定というふうに聞いております。

○萩原耕三議員 次に、同じく、都城志布志道路の今後の見通しについてもお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 都城志布志道

路につきましては、県内区間のうち、都城インターチェンジから五十町インターチェンジ間を国の施工区間として、また、それに続きます五十町インターチェンジから鹿児島県境までの間を県施工区間として、それぞれ整備を進めております。これまで国施工区間につきましては、平塚インターチェンジから五十町インターチェンジ間約1.9キロメートルが平成23年度供用予定と示されておりますが、残る区間につきましては、先般発表されました直轄事業の事業計画において、平成28年度以降供用予定とされております。完成のめどが示されておらず、大変残念に思っております。また、県施工区間のうち、五十町インターチェンジから梅北インターチェンジ間約3.2キロメートルについては、本年4月に供用することにしておりますが、これは県内区間では初めての開通であり、残る区間につきましても、現在、調査設計などを実施しているところであります。県としましては、都城志布志道路の重要性は十分認識しておりますので、今後とも、国などと連携しながら早期整備に努めてまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 細島港が扇のかなめでしたら、志布志港は、言うならば石油と畜産県である宮崎県と鹿児島県のかなめでもあります。都城志布志間の42キロが早くつながることが宮崎県の畜産のためにもいいわけです。ですから、できるだけ急いでやっていただきたいなど。以前の時代と違ってなかなか大変でしょうけれども、強力に国のほうに、特に宮崎県と鹿児島県の県境を早く俎上に上げていただいて、本格的にやっていただくとありがたいと存じます。

次に、同じく県土整備部長にお尋ねしますが、橋梁の老朽化についてどのように取り組んでいらっしゃるか、お尋ねいたします。

○**県土整備部長（児玉宏紀君）** 県が管理する橋梁につきましては、今後、老朽化が進行し、厳しい財政状況の中で適切な維持管理に支障を来すことが懸念されます。このため、これまでの対症療法的な対応から、定期的な点検診断を実施した上で計画的に補修等を行います予防保全型の維持管理に転換することによりまして、安全性を確保しつつ、橋梁の長寿命化と修繕にかかるコスト縮減及び必要予算の平準化を図る取り組みを進めているところであります。具体的には、平成21年度までにすべての橋梁の点検と県全土の診断を実施するとともに、限られた予算のもとでの維持管理の手法を検討しまして、昨年9月に「橋梁の長寿命化修繕計画」を策定したところでございます。この計画に基づきまして、かけかえを含む橋梁の維持管理費用総額の試算をしますと、今後100年間で約5,000億円縮減できる見込みとなっております。今後とも、効果的な橋梁の老朽化対策を進めてまいりたいと考えております。

○**萩原耕三議員** アメリカだったですか、大きな橋が落ちて大変な事故があったようですが、大変重要な問題ですから、聞くところによると毎年25億前後かかるだろうということですので、ひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

次に、この前、報道でもありました一ツ葉大橋の損傷ですが、この辺はどうなっているのかお尋ねします。

○**県土整備部長（児玉宏紀君）** 一ツ葉有料道路の一ツ葉大橋につきましては、昨年9月に、一ツ葉大橋の56本の鋼製ケーブルのうち1本のケーブルの破断が確認されましたことから、管理者である道路公社におきまして詳細に調査を行ったところ、橋梁の安全性には問題がなく、

通行の制限などは行っておりません。しかしながら、破断したケーブルにつきましては、早期に復旧する必要があることから、本年度内に道路公社が復旧工事を行うこととしております。

○**萩原耕三議員** 道路公社の管理なんだろうけれども、一般県民は県道とっておりますから、ひとつ十分配慮していただきたいと存じます。

次に、企業局長にお尋ねします。今後の企業局の事業の展開と再生可能なエネルギー分野についての取り組みについてお尋ねします。

○**企業局長（瀆砂公一君）** 企業局の今後の事業展開についてでありますけれども、私ども地方公営企業は、常に企業としての経済性を発揮いたしますとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされており、企業局といたしましては、これまで電気事業を中心に、健全経営を確保しながら、県財政や地域の貢献など県民福祉の向上に努めてまいったところでございます。具体的に申しますと、一般会計等に対して、この10年間で約160億円の財政貢献を行いますとともに、水源涵養機能の向上を図ることを目的とした緑のダム造成事業を通じまして、中山間地の未植栽地対策や雇用対策などにも寄与できているものと考えております。

また、再生可能エネルギー分野への取り組みにつきましては、本県の地域特性を生かした環境に優しいエネルギーの導入は、低炭素社会の構築に向けて大変重要でありますので、企業局といたしましても、県の施策と連携して積極的に取り組んでいるところでございます。具体的には、昨年度、日向市の工業用水道配水池に設置したものに引き続きまして、今年度は、新富町の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施

設において太陽光発電を開始いたしましたほか、延岡市にあります祝子ダムでマイクロ水力発電設備の建設に着手しており、来年度はさらに、小林市の綾北ダムにおきましても、同様のマイクロ水力発電に向けた調査を実施することといたしております。

企業局といたしましては、経営環境の変化に的確に対応しながら、引き続き健全経営の確保に努め、地方公営企業の本来の目的であります県民福祉の向上に、これまで以上に貢献できるよう取り組んでまいりますとともに、再生可能エネルギーにつきましても、国において検討されております全量買取制度——新しい制度でございますけれども——の動向を注視しながら、導入への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 ますます企業局の利益を上げていただいて、応援をしていただきたいと存じます。

次に、警察本部長にお尋ねいたします。いろんな事件が次から次に起こるわけですが、私は主に振り込め詐欺等についてお尋ねします。

これはお年寄りを対象にしておるから非常に悪質なんですね。この前、テレビを見ておりましたら、最近では、高齢者の女性の方の自宅に、押し買い詐欺というのかな——どういふことかという、ほとんど知っていると思いますが、イケメンの人、それなりの人がおばあちゃんのひとり住まいのところに行って、「おばあちゃん、着物がたくさんあるんじゃないですか」と、まず最初に着物を見るそうです。その次にいろんな装飾品、「指輪だとかそういうものもあるでしょう。ちょっと見せてくださいよ。できたら高くで買ってあげますよ」というのが押し買いだそうであります。議員の中にも、あ

るいは県の職員の中にも、そういう電話がありましたよというのは宮崎県でも結構あるんです。具体的な例はないかもしれませんが、非常に悪質だそうです。着物のいやつやら、あるいはネックレス、貴金属等もあって、「ばあちゃん、これまとめて1万円で買ってあげるわ」といって、1万円と言っておいて5,000円置いて、すっと帰るそうです。1万円といって1万円出してもいいけれども、もともとは何百万かする品物なんですね。そういうことへの防止対策についてお尋ねいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） ただいまのお尋ねは、振り込め詐欺というよりも、おっしゃったような押し買いというものに関することだというふうに理解いたしますけれども……。押し買いという形態の犯罪につきましては、今おっしゃったように、売り手が望まないのに無理やり買い取るというようなことだと思われましても、当県におきましては、これまでそういった形態での犯罪被害の届け出というものは受けておりません。そういったたぐいのもので刑罰法令に触れるようなものがあれば、当然、厳正に対処をしておりますし、また、そういう被害が現実には発生するというのであれば、当然広報啓発活動等をしっかりと推進して、同種犯罪の被害防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○萩原耕三議員 都会では多いらしいんです。やり方が非常に巧みだそうです。品物を取り上げて、お金を5,000円なり1万円払ってすっと出たら、どこのだれなのか、どこに事務所があるのか、わけがわからんだそうです。新たな犯罪だそうであります。都会では数百件、500件とか600件とか出ているそうであります。一人で相手をしないことといっても、ばあちゃんは一

しかいないわけですね。なかなか大変でしょうけれども、そういう電話があったときには、すぐ警察なり身内なりに電話するよという対策を打っていただければありがたいなと思います。ぜひお願いいたします。

さあ、教育であります。教育のところまで30分ぐらい残したかったんですけども、20分切ったようであります。私、教育については徳のない男が徳の話をするわけですが、去る男ですから、ひとつお許しいただきたいと思いません。

中国古典の中でこういうのがあります、もう教育長は御存じと思いますが、「子を養いて教えざるは父の過ちなり。訓導して厳ならざるは師の惰ちなり」。いい文句だなと思って。平たく言えば、子供を養育するときに人たる道を教え込まないのは父親の過ちである。今流で言えば、保護者の過ちである。子供を教育するときに厳しさに欠けるのは教師の怠慢である。これはこの前、根岸先生がノーベル賞を受賞されて、根岸先生のいろんなインタビューなり講話なりを聞いたときに、やっぱり競い合わせにやだめだと。競い合うというのは、知能だけの競い合いじゃなくて、肉体的にも痛みを感じたり、悲しかったり、泣いたり、悔しかったり。そういう競い合うことが、心がたくましくなるし、次へのステップになるんだと。私はよく若いお父さん、お母さんに言うんです。「子供に将来すばらしい人生を送ってもらいたいと思えば、徹底して鍛えなさい」と。げんこつもいいですよ、家庭における場合は。げんこつというのは、たたくんじゃないんです。上から「こらっ、何しとるか」と。前のときに東国原知事でしたかね、愛のげんこつ条例というのはどうかと言ったら、一斉にマスメディアの皆さん

が、暴力を肯定するののかということで、すぐ引っ込めてしまいましたけれども。ノルウェーかスウェーデンだったと思いますが、子供を教育するということは、一人前の納税者になるために、一人前の人格になるために、子供にはしりをたたいたり、げんこつをやったりして鍛えるんだと。まだ一人前になっていない人間を、子供の人権だ何だ言うから、今の教育はおかしいんだと。一理あると思いますね。一人前の人間になるために教育しているわけですから。それは言葉や教科書だけじゃない。やっぱり親の愛情いっぱいある厳しさというのが必要だと思います。教育だって一緒だと思います。そういうことも含めて、知事にも思いがあるようですから、文武両道の教育について知事はどう考えているか、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私は、基本政策の一つといたしまして、「人財づくり」を掲げております。「じんざい」づくりの「ざい」は財産の財であります。まさにあすの県づくり、国づくりの原動力となります、人間性豊かで心身ともにたくましい生きる力を備えた人間を育てていくためには、知性と体力等を磨いていくことは大変重要であると考えておまして、教育における文武両道は大変重要な視点であると考えております。私自身も小中学校では卓球をやっておりました。高校はサッカーで、大学時代もサッカーやテニス、スキーなどいろいろやっておりましたが、そういうみずからの経験を通じてスポーツに限らず文化活動などさまざまな活動に打ち込むことは、子供たちの成長のために相乗効果があるものだ、大変熱い思いをしたり、悔しい思いもしたり、いろんな経験が子供を育てていくものだと考えておるところであります。このような視点を大切にしながら、県政

の最重要課題の一つとして子供の教育を位置づけまして、たくましさや知性とを兼ね備えた宮崎の子供たちの育成に努めてまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 知事のそういう熱い思いを受けて、小中学校・高校で、競い合い、切磋琢磨するような教育は現場ではどういうふうに行われておるのか、また教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学校の中で競い合い、切磋琢磨する教育に取り組むことは、変化の激しい社会の中で、子供たち一人一人が個性豊かにたくましく生きていくために大切なことであると考えております。現在、小・中・高等学校におきましては、授業の中で、子供たちが一つのテーマについてそれぞれの意見をぶつけ合いながら時間をかけて結論を導いたり、合唱コンクールでクラスごとに競わせたりしながら、今の時代に合った形で子供たちに磨き合うことのよさを感じ取らせる活動を行っております。また、県教育委員会におきましては、運動部活動において、競技力の向上を図るために、すぐれた1校や個人のみを支援するのではなく、そのライバルとなる学校や個人も支援する取り組みを行っております。競い合い、切磋琢磨する教育は、単に勝ち負けということではなく、同じ目標を持つ者同士が、よきライバルとして競い合い、喜びだけではなく、時には挫折感や屈辱感も味わいながら、その中でお互いがお互いを認め合い、また高め合い、感謝の気持ちも持ちながらともに成長する教育であると、このように考えております。以上です。

○萩原耕三議員 中国で清華大学といったナンバー1・2の大学ですけれども、ことしから中国の40ぐらいの大学で、二宮金次郎（二宮尊

徳翁）の報徳思想というのを本格的に取り入れるそうであります。皆さん御存じのとおり、二宮金次郎という人は、1787年ですから相当前ですが、江戸時代、10歳で両親を亡くしていろいろと苦学して、そして徳を積んで、日本の農業の第一人者と言われております。それですから、全国の小学校には二宮金次郎像、本を読みながらまきをかついでというのが全国ほとんどあったと思うんですが、この二宮尊徳翁の報徳思想というのは、一番大事なのは、一生懸命働く「勤労」、身の丈に合った消費をする「分度」、余った利益を他人に譲る「推譲」、これが一番大事なんだということを二宮尊徳翁は言っているそうであります。中国で今、貧富の差がいろいろ問題になっております。そこで、経済と道徳を両立したこの二宮尊徳翁の報徳思想を本格的に中国で広めなきゃいけないと。私は、歴史は繰り返されるじゃありませんけれども、日本でももう一回、こういう考え方を学校の中に取り入れる必要があるんじゃないかなと。私は以前、一般質問の中でもお話ししましたが、二宮尊徳翁の話、「この秋は雨か嵐か知らねども今日のつとめの田草とるなり」。米やサツマイモや、農作物の種を植えるあるいは田植えをする、そういう中で、この秋は台風は大丈夫だろうか、天気にも恵まれるだろうか、そういうことを思い煩うなど。まずやらなきゃいけないことは、きょう一日一日の大事なことをやらなきゃいけないんじゃないかという教えだと思っております。一生懸命努力することが、「人事を尽くして天命を待つ」じゃありませんが、そういうことにつながるんだと。そういうことの教えを、中国は本格的にこれから取り入れようとしております。

今、一部のマスコミですけれども、優秀な農

家の皆さんの米だとか、あるいはほかの農産物を輸出したら、相当、日本の農業だってやっつけられるというようなことが、マスコミに流れるときがあります。それはごく一握りなんです。大多数の農家の農産物が外国で売れるわけがないんです。何でかという、1人当たりの耕作面積が日本を1とするとアメリカは100倍です。オーストラリアは1,500倍ですよ。農業のコストの問題が全然比較にならない。ですから、そういうことも含めて、教育の中にそういう問題を取り入れる必要があるんじゃないかなと。その基礎となるのは、小中学校での読み書き、そろばんだと思うんです。人間の知恵というのは、子供のときにそういう知恵を、徳を積んでいかないと、ただおざなりにと言っちゃ教育委員会に失礼ですけど、いろいろうるさいから、読み書き、そろばんを3年のとき、ちょこっとしましょう、4年のときにちょこっとしましょうじゃないんです。幾らIT時代といえども、そのITを動かすのは人間の知恵なんです。そういうことで私は、読み書き、そろばんというのは、基礎学力、基本的な人間をつくる一番もつだと思いますが、その辺をどうお考えか伺います。

○教育長（渡辺義人君） 基礎学力ということでお答えをさせていただきますが、将来、子供たちが社会生活を営む上で必要かつ不可欠なものでありまして、思考力、判断力、表現力などの育成を図るためにも、確実にこの基礎学力というのは習得させておくべきものであります。小中学校におきましては、読み書き、そろばんなどの知識・技能を身につけさせるために、指導の中に体験的な活動を位置づけるなどして十分実感させながら理解の定着を図ったり、できないようなことができるようになるまで、繰り返

返し繰り返し何度も課題に取り組みせたりすることが大切であると考えております。また、この過程におきまして、学ぶ姿勢として、わかるまであきらめないで取り組む態度や、忍耐強く取り組む強い心を養っていくことも重要であると考えております。県教育委員会といたしましては、今後とも、身につけさせるべきことは徹底して身につけさせ、鍛えるべきところはしっかり鍛える教育を推進してまいりたいと思っております。

○萩原耕三議員 1万数千人の教師の先生方が教育長と同じ思いならいいんですけど、なかなかそうはいかないです。ここの答弁を学校の先生たちは聞いていないわけですから。字になってきたら見やせんですよ、活字になってきたら。私は古い人間なんじゃないかな、「教員」という呼び方は大嫌いなんです。いつも委員会でも「教師」と言ってくださいと。教員と言うから労働者になるんだと。教師というのは、「あおげば尊し」じゃないけれども、我が師の恩ですよ、影も踏まず。先生方の自覚はもちろんですけども、俗に言うPTA、ペアレントの部分、保護者、そして地域の皆さんも、学校の先生は偉いんだよという言い方でしょうね、子供に言うのは。偉いんだよ。地域みんなが学校の先生を尊敬するような土壌をつくっていかないと。それには、教育長並びに県教育委員の皆さん、校長先生も含めですけども、教員というのは余りよくないと思うんです。きのうから、ニュージーランドで留学生が事故に遭ったというニュースをやっております。ずっと聞いておりましたら、教員という言い方はほとんどしなかったです。教師とか先生方という表現をしておりました。マスコミの皆さんも大分そういうところが理解できてい

るのかなと思って見ておったんですけれども、そういうことを考えると、期待される教師像というんでしょうか、そういうところの思いをひとつ、もう時間がないようなんですけれども、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 私は、教育長に就任して以来、これまで県内の数多くの学校を訪問してまいりましたが、それぞれの学校におきまして、保護者や地域社会との信頼関係を深めながら、子供たちを教え、はぐくんでおられる、まさしく教師の献身的な仕事ぶりを目の当たりにしてきているところであります。私は、教育は、「生きる」という人間としての尊厳にかかわる崇高な営みであり、教師は、仕事として教育にかかわることができるすばらしい職業であると思っています。このような思いから、教師には常に教育のプロフェッショナルであるという自覚と自負を持っていただきたいと考えております。その上で、子供たちの存在感のとうとさや、保護者及び地域社会の思い、願いを理解し、教育に夢とロマンを持って、子供たちに限りない愛情を注ぎ、深い感動を与えることができるような教師が期待される教師像であると思っています。なお、不祥事をしでかすような教師は、教師と呼ぶに値しないと思っています。

○萩原耕三議員 教育長が、不祥事を起こすという——これはどこの世界にもおるんですよ、不祥事をやるのは。隣の県警本部長の警察官だって悪いことをするし、我々議員でもそれこそ……。加賀乙彦という東大の医学部を出た、ドクターであり、刑務所のいろいろなことをやってこられた先生がいらっしゃいます。僕はたまたまこの先生の話を知りました。本を見ました。これはぜひ一回、教育長や県警本部

長に見ていただきたいと思います。人間というのは、どんな人間にも魔物がすんでいるんです。善玉と悪玉がおるんですよ。ところが、それなりの収入があって、それなりの身の丈を心得ていると、悪玉は余り出てこないんです。身の丈を知らないと悪玉が出てくるんですね。昔から、「誘惑は肩をたたいてやってこない」と。これは誘惑ですよ、これは悪いことですよと肩をたたいてやってこないんです。学校の先生だって一緒なんです。普通はまじめな好青年であり、いい父親なんです。ところが、心にどこかそういうすきがあって精神のバランスが崩れたときに、悪魔のささやきにやられるんです。これはあすは我が身で、私だってそういうことを十分持っているんです。心の中に悪魔がないとはいえない。あるんですよ、やっぱり。だって気に食わん人がたくさんおるんですから、世の中は。私は前に一回、教育長に言いましたけれども、学校の教育でみんな仲よくというのは間違っているんだと。世の中には、気に食わん人、気に食う人がおるんだと。それでも同じクラスになったら、何とかいいところを見つけて仲よくしようよという教育でなきゃいけない。だから子供はストレスがたまります。仲よく仲よくと言うから、親の前、先生の前でお利口さんを演じるんです。徳じゃなくて知が先に行くから、インターネットやら何やらで陰湿な犯罪が出てくるんです。私はそう思います。

ですから、学校の教育というのは難しいだろうなど。だって先生に社会人としてのすべてを求めているわけですから。短大を出ていたら20歳、大学を出たら22歳、言うならばうちの子供なんかよりずっと若いですよ。そういう人たちが学校現場に出て、保護者やみんなから先生、

先生と言われるんですから。まだ先生にもなり切っていない、社会的な人間性もでき上がっていないところで「先生」と言われると、豚も褒めれば木に登るというやつですね。いや、本当ですよ。我々議員にしてもそうです。先生、先生と何回も言われると、俺は先生かなと、こうなってしまう。4年間の契約社員なのに。私は思うんですよ、学校の先生だって本当の社会教育、社会人としての教育はどのようにされているのか。これは言っていないですけど、教育長だからすぐお答えできるでしょうから、どうでしょう。

○教育長（渡辺義人君） 社会人としての教育ということなんですが、今、議員からお話がありましたように——先生とは申し上げませんけれども——特に若い教師につきましては、社会人経験が当然浅いわけですから、教師自身もまだ人間的には完成していないわけでありまして。教師というのは、学校の中で子供たちと交わりながら、自分の置かれている立場のとうとさ、あるいは子供をはぐくむことの大事さというようなことを通じて、また自分自身が成長するであろうと思います。

それからもう一つ、学校という社会は一つの閉鎖された社会ですから、常に接触しておりますのが子供であり、保護者であったり、PTAであったり、そういうふうに関係する世界というのが非常に限定されておりますから、私は、なるべく教師の皆さん方には地域の方々に触れ合っていただきたい、溶け込んでいただきたい、そのことによってみずからも育つんだというふうに思います。研修とか自己研さんということも大事なんですけれども、そういった姿勢を私は大事にしていきたい、このように思っております。

○萩原耕三議員 時代が変わりまして——昔は先生というとその地域社会に住んでいたものです。生活をともにしていました。県警はほとんど7割ぐらいが——7割以上なのかな、その赴任地で生活をされているようでありますが、今、学校教育では、校長先生か教頭先生かどちらかがおるぐらいで、地域社会に根づいていない。それはそれぞれ今の世の中ですから難しいでしょうけど、その辺もあるんじゃないかなと思っております。

そして、若い先生で、22か20歳ちょっと過ぎたぐらいですね。学校の校長先生と云ったら、大体57～58、59、60です。こういう校長先生や教頭先生をつかまえて、若い先生が校長室に来たなと思ったら、校長さん、教頭さんと言うんです。間違いじゃないんです、「さん」をつけているから。だけど私は、日本の伝統文化からすると、若い先生が「さん」はなかろうと。やっぱり「校長先生」であり、「教頭先生」じゃないかなと。だから子供が言うんですよ、校長さん、教頭さん。これは前にも僕はお話ししましたけれども、学校の事務方の職員にも先生という呼び方をしているんです。ほとんどそうです。ですが、子供は、あれは先生じゃねえがねと、そういう言い方をしているんです。ですから、やっぱり事務方の方は事務方で、例えば主事さんとか個人の名前を言うとか、区別していかないとまずいんじゃないかなと思っております。そういうことも含めて、非常に難しい問題が教育現場にあらうと思います。だけど、私の願いは、いい先生を育ててほしいし、先生方が自覚して人間的にもすぐれた人間を求めてほしいなど。

ところが、教育長、ぜひ考えていただきたいのは、最近は何れにも現場の先生が忙し過ぎる

そうであります。何でもそうですが、書類、書類、書類、書類ですよ。そして、クラスの子供を満遍なくやらないと、えこひいきしているとかいろいろ厄介だし……。私どもが小さいころは、1クラス55人から60人ですから、げんこつももらえば、えこひいきもあれば、差別もあれば、そういう世の中だったんです。だけど、その中で鍛えられて、芋の子を洗うがごとく、切磋琢磨じゃないけれども、その中で人間性が培われていったんじゃないかなというふうに思います。

そういうことも含めて、最後に、残り4分になりましたが、知・徳・体についてお尋ねいたします。教育基本法第2条にあります。しかし、特別、知・徳・体と書いていないんです。知育、徳育、体育が大事だよということが書いてあるんです。いろいろ調べさせてもらいました。ほかのところはどうなのかなと。そうしたら、徳・知・体というところが結構あるんです。熊本市だとか北九州市だとか。これは順番は変えてもいいようにとれるんです。バランスがとればいいわけですから。要はどう受け取るかの問題なんです。私は、知じゃないと。知は、悪知恵もあるわけです。徳だって一緒ですけどね。けどやっぱり基本は徳を優先する教育が大事じゃないかなと。徳・体・知という人もおります。健全な体に健全な精神が宿するというやつで、徳・体・知という人もおるし、私は、体を言うと、生まれながらに障がいを持っている人がおりますから、徳・知・体で、順序としてはそういう教育方針をやっていただくありがたいなと。萩原が言ったから変えたという必要はないわけです。ほかのところでおるわけですから。宮崎県でもあるんですよ。宮崎西高にしても、高鍋中学校にしても、徳が先に来ているんです。前に質問したときには、

教育長は、「3つが同じ並びです。横並びなんです」と。ところが、人間というのは書いてある順序に重要を置くんです。さっきの部長の1列一緒でしょうということと一緒に。県民政策部長、総務部長が四役という考え方のようですけれども、それをちゃんと書かないと、人間は順番で見えるわけです。その辺を教育長、徳・知・体についてお願いいたします。

○教育長(渡辺義人君) 今、議員からお話がありましたように、教育基本法の並び順でいえば、知・徳・体の並び順になっております。宮崎県の教育基本方針につきましては、たくましい体、豊かな心、すぐれた知性でありますので、並び順としては体・徳・知ということになっております。考え方なんですけど、私は、知・徳・体にしても、体・徳・知にしても、徳・知・体にしても、この三位一体が完成してこそ真の人格形成ができるというふうに考えております。そういうことで、手前みそでありますけど、宮崎県の体・徳・知は、徳が真ん中に座っているということで、私は非常に座りがいいんじゃないかというふうに考えております。

○萩原耕三議員 さすが教育長で、そう答えるだろうと思っていました。時間がありませんから、去りゆく男ですから、遺言じゃないけど、そういうつもりで、ぜひ、すばらしい学校の先生を育ててください。いい先生を育てることは、いい子供が育つわけです。伸びゆく子供の教育は、伸びる志のある者でないと教師は務まらない。さっきの話じゃないですけど、一年で校長になったら、大過なく、なるだけなら穏便にと、そういうことがないようにやっていただければありがたいなと思います。

私は、昭和52年、都城市議員に当選させていただいてから、もう34年になります。瀬戸

山、西川という私の政治家の師匠みたいな人ですけれども、そういうことの政治活動、専従運動を入れると、おおむね45～46年この世界におりました。身の丈を十分心得ているつもりであります。「散るときが浮かぶときなりハスの花」、何かお寺の住職のような話ですが、これは私が尊敬している都城のお寺の住職の言葉であります。散り際はきれいにして散る必要があるなと思って、今回引退をするわけでありませぬ。

最後に、前にもお話ししましたが、知事を初め執行部の皆さんと議員、これは目的は一緒だと思ふんです。「頂へ分け入る道は違えどもともに望むは同じ月かな」。お互いに切磋琢磨しながら、意見は違ってても求めるものは一緒だということで、大変御無礼なことも申し上げましたけれども、お許しをいただきまして、私の質問を終わります。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。ただいまから自民党の代表質問を続けていきたいと思ふます。自民党に割り当てられた時間は120分、前半が萩原会長、後半、私が60分と、こういうこととございませぬ。質問が重なったところもありますが、重複しないように質問していきたいと思ふます。

本日は、地元えびのから傍聴に来ていただき

ました。残念ながら、代表質問という性格上、地元のことについて余り質問ができません。非常に申しわけない気持ちでいっぱいございませぬ。

まず、鳥インフルエンザ発生で被害に遭われた皆さん、それから新燃岳の噴火で災害を受けられた皆さん方に、党を代表して心からお見舞いを申し上げたいと思ふます。一刻も早く口蹄疫と同じように回復するように、議員として一生懸命頑張っていきたいと思ふます。

それから、おくれればせながらであります、第53代知事に就任された河野さん、本当におめでとございませぬ。

おめでとを言ったついでに、あっぱれな知事選挙でありました。得票率78.2%、驚異的な数字でありました。我々はこれから1カ月後、選挙をするわけですが、そのノウハウというか戦術を聞きたい気持ちでいっぱいあります。そういうことも含めて、第53代知事に就任された御感想をお伺いして、後の質問は自席からしたいと思ふます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

私は、さきの知事選挙におきまして、県民の皆様から大変温かい御支持、御支援をいただき、当選をさせていただきました。まことに光栄でありますとともに、県民の皆様から託された期待と責任の重さを改めて痛感いたしまして、身の引き締まる思いがしております。

現在、本県は、昨年の口蹄疫に引き続きまして、私の就任日に第一例目が発生した鳥インフルエンザでありますとか新燃岳の噴火と、次々と難局に見舞われているところであります。さらに、景気・雇用対策や社会資本の整備、医療対策などさまざまな行政課題を抱えておりまし

て、本県は今まさに正念場を迎えているという認識でございます。こうした中にありまして、私は、県民の皆様のご期待にこたえるべく、直面する課題にひるむことなく正面から向き合ひまして、国、県、市町村、関係団体とさまざまな連携を図りながら、対話と協働の精神のもとで全身全霊を傾けて、日々県政運営に邁進してまいり所存でございます。以上でございます。〔降壇〕

○中野一則議員 ありがとうございます。そういうことで、これから先4年間、県政を一生懸命、初心を忘れずに頑張りたいと思います。

次は、知事に、政治倫理についてお尋ねしたいと思います。知事の政策提案「みやざき新生」、この中の政治理念の中に3つほど書いてあって、そのしよっぱなに「クリーンで開かれたみやざき」というのがあります。簡単に言いますと、徹底的にしがらみを廃し開かれた県政を実現する、こういうことですが、「開かれた県政」とはどういうことなのか、率直な御意見を賜りたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど答弁いたしましたような大変厳しい状況にある本県にとりまして、未来を築いていくためには、県民の皆様一人一人が、この地域のこと、それから将来のことを考えて県政運営に積極的に参加していただきます、新たな意味での県民総力戦が必要であると考えております。そのためには、県民の皆様と県庁との距離感があるという御意見でありますとか、県政が見えにくいという御意見等を踏まえまして、「開かれた県政」の実現というものが極めて重要であると考えております。今後、県民の皆様との意見交換の機会をふやす、拡大することを初めといたしまして、県政のさ

まざまな広報活動の充実、さらには積極的な情報公開にも努めてまいりたいと考えておりますし、私みずから、ブログでありますとかツイッターなどでの情報発信にも努めるなど、「開かれた県政」の実現に向けて、さまざまな工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 それから、知事が所信あいさつの中で数回、「東国原県政の継承」というのを使われておりますが、具体的には継承とはどういうことなのか、前知事の継承ですから、お答え願いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） この継承ということですが、前知事が回復に取り組みました県民の皆様への県政に対する信頼、さらにはクリーンな県政運営を堅持していこうというのが私の使命であると考え、さきの知事選挙におきましても、特にそのことを訴えてきたところでございます。また、口蹄疫からの再生・復興、さまざまな行財政改革、そういう諸施策につきましても、副知事という立場で、ともにかかわってまいりましたので、継続的・安定的に進めていく必要があると考えているところでございます。その上で、これまで以上に、県民の皆様はもとより、県議会の皆様、市町村、関係団体等との対話を重ねるとともに、協働を深めまして、新たな県民総力戦の展開を核とした県政運営を行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 それから、漏れ聞きますと、知事が選挙期間中に、政党とのしがらみを大変気にされていたようにお聞きしました。しかも、政党からの公認・推薦というものは受けられなかったわけでありまして。そういうことで、政党としがらみ、あるいは我々の公認・推薦を受けられなかったことの原因等をお聞きしたい、こう思っております。先ほどは県職員との

距離感みたいな話をされましたが、議員と知事の距離感というものはどういうところにあるかということも大変気になるところでありますので、お答え願いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） まず、政治的な意味でのしがらみについての認識であります。政治家と特定の組織や団体との特別な関係であり、利益誘導など中立・公平・公正な行政運営が損なわれるおそれがあるものと理解しております。こういう意味でのしがらみというものは、いかなる組織、団体との関係にあっても絶対あってはならない、まずはこの認識であったわけでございます。

政党との関係ということでございますが、私が選挙にふなれであったということで、大変いろんな面で失礼があったということをお返事を反省しておるわけでございます。私が考えましたのは、本県が直面しておる口蹄疫などさまざまな行政課題が山積している、今後の宮崎の未来を考えていく上では、今、県民がまさに一致団結をする必要があるということで、県民総力戦が必要であると考えたわけであり。そのため、特定の政党と余りにも近くなつたかわりに、一定の距離が別のところと生じてしまう、そういうことにならないようにということを考えたわけでありまして、決して政党に背を向けるわけでもありませんし、政党の活動を否定するものでもないわけであり。何とか県民が一致団結してこの難局に当たっていきたい、そのための選挙にしたいということで臨んだということでございます。

○中野一則議員 続いて、地方分権改革推進についてお尋ねしたいと思います。知事の公約の中、あるいは就任時のあいさつの中でもそのことを力説されて、1月21日の就任記者会見で

も、「地方から声を上げ、国の形を変える仕事をしたい」、こういう答えをされております。知事になられる方は、前の知事もそうでしたが、いろんな知事も、「日本を変える」とか「国の形を変える」とかいうのがあります。けさの新聞では、石原東京都知事も最初は「東京都から日本を変える」とのスローガンであったようなことが書いてありました。それで、今回もまた河野知事は、「国の形を変える」ということを明言されておるわけですから、国の形を変えるとはどういうことかをお尋ね申し上げます。

○知事（河野俊嗣君） 国の形を変える——地方分権ということですが、私は、自治省（現総務省）という役所に入りまして、地方分権・地方自治の充実に努めてきたわけであり。この地方分権というものが、霞が関で議論して、霞が関で持っている権限を地方に分け与える、そういうような進み方をすべきではないと考えておったところであり。国から見たときに、地方が一致団結しまして、粘り強く地域や住民の実情を踏まえた建設的な意見・提言をより強く言う必要がある。国の考え方、地方の意見というものをぶつけ合って地方分権というものを進めていかななくてはならない。そういう意味におきまして、これまで以上に地方自治体が地方分権を目指して発言していくことが重要ではないかということによりまして、そのような考え方をお示したところであり。ます。

○中野一則議員 日本を変える人は大変多いわけですが、2月6日の名古屋市、愛知県の選挙、ここも日本を変えるということで、大村秀章さんが愛知県知事に、河村たかしさんが名古屋市長に再選をされました。その結果をど

のように評価されるかをお聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 大変難しい質問でございますが、私も以前、愛知県の春日井市役所というところに2年間勤務したところでございます。愛知における議論、それから名古屋市における議論、さまざまあったところであります。特に首長と議会のあり方が問われた選挙ではないかと考えております。いずれにいたしましても、それぞれの地域の実情を踏まえて、それぞれにふさわしいリーダーを選択された結果であるというふうに受けとめておるところであります。

○中野一則議員 地方から日本を変えるということで、地域政党がどんどん今誕生いたしております。恐らくこの4月の統一選挙では、雨後のタケノコ、地域政党が生まれるのではなかろうかと思っております。主なものだけでも、橋下大阪府知事が代表する「大阪維新の会」、河村たかし名古屋市長が代表する「減税日本」、清水勇人さいたま市長が代表される「埼玉改援隊」など実に多くあります。知事はこういう地域政党をどう評価されているかをお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 地方の首長や国会議員などが中心となりました、いわゆる地域政党の立ち上げの背景には、今の政治でありますとか既存の政党に対する危機感とともに、地方自治・地方分権の確立に向けた動きなどがあるのではないかと考えておるところでございます。地方自治なり地方分権に取り組んできた私からしますと、そういった問題が国民的な議論となって大きく注目を集めることについては、非常に前向きに評価しておるところでございますが、地域政党につきましては、一つの新しい政

治の動きとしてとらえているところであります。

○中野一則議員 知事も「国の形を変える」、またさっき紹介した各首長さん方も「日本を変える」ということでされておりますが、この人たちとの連携というものを今後とられる意思があるかないかを確認させていただきたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 私は知事として不偏不党の立場でございますので、特定の地域政党との連携等、特段の対応を今考えているところではございません。各政党の皆様と幅広く対話、意見交換をしてみたいと考えております。

○中野一則議員 不偏不党と言われましたが、4月、県議会議員選挙があります。私の思いというか推察では、地域政党なるもの、言うならば「宮崎維新の会」なるものが、ひょっとすると宮崎にも誕生するかもしれない、そういう気がいたしております。そういう場合の知事の対応、スタンスというのはどのようなものでしょうか。仮定で申しわけありませんが……。

○知事(河野俊嗣君) いかなる政党、政治活動がなされようとも、それは一つの政治の動きということで注目してみたいと考えておりますし、必要に応じてさまざまな方々との意見交換をしてみたいというスタンスであります。

○中野一則議員 それと、一歩進めて、知事御自身に宮崎県版の地域政党をつくる意欲、意志というものがおありかどうかを確認させていただきたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 現時点では考えておりません。

○中野一則議員 ということは、不偏不党ということも言われましたが、既存の政党と同じ距

離感を持って県政を運営されると、こういうふうに理解していいですか。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおりでありまして、さまざまな政党、さまざまな政治的な立場の皆さんと同様に意見交換をしながら、今後の宮崎というものに向けて県民総力戦ができるような形で努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、広域行政機構についてお尋ね申し上げたいと思います。

まず、国の動きであります。昨年の12月28日に閣議決定をされました。そして、1月24日の通常国会で菅総理が施政方針演説をされ、その中で、「国の出先機関は、地方による広域実施体制を整備し、移管していきます」と明言されました。平成24年中に通常国会に法案を提出、それから平成26年度中に事務、権限の移譲を目指すというスケジュールもできているようにございます。一方、地方の動きであります。九州地方知事会では、九州広域行政機構——これは仮称であるようではありますが——設立を合意している。それと事務、権限、人員、財源等について、丸ごと包括的受け入れを決意ということであります。それで、よく8府省15系統と言われますが、九州の国の出先機関で移管されるものはいかなるものがあるかをお尋ね申し上げます。知事、よろしく申し上げます。

○知事(河野俊嗣君) 現在、九州知事会が設立を目指している九州広域行政機構であります。国の出先機関のうち住民に身近な行政はできる限り地方が担うという観点から、国においても改革が検討されている8府省15系統の機関の事務、権限、人員、財源等を丸ごと引き受けることを目指しており、九州で言いますと、関係があるのは九州地方整備局や九州農政局な

ど12の機関を対象としているところであります。

○中野一則議員 丸ごと引き受けるということで、そういう機関があるということでありましたが、では、今その機関にどのくらいの職員の方がおられるのか。また、予算規模は幾らぐらいなのかということをお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) この12機関の職員数及び歳出規模の合計は、平成20年に公表された資料によりますと、職員数は約1万2,000人、歳出規模が約1兆3,000億円となっております。

○中野一則議員 1万2,000人というと、福岡県の県職員の人数だと思います。新たに福岡県をつくるような話でございます。また、1兆3,000億円と答弁されましたが、これは莫大な金額であります。そういうものがずっと長期的に、いろんな引き受けるものと同じように担保されていくのかなという心配もございまして。それぞれそれが担保されるのかということと、宮崎県もそれに入るわけですから分担金があると思いますが、宮崎県の負担金はどのくらいの金額になるかをお聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 九州知事会におきましては、機構の設置に当たっては事務執行に必要な財源確保が不可欠であることから、法整備におきましては、国による必要な財政措置を明文化することを強く求めているところであります。また、昨年末に閣議決定された国の出先機関廃止に向けたアクションプランにおきましても、地方移管に当たっては、国が必要な財源を確保するということが明記されておりますので、機構の事務、権限の執行に必要な財源は担保されるべきものと考えておるところであります。ただし、新たに機構を設置することとなりますので、運営経費に係る各県の負担のあり方

につきましては、今後、精査、検討していく必要があると考えております。

○中野一則議員 丸ごと包括的受け入れということで地方は決めているわけですが、これは国の二重行政を地方に押しつけるものではないか、その分が地方は重荷になると思わざるを得ないわけでありまして。そしてまた、さっきも言いましたが、長期的に1兆3,000億円という財源がずっと担保されて地方の歳入になるのかどうか、そういうことを思うものであります。それで、丸ごと引き受けるのではなくて、まずは国が出先機関を合理化・スリム化したその後を地方が受けるとすべきじゃないかという思いがしますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) まさに重要なポイントでありまして、本来であれば、国が徹底したスリム化・合理化を行った上で出先機関を引き受けることが望ましいというふうには考えておるところですが、九州知事会としましては、各省庁の抵抗などで国の出先機関改革が停滞している現状を何とか打破しよう、それで地方分権改革全体を加速させたいという思いで、まずは国の出先機関を丸ごと引き受けた上で、住民ニーズを踏まえた人員配置などを検討して行政運営の適正化を図っていききたい、そのような進め方を考えているところであります。

○中野一則議員 私は、国の押しつけというか犠牲になる必要はない、将来に禍根を残すんじゃないか、こう思います。そういうことと二重行政とを阻止するために、どうしても廃止を含めて再検討をしていただきたいと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 九州広域行政機構ですが、先ほど来、答えておりますように、国の出

先機関の事務、人員、財源等を丸ごと受け入れることによって、国の出先機関が抱える弊害というものを解消して、地域ニーズへの迅速・的確な対応、住民ガバナンスの強化等を図ることを目的としておるわけでありまして。地方分権改革におきまして最も重要となる地方への権限・財源移譲を進める一つの実践的な手法と考えておりますので、九州知事会一体となって現在は進めております。議員御指摘の問題も含めまして、詳細な制度設計につきましては今後検討を深めてまいりたいと考えております。県民の皆様の理解が得られる組織にするために、県議会を初め各市町村等の意見を十分に踏まえた上で、本県の意見や考え方を主張してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 各首長、「国の形を変える」とか「日本を変える」と言いながら、結果的には国からの押しつけということで重荷を背負うということにならないように、重々いろいろと協議して行っていただきたいと思っております。

次に、総合計画についてお尋ねしたいと思います。

新聞報道によりますと、河野色を盛り込んだ未来みやざき創造プランが、今回、議会に提出されております。過去10年間に3本の長期計画ができました。かなり時間を費やしてつくった長期計画もありましたけれども、残念ながら政変ごとに流れていったという過去があります。知事が就任されてまだ1カ月弱であります。今回のビジョンは20年の大変長いものであります。これを1カ月もたたないうちに今回、改正案ということで提案されております。選挙をされた知事でありまして、選挙を通じての県民の声とか、もともと知事がつくられた政策提案、こういうものが反映された長期ビジョンなのか

をお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新たな総合計画の策定作業自体は、一昨年11月にスタートしておるところでありまして、私も副知事の立場で当初から策定作業にかかわってまいりましたので、本議会に提案しております長期ビジョンにお示ししている課題の認識や進むべき方向性につきましては、私の考えとも一致しているということでございます。私の政策提案につきましては、今後策定いたしますアクションプランの中で、具体的な施策・取り組みとして反映をさせていきたいと考えておるところでございます。しかしながら、今回の長期ビジョンの部分につきましても、担当部局と十分に意見交換を行い、例えば長期戦略の脱少子化・若者活躍戦略の中においては「日本一の子育て・子育て立県」を目指すということを盛り込みましたし、フードビジネス展開戦略では「食の王国みやぎの確立」を目指していくこと、あるいは観光の面では県内の交流を促進することなどにつきまして、私の政策提案をもとに原案の追加・修正も行ったところであります。

○中野一則議員 幸い、副知事経験者の知事が誕生したわけですから、そういうことになったのだらうと思いますが、副知事時代の思いと野に下って選挙された思いというのは全く同じであったと、そういうふうに聞こえるわけでございます。今、アクションプランの話もちょっと出ましたが、そのアクションプランは4年間の計画だとお聞きしております。知事の政策提案がどのように反映されて、いつ策定されるのかをお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） アクションプランにつきましては、今後4年間に重点的・優先的に取り組む施策の内容や数値目標などを定めるもの

であります。私の政策提案や長期ビジョンの中の、特に長期戦略を実行するための具体的な施策で構成することといたしておりまして、例えば口蹄疫からの再生・復興や厳しい経済・雇用情勢など、本県が直面している喫緊の課題への対応でありますとか、長期的な視点から取り組む必要がある人づくりやくらしづくりの施策などにつきまして、その実行手順やプロセスも含めてお示しをしたいと考えております。現在、アクションプランの構成や施策内容につきまして検討作業を進めているところでございまして、6月議会を目途に取りまとめたいと考えております。

○中野一則議員 既に提案されている長期ビジョンの中に、知事の Manifesto の文言が幾つか出てきております。それで、知事の政策提案「みやぎき新生」、これは Manifesto なのか、それとも一般的に言う公約なのかをお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 普通に使われる名称ではないものですから、大変わかりにくくて恐縮をしておりますが、私の政策提案につきましては、選挙に出馬するに当たり、政治理念でありますとか県政運営の基本姿勢、さらにはこの4年間に取り組む基本政策など、私の考えを広く知っていただくとともに、県民の皆様への約束として作成をさせていただいたものでありまして、従来でいう公約のイメージからすると、かなり踏み込んだ形で具体的、体系的に整理したものというふうに認識をしておるところでございます。Manifesto という場合、一般的には財源を含めた具体的な政策ですとか実施期限、数値目標等を明文化したものとされておるところでございますが、私の政策提案も、これに基づいて計画を策定し予算の編成を行う、また事

後的な検証も行うという政策からいたしますと、いわゆるマニフェストに当たるものというふうにご考えておるわけですか。私としましては、マニフェストという型とかルールに縛られたくないという思いとか、マニフェストをめぐってさまざまな議論があるところで、「マニフェスト」という言葉を使わずに「政策提案」と表現したところでもあります。

○中野一則議員 非常にマニフェストにこだわっていらっしゃるようですが、こだわらなくていいことにこだわっていらっしゃるようであれば、この長期ビジョンの中に「マニフェスト」という言葉が出てきておりますから、一部修正されたらどうかということをご指摘して、次に行きたいと思っております。

予算についてであります。平成23年度、来年度当初予算が5,237億円ということで「骨太の骨格予算」と、こういう提案の説明でございました。それで、当初予算を作成するのに余り時間はなかったわけですが、予算の中に知事の政策提案が反映されているかをお聞きします。

○知事(河野俊嗣君) 平成23年度の当初予算でございますが、予算編成のための時間的な制約があったため、人件費や公債費等の義務的経費や施設管理費等を中心としました、いわゆる骨格予算として編成をしたところでございますが、政策的な経費であっても、経済・雇用対策に要する経費でありますとか、私の政策提案を実行に移すための新規事業などのうち、口蹄疫復興対策など早急な対応を要する経費などについては、所要額を計上したところでもあります。また、公共事業につきましても、4年前の平成19年度の骨格予算においては、年間所要額の4割程度の計上でありましたが、今回は8割程度を

計上するなど、県民生活に影響を生じないように、まさに「骨太な骨格予算」として編成をしたところでもあります。平成23年度当初予算は、こういうことで骨格予算ではありますが、重点施策を初め、今の厳しい社会経済情勢にありまして、優先度及び重要性の高い施策や事業をできる限り盛り込むことができたのではないかと考えておるところでもあります。

○中野一則議員 4年前の肉付け予算の話もありました。4年前は985億円でありましたが、今回は骨格予算の中に公共事業8割を既に入れているというような答弁でございました。恐らく、6月議会に肉付け予算が提案されると思いますが、その規模はどのくらいになるのかをお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 6月定例県議会に提案を予定いたしております、いわゆる肉付け補正予算についてでございます。まず、公共事業につきましては、当初予算で計上した8割の残り2割相当の事業経費に加えまして、国の予算の状況等を踏まえた適切な経費を計上してまいりたいと考えておりますし、非公共事業につきましては、口蹄疫復興対策事業を初めとする、私の政策提案を実行に移すための新規事業等の計上に加え、高病原性鳥インフルエンザや新燃岳対策に係る必要な経費などにつきましても措置をしてまいりたいと考えております。その結果、肉付け後の予算規模につきましては、前年度の当初予算と同程度、もしくはそれ以上の規模になるのではないかと見込んでおるところでございます。

○中野一則議員 同程度、それ以上と言えれば1,000億円ぐらいの規模であろうと思っておりますが、景気対策あるいは鳥インフルエンザ、口蹄疫、噴火、そういう対策費等も含めて、大いに

気張った予算を計上していただくようお願いいたしたいと思います。

それと、ちょっと趣が変わりますが、行政と議会の情報の共有ということでお尋ねしたいと思います。知事の政策提案の中にも、「政策工程表の策定と実行手順、プロセスを県民に示す」とあります。私も、予算の編成過程、あるいは政策事業の策定過程、時には人事案件の検討——きょうも出されましたが、そういう策定の中に議会も当初から参加しなきゃいかんのではないかと考えております。そして、行政と議会が情報等を共有していろいろ進めていく、そういう時代になったんだと思います。既にいろんなことも、一事業であっても、県行政のほうでそれを完成させて、新聞に報道される直前に「こういうものがあります」と、こういう説明を我々にされるわけですが、我々がどういふすばらしい意見を出しても、てこでも動かない、修正しない、改正しないというのが本当のところであります。ですから、今言った情報の共有化ということを知事はどうお思いであるかをお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 県政運営の基本姿勢として「対話と協働」を掲げているところでございまして、議会との関係においても、議会の皆様との真摯な対話に努め、議会との協働によります県民本位の開かれた県政を進めてまいりたい、これが基本的な考え方であります。「県民福祉の向上を図っていく」という命題におきましては、目指す方向、議会も執行部も同じであり、まさに車の両輪であると考えておりますので、今後とも議会の皆様との情報の共有化に、さらに一層努めてまいりますとともに、ともに前向きな議論を重ねさせていただきたいと考えているところでございます。

○中野一則議員 これからの議会とか河野行政は、例えば知事が提案されたものが全部原案どおり可決という時代にはならないだろうと思います。修正や否決する議案が多くなる時代になると思います。予算とか政策については、我々議会も県民に説明する責任が当然あるわけですから、その分だけ我々も内容を熟知する必要がありますので、ひとつ前向きに検討していただきたいと思います。要望しておきたいと思います。

次に、組織、人事についてであります。4月1日付で県庁の組織改正をするということで、この前報道がありました。大変短い間に改正をされたわけですけれども、知事の思いとか公約をその中で実現するということが、その改正の中に入っているのかどうかお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 先日発表した来年度の組織改正につきましては、私の選挙公約である政策提案の実現に向けて、スピード感を持って取り組んだところであります。具体的には、口蹄疫からの再生・復興等を図るための「畜産・口蹄疫復興対策局」の設置でありますとか、安全・安心な暮らしを確保するための危機管理体制の強化、さらには、地域における医療・福祉が充実した暮らしを実現するための医師確保の専任組織の設置などであります。喫緊の重要課題への対応が中心となっているところであります。

○中野一則議員 喫緊の重要課題をということでありましたが、今回の改正の中で県民政策部と総務部に全く手をつけていらっしゃらない。私は、これこそ大幅な改正をすべきだという認識に立っております。午前中は萩原議員への答弁で、県民政策部と総務部を同列扱いして、知事、副知事と四役体制という話をされました。

私は、それはいかなるものかなと、こういう思いがします。同じ部長に序列はないんだと思いますけれども、やっぱり中核になる部はつくるべきだ、その人の中で全部を統括するというところをしたほうがいいんじゃないかならうかと思えます。今、県民の中にも、県のそういうところが非常にわかりにくいという声もあるんです。我々だって、これが県民政策部なのか総務部なのか混同したり誤解したりすることも多々あります。その辺、明確にして、県庁全体を取りまとめる司令塔、こういうものをつくって、できたら知事と副知事とその司令塔である部長、この三役体制というものでいかれたほうがいいんじゃないかという気がいたします。いかがでしょう。

○知事（河野俊嗣君） 県民の皆様から見た場合のわかりやすさでありますとか、仕事を進めていく上での統括的な指導力を発揮できる組織、そのようなポイントの御指摘であったかと思っております。本県におきましては、県民政策部と総務部ということで、企画と財政なり人事組織というものを分けて、ある意味、部内におけるチェック・アンド・バランスというものを考えておるところでございますが、選択肢としましては、企画と財政を一本化して強力なコントロールタワーをつくるというやり方もあるものと考えております。本県の場合は、企画部門と財政部門が相互牽制をしながら連携を図っていくほうが望ましいのではないかと、今のところは考えております。

○中野一則議員 いろいろと考慮していただきたいと思えます。

次に、人事に関する質問で各部局に入るんですが、まず教育委員会、教育委員会の幹部職員に知事部局からの出向者が非常に多いと。実態

がそうですし、よく声を聞きます。補佐以上は30人いらっしゃいますが、出向者が実に11人、37%を占めております。教育現場の教師とか事務職の方を多く登用されたほうが、職場の士気は高揚するんじゃないかならうかという思いもいたします。また知事は、現場主義を徹底するというところを所信表明でも申されました。知事のお考えをお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 教育委員会などの各任命権者との交流人事につきましては、職員の資質の向上はもとより、お互いの専門的能力の活用でありますとか、業務の連携強化という観点から積極的に行っているところでありまして、教育委員会につきましては、主に内部管理や企画的業務などを担当するポストを中心に、知事部局から職員を出向させているところでありまして、交流に際しましては、業務上の必要性や人材育成上の効果などについて、教育委員会と十分な検討、調整を行っており、結果的に、御質問にありましたような交流の状況となっているところでありまして。

○中野一則議員 教育委員会といえども、教育の現場の声が反映される体制をぜひつくりたい。既にそういう体制であるかもしれませんが、よりそういう体制をお願いしたいと思います。

その現場である学校の管理職、校長先生とか教頭先生の民間人の任用についてお尋ねしたいと思います。今、県内の校長、副校長、教頭896人おられます。うち事務職出身の校長が2人おられます。そして女性の管理職が76人、全体で8.5%ということですが、民間人は残念ながら0人ということでございます。全国の状況を調べてみましたが、全国30都道府県と6政令都市で民間人が任用されているという実態で

ございます。民間人任用についての知事のお考えをお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） あすの県づくりの原動力となるのは人の力でありまして、本県の未来を切り開く「人財育成」の基盤となるのは、まさに学校教育であると考えておるところでございます。学校経営を担う校長などの管理職につきましても、教育に関する理解や識見を有することはもちろん、強いリーダーシップや人間性、決断力とともに、職場環境づくりや地域との対応など幅広い資質が求められているところでもあります。校長等の管理職の任用につきましても、民間からの登用も一つの選択肢になるかとは存じますが、基本的に、任命権者である県教育委員会において検討されるものと考えております。

○中野一則議員 すぐ教育委員会と言われますが、そういうことはやはり知事の指導力の問題なんです。最初に民間人を校長に登用したのは、私の記憶では広島県だったと思います。知事の御出身地です。ぜひいろいろと向こうの話も聞いていただきたいと思います。

次に、我々に関係する議会事務局の人事に関してであります。我々議員、それから知事、二元代表制と言われますが、その確立を図らなければならないという立場にございます。それで、議会の役割とか機能等の強化、向上が非常に求められているわけですが、議会事務局の体制も、非常に専門性を高め強化しなければならないというのが現状でございます。今も立派な職員が配置されておりますが、プロパー職員を採用する気はないのかということと、知事部局から出向されている職員の出向期間というのが、現在のところ2～3年なんです。これをもっと長期化するお考えはないのか。そうす

る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 県議会や監査委員は知事と独立した機関でありまして、県民本位の公正で効率的な県政を推進する上で、専門的な立場から大変重要な役割を担っていただいているものと認識をしております。御質問にありました、これらの機関の事務局におけるプロパー職員の採用につきましても、その効果や課題等について、他県の状況なども踏まえた検討が必要ではないかと考えております。事務局職員の交流に当たりましては、職務内容や適性、経験などから適材適所の配置を心がけているところであり、交流期間につきましても、3年間を基本に、業務や体制上の必要性などの要望があれば、弾力的に対応しているところでもあります。今後とも、県議会や監査委員の御意見をお伺いしながら、体制の強化や機能の充実につつまして、知事として対応すべきものについては適切に対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 独立した機関だからこそ、今質問したところでもあります。他県をと云われましたが、他県では1県も採用されておられません。他県に先んじてやっていただくようお願いいたします。

監査事務局についてであります。これは私が経験したことも含めてであります。業務報告を受けることが中心の、一部形骸化した監査委員監査は、大いに改革の必要があると私は思っております。そういう中で、監査事務局も専門性、独立性あるいは独自性というものが求められておるわけですので、専門職の採用、あるいは養成という立場から、ここもプロパー職員の採用はできないかということと、出向期間の長期化はできないか。今、5年の方もいらっしゃる

るようではありますが、もっと長く、やはり専門的にするためには10年以上は必要だというふうに思います。お尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 監査につきましても、今お答えしたのと基本的なスタンスは同様でございます。御指摘を踏まえながら、今後とも体制強化、機能の充実について、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 時間がどんどんなくなります。はしょって質問していきたいと思えます。

次は、農林漁業政策について質問していきたいと思えますが、まずはTPP、これは私は断固反対の立場でございます。その理由は、今までいろいろ言われているとおりでありますが、農林水産物生産への影響が非常に大きい。国全体で4兆5,000億円、宮崎県だけでも1,600億円が推定をされております。食料自給率も今40%が13%に落ちると。そうなったら、農家自身の矜持も失速するという思いもします。それから、農業の多面的機能の喪失、全体で3兆7,000億円、宮崎県も610億円というふうに計算がされております。それと関連産業への影響、8兆4,000億円も影響がある。雇用への影響、全国で350万人、宮崎県でも3万5,000人が失業するということですから、大きな影響でございます。県内への影響、今言った1,600億円の内訳は、農業が1,529億円、水産が68億円、林業2億5,000万円ということですが、この数字はどう見ても甘い数字、もっと県独自の影響を考慮した数字を出すべきだ。県の一つの数値に合わせただけの数字。例えば農業の耕種部門を見ると、米だけが100%影響を受ける。本当に米だけなのか、ほかは影響を受けないのかということ。畜産部門は70%の影響とありますが、70%も影響して30%が残るということはないと思

うんです。肉牛については4・5は残るけれども、ほかは残らない。4・5だけを生産する肉牛生産というのはできないわけですから、これも壊滅的な問題だと思います。

それから、TPPに中国等が参加しないということから、野菜やシイタケ、魚介類、こういうものは影響を受けないというような話もよく聞きます。しかし、いずれ商社が第三国を経由した輸入をずっとされると思います。だから、そういうことも影響する。ましてや影響を受けない耕種部門をみんな農家が生産していけば、そこに生産が集中して過剰になる、そして価格が暴落するというのは火を見るよりも明らかですから、その辺はもっと真剣に、この影響というものを担当部長も考えていただきたい。それで、農林漁業生産への影響等を、関連産業あるいは雇用等を含めて、農政水産部長と環境森林部長にお尋ねいたします。前の数字じゃだめですよ。

○農政水産部長（高島俊一君） TPP参加による本県農業への影響額につきましては、先ほどもお話がございましたが、農業産出額の約47%に相当する1,529億円が減少すると試算をしておるところでございます。今回は、農林水産省の算出方法におおむね準じまして、関税率が10%以上で生産額が10億円以上の19品目を対象に試算をいたしておりますが、関税率の低い野菜等が含まれていないことや、国全体では影響額の大きい小麦や甘味資源作物を初め、豆類やコンニャクなど11品目が本県ではほとんど生産されていないことから、関税率の高い米や畜産物を中心とした影響額の試算結果となったところでございます。

一方、水産業におきましても、同様に約15%に相当する68億円と試算をいたしております

が、農産物に比べまして関税率が低く、既に輸入水産物との競合にさらされていることや、本県のカツオ・マグロ類は生鮮、高級缶詰向けが主体であることから、ウナギやアジ、サバ、イワシなどのまき網漁業を中心とした影響額となっております。関税撤廃による影響は、今回も試算した関連産業への影響や生産活動の停止等に伴う多面的機能の喪失など多岐にわたるとともに、輸入農水産物を初め国内生産や消費の動向が実際どうなるのか、現段階ではその見通しも大変難しいことから、今後の国の動き等を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 林産物といえますか林業についての影響でございますけれども、国で試算したものについては、関税率10%以上、あるいは国内生産額10億円以上の合板とか集成材について試算をしております、県でも同様の手法で試算した場合、本県への直接的な影響額が2億5,000万円ということでございます。木材につきましては、既に関税率の低い状況に置かれているというのが一つあります。もう一つは、本県の木材製品出荷は無垢材（一般製材品）が大部分を占めておまして、合板とか集成材の占める割合は1割程度と低いことなどから、今回の試算のような限定的な結果となったものと考えております。しかしながら、杉生産日本一の本県といたしましては、間接的な影響というものも当然あるわけございまして、木材製品の輸入拡大については、木材産業だけではなく、丸太を供給する林業の発展にも支障を来し、山村地域の経済や雇用等にも影響を及ぼすものと考えております。

○中野一則議員 少なくとも、皆さんが出された試算よりもその影響は大きいということの御

認識は持っておっていただきたいと思っております。

次に、知事にお尋ねしたいと思うんですが、知事の所信表明の中、あるいは知事の政策提案の「みやざき新生」の中に、「T P P」という文言が一つも入っていないんです。私は残念でたまりません。何回も何回も読み返したけれども、「T P P」という字が見当たりませんでした。「食の王国みやざき」を確立するというのが基本政策の河野県政であります。それで率直に、知事はT P Pに賛成なのか反対なのかをお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私は、現状のままT P Pに参加しますと、本県の農林水産業は大きな打撃を受けると認識しておりまして、現状のまま参加することについては反対であります。まずは国が、今後の農業戦略、食料戦略を示した上で国民的な議論が行われる必要があると考えておりまして、このことは選挙期間中も繰り返し私の見解を明らかにさせていただいたところでもあります。

○中野一則議員 これから政府がいろんな対策等を打つのかどうかわかりません。そういう中でまたどう対応されるかわかりませんが、日本の食料基地「食の王国みやざき」を目指す宮崎県政ですから、やはりT P Pの影響は、先ほど各部長が答弁されたとおり、非常に厳しい局面を迎えるわけですので、徹底反対をしていただきたい。そういう旗印を鮮明にして、いろんなところで反対の旗頭になっていただきたい、そういう思いがしますので、よろしく。それは要望としておきたいと思っております。

次に、口蹄疫からの再生・復興についてであります。私は、この再生・復興の基本は、家畜が、口蹄疫になる前の状態、もとに戻ることが再生・復興の基本だと思うんです。それで、こ

の前発表されました導入率、戸数では41.3%、538戸であります。導入頭数で見ますと1万881頭導入されて、そのパーセントは14.9%なんです。この状況が遅いのか順調なのかということをお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫からの復興につきまして、家畜の導入状況については、今、議員からお話があったとおりでございますが、この状況については、韓国での口蹄疫の影響とかもにらみながら検討がされて、こんな結果になっているのではないかと、そのようにも認識をしているところでございます。

○中野一則議員 韓国の今の状況を見てこんなと言われましたが、ということは順調でない、導入状況が非常に遅いという御認識だというふうに理解していいんですか。

○農政水産部長（高島俊一君） 最終的には3年から5年をかけてもとの状態に戻るのではないかと理解をいたしております。これがもう少し早いペースで進むのかなという気はしておりましたが、現状では、「もう少し様子を見てみよう」という声があるというのは事実のようでございます。

○中野一則議員 あいまいな言葉でしたが、遅いから、5年というスパンだから、そのころまでにはちゃんと計画どおりいくという思い、あるいは自信があまりでそういう答弁だったと思うんですけども、仮にこれがなかなか進まない場合には何か対策を打たれると思うんですけども、何か打たれますか。

○農政水産部長（高島俊一君） いずれにしても、県といたしましては、今後とも、特定疾病のない地域づくりとか経営計画の策定の支援など、関係機関・団体とも連携して経営再開に向けて総合的に取り組むとともに、農家の皆

様が安心して再開ができるように全力で支援をしてまいりたいと、そのように考えております。

○中野一則議員 全力で支援して、もとの状態に一年でも一日でも早く戻るように政策を進めていただきたいと思います。

次に、県の口蹄疫復興財団が3月に設立されるようであります。1,000億円の果実、5年間に20億円という話であります。この金額で本当に市町村、あるいは観光、商工の面の復興が可能なのかという疑問があります。もともと300億円必要だということをおの期間に言われておったわけですから、今後不足すると思いません。今後、毎年幾らかずつでも一般会計からの追加予算等をすべきじゃなからうかと思えますが、県民政策部長、いかがお考えでしょうか。

○県民政策部長（山下健次君） 大きな枠組みですけれども、今回の1,000億円の部分はそのうちの一部でございますが、農畜産業の再生のための90億円の国庫補助事業、あるいは元本250億円の中小企業応援ファンド、それから県単独の30億円の取り崩し型基金、こういった財源を活用して、口蹄疫からの再生・復興を行うということでございます。

また、先ほどお話がございましたように、さらに加えて約20億円の——元本は1,000億円ですが、これは市町村あるいは商工業、観光の復興等への取り組みを支援していくということでございます。こういったものを活用して、いろんな対策を講じてまいりますけれども、効果としては、全体的な経済状況にも当然影響されますので、再生・復興を実現するためには、情勢の変化等を見きわめていく必要があると考えております。したがって、今後とも、経済的な波及効果の高い公共事業につきましては、直轄事業

の実施とか国庫補助事業の活用を国に対して働きかけてまいりたいと存じます。さらに、既存事業あるいは他の財源も活用しながら、全庁一体となって取り組んでいく所存でございます。

○中野一則議員 口蹄疫に鳥インフルエンザ、噴火、いろんなことで復興しなきゃなりません。あわせて、必ずすべてが復興するように、お取り組みをよろしく願いしておきたいと思えます。

次に、家伝法の改正であります、今国会に家伝法の改正案が出されるようであります。昨年の口蹄疫、現存の家伝法が全く通用しなかったということでありました。それでやむなく特措法ができて、その中でずっと対処してきました。それが正式に改正案が出るということであり、大きな災害をこうむった宮崎県、いろんな反省すべき面や体験したこと等を網羅したものにならないといけないと思うんですが、そういう要望とかをされたものかどうか。そして、改正案の家伝法の中身は、宮崎県が満足するものであるかを、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 家畜伝染病予防法の改正に係る国への要望につきましては、昨年12月末に担当部局に対して、また去る2月15日には、知事から農林水産大臣に対して行っております。具体的には、国と地方の適切な役割分担の明確化や、早期発見等を確保するための手当金の国による全額支給やペナルティー措置の強化、また、適正な飼養衛生管理の確保や水際対策の強化など、県の検証委員会による提言や、本県の現場経験を踏まえた要望を行っております。現在、国が公表いたしております改正案の概要については、手当金の国による全額支給やペナルティー措置の強化、飼養衛

生管理基準や水際対策の強化など、本県の要望が反映されている点がある一方、疫学調査の実効性を確保するための強制力のある措置など、本県の要望が反映されていない点もございます。県といたしましては、今後ともあらゆる機会を通じて、関係機関・団体とも連携しながら、必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 要望がまだ反映されていない部分もあるという話でありましたが、その辺は県内の国会議員とかいろんなことを通じて、要望がかなう家伝法に改正されるように、いま一度御努力をよろしく願いしておきたいと思えます。

次に、高病原性鳥インフルエンザについてありますが、ことは全国で野鳥を含めているところなどで発生したということであっても、宮崎県で非常に多発した、12例も出たということに、どうも合点がいかないわけであり、4年前も、ちょうど前の知事の就任日に発生しました。そういう反省があるのにもかかわらず……。また、鳥インフルエンザウイルスは潜伏期間というのはほんのわずかと、数時間だということも聞きました。そういうことから、なぜこれが予防できないんだろうか、発生をとめられないんだろうか、こんなに多発したんだろうかという疑問があるわけであり、農政水産部長に、多発の理由をもう一度お聞きしたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 現在までのところ本県では、残念ながら12例の鳥インフルエンザの発生が確認されておりますが、今回発生した農場すべてに国の疫学調査チームが直に入り、飼養衛生管理の遵守状況や、人や物等の疫学関連、さらには農場周辺の野鳥などの調査

を行っているところであります。これまでのところ、中間報告によると、一部の発生農場において、専用の長靴に履きかえずに鶏舎内に入ったり、ネズミが通れるほどの穴やすき間、ネットの破れ等が確認されるなど、飼養衛生管理基準が遵守されていない点が指摘されておりますが、本県で多発している決定的な原因ははまだ特定されていない状況でございます。

○中野一則議員 まず確認しておきたいと思いますが、県独自の疫学調査チームというのはまだできておりませんよね。担当部長。

○農政水産部長（高島俊一君） はい、お話のとおりでございます。

○中野一則議員 原因究明あるいは再発防止をするためにも、これからの対策を打つためにも、国の疫学調査チームというのがあって、いろいろと取りざたされております。口蹄疫のときも県独自のものがありました。県独自の疫学調査チームを発足すべきだと思います。実は鹿児島県はもう発足しているんです。知事、いかがでしょうか、発足する意思はございませんか。

○知事（河野俊嗣君） 疫学調査でございますが、専門家から成る国の疫学調査チームに、国の職員、それから県の職員も一緒になりまして、現在、一つ一つの事例、農場の調査をしながら進めていくということで、この疫学調査チームの調査というものが、まずは基本になると考えております。その上で、議員から御指摘がありましたように、本県だけ12例も続発したということは大変重く受けとめます。またさらには、渡り鳥が多いのではないかというような御指摘もありますし、死亡野鳥で鳥インフルエンザの発生が7例確認されている。また、鳥によって葉物野菜がかなりやられているのではな

いか、そういういろいろな声も伺いましたので、先日も、宮崎大学や野鳥の会の専門家などとの意見交換を行いまして、野鳥の実態、さらには、従来見かけなかったオシドリが多数確認されている、そういうふうな情報交換を行ったところでございます。県といたしましては、野鳥の会に対し、発生農場周辺の野鳥の生息状況等に関する調査などを依頼して、現在そういった作業を進めておるところでございます。可能な限りの原因究明というものに、県としても取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 口蹄疫の場合も、国と県ではいろいろと考えの違いがありましたよね。やはり宮崎県独自ということも取り組まなきゃならないと思いますから、ぜひそういうことで前向きに検討して、一日も早く調査チームをつくっていただくように要望しておきたいと思いません。

次に、稲作、米についてお伺いしたいと思います。

昨年の米価は大幅に下落いたしました。既に県が試算をいたしておりますが、米の産出額、前年よりも47億円減額であります。パーセントで21.6%、驚く数字であります。また、所得補償金30億円を加えても17億円減額、8%であります。これにTPP云々が入れば、米は大打撃を受けて稲作壊滅であります。稲作農家がいろいろなことで非常に心配をされておる。「価格は下がる、将来どうなるのか」と、こういうことでございます。県下に稲作の面積が2万ヘクタールあるわけです。米の産出額が大幅減額した理由と今後の稲作営農のあり方を、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 平成22年産米につきましては、全国的に価格が低下しており

ますが、その要因につきましては、米の消費量の減少や米卸売業者等の民間流通在庫の増加、さらには景気の低迷による消費者の低価格志向等の影響があるのではないかと考えております。このような中で、戸別所得補償では全国一律の水準で米の生産費と販売価格の差額部分が補償されますことから、農家の再生産を確保する上で一定のメリットはあるものの、小規模で生産費が全国平均よりも高く、販売価格との差額部分が大きい本県におきましては、十分な補償が受けられないということも懸念されております。このため国に対して、引き続き、地域の実情に配慮した制度となるように要望を行いますとともに、農地の流動化等の推進により規模拡大を進め、所得補償のメリットを生かせるような経営体の育成を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○中野一則議員 次に、畑かん事業についてお尋ねしたいと思います。宮崎県の畑かん事業は昭和33年にスタートしました。全県下で7カ所の事業所がありますが、驚くなかれ、まだ1カ所しか完成していない。綾川地区だけであります。受益面積が1万8,959ヘクタールあるんですが、未着手面積が8,620ヘクタール、全体の45.5%が、まだ未着手面積ということでございます。このすべての国営事業、平成26年、4年後には完成するということですから、あとは県の事業が残るということになります。本当に未着手面積を完成させる目標というものがあるのかどうかということと、そうであるならば、その手順と完成年度はいつかということをお示ししたいと思います。

それと、今回の組織改正で「畑かん営農推進室」を設置されました。その理由とあわせて御答弁をお願いいたします。担当部長にお願いし

ます。

○農政水産部長（高島俊一君） 農業を基幹産業とし、農地の約半分を畑地が占める本県におきましては、天水に頼った不安定な農業生産から、水を有効活用した生産性の高い農業への転換を図ることが必要であります。このため、近年需要が伸びつつあります加工・業務用野菜をターゲットといたしました畑作営農など、畑地かんがい施設を有効に活用した営農を推進することが重要であります。関連事業の推進につきましては、これまでも、公共事業予算の大幅な縮減の中、予算確保や重点配分を行うとともに、農林振興局に「畑かん営農推進担当」を配置し、営農と一体となった畑地かんがいの推進に努めてきたところでございます。さらに、今回の組織改正では、今御質問がありましたように、「畑かん営農推進室」を新たに設置して営農との連携を強化することで、より効果的な事業推進を図り、早期の完成と効果発現に努めてまいりたいと考えております。

畑かん営農推進室について詳しくお尋ねでございましたので、これについて御説明いたしますと、畑かん営農は、畑地かんがい施設を有効に活用した収益性の高い農業の展開を可能とするものですので、畑地かんがい施設の整備等を効率的に行う事業部門と、生産技術を指導する営農部門との両面から一体的に推進を行う必要があることから、機動的かつ効率的な推進を目的として、この推進室を設置することといたしております。

○中野一則議員 次に、新燃岳噴火対策についてお尋ねしたいと思います。

この噴火は非常に長期化が予測をされております。そうなりますと、今でも大変なのに、すべての面に大きな影響が出ることが想定をされ

ます。これは一県や一市町村ではどうにも対処できないということになると思うんです。だから、国からの支援が必要だ、あるいはまた特措法の制定も必要ではなかろうか、こうも思います。県議会も、今議会しょっぱなに意見書を議決いたしました。また、知事も早目に各省を回られて、大臣等に要請をされました。今後も特段の対策を講じられるように、御尽力を賜りたいと思います。

いろんなところに影響がありますが、今回は、営農、住民への健康、観光に限って被害の状況と対策を、農政水産部長、福祉保健部長、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 新燃岳噴火による健康被害につきましては、呼吸器系への影響や目の症状などが考えられることから、県では当初から、各保健所及び精神保健福祉センターに「心と身体（からだ）の健康相談窓口」を設置するとともに、県庁ホームページに健康被害を防止するための情報を掲載したところでございます。相談窓口には降灰による健康への影響を心配する相談などは寄せられておりますが、健康被害についての相談は現在のところ寄せられておりません。今後とも、県民の健康が守られるよう市町村と連携しながら、火山灰から身を守るための対策の周知と、健康相談への対応を行ってまいりたいと考えております。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 観光の被害状況につきましては、同時期に発生した鳥インフルエンザの影響と明確に分けられないところもございますので、あわせてお答えしますが、2月22日現在把握しているところでは、観光関連イベントの中止・延期が21件、施設の休園等が10施設、ホテル・旅館等のキャンセルが、宿泊延べ1万1,581泊、宴会が延

べ6,040人となっております。以上です。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の火山活動における1月26日の北諸県から南那珂地域への降灰と、28日の西諸県から中部・児湯地域にかけての降灰の影響により、現在までのところ、ハウレンソウなどの露地野菜や飼料作物を中心に、農作物では約4億6,000万円に上る被害が出ております。このため県では、農作物等被害対策会議の開催を初め、野菜などの品目別対策マニュアルの作成とその周知や、普及センターによる営農相談及び現地指導に取り組んでいるところでございます。また、降り積もった火山灰が今後の営農に影響を及ぼさないよう、降灰の量や成分に対応した土壌改良対策を進めるとともに、火山活動がさらに長引く場合を想定し、雨よけハウスなどの被覆資材を用いた対策や、降灰に強い作物への転換について検討するなど、一層の営農対策に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 続きまして、危機管理のあり方、特に災害対策本部の設置ということについてであります。どういう基準で、どういうタイミングで設置されるんだろうかと、今回の噴火で少々疑問に思ったところであります。活発な噴火を始めたのは1月26日の3時前からでありました。そのときの気象庁の噴火警戒レベルは「2」でありました。対策本部を最初につくったのは——その日の午後4時20分には高原町が災害対策本部をつくった。それから遠く離れた日南が27日の午後すぐに、都城においては28日の午前中に対策本部ができた。そういうことで、宮崎県がその後できたわけですが、警戒レベル「2」が「3」になったのは26日の午後6時でありました。それがずっと変わらないまま。それから爆発的噴火というのが27日の15

時41分が第1回目、翌日が第2回目ということですが、宮崎県の対策本部ができたのは3日目、時間的には約50時間後にできているわけです。こういうときの対策本部というのは、どういうタイミングで、どういう基準でできるんだろうか、そういう思いがいたします。総務部長、御答弁をお願いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 県における体制の基準につきましては、警戒レベルで基本的には区分しております。警戒レベル「3」までの間は情報連絡本部、警戒レベルが「4」になれば災害警戒本部、レベル「5」で災害対策本部というのが基準ではありますが、今回の場合には、1月26日に災害警戒本部を設置いたしまして、28日に知事が——私も一緒だったんですが——都城市西岳地区を視察して、多量の降灰が県民生活に深刻な影響を与えている状況から、全庁的な対策を講じる必要があると判断しまして、その日の午後4時に災害対策本部を設置したものであります。

○中野一則議員 県の対策本部の設置は妥当であったという弁解に聞こえましたが、実際は、知事が都城の現場に行かれて、事の重大さに気づかれて指示してできたんじゃないかならうかという思いがいたします。

それから、警戒レベル、警戒レベルというけれども、警戒レベル「4」からが避難準備ですか。そういうところで非常に市町村が対応に苦慮されていると、よく聞くところでありまして、きのうかおとといかも、そういう関係の話し合いがあったようであります。高原町は、警戒レベル「3」であるのに、実際は避難をされておるわけです。地域地域によっていろいろな問題があると思いますが、そういうことを統括する宮崎県が、いち早く対策本部をつくって県

下を指導する、そういうことをしていただきたいと思います。災害は噴火だけじゃありません。地震、津波、台風、あるいは次には武力攻撃事態等も発生するかもしれません。そういうことで基準なり、あるいはタイミングというのを失しないように、よろしく願いをしておきたいと思います。

また、今回の噴火、300年前に大変似ているということであれば、300年前は1年半続いたという古文書もあるようであります。そうすると、この対策本部をずっと終わるまで継続されるのか、時に解除してまた再設置されるのか、その辺はどうなるんでしょうか、総務部長。

○総務部長（稲用博美君） 災害対策本部をここで廃止するかということにつきましては、噴火の警戒レベルの引き下げが一つの目安として考えられます。しかし、今後の噴火活動や降雨に伴います土石流の発生状況等、この辺を十分に見きわめる必要があると思いますので、当分は災害対策本部が存続することになると思います。

○中野一則議員 やはり、きちんとした基準をつくっていろいろと対応されるように、要望しておきたいと思います。

次に、教育行政についてであります。

高校再編問題について、教育長にお尋ねしていきたいと思います。宮崎県学校教育改革推進協議会が2月17日に、県の教育委員会、教育長だったと思うんですが、意見・提言をされたようでございます。それで、小規模高校、特に市内に1校しかない、えびの市の飯野高校、串間市の福島高校、こういうところにはどういう意見・提言であったのかをお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 今後の本県高校教育

のあり方につきまして、平成21年度から2年間にわたり、学識経験者等から構成される、お話の学校教育改革推進協議会及びその内部組織である地区別協議会等におきまして、延べ29回の会議を開催するなどして御意見をお伺いしてまいりましたが、このたび同協議会から、「報告」という形で御提言をいただいたところがあります。この報告の中で、少子化等による生徒数減少に対する対応につきましては、「現行の4学級から8学級の適正規模や統廃合の考え方を踏まえるとともに、高等学校の学校規模や学級編制の標準等に関する国の動向も注視しながら、検討していく必要がある」旨の提言をいただいております。一方で、お尋ねの飯野高校や福島高校につきましては、地域の皆様からは、「地域になくてはならない学校である」などの御意見をいただくとともに、「小中高一貫教育に取り組み、成果を上げているので、その特徴を生かしながら、地域のニーズ等に配慮し、今後のそれぞれの高校のあり方について検討する必要がある」などの提言をいただいたところでもあります。

○中野一則議員 なるだけその意見等に沿った流れで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

けさの新聞には高校一般入試の状況が報道されておりました。定員割れになる学校が、あるいは学科が続出しているというのを一見して思ったところがございます。高校のクラスの基準、先ほどちょっとありましたが、4～8学級で、3クラスも流れで認めているというのが現状であります。それで、高校の1学年2学級、あるいは1学級40人以下ということも、これからは認めていかなければならぬのじゃないかなと思っております。それはなぜかという、
「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標

準等に関する法律」の5条、6条でそのことを認めているわけです。法律が2学級を、あるいは1学級40人以下も認めている。しかも全国の実態を見ますと、1学年2学級というのが35都道府県にあります。ないのは宮崎県を含めて12県のみであります。宮崎県は過疎の県、そしてこれから人口が減少するということで、長期ビジョンをつくって何とかしようということですが、超少子化がこれからどんどん続くことが容易に想定されるんです。そういう中での高校の1学年の学級数、あるいは1クラスの生徒数、その辺は全国にもたくさん例があるわけですから、これから対応していただきたい。教育長の英断のお言葉を求めます。

○教育長(渡辺義人君) お話にありましたように、全国的には1学年2学級の高校はございますし、また御紹介のありました法律においても、そのような書きぶりになっております。しかしながら、このような小規模の学校におきましては、生徒同士の切磋琢磨の機会が減少したり、生徒の希望するさまざまな部活動を開設できなかつたり、学校行事で活気と深まりのある充実した教育活動が展開しにくいなどの課題があると伺っております。また、1学級を40人以下として学級数を維持した場合におきましても、生徒の総数は変わることはありませんので、小規模校としての課題は依然として残ることになります。今後の新たな計画の策定に当たりましては、今申し上げましたような課題、学校教育改革推進協議会からの提言を踏まえながら、いかにして生徒にとって魅力と活力のある高等学校の教育環境を提供するかという視点で検討を行っていくことにならうかと思ひます。

○中野一則議員 全国に例がありますから、先進地をよくよく調査等していただきたいと思ひ

ますし、2学級であっても特色ある学校づくりというものはできるはずですから、前向きに御検討をお願いしたいと思います。

次に、中学校教科書採択についてお尋ねいたしたいと思います。平成23年度が中学校教科書の採択の年度であって、新しい教科書は平成24～27年度4年間使用すると、こういうことになっております。中学校教科書採択に当たっては、教育基本法、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた教科書採択が可能となる環境整備と、教育委員会の権限と責任で同法、同要領改訂の趣旨を反映した教科書採択がなされる取り組みを進めるべきと思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会といたしましては、これまでも、市町村教育委員会等の教科書採択に関する事務について、適切な指導、助言または援助を行うために、法律に基づきまして、学識経験者や保護者などで構成する教科用図書選定審議会から、教科書採択について答申をいただいております。この答申には、一つには教育基本法の目標に即したものであること、学習指導要領に示された各教科の目標・内容に即したものであること、採択地区の実態を考慮することなどの採択の基準が示されております。来年度の中学校の教科書採択におきましても同様に、この審議会から答申をいただくことにしており、県教育委員会といたしましては、この答申に基づき、県内の各採択地区で適正な教科書採択が行えるよう、今後とも指導、助言または援助に努めてまいりたいと思います。以上です。

○中野一則議員 次に、警察行政について、本部長にお尋ねしていきたいと思います。

23年、本年の県警の運営重点事項は、「街頭

犯罪等の抑止・検挙と犯罪の起きにくい社会づくりの推進」ということであります。既に、刑法犯の認知件数がどんどん下がっているという実績が出ております。県全体を見ますと、20年と比較した場合の22年ではありますが、減少率が21.2%という実績でございます。ところが、えびの警察署、同じ期間の減少率、実に46.6%という数字が出ております。なぜだろうかということで、私なりに思いを含めて調査させていただきました。

えびの署管内の減少について、飯野駅前交番を例にとりながら説明しますと、まず民間の協力が非常にあったということです。どこもあるんだと思いますが、飯野駅前交番連絡協議会の会員の皆さん方が非常に一生懸命取り組んでいる。創立20周年の記念大会がこの前ございましたが、すべての祭事には積極的に出て、防犯活動をされたり、青パトによる巡回もしょっちゅうされている、こういうことがいろいろと功を奏しているのではなかろうか。それから、飯野駅前交番は駅舎の構内にあるわけですが、飯野駅前の区民の皆さん方、ここで「といちらかさん会」というのができておりますが、ここが駅の官舎を管理しながら徹底した管理、清掃をされる。特にトイレの清掃を徹底されるということで進められております。そういう民間との協力の関係。

それから、えびの署の取り組みです。ここが放置自転車の徹底防止、あるいは盗難自転車の徹底捜査、言うなればニューヨーク市の有名な割れ窓理論、これを徹底して実践されたということでございます。その結果であります。自転車の盗難認知件数が大幅に減少しました。県全体は、20年に対して22年は減少率わずか6%なんです。ところが、えびの署の場合は減少

率76.5%、この数字が、さっき言った刑法犯の認知件数減少、えびのが顕著な数字が出ているゆえんであらうと思っております。警察と民間が協力しながら、時にはあうんの呼吸で取り組んだ結果であらうと。それで、飯野駅前を利用される皆さん方、特に高校生のマナーが非常によくなったという評価もよく耳にしているところでございます。

それで、えびの警察署、飯野駅前交番を含めたことでありますが、その周辺の今言った事例を警察本部長はどのように評価しておられるかということと、これから進める「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」を今後どのように取り組まれるかということ、それと青パトへのガソリン代等の支援は考えられないものかどうかということについて、警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） ただいま、えびの警察署並びに住民の皆様方の熱心な取り組みを御紹介いただきまして、まことにありがとうございます。お話のありましたとおり、年々犯罪発生、刑法犯認知件数は減少しておりますが、特にえびの警察署管内における減少率は大変高いものがございます。これはとりもなおさず、えびの警察署による検挙・防犯活動もございますけれども、やはり、自主防犯ボランティアの方々を初め関係機関・団体ともに連携し、地域に密着した地域安全活動を積極的に推進していただいている、これが功を奏したものだというふうに考えております。

また、今後の犯罪の起きにくい社会づくりでございましてけれども、現在活動していただいている民間ボランティアの皆様方の活動をより一層活発にさせていただくということ、さらに、業種や世代を超えた幅広い県民の皆さんに参加を

していただく重層的な防犯ネットワークを整備していくということと、警察のほうからも身近な犯罪や地域安全に関する情報をタイムリーに提供していくというようなことで、社会の規範意識の向上と、きずなの強化を図って、犯罪の起きにくい社会づくりを進めていく所存でございます。

青パトにつきましては、現在、県下で民間ボランティアによる青パト、55団体、365台が運用されている状況であります。ガソリンの支援につきましては、他県の状況を参考にしながら、自治体を初め関係機関とも連携をしてみたいというふうに考えております。

○中野一則議員 犯罪の起きにくいというよりも、犯罪のない社会づくりのために、いま一層の御尽力を賜りたいと思います。

次に、入札制度についてお尋ねしていきたいと思っております。

過去4年間の県政の中で、県内建設業者がどのような状況にあったかということですが、倒産件数が160件、従業員数が1,887人、実際は失職されたということですが、もちろん倒産件数のほかに、廃業されたり規模縮小をされているわけですので、多くの失業者が想定されるわけですが、この急激になった原因というのが、あながち条件付一般競争入札だけではないと思っておりますけれども、この影響は非常に大きかったと判断をいたしております。我々自民党あるいは自民党県連は何回となく、予定価格3,000万円未満の公共工事を指名競争入札に復活してくれと、こういう要望、提言をしてきているわけですが、知事の政策提案の中に、そのことを明確にした文言はないようであります。それと、1月21日の就任記者会見で、「指名競争入札の復活は今の段階では

考えにくい」と発言もされております。知事も前任者からの引き継ぎ、立場、いろいろあるだろうと思いますが、この4年間のうちに指名競争入札の復活はあり得るかないかだけをお答え願いたいと思います。知事よろしくお願ひします。

○知事（河野俊嗣君） 重要なテーマですので丁寧に答弁をさせていただければと思うんですが、入札制度でございます。地域企業育成型を初めとする総合評価落札方式の拡充など、これまでの取り組みによりまして、公正、透明で競争性の高い制度が構築されたという認識しております。しかしながら、建設投資の大幅な減少でありますとか、一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、景気の悪化もありまして、建設産業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあると認識をしております。社会資本整備の担い手である建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たす——昨年の口蹄疫のときもそうですし、今の新燃岳の降灰の対策につきましても、大変重要な役割を果たしていただいていると認識をしております。また、地域経済と雇用を支える重要な産業の一つでありますので、建設業が健全に発展することも大変重要なことであると認識をしております。入札制度につきましては、これまでの改革を踏まえつつ、基本的には一般競争入札の枠組みの中で、適正な施工の確保や建設業の果たす重要な役割をしっかりと踏まえまして、幅広く意見を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 先ほどの口蹄疫の対策の問題や鳥インフルエンザ、噴火のことで非常に建設業者が一生懸命御尽力しておられるという話をされました。やはりこういうのができるのも、それぞれの地域に満遍なくこういう業者が配置

されていることでそういう対応ができるわけですので、地域性を考えて、ぜひ、自民党が要望している形を一日も早く実現していただくように、再度よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

次に、医療・福祉行政についてであります。

まずは医療対策、非常に医師が宮崎市周辺に偏在をしているという状況、市町村立病院の医師不足、大幅に不足しているという状況、県内にまだ無医地区が、諸塚村や椎葉村、日之影町等に17地区あります。この実態をどのように福祉保健部長は認識され、また対策を打たれようとしているのかをお尋ねしたいと思ひます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県の無医地区は、平成21年の調査によりますと、8市町村17地区となっております。また、県内医師数は年々増加しておりますが、その半数以上が宮崎東諸県圏域に集中しており、地域的な偏在が顕著であると認識しております。さらに、市町村立病院・診療所においても、平成22年4月現在、13医療機関で27名の医師が不足している状況にあります。このような医師不足や地域偏在は、地域医療の確保に重大な影響を与えていると考えておりますので、今後とも引き続き、自治医科大学卒業医師の配置や医師修学資金の貸与、宮崎大学「地域医療学講座」への支援など、市町村や医師会、宮崎大学等と連携しながら、医師確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、医師確保対策についてお尋ねしたいと思ひんですが、医師を確保するということは、全国共通の課題であるようであります。ですから、取り組みも共通点があるところはあるわけですが、宮崎県独自の対策というのはどういうものがあるかということをお願ひします。

いただきたいということと、今までに確保のための予算をどのくらい費やしたんだろうか、使ったんだろうかということを探ねたいと思います。また、その結果、成果というものはどのようなものがあつたのか、あるいは見通しを含めて成果をお聞きしたいと思います。福祉保健部長、よろしくお願いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) まず、本県独自の医師確保対策でございますが、公立病院等を有する市町村と医師確保対策推進協議会を設置いたしまして、ホームページによる求人情報の発信や、みやざき地域医療応援団への登録呼びかけ、病院説明会等を開催するとともに、宮崎大学の医学部講座等において、県内高校生に対し地域医療の魅力や地域枠、地域特別枠の説明を行いますとともに、医学生を対象とした「へき地医療ガイダンス事業」を実施しているところでございます。

また、これまでの対策に要した予算等でございますが、県では、医師の養成を図るため、自治医科大学の運営費負担や医師修学資金貸与事業を実施いたしますとともに、僻地等の医師を確保するため、医師派遣システムや市町村と連携した医師確保対策推進協議会での活動などさまざまな取り組みを行っており、平成22年度予算で約3億2,000万円、過去5年間で約9億8,000万円の予算を計上しております。このような取り組みによりまして、自治医科大学卒業医師を僻地公立病院等へ毎年10名程度配置するとともに、医師派遣システムで確保した2名の医師や、医師確保対策推進協議会の活動で確保した4名の医師に、公立病院等で勤務していただいているところでございます。また、医師修学資金貸与者も現在49名となっており、近い将来、僻地公立病院等での勤務が期待されると

もに、宮崎大学「地域医療学講座」から公立病院への医師派遣も始まるなど、今後、成果が出てくるものと考えております。

○中野一則議員 手を緩めることなく、今後もこの対策には一生懸命取り組んでいただいて、無医地区の解消なり医師不足というものの解消に努めていただきたいと思います。

次に、ドクターヘリについてお尋ねしたいと思います。ドクターヘリは平成24年度からスタートということですが、まずは県下全域に発着が可能か、ヘリコプターがおりられなければ意味がないわけですから。また、新たなヘリポート等をつくる必要があるのかということ、まずはお尋ねいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) ドクターヘリの航続可能時間は約2時間で、飛行可能距離は約400キロメートルと言われておりますので、宮崎大学医学部附属病院からの出動に関して、県内全域をカバーできるものと考えております。また、安全性が確保されれば、県内どこでも離着陸を行うことが可能であります。

○中野一則議員 それと、このドクターヘリへの出動要請、だれかが要請しないとドクターヘリは飛んでこないわけですが、消防が要請するという話を聞いております。ですから、消防に医学的・高度な判断なり知識がないと要請ができないはずですよ。それで、常備消防があるところは既に日常業務で確実な要請が可能だと思いますし、また不足するところは一生懸命、今取り組まれていると思います。そういう考え方でいいのかということと、西臼杵、入郷、西米良村、3町村が非常備地区で消防がありません。それで、こういうところの対応は、医学的な判断をして要請するわけですから、それが間違いなく対応できるのか、万全なのかというこ

とを福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） まず、事前の訓練の状況についてでございますけれども、ドクターヘリの運航に当たっては、消防機関との連携が重要であります。このため県では、救急隊など消防機関職員をドクターヘリを運航している先進病院へ派遣し、研修を行っているところであり、今年度末までに65名が受講予定となっております。

また、非常備消防町村での対応についてでございますけれども、非常備消防町村における救急搬送は、役場の消防担当職員や病院職員等が行っており、重症患者の場合は医師が救急車に同乗して現場に赴く町村もございます。ドクターヘリの要請は、医師が救急車に同乗している場合は問題はないものの、役場の消防担当職員等の場合は、その判断に迷うものと思われまふ。このため、非常備消防町村の消防関係職員等を対象とした研修を実施するとともに、非常備消防町村の意見も踏まえ、今後、宮崎大学で策定するドクターヘリの要請基準等に生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中野一則議員 大変重要なことでもありますから、県下満遍なく、いつでもドクターヘリがきちっとした要請で行って、1名でも助かるような状況をぜひ構築していただくように、お願いしておきたいと思ひます。

次に、県立看護大学に関して質問していきたいと思ひますが、卒業生の県内就職への取り組みとその成果を福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県では、県内就職率向上のため、平成21年度入学者から本県出身者の推薦枠を18名から25名に拡大したほか、県立病院の就職説明会への積極的な参加を

学生に促すといった取り組みを行っているところでございます。また、県内への就職を促進するためには、研修体制の充実も重要であることから、本年度から県内25の医療機関で新人看護職員卒後研修を実施しているところであります。このような取り組みにより、本年度の県立看護大学卒業生の県内就職率は、2月16日現在で45.1%と、前年度の38.9%を上回る見込みとなっております。

○中野一則議員 それと、看護大学には20億円の基金があつて、その運用益でいろいろな事業に取り組まれております。ところが、学術研究支援事業がこの10年間で物すごく低迷いたしております。平成21年度は10年前の10分の1の420万円しか使わなかったということではありますが、この支援事業の低下の理由と、学術研究の実態はどうかを福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 看護学術振興財団では、平成15年度までは基本財産の運用収入と県からの補助金で学術研究支援を行ってまいりましたが、県の厳しい財政事情もあり、近年は主に運用収入での事業支援となっております。事業内容としては、がん対策に係る看護領域からの学術研究や、地域が連携した看護ケアシステムの構築に関する研究、あるいは看護学生を対象とした交換留学など国際交流の促進、地域住民を対象とした公開講座など生涯教育の振興といった事業が実施されております。

○中野一則議員 これからもそういう事業に取り組まれると思ひますが、この基金制度は来年度から新しい制度になって、今までは運用益を使っておつたんですが、これからは金額も半分になって取り崩しの形で使っていくと、こういうことになります。今後の学術研究の取り組み

の必要性と、どのくらいの研究費が要るかをお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 「医師・看護師等育成・確保・活用基金」についてでありますけれども、これは医療・看護に携わる人材の育成や資質向上等に係る事業として、学術研究の支援やキャリアアップを図るための研修事業、就労環境の整備事業等を想定しております。財団で支援してきた学術研究事業につきましては、当基金の趣旨に合致するものでありますので、今後、基金の活用について検討してまいりたいと考えております。事業規模につきましても、これまでどおりの相当程度でということと考えているところでございます。

○中野一則議員 やはり、学術研究というのは教育レベルを向上させる、あるいは先生たちの研さんにもつながると思うんです。いわんや優秀な看護師を育成するということでありますから、今後とも一生懸命、あるお金は使っていくと、研究していくということやっていただく。そういうことが大学の存在価値を高めることにもつながって、優秀な生徒がどんどん入ってきて相乗効果が生まれると思いますから、よろしく願いしておきたいと思えます。

次に、社会福祉事業団についてお尋ねしていきたいと思えます。自立化交付金40億円でしたが、この執行残12億8,000万円があるわけです。これを修繕積立金ということで今積み立てられておりますが、新たな施設修繕計画はどういう計画であったのかということと、平成22年度の執行実績を福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 施設修繕費等積立金の残高は、平成21年度末で約12億8,000万円となっております。今後、ひかり学園のプリンクラー整備や、ひまわり学園の外壁改修

工事等、順次改修を行い、平成25年度までに全額執行される予定であります。また、22年度につきましては、約7億2,000万円の執行を予定しておりましたが、その大半を占める向陽の里自閉症棟の整備に必要な開発行為や建築確認の作業に時間がかかり、23年度に約5億円を繰り越さざるを得なくなったため、約1億5,400万円の執行見込みとなっております。

○中野一則議員 本来ならば、過去5年間、平成21年度までに40億円すべてを使い切らなければならなかったものを使わなかった。特に修繕費等の分が残って、こういう形になっておりました。今回もまた7億円のもの5億でしたか残ったということでもあります。この繰り返しが6年前からずっと来ているんです。ですから、きちんとした計画を立ててする。事業団には古い施設がたくさんあって、早急に修繕しなきゃならないという声をよく聞くわけですから、今後も計画的に使っていただきたい。こういう繰り越し、繰り越しで使っていかなければ、一たん事業団に返還を求めて、ぴちっとした計画を立ててから、新たにまた交付すればいいことだと思っております。そういうことを要望しておきたいと思えます。

それと、経営陣、スタッフの自立化は達成されたのかをお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 事業団からは毎年度、円滑な組織運営や経営改善の推進のため、県職員の派遣等が求められているところですが、事業団の自立化のためには、人的にも自立した経営が確立されることが重要であると認識しております。このため、県職員の派遣等につきましては、要請に応じて、自立化事業実施前の平成16年度までは、現役職員を10名程度派遣しておりましたが、自立化事業がスタ

一トした17年度以降、年々派遣者数が減少し、平成22年度には現職2名、県OB職員3名の計5名となっております。今後とも県職員の派遣等につきましては、自立を促すことを念頭に置き、その必要性を十分検討した上で対応していくこととしております。

○中野一則議員 一年でも早く経営体制も自立化が図られるように、よろしく御指導ください。

次に、子育て支援についてお尋ねしたいと思います。

知事は、「日本一の子育て・子育て立県」ということを大きな柱にして、午前中もありましたが、基本政策に「人財づくり」というものを提唱されております。しかし、「日本一の子育て・子育て立県」といっても、成果をイメージすることがなかなかできないんですが、知事、どのようにイメージすればいいか、具体的に例を挙げて御説明願いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 本県は、元気な子供をはぐくむ豊かな自然でありますとか地域のきずなが残されており、保育所の待機児童がゼロであるなど保育環境が充実しております、全国の中でも子育てがしやすい環境にあると考えております。また、平成20年に民間のあるシンクタンクが発表した「いい子どもが育つ」都道府県ランキングにおいても、本県が全国トップであったというような状況があるわけでありませぬ。私は、本県の大きな財産である「きずな」を大切にしながら、子育てや子育てを社会全体で支えることにより、県民の皆様が安心して子供を生み、子育てが楽しいと実感できるような、子供たちが夢や目標を実現し、未来を切り開くことができるような「日本一の子育て・子育て立県」を目指してまいりたい、そういう方

向性を示させていただいたところでありませぬ。

○中野一則議員 子育て日本一を目指す知事の思いは、非常に強いものがあると思うんです。であるならば、初年度からいろいろと事業が取り組まれていると思うんですが、福祉保健部長に、日本一を目指す初年度である平成23年度に、どういう事業内容、そしてまた予算額で対応されようとしているのかをお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 平成23年度当初予算におきましては、今回、義務的経費や経常的経費を中心とした骨格予算ではありますが、子育て支援対策の主な事業としましては、その基本となるものとして、保育所の運営費用や子ども手当の支給に係る負担に加え、社会全体で子育てを応援する機運の醸成や、地域における子育て支援体制の充実、さらには児童虐待対策の強化など約133億円をお願いしているところでありませぬ。以上でございます。

○中野一則議員 133億円を使って日本一を目指すそうということですから、実現に向けていろいろと取り組んでいただきたいと思います。

その133億円の中には子ども手当も入っていたように答弁がございましたが、その子ども手当についてお尋ねしたいと思います。県の負担額は約26億3,000万円です。それで県議会も、実は12月7日の議会で、「子ども手当財源の地方負担に反対する意見書」というものを全員一致で議決させていただきました。つまり、全額を国庫負担にすべきだと、こういう意見書なんです。県下のすべての市町村が、同じ趣旨でこの意見書を可決されております。また、地方負担を拒否する地方公共団体もあるわけ。宮崎県はこの負担分を予算化して今回提案しておられるわけですが、しょっぱなから県負担を予算

化した理由と、子ども手当に対する知事の政治的スタンスを、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように、県といたしましては、これまで、国と地方の役割を明確にして、子ども手当のように全国一律に実施する現金給付につきましては、国が全額を負担すべきであるという主張を、九州知事会や全国知事会などを通じて一貫して強く行ってきたところではありますが、地方負担が再び継続されることになったことは、まことに遺憾に思っているところでもあります。国は、平成24年度以降の制度設計に当たりましては、国と地方の会議の場において、国と地方の役割分担や費用負担のあり方を含め、地方の理解が得られるよう十分な協議を行うということですので、来年度の子ども手当の県負担分については、県民の皆さんの不安感を解消し、市町村が混乱をしないよう、当初予算に計上して、国の動向を注視しているところでもあります。

子ども手当につきましては、子育てにかかる経済的負担の軽減につながるものであり、さらには次代を担う子供の育ちを社会全体で応援する観点から実施されたところでありまして、子供を安心して生み育てることのできる社会の構築に向けた手段の一つ、取り組みの一つであると考えております。しかしながら、財源の一部につきまして地方の負担が継続して求められていることなど、解決すべき課題が残されているものと考えております。

○中野一則議員 子ども手当が完全実施、すべての子供に2万6,000円ということで実施されれば、県の負担もまだまだふえるわけですけれども、そういう中での「日本一の子育て・子育て立県」が予算の上からも実現可能かということ

を、知事にお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 非常に大きなテーマ、重要なテーマでありますので、さまざまな方策を講じることにより、その実現を図ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 せっかく、「日本一の子育て・子育て立県」を目指されているわけだから、この政策実現のために力点を置くべきだと。そうしたときの子ども手当へのお金も加えては、何のための政策かということになりますから、国に強く、国負担ということを、知事のほうもどんどん要望していただきたいと思います。すべて予算が通るか通らんかは、これからの議会の動向次第だと思いますから、よろしく願いしておきたいと思っております。

次に、県立病院の再建計画についてお尋ねしたいと思います。平成22年度で6,800万円の黒字化を目指した中期経営計画、ところが、残念ながら7億円の赤字が見込まれるということでございます。基準年度の平成17年度が31億円の赤字であったことからすれば、その成果は大変大きいというふうには、努力はされたなということに、私自身も評価をいたしますが、達成できなかった第1期の計画を、端的に病院局長に総括していただきたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 第1期計画では、計画年度の最終年度であります平成22年度に、3つの県立病院すべてにおいて単年度の黒字化の目標を掲げまして、診療報酬の7対1入院基本料の取得や業務委託の推進を初め、さまざまな経営改善を職員一丸となって取り組んできたところでございます。計画策定時には想定していなかった全国的な医師不足の影響等から、単年度黒字化という目標の達成は厳しい状況にございますが、ただいま議員から御指摘い

いただきましたように、17年度スタート時といたしますか、その前に31億円程度であった赤字が、今年度は、7億円程度まではいかない、6億円程度に圧縮できる見込みが立ったところでございます。こういうことで、この計画期間中に約25億円の収支改善が図られたところでございまして、職員のコスト意識の向上や経費節減の徹底により、赤字体質の改善が相当程度進んできたのではないかと認識をしているところでございます。

○中野一則議員 努力に努力をされた結果がそういう数字であります。2期計画はわずか3年で黒字化ということを目指されております。達成への自信のほどと、収支目標や基本方針を病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 病院運営の根幹であります医師確保に確実な見通しが立てられない状況にあるなど、さまざまな課題が山積しておりますが、第1期計画の成果を踏まえまして、職員が一丸となって経営改善に取り組むことにより、3県立病院全体としての収支均衡という目標は達成できるものと認識をいたしております。

○中野一則議員 次に、県立病院の赤字の累計は276億円が見込まれておりますが、これに対する病院局長の御認識と対策をお聞きしたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） ただいま御指摘の累積欠損金でございますけれども、昭和39年度に地方公営企業法の財務規定を適用して以来の毎年度の収支差を積み上げたものでございまして、収支が赤字であった年はふえますし、黒字であった年は減るということを繰り返して今日に至っているものでございます。したがって、病院局といたしましても、今後一層この

経営改善を進め、累積欠損金の増加に歯どめをかけてまいりたいと、このように考えております。

○中野一則議員 累積赤字が少しでも減るように、御努力を賜りたいと思います。

県立病院は宮崎市、延岡市、日南市の3カ所にあつて、ないところがたくさんあるわけですが、ないところには市町村立の病院があります。先ほどの答弁で27名が不足しているということでありましたが、県立病院と市町村立の病院との連携というものは考えられないかどうか、あるいはまた、どういう御指導をしようとしているのかをお尋ねしたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立病院の使命と役割、これは既に御承知のとおりでございます。3地域に3病院ございますけれども、それぞれ患者さんにつきましては、各地域からその地域の中核病院あるいは基幹病院ということで御利用いただいております。引き続き、各地域からの最後のとりでということで、その使命と役割が果たせるように、今後とも魅力ある病院づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○中野一則議員 県立病院と市町村立の病院がうまく連携するように、よろしく願いいたしたいと思います。

以上で自由民主党の代表質問のすべてを終わります。（拍手）

○中村幸一議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時3分散会

2月24日（木）

平成 23 年 2 月 24 日 (木 曜 日)

午前 10 時 1 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 8 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 11 番 武 井 俊 輔 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 農 政 水 産 部 長 | 高 島 俊 一 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 代表質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、新みやざき、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。新みやざきの田口雄二でございます。新みやざきを代表して質問をとり行います。

河野俊嗣知事が就任して最初の、そして私たち県議会議員にとりまして今任期最後の議会となります意義深い議会におきまして、私自身の選挙直前にもかかわらず、質問の機会をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

まず冒頭に、昨年の家畜の伝染病口蹄疫により未曾有の被害が発生し、新しい知事のもと、再生・復興に向けてスタートしようとするそのやさき、河野知事の就任時に発生した高病原性鳥インフルエンザがこれまで県内12カ所の養鶏場で発生し、約96万羽もの鶏が殺処分されました。そして、1月26日から霧島連山の新燃岳が突然大噴火をし、県民を大きな不安と恐怖に陥れ、間もなく1カ月を迎えようとしているにもかかわらず、いまだ予断を許さない状況です。この間、養鶏業者や、関連して被害を受けた皆さん、広範囲に降灰し、農業を初め小売業、観光等のさまざまな分野で大きな被害を受けた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、お隣の鹿児島県を初め、全国よりボランティアや義援金をいただきまして、心からお礼を申し上げます。一刻も早く鳥インフルエンザも新燃

岳の大噴火も終息して、安心・安全の日が来ることを願ってやみません。また、被害を受けられた皆さんへの復興対策をしっかりと構築し、私たちが国に対して財政的な手だてをしっかりと要望してまいります。

さて、河野知事、改めまして、このたびの知事選に圧勝し、第53代宮崎県知事に御就任されましたことを心よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。しかし、就任したことの感慨に浸る暇もなく、就任当日に鳥インフルエンザが発症し、追い打ちをかけるように新燃岳の大噴火と、まさに息つく暇もないほどの約1カ月間でした。本当に御苦労さまでした。昨年の口蹄疫に続き、なぜこんなに本県に試練が次々と与えられるのか、やりきれない思いもいたしますが、まだ気が抜ける状況ではありません。引き続き、対策は万全を期していただきますようよろしくお願いいたします。

さて、議員側の席から見れば、昨年まで座っていた副知事席から1つ隣の席に変わっただけのようにも見えますが、その持つ意味は全く違います。総務省から本県に出向し、3年で霞が関に帰る予定が、前々知事の途中辞任、逮捕という大ハプニングに見舞われ、想定外の副知事就任、この間、政権交代もあり、霞が関に早く帰らないと浦島太郎になってしまうと心配したのではないのでしょうか。しかし、宮崎にいたことによって、これまで接したことのない異質のタレント出身の東国原知事と仕事をともにすることによって、また新たな運命が待ち構え、このたび、東国原前知事の後継者として知事に就任いたしました。東国原前知事のようなインパクトのある発信力は、彼特有のものでありますから、ちょっと難しいとはいってしまっても、若さと行動力、柔軟な発想でさまざまな困難を乗り越って

いただきたいと存じます。私たち県議会も、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳等々の被害からの再生・復興に向けて、県民総力戦とともに全力で取り組んでまいる所存です。

さて、昨年末の選挙戦では、副知事時代と違って、知事候補として県内一円をくまなく回ってこられました。改めて本県のよさや改善すべきところ等々、また地域経済が疲弊している上に口蹄疫が与えた影響など、課題も多く見てこられたと思います。改めて本県のトップリーダーとなる知事候補として県内をつぶさに見て回り、またたくさんの御意見を県民より伺ったと思いますが、本県を違った立場で見ての知事の御感想をお伺いいたします。

次に、今回の知事選挙についてお伺いいたします。高支持率で本県の知名度を格段に飛躍させた前知事の後任選出、そして未曾有の被害により本県を疲弊させた口蹄疫からの再生・復興の責任者である本県のトップリーダーを選出する大変重要な知事選挙であったにもかかわらず、選挙そのものが盛り上がり、県民の関心も上がり、非常に低調なままでした。選挙が相次ぎ、県民に選挙疲れがあったのか、選挙結果が大方予想できたこともあるのかもしれませんが。そんな中、本県出身者がいないとの声をよく聞きました。そして、その声にこたえるように、選挙直前になって、本県出身の元県幹部が突然選挙戦に加わってまいりました。「やっぱり地元が頑張らなくちゃ」とポスターに大きく書き込んだ元県幹部以外は、すべて県外の出身であり、本県出身ということが一番のセールスポイントになっていたようにも思えます。地元出身であるか否かについて、それが一つの判断材料とされるところもありますが、どこの出身であれ、本県のために全身全霊をなげうってく

れる方が最良の選択と言えます。広島県出身の河野知事は、今回の選挙結果についてどのように総括されているのか、また本県出身であるか否かという首長選の判断基準についてどうお考えか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終了し、残りの質問は質問者席においてとり行います。知事を初め関係部長の簡潔な御答弁をよろしくお願い申し上げます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、知事選挙中の所感についてであります。選挙期間中に一人の候補者として県内各地を回る中で、県民の皆様の生の声を伺いまして、地域の実情を目の当たりにしたことで、口蹄疫の及ぼした影響の大きさ、景気・雇用情勢の深刻さ、社会資本整備のおくれなども実感いたしました。また、各地の商店街がシャッター通り化している実態というのもありますし、かつてない不漁にあえぐ漁業の実態、こういったものもつぶさに見たところがございます。地域や県民生活の大変厳しい現実を改めて実感させられたところでもあります。また、県庁を離れてみますと、県の施策や県の考え方というのが県民の皆様には十分に伝わっていないのではないか、十分に理解されていないのではないか、そういう面があることも実感したところでもあります。

しかしながら一方で、穏やかで優しい、人情味豊かな県民性、またその県民性に秘められた強さというもの、さらには豊かな自然、活力のある中山間地域の存在などに触れまして、本県の大きな可能性を感じる事ができたように思います。特に、中山間地域における地域の結びつき、きずな、人と人との助け合い、こういっ

たものは、これまで高度成長期におきましては都市部がある意味地域づくりをリードしてきたのかもしれませんが、これからの時代を読み解くヒントというものはむしろこういう中山間地域にこそあるのではないかと、こういう地域こそが今の時代の最先端を行っているのではないかと、そういうような思いもしたところであります。こうした肌で感じた経験を、これからの県政運営や施策立案に反映させていきたいというふうに考えておりますし、今後とも、現場の実態、実感を大切に現場主義を徹底してまいり所存であります。

次に、今回の選挙結果についてであります。さきの知事選挙におきまして、これまでの県政を継承し、さらに発展させていきたいという私の主張を、多くの県民の皆様にご支持いただき、当選をさせていただいたところであります。心から感謝申し上げますとともに、与えられた職責の重さに、改めて身の引き締まる思いがいたしておるところでございます。私は、本県出身ではありませんが、5年半にわたり総務部長、副知事として県政運営に携わってまいりましたので、本県の事情でありますとか、県庁における仕事の進め方というものは十分に承知しておるところであります。また、公私ともに、多くの方々と出会い、人情味豊かな県民性に触れる中で、今や本県は私にとって第二のふるさととなったというところでもあります。本県におきましては、多くの県外出身の方が、また県外にルーツを有する方々が、それぞれの分野で活躍しておられるところでもあります。その多様性を受け入れる寛容な地域性こそが本県の活力となり、魅力となっているのではないかと、いうふうに認識しているところであります。選挙戦の中で強く感じたことは、どこで生まれどこ

で育ったかということではなく、宮崎に対するどういう情熱を持ち、どういう愛情を持って宮崎をどういうふうに率いていきたいのか、宮崎の未来をどのように築いていきたいのかという、あくまで具体的な政策なりが大事であって、政策論議こそ必要ではないかという思いを強くしたところであります。今後とも、私の政策提案でお示しをしました政治理念、また基本政策を踏まえまして、「明日のみやぎの礎づくり」に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。実は、私はこの4年間の本会議で知事に質問したことは一度もありませんで、今回が初めての質問になりました。御答弁ありがとうございます。

私は、恐らく河野知事は、宮崎県の知事では最年少で就任したのかと思っておりましたが、調べてみましたら、戦後最初の知事は42歳でなった方がいらっしゃるようで、残念ながら最年少ではありませんでしたけれども、2番目に若い知事のごようございます。まさに若さと情熱で宮崎県を引っ張っていただきたいと思っております。

前知事は宮崎県に骨を埋める覚悟でと、その決意をあらわしていましたが、河野知事も当然その覚悟でしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。宮崎県に骨を埋める覚悟と言っていた東国原前知事は、わずか1期であったという間に宮崎を去ってしまいましたので、河野知事におかれましては、しっかりと足を地につけた県政運営をよろしくお願い申し上げます。

次に、東国原前知事が本県のトップリーダーから離れて約1カ月経過いたしました。終日県

庁に訪れていました観光客は、新燃岳等の影響もあるとは存じますが、めっきり減少してしまいました。みやざき物産館の売り上げも大きく減少していることと予想され、まるでうたげの後のような様相も呈しております。県民の支持率をバックにした県政運営、本県の知名度の大幅なアップ、トップセールスによる物産販売、県発注工事の入札制度改革、国とのバトル等々いつも話題の中心でした。

しかし、マニフェストの目玉の一つでありました新規立地企業の100社を任期終了間際に達成しましたが、この間、入札制度の大幅変更等の要因で、それを上回る353社の倒産企業となり、新規雇用を上回る失業者を生み出しました。有効求人倍率は平成19年時で0.67倍であったものが平成22年には0.45倍、完全失業率が平成19年時で3.3%から平成21年度は4.4%と悪化しています。また、医師の偏在はより顕著になり、県内各地で深刻な医師不足となりました。行財政改革は進まず、県の財政も税収の大幅な減少と多額の借金でさらに深刻な状況に陥っています。

今、振り返ってみると、リーマンショックや口蹄疫などの要因はありますが、この4年間は一切何だったんだろうと思えるほど変わっていません。逆に疲弊だけがさらに加速し、くたびれ果てた宮崎が残ったようにも見えます。そこで、知事にお伺いいたします。この4年間ともに携わってこられた東国原県政の1期4年をどう総括されますか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東国原前知事の就任当初というのは、官製談合事件があり、また鳥インフルエンザが発生し、大変暗い空気に包まれていたところではありますが、官製談合事件等で失墜した県民の皆様の県政に対する信頼の回復

というものもありました。また、今御指摘のありましたように、独自の発信力を駆使しまして本県や特産品のPRをし、その知名度を飛躍的に上げたというのが非常に大きな功績としてあったと考えております。

また一方で、こうしたPR面での功績の面での印象が余りにも強いので、私としては、ほかの分野の冷静かつ客観的な分析評価というものが十分にできていない、難しいのではないかと、いうふうに思っておりますが、リーマンショック以降切れ目なく実施した経済・雇用対策というのがあります。補正予算、当初予算合わせて11回の予算措置もしたところであります。また、高速道路や港湾などのインフラ整備でありますとか、乳幼児医療費助成の拡大、災害時安心基金の設置、さまざまな行財政改革、県民生活に密接に関連する施策などでも一定の取り組みを行い、成果を上げたものというふうに整理をしておるところでございます。

しかしながら、県政運営や施策の実施に当たりまして、県議会の皆様を初め、市町村や関係団体等との対話が十分になされていなかったのではないかと、いう厳しい御指摘をいただいております。これは、補佐すべき副知事の立場にあった私としても十分反省をすべきところというふうに受けとめておるところでございますので、こういった点も勘案しながら、十分受けとめながら、私としては、対話と協働の県政に今後とも取り組んでまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

次に、東国原前知事は口蹄疫に関連して、「知事として限界を感じた。国のシステムを変えなければならない」と表明し、1期4年で知事を辞任いたしました。しかし、全国的には、

今、去就が目立っています東京都の石原知事、松沢神奈川県知事、上田埼玉県知事、森田健作千葉県知事、先ほど誕生いたしました大村愛知県知事等々、全国には限界を感じたと言われた知事職に国会議員から就任した知事が多数います。前知事が師匠のようにしていました三重県の北沢元知事も、やはり国会議員からの転出でした。政令指定都市の河村名古屋市長や北橋北九州市長等々、県庁所在地等に国会議員から転職した市長も多数います。逆に、大阪や名古屋、新潟など、地方から中央のつくったシステムを崩そうとする動きが最近では活発になってきています。今回、東国原前知事が限界を感じたと評する宮崎県知事に御就任された河野知事は、変えなければいけないと言われた国側の総務省の出身ですが、この限界とは何と考えているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 物の見方はいろいろあるかと思えます。前知事は、行政に携わられたのが初めて地方の現場、知事という立場であったということで、知事のさまざまな権限を使って分権なり地域経営、いろいろ取り組むことができるのではないかという従前のイメージがあったんだと思いますが、就任して、国と地方の税財源配分と歳出の不均衡、アンバランスの問題に直面したり、義務づけ・枠づけ・ひもつき補助金でありますとか、国のさまざまなそういう縛り、関与、画一的な基準によりまして、地方の自主性や創意工夫が十分に発揮できない、これを極めて厚い壁ととらえて、限界という発言になったのではないかと考えております。またさらには、自分の発信力なり自分の強みというのを、知事の立場でなく別のステージで生かすことができるのではないか、そういう思いもその発言の奥にはあるんじゃないかとい

うふうには私は受けとめておるところでございます。

ただ、私は国の立場から、地方自治、地方分権なりに取り組んでまいりまして、見ている場合に、地方から声を上げていくこと、地方から分権なり地方自治の充実を求めていくことは大変重要であるというふうに考えておりますので、引き続き、地方が一致団結して国や国民にその必要性を粘り強く訴えていくということで一歩ずつ道は開けると信じておりますし、権限、財源を求める一方では、それに伴う義務とか、責任を果たしていく、その覚悟というものが地方に必要になってまいりますので、それをしっかり地方の立場で整えていく、そういう仕事にも取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 権限と財源を手放さず、地方を支配し続けようとし、地方からは評判のよくない中央省庁の官僚から、知事は逆の地方側の代表になりました。地方の声をしっかり中央にも届け、地方の限界を少しでもなくして欲しいものです。よろしくお伺いいたします。

次に、平成23年度予算案についてお伺いいたします。今回は就任して間がないため、義務的経費の人件費や公債費等を中心に編成された骨格予算とはいえ、前年比9.3%減の総額5,236億6,300万円の、県民の生活に支障が生じないような骨太の予算案となりました。知事が選挙で訴えた政策提案の「明日のみやぎきの礎づくり」のキャッチフレーズのもと、経済や雇用、口蹄疫復興対策など、早急な対策が求められる必要な経費は計上されています。なお、政策的な経費の多くは6月議会で提案する補正予算案で追加される予定ですが、前年度並みの当初予算規模であるならば、約500億円近い肉付けにな

るものと思います。口蹄疫に関連して県財政が大幅に悪化した中、まだまだ終息する気配の見えない鳥インフルエンザや新燃岳対策等々を想定しながらの肉付け補正となるわけですが、その財源はどうするのか、また限られた財源の中で知事の思いをどの程度肉付け予算に盛り込むのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 6月定例県議会に提案を予定しております肉付け補正予算であります。その財源につきましては、国庫補助金や起債などの特定財源を有効に活用する一方で、県単独事業などにつきましては、財政調整のための基金を取り崩して対応することになるものと考えております。

補正の具体的な内容につきましては、公共事業については、当初予算で計上していない残り2割相当の事業経費でありますとか、国の予算の状況などを踏まえた適切な経費を計上することになると考えております。非公共事業につきましては、御指摘のありましたような高病原性鳥インフルエンザや新燃岳対策に係る必要な経費等につきまして措置するとともに、新たに策定をしますアクションプランに基づき、口蹄疫復興対策事業を初めとする私の政策提案を実行に移すための新規事業につきまして、できる限り盛り込んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。大変厳しい財政運営が予想されますが、まさに「明日のみやぎの礎づくり」のため、英知を結集してのやりくりをよろしくお願い申し上げます。

次に、来年度からいよいよ始まる一括交付金についてお伺いをいたします。平成23年度より、政府が地域主権大綱に段階的に導入すると決めた地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付

金がスタートいたします。これまでの国と地方の上下関係をつくってきたひもつき補助金から、各自治体が地域の事業選択の自由度を高めるための交付金に変えていくものです。まず、来年度から都道府県に全国で5,120億円が交付され、平成24年度は市町村も新たな対象となり、合計1兆円以上が予定されております。地方の要望がようやく認められたこととなります。継続事業も多く、すぐに交付された全額が自由になるわけではありませんが、年を重ねるごとにその自由度が増してくることにより、地方の能力が問われ、地方の自己責任のもとで政策が遂行されていくこととなります。行政のレベルアップが求められるのは当然ですが、議会のチェック機能もさらに求められることとなります。河野知事はこの一括交付金をどのように評価し、地域間競争に負けないように、また県民サービスの向上にどのような活用を考えているのか、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 一括交付金につきましては、各省庁の抵抗がある中で、一部とはいえ、来年度から導入されることが決まったということは、地域主権戦略大綱で示された方針に沿うものでありまして、地方分権の趣旨を踏まえた政策が一步踏み出したものというふうに評価をしておるところであります。しかしながら、依然として各省庁の関与が残る懸念でありますとか、配分方法が明確でないことなど、不十分な部分も多いため、今後、早急な対応が望まれるところであります。

交付金の使い道についてであります。初年度の交付金の9割が対象事業のうち継続事業の事業見込み額を基礎に配分されるということでありまして、事業箇所を抱える地元等への影響を考慮しますと、大幅な変更は難しいものとい

うふうに考えておるところでございます。したがって、一括交付金本来の趣旨を踏まえた使い道につきましては、種々の課題解決の進捗に合わせながら、自治体みずからの判断により、重要度、緊急度の高い事業への活用が順次図られていくものと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。先ほど申しましたように、交付された額はまだまだ継続事業に使われるものも多く、すべて地方の裁量で使えるものではありませんが、徐々に自由に使える幅が増えてまいります。地域間競争に負けないまちづくりをするためにも、職員のスキルアップもしっかりとお願いしたいと思っております。

それでは次に、宮崎市を中心とする県央一極集中に関してお伺いいたします。この件は、県議会議員になって1年目に都市計画審議会委員に就任して最初の審議会の際にも、当時の東国原知事に県央一極集中の是正について投げかけさせていただきました。本県の人口は徐々に減少しているにもかかわらず、現在の宮崎市は、合併が進んだこともありますが、40万人になり、県内の3分の1以上になってしまいました。このまま本県の人口が減少していけば、半分以上が宮崎市民になるのもそう遠くないかもしれません。昭和35年の人口が、旧宮崎市で16万6,000人、旧都城市で12万1,500人、旧延岡市で12万2,500人、その後、都城市も延岡市も人口はほとんど横ばいです。旧宮崎市はその後、昭和44年に人口が20万人を超え、平成7年には30万人を超えています。県庁所在地にふさわしいまちづくりに精を出し始めたからなのか、宮崎市に県施設や道路、港湾を初めとするインフラ整備、スポーツ施設の整備等々が次々に進められました。そのことにより、イベント等々の集

中開催等、いびつな予算づけで県内に大きな不均衡が生まれています。財政規模の大きくなった宮崎市と県によってつくられた県内一の施設が2つつそろっております。宮崎市以外では県立と称するものは県立高校ぐらいで、その数少ない県立高校も統廃合が進み、減少の一途です。今問題の医師不足も、医師は増加しているにもかかわらず、宮崎市に半分以上の医師が集中する偏在が問題であります。これは一極集中の弊害そのものと言っても過言ではありません。生活レベルや教育レベルの格差等々、弊害は随所にあらわれていると私は思います。同額の県民税を払ってきた宮崎市以外の県民にとっては許しがたいことです。県財政の現状では、箱物の建設は厳しい状況ではありますが、県内の均衡ある発展のための配慮をお願いいたします。この県央一極集中の現状を知事はどう認識しているのか、また是正に向けてはどう取り組むお考えか、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の点につきましては、選挙で回っております、各地で強く御意見を賜ったところでございます。視点としては2つありますが、人口面での集中というのは、本県のみならず、市レベルでも県レベルでも、地域ブロックごと、また全国レベルでも都市部への集中という大きな流れがあるのかなというふうに思っております。また、もう一点の視点としましては、施設の面、御指摘のありました施設については、集中させるメリットもある一方で、分散のメリットもあるものであります。いずれにせよ、現状というものが、これまでの県政の積み重ねにより、施設の配分については御指摘のような状況があるというところかと思っております。

これを踏まえて、今後の本格的な少子高齢

化、人口減少を迎える中で、地域の活力をどう維持していくか、どう安心な暮らしを確保していくかという観点からいたしますと、県内の各地域がしっかりと自立していくための仕組みや環境を整えることが必要ではないかということをおもっています。今回提案しております長期ビジョンの「持続可能な地域づくり戦略」にありますように、日常生活に必要なサービスにつきましては、市町村の連携による効率的、効果的な提供のあり方を検討するとともに、高度医療など高次の都市機能などにつきましては、宮崎市や延岡・日向市、都城市などの拠点を中心に、より広域的な圏域の中で確保する、そのような考え方で取り組んでまいりたいと考えております。

産業面につきましては、県北地域を中心としたメディカルバレー構想でありますとか、本県の強みを生かした総合的フードビジネスの展開など、それぞれの地域の資源や特徴を生かした産業づくりに取り組むことによりまして、県民の皆様が住みなれた地域で安全・安心に暮らしていける環境を整えてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 宮崎駅の東口には、ゆったりとしたスペースに体育館や中央公民館、ホテル、科学技術館、文化の森など、いろんな施設や公園があります。この施設は何の跡地につくられたか、知事は御存じないと思いますが、ここは実は、私が高校生ころの35年ほど前までは刑務所だったんです。県庁所在地の駅の隣が刑務所です。そんな町が現在では県内一快適でモダンな町へ全く変わってしまいました。港湾整備一つとってみても、天然の良港の細島港や油津港があったにもかかわらず、平たんな海岸線に宮崎港を1,500億円近くもつぎ込んで建設し

ています。このことにより、もともと少ない物流が分散し、港湾行政もおかしくなっています。

これは一つの例ですけれども、以前、市議会議員時代に私は秋田県能代市に視察で行き、バスケットボールによるまちづくりの調査研究をしてまいりました。知事も御存じだと思いますが、能代市には能代工業高校という、全国大会だけでも50回以上優勝したバスケットボールの強豪校があります。子供たちに大人気のバスケットボール漫画の「スラムダンク」というのは、実はこの高校がモデル校なんです。合併前のときに行きましたので、当時、人口は5万人ぐらいでしたが、この町には県と市の立派な体育館がそろっておりまして、その体育館を使って国内の強豪校を招待し、男子6チームのリーグ戦で優勝を争うものです。この大会に招待されるだけでも大変名誉な大会で、まさに高校バスケット界のサミット大会です。この大会が開催されるのも県の施設があるからで、市民の自慢の高校と大会になっています。町の中で至るところバスケットが楽しめるようになっており、バスケットボールで町を活性化させており、大変うらやましく視察をさせていただきました。一つの例として紹介をさせていただきます。地域のポテンシャルや特性を生かしたまちづくりに、また地域の課題に手を差し伸べていただきたいと存じます。他県に比べて本県の県央への集中の度合いは高過ぎます。そろそろ県全体を見た施策を考えていただきたい。よろしくお願い申し上げます。

次に、新燃岳の大噴火による降灰被害についてお伺いいたします。1月26日に本格的に噴火を始めた新燃岳は、活動を一向に終える気配がありません。東大の地震研究所によると、新燃

岳の地下深くにあるマグマだまりが膨張傾向にあると調査結果が報告されています。マグマの増加量は200万立方メートル、東京ドーム1.6杯分と推測され、エネルギーが蓄積されておりま。約300年前の1年半にわたった享保の噴火に酷似していると指摘する専門家もいますが、この指摘どおりであれば、経済的なダメージや市町村の財政的な負担も非常に大きく、近年では経験したことのない事態に、その対応に苦慮しています。幸い、心配している土石流はまだ発生していませんが、雨が降るたびに警戒しなければなりません。住民の皆さんも、相次ぐ避難や、いつ終わるともわからない降灰の除去作業にくたびれ果て、体力的にも経済的にも負担が大きくなってきています。今議会の冒頭でも、新燃岳の噴火災害対策に関する意見書を全会一致で議決いたしました。そこで、新燃岳の噴火に伴う降灰被害について、激甚災害に指定される可能性はあるのか、指定が難しいのであれば、それにかわるような措置があるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 近年、激甚災害に指定された火山災害を見てみますと、降灰被害のみでは指定に至っておりませんで、火砕流や土石流等によりまして、道路、農地等に大きな被害が生じたことにより局地激甚災害に指定された、そのような状況であります。いずれにいたしましても、激甚災害の指定を受けるためには要件を満たす必要があり、そのためには被害状況の把握というものがなくなってまいりますので、今後とも、地元と連携をしながら、情報収集に努め、指定に備えてまいりたいと考えております。

また、火山災害に対する措置につきましては、活動火山対策特別措置法に基づく避難施設

の整備でありますとか、降灰対策事業に対する国の補助制度がありますので、避難施設緊急整備地域、また降灰防除地域の指定について、2月17日付で申請を行い、国におきましても、前向きに検討を進めていただいていると伺っております。

○田口雄二議員 わかりました。次に、鳥インフルエンザ等々につきましてお伺いいたします。鳥インフルエンザは、11例目以降、発生はおさまっていたので、このまま終息してほしいと思っていましたが、そんな甘い期待を裏切るように、2月16日、私の地元延岡市北浦町の三川内で12例目が発生し、約2万羽の殺処分をし、1例目から合計すると96万羽の殺処分に至っています。鳥インフルエンザとの戦いも長期戦になるのか、県の試算では11例目の時点で102億円の被害と見えています。新燃岳においても一向におさまる気配がなく、新燃岳、鳥インフルエンザ、口蹄疫対策について、国からの財政的裏づけはどう考えているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） お尋ねのありました新燃岳の噴火対策、高病原性鳥インフルエンザ対策、口蹄疫対策につきましては、それぞれ、活動火山対策特別措置法、家畜伝染病予防治法、口蹄疫対策特別措置法等の法令などに基づく国庫補助制度がありますので、これら補助制度の活用を図ることとし、当該補助金の確保に努めているところであります。また、これらの国庫補助に係る県負担分でありますとか、国庫補助の対象とならない県単独事業に係る財源につきましては、特別交付税により一定の補てん措置がありますので、できるだけ多くの交付をいただけるよう、先日も片山総務大臣に直接要望したところでありますが、引き続き、強く国に対し

て要望してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

次は、高速道路無料化実験についてお伺いをいたします。この3月までが高速道路無料化の社会実験となった東九州自動車道は、本県の車の流れを劇的に変えました。国土交通省のデータを見てみますと、西都一宮崎西は、平日で1日当たり2,000台程度の通行車両であったものが1万2,000台ほどとなり、実験前の5～6倍の伸びとなっています。休日でも6倍近い伸びで、全国一の伸び率となっています。また、延岡南一門川間は20年以上前に建設されましたが、距離に対して料金の割高感があり、利用が伸びず、本来の建設目的の国道10号線の渋滞解消には至りませんでした。しかし、平日、休日ともに現在では1日当たり6,000台ほどの利用が3～4倍の伸びとなり、2万3,000～2万4,000台の通行量となっています。並行する10号線の走行車両は35%も激減し、渋滞も皆無となっています。国土交通省によると、無料化社会実験は、今後、実験開始から1年となる6月までのデータを検証した上で、地方の意見を踏まえて再度、対応を検討する方針のようです。物流や人の移動という面では非常に大きな効果が出たのではないかと思います。知事は高速道路無料化実験の県内への影響をどのように評価しているのか、お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 宮崎県内の高速道路無料化社会実験につきましては、実験開始後、延岡南道路の延岡南一日向間で並行する一般国道10号の渋滞緩和が図られました。また、東九州自動車道の高鍋一清武ジャンクション間の交通量が約5.6倍に増加し、高速道路利用の増進が図られるなど、一定の効果があらわれているものと評価しているところであります。

なお、全国的高速道路ネットワークを無料化することにつきましては、物流や観光などの地域経済への効果が期待される一方で、高速道路整備のおくれでありますとか、公共交通機関や環境への影響、受益者負担の問題などが懸念されることから、社会実験などを通じて十分に検証を行っていただきたいと考えております。

○田口雄二議員 現在、無料の高速道路を走っていきまして感じることは、大型トラックの利用が非常に多く、物流に大きな変化があらわれているのではないかとということです。無料化実験とはなっていますが、このまま引き続き継続されるものと思います。また、新たにこの6月からは、宮崎自動車道のえびのジャンクションから宮崎までの81キロメートルが無料化実験に新たに追加される予定です。県西地区の皆さんも、ようやく無料化の恩恵をこうむることができるようになります。県西地区の自民党の県議会議員の皆さんを初め、県議会にお越しになるときはぜひ無料の高速道路を御利用いただき、実験の成果を上げていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、JRのダイヤ改正についてお伺いをいたします。

3月12日の九州新幹線の全線開業に伴い、これまで日豊本線の「レッドエクスプレス」の愛称で親しまれてきた特急「にちりん」と「きりしま」がようやくリニューアルされます。40年近くも使われてきた485系車両が3月12日のダイヤ改正で引退し、鹿児島本線で使われていた787系の「リレーつばめ」が新たな特急車両として導入されます。県民の不満でもありました、同じ特急料金を払っているのに少しでも快適な車両をとの要望がようやく実現いたしました。これまでの列車より格段に居住性や車内サービス

が向上し、大変ありがたいことであります。

ただ、300円の別料金を払えば特急並みの所要時間で利用できました格安のライナーが廃止され、特急に格上げされます。延岡―宮崎間を朝夕2本ずつ、宮崎―都城間を同じく1本ずつ運行され、通勤通学の足として多くの皆さんに利用されてまいりました。また、深夜、宮崎を出発し、早朝、博多に到着する九州で唯一の夜間特急「ドリームにちりん」も出張族に重宝されてきましたが、今回廃止されるようです。今回のダイヤ改正では、念願の列車のリニューアルは実現いたしました。ライナーや「ドリームにちりん」の廃止など、利便性の低下も見られます。今回のJRのダイヤ改正に関しては、県当局との事前協議はなかったのか、県民の声を反映することはできなかったのか、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 今回のダイヤ改正により、御指摘のように、博多―宮崎間で夜間に運行しておりました特急「ドリームにちりん」が廃止されるとともに、延岡―宮崎間、宮崎―都城間で朝夕の通勤時間に運行しておりましたライナーが特急列車に変更されることになりました。JR九州に対しましては、ライナーの維持について要望を行ってきたところでございますが、JR九州としては、ライナーが特急列車と同じ車両やダイヤで運行していることなどから、特急に変更することとしたようでございます。なお、特急化による料金負担増を緩和するという観点から、ライナーを運行しております区間の定期券利用者が特急列車乗車時に利用できる割安な回数券が発行されると伺っているところでございます。また、もう一本の「ドリームにちりん」につきましては、延岡―宮崎間で、同じ時間帯に特急「ひゅうが」とし

て運行されることになっております。

○田口雄二議員 国鉄から民間会社のJR九州になりましたので、当然、利益優先というのわかりますが、公共交通機関としての使命もあると考えています。新幹線開通までには多額の国費が投入されています。今回、ライナーほど割安ではありませんが、特急に回数券が新設されるようですが、今回のライナーの廃止は経済的な負担が増し、不安が多く、片や新幹線が開通したのに日豊本線はいまだ単線で、これぐらいのサービスは継続してほしいとの声が多数届けられました。

今回のダイヤ改正では、県民に愛用されてきたサービスが廃止されましたが、新たなサービスも導入されるものと思います。今回のダイヤ改正では県民にどのような影響が出るのか、県民政策部長に再度お伺いをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 今回のダイヤ改正は、御指摘ありましたように、九州新幹線の全線開業にあわせまして、九州内のダイヤを全面的に見直すものとなっております。本県の関係で、国鉄時代の特急車両にかえまして、「リレーつばめ」として利用されている787系の車両が日豊本線に数多く配置されますとともに、宮崎―鹿児島中央間の特急「きりしま」が8往復から10往復に増便されるほかに、特急列車に車内販売や案内などを行う客室乗務員が乗務することになったところがございます。また、これにあわせまして、鹿児島中央駅での特急列車と新幹線との乗り継ぎ時間の短縮、さらに高速バスと新幹線を組み合わせた「B&Sみやざき」――これはバスでございますが、新設をされる予定でございます。県といたしましては、今後とも、県内鉄道の利便性の向上について、機会あるごとにJR九州に働きかけてまい

りたいと存じます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。余りJRの利便性が落ちますと、今後、無料化した東九州自動車道が全線開通した折には、JR利用者が激減する可能性もありまして、さらに不便を強いることにもなりかねません。県民の利便性の向上をしっかりと把握しながら、要望を継続していただきたいと思っております。

次に、医療・福祉行政についてお伺いをいたします。

まず、医学部を卒業し、医師国家試験合格の後、平成23年度から医師となり、臨床研修をスタートする医学生の県内での研修が全国最下位で、募集定員の75名に対し、昨年より8名減少し、30名となってしまいます。また、充足率においても40%と、全国最下位です。内訳は、宮崎大学医学部附属病院が54名の枠に対して23名、県立宮崎病院が10名に対して5名、宮崎生協病院が4名に対して2名、このほかの古賀総合病院の3名、県立延岡・日南両病院の2名の募集に対しては、いずれも1名もいません。平成16年よりスタートした臨床研修制度は、それまで医局での研修が主流であったのに対し、医学生が2年間義務研修先を選択できるようにいたしました。よって、地域や研修機関に大きな偏りが生じています。研修医の希望は、研修内容や待遇、生活環境がよい都市部や民間病院に集中する傾向が続いています。大病院は全国的に研修医確保に苦勞しており、総募集定員に対しての充足率は47.9%で、過去最低になりました。本県の主な医師の派遣元でもある宮崎大学は42.6%と、全国平均を下回っており、本県の大きな課題である医療体制の維持に心配な状況です。

本県の医師の年齢構成の状況を見えます

と、40代から50代の割合が全国と比べて高く、逆に30歳代の医師の比率が低くなっています。20歳代と30歳代の医師数は年々減少しており、特に20歳代は、平成10年と比較し、平成20年次で半減しています。本県の医師の高齢化が進んでおり、宮崎市以外においてはさらに顕著になっているのではないのでしょうか。若い医師たちが減るこの傾向が何なのかも懸念材料です。そこで、なぜ臨床研修医数が全国で一番少ない事態に陥ったのか、この要因をどうとらえているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 平成23年度の臨床研修医の受け入れ数が全国最少となった要因といたしましては、宮崎大学医学部の卒業予定者のうち本県出身者が10名と少なかったことや、県外の医学部に進学した医学生に対し、本県の臨床研修の内容等の情報が十分伝わってなかったこと等が考えられます。臨床研修医の確保には、すぐれた指導医の存在も重要なことから、引き続き、研修指導医養成講座により指導医の資質の向上を図りますとともに、これまで県内で開催していた臨床研修病院説明会を新たに東京、大阪、福岡でも開催するなど、本県出身の医学生に対する働きかけを強化してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 宮大医学部の卒業生に本県出身者が少なかったことが一つの要因であります。平成18年度から取り入れた地域枠で入学した医学生が来年卒業を迎えます。この医学生たちがしっかりと医師国家試験に合格して、県内で研修することを期待したいと思っております。

さて、本県の3県立病院の研修医は、募集定員14名に対して、宮崎病院の5名だけです。県

立病院における臨床研修医の確保に向けた取り組みを、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長(甲斐景早文君) 臨床研修医の確保につきましては、研修病院としての受け入れ体制強化のために、勤務医を講習会に参加させることにより研修指導医をふやすとともに、研修医の報酬単価の引き上げなどの処遇改善や、県内で行われる医学生向けの病院説明会への参加、若手医師による出身大学の医学生に対する個別のアプローチなど、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。また、医学生が魅力を感じるさまざまな研修プログラムを用意することも重要でありますことから、来年度は、各県立病院個々の研修プログラムに加え、3つの県立病院を1つの病院群として研修を行う新たな臨床研修プログラムを作成することとしております。プログラムの魅力や県立病院の特色などにつきましては、東京など各地で行われる病院説明会等を活用し、積極的にPRするとともに、医学生を対象に県立病院の見学バスツアーを実施するなど、研修医確保に一層取り組んでまいることとしております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。沖縄や長野には、研修システムが非常に魅力的で研修医が引きも切らない公立病院もあります。いきなり同じことはできませんが、研修医が何を求めているのかを見きわめ、研修プログラムを構築していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、厚生労働省の制度改正により、臨床研修医を受け入れる基幹型臨床研修病院の指定要件が見直されました。この制度見直しで本県の臨床研修医の受け入れにどのような影響が考えられるか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 基幹型臨床研修病院として指定される要件として、国は、平成25年度の受け入れから、入院患者数が年間3,000人以上あることを要件の一つとしたところであります。この結果、本県では、既に指定されている病院が指定から外れる可能性が出てくるなど、臨床研修医の受け入れ体制に課題が生じることが懸念されます。このため県では、国の審議会等において、指定要件の経過措置の延長や、地方の実情に応じた指定要件の設定等について強く訴えたところであります。今後とも、臨床研修制度の見直しに当たっては、地方における臨床研修医の確保に配慮した見直しを行うよう、あらゆる機会を通じて要望してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 入院患者数が年間3,000人以上の指定要件が追加されたとの御答弁でしたが、この見直しが実施されると、本県の臨床研修病院で影響を受ける病院はどこになるのか、またその病院は研修医を何人受け入れているのか、福祉保健部長に再度お伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 入院患者数が年間3,000人以上あることが要件として適用された場合、宮崎生協病院が基幹型臨床研修病院の指定から外れることとなります。また、この病院では本年度2名の臨床研修医を受け入れております。

○田口雄二議員 本県の来年度の研修医は30名、全国最少です。その上、研修医が2名研修している受け入れ先の宮崎生協病院が基幹型臨床研修病院の指定から外れると、さらに危機的な状況に陥ってしまいます。このままでは本県の募集定員総枠まで見直される可能性も出てきます。何としても阻止しなければなりません。厚生労働省に私たちも強く要請していかなければ

ばならないと思っております。

次に、本県独自の医師確保について伺います。本県の医師確保においては、大変厳しい中、さまざまな施策を打ち出して、全力で取り組んでいることには感謝を申し上げます。ただ、委員会や会派で他県の医師確保対策の調査に行きますと、類似の政策が羅列されることが多く、同様の政策であればなかなか差別化することができず、医師確保の特効薬にはなりません。本県独自の医師確保策はどのようなものがあるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県独自の医師確保対策として、県では、公立病院等を有する市町村と医師確保対策推進協議会を設置し、ホームページによる求人情報の発信や、みやざき地域医療応援団への登録呼びかけ、病院説明会の開催等を実施しております。また、宮崎大学の医学部講座等において、県内高校生に対し、地域医療の魅力や地域枠・地域特別枠の説明を行うとともに、医学生を対象として「へき地医療ガイダンス事業」を実施するなど、本県の地域医療を支える医師の養成を図っております。さらに、県医師会の協力のもと、研修医受け入れ強化事業を実施しているほか、県民の地域医療への理解を深めるため、オピニオンリーダー育成・強化事業により住民団体等の自主的な活動を支援しております。

○田口雄二議員 本県独自のものとなると、なかなか難しいのかもしれませんが、他県のいい事例などを調査研究していただきまして、それを本県版にアレンジして、医師に魅力のある制度等を打ち出していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、先日公表されました県立病院事業中期

計画についてお伺いいたします。県立病院の役割と機能に関しては、1つ目、多数の診療科の連携による総合性を生かした医療の提供、2つ目として、法令等に基づき対応すべき医療の提供、3つ目が、地域の医療機関との連携強化、地域医療の確保を基本的な考え方としていきます。事業運営の基本方針として、1つ目が、県民、いわゆる患者にとって魅力ある病院づくりの推進、2つ目が、職員が一丸となった病院改革の推進、3つ目が、経営改善のさらなる推進の3つを掲げています。今回の計画では、大幅な赤字圧縮の計画になっています。第1期と第2期の県立病院事業計画の大きな相違点はどのような点か、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 第2期県立病院事業中期経営計画の策定に当たりましては、昨年度の県立病院経営形態検討委員会の結論や、病院事業を取り巻く環境が目まぐるしく変化すること等を踏まえ、計画期間を第1期の5年から3年に短縮し、収支目標については、全国的な医師不足の状況等を踏まえ、第1期計画の病院ごとの単年度黒字化から、病院事業全体での収支均衡という目標に見直しを行ったところであります。また、職員の経営改善に取り組む意欲をさらに高めていくことが重要でありますことから、第2期計画については、策定の段階から現場重視の姿勢で臨み、各県立病院長を初め、病院現場で常に患者さんに接している職員の知恵とアイデアを積極的に反映したところでもあります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。今回の計画は、医師数が現在のままの配置であることを想定して策定されたものです。医師が減るかふえるかによって、また計画も大きく変わってくるのではないかと考えております。最低で

も現状維持は継続していただき、逆に医師確保で経営の安定につながるように御尽力をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。先日、私どもの会派の視察で、大噴火する新燃岳の噴煙を見ながら小林に向かうワゴン車の中で、私の携帯に電話がかかってまいりました。見覚えのない番号で出るか出ないか迷った末、通話のボタンを押すと、東京の小金井警察署からでした。東京にいる息子が何かやらかしたのかと、ちょっと心配いたしましたし、はたまた振り込め詐欺かとも心配しながら耳を傾けて電話に出ました。すると、学生時代のアルバイトで知り合って以来30年近くお世話になり、私が宮崎に帰ってからも上京するたびに旧交を温める、そんな知人の孤独死を伝える電話でした。ふるさとの北海道から上京し、通訳を目指し、長い海外生活を送りましたが、夢がかなわず東京に帰ってきたころからのつき合いです。結婚せず、ひとり暮らしをしており、昨年春ごろから体調を崩した上に、携帯電話もつながらなくなりましたので、心配をしておりましたが、大変残念な結果になりました。クリスマス直前の弁当から手をつけておらず、1カ月以上たってからの発見だったようです。財布の中のメモの一番先に私の携帯電話の番号が書いてあり、親族への手がかりがないかと連絡してきたようです。その後、幸いにも、北海道の音信不通であった兄にうまく連絡がつき、知人の兄より、無事葬儀を済ませた報告並びにお礼のおはがきをいただきました。66歳の生涯の締めくくりは実に寂しいものではありましたが、幸い無縁仏にはならず済みました。ただ、遠く離れていたとはいえ、死亡して1カ月もだれも気づかなかったことに、何とかならなかったものかと返す返すも

無念でなりません。年間3万2,000人近くの無縁死があると報道され、この日本の現状に驚愕したのですが、私の身近で起こるとは思いもせませんでした。

しかし、そんな中、まだこの日本も捨てたものではないと思うような心温まるニュースが、昨年の暮れから連日報道されました。40年前に人気を博したプロレス漫画「タイガーマスク」の主人公、伊達直人と称する人物から、群馬県前橋市にある児童相談所にクリスマスの朝、新品のランドセル10個が届けられ、このニュースに共感を覚えた人の輪が広がり、全国に波及したタイガーマスク現象です。自分が育った孤児の施設の子供たちのためにファイトマネーを寄附し続けたタイガーマスクの物語が、全国に伊達直人を誕生させたようです。この現象は、これまで社会の関心が薄かった児童養護施設の存在を世間にクローズアップさせることにもつながりました。報道を受け、細川厚生労働大臣は、「児童施設に対する施策を充実させていく。国民も施設の子供たちに温かい手を差し伸べ、関心を持ってほしい」と述べ、高木文部科学大臣も、「児童施設の存在にいま一度目を向け、お互いに支え合う、励まし合う社会づくりに取り組む」と語っています。全国には約580カ所の児童養護施設に2歳から18歳までの3万人の子供が入所しているようです。ここ10年間で児童数は1割以上増加しています。今回のタイガーマスク現象で施設への関心が高まり、何の罪もない児童の環境改善に少しでもつながってほしいものです。そこで、本県の児童養護施設数と定員、直近の入所児童数についてお伺いいたします。また、入所の理由は何が多いのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 児童養護施設

につきましては、県内に9施設が設置されており、総定員数は480名で、現在441名の児童が生活しております。主な入所理由であります。親などからの虐待によるものが約4割と最も多く、それ以外の理由としましては、家庭の経済的困窮や離婚、親の病気、死亡、行方不明などが挙げられます。

○田口雄二議員 宮崎県におきまして、こういう施設に441人もの入所児童がいるというのは大変驚きです。親からの虐待が一番多いのも全国的な傾向と同様で、施設が安心・安全で楽しい場であると願いたいものです。そこで、児童養護施設の運営経費について、福祉保健部長に再度お伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 児童養護施設の運営経費につきましては、ほぼ全額を県からの措置費で賄っており、本年度の予算は約13億9,000万円となっております。措置費の内訳につきましては、児童の生活費に加え、学校における給食費や教材費、病院にかかったときの医療費など、通常、親が家庭において負担する額に相当する費用が含まれるほか、施設職員の人件費や施設の維持管理費等の費用が含まれております。なお、入所児童の保護者からは、所得に応じて負担金を徴収することとなっております。

○田口雄二議員 予算13億9,000万円を入所児童の441人で単純に割れば、1人平均で1カ月26万2,000円、年間で約315万円です。これには職員の人件費や施設の運営費も入るといっていただけますので、子供たちにとって充実しているのかどうかは、私は今わかりませんが、入所の要因をつくった親に収入があれば経費負担をすると聞いて、当然ですが、ちょっと安心をいたしました。

次に、来年度予算に民間児童福祉施設耐震化機能整備事業が新規に予定され、4億3,048万5,000円が計上されています。耐久年数が40年を経過するなど老朽化が進んだ児童養護施設について、施設の耐震化整備等を行うことにより、施設の安全性確保と入所児童の処遇の向上を図ることを事業の目的としています。今回の事業は、県内9施設のうち、どの施設が対象となるのか、また耐震化以外の居住スペース等の改善はなされるのか、また他の施設の耐震化状況はどうであるのか、再度、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 対象となる児童養護施設につきましては、宮崎市にある宮崎民生館と延岡市にあるみどり学園であります。その内容につきましては、既存施設の改築にあわせて、より家庭的な処遇が可能となる小規模な居室や、家庭復帰のための親子生活訓練室等を整備することとしております。また、今回対象となっていない施設につきましては、いずれの施設も既に耐震化整備が完了しております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。今回の事業ですべての施設が耐震化されることとなり、子供たちの安心・安全が高められることが確認できました。また、今回の事業で建設される施設は、さまざまな境遇を持った子供たちにとって過ごしやすい施設になるようです。今回の事業予算案に感謝申し上げます。

今回のランドセルに始まった寄附は、全国の施設に書籍や現金、野菜など、さまざまなものが寄せられているようです。私も延岡の施設に問い合わせたところ、7件の同様の寄附があったようですが、県内の児童養護施設への寄附の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 全国で年末に始まりました匿名による善意の寄附は、本県でも年明けからすべての施設に届けられておりまして、これまでに合計で37件となっております。内容としましては、ランドセルや現金のほか、食料品や玩具、書籍などとなっております。

○田口雄二議員 本県においても多数の善意が寄せられたことが理解できました。今回のことは、単なる一時的な現象で終わらせることなく、ふだんから日常的にいろんな寄附が寄せられるよう、県民にその存在をいつも意識させるように、PRにも工夫していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

児童養護施設で育った方で現在ちょっとした有名人がいますので、御紹介いたします。茨城県の高萩市で2期目を務める草間吉夫市長、46歳です。家庭の事情により乳児院と児童養護施設で育っています。東北福祉大学を卒業し、児童養護施設に5年間勤務した後、松下政経塾を終えて市長に就任しています。児童福祉の専門家でもあります。だれもが草間市長のようになれるわけではありませんが、児童養護施設は、高校卒業後は原則として施設を出て自立しなければなりません。普通の家庭の子供が大学への進学や就職等で家を離れるというのも大変な決断であります。ましてや、施設の子供たちが親の愛情を十分に注がれることもなく大学や社会に巣立っていくのは、さらに大変です。児童養護施設の子供たちが退所するときの対応はどのようにしているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 高校卒業等により施設を退所する児童の進路につきましては、就職や進学に関する本人の希望に基づき、

施設と学校、児童相談所が協力して相談に当たりますとともに、家庭などと調整を図りながら、指導や援助を行っているところであります。また、進路の決定した児童には、経済的支援策としまして、措置費の中から就職支度費や進学支度費を支給しているところであります。

○田口雄二議員 いろんな境遇を持った子供たちの大学や社会への第一歩、ここでつまづくか成功するかで今後の人生も大きく変わる可能性があります。個別の対応を緻密にやってほしいものです。よろしくお願いいたします。

次に、東九州メディカルバレー構想についてお伺いをいたします。

本県と大分県にまたがる東九州地域には、血液・血管関連の医療機器を製造する企業が集積しています。両県合わせての医療機器生産金額は1,260億円です。ここで生産する企業の血液浄化製品は世界一、人工腎臓や血液回路、血管用カテーテルなどは日本一のシェアを誇っており、血液・血管関連の医療機器で世界的な生産基地であり、また開発拠点ともなっています。半導体企業が集中し、世界のハイテク産業をリードするアメリカ・カリフォルニアのシリコンバレーの医療版に合わせて命名したものと思います。医療産業は景気変動の影響が少なく、世界規模の需要が見込めるので、政府の新成長戦略でも成長牽引産業として重視されています。医療産業の発展には臨床現場との連携が不可欠です。その意味では、宮崎大学、大分大学の医学部附属病院、そして臨床工学科があり、工学知識を持つ医療従事者を養成する九州保健福祉大学は実にありがたい存在です。産業集積と行政と大学が加わり、産学官でさらに医療産業の集積と雇用や地場産業の参入など、地域経済への波及を目指していくものです。そこで、お伺

いたします。産学官の連携の中で県の役割をどのように考えているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 東九州メディカルバレー構想でございますけれども、この構想につきましては、東九州地域の医療機器産業の一層の集積と地域の活性化を図るため、研究開発、医療技術人材育成などの4つの拠点づくりを推進するものでございます。来年度早々には、県内の産学官から成る推進会議を設置しまして、この中で具体的な取り組みを検討しながら、官民を挙げて構想を推進してまいります。県といたしましては、産学官における取り組みの調整あるいは全体的な進行管理を行いますとともに、国内外へのPR、連携コーディネーターの設置による地場企業の医療機器産業への参入支援、これらを行いまして、構想の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 県には、商工観光労働部、福祉保健部、病院局など関連する部署が幾つかあります。県庁内の連携についてはどのように進めていくのか、推進会議はどのようなメンバーを考えているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 東九州メディカルバレー構想につきましては、企業、大学、県、市などの産学官から成る構想研究会を設置して、策定したところでございます。庁内では、商工観光労働部以外に、県民政策部、福祉保健部、病院局をメンバーに加えるなど、関係部局との連携を図ってまいりました。今後設置する予定の推進会議につきましても、これまでの構想研究会のメンバーを中心に検討していきたいと考えております。

○田口雄二議員 地場産業の育成が喫緊の課題ではないかと思っております。地元には医療産業が集積し、せつかくの仕事がありながら、先端技術に対応できず、県外の業者にとられる現実が既に発生をしています。新規立地企業として誘致しても、2次、3次的な経済効果があらわれない状況になっています。県北地区の地場企業は、これまで蓄積した技術で対応してまいりましたが、業種の転換のスピードが速過ぎ、技術革新が間に合わず、新たな工作機械なども導入できていません。早急な対策が必要と考えます。県におかれましては、地場企業の医療機器産業参入支援はどう考えているのか、再度、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 地場企業が医療機器産業に参入するためには、薬事法への対応あるいは医療現場のニーズの把握等が必要でございます。このため、県といたしましては、意欲ある地場企業を対象に医療機器産業に関するセミナー等を開催するとともに、連携コーディネーターを設置しまして、その参入の取り組みを支援していきたいと考えております。

○田口雄二議員 地場産業の育成は、東九州メディカルバレー構想による旭化成や東郷メディキット等の医療産業だけではなく、7月には操業がフル生産になるということのようですが、ソーラーフロンティアのソーラーパネルの製造や自動車関連産業等々、同じく県内の企業においても、中国の台頭で人件費の面ではとても太刀打ちできないことにより、中国でつくれないようなものの付加価値の高い先端技術に移行しています。業種の転換に地場企業が技術革新できない、対応できない状況が発生しています。先端企業のニーズに対応できるような地場企業の育成は急がなければなりません。地場企業の

育成にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 地場企業の育成につきましては、現在、県の産業支援財団などとも連携しながら、人材育成、技術力向上、あるいは新分野への進出等の各種の支援を行っております。特に、先端産業として今後発展が期待される太陽電池関連産業あるいは自動車関連産業につきましては、参入に意欲のある地場企業を組織化し、取引拡大に向けた取り組みを重点的に支援しているところでございます。今後、東九州メディカルバレー構想で推進する医療機器産業につきましても、地場企業が新規参入できるよう、研究会の立ち上げ等を積極的に支援してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 せっかく企業立地をいたしましても、まさに地元雇用以外の2次、3次の経済効果が上がらなければ、もったいない限りです。地元で対応できるような地場産業の育成には、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

3月12日に九州新幹線が全線開通し、九州への観光客の流れが今までと大きく変わってくるものと思われまます。残念ながら、本県には新幹線は走りませんが、熊本や鹿児島に入り込んだ観光客をうまく取り込まなければなりません。もともと公共交通機関が乏しい本県においては、一部のJR客を除いて、バスやレンタカーでの誘客が中心になってくるものと思っております。阿蘇に来た観光客をいかに高千穂や県北に呼び込むか、また八代や鹿児島島の観光客を県央地区や県南にいかに呼び込むかです。このような中、宮崎自動車道のえびのジャンクションー宮崎間が6月から無料化実験が始まるのは、新た

な本県観光の起爆剤になります。実際には本県的高速道路はほとんど無料化されるわけですから、宮崎自動車道を利用し、東九州自動車道の西都、高鍋まで来られるのですから、新たな観光開発ができます。九州新幹線の全線開通に加え、県内のほとんどの高速道路の無料化も本県観光の追い風となると思っておりますが、誘客にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 本県の県外観光客の7割は乗用車での入り込みでございます。また、九州新幹線や航空機などを使って南九州に来られまして、車で観光される方も数多くおられると思っております。加えて、今後、東九州自動車道の整備も進みます。したがって、この無料化を踏まえた誘客対策は大変重要であると、我々は考えております。現在、新幹線の2次アクセス対策として、レンタカー対策にも取り組んでおるわけでございますが、今後、県内の高速道路区間がほぼ無料になることを積極的にPRしなければいけない、そういう取り組みもやりたいと思っております。また、県内各地、特に中山間地域には神話・伝説のゆかりの地が数多くあります。そういうところや、例えば延岡の愛宕山など宮崎恋旅のスポットを乗用車でめぐる旅企画、さらにはパーキングの整備など、その受け入れ体制の充実に、これまで以上に力を入れていかなきゃいけない、そういうふうを考えております。

○田口雄二議員 観光開発をしっかりとよろしくお伺いいたします。

次に、農業行政について農政水産部長にお伺いいたします。

本県は昨年、国内において3度目、本県においては2度目の口蹄疫に見舞われ、未曾有の被

害が発生いたしました。牛約2万頭、豚が約27万頭の計29万頭、本県の4分の1の家畜が消滅し、今、その復興・再生に向けてスタートしたところです。そんなやさきの1月21日、宮崎市佐土原町で第1例目の鳥インフルエンザが発生いたしました。1例でとまってほしい、口蹄疫のようにならないでほしいとの願いもかなわず、相次いで発生し、私の地元延岡での2例を含め、本日まで12例、鶏96万羽が殺処分されました。その間、鹿児島や大分、愛知、和歌山等々で発生いたしました。ほとんど1例か2例でとまってしまいました。県民は、ほとんど口蹄疫でしっかり防疫体制ができたと思っていたのに、この宮崎の現状は一体どうなっているんだと思っていることでしょう。高病原性鳥インフルエンザは、他県では1～2例で発生がおさまったのに、なぜ本県はとまらないのか、畜産の素人の私でもわかるように、農政水産部長に答弁を求めます。

○農政水産部長（高島俊一君） 現在までのところ、本県では12例の鳥インフルエンザの発生が確認されておりますが、今回発生した農場すべてに国の疫学調査チームが直ちに入りまして、調査を実施いたしているところでございます。これまでのところ、その中間報告では、一部の発生農場におきまして、専用の長靴に履きかえずに鶏舎内に入ったり、未消毒のわき水を飲用として使ったり、ネズミが通れるほどの穴やすき間、ネットの破れ等が確認されるなど、飼養衛生管理基準が遵守されていない点が指摘をされております。また、一部の専門家からは、例年より野鳥の飛来数が多いこと等の指摘があることから、県といたしましては、野鳥の会に依頼をいたしまして、発生農場周辺の野鳥の生息状況等に関する調査を実施していただい

ているところでございます。このように、本県における鳥インフルエンザの多発につきましては、幾つかの点が指摘をされておりますが、決定的な原因は特定されていない状況でございます。

○田口雄二議員 確かに野鳥がことしは多かったというのは、大分県との県境の北川町で発生した、その目の前には下赤ダムというのがあるんですけども、そのダムには、地元の人に言わせると、例年の10倍ぐらい来たんじゃないかと、こんなに鳥がいるのは見たことがないという声も聞きました。ただ、国の疫学調査チームが、今回発生した農場すべてにすぐに入って調査したら、中間報告で、一部の農場で専用の長靴に履きかえず鶏舎内に入ったり、未消毒のわき水を飲用として使用したり、ネズミが通れるほどの穴やすき間、ネットの破れがあったと指摘されたら、今御答弁されましたけれども、この指摘事項を受けて、発生していない農場に対して県はどのような指導をしたのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県といたしましては、国の疫学調査チームの指摘を受け、直ちに、養鶏農家を初め関係者に対して、防疫の徹底について周知をいたしますとともに、具体的な注意点をわかりやすくまとめ、自己点検もできる啓発チラシをすべての養鶏農家に配布いたしまして、注意喚起を行ったところでございます。また、養鶏農家に対する防疫の徹底はもとより、公共施設やすべての県民に対しまして、消毒への協力を求める知事メッセージを发出するとともに、関係団体を集めた防疫対策会議を繰り返し開催いたしまして、防疫の徹底を依頼したところでございます。さらに、市町村の協力も得て、県内すべての養鶏農場に対しま

して、今年度3回目となる立入調査を実施し、飼養衛生管理の徹底を指導しているところがございます。

○田口雄二議員 次の質問をいたします。昨年の口蹄疫では、県としてはあってはならない——県の宝と称する種豚の管理をしていた畜産試験場川南支場、多数の種牛がいる家畜改良事業団で早々に発生し、全国有数の畜産県の宮崎の面目が丸つぶれになりました。2,350億円の経済的損失にも拡大してしまいました。この大きな代償を払った昨年の口蹄疫の教訓を、今回の鳥インフルエンザに関してはどのように生かしているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回本県で発生した鳥インフルエンザの一連の防疫対応につきましては、昨年の口蹄疫の対応を教訓として、まず発生防止対策といたしまして、渡り鳥が飛来するシーズンの到来を踏まえ、農場巡回指導を2回、また電話での聞き取り調査を1回実施するとともに、海外や国内での発生状況に関する農家への情報提供をその都度行ったところがございます。また、蔓延防止対策として、本県での1例目の簡易検査の確認後、正式な遺伝子検査の結果を待たず、直ちに知事を本部長とする対策本部を立ち上げるとともに、今回、関係省庁や自衛隊、さらにはJA等の関係団体と同一フロアに集まり、情報の共有化を図りながら、迅速な動員者の確保や資材調達に努めたところがございます。さらに、農政水産部次長が常駐する現地対策本部を設置しまして、本庁本部と現地対策本部、また家畜保健衛生所をテレビ会議システムで結ぶなど、円滑な防疫活動が実施できる体制を整え、連携強化に努めたところがございます。その結果、発生事例のほと

んどにおきまして、疑似患畜と確定いたしましたから3日以内には防疫措置が終了するなど、迅速な対応がとれたと考えております。

○田口雄二議員 防疫体制はさておき、いろいろなところの疑似患畜と判定されてからの迅速な対応、連携プレーは大きく変わったとの声を確かによく聞きました。疑似患畜と判断される前に体制を整え、判定と同時に迅速に処分する延岡の例なども大変見事なものであったと思っております。ただ、感染経路はまだ不明の点も多く、気を抜かずに万全の防疫体制を継続していただきますように、よろしく願いいたします。

ただ、今、非常に不安なのが、東京よりはるかに近い韓国で発生している口蹄疫や鳥インフルエンザの日本への波及です。既に、口蹄疫では300万頭を超える殺処分、鳥インフルエンザでも500万羽を超える殺処分が行われております。週3回のアジアナ航空の定期便やゴルフ等のチャーター便が随時、宮崎空港に来ております。また、釜山港からも細島港に船舶が絶えず入港しています。また、新幹線の全線開通で、家畜の伝染病が蔓延している中国や東南アジアからも観光客がたくさん入ってくることが予想されます。海外からの本県への家畜伝染病の侵入をどのように防いでいくのか、その対策を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 御承知のとおり、昨年の本県における口蹄疫の終息後も、東南アジア諸国では依然として家畜伝染病の発生が拡大し、特に韓国では口蹄疫や鳥インフルエンザが全土に拡大するなど危機的な状況にありますことから、本県における水際対策は大変重要であると認識をいたしております。このため、県といたしましては、空港での靴底の消毒

はもとより、海外貨物船が着く主要港湾での靴底の消毒、さらには海外旅行客が多いホテルやゴルフ場等に対しましても、消毒薬の配布を行い、防疫の徹底をお願いするとともに、国に対しましては、水際対策の強化を要望してきたところでございます。また、国は入国者に対しまして、注意喚起のためのアナウンスの実施や、靴底消毒の徹底、到着時のゴルフシューズなどの消毒等にも取り組んでおり、家畜伝染病予防法の改正案におきましても、水際対策の強化が検討されているところでございます。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

それでは、続きまして、道路行政について県土整備部長に何点かお伺いいたします。

まず、東九州自動車道の日向一都農間の進捗状況についてです。この区間に関しましては、先日、西日本高速道路株式会社が、未買収区間について土地収用法に基づく事業認定の告示がなされたと発表いたしました。これにより、今後、任意交渉による用地買収がまとまらなかった場合、行政代執行が行われることになりました。順調に建設が進んでいると思っていましたので、悪質な補償金目的の過密植栽等はないとは思いますが、新聞の記事にはちょっと驚きました。公表されている平成25年度の開通に向けての手續だとお聞きいたしましたが、改めて、東九州自動車道日向一都農間の進捗状況について、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 東九州自動車道の日向一都農間につきましては、平成25年度中の開通に向けて、県としましても、西日本高速道路株式会社と連携を十分に図りながら、用地取得などに全力で取り組んできたところでありまして、1月末現在で用地取得率が92%、工事着手率が80%となっております。しかしなが

ら、今お話がありましたように、未取得の用地があるところがございます。この未取得用地の多くは任意交渉などによる取得が困難となっていることから、平成25年度中の開通を考慮しますと、西日本高速道路株式会社としては、土地収用を念頭に置いた手続を進めざるを得ない状況となっております。去る1月21日に国土交通大臣から、当区間についての事業認定の告示を受けたところであります。用地事務を受託している県といたしましては、西日本高速道路株式会社と一体となって、未取得用地について引き続き任意交渉による解決に向けて努力するとともに、その一方で、土地収用法に基づく手続を着実に進めまして、県民の悲願である平成25年度の開通に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

○田口雄二議員 高速道路の建設は県民の悲願でもありますので、地権者の皆様には何とか理解をいただきまして、用地買収に早く応じていただけたらと思っております。いろいろ大変でしようけれども、よろしく願い申し上げます。

次に、国土交通省が2月9日に来年度の直轄事業計画を公表し、主要区間の開通予定年度を公表いたしました。東九州自動車道の大分県蒲江一北浦間、北川一延岡間が平成24年度、須美江一北川間が平成25年度、北方延岡道路北方一蔵田間が平成27年度の開通予定が示されました。完成予定が明示されまして、喜ばしいことではありました。しかし、北浦一須美江間、佐伯一蒲江間が平成28年度以降と、完成予定が示されず、供用の見通しが立っていません。早期完成に向けてどう取り組むか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 東九州自動車道

の県内事業中区間につきましては、これまで全線の遅くとも平成26年度までの供用を求めてきたところであります。先般、国土交通省より発表された内容では、新たに清武ジャンクション—清武南間の平成24年度供用予定と、須美江—北川間の平成25年度供用予定が示されました。しかしながら、お話にもありましたとおり、大分県内の佐伯—蒲江間、及び宮崎県内の北浦—須美江間、それからまた清武南—日南間が平成28年度以降と、めどが示されず、残念に思っているところがございます。これらの区間につきましては、供用の見通しが立っていないと国からは聞いておりますが、県といたしましては、早期のミッシングリンクの解消が図られまよう、大分県とも連携しながら、議会、経済界などと一致団結して、国や関係機関に対して強く訴えてまいりたいと存じます。

○田口雄二議員 同じく、今回の国土交通省の直轄事業計画の公表では進展のなかった県南地区の東九州自動車道日南以南の早期事業化についてはどう取り組むのか、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 東九州自動車道の日南—志布志間でございますが、いまだ基本計画区間のままでございます。整備着手のめどが立っていない状況ではありますが、現在、国土交通省が、日南から南に続く一部の区間におきまして、環境アセスメントの手続に向けた環境調査を行っているところであります。高速道路の整備計画格上げや新規事業着手に関しましては、今後どのようになっていくのか、大変不透明な状況ではありますが、県としましては、国の動向を注視するとともに、整備の道筋すら見えていない区間につきましては、早期に整備着手していただけるよう、県議会を初め、地元や経

済界等とも連携しながら、県民一丸となって、引き続き国や関係機関に対して強く訴えてまいりたいと存じます。

〔「政権与党の問題だ」と呼ぶ者あり〕

○田口雄二議員 この話になれば、今出ていますように、民主党に対する批判が当然出てくると思っておりました。ただ、自民党時代に何でもこれをつくってくれなかったのかという思いもありまして、全国一おこなっている高速道路には非常に私たちも不満が残っております。山のように入金を背負って引き継いだ政権でございますので、今いろいろ苦慮しているところだと思っております。ただ、2年前の衆議院選挙では、民主党政権になったら県内の高速道路の建設はすべてストップすると、うそも方便のごとくさんざん流布されました。しかし、実際はどうか。自民党時代よりも、東九州道の県北部においては当初の予定よりも大幅に完成が早くなっております。今後もそうなることを期待しながら、次の質問に移らせていただきます。

次に、警察行政についてお伺いをいたします。

昨年の暮れにマスコミ報道で、ICレコーダーに録音された取り調べの一部が流されました。大阪府警の警察官が暴言きわまりない罵声を浴びせながら、容疑者を威嚇し、自白を迫るものでした。事前の説明がなければ、まるで暴力団かと思うほどです。そんな暴言を浴びた男性が、大阪府警の警官を大阪地検特捜部に告訴しました。検察は公判を開かず、罰金刑とする略式命令を求めて略式起訴にしましたが、大阪簡易裁判所は、略式起訴は相当ではないと判断し、裁判を開くことを決めました。身内をかばうような検察の姿勢に、裁判所も納得しなかったようです。この男性は、面識のない女性が落

とした財布を着服した容疑で任意同行を求められ、その取り調べをICレコーダーで録音したことで、警官の暴言が発覚いたしました。客観的証拠が乏しい中で強引な取り調べで自白を強いるのは、冤罪を生む構図となりますが、今回は、状況を録音したことにより男性の言い分を証明することができました。虚偽の自白を防ぐには、取り調べの様子を録音あるいは録画する完全可視化が必要だと思われます。これまでも何度も我が会派の井上議員が質問していますが、このような事実が公開されましたので、改めて警察本部長に取り調べの可視化について所見をお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 取り調べの可視化につきましては、国家公安委員会委員長主催による「捜査手法、取り調べの高度化を図るための研究会」等において調査研究がなされているものと承知をしております。今後、その検討結果等を踏まえつつ、適切に対処してまいり所存であります。

○田口雄二議員 本県においては、大阪府警のような警官はいないと思いますが、あのような取り調べをされたら、私たちもやっていなくてもやったと言ってしまうような、そんな恐喝的な取り調べでもありました。それでは、県警においては適正な取り調べを行うためにどのように努めているのか、お伺いをいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 適正な取り調べを行うために実施している施策といたしましては、まず、警務部門内に取調監督指導室を設置して被疑者の取り調べ状況を確認するなど、取り調べに対する監督を強力に実施しているところでもあります。そのため、取調室に透視鏡を備えつけるなど、取り調べ状況把握のための設備

を設置するなど整備しているところであります。さらに、適正捜査に関する実践的な教養を充実させる等、捜査に携わる者の適正な取り調べに対する意識向上を図るとともに、深夜または長時間にわたる取り調べなど、取り調べ時間の厳格な管理をしております。また、相手方の特性に応じた取り調べなど、任意性の確保に配慮した取り調べの実施を初め、客観的証拠を重視した捜査をするというようなことで捜査管理にも努めているところであります。なお、適正捜査推進体制の強化を図るために、今回の定期異動におきまして、刑事企画課を新設し、一層の指導、教養の充実強化を図ることとしております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

それでは、教育行政について教育長に何点かお伺いいたします。

延岡西高跡地に特別支援学校3校を統合して平成24年4月開校予定の（仮称）延岡総合特別支援学校に関して、計画変更との声も一部出てまいりました。これまでの経過も含め、基本構想はどのようなものであったのか、改めて伺います。

複数の障がいに対応できるように特別支援学校の設置などを目的にした改正学校教育法が施行されたことに伴い、県は特別支援学校総合整備計画を策定いたしました。3校の保護者も、生徒数の減少や校舎の老朽化等から統合を県に陳情し、私もその場に同席させていただきました。県は基本構想策定に向け、市内の福祉、医療、障がい者団体、3校の校長や保護者などから成る、構想を具現化する委員会を設置しました。これまで細かい部分まで委員会で協議し、納得の上で計画は進んでいるものと思っておりましたが、ここに来て異論が出るのはなぜなの

か。延岡総合特別支援学校の基本構想はどのようなものであったのか、また基本構想策定後、保護者や関係機関等からさまざまな要望があったと思いますが、これらに対してはどのように対応したのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 仮称ではありますが、延岡総合特別支援学校の基本構想におきましては、「地域とともに子どもたちの自立する心と力を育み、可能性を高め、未来を拓く総合的な専門教育の実現」を設置理念としており、この理念の実現のために、従来の教育内容の充実に加えて、近年課題となっております乳幼児期からの子育て支援や、卒業後も含めた自立支援等の新たな機能を付加することにしております。これらを学校だけで実施することは困難でありますことから、基本構想では、地域の医療、福祉、保健、労働等関係機関との幅広い連携による相談支援体制により、その実現を目指しているものであります。

保護者や関係機関等からの要望への対応であります。平成21年3月の基本構想の策定を受けて、本年の2月までに、関係する3つの学校の教職員で構成します設置準備委員会を16回開催し、保護者の皆様等の御意見を伺いながら、教育課程や施設整備等について検討してまいりました。また、子育て支援部会など3つの作業部会を延べ34回開催しますとともに、関係機関・団体との検討会を設け、広く関係者の御意見を伺いながら、詳細な検討を行ってきたところでもあります。さらに、平成21年度に基本設計案を各学校において公開いたしまして、保護者等から187件の御意見や御要望をいただき、音楽室の増設、作業棟の拡充、教室配置の変更など、基本設計の見直しをしたところでもあります。現在、管理棟や聴覚障がい教育棟の工事を行って

いるところでありますが、特に今年度は、保護者や関係者の皆様に対し、工事の状況や教育課程等さまざまな検討内容につきまして、計16回の説明会を実施するなど情報の提供に努め、あわせて御意見を伺ってきたところであります。今後とも、保護者や地元関係者の皆様への情報提供に努めますとともに、開校に向けた準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 この学校は全国的にもかなり注目を浴びている学校だと思います。そういう意味ではまさに、何度も言いますが、当時の高山教育長が全国から視察が殺到するような学校をつくりたいというお話もございましたが、そのような学校になるように全力で取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、五ヶ瀬町で取り組んでおります授業改革についてお伺いをいたします。2008年より始められました、小規模校を統廃合せず、子供たちをバスで1カ所に集めて多人数授業を組み合わせる「G授業」、本県の五ヶ瀬町の授業改革が全国の注目を浴びています。G授業のGは、五ヶ瀬町の頭文字からつけられています。どの学校も1学年1クラスしかない町内の小学校4校、中学校2校の全児童374人を中学校に集め、さまざまな考えや意見を出し合える多人数授業と、きめ細やかに指導してもらえる少人数授業を組み合わせています。発端は、「小規模校だから社会性が育ちにくい。切磋琢磨がない」の声を着任早々の教育長が各校長から聞き、小規模校と大規模校の両方のいい特徴を引き出した取り組みとして考え出されたものです。この取り組みを評価し、他県でも同様の授業を始めたところもあるようです。そこで、県内の小中学校と高校の統廃合が進む中、五ヶ瀬町教育委

員会の取り組むG授業を県教育委員会はどのように評価しているのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 五ヶ瀬町では、町内すべての小中学校が小規模の学校でありまして、児童生徒数が少ないために、多様な考え方に触れたり、話し合いによって考えを深めたりすることに課題があることから、お話にありましたように、一人一人の児童をきめ細かく指導する少人数の授業と、児童生徒からさまざまな考えを引き出す多人数の授業とを組み合わせました五ヶ瀬方式の授業、いわゆるG授業に取り組んでいるととらえております。この取り組みは、五ヶ瀬町の実態を踏まえた一つの方策であると考えており、市町村教育委員会が地域の実態に応じた取り組みを行うことにつきましては、児童生徒の学力向上を図り、社会性を養う上からも大切なことであると考えております。

○田口雄二議員 この時期になりますと、最後の卒業式等々の記事をよく目にいたしますが、G授業のような取り組みにより、地域のよりどころになっている学校を統廃合するばかりではなく、逆に地域の活性化にもつながることになるのではないかと考えております。G授業のような取り組みは県内のほかの市町村でも行われているのか、またこのような取り組みを広げていくお考えはないのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 小規模校が多いという地域の実態を踏まえた取り組みにつきましては、例えば椎葉村では、村内のすべての学校と一緒に集まって学習ができるように「夢織りの館」という教育施設を設置しまして、平成7年から学年単位で集合学習を実施しております。

具体的には、年に数回、一緒に教科などの授業に取り組んだり、3年生以上は宿泊学習を行ったりしながら、学習意欲の向上や切磋琢磨する心の育成を図っていると聞いております。これらの取り組みは、村内の小学校の児童の一体感をはぐくみ、中学校へのスムーズな移行を図る上でも役立っているようであります。特に椎葉村の場合は中学校に寮がありますので、それとの兼ね合いでも大変大きな意味合いがあるというふうにとらえております。

また、県内の他の市町村におきましても、複数の学校が合同修学旅行や運動会などの行事に取り組んだり、一緒に教科の学習に取り組んだりしながら、児童生徒の主体性や社会性の向上に努めております。小規模校の多い地域で実態に応じた教育活動に取り組まれることは、子供たちによりよい教育環境を提供できることであるので、県教育委員会といたしましては、今後とも、必要な情報提供や支援に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。実は、私もこの教育長にお会いいたしました。県教育委員会の御出身の方であります。ただ、教育者ではありませんで、事務屋さんの出身でありました。そういう意味では教育長と同じでありますけれども、逆に、事務屋さんであったことによって、いろんな柔軟な発想等ができたのではないかと考えております。そういう意味では、先ほど申しましたように、学校がどんどん減っていく中、ましてや地域のよりどころが、地域の皆さんにとっては非常に寂しい思いをしながら、地域の活性化も失っていております。そういう意味では、新たな発想のもとでこのような取り組みをしながら、学校が残っていくようなこともぜひとも考えていただきたい

と思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、小学校の外国語活動についてお伺いいたします。新年度から小学校5・6年生で外国語活動、つまり英語の授業が必修化となります。英語教育が必修化されると、5・6年生では週1こま程度の授業回数になるのではないのでしょうか。文部科学省の調査では、全国の公立小学校の97%がこれまで先行して導入しているようです。ほとんど月に1回程度のようにありますけれども、これまでは外国語指導助手、いわゆるALTが授業に参加する例が多かったのですが、必修化後は、ALTの人が足りないということもありまして、担任だけで対応する場面が多くなりそうです。多くの教師が単独授業に不安を抱いている上に、英語授業は教科とは位置づけられていないため、教科書がないことです。文科省は、ゲームや会話例などを解説した英語指導冊子「英語ノート」を各校に配付していますが、現場の教員にとってこの冊子以外は自分で教材等を用意することになるようです。子供たちが英語に親しみを持ち、学ぶ楽しさやおもしろさを実感できるような授業になってくれればいいのですが、本県の取り組み状況についてお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 外国語活動の必修化に伴う対応といたしまして、県教育委員会では、平成21年度から今年度までの2年間で、外国語活動に対する指導力の向上と不安感の解消を目的といたしまして、外国語活動指導者養成事業を実施しております。この事業では、まず各市町村で外国語活動の推進に当たる中核となる教師を養成しまして、これらの中核となる教師が、それぞれの地域においてすべての小学校の教師等を対象に研修を実施するなど、県教育

委員会として、すべての小学校における外国語活動の充実に努めてきたところであります。また、市町村の教育委員会におきましても、講師を招いて研修会を実施したり、研究授業や研究協議を行ったりするところがあるなど、外国語活動の円滑な導入に向けて、市町村の状況に応じた取り組みがなされているところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも、県の教育研修センターで実施する外国語活動に関する研修会などをさらに充実させますとともに、市町村教育委員会とも連携しながら、県内の小学校における外国語活動の充実に向け、支援を行ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今度始まります外国語活動の実際の授業では、授業内容はどのようなものになるのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 外国語活動の授業につきましては、文部科学省がすべての小学校5年生、6年生に配付しました「英語ノート」を活用したり、各市町村で作成した教材を用いたりして行われております。「英語ノート」には、世界各国のあいさつや食べ物、数の数え方などが紹介されておりまして、子供たちが興味を持って外国語に親しむための工夫がなされております。授業におきましては、学級担任がCDなどを用いながら、ゲームや歌、会話の練習などを中心に授業を行っております。また、時には外国語指導助手等も活用しながら、外国の言葉や文化に楽しく触れさせるなど、コミュニケーションの素地を養う活動が行われております。

○田口雄二議員 今回、5年生と6年生の「英語ノート」を見せていただきました。これがそのノートになりますが、中身を見てみますと、

活字は極めて少なく、絵とか、まるで絵本のような「英語ノート」になっております。これは学ぶというよりも英語に親しむという、まさにそのような感じでございまして、しっかりとこれで英語に子供たちが親しんで、英語を好きになっていただけたらと思っております。例えば、私どもも、中学校と高校、そして大学も入れますと約10年近く英語を習ったわけですが、ほとんどしゃべれないというのが事実であります。今、例えばユニクロあたりでは会議を全部英語でやろうとかいう話になっておりまして、私はユニクロに入らんでよかったなと今、思っておりますけれども、一体どうなるのかと思うほどでございますが、この英語学習で英語に親近感を持っていただきまして、世界を相手にするような次世代の育成にも努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、埼玉県市の市立小学校の女性教師が前代未聞の保護者を提訴いたしました。この件についてお伺いをいたします。常識では考えられないような自己中心的で理不尽な要求をする親、いわゆるモンスターペアレントが、教育現場では大きな問題になっています。このような親が一人でも出てくると、教職員はその対応に膨大な時間を奪われ、学級運営に支障を来し、児童生徒に多大なしわ寄せが出てまいります。その対応に追われた教師が精神的に病んでしまい、休職や退職など教育現場から離れたりする例も増加しておるようでございますし、最悪の場合にはみずからの命を絶つという悲しい報道なども目にいたします。文部科学省の調査によりますと、2000年度で全国の公立小・中・高校などの心の病が原因で休職した教師が2,262人、それが2009年度になりますと5,458人まで急増し、うち2割が保護者とのトラブルではないかと文科

省は見ています。

今回の埼玉県の例が本当に悪質であったかどうかは、今後の裁判の判断を待つしかありませんが、教師によると、ささいな子供同士のいさかいが発端で、両親から、教師本人はもとより、市の教育委員会や文部科学省に対し、口頭や文書で批判され、暴行容疑で警察にまで被害を訴えられたようです。こうした一連の行為により、教師は精神的にバランスがおかしくなり、不眠症に陥り、教師生活の継続に重大な支障を生じさせられたと主張しています。また、小学校側は市教育委員会に対して、モンスターペアレントに学校や教師が負けないようにし、この教師が教師を代表して訴訟を行っているとの校長名の文書も提出しております。そこで伺いたいしますが、まず本県のモンスターペアレントの状況を教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 理不尽な要求や苦情についての判断につきましては、学校や教師、職員によって受けとめ方が異なることなどがあることから、全体的な傾向の把握は困難な面もございしますが、私どもで把握している範囲内では、例えば、子供同士のトラブルに関して立腹した保護者が学級担任に罵声を浴びせる、あるいは教師の指導のあり方に関して学校に長時間居座って苦情を言い続ける、あるいは深夜に何回も学級担任に電話をする、学級担任や管理職を自宅に呼びつけるといった事例がございました。

○田口雄二議員 目に余るような悪質な事例が発生すれば、その対応はどうしているのか、一定の歯どめとして、毅然とした対応がそろそろ必要ではないかと思いますが、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 保護者からの相談や

苦情の多くは、我が子への深い思いですとか、子育ての悩みなどが背景にあることが多いために、各学校におきましては、そのような保護者の気持ちを十分に受けとめながら、共感的に対応するとともに、日ごろから、保護者とのコミュニケーションを大切にし、互いに理解し合う関係を築いておくことが大切であると考えております。しかしながら、要求が度を超したり、長期間継続したりするなど、教職員本来の職務であります子供の教育に影響を及ぼすような状況が見られる場合は、学校として管理職を中心に組織的に対応しますとともに、必要に応じて、弁護士や警察などの関係機関とも連携するなど、毅然とした対応をとることが必要であると考えます。

○田口雄二議員 モンスターペアレントもそうなんですけれども、支払える収入があるのに給食費や保育園料も払わない身勝手な保護者など、逆に、子供たちにはとても見せられないような保護者の振る舞いが多く見られます。毅然とした対応が必要な時期に来ているのではないかと私も思います。近年、モンスターペアレント対策で、保護者や地域住民からの苦情対応マニュアルをつくる自治体が全国的に相次いでいるようですが、本県の状況はどうであるのか、教育長に再度お伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会といたしましては、教職員が保護者などからの理不尽な要求や苦情に適切に対応するためには、法律に基づく考え方や知識を身につけておくことが必要であると考えておりまして、これまで県内すべての公立学校の校長を対象として、弁護士を講師に招いた研修会を実施してきたところであります。この研修会において各学校から出された相談事例につきましては、弁護士から回答

いただいた対応策を事例集としてまとめ、その都度、各学校に配付したところであります。また、今年度からは、学校だけでは解決が困難な問題が発生した場合について、その対応といたしまして、県内3地区で相談担当弁護士を依頼し、学校からの相談に応じる法律相談事業に取り組んでいるところであります。この事業におきましても、実際の相談事例をまとめたものを事例集として作成し、各学校に配付する予定としております。県教育委員会といたしましては、今後とも、このような取り組みの充実を図りながら、学校に対する理不尽な要求や苦情に適切に対応できるように支援してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

それでは、最後の質問を知事にさせていただきます。私たちを取り巻く社会情勢は、大きく、そして急速な変化を遂げています。国も地方も巨額の財政赤字を抱える中、少子高齢化により人口減少社会もさらに進んでまいります。情報通信の高度化とネットワークの拡大、経済のグローバル化による国内産業の空洞化等々、また環境・エネルギー・食料の資源制約等、そして中央と地方の関係も大きく変わってまいります。そんな大変厳しい中、地方のトップリーダーとしても大変かじ取りの難しい時期を迎えましたが、そのような中、河野知事は宮崎県の知事に就任をいたしました。河野知事にとりまして、理想の知事とは、あるいは目指したい知事とはどういう知事なのかを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 知事というより一人の政治家として、またリーダーとして尊敬しておりますのは、上杉鷹山公であります。本県出身でありながら、米沢藩主として活躍された立派な方です。「なせば成る」という名言で

ありますとか、「伝国の辞」に示された政治哲学、これも大変学ぶべきところが多いように思います。また、ただひたすらに藩の人々のために、みずから先頭に立って、強い信念と確かなビジョンを掲げまして、幾多の困難にも粘り強く立ち向かって、これを乗り越えて、藩政改革をなし遂げられた名君であるということでございます。鷹山公の生き方に少しでも近づけるよう、また県民の皆様の期待にこたえるよう、日々精進してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。今、上杉鷹山の名前が出ましたので——上杉鷹山のことを書いた「漆の実のみる国」という本がございます。種をまいて何年か後にそれが藩の財政にしっかりとつながるような——そういう意味では今回、知事が就任したことによりまして、前知事も言っていましたけれども、種をまいて、それが5年先、10年先に開くのを——しっかりとその種をまいていくのが知事の仕事だと思っております。知事も、御自身の目指す知事に少しでも近づくように全身全霊で取り組んでいただきたいと思いますし、私どもは近々、大きな洗礼を受けるものが待っておりますけれども、それにしっかりと勝ち抜き、知事とともに新しい宮崎の再生・復興に向けて頑張りたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

いろいろ答弁をありがとうございました。これで終わります。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時20分再開、休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時20分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、社会民主党宮崎県議団、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 暫時休憩します。

午後1時21分休憩

午後1時23分開議

○中村幸一議長 それでは、会議を開きます。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕 大変失礼いたしました。

それでは、社民党県議団を代表して質問をいたします。重複するところは、既に出ておりますので、可能な限り割愛をしながら、主張すべきところは主張してまいりたいというふうに思っております。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

知事は、総務省キャリアとしての職を辞し、さきの知事選挙において東国原知事の事実上の後継者として出馬され、見事第53代の宮崎県知事に当選されました。まことにおめでとうございます。

また、就任と同時に発生した鳥インフルエンザや新燃岳噴火対策に先頭に立って奮闘しておられますことに、敬意を表したいと思います。

被災された皆さん方に、社民党県議団を代表しまして心からお見舞いを申し上げます。

関係当局におかれては、県民の安心・安全に万全な体制で取り組んでいただきますように、お願いを申し上げます。

さて、今、日本国には政治不信の渦が怒濤のごとく広がっております。名古屋市長選挙や愛知県知事選挙に見られるごとく、過激と思える

政策をワンフレーズで主張する地域政党に支持が集まり、政権党や自民党候補が大差で敗退したことなどは、まさに既成政党への不信感のあらわれであると指摘されています。知事は、現在の政治状況をどのように認識しているのかお尋ねをいたします。

次に、農業の課題についてであります。

本県農業は今、転換期に来ているのではないのでしょうか。農家数、耕地面積はともに全国中位でありますけれども、農業産出額は3,073億円と全国5位で、作物別では、畜産が57%、野菜が22%、米が7%の土地集約型農業であります。全国的に見ても健闘していると言えるのではないかと思います。しかし、基幹的農業従事者は65歳以上が5割を超えており、さらに、最近の燃油・飼料・肥料価格の高騰など農業を取り巻く情勢は厳しくなっております。2007年の異常気象の影響と思われるたび重なる台風襲来や、生育後半の長雨、日照不足などにより、米の大幅な収量低下は被害額が50数億円に上るなど、戦後導入された防災営農を見直すべきではないかとの議論が一部に起きたのは、記憶に新しいところでございます。

また、昨年は口蹄疫、ことしは鳥インフルエンザ発生により、本県農業は大変な苦境に立ち至っています。このような中で、県口蹄疫対策検証委員会は、家畜の飼養密度の適正化や防疫体制の強化を指摘しました。農業の持つ洪水防止や水源の涵養など、多面的機能を正しく評価するとともに、食の安心・安全を確保するために、産業としての農業に求められている課題は大きいものがあります。農業県宮崎としての農業を今後どのように展開しようとしておられるのか、知事にお尋ねいたします。

次に、県立高校再編についてであります。

県教育委員会は、少子化による生徒数減少により学校が小規模化し、生徒、保護者のニーズの多様化に十分対応できないとして、県立学校の再編を進めてきています。平成13年の宮崎県立高等学校教育改革最終報告を受け、活力ある高校を創造するとして、「1、全日制高校の適正規模は4～8学級であり、2、1学年が9学級以上の高校は漸次適正規模へ改善、3、1学年が4学級以下で、さらに1学級の削減が予測される場合に統廃合を検討する。ただし、地域のニーズ等に配慮する」との宮崎県立高校再編整備の10カ年計画を定めて取り組んでこられました。今回、計画期間が終了し、新たな再編整備計画を策定すべく、宮崎県学校教育推進協議会において検討を進めてこられ、先日その結論が出たところであります。教育長は、福島高校と飯野高校については3学級のため統廃合の対象とされているわけでありませけれども、この両校の廃止は地域社会に極めて大きな影響を与えられると思われま。今日までの議論を踏まえ、ただし書きの規定を適用して存続すべきであるというふうに思っておりますので、教育長にお尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、現在の政治状況についてであります。我が国の現状は、経済・雇用対策、財政再建、外交・防衛問題、社会保障制度の確立など国家の重要課題が山積をしているとともに、少子高齢・人口減少の本格化や厳しい財政事情などによりまして、地方の疲弊はもはや待ったなしの状況にあると考えております。さらに本県では、口蹄疫からの再生・復興に加えて、新燃岳

の火山対策や鳥インフルエンザ対策という大変厳しい状況、難局に直面しているところであります。このような状況の中で、我が国の政治を取り巻く閉塞的な状況というものは——特定の政党ですとか、特定の政治家の言動、特定の政局のことを指しているわけではありませんが、閉塞的な政治状況全体をとらえてみますと、「ガラパゴス化したゆでガエル」になっているのではないかという大変な危機感を抱いているところであります。政府には、リーダーシップを遺憾なく発揮され、広い視野に立って確かな見識のもとにさまざまな政策に着実に取り組んでいただきたいと考えているところであります。

次に、本県農業についてであります。口蹄疫を初め、たび重なる甚大な災禍を受け、かつて経験したことのない大変厳しい経営環境に直面しております。新たな変革のときを迎えているのではないかと考えております。そのためにも、これまで培ってまいりました農業資源と、あらゆる分野の人、技術等をつなぐ連携と参入によりまして、本県農業の持つ潜在力をフルに発揮しながら、口蹄疫等からの早期再生・復興はもとより、収益性の高い生産構造への転換が急務と考えております。具体的には、多様な担い手の参入を促し、育て、支える環境づくりと、規模拡大と経営の多角化による農業生産基盤の強化でありますとか、「宮崎産なら安全・安心」といった消費者に信頼される産地づくりや、農産物加工による付加価値向上と物流の効率化、さらには、自然エネルギーやバイオマス資源を活用した、環境に優しく畜産と耕種のバランスのとれた地域農業の構造転換、また、農を核とした農商工連携や6次産業化による新たな産業創出と農村地域の活性化などに取り組

みまして、日々生産現場で額に汗している農業者一人一人が誇りとやりがいの持てる「元気なみやざき農業」を展開してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

福島高校や飯野高校などの小規模な学校の今後のあり方についてであります。学校教育改革推進協議会からいただきました報告の中で、「地域の小規模の学校がさらに学級減となる場合は、生徒の通学時間や保護者の経済的負担、地域の実態等に十分に配慮しながら、「生徒にとって、よりよい教育環境を創造する」という視点に立って、それぞれの学校のあり方を検討する必要がある」などの提言をいただいております。県教育委員会といたしましては、この提言を踏まえるとともに、さらに、県民の皆様の御意見をいただきながら、いかにして生徒にとって魅力と活力のある教育環境を提供するかという視点で、平成25年度以降の高等学校のあり方を検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 農業の問題なんですけれども、現下の状況は、いろんな事象が発生をして、それに追いまくられているのが現状だろうと思うんです。しっかりと議論していく場を持っていくということが今、非常に大事だと思っておりますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

それから、高校再編につきましては、これまでもいろんな議員からも意見がございましたので、そこはしっかりと受けとめていただいて、地域社会に対する影響が極めて大きいということも考慮しながら対応していただきたいということを、強く申し上げておきたいと思

ます。

それでは、順次、質問者席から質問をさせていただきます。

まず、県内経済の状況についてでございますが、宮崎財務事務所が先月ですか、「厳しい状況が続いているものの、緩やかな持ち直しが見られる」ということで、第3・四半期の経済情勢を公表しました。確かに有効求人倍率とか大型小売店の販売額は、主要経済指標では好転をしておりますけれども、知事が就任されて以降、鳥インフルエンザ、それから新燃岳爆発、宮崎空港乗降客、いろんなことで県内の経済は急速に冷え込んできていると思っております。まさにこれは国難ではございますが、県難とも言える状況ではないかというふうに思っておりますけれども、知事の県内経済の現状認識についてお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） まさに御指摘のとおりでありまして、平成20年の世界同時不況以来、我が国、そして本県の経済は大変厳しい状況が続いております。これまで国の対策に連動しつつ、切れ目のない経済・雇用対策を講じてきたところでもあります。その結果、個人消費や生産活動などに徐々に回復の兆しがあらわれていたところに、昨年口蹄疫が発生しまして、県内の経済活動は再び大きく後退し、また、ことしになり高病原性鳥インフルエンザや新燃岳の噴火などが相次いで発生し、今後もその影響が懸念されているという状況であります。全国的にも円高・デフレ傾向が続くなど、本格的な景気回復には至っていない中で、本県はこのような危機事象への対応を余儀なくされているところでありまして、一日も早い県民生活や県内経済の回復に向けて、全力で取り組んでまいらなければならないと考えております。

経済が回復し雇用を創出するためには、危機事象へのしっかりとした対応に加えまして、農林水産業や食品加工産業、あるいは観光や医療機器産業など、今後大きく成長する可能性を持っている分野につきまして、本県経済を牽引する産業となるよう、その育成に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 大体同じような認識ではないかなというふうに思っております。それほど宮崎県は追い詰められているといえますか、私も地域を回りますと、本当にひどい状況がございます。ぜひ認識を同じくしながら、対決、対立ということではなくて、私どもも新しい知事のもとに、お互い切磋琢磨し、協力するところは協力するというところで頑張ってもらいたいというふうに思っております。

それから、副知事の選任についてでございます。選任に当たっての基本的考えについてお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 副知事についてでございますが、これまでさまざまな御意見を伺いながら、幅広い視点から適任者の検討を行ってまいりましたが、このたび、農林水産省の牧元幸司氏を候補者として提案させていただいたところであります。今回、候補者について農林水産省に人材を求めることといたしましたのは、まず一つには、口蹄疫からの再生・復興を一日も早く達成をするために。さらには、鳥インフルエンザ対策や新燃岳噴火に伴う農業被害対策など、本県が直面する喫緊の課題に取り組むために、畜産を初めとする農業政策に精通し農水省とのパイプを有する人材が必要だと考えたこと。さらには、これらの課題には庁内横断的に取り組む必要があるという認識のもとに、部長という立場ではなく、副知事の立場から総括的

に指揮監督していただく必要があろうという考え方に基づくものであります。

候補者であります牧元氏は、畜産を初めとする農業政策にも精通しておりまして、兵庫県庁などの経験を通じて地方行政の実情にも明るく、また、省内でも長く予算編成に携わるとともに、大臣補佐官なども経験されているということで、視野の広さ、企画力、調整力が高く評価されている方であり、副知事にふさわしい幅広い見識を有する方であると認識しておるところであります。

○鳥飼謙二議員 口蹄疫からの復興、企画力、調整力にすぐれているということですが、これはこれで知事の提案として重く受けとめたいというふうには思っておりますが、地元の実情をどう把握していくのかということが最も大事だと思っております。そこが欠けるとどうしても空回りしていくことになってしまいます。知事は四役体制ということをおっしゃったんですけれども、今の県難の時期、県の本当に非常事態のときに、私はやや不十分ではないかと思っております。今後の検討課題ではありますけれども、暫定的に2人副知事、そういうことも今後検討していくべきではないかと思っておりますので、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 副知事という職務、県議会を初め県民や職員とのパイプ役、調整役でありまして、私が国家公務員出身、他県出身ということとのバランス上、地元からの登用が望ましいのではないかとというような御意見が寄せられたところでもあります。私としても、こういったものをしっかり受けとめたところですが、先ほど御説明申し上げましたように、政策的な課題に対する、喫緊の課題に対する対応ということでの今回提案でございます。

それを補うものとして、今御指摘のありましたように、これまでは知事、副知事、出納長という三役で対応してきたものですが、出納長制度が廃止されたことによりまして、知事、副知事という二役になっております。この二役のみですべてを受けとめるということではなく、筆頭部長である県民政策部、その次の総務部をあわせて四役体制で、各部局長との連携のもとに県政運営の重要方針を決定してまいりたい、地元との調整を行ってまいりたい、そういう考え方です。

今御指摘の副知事の定数2人制ということですが、これまでこの議会におきましても、行財政改革等の兼ね合いの中から、2人制についてはさまざまな御意見があったところでございます。行財政改革、さらには諸課題への対応等も踏まえながら、どのような形が望ましいのか、御指摘の点も踏まえて、今後の留意すべき課題の一つであるというふうには受けとめております。

○鳥飼謙二議員 私はバランスということでは言っているわけではございません。バランスというよりか、どれだけ情報収集——県民の暮らしがどうなっているのかというのをあらゆるチャンネルを使って把握をしていく、そういう体制をつくっていただきたいということで申し上げたところでございます。

それから、東国原県政の評価についてなんですけど、私は、職員との対話不足、議論不足、職員は知事のブログを見て仕事をするという、本当にあってはならないことが行われてきたのが宮崎県庁だったというふうに思っております。談合事件とか官製談合の問題がありましたけれども、必要な民間団体との対話も極めて不十分、そして職員には倫理規定をつくって関係

者との接触を禁じる。これでは必要な情報は上がってこない、とらえることはできないと思っております。県民のための県政を推進していくということでは、県庁内外で必要な対話と議論を展開していくべきだというふうに思っております。東国原県政と決別することなしには、知事の評価すべき点といたしますか、知事のよさは出てこないと思っておりますので、お尋ねをします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の点、非常に重く受けとめておるところでございます。決別というような御指摘もありましたが、これは政治家としての東国原前知事の一つの政治スタイルであったと。午前中の答弁でも申し上げましたように、それをサポートする副知事の立場にあった私としても、多々反省すべき点はあるわけでございますが、いずれにいたしましても、県議会を初め市町村、関係団体あるいは県職員との間に密にコミュニケーションを図っていくことは大変重要なことだと考えておりますので、私としましては、新たな県民総力戦、新たな県庁総力戦を図っていく上では、十分な対話を心がけて県政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 よろしくお尋ねをいたします。

暫定予算、それから骨格予算については出ましたので、ここは割愛をしまして、予算編成の透明化という点でお尋ねをいたします。

県民本位の県政を進めていくには、県民が予算に関心を持っていただくということが大事でございます。県民に具体的にどのように公開してきたのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 県民目線に立った県政の推進、あるいは県民の皆様に関心

を持っていただくという観点から、予算編成過程の公表につきましては大変重要であると考えておまして、平成21年度当初予算からその編成過程の公表に取り組んでいるところであります。平成23年度当初予算につきましては、款別、性質別、部局別の予算要求状況及び予算計上状況、並びに主な事業の要求及び計上状況についての公表に加え、事務事業見直しの結果につきまして公表時期の前倒しを図り、各部の予算要求と同時期の11月中旬に公表を行い、県民の皆様へのよりタイムリーな情報の提供に努めたところでございます。今後とも、他県の事例等も参考にしながら、予算編成過程の公表のあり方について検討してまいりたいと思っております。

○鳥飼謙二議員 私は2009年11月議会で、このことについて鳥取県庁の事例を引いてお話をいたしましたけれども、やはり、部が財政課長にどの程度要求をしてどうなったというのはリアルタイムでないと、終わった後で公表されても、「ああそうですか」、それで終わってしまう。そういう意味では私は不十分だと思います。財政課長が後ろにおりますけれども、大変御苦勞があるかもしれませんが、私の考えというのは十分わかっていると思っておりますので、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思っております。

それから、各種基金が積み立てられているわけですが、県財政というものが非常にわかりにくくなってきましたよね。各種基金の現状と有効活用について、総務部長にお尋ねします。

○総務部長（稲用博美君） 平成23年度当初予算ベースですが、一般会計、特別会計合わせまして43の基金があります。これらの平成22年度末残高は約1,099億円となっております。平成23

年度中に、このうち約295億円を取り崩すとともに、新たに約29億円の積み立てを行うことによりまして、平成23年度末の残高見込みは約834億円となる見込みであります。これらのうちで国の生活対策、経済危機対策により設置しました16の基金につきましては、例えば安心こども基金のように、国が定めた対象事業メニューが細かく規定されている上に、そのメニュー間の流用が認められていないなどの制約があるために活用しづらいということがございまして、全体的に執行がおくれているところであります。今後とも、基金に係る設置期間の延長あるいは制度の改善について国に強く要望しますとともに、基金残額を国に返還することのないよう、活用期間内の全額執行を念頭に置きまして、基金の有効な活用を図ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 年度末見込みが1,099億円ということで、かなりの額があるわけですがけれども、なかなか使い勝手が悪いということなんです。これもしっかりと公表していくなり、県民に関心を持っていただくということが大事だと思いますので、そこを十分留意しながらお進めいただきたいというふうに思います。

〔「議長、関連質問」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言時間は主質問者の質問時間の範囲内となります。満行潤一議員。

○満行潤一議員 霧島連山新燃岳噴火対策について、関連質問をいたします。午前中、田口議員も触れていただきました。

1月26日に突然、噴火活動を始めた新燃岳は、大量の火山灰を降らせ、今なお活発に活動しています。学者によると4,000万～8,000万ト

ンの火山灰が降っていると言われております。当初の2日間が一番ひどい降灰量だったわけですが、そのほとんどが都城、日南に降っています。都城市の降灰量は800万トン、4トントラックで200万台分という想像もできない相当な量です。特に夏尾、山田、志和池地区など降灰量は相当なもので、道路等の被害はもとより農業被害も甚大です。ひどいところは田畑が10センチほど火山灰で埋まっています。

開会日に、「新燃岳の噴火災害対策に関する意見書」を全会一致で可決をいただきました。感謝をしております。また、政府の大臣や政務官、各政党の調査団など相次いで都城や高原町においでいただきました。社民党県連合は、1月27日に鳥インフルエンザ・新燃岳災害対策本部を立ち上げ、2月2日には社民党・福島みずほ党首を団長に国会議員団、県会議員団など地方議員等による現地調査を行い、被害の深刻さを実感したところであります。また、国による財政支援が急がれるとして、2月15日、福島党首が、鹿野農林水産大臣、松本防災大臣、大畠国土交通大臣に対して、激甚災害の指定や降灰の除去、農作物被害補償や営農支援を申し入れたところであります。

さて、本県の新燃岳降灰対策として、追加補正予算が8億3,000万円余、うち国庫支出金は9,600万円余、県単公共事業は4億6,000万円余の補正です。今後とも県負担額は相当なものに上ると思います。また、都城市の1月に行われた専決予算が11億円余、そのすべてが市道や公共施設の降灰除去費用であります。3月補正に4億円、23年度当初予算に5億円を計上予定とお聞きしています。現在降っている火山灰対策費で20億円、一方、国からの歳入は特別交付税7億円を見込んでいただけであります。県、

市町村の財政が心配であります。営農継続緊急支援として、動力噴霧器など資材導入の費用、耕種農家向けに国の3分の2の補助があるということでもあります。しかし、農地や農業用施設の原状復帰が急がれます。農地は50%、農業用施設65%の国庫補助ということでもあります。補助率のかさ上げに激甚災害の指定がぜひ必要と思いますが、知事の見解をお尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 今回の新燃岳の噴火による被害につきましては、これまでのところ、降灰被害が中心となっているところであります。近年の激甚災害に指定されました火山災害の場合は、降灰被害のみでは指定に至っておりませんで、火砕流や土石流等によって道路、農地等に大きな被害が生じたことにより指定がなされたところであります。いずれにいたしましても、激甚災害の指定につきましては被害状況を把握することが必要でありますので、今後とも地元と連携しながら情報収集に努め、指定に備えて迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県と市町村では道路等の火山灰除去費用の国庫負担割合が違うとも聞いています。災害復旧事業費の中に県道が入っていないということのようですが、これはぜひ県も同じような国の補助が必要だと思いますし、災害復旧事業の適用を受ければ道路の降灰除去は国が3分の2、また活動火山対策特別措置法の採択基準に合致すれば道路2分の1か3分の2、都市排水路、住宅の降灰除去処分費用の2分の1が国の財政支援というふうにお聞きをしています。これらの適用採択の見通しについて、知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 整理して答弁申し上げますと、活動火山対策特別措置法による道路や

宅地などの降灰除去事業につきましては、多量の降灰があるなど一定の条件を満たす場合に、市町村を対象として適用される補助事業でありまして、現在、関係市町が申請に向けて降灰量の観測を行うとともに、関係機関と協議を進めているところであります。一方、県が管理する国県道につきましてはこの事業の対象とならないことから、災害復旧事業の策定に向け、国と協議を進めてきたところでありまして、今月の28日から災害査定を受けることとなっております。県としましては、こうした降灰除去事業の適用や災害復旧事業の採択に向けて、今後とも国に働きかけてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。いずれにしても、今の国の基準でいきますと2分の1か3分の2の補助しかないわけですよね。県、市町村に相当な財政負担が来ます。これは大変大きな費用に上ります。ぜひ国の特別交付税措置などで——これは8割までしか見てくれないという基準みたいですが、ぜひ100%に近い国の財政支援が必要だと思いますが、知事の取り組みと見通しについてお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 国庫補助に係る県負担分でありますとか、国庫補助の対象とならない県単独事業に係る財源につきましては、特別交付税により一定の補てん措置があるということでもあります。この特別交付税、通常、1月以降に発生した事象に係るものにつきましては、その年の12月に交付されることとなっておりますが、今回の新燃岳噴火対策及び高病原性鳥インフルエンザ対策のうち、今年度中に執行する対象経費については、特例で3月分で算定していただくこととなりました。先日も片山総務大臣

に要望したところでありますが、できるだけ十分な交付をいただけますよう、引き続き国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 それでは次に、公契約条例についてであります。

これは、公共事業等に従事する建設労働者、委託労働者の賃金の最低額を入札や落札の条件として自治体入札・契約の中で決めるものでありまして、賃金・労働条件だけでなく、環境の取り組み、男女平等参画、地域貢献、いろいろなものがある、それを公共調達契約に盛り込むものでございます。今、本県経済はどん底にあると言っても過言ではない。ですから、なお一層、この公共事業、業務委託、指定管理者制度などの公共調達の充実をして、県民の暮らしを支えていくべきではないかと思っております。そこで、公共事業についてでありますけれども、賃金などの公正労働基準等、それから障がい者雇用などの社会的価値の実現がどのように図られているのか。また、総合評価制度の現状と適切な導入比率はどの程度なのか、あわせてお尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 総合評価落札方式につきましては、工事の品質確保を図る観点から、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式でありまして、地域の建設業者の役割を適切に評価するとともに、技術力向上の意欲を高め、地元の建設業者の育成にもつながるものと考えているところであります。本県の総合評価落札方式では、建設業者の地域社会貢献度に関する評価項目といたしまして、環境保全対策の取り組みや障がい者の雇用状況などを対象としているところであります。21年度における総合評価落札方式の適用実績としましては、公共三部の予定価格250万円

以上の建設工事のうち、発注件数では45%の935件、契約金額では69%の378億円となっております。総合評価落札方式の適用につきましては、工事の規模や内容などを勘案しながら個別に判断をいたしておりますので、今後とも、結果の検証を行いながら検討してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 どの程度導入していくかということも十分検討していただきたいと思っております。

それから、例えば賃金はどの程度が妥当というふうにされているのか、お尋ねします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 私からお答えいたします。

適切な賃金水準についてのお尋ねでございますが、これは一概にお答えすることは大変難しいことであると考えております。例えば、県が発注する公共工事の場合には、工事の予定価格を積算するために国の設計労務単価を使用しております。この労務単価は、建設業者が支払う労働者への賃金を意味するものではありませんけれども、毎年、労働者への賃金支払い実態を調査した上で、国が普通作業員などそれぞれの職種ごとの単価を設定しているところであります。

○鳥飼謙二議員 国には三省協定賃金というのがございますよね。それを準用しているということだろうと思っておりますけれども、しっかり担保していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それから、行財政改革2007で250万円以上の公共工事については一般競争入札ということにされました。しかし、これは強い者勝ちの入札制度だと思っております。中小零細業者は入札から排除され、落札したとしても赤字覚悟の事

業で、現在、建設業者は疲弊をしているというふうに私は思っております。このため、技術力はますます劣りまして、腕のよい技術者がだんだん少なくなっているという悪循環になってきているのではないかと。重要なことは、談合を根絶する、そして地域活性化と災害時の対応だと思っております。そのためにも、一般競争入札対象金額は3,000～5,000万円程度以上としまして、指名入札制度を取り入れて中小零細業者も公共事業を受注できる条件を整備することが大事ではないかと思っておりますので、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 建設業者を取り巻く状況は、建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、景気の悪化もありまして、大変厳しい状況にあると認識しております。社会資本整備の担い手である建設産業は、災害時の緊急対応などにも大変大きな役割を果たすとともに、地域経済、雇用を支える重要な産業の一つでありますので、建設業が健全に発展することは大変重要であると認識をしているところでございます。これまで入札制度につきましては、地域企業育成型を初めとする総合評価落札方式の拡充などさまざまな取り組み、見直しを進めてまいりまして、公正・透明で競争性の高い制度が構築されてきたものと考えておるところでございます。今後とも、これまでの改革というものを踏まえつつ、基本的には一般競争入札の枠組みの中で、適正な施工の確保や建設業の果たす重要な役割をしっかりと踏まえて、幅広く意見を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 また後ほど述べますけれども……。

県外大手ゼネコンとのジョイントベンチャー

方式をとらざるを得ない場合、共同企業体の代表者を地元企業とするなどして県内業者を保護すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県におきましては、大規模で技術的難易度が高い工事や特殊工法の技術移転などを目的とする工事につきまして、特定建設工事共同企業体、いわゆるジョイントベンチャー（JV）による入札参加を認めているところであります。このうち県外企業の参加を認めているものは、県内企業による施工実績が少ない橋梁の上部工などに限ってございまして、平成21年度では公共三部で2件、今年度は1件となっております。このように、県発注の公共工事につきましては、地域における建設業の役割を考慮し、原則、県内企業に発注しているところでありまして、引き続き、特定建設工事共同企業体の活用による県内企業の施工能力の向上に努めるなど、県内建設業者の育成に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 例は少ないと思うんです。ほとんど数えるほどですけれども。しかし、地元業者優先という立場、地元業者を保護するというのを貫いていっていただきたいということを申し上げておきます。

いずれにしても、今後、公共事業予算の減少が避けられないと思っております。本県の産業構造をどうするかという問題は一つありますけれども、業種の転換といいますか、新分野進出については手厚い支援が必要ではないかと思っておりますので、お尋ねいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県におきましては、建設業に軸足を置きながら、農林業や製造業、飲食業などの新分野への進出を図る建設業者に対しまして、必要な経費の一部を助成する建設業経営基盤強化事業を平成19年度から実

施しております、これまで延べ72の建設業者に支援を行ったところであります。また、新分野進出に際しての相談窓口の設置やセミナーの開催などによりノウハウの習得を支援しますとともに、進出後に指導・助言を行う専門家の派遣などの支援にも努めているところであります。さらに、庁内関係部で構成する建設産業活性化支援連絡会議を設置いたしまして、建設産業の活性化に関する施策につきまして、総合的な調整を図っているところであります。今後とも、県産業支援財団などの支援機関との連携を図りながら、建設業者の実情を踏まえた支援に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 実態は本当に疲弊をしていると。新分野に進出をした方ともお話をしたんですけど、それをやりながらでも「やめてくれんか」と言わざるを得ない。「やめてくれないもんだから首を切ったんですわ」という新分野進出の方もおられます。今、100万円ですか、十分手厚い支援をお願いしておきたいと思えます。

それから入札制度ですけれども、これは意見として申し上げたいと思えますが、地域の活性化と災害時の対応、緊急対策に欠かせないと思っております。豪雪地帯でことし、国道がストップした事例がありました。これをいろいろ聞いてみますと、建設業者が激減している、作業員が高齢化している、機械も老朽化している、そんな状況の中で手が回らない。結果としてストップせざるを得ないというようなことに陥っております。宮崎県は中山間地が非常に多いわけで、農繁期と農閑期、農繁期に農業をやって、農閑期に建設業に従事した経緯もございます。そういう状況が今は崩壊をしているというふうに思っています。

宮崎県は、先ほど申し上げましたように、口

蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火の降灰除去に、どれだけ多くの建設業者の方が参加しておられるのかというふうに思っております。消防団員も減っております。ボランティアだけでは対応できない現状に来ているんです。ですから、生活道路とか用水路、火山灰の除去に手が回らない。もう少しすると菜種梅雨が来ます。また本格的な梅雨が来ます。そのとき大丈夫でしょうか、非常に私は心配をいたしております。このままでは地域の崩壊につながっていくのではないかと。災害時には大変な事態が予想される。そういう状況から、大きなかぎとして入札制度がかかっているということをしかりと認識していただきたいと思えます。もう答弁は要りませんけれども、十分な検討をお願い申し上げておきたいと思えます。

次に、業務委託についてでございます。公共調達には、公共事業、それから業務委託、50種類程度あるようでございますけれども、この中で今回、清掃と警備について、建物の保守管理についての2つについてお尋ねをいたします。清掃・警備の請負については、人件費の占める比率がかなり高いと思われるんですが、平成22年度の平均落札率について、総務部長、教育長、警察本部長にお尋ねします。

○総務部長（稲用博美君） 平成22年度の知事部局におきます清掃・警備業務委託の平均落札率は、清掃業務が71.9%、警備業務が78.7%となっております。

○教育長（渡辺義人君） 平成22年度の教育委員会の清掃・警備業務委託の平均落札率は、清掃業務が73.7%、警備業務が77.8%となっております。

○警察本部長（鶴見雅男君） 平成22年度の警察本部の清掃業務委託の平均落札率は67.7%と

なっております。なお、警備業務については委託をしております。

○鳥飼謙二議員 それで、平均は70%台ということをおっしゃいましたが、見てみますと、知事のおられる本館は64.6%なんです。60%台がずらずらあります。果たしてこれでいいんだらうかというふうに思うんです。こういう状況を改善していくべきではないかと思っております。これでは県民の暮らしを支えていくことにつながらないと私は思っておりますので、ぜひ、入札制度についても業務委託についてもしっかりした対応をお願い申し上げておきたいと思っております。

あわせて、賃金はどのようなことをもって妥当としておられるのかお尋ねします。

○総務部長（稲用博美君） 清掃・警備委託の人件費につきましては、知事部局、教育委員会、警察本部ともに、最低賃金を上回る地域や職種を考慮した労務単価を使用して算定しております。

○鳥飼謙二議員 最低賃金を考慮してということですが、最低賃金1時間642円です。8時間5,136円、1カ月分、25日8時間労働で働いて12万8,400円、これでは暮らしていけないというのが現状ではないかと思っておりますので、しっかりとした業務委託をやっていただきたい。現在の県民の暮らしがどういう状況に置かれているのか、それを支えていくにはどうすればいいのか。予算を値切るためにあるものではない、予算は効果的に使っていく、そのことが今、大事ではないかと思っておりますので、ぜひ今後の検討をお願い申し上げたいと思っております。

続きまして、指定管理者制度についてですが、2003年の地方自治法改正で指定管理者制度

ができましたけれども、これもやっぱり同じシステムなんですね。この同じシステムを、公共サービスの質の向上と管理費用の低減ということで両立を図るのは、なかなか難しい課題がございますが、現在の本県での制度運用状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 現在、本県では指定管理者制度を80の施設で導入しております。順調に運営されているということで、辞退とか事業者の破産といった事例は発生しておりません。

○鳥飼謙二議員 もちろん破産とかあってもらったら困るんですけども、本県では今そういう状況だということをお聞きをしておきたいと思っております。

発注者というのが県で、施設の概要とか管理運営の基準とか、いろいろ決めて募集要領を示して選任しているわけですがけれども、ほとんどの施設で基準価格が低下をしているように私は受けとめておりますが、現状についてお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 現在、指定管理者制度を導入している施設における指定管理料につきましては、募集段階で示しました基準価格に対する割合は、全体平均で95.9%となっております。

○鳥飼謙二議員 今言われたのは落札率みたいなものですね。私は、基準価格そのものが低下をしているのではないかということをお聞きしたんです。まず頭が落ちてきているよということをお聞きしたんです。それはどうですかということなんですけど……。

○総務部長（稲用博美君） 基準価格につきましては、指定管理者制度を導入するに際し、必要な諸経費を積算いたしまして上限となる価格

ということで設定しているものであります。

○鳥飼謙二議員 私は、なぜ基準価格が低下しているのかということをお願いしたんですから、それに対する答えをもらいたいと思っっているんですが、結構ということにしましょう。しかし、大事なことは、指定管理者制度を使って、そこでしっかりと仕事をしてもらい、公共施設をしっかりとやってもらい、それで生活ができていくということなんです。基準価格そのものを落としていくことは問題ではないかということをお願いしておきたいと思っております。

次に、「指定管理者制度の運用について」ということで、昨年12月に総務省自治行政局長名で、単なる価格競争ではないですよというようなことで、必要な体制に関することとリスク分担、そういうものを盛り込むことを助言しております。この指定施設で、公正労働基準の確保、障がい者雇用、男女平等参画などの社会的価値の実現がどのように図られているとおられるでしょうか。

○総務部長(稲用博美君) 指定管理者の募集に当たりますと、募集要領に労働法令を含む関係法令遵守を規定しているほかに、選定に当たっての審査項目において、「地域への貢献等」といたしまして、環境保全への対応、地域経済への配慮、障がい者の就労支援への対応など、施設の目的や形態などに応じて設定することとしております。

○鳥飼謙二議員 そのチェックをしっかりとやっているのかどうかということなんです。先ほどの清掃・警備の入札率の問題にしてもしかりなんです。最低賃金をクリアしていれば良だとするような姿勢では、発注者としての県の責任が今問われている状況にあるのではないかと。私が先ほどから口酸っぱく申し上げているのは、県

民の置かれている状況は今、最低の状況にきているという認識があるかどうかということですから、そこはしっかり受けとめていただきたいと思っております。

続けて、県立芸術劇場で新年度から嘱託職員を正職員化するという話をお聞きしました。私としては、働く人たちの身分をどう確保して安定していくのかというのが長年の希望でありましたし、指摘をしてきたところがございますので、いい方向にきているのかなと思っておりますが、経緯と概要についてお尋ねします。

○県民政策部長(山下健次君) 財団法人宮崎県立芸術劇場では、新年度から嘱託職員あるいは臨時職員の処遇の見直しに取り組むこととしておられます。具体的には、現在、基本的に1年となっております雇用契約を最長3年の契約——もちろん完全に正職員というわけではございませんけれども。あわせて、日給制から月給制への変更、あるいは役職手当等の支給、さらに昇給制度の導入などを検討されているようでございます。この取り組みは、財団が県民にさまざまな舞台芸術を提供する事業、あるいは県民の文化活動を支える事業を継続的、安定的に行っていく上で一定の専門性が求められるということから、独自に職員体制の充実強化を図られるというふうにごっております。

○鳥飼謙二議員 ぜひしっかりと進めていただいて、指定管理者制度下でもしっかりとやれるということを広げていっていただきたいと思っております。その元締めが総務部長のところですから、その辺の目配りもしっかりお願いをお願いしたいと思います。

いろいろと今、公共事業、業務委託、指定管理者制度について申し上げてまいりました。今、県難の時代だからこそ、予算をしっかりと

執行して県民生活を守っていくことが極めて大事だと思っております。公正性、透明性、公平性を担保しながら、公共事業とか業務請負、指定管理者制度など包括した公共調達について、公契約条例を制定して県民の暮らしを支えていくべきではないかと思っておりますので、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県民の暮らしを守ることは大変重要であると考えております。公契約であるか否かを問わず、賃金等の労働条件につきましては、労働基準法等の関係法令を遵守していくことが重要であると考えております。公契約条例につきましては、我が国では、国際労働機関（ILO）の「公契約における労働条項に関する条約」の批准をしておらず、国の公契約法も未制定の状況でありますので、関係機関の御意見等もしっかりお聞きしながら、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 極めて不満な答弁でございます。国の動向を見守る、そういうことをやっちょっちゃいかんのです。鳥インフルエンザではありませんけれども、国の指示で、「金網のチェックは任せていいですよ」というので任せておいたら、いつの間にか「何で県がやらないんだ」ということになって、県は批判されたんですね。これは国の言うことを聞いておったからです。やっぱり県の判断というのは大事なんです。知事、これは今後の課題ですけれども、しっかり受けとめていただいて、公契約条例、しっかり検討していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

次に行きます。議案第19号の「宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例」に関連しまして、議案では、知事部局職員を76名削減して5,359名、労働委員会では1名減じて10名とい

うことでございます。知事が提案理由説明の中で、「選択と集中、徹底的な行財政改革を継続・断行していく」と述べておられます。この4カ年、行財政改革2007に取り組んでこられたわけですけれども、最終年度を迎えた現在、どのように評価をしておられるのかお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 行財政改革大綱2007に基づきまして、平成19年度から本年度までの4年間で、簡素で効率的な行政組織の整備でありますとか、適正な定員管理、財政健全化に向けた取り組み等を積極的に推進してきたところであります。具体的には、知事部局の8部体制を7部体制に見直しまして、平成22年度当初の総職員数を平成17年度当初比で981人純減したほか、財政面では、平成22年度の決算前の段階で、一般財源ベースで合計1,249億円の見直しを達成する見込みでありまして、全体としてはおおむね計画を達成することができたものと考えておるところであります。

○鳥飼謙二議員 981人減員をしたということですからけれども、去年6月に行政経営課が公表しました行財政改革2007の取組状況では、教育委員会とか、増員となった警察本部を含めた全体では5.2%の減になっているようです。しかし、知事部局だけ見てみると7.5%なんです。極端な人員削減。それと、口蹄疫や鳥インフルエンザの動員などで職員は疲弊し切っていると、私は思っております。さらに、予算のない本県でやりくりとして行ってきた「預け」の問題、これはマスコミの皆様方に批判をされましたけれども、金のない本県でどうやってやりくりして県政を運営していくのか。例えば、私がおりました児童相談所の雨漏りがする、それが修繕の予算化がされない。だから、振興局とか土木に

言って、その費用を捻出してもらおう。これは確かにおかしいかもしれませんが、子供たちが雨にぬれなくて済む、そこで食事ができる、勉強ができるということを担保してきた、その制度が預けであったというふうに思っているんです。しかし、それがある日突然、「悪だ」ということになりまして、処分をされた。その結果、先ほど申し上げた定数減とあわせて、職員の意識が極めて内向き志向になっている。職場から徹底した議論が失われてきていると私は思っているんです。大変心配しております。現状を知事はどのようにとらえているのか、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように、行財政改革により人員削減が進む中で、さまざまな危機事象にも対応せねばならず、職員には大変な苦勞をかけていると認識しております。厳しい状況の中ではありますが、来年度の予算編成や長期計画の策定などを通しまして全庁的に真摯な政策議論が行われており、県民の期待にこたえ得る県政運営ができています。今後とも、職員が自由闊達に意見交換ができる風通しのよい職場環境づくりを進めますとともに、職員の心身の健康管理に努めることが大変重要であると考えておりますので、今後の行財政改革を進める上でも、この点に十分留意をして、しっかりと取り組んでまいる所存であります。

○鳥飼謙二議員 ちょっと認識が私とは違うようございませぬけれども、そういう状況があるということだけはしっかり受けとめていただきたい。今議会が知事の出発点だと思っております。ですから、なお一層それを留意していただきたいというふうに思っております。

去年の4月1日現在で知事部局は3,911人とな

りまして、目標の3,931人から20名以上減員になっているわけですが、ことし4月、2011年の4月1日の見込みについて、総務部長にお尋ねします。

○総務部長（稲用博美君） 現時点で希望退職者の状況等は固まっていますので、明確な数字ではございませんが、今年度当初よりも10～20人程度の減少になるというふうに見込んでおります。

○鳥飼謙二議員 職員を削減するというのは、行財政改革では効果的かもしれませんが、知事の動いてくれる人間がいなくなっていくわけです。これはもろ刃の剣なんです。財政再建成って県民の暮らしがつぶれるということでは困るわけですから、ここはしっかり議論をして検討していただきたい。

改正案でいきますと、知事部局は3,855人になるわけですが、「2007」の目標3,931人をさらに76名削減するということになっているようです。これではメンタルダウンする職員が一層増加するのではないかと。職員の健康や士気の低下も懸念をいたしております。そこをしっかりと受けとめて、知事、新しい計画をつくっていただきたいと思うんです。そこで、傷病休暇の取得状況、対策について、総務部長にお尋ねします。

○総務部長（稲用博美君） まず、職員の傷病休暇の取得状況であります。平成21年度の数字になりますが、傷病休暇を取得した職員は78名で、そのうち精神疾患を原因とする者は約半分の38名でございました。

メンタルヘルス対策であります。まず1次予防といたしまして、すべての職員を対象として、うつ病等の精神疾患等についての理解を深めるための啓発、それから役職や年齢等に応じ

ました研修を行っております。2次予防といたしまして、ストレスチェックシートにより自己評価、自己診断を行うほかに、精神科医や臨床心理士を配置しまして、精神疾患を早期に発見し、治療に結びつけるための相談体制を整えております。そして、精神疾患が原因で傷病休暇を取得した職員に対しましては、保健師等による復職のための療養相談や試し出勤を実施しております。円滑な職場復帰と再発防止に向けてさまざまな支援を行っております。今後とも、相談体制の充実などメンタルヘルス対策を図ることとしておりますが、職員が心身の健康を保持・増進し、より質の高い行政サービスを提供できるためには、何よりも働きやすい職場環境、職場づくりが大切であると思っております。そういうことにつきましても、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○鳥飼謙二議員 これは平成18年ですから、2006年の行革推進法の中で4.6%減じなさいということが出ていますよね。ところが、本県は「2007」で7.5%減なんです、知事部局職員は。そしてさらに今度、先ほどの総務部長の話でいけば、もっと上がると思うんです。8.5%ぐらい行くんじゃないでしょうか。そこを抑えないと、仕事が回るものも回らないということを指摘しておきたいと思えます。

そこで、行財政改革2007後の新計画作成についての基本的考えをお示しいただきたいと思えます。

○総務部長（稲用博美君） 財政状況が厳しさを増す中で、職員数の削減につきましては引き続き取り組んでいく必要があると思っておりますが、一方では、県民サービスの水準を維持し、社会経済情勢の変化やさまざまな危機事象に的確に対応することも重要であると認識して

おります。したがって、新たな行政需要等に対する増員につきましては、削減した分の一部をもって充てることを基本にするとともに、地方分権改革等の状況にも留意しながら、効果的・効率的な行政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 さらなる削減をとかそんなことをやっていたら県庁は機能しなくなりますから、そこはしっかり押さえておいてください。これは本当に大事なことです。職員は機械じゃないからですね。どれだけやる気を起こさせるかというのがトップに立つ人の責任ですから、そこも十分考えて新しい計画をつくっていただきたいと思えます。

次に、医療と福祉問題についてお尋ねいたします。

先日発表されました組織改正についてであります。医師確保対策の推進体制を強化するというので、医療薬務課に「医師確保担当」を設置するとされておりますけれども、概要についてお尋ねします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 医療薬務課内に新たに設置する「医師確保担当」についてでありますけれども、専任の職員3名を配置するとともに、県立病院と福祉保健部内の医師2名を兼務配置することにより、医師確保体制の一層の強化を図ることを目的としております。今回の組織改正により、医師確保に係る迅速かつきめ細かな活動が可能となるほか、医師からの専門的な問い合わせや相談にも十分対応できるものと考えております。

また、医師確保担当では、県外からの医師確保に加え、宮崎大学や医師会等関係機関の協力を得ながら、新たに若手医師のキャリア形成支援などにも取り組むこととしております。この

ような取り組みにより、県政の喫緊の課題である医師の養成・確保を強力に推進し、地域医療体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 大きな一歩前進だというふうには、私も評価をしたいと思えます。これまで県内調査とか医療シンポジウムとか関係団体との意見交換に取り組んでまいりまして、7回目の医療シンポジウムを3月5日、えびの市で行うんですけれども、こういうことをやりながら非常に大きな問題だということで取り組んでまいりました。長野県に行きましたら、医師確保対策室、7名体制で医師がトップということで、2008年から取り組んできたということでございます。そういう状況もございます。今回は要望にとどめておきたいと思えますけれども、本格的に医師確保に向けてかじを切っていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それから、県立病院の今後のあり方についてでございますけれども、いろいろと出されましたので、私のほうは割愛をしまして、2点お尋ねをしたいと思えます。病院の経営形態について、今、5年間の検討で現行を継続することになったということですが、県立病院の経営形態はどうあるべきと考えておられるのかお尋ねします。

○病院局長（甲斐景早文君） 本県の医療資源の乏しさや、全国的な医師不足の問題等、医療を取り巻く大変厳しい状況にある中では、県民医療を安定的に確保することを最優先に考えますと、現行の経営形態を継続することが、喫緊の最重要課題であります医師確保や高度医療、不採算医療の提供等にメリットが大きいのではないかと、このように認識をいたしております。

す。しかしながら、将来にわたってこの経営形態を固定して考えるものではなく、常にその時々々の社会情勢や病院経営を取り巻く状況等を総合的にしんしゃくしながら判断していくべきであると、このように認識をしておりますので、今後3年間、今般策定いたしました第2期宮崎県病院事業中期経営計画に基づき、あらゆる角度から経営改革に積極的に取り組んだ上で、平成25年度に改めて経営形態の見直しを行うこととしているところであります。

○鳥飼謙二議員 経営形態は、指定管理者、民間委託と、いろいろ候補として出されておりましたけれども、議会の意思、県民の意思が反映されないということにつながりますので、現行の経営形態は妥当ではないかと思っておりますから、そういう指摘をしておきたいと思えます。

病院収入の増加を図ることが何にもかえがたいわけですが、現在の医師の配置状況についてお尋ねします。

○病院局長（甲斐景早文君） この2月1日時点で充足率86.5%と、このようになっております。医師総数では近年170名程度を維持できておりますが、神経内科など特定の診療科や延岡・日南両病院の医師確保が喫緊の課題でございます。県立病院が高度で良質な医療の提供を行う上で、また、ただいま御指摘がありましたように、収益向上を図って経営の健全化を進めていく観点からも、医師確保は大変重要な課題でありますことから、今後とも、病院長ともどもあらゆる手だてを講じながら全力で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○鳥飼謙二議員 きのうの代表質問ですか、「定員が193名で現員が170名ということになると、23名不足をしている。医師1人当たり1億

から1億5,000万円の収入を確保できる」となっていますから、1億円としましても23億円。それが全部収入になるわけではないですが、これでもって当初の目的は解決できると思っています。それほど重要な課題だと思いますので、しっかり取り組みをお願い申し上げたいと思います。

それから次ですが、県民の医療に対する啓発を図るために医療シンポジウムなどに取り組むべきではないかというふうに思いますので、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 救急医療を初めとする地域医療を守るためには、地域医療に係るさまざまな問題を住民がみずからの問題として考え、行動していただくなど、県民の理解を得ることが不可欠であると認識をしております。このため県では、県医師会の協力のもと、幼稚園や保育所に医師等を派遣し、保護者等を対象として小児救急に係る基礎知識の普及を図っているほか、オピニオンリーダー育成・強化事業を実施し、NPO法人等が実施する住民研修会やシンポジウム開催等への支援を行っているところでございます。県といたしましては、このような各地域での普及啓発活動の実施や、地域医療を守ろうという地域住民の主体的な活動等を支援することにより、県民の医療に対する啓発を図ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 医療シンポジウム、いろんな民間団体が県の協賛を受けてやっていますけれども、やはり県が取り組むということが非常に大事だと思うんです。知事、もう答弁は結構ですけれども、県が医療シンポジウムを率先して県民啓発を図っていくという取り組み、その姿勢を県民は見ているわけですから、そこはしっ

かり、任せるだけではなくて、県もそういう取り組みをやっているんだということで、ぜひ計画をお願いしたいと思います。

それから、医療問題、最後になりますけれども、私ども、先ほどから申し上げているように、関係団体といろんな意見交換をしておりますが、その際に出されました、地域医療再生基金についても非常に関心が高いわけで、「宮崎大学の救急救命科の医師確保、これは30名近く要るけど大丈夫かな」「ドクターヘリのドクターの確保は大丈夫かな」という意見も出て、非常に関心も高い状況でございます。その準備状況についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 救命救急センターにつきましては、本年度、宮崎大学において医師3名を確保するとともに、必要となる設備の整備を進めているほか、専用病床20床を確保するための国との協議を行っているところであります。ドクターヘリにつきましても、宮崎大学において、医療スタッフの研修やヘリポートの適地調査、関係機関で構成するドクターヘリ運航準備委員会での運航に向けた具体的な協議を進めていただいているほか、県において、市町村の消防機関職員を先進病院へ派遣し、研修を行っております。平成23年度は、救命救急センターやヘリポート等の施設整備を行うとともに、引き続き医療スタッフの確保や研修等を行い、平成24年4月を目途に、救命救急センターとドクターヘリの運用を開始したいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひ準備のほう、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、福祉問題についてお尋ねいたします。

まず、生活保護でありますけれども、昨年10月1日現在、宮崎県内の生活保護受給者1

万1,981世帯、16万94人、3年前と比較しましても、19%の1,927世帯の増、受給者数は21%2,803人の増と、急速に拡大をいたしております。世帯類型をしてみると、高齢者世帯、母子世帯等、いろいろあるわけですがけれども、仕事を失ったためと見られるその他の世帯というのが、9.8%増の3,477人となっております。生活保護の現状をどのように見ておられるのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 御指摘のとおり、本県における生活保護世帯につきましては、平成20年度から急増している状況でございます。これは、厳しい雇用・経済情勢の影響もあって、就労収入の減や失業等を理由とした生活保護の申請が増加したものと考えております。県としましては、漏給・濫給防止に努め生活保護の適正実施を図るとともに、就労支援に努め生活保護世帯の自立を図ってまいります。

○鳥飼謙二議員 かなりな景気の低迷と申しますか、県内経済状況をあらわしていると思わざるを得ないわけでございます。

そこで、数字をみますと、ケースワーカーがかなり不足をしているというようなことも見受けられます。これは今回、指摘にしておきますけれども、例えば宮崎市では1人当たり法定85なんですけど、106ケースというような状況もございまして。それから郡部をみますと、児湯は68。今、福祉事務所で、生活保護の形態として何とかというのは児湯かなというふうに思っております。その中に2名の嘱託職員がいるわけです。この問題、解決をしなくちゃならん。「何ぼ要求しても人事課が認めてくれんとよな」と、こう言うんですけども、しっかり受けとめていただいて——もう答弁は要りませんけれども、指摘をしておきたいと思っております。

これは、専門職員と申しますか職員がやらないとだめです。片手間の仕事では困るということをお願いしておきたいと思っております。

そこで、先ほど申し上げた、その他の世帯と申しますか、仕事を失ったためと見られることで、就労支援は非常に大事だと思っておりますけれども、就労支援の状況についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 生活保護受給者に対する就労支援につきましては、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しまして福祉事務所に就労支援員を配置するとともに、ハローワークとの連携により、雇用先の確保に努めているところであります。この結果、就労開始に至った者は、平成19年度が61名、20年度が51名、21年度が80名となっており、22年度は1月末で97名となっております。今後とも引き続き、生活保護受給者へのきめ細やかな指導・助言を行うとともに、ハローワークとの連携をより一層図りながら、就労支援に努めてまいります。

○鳥飼謙二議員 就労支援、今数字を言われました。2007年度から、61世帯、51世帯、80世帯、今年度は途中で97世帯ということで伸びてきておりますけれども、配置をされていない福祉事務所もありますよね。ここに資料がございましてけれども、ぜひしっかり配置をしていただいて就労支援に努めていただきたいというふうに思っております。

次に、1つ飛びまして、高齢世帯の生活保護受給者の各種福祉施設への入所について、差別的取り扱いと私は思っておりますけれども、お尋ねいたします。

高齢者が自宅での生活が困難となった場合は、養護老人ホームとか特別養護老人ホームに

入所することになるわけですが、両施設とも希望者が多く、2年程度は待機しなくちゃならないというのが現状でございます。やむを得ず住宅型有料老人ホームに入所すると、入所時の高額な一時金、また入所後の洗濯や通院介助等のサービスが有料であるということで、生活保護費だけでは生活できないという現状があるわけです。また、特別養護老人ホームの個室には個室用の利用者負担分が支給されないということがあって、入所できないような状況がある。これは不平等過ぎるんじゃないか、憲法を持ち出すまでもなくですね。相部屋とかが空いておれば入所できますけれども、これでは差別的な取り扱いになるのではないかと考えておりますので、現状と対応についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 生活保護受給者が特別養護老人ホーム等に入所する場合、多床室への入所が認められており、サービス利用料や食費につきましては、生活保護における介護扶助で対応する取り扱いとなっております。なお、国におきましては、生活保護受給者を含めた低所得者につきましても、個室に入れるよう支援のあり方を検討していると聞いておりますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと思います。

○鳥飼謙二議員 次に、児童相談所の機能強化。部長がおられたところですから、部長のほうが詳しいだろうと思いますが、昨年7月の大阪市西区のマンションでの幼い子供2人が母親の育児放棄により餓死をした事件など、痛ましい事件が続発をいたしております。相談を受けて、面接調査とか、関係機関に訪問調査をするわけですが、数回から数カ月、または数年に及ぶケースもあるとお聞きをいたしてお

ます。そういう意味では、児童虐待などは緊急対応ということで24時間365日緊張を強いられると言っても過言ではないと思っております。児童相談所にお伺いすると、所長さんはいずれも、いつああやってテレビカメラの前でフラッシュを浴びるのかという危機感を抱いているというようなことをおっしゃってございました。いずれにしても、児童相談所の機能強化というのが今求められておりますので、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 増加する児童虐待や発達障がいなどの相談に的確に対応していくためには、専門機関である児童相談所の機能強化が重要な課題であると認識しており、現在までさまざまな対応を進めてきたところであります。特に児童福祉司につきましては、平成12年度の10名から順次増員し、現在は21名としており、職種も、福祉職や心理職に加えて教職員や保健師を配置してまいりました。また来年度には、児童相談所の組織を見直し、相談担当を2つに分けるとともに、指導担当児童福祉司を1名ずつ増員するほか、虐待通告時の児童の安全確認を行う職員を配置するなど、体制の強化を図ることとしております。今後とも、児童相談所の体制強化と専門性の向上を図り、その機能強化に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 児童福祉司の配置21名ということをおっしゃいましたが、これは指導的な立場も入れてですから、実質的な担当者は18名ということになるだろうと思います。今言われたように、教師を2人配置するとか、保健師を配置するとか、そういう努力は認めたい、評価をしたいと思います。ただ、その人たちは3年終わったら戻ってこない。だから、児童福祉司

をどうやって養成していくか。10年たって一人前だというのが現状ですよね。そこをしっかりと押さえていただかないと、数が確保できてというのは、途中経過としては評価いたしますけれども、今後の進むべき道としてはやはり考えていただきたいと思っているところでございます。

それから、飛ばして、児童心理司についてお尋ねをいたします。児童心理司、心理判定員は、児童の心理検査、知能検査、性格検査、その他の心理カウンセリングなどを行います。児童福祉司と連携して問題解決に当たるということで、児童相談所においては欠かせない職種でございます。また加えて、知的障がい者の療育手帳の発行、そういうこともございますし、非常に大事な職種でございますけれども、その配置状況。それと、私が心配してお聞きしているのは、療育手帳の発行がおくれぎみではないかというようなことですが、療育手帳発行の際の判定は速やかに行われているのか、その点についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 児童心理司につきましては、県内3つの児童相談所に、指導担当児童心理司1名を含む7名を配置しております。また、療育手帳の判定につきましては、児童心理司のほか非常勤の心理判定相談員5名も対応しており、標準事務処理期間の45日以内に交付を行っているところであります。

○鳥飼謙二議員 できるだけ早く希望しておりますので、療育手帳が手元に行くように努力をしていただきたいと思います。

最後に、保育士についてですけれども、これは2008年6月議会でも質問いたしました。専門性が求められているとっておりますので、福祉保健部長の認識をお聞きしたいと思います。

総務部長には、今後、関係部局と協議をしていくということでしたので、その協議の状況についてお尋ねします。

○福祉保健部長（高橋 博君） こども療育センターや児童相談所、みやざき学園では、近年、障がいの重度重複化や児童虐待の増加などにより、その対応に当たる職員の専門性の向上が求められております。このような中、入所児童の療育や生活指導などにかかわるサービスの質を確保するためには、保育士やその他の専門職によるきめ細かな対応が重要であると考えております。このため、非常勤の保育士の採用に当たりましては、資格や職歴を十分考慮するとともに、採用後も常勤職員と同様、研修等を積極的に行うなど、処遇技術の向上に努めているところであります。

○総務部長（稲用博美君） 保育士の採用や配置につきましては、担当部局である福祉保健部と検討いたしました。今後、保育士の退職者があった場合は、新たな採用は行わず、保育士資格を持った非常勤職員の活用等で対応することを基本としたいと考えております。

本県の児童福祉施設等は、民間への移行等に伴う組織体制の見直しが進み、保育士の職域が狭くなっていることから、今後もその採用数は極めて限られたものになってまいります。このため今後、長期間にわたり少数の職員に限られた所属で職務に当たることになり、職員のスキルアップやモチベーションの維持が大変難しくなると予想されるところであります。こういった要素を総合的に勘案いたしまして、今後、保育士の退職補充については、社会福祉職や心理職の職員により代替するほか、法令により有資格者の設置が義務づけられているものについては、非常勤職員を活用することとしたものであ

ります。

○鳥飼謙二議員 非常勤職員では対応できないと私は思っているんです。児童相談所の機能強化、どうしますか。非常勤職員で対応しますか。

○総務部長(稲用博美君) 保育士の退職後の補充に関しては、御質問にありましたように、前回、平成20年の議会のときに御質問いただいた後に、関係部局で協議するというので、その結果として、今お答えしましたように、福祉保健部のほうとも十分協議いたしまして、非常勤職員対応で可能だというふうに判断したものでございます。

○鳥飼謙二議員 非常に納得できないんですけれども……。それでは児童相談所の機能は保てないんじゃないかと思えます。一時保護所を集中化するというのは一つの考えとしてあります、3児相あるわけですから。しかし、集中化をすると、子供を移送する問題もある。地域との連携がなかなか難しいということで、3児相にそれぞれ一時保護所を持ってきているわけです。そこで子供たちの学習指導とか生活指導とかいろんなことをやっていくわけです。これを非常勤で事足りるとするのは、私は納得できないんですけれども、福祉保健部長の答弁をお願いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 考え方については、先ほど総務部長がお答えしたとおりでございます。福祉保健部といたしましても、児童問題が複雑多様化する中、それぞれの施設、機関でさまざまな専門職が必要とされており、現在、非常勤職員の方々にもその専門性を十分に発揮していただいているところでございます。今後とも、非常勤の保育士の採用に当たっては、先ほども申し上げましたけれども、

資格や職歴を十分考慮しながら、採用後も研修等を積極的に行うなどして、サービスの質の確保に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 児童相談所、機能強化できますか、それで。よろしいですか。それは総務との人員の関係があつて、部長はそう言わざるを得ないように追い込まれたのかしれませんけれども、児童相談所だけは、これはいかんですよ。これはいかん。事故が起きたり——子供を預かるんですよ。いろんな事情のある子供、虐待もあれば不登校もあれば知的障がいの子供もあれば、いろんな子供を預かるわけです。それを非常勤の職員に指導させるというのは、これは納得できないですね。これは再検討をお願いしたいと思います。納得できません。それで十分やれますか。

知事にお尋ねをします。知事に通告していないけれども。これでは児童相談所の機能そのものも低下しますよ。

○知事(河野俊嗣君) これまで答弁しましたような体制でやってきたわけでございますが、いずれにしても、現場の実態をよく踏まえた上で、機能が保てるような方策というものを工夫してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 玉虫色の答弁ですけれども……。

しかし、知事、児童相談所だけはいかんです。こういうことをやっちゃいかん。これからの子供たちを保護して指導していくところですから、本当に再検討していただくようお願いしたいと思います。

どんどん時間がなくなりますので、次に行きます。農業に関連しまして、家畜保健衛生所の機能強化についてお尋ねします。3衛生所で獣医師、現在47名。牛、豚の1人当たりの管理頭

数は1万5,342頭で全国平均の3.6倍、管理農家戸数は246戸で全国平均の4.7倍と、非常に多くなっています。最近、前倒しで3名採用されたわけですが、非常に獣医師が不足をしているというような状況もある。防疫体制を強化しなくてはならないとかいろいろ言われても、現場の家畜保健衛生所はできないんです。この増設なり支所なり、獣医師の増員を図らないと、宮崎県の畜産はつぶれてしまいますよ。家畜保健衛生所の機能強化についてお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 御指摘の家畜保健衛生所の増設、それから獣医師の増員につきましては、厳しい財政状況の中ではございますが、家保の機能の重要性にかんがみ、宮崎家保の検査棟の整備や延岡家保の新築等によりまして高度の検査ができる施設を整備するとともに、平成23年度採用予定の、今お話がございましたとおり3名を前倒し採用を行うなど、家畜保健衛生所の機能強化を図ってきたところでございます。今後はさらに、共済獣医師など民間獣医師との積極的な連携を図りながら、行政と関係団体等の民間が一体となった防疫体制を構築してまいりたいと、そのように考えております。

○鳥飼謙二議員 知事にお尋ねします。知事のほうで漏れておりましたから。家畜保健衛生所の現状をどう見ておりますか。

○知事（河野俊嗣君） 家畜保健衛生所ではありますが、家畜伝染病の発生及び蔓延を防止し、本県の基幹産業である畜産の振興を図る上で非常に重要な役割を担っていると考えております。ただ、今答弁申しましたように、施設の面での問題、それから組織体制での問題、獣医師の人員の問題、大変厳しい状況の中で、口蹄

疫、鳥インフルエンザと相次ぐ家畜疾病によりまして、大変な現場対応を迫られていると考えております。今後とも、施設のハード面、組織の面、人員の面というものも総合的に勘案をしながら、充実を図ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 知事は火中のクリを拾った知事ですから、大変な時期に知事になられたと思うんです。やりがいもあるし——私どもも知事に協力するところはしっかり協力していきたいと思っております。ぜひ、畜産県宮崎を立て直すために真剣に考えていただきたいということをお願いいたします。

次に、商工業対策ということで、口蹄疫に続きまして鳥インフルエンザ、新燃岳噴火ということで、農業被害等が広がっております。昨日、ホテル・旅館の宿泊キャンセルが1万1,581泊、宴会が6,040人ということでお話がございました。この被害総額、現状ではどの程度になっているのでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今おっしゃいましたけれども、ホテル・旅館等については、宿泊延べ1万1,581泊のキャンセルがありましたが、被害額はこの分で約1億800万円、それから宴会は延べ6,040人のキャンセルで約3,500万円の被害。これはあくまでも2月22日現在の旅館組合等の情報から答弁している数字でございます。

○鳥飼謙二議員 大変な損害といいますか被害になっていると思うんです。これはどうにかしないといけないということでございまして、昨年、口蹄疫のときは、私どもも対案をつくっていろいろ関係機関を協議にお伺いをいたしました。県では口蹄疫緊急対策貸付ということで、信用保証協会応諾が830件、80億円が確保された

わけですが、今回それ以上の状態になってきていると思っているんです。ボディーブローがどんどんきいている状況だと思うんですけれども、金融の支援について現在どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 金融支援でございますけれども、県としましては現在、金融相談窓口の設置あるいは相談会の開催を行っております。その中で、セーフティネット貸付などの利用可能な融資制度の周知などを行っております。金融相談の内容を見ますと、新規の資金需要に関するものは非常に少ない。元本の返済猶予など既存借入金の条件変更に関するものが多い状況でございます。したがって、先般、我々として、国とともに金融機関に対し、改めて既存借入金の条件変更等に柔軟に対応していただくよう要請するとともに、新規や借りかえの資金需要にこたえるための県の融資制度についても、十分な融資枠を確保しているところでございます。

○鳥飼謙二議員 部長、体力がなくなっているんですよね。ですから、借りかえというのが非常に大事でございます。金融対策、なかなか難しいところがございますけれども、ぜひしっかりと対応していただきたい。

最後に、串間市の原子力発電所の設置についてですけれども、ことしの4月10日の県議選に合わせて住民投票を実施するというところでございます。新聞報道で野辺市長は、「中立の立場で住民投票を行い、市民の判断に基づいて動く」というふうに話しておられます。原発立地に批判的な市民団体が求めていた、推進・反対双方の学識者を招いての公開討論会などは開かれないということで、わずかに市が配布をする——これは経産省が作成した「原子力ワール

ド」というものなんですけれども、これは原発推進オンパレードですから、非常に偏ったものではないかと思っております。なぜ原子力発電所がトイレのないマンションと言われるのかわかりませんが、我が国の原発の状況とあわせてお尋ねしたいと思います。

○県民政策部長（山下健次君） 原子力発電は、国のエネルギー基本計画において重要なエネルギー政策の一つと位置づけられておまして、中長期的な視点から国の責任において取り組むべき課題であると考えておりますが、一方でその安全性に対する不安の声などいろいろな意見があることも、十分認識をしております。

こういった中で串間市では、以前、原子力発電の立地をめぐり、推進・反対それぞれの立場からさまざまな議論がありましたことから、市民一丸となった市政運営を進めていくため、住民投票という形でこの問題に決着をつける必要があると判断されたものと考えております。この住民投票に当たりまして、御指摘の、市民が原子力発電について理解を深めるということを目的として、資料の配布がなされたものと理解をしているところでございます。

なお、どのような資料を提供するのかにつきましては、串間市の判断で行われることとございますので、県としてのコメントは差し控えたいと存じます。

○鳥飼謙二議員 原子力発電所推進行動計画というのがありますが、国の計画がそれに載っております。

最後に、もう時間がございませぬ、終わりますけれども、今、本当に宮崎県の経済状況、どん底だというふうに思っております。はい上がれない人がどんどん出てくるんじゃないかと思っております。ですから、先ほど申し上げま

したような公共調達を含めて予算をしっかり執行して、その状態を脱するということが大事です。ですから、予算を値切ってということじゃなくて、しっかり執行して県民の暮らしを支えるということが大事ですから、そこをしっかり受けとめて県政を執行していただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○中村幸一議長 ここで休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時20分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党県議団、長友安弘議員。

○長友安弘議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団を代表し質問を行います。行政課題の詳細については、先ほどもまでの代表質問で相当議論が尽くされましたので、私は精神論だけ申し上げたいと思います。

知事はさきの選挙において当選され、1月21日、第53代宮崎県知事として就任されました。心からお喜びを申し上げます。しかしながら、宮崎県は今まさに正念場を迎えております。先人の大変な努力により今日の宮崎が構築され、県民は少なからずその恩恵を享受してまいりましたが、社会情勢の変化とともに新たな課題も山積し、将来に向けて今まで以上の努力を払わなければならないときを迎えております。また、昨年のお蹄疫の惨劇、知事就任に符節を合わせたようなことしの鳥インフルエンザの蔓延、さらに300年の静寂を破る新燃岳の火山噴火と、受難の連続であります。火中のクリを拾う例えのような知事就任となりました。しかしながら、このようなときだからこそ知事としての

真価が発揮されるときでもあります。平時の知事なら無難にこなせる人もあると思います。しかし、人の真価は有事のときこそ試されます。決意され宮崎県知事を選択し、県民の負託を受けられた以上は、宮崎県民以上に宮崎県人になると覚悟を決めて、県政の運営に当たってほしいと思います。宮崎県は全国に先駆け、本格的な少子高齢・人口減少時代の到来を迎えております。20年後には人口が100万人を割り、75歳以上の人口が22万人以上になるという推計もあります。社会保障費の増大、労働力の減少、後世代への負担は避けられません。また、県民1人当たりの所得も、2005年全国40位をピークに毎年減少しております。農水産業生産額は減少、工業製品出荷額、観光消費額も減少しております。県税収入の落ち込みは激しく、公債費率はかつて12%台だったものが17%近くになると考えられます。身を切る行財政改革が断行されておりますが、財政は硬直化の度合いを高め、住民サービスの低下が懸念されます。また、投資的経費の落ち込みは激しく、建設業は沈滞し、景気雇用にも深刻な影響が出ております。加えて時代の潮流は、国、地方を合わせた財政の悪化、世界経済の大きな変化、資源、環境問題の深刻化、地方分権の進展、情報通信技術の発達と格差の拡大等山積し、それに対する備えが急がれます。これらを踏まえ、県は今議会に20年後を見越した宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン（長期ビジョン）」を提案され、知事マニフェストを盛り込んだ喫緊の4年間の政策実現を目指したアクションプランを6月の県議会に提案される予定と聞いております。ぜひとも未来の宮崎県の躍進を約束する計画にしてほしいと思います。以上前置きし、以上の観点に立って、重複もあろうかと思いますが、

質問を行ってまいります。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。

知事の所信表明にもありましたが、まさに宮崎県は正念場を迎えております。将来どのような事態に遭遇しようとも、しっかりと乗り切れる宮崎を重層的に構築していくことが肝要かと思えますが、宮崎の知事を選んだ思い、また、今後の宮崎県政のリーダーとしての決意についてお尋ねをいたします。

次に、県民との協働について、知事にお尋ねいたします。県民との協働には2つの視点があると思えます。今日の宮崎をつくってきた先人の並々ならぬ努力、その歴史あるいは地理的特異性は、県民の命の中に深く宿っていると思えます。県民の声はできる限り幅広く聞いていただきたいと思えます。しかし一方では、県民に深く根づいた思考や気質を打破できるのは知事だと思えます。市町村との連携、県民本意の対話と協働、ぜひとも本音で打ち合い、県民と深いきずなを結んでいただきたいと思えます。この県民との協働につきまして、どのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

次に、新しい仕組みや新しい価値の創造に挑戦するとのことでありますが、経済的基盤が脆弱であっては、できることもできないと思えます。1人当たりの県民所得の向上についてお尋ねをしたいと思えますけれども、皆様方のお手元に資料が行っていると思えます。それを見ていただければ——これは直近10年間の県民所得の推移でございますけれども、宮崎も一時、2006年等は大変県民所得を向上させました。しかし、現在は、またもとのもくあみに戻っているようでございます。一番右の2011年、宮崎県の県民所得は215万2,000円でございます。その上に、鹿児島県が宮崎と似たような

経緯をたどってきたんですけれども、ここに至りまして——鹿児島県は薄い水色でございますけれども——235万3,000円、ちょうど1人当たり20万円の県民格差がございます。これを100万県民に直しますと、2,000億円の違いでございます。隣の大分県を見ますと——大分県はさらに濃い水色でございますけれども——263万3,000円ということで、40万円近くの差が大分県民との間にはついております。これは4,000億円ということになりますから、宮崎県の財政に匹敵するくらいの差が出ていると、こういうことでございます。もう一つ、他県のことで残念でありますけれども、グリーンの長崎県は、かつて250万円以上ありましたけれども、今は宮崎県と同じような程度になっておりまして、何に原因があるのか、こういうことを分析して県政の運営に当たらないといけないんじゃないかというふうに思います。そこで、1人当たりの県民所得の向上策について、知事はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、知事の政策提案についてお尋ねをいたしますが、喫緊の「口蹄疫からの再生・復興」のほか、「産業・雇用づくり」「人財づくり」あるいは「くらしづくり」の4つの大きな柱から成っております。初めに、口蹄疫からの再生・復興についてお尋ねをいたします。昨年4月20日に初発が確認された口蹄疫は、30万頭に及ぶ大型家畜のとうとい犠牲と、畜産農家を初め関連業者、果ては本県経済の隅々に至るまで甚大な被害をもたらしました。自治体職員の方を初め、全国から駆けつけていただいた獣医師、自衛隊、警察官、また多くのボランティアの献身的な御尽力を賜り、8月に終息することができました。また、全国から真心の義援金をお寄せいただき、どれほど関係者や県民が励ま

されたことか、県民の一人として、ただただ感謝の思いでいっぱいです。お礼を申し上げたいと思います。宮崎県民は、口蹄疫ウイルスの脅威が文字どおり一国の存亡さえ左右しかねない危機をはらんでいる怖さを、嫌というほど思い知らされたのではないのでしょうか。だからこそ、再生・復興に当たっては、二度と同じようなことがあってはならないのであります。再生を始められる農家もありますが、不安は大変なものがあると思います。隣国韓国では300万を超える口蹄疫が発生しておりまして、その余波は北朝鮮にまで拡大しているようであります。断じて油断することはできません。再生・復興に当たって万全を期さねばなりません。そのためにも原因の徹底究明がなされなければ、防疫のしようがないと思います。そこで、お尋ねをいたします。口蹄疫の原因究明について、国並びに県の検証委員会の報告がなされましたが、明確な結論には至っておりません。しかし、県として確証を得たことがあれば、毅然として後世への教訓にしなければならないと思います。宮崎で再び発生した原因について、どのように総括しておられるのかお尋ねをいたします。

次に、外国の口蹄疫発症状況は即座に農家に伝わらなくてはなりません。畜産農家への迅速な情報伝達システムは完備されたのかお尋ねをいたします。

次に、ちょっと重複いたしますけれども、最も大事なものは水際作戦ということで、国との協議の状況、国の動向、水際作戦の現状についてお尋ねしたいと思います。

次に、現在、他県では発生しておりませんが、防疫体制というものに何か他県との間に違いがあるのか、不思議でならないわけですが、本県の防疫体制、再発防止策はまこ

とに完備されたのか、安心して畜産を再開していいのかお尋ねをいたします。

次に、今回の惨劇を招いた課題は、通報への対応、初動体制、埋却地の問題、対策本部体制等多々あり、その間にウイルスが蔓延したことが大きな原因となりました。また、経営を担保するための大規模化が感染拡大のリスクとなりました。大規模農場におけるリスクを乗り越えるため、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

次に、「産業・雇用づくり」について、知事にお伺いをいたします。新規立地企業100件、雇用創出5,000人についてであります。雇用の創出は喫緊の課題であります。そのためにも新規企業立地100件は重要であります。近年、企業の海外進出等により、県外からの企業立地が困難となっております。理由の一つとして、経済的な問題、それから地理的不便性、インフラのおくれ等が指摘されております。しかしながら、県外から立地した事業主からは、行政の支援の厚さ、面倒見のよさ、あるいは空港、港、インターチェンジへのアクセスのよさ、それから宮崎の人は勤勉、素直、誠実で伸びるとの人材評価、あるいは住環境のよさなど、高い評価もなされております。県外からの立地30社も夢ではないと思いますが、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

次に、アジアの大市場の積極的な開拓について、知事に伺います。現在、我が国の輸出入額の大半はアジアが占めております。今後の世界人口の動態を見ても、アジアは現在42億人おりますけれども、将来的には49億人に達すると推測されております。世界人口のおよそ6割強であります。アジアとのきずなを可能な限り強く築いておく必要があると思います。アジアに対

しては、本県の地理的特異性も生かすことができると言われておりますけれども、海外戦略についてお尋ねをしていきたいと思っております。寺島実郎氏の著書に興味深い話が紹介されております。今、我が国の外交は、竹島、尖閣諸島、北方領土問題等、大変懸念されておりますが、ロシアの極東戦略は実にロマノフ王朝にさかのぼり、日本の漂着民をサンクトペテルブルクに連れて行き、既に300年前に日本語学校を開校して極東支配に備えたとあります。極東の拠点、ウラジオストクという地名は、ロシア語で「東を征服せよ、支配せよ」という意味であり、幕末から明治にかけて、我が国がウラジオストク建設と競うように北海道開拓を行ったのは、れっきとした事実であります。メドベージェフ大統領の北方領土視察の淵源は既にここにあるのではないかと思います。ともかく、海外戦略については、さきの議会でも質問しましたが、県として先見の明を持って、打てる手は全力で打ってほしいと思っております。そこで、今後の本県の躍進をかけたアジア戦略について、知事はどのような深謀を持って臨まれるのかお尋ねをいたします。

次に、本県の将来を担う重要な「人財づくり」について伺います。本計画の20年後は1歳の子供も成人しております。いかにすぐれた教育が人材をはぐくみ、社会で雄飛し、社会を支えていくことになるか、歴史は証明しております。教育行政ほど希望に満ちた、また重要な行政はないと思っております。米百俵の長岡藩の小林虎三郎の藩復興の話や、米沢藩の財政破綻を立て直した本県ゆかりの上杉鷹山の逸話が議会でも紹介されましたが、その含意は教育でありました。傑出した上杉鷹山を教育したのは師匠の細井平洲であり、米沢藩を立て直すために鷹山が

米沢の地に開いた学校に招いたのも細井平洲でありました。米沢の再生・復興は人から始まっております。まさに今の宮崎にとって大切なのは、いかなる教育がいかに施されるかでありませぬ。知事は人財づくりについてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、「くらしづくり」についてお尋ねをいたします。高齢・人口減少社会を迎えて、一層安全・安心な暮らしづくり、暮らしやすい地域づくりが求められています。それを支えるのは、地域経営の手法であり、地域における多様な主体の参画と活動の促進を図ることではないかと思っております。知事がマニフェストに掲げられた、くらしづくりの構想とはどのようなものか、また、どのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。12件のお尋ねをいただきました。順次お答えをまいります。

まず、知事としての県政運営についてであります。私は、県民の皆様の県政に対する信頼を回復させるとともに、クリーンな県政運営を実行された東国原県政を継承し、さらに発展させること、さらには口蹄疫からの再生・復興、またさまざまな行財政改革をしっかりと引き継いで進めていくことが、副知事を務めてきた私に課せられた使命であると考え、知事選挙に臨んだわけでありませぬ。本県出身ではありませんが、5年半にわたり県政運営に携わってまいりまして、本県の事情は十分承知しておりますし、今や本県は私にとって第二のふるさとであります。今回、多くの県民の皆様に御支持をいただき、当選させていただきましたことは、ま

ことに光栄に存じているところであります。現在、本県は、昨年来の口蹄疫、それから鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火活動など、大変厳しい状況に置かれておりますが、そういった活動の中で、県民の助け合いの精神でありますとかボランティアのさまざまな活動など、今後の宮崎の発展につながるさまざまな芽生えというものもあるのではないかと考えております。何とかこの難局を乗り越えて、与えられた任期の4年間、県民の皆様が一致団結した県政運営を進めてまいりたいと、そのような県政運営、その先頭に立ってまいる覚悟でございます。

次に、対話と協働による県政運営についてであります。県政運営の基本姿勢といたしまして、県民の皆様はもちろんのこと、県議会の皆様や国、市町村、関係団体の皆様ときめ細かく丁寧な対話を重ねるとともに、県民の皆様の強いきずなを生かした、より緊密な協働の仕組みをつくり上げ、新たな県民総力戦を展開することを核とした県政運営を行ってまいりたいと考えております。既に、県と市町村の協議の場を設置したところでありますが、今後、私みずからが県内各地に出向いてまいりまして、県民の皆様と直接意見交換を行う機会をふやしたり、経済関係団体との協議の場の設置を検討するなど、これまで以上にさまざまな方々との対話を重ねてまいりたいと考えております。また、これらの対話をもとに、民間と行政が一体となつて、例えば観光や物産等の総合的な販売促進活動に取り組む「オールみやざき営業チーム」の結成など、多様な主体の活動促進により県民参加の地域経営の推進を図るなど、今後いろいろな協働の仕組みをつくり上げてまいりたいと考えております。

次に、県民所得の向上についてであります。

本格的な少子高齢化や人口減少、グローバル化などによりまして社会構造が大きく変化する中で、希望のある確かな未来を築いていくためには、経済最優先の価値観を転換いたしまして、人や地域のきずな、安全・安心な暮らし、健康など、新たな視点から価値や豊かさを創造していくこと、さらに、そのためには、分権型社会の構築、協働の推進など、新しい仕組みをつくっていくことが必要であると考えております。このような観点から、新しい総合計画の長期ビジョンにおきましては、基本目標を「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」としまして、「人」「暮らし」「産業」という3つの側面から、本県が目指すべき将来像を描いたところであります。今後、将来像の実現に向けて政策を実行に移していくこととなりますが、御質問にもありましたように、県民の安心で豊かな暮らしを実現する上で、県民所得の向上、県内経済の活性化は大変重要な要素であると考えております。現在、本県は、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火などにより、大変厳しい経済状況が続いておりますので、まずは口蹄疫を初めとする危機事象からの復興や、低迷する経済・雇用の回復に努めることが必要であります。中長期的には、食産業など本県の強みや特徴を生かした本県経済のエンジンとなる産業を育成し、県民所得を支える経済基盤の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、口蹄疫に関する一連のお尋ねであります。

まず、疫学調査の関係であります。昨年11月に公表された国の疫学調査チームの中間取りまとめにおきましては、「アジア地域の口蹄疫発生国から人あるいは物を介して我が国に侵入したと推定される」との指摘にとどまっている

ところであります。県といたしましても、独自にさまざまな面から感染ルートの調査を行いました。国の疫学調査以上の結論を得るには至りませんでした。引き続き、国・県、連携をしながら、しっかりと分析に努めていく必要があると考えておりますが、まずは今後、口蹄疫の侵入を防止するために、畜産農家に対しましては、農場への家畜伝染病の侵入を防止するための基本であります飼養衛生管理基準の遵守を図るとともに、空港等における水際対策の強化などに取り組んでいるところであります。国に対しましては、水際対策のさらなる強化や、疫学調査の実効性を確保するための強制力ある措置の必要性について、引き続き訴えてまいりたいと考えております。

続いて、外国の発生状況等の伝達システムについてであります。海外や国内における家畜伝染病の発生情報につきましては、農林水産省から情報提供がある都度、これまでも市町村、関係団体等を通じて農家へ情報提供しているところでありますが、これらの情報がどのように伝達されたかについても、情報内容等に応じまして、市町村等を通じて確認もしているところであります。さらに、県庁のホームページにおいて広く情報提供するとともに、必要に応じて防疫会議を開催して、注意喚起を行っているところであります。なお、現在の農家への情報提供につきましては、関係団体や市町村にお願いする部分が大きいため、農家へ迅速かつ効果的に伝達される手法につきまして、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、水際対策であります。韓国における口蹄疫や鳥インフルエンザの発生が続く中、水際対策は家畜伝染病の侵入防止対策として大変重要であると考えており、国に対しまして、再

三、水際対策の強化を要望してきたところであります。これを受け、国としましては、入国者に対し、注意喚起のためのアナウンスの実施でありますとか、靴底消毒の徹底、さらには到着時のゴルフシューズの消毒などに取り組んでいるところであります。さらに、家畜伝染病予防法の改正におきましても、水際対策の強化が検討されているところであります。

本県の防疫体制についてであります。今回の口蹄疫の防疫対応を踏まえ、県といたしましては、毎月20日を「県内一斉消毒の日」として、地域ぐるみでの消毒を推進するとともに、飼養衛生管理基準をわかりやすくまとめた農場衛生管理マニュアルや、本県で発生した口蹄疫の症状を写真で示した症例集を作成しまして、全農家へ配布するなど、再発防止に向けて積極的に取り組んでいるところであります。さらに、全農家を巡回することにより飼養衛生管理基準の遵守や防疫意識の啓発に取り組むとともに、本議会にお願いしております農地地図情報システムを活用した家畜防疫モデルシステムを整備しまして、防疫体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、大規模農場におけるリスクの問題であります。大規模農場における飼養衛生管理基準の遵守等の防疫措置の徹底を図ることは、家畜伝染病の感染拡大による蔓延を防止する上で、非常に大きな課題であると認識しているところであります。このため、県といたしましては、去る2月15日に農林水産大臣に対して行った家畜伝染病予防法等の改正に係る要望におきましても、一定規模以上の農場について、飼養衛生管理基準の遵守状況をチェックするための定期的な報告書の作成・提出でありますとか、1農場当たりの飼養頭数制限や管理獣医師の配

置の義務づけの必要性について訴えたところでもあります。今後、県といたしましては、大規模農場に対して、地域の一人として、連携して防疫の徹底に取り組むよう指導助言をしていくとともに、定期的な立入指導を行うこととしております。

次に、企業立地の問題であります。現在、企業立地を取り巻く環境は、御質問にありましたように、厳しい状況が続いておるところでございますが、目標達成に向けて、全庁を挙げて全力で取り組んでいるところでございます。具体的には、新エネルギーや食品、医療、IT関連など、今後の成長が見込まれる分野の企業を中心に、市町村や関係機関等と連携を図りながら、私自身によるトップセールスを初め、これまでに培ったノウハウや人脈等を活用した戦略的な誘致活動を展開し、高いハードルではございますが、これを掲げて、それを目標に頑張ったいと考えております。

次に、アジア戦略全般についてであります。成長著しいアジアは、今後の世界経済のエンジンとしても期待されているところでありまして、そこにどのようにかかわっていくのかは、本県にとっても非常に重要な課題であると考えております。このため、長期ビジョンにおきましても、今後、優先的に取り組むべき8つの戦略の1つとして、主にアジアをターゲットとした海外展開戦略を位置づけまして、県内企業の輸出や海外進出などの支援、グローバルな経営人材の育成、海外からの観光客の誘致、さらには、さまざまな分野での幅広い交流や留学生などの人材交流を掲げているところでもあります。具体的な取り組みは、今後、アクションプランで検討していくこととなりますが、関係団体や民間企業等とも連携し、アジア地域とのさまざま

な分野での交流促進やネットワークの構築などに努めますとともに、私の政策提案にも掲げました「みやぎ東アジア経済交流戦略」の策定などにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「人財づくり」についてであります。これからの県づくりの原動力を担うのは人の力であり、あすの宮崎を担う人財づくりは、県政の最重要課題の一つと考えているところであります。私自身、子供のころから、学業の傍ら卓球やサッカーなどのスポーツにも取り組んでまいりましたし、小学校のころは少年合唱団にも入りまして、文化活動などにも励んできたところでもあります。そういったさまざまな活動を通じて、熱い思い、悔しい思い、そういった一つのつながり、さまざまな経験をいたしまして、物事に打ち込むことの意義というものを実感しているところでございます。昨年8月、本県を会場としまして、全国高等学校総合文化祭が開催されたところでもあります。口蹄疫の影響で文化祭の実施そのものが危ぶまれる中、開催を信じて練習に励んできた本県の高校生たちが、大会当日には、はち切れんばかりのエネルギーや宮崎に生きているという喜びを体いっぱいに表示している姿に触れまして、大きな感動を味わうことができました。宮崎の子供たちは確かに育っている、そう感じた瞬間でした。本当にすばらしい大会、すばらしい高校生たちだったと考えております。こういった高校生のように、困難や試練に直面しても、それを乗り越え、物事に打ち込んでいくことを通じて、心の豊かさやたくましさを身につけ、地域の産業や社会を支え、未来を切り開いていく、そのような「宮崎の人づくり」を進めてまいりたいと考えております。

最後に、「くらしづくり」についてであります。私が政策提案でお示ししました基本政策のうち、くらしづくりにつきましては、住みなれたふるさとで「豊かさを実感できるくらし」を実現していくための政策として掲げたものでありまして、安心・安全、医療・福祉の充実、健康長寿、地域づくりという4つの観点からまとめております。安心・安全につきましては、自殺や犯罪のないまちづくりや防災・危機管理体制の充実・強化を、医療・福祉につきましては、市町村と連携しまして、保健・福祉・介護・医療の連携による切れ目のない支援体制の整備や医師確保等に取り組んでまいりたいと考えております。また、健康長寿では、生活習慣病予防や介護予防に、さらに地域づくりでは、中山間地における「いきいき集落」の取り組み、定住自立圏等による広域連携などを進めてまいりたいと考えております。これらの施策につきましては、現在策定を進めておりますアクションプランの中で具体化を図ることとなりますが、施策の推進に当たりましては、地域経営や地域活動への多様な主体の参画や、市町村、関係団体との役割分担と密接な連携が必要になってくるものと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○長友安弘議員 ありがとうございます。喫緊の課題、また長期的な課題があらうかと思えますけれども、いよいよスタートいたしました。一つ一つの課題解決に向かって、全力でお願いしたいというふうに思います。

次に、県民政策部長にお尋ねいたします。宮崎県総合計画の長期戦略の中に、これからも住み続けたいと思う人の割合100%を目指す「持続可能な地域づくり戦略」というものを掲げておられます。この戦略についてお尋ねいたしま

す。一般的には2つの側面のアプローチがあるとされまして、地域みずからが主体となって継続的な活動を進める地域づくりと、もう一つは、それに環境という要素を入れまして、環境への負荷が少なく、自然と人間の共生が確保された地域づくりというものがあるようでございます。アクションプランというのは双方の考えに基づいたものであると思えますけれども、人口のダム機能を有する3都市拠点と8つの地域ブロックを設定し、それぞれ持続可能な地域づくりを目指されると思えます。そのとき肝心なのは、地域住民みずからが参加する自立・持続の社会づくりであります。これらの参加の仕組みづくり、人材づくり等について、今後どのように進めていかれるのかお尋ねいたします。

○県民政策部長(山下健次君) 本格的な少子高齢化・人口減少時代におきましても、地域が活力を維持し自立していくことを目標に、長期ビジョンの中で「持続可能な地域づくり戦略」を位置づけたところであり、その中で、広域的な市町村の連携による生活機能の確保、あるいは住民が積極的に地域経営に参加する仕組みづくりを進めることとしたところでございます。具体的な方策につきましては、今後、アクションプランをつくる中で検討してまいります。例えば、住民と行政が地域の将来像や課題への認識を共有することができるよう、一体となって取り組む地域づくりへの支援を一層強化すること、さらに地域の新たな担い手が活躍できる仕組みとして、NPOなど多様な主体が積極的に活動できる環境を整備するほか、ソーシャルビジネスなどの新しい手法についても検討していく必要があると考えております。また、住民参加による地域経営のためには、地域住民の意識の高まりと地域に密着したリーダーが必要で

ございます。そのため、民間団体とも連携しながら、県内全域で地域間の交流を促進し、成功事例などを学ぶ機会をつくってまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 それでは、お尋ねしていきます。知事に再びお願いしたいと思いますが、地方分権の推進について、ここ数年で県の分掌事務が幾分か市町村に移譲されました。このことによりまして、住民へのサービスがより身近になったことは喜ばしいことだと思います。二重行政とか縦割り行政の弊害をなくして、行財政の効率化を図り、成果を上げていくということは、さらなる地方への分権、これを進めていかななくてはならないと思います。市町村からは、権限・財源を含めた充実した分権を求める声が寄せられております。国からの分権もまさにそのとおりであります。今後、一層の地方分権をどのように進めていかれるのかお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 社会情勢が大きく変化する中で、多様な住民ニーズに的確に対応するためには、地方が自己決定・自己責任のもとで、主体的に地域経営を行う分権型社会の構築が必要であると考えておるところであります。このため、国と地方の関係はもちろん、県と市町村におきましても、真に対等・協力の関係のもとに互いに連携していく必要があるという考えのもと、今年16日に、地方分権を初めとする本県の重要課題につきまして県と市町村が協議・検討を行う場として、新たに「宮崎県・市町村連携推進会議」を設立したところであります。今後は、この会議におきまして、市町村と十分な協議を行い、連携を図りながら、国の地方分権改革や県から市町村へのさらなる権限移譲等につきまして、的確に対応してまいりたい

と考えております。

○長友安弘議員 地域のニーズを十分に踏まえて、権限の移譲をお願いしたいというふうに思っています。

次に、行財政改革の継続・断行につきまして、知事にお尋ねいたします。これまでも身を切るような行財政改革が行われてまいりました。改革により、県民サイドにあっては、事業の廃止とか縮小により改革の痛みを伴い、倒産、廃業、失業のやむなきに至った方々も多数おられます。先ほどの鳥飼議員の質問も、そういう観点から深くなされたというふうに思っております。入札制度改革も問題を残しております。極端な改革というものは避けるべきであります。しかし、行財政の状況を考えますと、本当に財政改革もやむを得ないと思います。県は第3期財政改革を断行されるということでありませけれども、県民にこれ以上、過度の負担を強いることがあってはならないと思います。第3期財政改革の主な内容についてお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 第3期の財政改革推進計画、現在、策定作業を進めているところでございます。第2期改革の成果を踏まえ、具体的な内容といたしましては、例えば、私の給料の20%減額を初めとした特別職の給料の減額や管理職手当10%減額などの総人件費の抑制、さらには公共事業を中心とした投資的経費の抑制、ゼロベースからの徹底した事務事業の見直しによる一般行政経費の抑制など、さらに効率的・効果的な歳出の実現を図るとともに、歳入面では、県税における課税・徴収の両面からの税収確保の一層の推進でありますとか、未利用財産の売却、貸し付け等の促進、ネーミングライツ収入の積極的な確保など、さまざまな財源

確保の強化を図ることとしておるところでございます。計画の期間としましては、私の任期に合わせ、平成23年度から26年度までの4年間とする予定であります。その間の累計で1,000億円程度の見直し等の目標額を設定することとしております。

○長友安弘議員 1,000億円程度をめどにということでございますけれども、本当に最前線の県民の暮らしというものを考えに入れて行っていただきたいというふうに思います。

次に、会計処理方式の改革について、総務部長にお尋ねをいたします。財政破綻寸前に陥った東京都は、見える会計というものを目指して、多数の先進国で行われている複式簿記・発生主義会計方式というものを導入したようでございます。そして、短期間に財政改革をなし遂げたというふうになっております。その成果を逼迫する国家財政、また地方の財政に生かしてもらいたいということで、複式簿記・発生主義会計方式の導入を発信しております。隠れ借金の明瞭化とか財政の効率化等、さらによく見えるという会計方式のようでございますけれども、財政基盤の脆弱な本県にとりましては、一考の価値があるのではないかと思います。導入されるつもりはないのか、お尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 公会計の整備につきましては、平成17年に制定された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の規定によりまして、「資産及び債務の実態を把握し、これらの管理に係る体制の状況を確認すること」とされたことから、それまで作成しておりました財務諸表を総務省方式の改定モデルに改め、平成20年度分から財務書類としまして、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書を作

成し、公表しているところであります。議員御指摘の複式簿記方式、そして発生主義会計方式につきましては、全国では東京都など3都県において先進的な取り組みとして実施しておりますが、これには電算システムの整備など多大なコストの負担の課題もございます。まずは、県民の皆様さらにわかりやすい財務情報の提供を図るという観点から取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○長友安弘議員 コストあるいは人材の育成がかかるということで、直ちにはということでございますけれども、よりよい財政の会計方式に近づくようお願いしたいというふうに思います。

次に、県債についてちょっとお尋ねをしたいと思います。県債発行額の抑制、これは知事にまたお尋ねいたしますけれども、平成元年当時の県債発行額というのは454億円でございます。そのとき、県債残高は3,422億円、また、県債償還額というものは479億円というレベルでありました。それが平成12年には、県債発行額が916億円、残高が7,796億円、償還額は798億円となっております。また、平成21年には、県債発行額が891億円、残高が9,226億円、そして償還額は923億円となっております。県債の出入り、また県債残高とも20年後と比較をしてみますと、およそ2倍という規模になっております。また、財政の健全度を示す公債費、これは12.2%から17%ぐらいになっていると思いますけれども、本当に財政の硬直化が一段と進み、後世代への負担が一段と高まっている、住民への行政サービスも低下しているのではないかというふうに思います。これを県民1人当たりで換算しますと、10年前当時になりますけれども、県債額というのは1人当たり69万円、現

在は93万円になっているという計算になります。なお、県債残高というのは、御案内のとおり、現在もふえ続けております。20年後、本県人口は10数万人も減少して、100万人を切ると予測されておりますが、超高齢化社会を迎えるに当たって、県民の負担というのはますます増加するのではないかと懸念されます。したがって、今後の県債発行というのは極力抑えねばなりません。県債発行額の抑制について、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 平成19年度に策定いたしました第2期の財政改革推進計画に基づきまして、この4年間というもの、将来世代への負担軽減のために、県債残高を減少に転じさせるとともに、持続的に健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを推進してきたところであります。現在、県債残高総額は、額面で言えばトータルで1兆円を超えたところであります。その中を見ても、交付税の代替財源である臨時財政対策債、これが急増しているという状況もございますし、口蹄疫対策のための転貸債の発行、こういう臨時的なものが含まれているわけでありまして、この臨時債や口蹄疫の転貸債などを除きますと、当初予算編成後の平成23年度末残高見込みは約6,228億円となり、ピークであった平成14年度末の8,106億円から1,878億円の圧縮が図られているところでございます。臨時的な要素により、表面的には1兆円を超えた状況ではありますが、これまでの財改革の取り組みによりまして、抑制に努めてきたところでございます。今後とも、県債発行におきましては、交付税措置が手厚いものに特化するなど、その抑制に努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 臨時債措置のある、そういう県債の発行になっているということで、実質的な県債というものは、努力して減少しているんだよというお話がございました。ただ、国の財政も非常におぼつかないと、こういう状況もありますので、万が一のことがあったら大変なことになりますので、極力、県債発行額の抑制には努めていただきたいと、こういうふうに思います。

次に、新燃岳噴火問題について、総務部長にお尋ねいたします。降灰の量、降灰の範囲というのは尋常ではない。鹿児島から職員が派遣されてきたそうでありましてけれども、その鹿児島の職員でさえも、いまだかつて見たことがないという灰の量であったようであります。先ほどもお話がありましたが、4,000万トンから8,000万トンと、しかも都城だけでも800万トンですか、10トントラックに直したら大変な数だと、こういうお話がございました。本当に現地に行ってみますと、山林から農地、道路、河川、湖沼、しかも最近のニュースで、海底に至るまで降灰しております。そして、家屋や宅地はもちろんのことでございますけれども、農産物、園芸施設、園芸作目、それから家畜や飼料、人の生活・健康、そのほか諸産業に影響が及ぶという状況でございます。できる限りの対策が急がれます。そこでお尋ねいたしますけれども、財政的な措置につきましては、いろいろと努力をされているというのが、先ほどまでの議論でわかりました。ただ、降灰除去対策というのは、どうしても急がれると思います。国土交通省を初めとして、各自治体、民間に至るまで、全力で取り組んでおられますけれども、除去対策というのは、細部には至っていないのが現実でございます。可能な限り早期に、できれば県

民総ぐるみで除去対策を進める必要があるのではないかと思います。そうしないと、灰による粉じんが健康的にも障害を及ぼしてくるんじゃないかという気がいたします。そこで、県、市町村、住民一体となり、一斉に降灰除去を行う日を決めてやるような取り組みをすべきではないかと思います。県の対応についてお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 新燃岳の噴火に伴う降灰につきましては、現在、県内22市町村で確認されておりまして、これまで、それぞれの土地の管理者、所有者等において、灰の除去作業が行われております。また、ひとり暮らしの高齢者など、みずから灰の除去作業をすることが困難な方の住宅等につきましては、地域住民やボランティアの協力により除去作業が行われているというふうに伺っております。このように、降灰の除去につきましては、自助・共助・公助が連携して、適切に役割分担しながら進めていく県民一体となった取り組みが基本であると認識しておりますので、御提案のありましたような集中的な降灰除去につきましては、今後の降灰の状況、そして市町村の意向を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

○長友安弘議員 なかなかこういう日を設けるというのも難しいようなお話でございましたけれども、県が調整役となって、本当に一日も早い降灰の除去に努めていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、最も肝心なのは、やはり泥流とか土石流、また噴石、熱風、火砕流、それらから命を守るということが最優先の課題でございます。このことについても、いろいろと代表質問で出ました。今後の大噴火も予想されるというようなことでございますので、今できることは、一

層の観測体制の強化と情報提供に基づく迅速かつ安全な避難体制のあり方ではないかと思います。一部、避難勧告等が出て、その対象範囲の何十%しか避難されないという現実もあるわけでございますけれども、安全を確保することは大事でございます。どのように進めていかれるのか、取り組みについて総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 新燃岳につきましては、気象庁が新たにマグマ供給量の変化を把握するための地震計や傾斜計、爆発的噴火の状況を把握するための空振計、火砕流を把握するための高感度カメラ、そして泥流や土石流の発生に備えた臨時雨量観測所を設置しまして、3月上旬から観測体制が強化されるというふうに伺っております。県といたしましては、これらの観測情報を活用しながら、火砕流や土石流発生に備えた避難体制の強化について、関係市町村の支援に努めたいと考えております。

○長友安弘議員 次に、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。観光を初め諸産業に被害が及んでいるわけでございますけれども、特化するの難しいかもしれませんが、観光産業に対する支援策、鹿児島県あたりでは、空振による被害というのはガラスが割れたと、こういうことでありますけれども、実は連休に至るまでキャンセルが入ったということで、本当に経営に大きな打撃を受けているわけであります。現時点での観光産業に対する支援策はどのようになされているのか、お尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 現在の県の対応としましては、金融相談窓口の設置や相談会の開催を行うとともに、セーフティネット貸付など利用可能な融資制度、さらには国への要望の結果、先般、要件が緩和されました雇用

調整助成金の周知等を、ホテル、旅館あるいは飲食業者等に行っているところがございます。また、風評被害等を避けるために、旅行会社等に対しまして、噴火に関する正確な情報を提供しまして、本県への送客等をお願いしているところがございます。なお、噴火の状況を見きわめながら、まだ影響が残っている口蹄疫の復興対策も含めまして、イベント開催支援あるいは観光客誘致の取り組みなど、観光需要を喚起するための取り組みを今後実施する、そういうことも検討していく必要があると考えております。

○長友安弘議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。以下、要望しておきますけれども、いろいろと方策は講じられておるようですが、農作物への被害あるいは農業施設への被害、また農地自体も改良しないとだめだというようなところもあると思うんですけれども、そういう被害については、補償を含め、しっかりした支援策をお願ひしたいと思ひます。遺漏のないようにお願ひしたいと思ひます。それから、風評被害を初めとしまして、直接・間接に影響を受ける諸産業への支援策、これについても万全な対応をお願ひしたいと思ひます。また、健康被害に対する予防対策等についても、十分よろしくお願ひをしておきたいというふうに思ひます。

次に、福祉保健部長にお尋ねをいたします。宮崎県地域福祉支援計画についてでございますけれども、20年後の75歳以上の人口は、先ほど申し上げましたが、22万7,000人ぐらいと想定されるということでもあります。実に4人に1人の超高齢社会でございます。現在でも特別養護老人ホームの待機者は3,425人で、介護施設の増設等も叫ばれております。在宅介護あるいはそれを支える地域の様子も一変してくるんじゃない

かと思ひます。したがいまして、地域福祉のあり方、こういうものをしっかり見直して、だれもが安心して暮らせる地域社会づくりを一層進めていただきたいというふうに思ひます。県はこのたび、前回の計画の成果を踏まえて、新たに宮崎県地域福祉支援計画というものを策定されました。未来を見据えた本計画の改正のねらいというか、ポイントについてお尋ねをしたいと思います。なお、あわせて、民生委員と児童委員は地域福祉を支えていく重要な役割を持っておりますけれども、さまざまな理由から欠員が生じているようでございます。民生委員、児童委員の充足率100%が求められるわけですけれども、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 宮崎県地域福祉支援計画は、市町村が策定する地域福祉計画の推進を県として支援することを目的として策定いたしておりますが、現計画期間が今年度で終了することに伴い、平成23年度からの新たな5カ年計画の策定に取り組んだところであります。今回の見直しに当たっては、ひとり暮らしの高齢者や災害時の要援護者への支援など、新たな福祉課題への対応を図りつつ、地域のきずなにより、「ともに支え合い、助け合う、安心な福祉社会づくり」を目指すことを基本理念といたしております。具体的には、市町村における地域福祉計画策定の促進や地域における見守りのネットワークの強化等に取り組んでまいります。特に、地域においてリーダーシップを発揮する地域福祉コーディネーターの育成など、地域のきずなを支える多様な人材づくりには力を入れていきたいと考えております。次に、民生委員、児童委員についてでございますが、平成22年12月1日現在で充足率97.7%と

なっております。今後は、市町村との連携により、NPOやボランティア団体など、多方面から幅広く適任者が得られるような推薦方法の見直しや、民生委員、児童委員の活動をサポートする福祉協力員の配置の促進に努め、充足率100%を目指してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 生活の一番根本である地域、ここが乏しい財源の中でどういうふうに残り残っていくかとか、残されていくかということが大事でございますので、ひとつ本計画の目的が十分に達成されるように、運行管理をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、環境森林部長に4点ほどちょっとお尋ねをしたいと思います。林業の生産コストを切り下げる林内路網の整備が進められておりますけれども、搬出機械の活用等が可能になり、生産コストを軽減するという事で、原木の評価額等も上がるんじゃないか、そして生産者の収入アップにつながると、こういうふうに言われております。中山間地で一番肝心なのは、林業生産者の生計が成り立つかどうかということで、非常に今難しいと言われております。そこでお尋ねいたしますけれども、それを少しでも助ける本県の整備済みの林内路網密度はいかほどになっているのか。また、今後の路網整備をどのように進めていかれるのかお尋ねいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 林内路網につきましては、木材生産や森林整備の効率化を図っていく上で欠くことのできない重要な生産基盤であるというふうに考えております。県では、これまで積極的に路網整備を推進してきたところでありまして、その結果、平成21年度末の本県の林内路網密度は、全国1位の1ヘクタール当たり36メートルとなっております。しか

しながら、木材価格が低迷する中で、森林所有者の所得向上を図っていくためには、さらなる路網整備による生産コストの縮減が必要と考えております。このため、今後は、幹線でありませぬ林道の整備に加え、木材搬出のコスト縮減に直結する森林作業道などの整備を重点的に進めることによりまして、路網ネットワークの構築を図るとともに、林業事業体において路網整備を担う人材の育成についても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 膨大な森林にそれだけの整備をするというのは並大抵のことではないと思うんですけども、そういう効率的な路網の整備をお願いしたいというふうに思います。

次に、県産材の品質向上、これが宮崎県の木を売っていくときの一番のネックになるわけがあります。木材利用技術センター等で懸命にその研究等がなされておりますけれども、現在取り組んでおられる県産材品質向上に向けた取り組みについてお尋ねいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 木材製品に対する需要といいますか、それは近年、乾燥材とか集成材といった品質の確かなものに対するニーズの高まりが出てきております。このため県では、平成13年度から全国に先駆けまして、製材工場における人工乾燥機の導入促進や集成材工場の整備支援を行うとともに、JAS認定取得にも取り組みまして、高品質な木材製品の生産体制の整備を進めてきたところでございます。また、木材利用技術センターにおきましては、民間事業者と協力連携しながら技術開発を行いまして、杉とヒノキのハイブリッド集成材など、付加価値の高い製品づくりにも取り組んできたところでございます。このような取り組みによりまして、本県は全国第3位の製材品出

荷量を誇る木材供給県としての地位を確立しておりますけれども、さらに林業の振興に今後とも努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 次に、エコクリーンプラザの浸出水調整池の補強工事問題についてお尋ねいたします。専門家のアドバイスを採用した工法により行われた補強工事で再びひびが見つかり、修復工事が追加となりました。財政負担も非常に大きいものがあります。また、地域住民の信頼というものは失われてしまいました。これ以上の失敗は許されません。安全・安心な浸出水調整池を本当に完成させることができるのか、状況についてお尋ねいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 浸出水調整池の補強工事につきましては、昨年11月末までには完成する予定でございましたけれども、調整池の底版等に生じたひび割れなどの影響によりまして、再度、工期が延長されたところでございます。このひび割れへの対策に当たりましては、環境整備公社におきまして、防食防水塗装を変更するなど、地元の皆様に約束した品質の確保にさらに万全を期すこととしたところでございます。浸出水調整池の4つの水槽のうち、1—1及び1—2水槽につきましては、先ごろ実施いたしました水張り試験で、水位の低下や水漏れなどのふぐあいが認められなかったことから、変更後の計画どおり、3月末には使用を開始することとしております。公社といたしましては、何よりも地元の皆様の安全・安心の確保を最優先に補強工事等に取り組みまして、ことし12月末までには当初の目的どおりの施設を完成させることができるよう全力を尽くすとしておりますので、県といたしましても、施設が一日も早く完成し、地元や県民の皆様の信頼を回復できるよう、関係市町村とも協力しながら、

公社を支援してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 遺漏のないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、外国資本による森林買収問題、これはちょっとお尋ねがありましたので割愛しますが、21世紀の世界的な問題というのは、食料問題、環境問題、ウイルスとの戦い、そして水不足の問題と、こういうふうに言われております。話は違ひますけれども、先ほど勃発しましたレアメタルの輸出停止の問題、これだけでも大騒ぎになったわけでございます。したがひまして、我が国の森林が万が一、諸外国に買収されまして、水源を断たれるというようなことが起こつたら、これは悲惨きわまりないことになるわけでございますので、本当に徹底した調査をお願ひしたい。そしてまた、そういうことが起こらないような法的整備に向けても、特段の御尽力をお願ひいたしておきます。

次もちょっと省略いたします。知事に通告しておりましたが、商工関係の諸産業の振興につきましては、いずれにしろ、経済が活性化して、そして豊かになっていかないと、本当に県民の求めている安心・安全な暮らしとか、生きがいのある豊かな暮らしというのは実現できないと思うんですね。ない中で辛抱しろと言われてれば、それはできますけれども、どうしてもお金が要するという部分が出てくると思ひます。そのネックは、諸産業をいかに振興させるかということだと思ひますので、産業の振興につきましては、特段の御尽力をお願ひしたいというふうに思ひます。

そこでお聞きしますのは、観光行政について、観光消費額の減少というのが懸念されているところでございますけれども、知事は950億円を目指したいと、こういうふうにございま

す。その目的達成のための積算根拠と申しますか、それについてお考えがあればお願いしたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 観光関係の目標値を設定するに当たりますと、前知事は県外観光客数の伸びという設定をしたわけでありましたが、私の場合は、観光に来ていただいて、どれだけのお金を落としていただいているか、消費していただいているか、その観点から観光消費額に着目したところでございます。近年は900億円前後で推移しているところではありますが、平成20年が924億円、最近のこういう数字をにらみながら、一定の落ち込みというものを何とか回復していきたい、そういう意味合いで950億円という目標を設定させていただいたということでございます。今後、県外観光客を中心とした入り込みの増加などを図りながら、目標の達成に努めてまいりたいと考えております。ただし、今年度より観光統計調査の手法が全国共通の基準に変更されたということでございまして、この観光消費額についても推計手法が変更されることとなりますので、この目標値についても、必要に応じて新たな推計結果を踏まえた見直しを行ってまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、農政水産部長に何点かお尋ねをいたします。本県農業を取り巻く情勢というものは、農水産物の価格の低迷、あるいは流通経費、設備投資、燃油高騰等の過剰な負担、それからまた、高齢化、過疎化、TPP問題、気候変動、極めてさまざまな厳しい状況がございまして、その結果、農業に至っては、後継者不足あるいは農村からの人口の流出、耕作放棄地の増大等さまざま起こっておりまして、農漁村の衰退とい

うものは、日を追うごとに進行しているように思えてならないのでございます。また、最近、気象変動等による凶作に乗じて、投機マネーによる食料品価格の高騰等が起こっておりますけれども、自給率アップの目標、こういうものもしっかり見直しておかないといけないのではないかと思います。殊に経済基盤の脆弱な本県にとりましては、農業というのはエンジン産業、また全国の食料基地ということをやっているわけでございますから、農業生産額が口蹄疫等で本当に5割ぐらい失われてしまうというような状況の中でございます。また、新燃岳の降灰によりましてどれほどの被害が出るかわかりませんが、本当に原点に立ち返って、農水産業の財産を守り育て磨いていかななくてはならないと、こういうふうに思います。そこで、農業の6次産業展開というものが掲げられておりますけれども、具体的にはどのように展開されるのか、取り組みの対象を含めましてお尋ねをしたいと思ひます。また、その6次産業化によって期待される効果をどのようにとらえておられるのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 農業の6次産業化についての県の考え方といたしましては、農業法人や個々の経営体において、加工や販売にまで経営の多角化を図るケースや、農産物の加工施設等を核とし、農業と3次産業との連携による地域ビジネスの新たな展開を図るケースなど、現在策定中の長期計画におきましても、戦略プロジェクトの中に明確に位置づけるとともに、国の6次産業化法による関連制度等も活用しながら、実践的かつ具体的な支援を行ってまいりたいと考えております。次に、期待される効果でございます。現在、1農業法人当たりの平均的な売上額が1億5,000万円と推計されま

すが、加工・直接販売にも取り組む法人の売上額は2億2,000万円になるなど、6次産業化による付加価値の効果が現れております。県といたしましては、今後とも、こうした取り組みを一層進めることで、農業を6次産業化に結びつけ、力強い産業としてさらに成長させることで、本県農業の所得向上と農村地域の活性化につなげてまいりたいと存じます。

○長友安弘議員 今の答弁にもありましたけれども、付加価値をつけることによって倍ぐらいの農業産出額が出ると、こういう状況でございます。さきの議会でも2例ほど私も申し上げましたけれども、ぜひともこの6次産業展開が成功するように尽力をお願いしたいと思います。

次に、農業産出額3,300億円を目指すというようなことが、知事の政策提言の中にございましたけれども、御案内のとおり、口蹄疫により畜産業は極端に落ち込みました。4分の1の畜産が失われたわけでございますから、ざっと計算をしても、310億から320億ぐらいの損失になるんじゃないかと思えます。したがって、この目標もさることながら、まず、従前の状況に回復するということが先決ではないかと思えます。そこで、口蹄疫で減少した本県農業産出額をいつまでに回復させる計画なのか。また、これは別な問題ですけれども、企業等の農業参入ということが叫ばれております。それで農業は残りますけれども、農村のほうが減るようなことがあってはならない。国土保全の面からも、小規模農家とかの存続による地域活性化を図っておくべきでありますけれども、本県農業農村のあり方をどのように描いておられるのか、あわせてお願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 昨年の口蹄疫では、約30万頭の牛・豚のとうとい命を犠牲に

した結果、平成21年の畜産産出額に比べ、約180億円の減少を見込んでおりますが、一刻も早い畜産の再生・復興を実現したいと考えております。具体的には、国や市町村、関係団体等との緊密な連携により農家の経営再建へのサポート等を行いながら、甚大な被害を受けた児湯地域単独では5年後の平成27年をめどに、また県全体では、生産性の向上等により児湯地域の減少分を他地域でカバーし、平成25年をめどに口蹄疫発生前の水準に回復させたいと考えております。一方、本県農業は、水稲や肉用牛繁殖経営を中心に、中山間地域など条件不利地域において、高齢及び小規模の農家の方々に支えられている部分も大きいことから、これらの方々の経験に基づく知識と技術を生かした営農活動等に取り組んでいただくことが、地域や農地を守り育て、地域活性化につながるものと考えております。県といたしましては、集落営農組織等の育成はもとより、農作業の分業・協業化や、家畜の飼養管理や粗飼料生産の労力を軽減するヘルパー組織等の地域営農システムを確立し、多様な担い手に支えられた「元気なみやざき農業」を展開してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 本県農業農村の振興策について、グランドデザインが描かれているようですが、一つ一つ成果評価をしっかりと見ながら、振興をお願いしておきたいと思えます。

次に、食料の自給率問題についてお尋ねをいたしますけれども、発展途上国の人口増加や洪水や干ばつなど気象変動による不作等で、世界的な食料需給の逼迫というものが懸念されます。世界の飢餓人口というのは、現在の数値でいいますと、9億2,500万人と言われているようでございます。したがって、我が国が有事

の際ということになると、これは本当に今の自給率では大変なことになるわけでありまして、我が国の食料自給率の向上に向けて、本県農業はどのように貢献していくことになるのかお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県は、米、畜産、野菜等を中心に、暖地特性を生かした農業生産を展開いたしておりますが、世界的な食料危機への懸念や配合飼料価格の高騰等の現状を踏まえますと、安全・安心な農畜産物の安定生産・供給体制の確立や家畜飼料の自給体制の強化等は、食料供給県として果たすべき重要な責務であると認識いたしております。このため、県といたしましては、飼料用米や米粉の生産拡大と二毛作による水田のフル活用とともに、農地の面的利用集積による加工・業務用野菜等の産地育成、さらには食品残渣等のエコフィード活用による資源循環型農業の推進などに積極的に取り組むことにより、本県の食料供給力をさらに高め、ひいては国全体の食料自給率向上に貢献してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 次に、水産業の振興策について、農政水産部長にお尋ねをしたいと思っております。本県の水産業の生産高、これは減少傾向にございます。平成11年には505億円あったものが、いろいろと変動はあるんですけども、平成20年は380億円となっております。120～130億の落ち込みというのは非常に大きなものがございます。現在、資源を守り育て管理する漁業の推進等に取り組んでおられますけれども、今後の本県の水産業振興策についてどのように取り組んでいかれるのか、具体的な対策についてお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県の水産業

は、県内外に良質な水産物を安定して供給する産業として、将来にわたり健全な発展を図る必要があると考えておりますが、水産資源の減少、魚価の低迷等に加え、近年の燃油高により、その経営は極めて厳しいものとなっております。このため、資源管理や漁場の整備による資源の維持・回復の推進とともに、省エネ型漁船の導入や操業方法の改善等による操業コストの削減、さらに、みやざきブランドの確立や多様な販路の構築等による魚価の向上等の取り組みなどを支援しているところであります。このような中、来年度から国により、漁業所得補償対策が実施されるなど、大きな転換期にありますが、県といたしましては、今後とも、関係市町や関係団体とより一層連携し、水産資源の回復と経営力の強化等、水産業及び漁村の振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 次に、口蹄疫からの再生・復興とか鳥インフルエンザ問題について用意しておりましたけれども、枝葉末節のことになりますので、1点だけお伺いをしたいと思います。鳥インフルエンザに関してですけれども、本県だけ12例発生しまして、なぜ本県だけというのがございました。そこで、本県と他県の防疫システムというか、そこに何か特段の違いがあるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思っております。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県と他県の防疫システムの違いでございます。国の疫学調査チームが全国の19の発生農場の立入調査を行っておりますが、他県の発生農場におきましても、本県で指摘されたのと同様に、野生動物の侵入防止対策が不十分であったり、未消毒の飲用水の使用などが確認されたとの報告がござ

いまして、本県と他県とで防疫状況に大きな違いがあるとは認識していないところでございます。しかしながら、疫学調査チームの指摘もありましたことから、この不備な点を改善すべく、関係者に対する指導等を強力に行っているところでございます。

○長友安弘議員 何か特別な要因があって連続して発生するという状況になっているのかわかりませんが、いずれにしろ、結果としてこういう事態になっているわけでありまして、本当に最善の防疫対策というものを考えていただきたいと、こういうふうに思います。

時間がなくなってまいりましたので、急いでまいりますが、次に交通ネットワークの整備・充実について、知事にお尋ねをいたします。宮崎県の道路交通の現状というものは、データで見ますと、国道の整備率が80.0%で、これは全国44位、九州最下位、県道整備率が56.5%で全国37位、九州最下位、それから市町村道整備率は50.8%で全国35位、九州7位と、こうなっております。それに対しまして、自動車の保有率、運転免許保有率は九州1位で、全国、九州の平均をはるかに上回っております。概括的に見ますと、おくれをとっている宮崎県の道路でございますけれども、県民生活、県民経済を支える最も重要なインフラであり、競争力のある産業を支援する道路、また自立を図る地域を支援する道、そして安心な暮らしを支援する道として、何としても早急に整備をお願いしたいわけでございます。しかも、交通インフラというものは、陸・海・空にわたるわけございまして、投資的経費が大幅に削減される中では、整備というのなかなか進まないと思います。したがって、より一層の効果的なインフラ整備というものを行っていただかなければならな

いわけでございます。20年後を目指した総合計画の中で、交通ネットワークの整備・充実が掲げられていますが、今後どのように取り組んでいられるのかお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 20年後の本県のあるべき姿を見据え、活力ある経済活動の展開等を図る上では、地域間の連携・交流を強化する交通ネットワークの整備・充実が極めて重要であると認識しておりまして、総合計画の施策の柱として位置づけたところであります。具体的には、第1点目といたしましては、高速道路ネットワーク等の早期形成であります。九州全体が一体となって発展するために、不可欠となる高速道路の早期整備を促進するとともに、広域的な交流・連携をサポートする国県道の整備を進めてまいります。第2点目は、県内拠点と高速道路を連絡するアクセス道路の整備推進であります。県内の生産や物流拠点、主要観光地等と高速道路のインターチェンジとを連絡するアクセス道路の整備を推進しまして、県内外との物流効率化及び観光交流の一層の強化を図ってまいります。第3点目は、港湾の利便性向上と利用促進であります。大型岸壁整備など港湾施設の機能強化に努めまして、企業誘致やポートセールス活動等によりまして、港湾の利用促進とアジアや関東、関西への航路拡充の取り組みを進めてまいります。これらの取り組みによりまして、本県と国内外との経済や観光交流の基盤となります陸上・海上・航空ネットワークの維持・充実を努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 教育長にお尋ねをいたします。教育の目的というものは、人格の陶冶と言われてまいりましたけれども、非常に複雑、困難、熾烈をきわめる厳しい現代社会にあって最

も大事なことは、強靱に生きる力をはぐくむことに尽きると思います。いじめや虐待あるいはニートあるいは自殺、さまざまな報道に接するたびに本当に胸が痛みますし、残念でなりません。社会がどう変わろうと、あるいはまた、どのような天変地異が起ころうとも、柔軟にたくましく生きていく、そういう子供たちというのを育てていかななくてはならないと思います。知事の政策提言の中に、全国学力テスト全国上位、全国体力テスト70%の項目で全国平均以上ということが掲げられておりますけれども、目標達成に向けてどのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） ただいまお話にありました知事の政策提案に示されている学力と体力に関する目標につきましても、単に数値としてとらえるだけではなくて、それを目標として達成していく過程において、子供たちに「生きる力」をしっかりとはぐくんでいくという意図が込められているものととらえております。その上で、まず学力の向上につきましても、基礎・基本の確実な定着や、本県児童生徒の課題である「活用する力」を高めるために、授業改善のポイントを明らかにした授業研究を行ったり、授業後に学習内容の定着状況を確認し、指導に生かす「Web学習単元評価システム」の活用促進に取り組んだりするなど、着実な取り組みを強化してまいりたいと考えております。また、体力の向上につきましても、それぞれの学校が体力・運動能力調査の結果に基づいて作成した体力向上プランの計画的・継続的な実践など、学校の教育活動全体を通じた取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会や地域社会とも十分に連携しながら、社会が

いかに変化しようとも、的確に判断し、主体的に行動しながら、心身ともにたくましく生き抜く力を、宮崎の宝である子供たちにしっかりとはぐくむことができるように努めてまいりたいと思います。

○長友安弘議員 最後の質問になりましたが、安全・安心なまちづくりについて、警察本部長にお尋ねいたします。平成14年の刑法犯認知件数、これはピークでございましたけれども、1万7,703件、そして直近のデータでは、それが9,000件近く減っております。警察の方々に対しまして本当に感謝を申し上げたいと思いますが、気になるのは、減少傾向にあった重要犯罪の件数が、少ないのでありますけれども、件数、人員ともに微増していることでございます。引き続き、犯罪の抑止に尽力をお願いしたいと思います。今後、懸念されるのは、高齢化の進展に伴って、高齢者を対象とした詐欺、押し売り、住宅侵入等の犯罪、また、女性や子供等、弱い者を対象とした犯罪の増加でございます。犯罪の抑止に社会全体で取り組む必要がありますが、安全・安心なまちづくりについて、警察として今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） ただいま数字を挙げていただきましたように、刑法犯認知件数は減少してきておりますが、依然として、高齢者を対象とした振り込め詐欺、リフォーム詐欺、また、女性・子供を対象とした福祉犯罪、性的犯罪が発生しているところであります。そこで、本年、県警の運営重点の中の一つに、街頭犯罪等の抑止・検挙と犯罪の起きにくい社会づくりの推進を掲げまして、諸対策を積極的に推進しているところであります。安全・安心なまちづくりを実現するためには、警察による抑

止・検挙活動とともに、関係機関・団体と連携した防犯ボランティアの活性化や、広く県民の皆さんに参加していただく防犯ネットワークのさらなる整備、そしてタイムリーかつきめ細やかな情報の提供が不可欠と考えております。特に高齢者の方々に対しましては、行政機関やボランティア等と連携した高齢者宅の訪問などを引き続き推進していくこととしておりますし、女性・子供の安全対策につきましては、警察本部の「子ども・女性安全対策班」を中心に、女性・子供に対する声かけなどの前兆事案に対し、迅速かつ効果的な先制・予防的活動を強力に推進しているところであります。今後、これらの対策を軸に、安全・安心なまちづくりのための諸対策を展開してまいる所存であります。

○長友安弘議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 4 時46分散会

2月25日（金）

平成 23 年 2 月 25 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 8 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 11 番 武 井 俊 輔 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 警 察 本 部 長 代 表 監 査 委 員 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | <ul style="list-style-type: none"> 河 野 俊 嗣 山 下 健 次 稲 用 博 美 高 橋 博 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 高 島 俊 一 児 玉 宏 紀 加 藤 裕 彦 濱 砂 公 一 甲 斐 景 早 文 日 隈 俊 郎 近 藤 好 子 渡 辺 義 人 鶴 見 雅 男 城 倉 恒 雄 太 田 英 夫 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 日 高 勝 弘 渡 邊 靖 之 武 田 宗 仁 日 高 正 憲 中 原 光 晴 日 高 賢 治 関 谷 幸 二 前 田 陽 一 |
|--|--|

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。この任期中3度目のトップバッターとなりました。あっという間の4年間でありました。議会においては、先輩議員、同僚議員、また執行部の皆様方には御指導、御鞭撻を賜り、非常に感謝しております。また、河野新知事に初めての質問の機会となります。まずもって知事就任おめでとうございます。

2年半前の夏でした。当時の河野副知事に「政治家になる気はありますか」と聞いたときがありました。そのときに、当時の副知事は、「知事ならば」と答えられました。その2年半前に内に秘めたる思いがあったのかなと思いますが、先ほど聞いたら、既に忘れられているようでした。これからは、東国原知事の後継ではなく、河野カラーを存分に発揮していただきたいと思います。

さて、この任期最後の議会で若い世代の声を代弁させていただくならば、私たち40歳以下の世代は、右肩上がりの時代を知らず、低成長・マイナス成長の時代に社会に出ました。進学や就職等厳しい競争の中、勝ち組や負け組といった言葉が出て、また、そのしわ寄せがワーキン

グプア、フリーター、ニートといった非正規雇用を中心とした新たな問題が発生してまいっております。また、若くして生活弱者があふれております。年配者から見れば、「今の若いやつには根性がない」と言われるかもしれませんが、現実には若い世代がこのような状態にあって、現在の国や地方の借金が次の世代に押しつけられるようなやり方では当然受けとめられず、いつかは破綻し、また社会全体のバランスがおかしくなって当然だと思います。また、もうその限界は来ていると思います。このような時代、これまでの政治でよいのか、行政でよいのか、時代の変化に対応しているのか、私自身、自問自答の日々であります。少し演説調になってまいりましたが、ぜひ執行部の皆様方には、これからの時代に合った行政のあり方を追求していただきたいと思います。

さて、河野新知事の行政改革、財政改革に対する思いを尋ねようと思いましたが、数多くの質問が代表質問で出されましたので、重複する部分は割愛をいたします。

まず、知事にお伺いをいたします。政権交代後、最も大きな成果だと言われた行政刷新会議「事業仕分け」、財源の捻出額は3.9兆円と目標には届かなかったものの、大きな財源には間違いありませんし、既得権益の見直しには効果があったと思います。また、全国的に広がったことで多くの自治体で事業が見直され、それ以上の効果を生んだと思います。先日、宮崎市の事業仕分けでは2億2,000万円もの削減効果があり、来年度も事業仕分けを行うため予算計上をしたと新聞報道にありました。本県の事業仕分けは、政権交代より以前に行われ、残念ながらその当時は注目度も高くありませんでした。政府よりも先んじてやったものの、その後は行っ

ておりません。専門家や一般県民の角度から事業をチェックするということは、県民の政治参加や意識の向上にもつながると思います。知事は事業仕分けに対しどのように考えているのか、お尋ねいたします。

また、統一地方選挙を前に、新聞を初めマスコミでは議会不要論が噴出しております。首長と議会の対立がエスカレートした阿久根市や名古屋市などが事の発端ではありますが、多くの新聞や書籍を見ても、条例提案や予算修正をしない議会、また、首長となれ合いの議会、議会本来のチェック機能を果たさない議会などなど、記事を見ると、議会への不満が高まっていることも事実であると思います。宮崎県議会もこの4年間、多くの改革を行ってまいりました。一問一答方式の導入に始まり、定数の削減、海外視察費の凍結、応召旅費の減額などなど、特に政務調査費の領収書添付に関しては、全添付を義務づけ、使途マニュアルも厳しく厳格化されました。それによって、平成17年度の返還金が1万1,587円であったものが、平成20年度は1,759万5,161円と大きな成果も出ており、議会全体で取り組んできたあかしとなりました。行政改革同様に、議会も時代に合ったものに絶えず改革をしていかねばなりません。そこで、知事に、議会不要論をどう思うか所感を伺い、また、宮崎県議会への期待をお聞かせ願いたいと思います。

以下、質問者席より質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えをいたします。

まず、2年半前に知事ならばという発言があったということですが、当時、東国原知事の国政転出の問題がいろいろ議論されて

いる中で、地方自治を志した私としては、国政というよりも興味を持つのは知事の職であると、そういうような発言であったかと思っております。

事業仕分けにつきましては、国の行政刷新会議において平成21年度から取り組まれて、大きな注目を集めたところではありますが、御指摘のありましたように、本県においては、国に先駆けて、既に平成19年度に実施いたしましたところでもあります。そのときに、議会との役割をどう考えるのかという一つの議論がなされたことは記憶に新しいところでございます。その後、本県におきましては、予算編成の第一段階として実施をしております事務事業の見直し作業において、すべての事業を対象に、事業仕分けの成果や手法を踏まえたゼロベースからの徹底した見直しに取り組んでおるところでございまして、実務的には当面、現行の方式において、必要な見直しが毎年毎年なされているというふうに考えているところでございます。

議会についてでございますが、本来、地方自治は二元代表制を基盤として、首長と議会との一定の緊張関係によって成り立つものでありまして、地方分権が進展する中、住民にとって身近な存在、そして多様な住民の意見を集約する議会の役割というものは、ますます重要性を増してきているものと考えております。私は、議会との協働による県民本位の開かれた県政を実現してまいりたいと考えておりますので、今後とも、議会の皆様とともに、真摯な対話と前向きな議論を重ねさせていただくことにより、車の両輪として互いに切磋琢磨していく、そのような形を望んでいるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 ありがとうございます。事

業仕分けという今の国がやったような手法に対しては、知事は、賛同できないというか、やり方が違うという感覚でよろしいでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) やり方が違うとか賛同できないということではございませんで、それぞれの団体なり、それぞれの組織において、事業の見直しにはいろいろやり方があると思えますし、そのいろんな状況においてそういう手法がどのように効果を発するかというのは、それぞれ状況に応じたものだと考えております。本県におきましては、19年度に、その当時の状況を踏まえた見直しがなされたわけでありまして、その成果を踏まえて、現時点においても、実務的にはさまざまな見直しを行っておると、そのような認識でおるということでございます。

○西村 賢議員 ということは、19年度といたしますと、東国原知事が誕生した4年前ということになります。河野知事が誕生したことし、もしくは4年目のスタートの年にやる気というのは、今のところはないんでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 現時点では考えておりません。第3期の財政改革推進計画を定めて、その中で、持続可能な財政のあり方というものもしっかりと考えてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 再質の予定も特に通告はしていなかったんですけれども、事業仕分けというものは、やはり全国的に見ても非常に効果があるというイメージを私は持っております。今のお話で、これ以上突っ込むようなことはありませんけれども、できれば部分的なことでもされるのがよいのかなと思っております。

次に移りたいと思います。

次に、県北の産業活性化について伺います。

まず、県北というところは、産業都市でありながら、実はこの近年、非常に有効求人倍率が厳しい状況にあります。初めに、県北地域の有効求人倍率の状況、そして、昨年の口蹄疫や鳥インフルエンザによる雇用への影響がどう出ているのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) まず、県北地域の有効求人倍率でございますが、直近の12月で、ハローワーク延岡管内が0.48倍、日向管内が0.40倍と、県平均の0.51倍を下回っております。

次に、口蹄疫の雇用への影響につきましては、宮崎労働局によりますと、雇用調整助成金の対象者は、1月末までで延べ7,821人となっております。また離職者数は、昨年10月末までで296人となっております。また、鳥インフルエンザの雇用への影響につきましては、関連事業者等から雇用調整助成金の利用について、これまで延べ15件の相談が寄せられておりますが、まだ具体的な申請はないとのことでありまして。今後とも、離職者等に対する相談や、国への要望の結果、先般、要件が緩和されました雇用調整助成金の周知による活用の促進、緊急雇用基金の活用による雇用の場の確保等の支援に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 県北の雇用情勢が悪いのは長期化をしております、先ほど日向管内でも0.4と、100人に40人分の仕事ということですが、当然、求職者が選べる仕事の職種も非常に厳しく、限定的であると思えます。また、このような雇用情勢を回復するに当たりまして、県北にとってこの平成22年度は、細島港の重点港湾の選定、また岸壁の整備予算の獲得、そして日向のインターチェンジの開通など、少なからず希

望の光が差したわけです。特に日向市民の中でも期待する声が多いのが、高速道路と港の整備の相乗効果、そして企業誘致や地場産業の成長に期待が集まっているところでもあります。そこで、既に細島工業地帯に進出している企業の中には、多孔質フィルム製造の旭化成の「ハイポア」、また、電池原料の製造をやっており「東ソー」など、環境分野でも成長著しい企業が存在をいたします。このような製品を結ぶような、成長が期待される環境関連産業の誘致はできないものか、働きかけはどうなっているのか、部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 環境関連産業の中でも、特に電池関連産業につきましては、今後、需要の拡大が期待されると。そして、関連する部材も多いわけでごさいます、すそ野の広い産業であることから、我々県としましても、成長が期待される分野の一つであると位置づけているところでごさいます。そのため、県といたしましては、既に立地しているリチウム電池関連の企業等に対しまして増設を働きかけているほか、都市圏で開催される電池関連の展示会などにおいて情報の発信あるいは収集を行うとともに、個別企業を訪問するなど、地元自治体や関係機関等と連携を図りながら、現在、積極的な誘致活動に努めているところでごさいます。

○西村 賢議員 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。この平成22年度は県北にとって、特に昭和39年、延岡・日向が新産都市指定されて以来の大きなターニングポイントにあると私は思います。そのためにも、今後10年後、20年後へとしっかりとつなげていかねばなりません。

昨年、商工建設常任委員会で青森県の八戸港

を視察いたしました。非常に衝撃を受けました。現在、同じく重点港湾と指定された八戸港は、細島港と同じく昭和26年、重要港湾に指定、またその後、同じく39年に新産都市指定を受けました。当時の総貨物量は、八戸港が207万トン、細島港は121万トンだったようです。また、当時の人口を調べると、八戸市は19万3,000人、現延岡、門川、日向を足した人口は21万9,000人でありました。しかし、現在の八戸港の貨物取扱量は、細島港の約400万トンの6倍にも当たる2,400万トン、人口も逆転され、現在では八戸市が3万3,000人も多い24万5,000人となっております。これも港を中心とした産業発展の成果だと思っております。スタートラインはそれほど変わらなかったはずなのに、47年間で大きく差をつけられました。地の利はそう変わらないと思いますし、互いに高速道路も全線開通をしております。現在の東アジアの成長を考えると、細島港のほうがもっと大きなチャンスはあったのではないかと思います。政治にも責任があったし、行政にも責任があったのではないかと思います。ここでしっかりと過去を反省して将来につなげていきたいと思ひます。細島港や細島工業地帯が有効利用されなかった原因は何だと思ひれますか、部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 細島工業団地は、今、御質問にもありましたように、昭和39年1月に新産都市の指定を受けた後、313.2ヘクタールの用地のうち、分譲済みの用地が309.7ヘクタールでごさいます、全体の約99%となっております。企業への分譲はかなり進んでいるわけでごさいます。しかしながら、分譲を受けた立地企業における活用状況につきましては、まだ未利用地が約18%の56.5ヘ

クターあるところでございます。その理由でございすけれども、昭和40年代後半からの繊維不況、あるいはオイルショック等の経済状況の変化、また、高速道路などのインフラ整備が進まなかった、そういうさまざまな要因が重なったことによりまして、工場等の整備・操業に至らなかったものと考えております。なお、現在、細島4区にリチウムイオン2次電池部材の製造工場が立地し、あるいは事業拡大に向けて増設中であるなど、有効活用の動きも出てきておりますので、今後期待しているところでございます。

○西村 賢議員 分譲した用地が、分譲はしたけれども使われなかったということは、今では余り考えられないことだと思います。その後の企業の計画なりそういうものを、当時しっかりとチェックしていかなかったこともあるのではないかと思います。また、先ほど答弁にもありましたとおり、港湾、道路等のインフラ整備のおくれということも指摘がありました。昨日の田口議員の代表質問にもありましたが、やはり県北から見たら、なぜに天然の細島港を使わずに宮崎港をつくって、ましてカーフェリーまでこちらに移したのかとか、高速道路の整備が余りにもおくれたからではないのかとか、非常に長期的展望に欠けていたと思わざるを得ません。少し県北のひがみ根性もあるかもしれませんけれども、ぜひここで知事にも、過去の行政に、政治に反省点はないのかお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 県政を引き継いだ立場といたしましては、今のこの現状というのにそのまましっかり向き合う必要があるというふうに考えておるところでございますが、過去におきまして、細島港、宮崎港、油津港、それぞ

れの役割分担を整理した上で、真摯な議論のもとに整備が進められてきたというふうに認識をしておるところでございます。細島工業団地は、大変重要な役割だと考えておりますし、位置づけだと考えております。また、今般の重点港湾の選定、さらに東九州自動車道の整備ということもございすので、議員御指摘の内容にございましたが、これからの伸び代ではないか、こういうことも今後さらに発展をしていく大きな余地があるのではないかと、大きな期待を寄せているところでありますし、県としても力を入れてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、伸び代という言葉を使っただいて、ありがとうございます。逆に、これまでおくれたことによって、これからの伸び代はまだ十二分にあると思います。先ほども申し上げたとおり、この22年度が日向また県北にとって大きなターニングポイントになりますように、お願いしたいと思います。

また部長にお伺いたしますが、既に、細島港や工業団地を利用する運送業者、海運業者などは、ライバルは博多港だという認識を持っております。高速道路無料化等々なおさら厳しい状況もあります。県北の雇用を守るためにも周辺整備は必要となりますが、細島工業団地の将来の産業発展の展望をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 細島工業団地につきましては、今後、中国木材の立地あるいは旭化成による電池関連部材工場の増設など、団地のさらなる活用が見込まれているところでございます。県といたしましては、議員からもお話がありましたように、港湾あるいは高速道の整備が進展し、物流インフラが充実することによる立地環境の向上、あるいは新たな企

業立地による相乗効果により、物流関連企業等の立地も含めまして、細島地区が活性化していくものと考えております。また、その実現に向けて、地元日向市と一体となって努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村 賢議員 ありがとうございます。細島工業地帯の土地が足りなくなれば、まだ日向市周辺には活用できる土地がたくさんございます。港を中心とした産業発展に、今後とも力をかしていただきたいと思っております。

次に、県土整備部長にお伺いをいたします。

東九州自動車道の日向インターチェンジが開通をいたしました。まだ延岡方面にしか行けないものの、無料化実験中もありまして多くの方が利用しております。現在は、アクセス道となる日向バイパスが建設中でもあり、迂回する周辺道路の混雑や路盤の傷みが地域住民の問題となっておりますが、その日向バイパスの今後の展開、また周辺の県道土々呂日向線の対策はどうなっているのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 日向バイパスにつきましては、県道土々呂日向線までの約400メートルを、東九州自動車道門川一日向間の開通に合わせまして昨年12月4日に供用したところでございます。残る国道10号までの約500メートルの区間についてでございますが、本年度一部改良工事に着手しており、鉄道との立体交差点につきまして、昨年12月までにJRと基本協定、実施協定を締結し、本年度内にJRにおいて工事の発注を行う予定となっております。今後とも、日向一都農間の開通に合わせ、鋭意整備を進めてまいりたいと考えております。

また、県道土々呂日向線でございますが、高速道路の開通に伴い、一部混雑が発生している状況でございます。ただ、この混雑につきまし

ては、東九州自動車道の日向一都農間の供用、また、日向バイパスの完成に伴い、緩和されると考えております。なお、交通量の増加に伴い、路盤の傷みが問題になっているというお話が今ございましたけれども、この舗装の補修が必要となった箇所につきましては、適宜対応してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 特に路盤の傷みは非常に激しいようでありまして、周辺住民によりまして、空振のような状態がずっと続いているということでありました。できる限りの早い補修工事をよろしくお願ひしたいと思っております。

さらに、国道10号の拡幅について伺います。以前、議会でも伺いましたが、今、日向の10号の拡幅工事が進行中でありまして、市内財光寺地区周辺で用地買収の進捗が見られております。用地を取得した地帯ではさくが張っており、この状態が余り長い期間となりますと、地元の商業施設にも非常に影響が出るのではないかと思います。特に早期の4車線化をお願いするとともに、このさくが一日も早く外れるように、今後の進捗はどのようになるのかをお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 国道10号の門川日向拡幅、12.8キロメートルありますが、この間につきましては、国の直轄事業として整備が進められております。これまで塩見大橋を含む10.5キロメートルが供用されたところでありまして、現在、残る財光寺地区2.3キロメートル区間の用地買収が進められております。なお、先般示された直轄事業の事業計画におきましては、木原交差点から赤岩川までの0.8キロメートル区間につきましては、平成25年度供用予定とされたところでございます。県としましては、本事業の必要性は十分認識をしておりますので、

今後とも、機会あるごとに国に対して早期整備を強く求めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、将来の担い手対策について伺ひます。

現在、ニートやフリーターの問題は大きな社会問題となり、国内の貧困問題にまで拡大をしております。さらに、国内の完全失業率が高どまりをし、高校や大学の新卒者の就職も困難な状況になっております。雇用調整助成金による雇用創出、また県の新規事業雇用におけるもの、とにかく今はやるしかない。しかし、その事業期間の後までは保障できるものではありません。不景気の問題だけではなく、若い人たちの就業意識の低下も叫ばれております。厳しい言葉かもしれませんが、これからの時代、中学生や高校生ぐらいの学生たちには、淡い期待を抱かせるよりも、きっちりと現実、現状を伝えて、早いうちから、みずから切り開くしかないという自立を促すことも重要ではないかと思ひます。そこで、教育長にお伺ひをいたしますが、本県の中学生の職業系学校への進学状況、また、高校生におけるキャリア教育の取り組みはどうなっているのか、お伺ひいたします。

○教育長（渡辺義人君） まず、県立高等学校の職業系学科への進学状況であります。平成22年度で申し上げますと、農業科に656名、工業科に1,321名、商業科に1,210名、水産科、福祉科などその他の職業系学科に917名が進学をしております。合計では4,104名であります。これは全日課程全体の入学生の約50%となっております。

次に、高等学校におけるキャリア教育の取り組みであります。子供たちが将来の職業や生き方について自覚を深めるとともに、社会的、

職業的な自立を図るための基盤となる能力や態度を身につけるには、キャリア教育を充実していくことが大切であると認識しております。このため、県教育委員会では、今年度より、県立高等学校キャリア教育総合推進事業に取り組みまして、インターンシップや地域人材を生かした外部講師による職業講話などを、すべての高校で行っているところであります。また、本県のものづくり産業を担う人材育成を推進するために、県下の工業高校生を対象にいたしました宮崎ものづくり人材育成塾を、企業や経済団体の協力のもとに実施してございまして、この事業の中で生徒たちは、地域の企業の持つ高い技術に触れたり、すぐれた技能者や経営者のものづくりにかける思いを理解することで、ものづくりに対する夢をはぐくむとともに、その意欲を高めているところであります。今後も、これらの取り組みをより充実させまして、高校生が将来への夢を描き、目標を持って努力し、宮崎の産業を元気にできる人材へと成長できるようにキャリア教育を推進してまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。本県の県民性としてよく言われる、のんびりでありますとか、お人よしでありますとか、そういういい部分は当然残しながら、やはり自立心、競争心というものを持った子供たちの育成というものを願ひしたいと思ひます。

次に、これからの少子高齢化社会に向けての取り組みについてお伺ひをいたします。

これからの少子高齢化社会に向けて、年金・介護・医療などの福祉分野における制度設計の議論が国会でもなされております。現在、特に国政においては、民主政権への反発とともに、マニフェストの目玉政策であった子ども手当にまで反発が大きくなってあります。私とし

ては、公明党が主張するように子ども手当を恒久的な政策にしなければ一時的な所得にしか過ぎず、少子化対策にはなり得ないと思っております。高齢者からは、「自分たちの子育ての時期にはそんな支援はなかった。今の若い世代は甘えている」という厳しい言葉も聞きます。しかし、年金にばかり、介護保険にばかり、現役世代が高齢者を支え、また、今の現役世代も子供たちもいずれは年を重ねるわけですから、先行投資という言い方は不適當かもしれませんが、次の世代をしっかりと育て、また、支えてもらう必要もあります。

まず、介護保険についてお伺いをいたしますが、ことしは来年からの介護保険が見直される年でもあります。殊に介護保険を利用せず健康なお年寄りには不満が多いことも事実であります。平成12年にスタートした介護保険制度も4度目の改正となりますが、スタート時よりも1,000円程度料金が上がり、また、平成24年からの3カ年でどのようになるのか、今後の負担増を恐れる方は多くいらっしゃいます。また、地域間での格差も大きく出始めております。介護保険料の地域の差が市町村においてどうなっているのか、本県の状況と傾向をお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県内市町村における介護保険料の平均は、月額で4,150円となっておりまして、市町村別では、最高が西米良村の4,952円、最低が五ヶ瀬町の3,200円で、その格差は約1.5倍となっております。介護保険料は、各市町村が3年間の介護保険サービス量や被保険者数等をもとに算定し、定めることになっておりますので、高齢者1人当たりの給付費や要介護認定率が高い市町村において、保険料が高くなる傾向にあります。

○西村 賢議員 部長にお伺いしますけれども、そういう傾向が出ているということは、例えば、今話があった五ヶ瀬町が県内最低の3,200円ということは、人口の割には要介護認定を受けられている方が非常に少ないという傾向でよろしいのでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 議員御指摘のとおりでございまして、高齢者1人当たり給付費が高い上位10市町村のうち8市町村が、また、要介護認定率が高い上位10市町村のうち6市町村が、保険料の高い市町村の上位10位以内に入っておりますので、そのような傾向が言えるのではないかとこのように考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。できれば県内同じように、なるべくといいますか、平均に近づくことが理想だとは思いますが、見直しのたびに上がっていくのでは、この介護保険もいつ支払えない人が出てくるのか不安もあります。先ほど申し上げたとおり、これからの現役世代も何かと負担が多い。そして、昔のような就業体制がなかなかとれていない状況もあるものですから、今後の負担増に対しまして、その上げ幅を緩和するためにはどのような対策ができるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成24年度からの保険料は、全国平均で月額5,000円を超えることが見込まれております。このため県では、来年度、各市町村が介護保険事業計画を策定するに当たり、介護予防の推進や在宅サービスの充実など、中長期的な視点に立った介護保険制度の適正な運営につながる取り組みを促すなど、給付と負担のバランスに配慮した計画となるよう助言を行ってまいりたいと考えております。また、国は、次期介護保険料の負担増に対

応するため、各都道府県が給付費の増加に備えて設置している財政安定化基金を一部取り崩して、保険料の上昇を抑制する方針を打ち出しているところでもあります。

○西村 賢議員 今後の負担増、今話を伺いますと5,000円を超えてくるというような、またさらに1,000円近く負担が上がるということは、非常に厳しい状況が見込まれます。ぜひ安定的にこの制度が続くように、県もしっかりと県民の福祉というものを考えて、介護保険という制度のあり方も考えていただきたいと思います。

次に、子育て支援について伺います。私もこの4年間の任期中に娘が生まれまして、子育て感も大きく変わりました。同じように育児に励む子育て世代を代弁し、これまでも多くの質問をさせていただきました。

まず、認定こども園についてお伺いをいたします。国が進める幼保一体「認定こども園」は、現在、県内でも18カ所とふえてきておりますが、ここに来て、国の方針にも迷いがあるように感じます。改めて伺いますが、認定こども園の利用者のメリットはどのようなところにあるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子供を受け入れて教育・保育を一体的に行うとともに、地域のすべての子育て家庭を対象とした子育て支援を行う新たな制度として、平成18年度に創設されたものであります。利用者は、仮に仕事をやめても、保育所のように子供を退園させる必要はなく、また、幼稚園の対象年齢に満たない3歳未満児の受け入れが可能ですので、従来は幼稚園と保育所に別々に通園していた兄弟と一緒に通園させることができるというメリットがございます。

○西村 賢議員 そのような利用者側のメリットがあるにもかかわらず、幼稚園また保育所それぞれに、いまだ反対の意見が根強くあります。それぞれ幼稚園、保育所の独自性もありますし、県はその反対意見をどのように把握しているのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 国のほうが今、新システムについて検討しております「こども園」というものに対する反対の理由でございますけれども、保育所については、市町村の保育の実施義務が明確に位置づけられている現在の保育制度の維持が望ましいとの立場でありまして、市町村の一定の関与があるというものの、直接契約に移行することに伴い、障がい児など、受け入れる上で配慮の必要な家庭が入院を拒否されたり、さらに、株式会社等の多様な運営主体の参入により保育サービスの質の低下を招くおそれがあること等が主な反対理由と伺っております。また、幼稚園につきましては、3歳未満児の受け入れを始めることに伴い、保育士等の人材の確保や乳児室、給食室等の整備が必要になることなど、新たな負担を強いられることが主な反対理由と伺っております。

○西村 賢議員 反対の理由をしっかりと県も把握されているわけですから、ぜひ、こども園に移行したいというそれぞれの保育園、幼稚園のサポートをしっかりとしていく必要もあると思います。

こども園に移行されれば、例えば低所得者の子供、また障がいを持った子供が入所できなくなるという話も聞きます。直接契約になることへの弊害だと指摘する方もいらっしゃいます。その対策をどのように国が検討されているのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） こども園は、利用者の選択に基づく直接契約になりますが、利用者が確実にサービスを受けられるよう、市町村が一定の関与・支援をする仕組みが検討されております。例えば、障がい児やひとり親家庭の子供、虐待事例の子供など、優先的に利用を確保すべき子供等については、市町村が受け入れ可能な施設をあっせんするというもので、低所得者の子供についても同様に配慮されるものと考えております。今後、具体的な支援内容については、国において詳細に検討されていくものと認識しております。

○西村 賢議員 子供を預けるというシステム、保育園、幼稚園、またこども園にとって、やはり利用者の側、子供の立場にあって、しっかりと安心して預けられるという体制を県もバックアップしていただくように、お願いをしたいと思います。

次に、河野知事にお伺いをいたします。東国原前知事は、話す中で、次世代育成や子供支援に対しては前向きなところがございました。

「すべての大人はすべての子供の教師たれ」というような名言も残され、平成20年の11月議会では、私の提案した父子手帳——当然副知事も御存じでしょうが——「パパの子育てガイドブック」として具現化をしていただきました。今、子供が生まれた家庭には手渡されており、社会全体で子育てを応援する機運づくり、また、イクメンと呼ばれる育児をするお父さんの増加にも役立っていると思います。河野新知事は新しく子育て応援本部長となられるわけですが、どのような子育て支援、また子育て観があるのか、取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本格的な少子高齢社会

ということで、社会全体で子育てを支援していく、大変重要な課題であると考えておりました。私の政策提案の中でも、「日本一の子育て・子育て立県」を目指すという方向性を示させていただいたところであります。以前、総務省で、地域伝統芸能祭りという仕事をしておったんですが、高千穂の夜神楽のような伝統芸能をNHKホールに集めまして、伝統芸能の保存継承を通じた地域の活性化を支援する、そういう事業であったわけでありまして。NHKホールで大人が懸命に演技をするわけですが、子供が出てきた瞬間にその後は全部さらっていかれるんですね。その子供の演技を見ながら、みんな自然に涙が出るというような経験をしたわけですが、それは伝統芸能が保存されているということだけではなしに、その地域の将来が子供に託されている、たすきが渡されているというその姿を見て心を打たれるのではないかと感じております。まさに子供は地域の宝でありますし、社会の希望の星だと考えております。子育て応援本部という形で、これまでも宮崎県におきましては、次世代育成支援宮崎県行動計画などに基づき、さまざまな対策を講じてきたところでございますが、これからは私が先頭に立って、安心して子供を生み、子育てが楽しいと実感できるような県づくりに努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 強いメッセージをありがとうございました。それではまた、知事に質問をさせていただきますが、今、県外には、広島県知事を初め数名の首長さんたちが、みずから育児休暇を取得するといわれるイクメン首長として注目をされております。実際にその育児休暇の中身を見ますと、本格的な育児休暇ではないものの、市長、知事といったトップが率先して行

うことで、職員自体が育児休暇を取りやすくしているとの報道もあります。しかし、他の知事・市長からは賛否両論の物議を醸していることも事実であります。このことに対しまして河野知事はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のようなイクメンの首長さん、広島県の湯崎知事が最初だったと考えております。湯崎知事は私の高校の後輩に当たるということで、やるなと思って見ておったわけですが、確かに公務への影響、危機管理面での影響、さまざまな御意見がございます。あらゆる状況において育児休暇の取得というのが大丈夫だというふうを考えるわけではございませんが、しっかりとサポートする代理のシステムもあるわけでありまして。父親として育児のための休暇を取得するという点について、首長が率先して向き合うことは、大変意義のあることだと考えております。県が実施しました意識調査によりますと、約7割の男性が育児休業の取得を希望している一方で、実際の取得率は2%にとどまっていると、そういう状況があるわけでありまして。そういう気持ちは持っていてもなかなか踏み出せないというお父さん方の背中を押す効果もあるのではないかと考えておりますので、あらゆる場合にそれがオーケーかということではないんですが、一つの社会に向けてのメッセージ、貴重なメッセージであると受けとめております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。これは質問はいたしませんけれども、イクメンという、いわゆる男性が育児をする、育児を手伝うということが、今、世間にとって当たり前ようになってきました。例えば福島県では、新年度事業として、イクメンを表彰したり、交流イ

ベントを開催したりするイクメン推進事業に乗り出すとの記事も見つけました。これもおもしろい取り組みだと思います。宮崎県も、やはり九州男児の男尊女卑的なイメージがあります。そのイメージを壊し、夫婦や社会で子育てを盛り上げていけば、子ども手当とか国の子育て支援に頼らずに済むかもしれません。これは情報のみお伝えしますが、ぜひ知事を先頭にイクメン事業も広がりますように、お願いをしたいと思います。

次に、また福祉保健部長にお伺いしますが、東国原知事時代に、高い注目度の中、出会いツアー、みやざき新たな出会い応援事業、縁結び応援団など、結婚支援の事業が多く展開されました。その成果はなかなかわかりませんが、今回の当初予算案においては婚活支援の事業が見当たりません。効果がないからやめるのか、今後の取り組みはどうか、部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県におきましては、平均初婚年齢が、平成21年には夫が29.3歳、妻が27.9歳となっており、この10年間で夫が1.3歳、妻が1.5歳上昇し、また、未婚率につきましては、30歳代を例にとりますと、平成17年には男性が33.9%、女性が23.9%であり、10年前と比べ、男性が8.5ポイント、女性が10.4ポイント上昇するなど、全国と同様、未婚化・晩婚化が進行しております。このような未婚化・晩婚化の急速な進行は、少子化の大きな要因の一つであると考えられることから、県ではこれまで、独身者の出会いの機会づくりに取り組む民間団体を支援するなど、出会いのきっかけづくりや結婚を社会全体で応援する機運づくりに努めてきたところであります。このような結婚を応援するための取り組みは、少子

化の流れに歯どめをかけるためにも大変重要であると認識しておりますので、今後とも、必要な対策について十分検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 よろしく申し上げます。

最後に、生活保護についてお伺いをいたします。昨日の鳥飼県議の代表質問にもありましたが、生活弱者の受け皿でもあり、最後のセーフティーネットでもあります。もちろん安易な受給や偽装は許されるものではありません。現役時代、家族を養い、年金や保険料をきっちりと支払い、老後へのわずかな蓄えと年金で生活しているまじめな県民はたくさんいるわけですが、近年の厳しい雇用情勢などを受けて受給者が急増していると聞きます。まず、県内の生活保護世帯の現状と推移についてお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成22年11月における本県の生活保護世帯数は1万2,094世帯で、内訳は、市部が1万564世帯、郡部が1,530世帯となっております。また、生活保護世帯数の年度平均の推移を見ますと、平成7年度までは減少傾向にありましたが、平成8年度から増加傾向に転じ、平成20年度からは厳しい雇用経済情勢の影響もあって急増しております。なお、平成21年度の県全体の生活保護費は約235億円となっております。

○西村 賢議員 今、答弁にありましたとおり、平成20年度からは著しく急増しているとのこと。一時的な離職、リストラ、また、病气やけがなどにより生活が苦しくなり受給するケースもあろうかと思えます。ただ、生活保護受給が長期化すると、抜け出せなくなるというか、勤労意欲が失われるケースがあると聞きます。働ける人にはできる限り早く自立を促すこ

とが、受給世帯を減らす意味でも重要であると思います。できる限りの復帰支援に力をかしていただきたいと思いますが、生活保護世帯の就労支援の状況についてお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 生活保護世帯に対する就労支援につきましては、福祉事務所に就労支援員を配置するとともに、ハローワークとの連携により、雇用先の確保に努めているところであります。しかしながら、厳しい雇用経済情勢の影響もあり、就労開始に至るには難しい状況もありますが、引き続き、ハローワークとの連携をより一層図りながら、就労支援に努めてまいります。

○西村 賢議員 先ほども申し上げましたが、年金生活者の中には、自分より生活保護の人たちのほうがいい暮らしをしているという怒りの声を聞くことが多くあります。その実際の真意はどうかわかりませんが、まじめに一生懸命働いてきた高齢者や、まじめに仕事をする県民がばかを見ることがないようにしなければなりません。これはまた教育長へもお願いになりますが、若いうちから安易な借金などをしないように、税理士などによるお金の教育などを取り入れている学校もあるようです。ぜひとも、若い世代のうちからの御指導もよろしくお願ひしたいと思います。

これで予定していた質問のすべてを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。河野哲也です。このたびの鳥インフルエンザの発生と新燃岳の噴火により被害に遭われている方々、そしてさまざまな影響を受けている皆様に、心からお見舞い申し上げます。まだまだ予断を許しませんが、一日も早く安心

・安全な生活を取り戻していただけますよう、我々も全力で努力いたします。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

国会で審議中の国の新年度予算案は、菅政権が手がけた初めてのものであり、現政権になって最初から編成した自前の予算案でもあります。その意味で、政権1年の集大成であり、国民から見れば政権評価の材料となります。予算全体の規模を示す一般会計の総額は92兆4,116億円と過去最大規模になりましたが、それを賄うための歳入面を見ると、税収が40兆9,270億円なのに対して、新規国債発行額が44兆2,980億円。予算の段階で借金が税収を上回る異常事態は、これで2年連続であります。現在、通常国会の中でさまざまな論議が進むにつれ、民主党がマニフェストで掲げていた政策は実現不可能であることがはっきりしてきました。ことしに入って党執行部は、継ぎはぎだらけのマニフェスト予算は限界と観念したのか、マニフェスト自体をことし夏までに見直す考えを表明いたしました。しかし、マニフェストに沿った予算案を掲げる一方で見直しを表明するというのは、何と矛盾していることでしょうか。我が党の山口代表は、「見直しの中身が盛り込まれていない予算を国会審議に供するのはいかなものか」と、痛烈に批判しております。

こうした政局絡みで展望が開けないままの国政をしり目に、本県も新年度予算案が提示され、予算審議に入らなければいけないわけです。そこで、国の予算が本県にどのような影響を与えているか、また、知事は、本県の予算案をどのような政策意図を持って組み立てられたか、数点伺います。

先ほど、民主党が掲げたマニフェストのほとんどが破綻状態であることは申し上げました

が、その象徴が子ども手当です。民主党は、11年度から「子供1人当たり月額2万6,000円を中学卒業まで支給」と言っていました。しかし、3歳未満児への支給額を2万円に増額しただけで、3歳以上は月額1万3,000円に据え置きました。しかも3歳未満児への増額も、ことし1月から15歳未満の年少扶養控除が廃止されることに伴い、実質負担増となる世帯があることなどを理由に浮上したものであります。加えて、全額国費と公言していた財源は確保できず、10年度同様、児童手当制度の枠組みを存続、活用する格好となっているのです。本県においては、11年度、子ども手当は前年度比9%増額され、総額277億円となります。国の子ども手当予算案は総額2兆9,356億円、そのうち国費で2兆2,077億円を負担し、地方負担5,549億円、事業主負担1,731億円。地方負担分は全体の19%に上り、先日の代表質問でありました、本県負担は26億3,000万円に上ることがわかりました。地方負担分についてはさまざまな論議があり、神奈川県や群馬県など多くの自治体から地方負担分を拒否する声明や訴訟の検討がなされています。まず、このような民主党マニフェストに従って全額国費で賄うべきであり、地方負担分は拒否し予算計上しないという動きについて、知事の見解をお伺いいたします。

以下、自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。子ども手当につきましては、これまで、国と地方の役割分担や費用負担のあり方などの観点から、さまざまな議論がなされているところであります。平成23年度の子ども手当につきましては、その財源の一部につきましては、現行の児童手当分を地方が負担する内容となっていることから、現在、全国で65の自治体で地方負

担分の予算を計上しないなどの動きがあるわけであり、こうした動きに至った背景といたしましては、国が、財政難を理由に、地方との十分な協議の機会を持つことなく地方負担を再び継続していることや、各自治体の財政事情によるものなど、さまざまな理由があると伺っているところであります。本県におきましては、県民の皆様や市町村への影響を勘案いたしまして、来年度の子ども手当の県負担分については当初予算に計上して、国の動向を注視しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 昨年6月閣議決定した財政運営戦略では、「国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と自己規定しています。再度知事にお伺いしますが、地方分権を継承するのであれば、今の答弁でよろしいのでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 私といたしましても、子ども手当のように全国一律の現金給付につきましては、国と地方の役割分担を明確にする観点から、国が全額負担をすべきと考えておるところでございますが、平成23年度の当初予算におきましては、県民の皆様の不安感を解消し、市町村が混乱をしない、そういう配慮のもとに県の負担分を計上して、国の動向を注視しているところであります。

○河野哲也議員 委員会等でまた議論を進めていかなきゃいけないのではないかと考えています。

民主党政権の目玉の一つであった一括交付金について、地域の裁量を拡大するとして地域自主戦略交付金が創設されます。平成23年度は第一段階として、都道府県を対象に投資補助金の一括交付金化を実施、また、特別交付税の割合

を6%から5%に引き下げ、交付税総額の1%を普通交付税に移行する措置がとられました。一方、地方財政の健全化のためとして臨時財政対策債を1.5兆円大幅縮減しています。これらは本県の財政運営にどのように影響しているのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) まず、一括交付金につきましては、5,120億円の補助金が一括交付金化されるということでございますが、まだその配分額や制度の詳細が判明いたしておりませんので、本県への影響については明確になっていないところであります。特別交付税につきましては、6%から5%への割合の引き下げなどにより、今年度の全国枠1兆138億円が来年度は8,687億円となるわけですが、その減額は普通交付税に移行されるので、地方交付税総額では増額となっております。本県分の地方交付税につきましては、当初予算の比較で約82億円の増額と見込んでいるところであります。

一方、地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債についてであります。全国的な税収の伸び等から、全国枠については1兆5,476億円、率にして20.1%の減となっております。本県分につきましては約141億円の減と見込んでいるところであります。

この臨時財政対策債の減に地方交付税の増額分を合わせたとしても、合計で約59億円の減と見込んでいるところでございまして、県税収入の伸びが見込めない中、歳入確保の面では大変厳しい状況という認識であります。

○河野哲也議員 そのような中、本県の財政改革にどう取り組むのか。また、生み出された経済的効果は減税として住民に戻すべきとか、減税で歳入を抑制してその範囲の中で改革を行うべきという考え方が、大阪とか愛知で注目され

ていますが、これらの動きについて知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まさに県税等の歳入が伸び悩む一方で、社会保障関係費などの増大、さらに口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳対策、さまざまな多額な費用が必要となる事業があるわけでありまして、本県財政は厳しさを増しているという認識でございます。数年のうちには財政関係の2基金が枯渇するのではないかと、大変危機感を持っているところでございます。このために、基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政運営を目指すために、現在、第3期の財政改革推進計画の策定を進めているところであります。

減税についての御意見であります。自主財源に乏しい脆弱な財政基盤である本県、本県の自主財源比率は約35.8%程度ということでありまして、例えば愛知、名古屋でありますと7割程度あるわけでありまして、置かれている状況がかなり違うということで、本県にとりましては、県税というのは大変貴重な収入源でありまして、むしろ財政改革の一環として積極的な税収確保に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○河野哲也議員 ぎりぎりの財政運営であることはよくわかりました。

公明党は、人と人とのきずなを再生し、支え合う社会をつくるために、あらゆる仕組みを改革する「新しい福祉社会ビジョン」について中間取りまとめを行い、昨年12月に発表いたしました。虐待やひきこもり、いじめ、うつ病など新しく発生してきた社会的病理に対処することを含めて、「新しい福祉」と名づけ、「孤立から支え合いの社会」への総合的な対応策を提言しております。そこで、3項目にわたってお伺

いたします。

まずは、発達障がいのある児者への支援について。

先日、ひかり学園内にある延岡発達障害者支援センターに調査に伺いました。説明を聞いている中で、青年期の相談が多いことに注目いたしました。今まで自分の状況がわからずに、だれにも相談できずに悶々としながら生きてきたのではと考えると、このセンターの設置意義を強く感じざるを得ませんでした。そこで、各発達障害支援センターの年齢別の相談状況はどうなっているか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県では、発達障害者支援センターを、宮崎地区、都城地区、延岡地区の3カ所に設置しておりまして、平成21年度に相談支援を受けられた方の実人数は、合計で337人となっております。各地区の内訳を年齢別の割合で見ますと、宮崎地区では、幼児期の0～6歳が16%、学齢期の7～18歳が69%、青年期の19歳以上が15%となっております。また、都城地区では、幼児期が8%、学齢期が73%、青年期が20%となっており、延岡地区では、幼児期が31%、学齢期が45%、青年期が24%となっております。

○河野哲也議員 特に延岡は青年期がちょっと飛び出ているようですが、この青年たちが小中学校のとき、どのような学校生活を送ってきたのだろうか。ぜひこれは追跡調査ができるのであればお願いしたいと思います。

私が読ませていただいた教育専門誌に、「小中学校の学級で騒乱状態になっているところがある。ほとんどの学校で学級崩壊状態のクラスが見られ、学年全体が崩壊しているところも珍しくない。学校崩壊さえ生まれつつある。主た

る原因は2つある。1つは、教師の授業の力量が未熟なこと。教師の発言が何を言っているのかわからなかったり、長々としゃべったりする場合、子供たちは反乱する。1つは、発達障がいの子への対応を教師が正しくできない場合。本来なら立派に育っていく子供たちを教師がスポイルしてしまっている」とありました。まずは、本県の学級崩壊の実態を把握しているか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学級がうまく機能していない状況、いわゆる学級崩壊につきましては、市町村教育委員会に対しまして、その都度報告していただくように依頼しておりますので、実態は把握できるようになっております。これまでに報告された事例を見ますと、学級がうまく機能していない状況は、学級担任の指導力不足や児童生徒の性格・行動によるものなど、さまざまな要因が複合的に積み重なって起こるものだととらえております。

○河野哲也議員 ちょっと抽象的なのですが、本県には学級崩壊があるということですね。先日、小学校の教師から、この本をぜひ議会で取り上げてくださいと紹介された冊子があります。2007年夏休み自由課題、「広汎性発達障がい 障がいをもって学校で生活するということ。6年2組、龍馬」。これは仮称です。「今すべての先生方に伝えたいこと これから出会う発達障害者のために」という冊子です。600円です。

龍馬君は、「発達障害についてやろうとした理由——夏休みの課題としてやろうとした理由——障害は、眼に見える体の障害ならすぐみんな「障害があるんだ」とわかります。眼の不自由な人・耳の不自由な人も「障害があるんだ」とわかってもらえます。『広汎性発達障害』は

「変なやつ」「ウゼーやつ」としか思われません。僕は僕の障害についてみんなにわかってほしいとずっと思ってきました。でも、障害から起きる僕の問題行動のため、嫌われ者になっただけでした。障害のことをわかってもらうことはできませんでした。

小学校の6年間、へんてこな障害のために僕はずっと苦しかった。自分でどうにもならないのにわけわかんなかった。だから、みんなにわかってもらえないなら、先生方に伝えようと思いました。『発達障害者』が学校生活の中で混乱してわからなかったことをみんな伝えようと思いました」と記述しています。この後、6年間の学校生活をつづっています。

小学校の授業の基本というのは、教えてほめることだと私は思います。教えてほめる授業なら、1時間の授業でいっぱいほめる授業なら、どの子も育っていくと思います。ところが、教えないでしかる授業があります。「自分で考えなさい」と教えないで、「どうしてできないの」としかる教師がいるんです。2割はいる発達障がい、境界知能の子供たちは、わからなくてどなられて反乱していくんです。どなる教師は子供の心を破壊しています。今、多くの学校で、発達障がいの子への理解、対応の勉強がなされています。真剣に学んでいる教師がいらっしやいます。だからこそ、今、立派に自立していける子供を学ばない教師がスポイルしている現状を正していかなければならないと考えます。発達障がい理解のための教職員に対しての研修の状況とセンター職員の利用状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県の教育委員会では、平成19年度から21年度の3カ年をかけまして、管理職を含む公立小中学校のすべての教師

に対し、発達障がいへの理解や支援のための基本研修を実施いたしました。また、本年度は、すべての県立高等学校におきまして、発達障がいの理解に関する同様の職員研修を実施しているところであります。さらに、県の教育研修センターにおきましては、特別支援教育担当教諭等を対象に、より専門性の高い特別支援教育研修講座を開催し、一人一人の児童生徒の発達障がい等の特性に応じた対応ができるように、指導力の向上に努めているところであります。発達障害者支援センターとの連携につきましては、各学校の職員研修や県内各地で開催する特別支援教育に関するフォーラムやセミナー等で、講師やパネリストとしてライフステージごとの課題と対応、就労後の支援などにおいて専門的な指導や助言をいただいているところであります。

○河野哲也議員 教師が発達障がいを学べる環境、発達障がいのある子に向き合える環境は整っていると考えていいのでしょうか。いよいよ発達障害者支援センターの役割は重くなると考えますが、発達障害者支援センターの体制強化についてどのように取り組んでいるか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県では、発達障害者支援センターを平成15年度に宮崎地区に初めて設置しましたが、その後、平成19年度に都城地区と延岡地区に増設したほか、21年度には、日南・串間地区と西都・児湯地区に出張相談所を設けるなど、体制の強化に努めてきたところであります。発達障がいに関する相談は年々増加しておりますので、今後とも、関係機関との連携を含め、センター機能の強化に努めてまいりたいと存じます。

○河野哲也議員 先ほどの龍馬君、07年の本で

した。支援教育が本格的に始まった年度でもあります。この2年間で学んだ教師が子供を救っていくそういうふうな姿、学級崩壊がなくなっていくそういう姿をぜひ期待していきたいと思えます。

介護施策について質問をします。

先ほどのビジョンで、まず、共助の精神とそれを実現する社会システムづくりを挙げています。ボランティア活動も含め、互いに触れ合う直接的共助の精神を重要視し、人間的なコミュニケーションのある支え合い社会の実現を考えています。公的保険制度などの間接的共助は確かに充実させなければなりません、させればさせるほど人々の金銭的な負担が重たくなりますから、できる限り直接的共助を拡大し、充実させ、温かみのある社会づくりを目指す考え方であります。

そこで、公明党も推奨しています介護ボランティアポイント制度についてお伺いいたします。介護保険を守り支えていくために、元気な高齢者が高齢者を支えていく、こうしたことも重要だと考えております。そうした元気な高齢者をふやしていく、また、その励みにもなっていくというシステム。

一つの試みとして、65歳以上の高齢者が地域で介護支援のボランティアをすることで、介護保険料を軽減できる介護ボランティアポイント制度が導入されて4年が経過いたしました。全国の先陣を切って導入した稲城市の場合、介護保険地域支援事業交付金を活用して、レクリエーションの指導、食堂の配ぜん、散歩の補助、話し相手などの7区分で自由に選択し、ボランティア活動をしてもらうシステムをつくり上げました。1時間の活動を1回とカウントし、10回を超えるとポイントが蓄積され始め、年間50

回の活動で5,000ポイントになるわけです。1,000ポイントから1ポイント1円で交付金を受給できます。上限は5,000円となっています。想定以上の登録者を保ち、おおむね好評という評価を受けています。しかし、この制度はなかなか縛りがあるのか広がりを見せないようです。本県の導入状況はいかがでしょうか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 介護ボランティアポイント制度についてであります。同様の支援が九州内でも幾つかの市町村で行われていると聞いておりますけれども、本県では、今のところこの制度を導入している市町村はございません。

○河野哲也議員 オーストラリアのようなボランティア先進国では、高齢者のボランティア率は2〜3割に達するそうです。そこまで到達するのはなかなか難しいでしょうが、介護ボランティア活動をもっと推進していけないものでしょうか。確かに、報酬を支払って依頼すべきサービスを、ポイントでつってボランティアとしてさせるようなことがあってはならないわけですが、例えば、お話、散歩の付き添い、イベント参加などはボランティアに適した仕事です。掃除や外出支援、それに重度でない人の入浴・食事などの介助などは、一般にボランティアも担当できる仕事であるわけです。要するに、このポイント制の大きな目的は、高齢者の生きがいにつながるということにあります。稲城市の例示を見ると、同市は、ポイント制を適用する活動を、施設の補助的業務を中核にしておりますが、できれば地域に開いた活動のほうが、よりボランティア活動に適していると考えます。そこで、介護現場での人手不足も深刻な中、介護支援ボランティアポイント制度の推進

について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 議員御指摘の介護ボランティアポイント制度も、介護ボランティア活動の一つでございますが、介護ボランティア活動につきましても、高齢者に対し地域貢献を奨励することで、みずからの介護予防に資するとともに、地域ケアの推進に不可欠な住民参加の意識を高め、元気な高齢者をふやすものであり、介護給付費の伸びの抑制にもつながることから、国もその効果を認め、現在、地域支援事業の対象事業となっております。県としましても、介護予防と地域ケアの推進に有効な取り組みであると認識し、市町村に対して文書による周知を行っているところであります。今後とも、会議等の中で情報提供や助言を行ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 先日、国の平成22年度補正予算審議の中で、介護基盤緊急整備等臨時特例基金に、地域支え合い体制づくり事業分として200億円の積み増しがありました。本事業を活用して、このボランティアポイントの制度化などで創意工夫の取り組みがあったものに対して、国のほうから支援していくという答弁があったと聞いております。ぜひ市町村に情報を提供していただき、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

ところで、私たち、昨年3,000人余りの議員で介護総点検を行わせていただきました。これは要介護者、家族、介護従事者、事業者、自治体等10万人の調査をいたしました。その中で7万人は街角アンケートという形をとりました。質問の中に「介護職として働いてみたいか」という項目がありました。特記すべきは、十代の方々が、社会にとって重要な職業なのでチャンスがあればやってみたい、こういう方が5割。ほ

かの年代に比べて突出して多かったです。このアンケートによれば、高齢者を大事にし、あるいは介護という職業に非常に興味を持って、携わってみたい、その芽があるわけです。こういう十代の若い人たちのその芽をやはり大事にしていく。こうした若い方々のためにも処遇改善というのは全力で行わなければならない。介護従事者の処遇改善についてお伺いいたします。

実は、総点検の結果、介護職員の離職率の高い原因は、心身の負担が大きい業務内容に対して、収入が低いとの理由が顕著でした。介護従事者の処遇改善の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県では、平成21年10月から、国の介護職員処遇改善交付金を活用し、介護従事者の賃金改善に取り組んでおり、県内各地で説明会を実施するなど、事業所に対して周知を図ってまいりました。その結果、申請率は23年1月末時点で75.5%となっており、21年度末の72.5%と比べわずかではありますが、増加しております。また、交付を受けた事業所から提出された21年度の実績報告書によりますと、月額8,000円から1万5,000円程度の賃金改善が図られております。なお、申請しない理由について、22年4月に事業所に対してアンケート調査を行ったところ、対象が介護職員に限られているため、他の職種との公平性に欠ける、事務作業が繁雑、交付金終了後に介護報酬に反映されるかが不透明といった理由が挙げられております。

○河野哲也議員 ぜひ介護職員処遇改善交付金の対象枠を拡大し——国への要望ということになると思いますが——介護保険外の公的予算での継続、介護従事者の給与増につながる報酬の引き上げ、さらに介護に対する社会的評価を高

める啓発活動、これがやっぱり必要だというふうに考えますが、県の考え方を確認させていただきます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 今後とも要介護者の増加が見込まれており、県といたしましても、介護職員の確保は重要な課題だと考えております。したがって、本交付金の継続もしくは賃金改善に配慮した介護報酬の引き上げ等について、国に対して要望してまいりたいと考えております。また、今後ともさまざまな取り組みを通じまして、介護に対する理解を深めるよう努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 よろしく申し上げます。

人のきずなを重視した共助の精神は、新しい社会福祉の重要な基盤になるものですが、それが保険制度をおざなりにしていいということにはなりません。福祉のための保険制度は、働く人の保険料に支えられているわけですから、雇用こそ福祉の原点であるというふうにとらえています。健全な雇用なくして福祉は成り立たないと、そういう考え方です。今、地域の声を聞いて回ると、介護職員しかり、保育士しかり、看護師しかり、懸命に働いている若者が、処遇改善を求めて声を上げたいんだが、上げるところを見つけられずにいることに気づきます。申しわけなさでいっぱいあります。若者が地域で安心して働けるような雇用を支える環境整備に全力を挙げていくことが、新しい福祉の実現のために必要だと改めて考えます。

続いて、若者雇用について入らせていただきます。

景気低迷が長引く中、今春卒業見込みの大学生の就職内定率が、昨年12月1日時点で68.8%にとどまり、調査を開始した1996年以降で最悪となりました。企業が採用を絞る傾向が続いて

いる中、高倍率の大企業や有名企業に就職活動が集中する一方で、求人中の中小企業に十分学生が集まらないミスマッチも起きており、それが内定率低迷の一因とも指摘されております。そこで、平成23年3月の大学・高等学校卒業予定者の就職内定状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 平成23年3月卒業予定の大学生等の就職内定率であります。宮崎労働局によりますと、直近の1月末現在で、大学は65.4%、前年同月の62.7%を2.7ポイント上回っております。また高等学校でございしますが、85.8%と前年同月の80.9%を4.9ポイント上回っております。いずれも昨年より改善しているものの、依然として厳しい状況にあると考えております。

○河野哲也議員 県の施策が少なからずプラスに働いた結果かなというふうに思いますが、やはり厳しい状況であることは変わらないと思います。学生と中小企業のミスマッチについて、リクルートワークス研究所の調査によると、2011年卒業予定の大学生・大学院生の求職者1人に対する求人数を示す求人倍率を、従業員数ごとに見ると、1,000人以上の企業0.57倍、1,000人未満の企業2.16倍、300人未満の企業4.41倍となっており、大企業は求人数を絞り、中小企業のほうが採用を求めている傾向が見てとれます。このような実態から、マッチング事業に関して調査をしてみました。すると、国による事業がありました。ドリームマッチプロジェクトが始動していました。この事業は、若者を採用したい企業と就職を希望する学生をつなぐ新しい就職支援サービスです。経済産業省の補助のもとに、中小企業採用力強化事業を手がける日本商工会議所からリクルートが委託

を受け、運営しておりました。多くの学生を採用に結びつけており、全国の企業説明会にインターネット上で参加できるオンライン説明会も行われていました。また、登録費用がかからないため中小企業でもアピールしやすく、情報を求めている学生、採用意欲のある中小企業の双方に有効な事業となっていました。しかし、大学生の就職率低下を初め、若者の厳しい雇用環境に対応し、また、地元企業の活性化につながるためには、さらに本県独自のマッチング事業が推進されなければならないと考えます。就職未内定者と中小企業とのマッチング事業をさらに強化する必要があると思いますが、どのように取り組もうとしているか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県といたしましては、若年者の就職を支援し、マッチングを進めるために、現在、ヤングJOBサポートみやざきにおける相談、あるいは国のトライアル雇用奨励金制度と連動した正規雇用化の促進、あるいは就職説明会等による県内企業との出会いの場の提供等に努めているところでございまして、引き続きこのような取り組みを進めてまいります。さらに、来年度はマッチングを強化するために、県が委託した人材派遣会社が若年者を雇用し、座学等による研修と派遣先企業における職場実習等を実施する若年者人材育成就職支援事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。今後とも、宮崎労働局など関係機関と連携しながら、本県の将来を支えていく若年者が一人でも多く就職できるように支援に努めますとともに、経済団体等に対し、求人枠の確保等につきまして粘り強く要請してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今、答弁の中にありました若

年者人材育成就職支援事業というのは、新規の事業ですが、即戦力として活躍できる人材を育成するための実践型研修ということになります。他県ではユニークな取り組みがありました。人材不足に悩む中小企業と就職活動中の学生の出会いの機会を提供する「魅力発見ツアー」であります。このツアーは、学生が企業の現場に触れ、経営者から直接話を聞くことができ、雇用のミスマッチ解消に向けた取り組みになっています。地域の中小企業と学生や求職者をマッチングさせるため、人材を確保する橋渡しの事業として他県で実施している魅力発見ツアーについてどう考えるか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 御質問の魅力発見ツアーでございますけれども、これは経済産業省の事業としまして、平成22年度は福岡県を初め全国10都道府県で行われております。新卒者等を対象に、各地の企業を訪問し、工場見学や経営者との意見交換等を実施しております。このような取り組みにつきましては、中小企業と新卒者等との間にミスマッチが生じていると言われる中で、新卒者等に対し、中小企業の魅力やおもしろさに触れる機会を提供するものでありますので、大変有意義であると考えております。実はこの事業につきましては、一昨年、事業実施者のほうで宮崎県を含めた九州4県での実施が検討されていましたが、参加企業の日程調整ができないで、実現に至らなかった経緯がございます。来年度の実施につきましては、国に確認しましたところ、現時点では未定とのことでございますけれども、いい事業でございますので、その事業の継続と本県での実施を国に要望していきたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ、仕掛けというか、推進をよろしくお願ひしたいと思います。

東九州メディカルバレー構想事業についてでございます。

これは田口議員が代表質問でも取り上げられたことでありますが、県北にとって、なかんずく延岡にとって、医療環境、産業振興につながる最大のチャンスだと考えていますので、重ねて質問させていただきます。

まず、今後のスケジュールと地域医療再生計画との連携など取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 東九州メディカルバレー構想につきましては、来年度早々に、県内の産学官から成る推進会議を設置しまして、具体的な今後の構想の取り組みのスケジュール、あるいはその内容等について検討することとしております。県といたしましては、産学官における取り組みの調整や全体的な進捗管理を行いますとともに、国内外へのPRを行いながら、構想の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。また、構想の中には、医療機器産業の集積とあわせまして、血液・血管に関する医療拠点づくりとしまして、中核的医療機関の拠点化と医療機関ネットワークの構築を掲げております。したがって、この取り組みを進めることによりまして、地域医療の再生にもつながっていくものと考えているところでございます。

○河野哲也議員 大分側の状況と構想を確認してみますと、人工腎臓や血液バッグなどを製造する旭化成クラレメディカル、川澄化学工業など血液・血管に関する医療機器のメーカーの集積。医療機器生産額1,100億円、全国で4位。医学関係の先哲を多数輩出している。西日本で唯

一、大学附属病院として治験中核病院に指定されている大分大学。大分大学を核とした産学共同の医療機器開発の推進。アジアを初めとする国際的なネットワークを持つ立命館アジア太平洋大学。この両大学が連携した外国人を含む医療技術者向けトレーニングセンターの設置。温泉や温暖な気候など、医療に関する特徴ある地域資源を有することから、例えばメディカルツーリズムといった医療環境や海外からの誘客につながる可能性等を挙げていました。

目的として、医療機器産業の一層の集積による東九州地域の活性化とともに、アジアに貢献する国際医療拠点への発展を目指すと言明していますが、宮崎側として何を強くアピールするのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この構想におきましては、研究開発や医療技術の人材育成など、4つの拠点づくりに取り組むこととしておりますが、その中でも特に、全国トップクラスの医療機器のトレーニング施設を有する九州保健福祉大学と連携した医療技術人材の育成でありますとか、県北の機械・金属関連産業の集積等を生かした医療機器産業への参入支援、さらには、医療関係者と企業等のエンジニアが自由に意見交換できるような研究開発の仕組みづくり、こういったものに特に力を入れて推進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 宮崎はぜひ人材で勝負していきたいというふうに考えますので、よろしくお願ひします。

鳥インフルエンザ対策についてでございます。

1月29日延岡市北川町、2月17日延岡市北浦町の肉用種鶏場で、高病原性鳥インフルエンザが確認され、スピード感ある措置で何とか近隣

への拡大を抑えております。予防的措置を含めて、農家は国・県の指導どおり動いております。しかし、お聞きした幾つかの懸案がありました。いろいろお聞きしたことをただしていきたいと思ひます。

種鶏場で鳥インフルエンザが発生した際、家畜防疫員の指示により、貯卵していた種卵の自主廃棄処分を行いました。これは補償の対象になるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 鳥インフルエンザの発生農場におきまして、家畜伝染病予防法に基づきまして卵等を廃棄した場合には、その評価額の5分の4に相当する手当金が交付されることとなります。県といたしましては、養鶏農家の経営再開に向けては十分な支援が必要なことから、本議会におきまして、評価額の残りの5分の1以内に相当する部分の支援をお願いしているところでございます。また、国に対しましては、国による手当金の全額交付など、鳥インフルエンザ対策の充実強化について要請を行っているところでございます。

○河野哲也議員 家伝法第60条2項に、「国は、都道府県が、特定家畜等——括弧書きが非常にブレーキになっているんですが、ちょっと長くなりますので……。移動制限内という項目があります——の所有者に対して当該禁止又は制限に起因する特定家畜等に係る売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付する場合には、当該交付した額の2分の1を負担する」とあります。種鶏卵の取り扱いの指示は、早期防疫措置強化の中で動いたわけですから、制限区域内と条件は変わらないというふうに考えます。保冷用パンの

リース、ふ化場に入卵している種鶏卵、集卵用運搬トラックに積載している種鶏卵等、保管用ということであるんですけど、移動制限区域外の種鶏場でやむなく種鶏卵を廃棄せざるを得ない場合、その損失額の補てんは補償の対象にならないのか。また、農場からふ化場等へ持ち出す際の経費の助成は考えられないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 現行の家畜伝染病予防法においては、御質問にありました、移動制限区域外の農場で発生した損失や農場から出荷する際の運賃のかかり増し経費につきましては、補償対象となっております。しかしながら、今回の本県における鳥インフルエンザの発生は、これまで12例にも上っており、県内の広い範囲で移動制限区域が設定されたことから、多くのふ化場や食鳥処理場が閉鎖され、移動制限区域外の農場にも広く影響が及んだところでございます。このため、今後とも、国に対しまして、鳥インフルエンザ対策の充実強化について強く要請をしてみたいと考えております。

○河野哲也議員 よろしくお伺いいたします。最初に全力で取り組むというふうに宣言させていただきました。被害に遭われた農家の方々、一日でも早く安定した経営に戻すために努力していきたいと考えます。

最後の質問ですが、家禽飼養農家の埋却地選定が困難な場合が非常に多いというふうにお聞きしています。その確保と処分方法についてはどう考えるか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県では、平成19年の鳥インフルエンザの発生を受けて、県内養鶏農家に対する埋却地の確保状況を

調査いたしております。その当方で、県内930農場のうち512農場で、埋却地の確保が可能との結果を得ております。また、今回の発生を受けて、系列会社各社に対して埋却地の確保状況の調査を実施したところ、確保できていない農場についても、各社が責任を持って確保に全力を尽くすとの回答を得ているところでございまして、県といたしましては、市町村と十分連携し、埋却地の確保に努め、埋却処理を基本に防疫を進めていくことといたしております。

また、本議会にお願いをしております農地地図情報システムを活用した家畜防疫モデルシステムの導入によりまして、個々の農場周辺の地理的状况や農地保有情報を整理し、適切かつ迅速な埋却等の処理方法が選択できるように整備をしてみたいと考えております。

○河野哲也議員 地域エゴじゃないんですけど、延岡は、県下のブロイラーを支える数少ない種鶏卵生産地であります。何とか配慮をお願いしたいという要望をして、質問のすべてを終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕（拍手） 東国原前知事が初めて当選して一番最初の議場は、傍聴席があふれるような人でしたが、大変寂しい傍聴席で申しわけないなというふうに思います。東

国原前知事のおかげで県政に関心を持っていただいたんだというふうに思っていたんですが、ただ知事を見たかっただけだなということがよくわかったところであります。

それでは、一般質問をさせていただきたいと思えます。まずは、第53代知事に御就任おめでとうございます。私は、県議になって8年ですが、河野知事で4人の知事と仕事をさせていただくこととなりました。今度こそは、失脚、そして早急な転身がないよう、県政のかじ取りをしっかりと腰を据えてやっていただきますよう、まずはお願いを申し上げます。

それでは、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

東国原前知事は宮崎県に骨を埋める覚悟で第52代宮崎県知事に就任されたと思えますが、政府にもずばりと物を言い、さらにはずば抜けた宣伝効果のある知事に引き続き県政を担ってほしいと県民は期待いたしておりましたが、1期で宮崎を去ることとなりました。東国原前知事は、鳥インフルエンザの発生に始まり、最終年度は口蹄疫の発生と、本県にとってかつて経験したことのない未曾有の被害となりました。復興・再生には、東国原前知事の2期目に期待する声は、支持率にもあらわれていたように大きなものがあつたと思えます。そこで、東国原前知事のもとで副知事として仕えられてきたわけですが、東国原県政を知事はどのように評価されているのか、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

以下、自席で質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

傍聴席の状況につきましては、今回、議場に

入る前に幹部とも話をしておったところで、まさにこのようなテーマで話をしておったところでございますが、多くの県民の皆様に関心を持っていただけるよう、引き続き、誠心誠意努力してまいりたいと考えております。

東国原県政の評価についてであります。県民の皆様に関心を持っていただくこととともに、独自の発信力を駆使して本県や特産品をPRし、その知名度を飛躍的に上げたことが最大の功績であつたと考えております。また、大変厳しい経済・財政状況の中、数次にわたる経済雇用対策を打ち、社会資本の整備、乳幼児医療費助成の拡大、みやざきソーラーフロンティア構想の推進など、県民生活に直結する施策などでも一定の成果を上げられたものと考えているところであります。一方、県政運営や施策の実施に当たり、政治家としての一つの考え方、政治スタイルによるものかと考えておりますが、県議会の皆様を初め、市町村や関係団体等との間に距離感があつたのではないかと考えておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○宮原義久議員 ありがとうございます。距離感があつたというのは、私たちも考えておりましたので、距離感のないような県政運営を今後していただければいいなというふうに思っております。

第51代は安藤知事でありましたが、それこそ失脚される前に県内の有力団体の推薦をほぼ取りつけられるなど、再選に向けて万全の体制をしかれておりました。そうしたやさきに官製談合が発覚し、失脚ということになりましたが、財政改革を初め多くの改革や、今話題にもなっています、マンゴーや宮崎牛などのブランド化の基礎をつくってこられたということも、これ

は事実であるというふうに私は思っております。知事に就任され、総務部長として安藤元知事に仕えてこられたわけですが、安藤県政に対しての評価というのはどのように思われておりますか。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように、総務部長として安藤元知事にお仕えをしたところでございます。まずは、任期途中に官製談合事件が発生し、県政の混乱に至ったことは大変残念なことであったというふうに認識しております。二度とこのようなことがあってはならないというふうに考えておるところでございますが、今、議員から御指摘がございましたように、安藤県政におきましては、県民主役の県政を基本姿勢としまして、その実現のために、「県民の声」や、県民の皆様と直接意見交換する場の創設を初めとしまして、情報公開の積極的な推進による県政の透明化、また職員の意識改革などに取り組まれた点が大きな功績であったと受けとめております。また、みずからの給与カットを含む本格的な財政改革に着手されるとともに、健康立県や環境立県といった時代を先取りする取り組みも進められたところがございます。安藤県政のさまざまなこういった施策の取り組み、また行財政改革といったものは、東国原県政もその多くの部分を引き継いでいるのではないかというふうな認識でおるところでございます。私も、東国原県政の後継り引き継ぎということをよく言われるわけですが、決して東国原県政だけを引き継ぐのではなく、その前の安藤県政、さらにはその前の松形県政の取り組みというものを引き継いで、今ある宮崎というものを受け継いでおる、そのたすきを受け継いだんだという認識でございます。もちろん、政治スタイル、政治姿勢、政治

理念は、さまざま見習うべき点、また見直すべき部分、あるわけでございますが、私といたしましては、そういったこれまでの県政のさまざまな取り組みというものを一定の敬意の念とともに引き継ぎながら、見直すべき点は見直し、見習うべき点は見習いながら、今後の県政運営に多くの皆様の御意見をいただく中で当たってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

次に、知事公舎についてお伺いをさせていただきたいと思います。東国原前知事は入居せずに、県民に開放するとして、活用をこれまでされてきたわけですが、まず、この4年間の活用状況について、総務部長にお伺いをしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 知事公舎には、知事が居住いたします私邸部分と公務を行います公邸部分がございます。この公邸部分につきまして、4年前から見学の受け入れ、あるいは3つあります会議室の有料貸し出しを行いますとともに、ロビーにおきましては、知事への寄贈品の展示を行ったところであります。4年間の見学者数は1万8,485人、会議室の利用者数は県主催のものを含みまして58団体の1,540人となっております。

○宮原義久議員 ただいま数字を出していただきましたが、知事が就任してテレビにも何回も映った知事公舎でありましたので、ここを観光バスで出られて見に行かれるというような状況が続いたのかなというふうに思っていますが、1年目がほとんどの数で、後はなかなかという状況ではなかったのかなというふうに思っております。そこで、今回、新知事になられまして、就任早々に知事公舎に入居されたわけですが、迷いもあったのではないかなというふうに

と思いますが、知事公舎は、災害が発生した場合も想定されまして、危機管理上の拠点ということでの役割も担っているというふうに思っております。そうした役割も含めて、知事が住むということを前提に建設されたものでありますので、入居は当然であるというふうに思います。前知事が入らなかったのがおかしいというふうに思うんですが、どういう考えのもとで入居されたのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

○知事（河野俊嗣君） 知事公舎は、今、総務部長が答弁しましたように、私邸の部分と公邸の部分があります。面積的にいうと2対3ぐらいの割合であるわけでありまして、私邸の部分は、前知事はいろんな考え方によって入居されなかったということですが、あるものは使わなければかえってもったいない、有効利用すべきだという発想でございます。また、公邸の部分には、今御指摘のありましたような危機管理時に対応した施設設備、また防犯・耐震などのさまざまなセキュリティー面などの工夫が凝らされているわけでありまして、それを有効に活用するという意味からも入居し、さらにさまざまな県民の皆様会議室等として開放しているところがございますが、私が入居することにより、よりそういう県民の皆様との意見交換の機会などをふやして、有効活用してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 知事がいろんなことで襲われるようなことがあってはなりませんので、セキュリティーを考えると、東国原前知事が入っていたほうがよかったのではないかなというふうに思うんですが、有効活用していただきたいと思いません。

次に、行財政改革として県の出先の再編が進

んでおります。教育事務所を3カ所に再編されたり、振興局と改良普及センターが組織上は一体化となっております。さらに、前年度、土木事務所の再編も議論をされたところでありますが、土木事務所については、執行部からの提案が議会で否決されることとなりました。財政面などから考えた場合は、県の出先の再編は当然想定されるわけでありまして、県民へのサービスの窓口が遠くなるなど、県民サービスの低下になります。また、県の持つ多くの施設は人口の多い宮崎市に集中しておりますが、県有施設の一極集中と県の出先の再編整備等を含めたお考えを知事にお聞かせいただきたいと思いません。

○知事（河野俊嗣君） 厳しい財政状況の中で、県民の行政需要に迅速かつ的確に対応するという意味におきましては、絶えず組織の見直しを行いながら、スリムで効率的な組織体制を構築する必要がある、これが基本と考えております。今後につきましても、出先機関におきましては、現場性の高いもの、住民サービスの向上につながる業務をしっかりと担う、これが基本でありますし、私は、市町村重視というものを掲げております。市町村と連携をより一層深めていくためにも、地域の中核となる機関につきましても、市町村と連携をして地域振興や危機管理にも対処できる拠点となることを目指してまいりたいというふうに考えております。

具体的には、来年度、西臼杵支庁と農林振興局に地域企画調整担当というものを設置いたしまして、本庁の総合政策課と兼務させますとともに、来年度以降、新たな行財政改革を進める中で、本庁及び出先機関の組織体制につきましても、抜本的な見直しも含めて十分検討してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 昨年、土木事務所がああいうことになりましたが、地域に県の出先というのはやはり必要だということでの議会としての意思のあらわれですので、十分そのあたりには配慮していただいて、改革を進めてほしいと思います。

次に、医師確保についてお伺いをいたします。医師確保につきましては、これまで私も再三質問をさせていただいておりますが、またかと言われるかもしれませんが、県内多くの公立病院が医師確保に苦勞をしております。医師臨床研修制度の導入により研修先を自由に選べることから、医師の研修先が都市部に集中しているところが大きな問題となっております。県におきましても、医師修学資金の貸与、宮崎大学医学部の地域医療学講座の開設など、さまざまな対策を打っていただいておりますが、少しずつではありますが、実績が見えているようであります。河野知事の選挙の折に、医師確保について、喫緊の課題として最重点課題と位置づけ、取り組むという決意をお聞きしましたが、医師確保の具体策をどのように考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 知事選挙で県内各地を回りまして、多くの県民の皆様と意見交換する中で、やはり地域医療の確保を図るためにはその基盤となる医師の確保が大変重要であるということに改めて認識した次第であります。先ほど、来年度自治医科大学に入学する2人の学生があいさつに来てくれたんですが、宮崎は大いに期待している、頑張ってお勉強してきてくれということで送り出した次第であります。こうした従来からの取り組みに加えまして、来年度からは医師確保に係る専任ポストを設置することで、先般発表いたしました来年度の組織

改正におきまして、医療薬務課の中に新たに医師確保担当を設置することとしたところであります。具体的には、専任職員3名と兼務の医師2名を配置いたしまして、迅速かつきめ細かな活動でありますとか、医師からの専門的な問い合わせや相談にも答えられるような、そういう体制を整える、そのような形で医師確保に努めてまいりたいと考えております。

また、県外からの医師確保に加えまして、本県の中で医師を育てていくことも大変重要でありますので、引き続き、医師修学資金の貸与などを行うとともに、宮崎大学、また医師会等関係機関の協力を得ながら、新たに若手医師のキャリア形成支援などにも取り組む、そういうような形で県民の皆様が安心できるような地域医療体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ちょうど私の地元の小林市立病院が医師不足ということで大きく報道されたということもあるんですが、今回、県のお力添え——知事としてというよりも副知事時代になるんでしょうか、福祉保健部長を初め多くの皆さんの御努力によりまして、医者確保にお力添えを賜ったということでもあります。不足していることには変わりはないんですが、そういうことで来ていただけるということ、また県のお力添えがあったというふうにお聞きをしておりますので、心より感謝を申し上げたいと思っております。引き続きの御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、中山間地域問題についてお伺いをいたします。

平成19年5月臨時県議会において中山間地域振興対策特別委員会が設置されております。河野哲也委員長を中心に、中山間地域の振興及び

都市部との格差解消に関する調査を精力的に行ってこられ、調査報告書の結びは、「中山間地域の振興を図る条例の制定が検討されることも必要と考える」という締めくくりになっております。その後、県におかれましては、県民政策部の総合政策課に中山間・地域対策室を設置され、平成20年度当初予算の編成から中山間地域の活性化を現在まで重点施策に位置づけられております。平成22年度には、中山間・地域政策課として部署の格上げで、県の真剣な取り組みがうかがえるところではありますが、しかし、対策は打ち、事業を進めておられるわけなんです。中山間地域の現状はさらに疲弊をするばかりであります。

そこで、県議会において本年度も、中山間地域の振興を図る目的で特別委員会が設置されました。県内外の中山間地域住民の皆さんとの意見交換も含めた調査活動を行ってきたところでございます。過疎化に拍車のかかる根底には、住民の心にあきらめや不安感を募らせ、地域の魅力、そして誇りまでも失うことで、心まで過疎化、高齢化しつつある実態が明らかとなっております。そうしたさまざまな問題解決のために、特別委員会においては、中山間地域の振興を図る上で条例を制定し、これまで以上に地域住民の声を吸い上げ、中山間地域の振興を図ると結論づけたところであります。そこで、総務部長、副知事として県政に携わられ、今回は知事選挙で県内各地の状況を見て回られたと思いますが、中山間地域の現状を知事はどのように見ておられますか。さらに、中山間地域は、そこに住む人々にとってかけがえのない生活の場所であります。水源涵養、洪水防止、県土の保全など多機能を有し、県民の安全・安心な暮らしを支えております。しかし、中山間地域は、

人口の減少、耕作放棄地の増大、鳥獣被害、生活面では医療、買い物、交通、教育など、さまざまな問題を抱えておりますが、今後の中山間地域の振興を知事はどのように図られるお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 中山間地域は、まさに御指摘のとおり、国土保全でありますとか、水源涵養、二酸化炭素の削減など、多面的、公益的な機能を有しております。都市部も含めて国民の暮らしにとって極めて重要な役割を果たしている、そういう地域ではないかという認識をしております。選挙のときに回りましても、過疎なり高齢化が大変厳しい状況、それから今御指摘のありましたような鳥獣被害、多くの大変厳しい環境にあるという認識であるわけがあります。そのような中で、本県の取り組みであるいきいき集落もございまして。中山間盛り上げ隊など、いろいろやってきたわけですが、地域で人と人とのつながり、きずなというものを生かしながら、何とか地域づくりに取り組んでいこうという、この姿勢というものは、昨日の答弁でも申し上げましたが、これからの地域づくりの大きなヒントになるのではないかと。高度成長期における都市がリードしたように、むしろ、中山間地における人と人をつなぐを生かしていく地域づくりというものが、これからの時代をリードする可能性があるのではないかと。いうことを大いに感じたところでございます。これまでも中山間地域対策推進本部を設けまして、全庁挙げて取り組んできたところでございますが、集落の活性化、日常生活の維持充実、そして産業の振興、それに向けてこれからもさまざまな工夫を凝らして取り組んでまいりたいと考えておりますし、午前中も申し上げました地域における伝統芸能の保存継承に力を入れて

いく、これも地域のきずななり、地域の維持、存立には大変重要な課題であると思います。さまざまな観点から今後とも中山間地の活性化にさらに取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、中山間地域振興対策特別委員会では条例案を策定させていただき、2月議会において条例案が可決され施行されれば、中山間地域の振興に関する施策が総合的に、さらには計画的に推進され、豊かで住みよい、持続可能な地域社会の実現につながるものと期待をしております。本条例は県の条例ではありますが、まずは市町村に頑張ってもらいたい、中山間地域の振興は進まないと考えております。中山間地域における諸課題は各地域ごとに異なっております。地域の実情に応じた総合的かつ効果的な対策を推進する組織が重要になってくるというふうに考えておりますが、調査した他県におきましても、組織化を図り、効果的に対策を進めている現状があります。この組織化について県民政策部長はどのようにお考えでしょうか。

○県民政策部長(山下健次君) これまでの取り組みということでまず申し上げますが、県民フォーラムとか市町村長との意見交換、あるいは地方連絡協議会を通じまして、地域の実情等の把握に努めてまいりました。さらに、先ほど知事の答弁の中にもありましたように、来年度からは地域振興施策の充実強化等を図るために、西臼杵支庁、各農林振興局に地域企画調整担当を置くとともに、総括の次長に総合政策課を兼務させまして、地域課題に対する市町村との連携を深めるということにしたところでございます。御提案のありました組織につきましては、中山間地域対策を推進する上でどういった

体制が望ましいのか、今後、市町村等の御意見もお伺いしながら、検討をしていきたいと考えております。

○宮原義久議員 市町村が頑張ってもらいたい、先ほど言いましたように、幾ら県のほうでつくったといっても、やはりそういった声がきちっと上がってこない、中山間地の振興は図られないというふうに思いますので、組織化につきましても十分検討いただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、新燃岳の噴火に伴う対策についてお伺いをさせていただきます。

これまでも質問がありましたように、新燃岳が西暦1959年以来52年ぶりに爆発的噴火を起しました。ちょうど1カ月ぐらい前になりますが、1月26日に小林市から見て南の空が突然暗くなり、太陽を遮り、もくもくと噴煙が上がったところでありました。大量の灰が噴き上がっており、私にとりましても、これまで経験したことのない山の姿でありました。時間がたち、山田町に大量の灰が降っているという情報が入りました。翌日27日の午前3時41分に火柱が立つ大噴火となりました。28日に2回目、30日に3回目の爆発的噴火が発生し、高原町の狭野地区、花堂地区の507世帯1,134人に避難勧告、上・下・西広原地区、小塚、祓川、常盤台地区の650世帯に避難準備情報が出され、避難場所に避難されました。避難に当たっては、役場の職員であったり消防団や関係者の御努力により、事故一つなく避難ができたことは大変よかったというふうに思っているところでありました。その後も新燃岳の噴火はおさまりませんで、大量の灰や噴石により広範囲に被害が出ております。これから雨が多くなる時期に入りますが、土石流の発生も心配されております。現状の調

査等で、政府関係者を初め多くの方に現状を見ていただいております。灰、噴石の除去、農産物への影響、耕作地への影響、観光など、多くの問題を抱えております。なるべく早急に対策を打っていただきますようお願いを申し上げますが、そこで、数点質問をさせていただきます。1月19日、小規模の噴火が始まっておったようですが、この時点での県としての危機管理の状況をまずお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 県では、噴火警戒レベルが2に引き上げられました昨年5月6日から、情報連絡本部を設置しております。1月19日に小規模な噴火が発生した際も、宮崎地方气象台等から噴火の状況について情報収集を行いまして、関係市町に伝達を行ったところでございます。

○宮原義久議員 次に、1月30日の爆発的噴火により、高原町においては、レベル3（入山規制）ということでありましたが、避難勧告を発令されました。現地では、大きな噴石であったり大量の灰が降り、さらには火砕流や熱風の影響を受けるエリアがあることから、住民の生命第一という町長の判断で避難勧告を出されたわけではありますが、県としてその時点においてどのような対応をなされたのか、まずお聞かせをいただきます。

○総務部長（稲用博美君） 県は、高原町から避難勧告を検討しているという情報を受けまして、1月30日22時に高原町災害対策本部に連絡員を1名派遣いたしました。そして、町との連絡調整のほか、避難対象地区や対象世帯数等の情報収集に当たらせておったところでもあります。避難勧告発令後には、連絡員を2名増員いたしまして、その機能強化を図ったところであ

ります。また、高原町からの要請によりまして、県の備蓄物資の缶入りパン1,900食分を避難所に提供いたしましたところでもあります。

○宮原義久議員 1月30日22時というところで、私も次の日、行かせていただいたんですが、確かに県のほうから3名来られておられて、そこは感謝をするところなんです。1月19日の段階でそういう兆候があったということであれば、火砕流であったり熱風が来るというエリアは高原町の中でありますから、そのあたりには県の職員が直接入っておられてもよかったのかなという思いがしましたので、初めての経験だというふうに思いますから、今後、御検討をいただきたいというふうに思っております。

今回の爆発的噴火の中で一番感じられたことがあります。人命に影響がなかったことが幸いではありますが、これまでこうした状況がなかったためだろうというふうに思っておりますが、県であったり近隣市町の情報の共有化ができていなかったように感じたところでもあります。情報の共有化、さらには近隣市町との支援体制の整備がされていないようにも感じますが、この点についてどのように考えておられますか。

○総務部長（稲用博美君） 情報の共有につきましては、気象庁からの情報は直ちに市町村に伝達できる体制を整備しておりますほか、新燃岳に関しましては、県、近隣市町、宮崎地方气象台等の関係機関で構成いたします霧島山火山対策連絡会議を設置しており、この会議を通して情報の共有や応急対策等の検討を行っております。今回の噴火に関しましても、1月31日に会議を開催しまして、噴火の状況や各市町及び関係機関の対応状況等につきまして、情報の共有化を図ったところがございます。また、支援体制につきましては、1月28日に、先ほど申し

上げましたように、連絡員を派遣いたしますとともに、避難所に小林保健所の職員を派遣しまして、避難住民の方の健康管理を実施したところでございます。今後とも、市町村との連携を密にしまして、情報の共有、支援に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 まだ火山のほうはおさまっているわけではありませんので、今後、また活発な、そういう状況が来たときには、抜かりのない情報の共有化、そしてお互いの横の連携をとっていただきますようお願いをしておきたいと思えます。

次に、2月14日午前5時7分に11回目の爆発的噴火があり、火口から8～16キロ離れた小林市内にも噴石が大量に降りました。自動車のフロントガラスが割れる被害を初め、太陽光パネル、太陽熱温水器、プラスチック系の屋根に穴があくなどの被害が多く出たところであります。早朝ということから、人が外にいる時間でなかったことが幸いなのかなというふうに思いますが、ただ、子供たちの登下校の時間であったり通勤時間と重なっていたと考えると、自動車のフロントガラスが割れる状況でありますから、人命にかかわる事態があったかもしれないと考えます。そこで、噴石より身を守るためには、噴火があった場合、建物の中に避難するなどの統一したマニュアルが作成され、周知されているのか、総務部長にお伺いをいたしたいと思えます。さらに、子供たちに対する指導はなされているのか、教育長にもあわせてお伺いをいたします。

○総務部長（稲用博美君） 県では、噴石から身を守るための注意事項を記載しましたチラシを作成しまして、県のホームページに掲載しますとともに、市町村にも送付をしまして、住民

の皆さんへの周知をお願いしているところであります。また、県の防災・防犯情報メールサービスにおきましても、噴石に関する注意喚起を行っております。

○教育長（渡辺義人君） 新燃岳の噴火に伴う安全指導につきましては、災害発生時におきまして、児童生徒が安全を確保するために、適切な意思決定や行動選択を行うことができるように指導することが大変重要だと考えております。現在、噴石等による危険が予測される学校におきましては、空振や噴石によるガラス飛散対策を行いますとともに、地域の災害マップ等を活用し、在宅時、登下校時、在校時における避難場所や避難の方法を確認させる、登下校時や屋外活動時にヘルメットを活用させる、こういった危険から身を守るための方法につきまして、県教育委員会や関係市町教育委員会が示しました安全対策マニュアル等を参考にいたしまして、安全指導を行っているところであります。

○宮原義久議員 ありがとうございます。登下校時にヘルメットを着用させるということなのですが、天気がよければヘルメットをかぶらなくても全然大丈夫ということになりますので、小学生であれば、ヘルメットをかぶりなさいと言ったらかぶるんでしょうけれども、中学生であったり高校生にそれをやりなさいと言ってもなかなか難しいのかなというふうに思えます。やはり一番大事なものは、爆発があった瞬間に、10分、15分は建物の中に、そのあたりの軒先に避難しなさいというのが一番安全確保につながるのかなと思います。わざわざヘルメットを持って通学するかというと、なかなかかなと思いますので、そのあたりについてはまたよろしくをお願いをしたいと思えます。

次に、今回の噴火によりまして、家畜の安全面が大きな問題となりました。酪農、和牛生産・肥育、養豚、鶏関係と、畜産地帯でもあります。家畜を置いて自分だけが避難するというのがなかなかできないと感じたところでありました。なかなか難しい問題ではあると思いますが、一時的な避難場所の確保さえ難しいということが現実のものとなりました。まずは人命ということはわかりますが、家畜の移動について県としてはどのようにかかわってこられたのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の噴火によりまして、火砕流や土石流のおそれがあり、都城市や高原町では避難勧告が発令されたところでございます。まずは、議員御質問がありましたとおり、人命第一ではございますが、家畜を残しての避難は大変負担が大きいことから、県といたしましては、各農林振興局において市町村や関係団体等と連携をいたしまして、避難に関する農家の意向調査を行いまして、避難先や飼料の確保に努めてきたところでございます。その結果、高原町においては9戸の226頭が、また都城市では2戸100頭の家畜が避難をしているところでございます。その他の農家につきましても、農家の意向を踏まえまして、避難先の確保等の調整に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 なかなか難しい問題だというふうに思いますが、農家の気持ちとすれば、自分の育てている家畜だけをそこに置いていくというのがなかなかできないということもありますので、こういうことが余りなければいいんですが、今後も考えられるわけですから、十分そういう連携をとっていただいて、御協議をいただくとありがたいかなというふうに思ってお

ります。

次に、施設園芸については、現在、毎日、灰の除去をやられておるようであり、露地野菜についても灰をかぶって出荷が困難という状況のようでありまして、シイタケ等も灰まみれという状況というふうになっております。今後は、春野菜の作付や新茶の摘み取りとなってまいります。自然の災害ということから、補償の制度がないようでありまして、生産者にとりましては、死活問題であります。先般、国が新燃岳降灰地区における営農継続に対する緊急支援の活用額11億円を示されておりますが、お茶の洗浄機等は高額のようであり、示された金額では、灰が広範囲に降っていることから、営農支援としては不足しているとも聞きます。近く作付されようとしているたばこやシイタケ等の対策も早急な手だてが必要となりますが、国の補助枠の拡大を早急に訴えるべきと考えますが、環境森林部長、農政水産部長、どのようにお考えでしょうか、それぞれお聞かせいただきたいと思っております。

○環境森林部長（吉瀬和明君） シイタケの被害につきましては、国の補助事業の対象外であるために、今議会に追加補正をお願いしてまいりまして、新燃岳降灰しいたけ被害対策事業によりまして、降灰を除去する洗浄機やエンジンプロー、シイタケほだ木を被覆します資材等の導入を支援することとしております。今後、さらに降灰が継続しまして、被害が拡大することも予測されるために、ビニールハウス型のシイタケ施設など、降灰対策への支援につきまして、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○農政水産部長（高島俊一君） 農産物につきましては、新燃岳の降灰による被害対策とし

て、国の新燃岳噴火・降灰緊急営農対策事業を活用し、農作物や園芸施設に付着した灰の除去や、土壌改良に必要な資材、機材の導入を緊急対策として進めているところでございます。また、この事業の対象外とされた茶の生葉洗浄脱水機や葉たばこの降灰洗浄機等につきましては、本議会にお願いをしております活動火山降灰緊急営農対策事業での導入を図ることといたしております。今後、さらに降灰が継続し、被害地域が拡大することも十分考えられますため、降灰対策の充実強化につきましても、国に強く要望してまいりたいと存じます。

○宮原義久議員 どうかよろしくお願いをしたいと思います。

次に、通告の順番は農業問題ということにしておりますが、入札の問題、そして教育の問題を先にやらせていただきたいと思っておりますので、順番が入れかわりますが、ひとつ御答弁のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

入札改革についてお伺いをいたします。

これまで入札改革につきましては、それぞれ多くの質問が出ておりますので、2点のみ一括してお伺いをしたいと思います。現在の入札・契約制度は、早急に改革をし過ぎたために、いろいろな見直しを行わざるを得なかった状況があります。現在もまだ試行期間であると私は認識をいたしておりますが、風水害などの災害発生時はもちろん、口蹄疫や今回の鳥インフルエンザの際にも埋却作業等の防疫作業にもイの一番に協力され、頼りになるのが建設業であります。入札改革におきましては、特に総合評価落札方式が平成18年から導入されまして3件の試行、平成19年が77件、平成20年が591件、平成21年935件、平成22年第3・四半期までで県土整備部の1,066件の一般競争入札のうちの546件が総

合評価、農政水産部202件のうちの総合評価122件、環境森林部は109件のうち50件となっております。おおむね半分が総合評価となっております。知事のマニフェストでは、「これまでの改革を踏まえつつ、公共工事の適正な施工の確保や地域における建設業の役割も考慮した上で、広く県民の皆様の御意見を伺いながら対応する」とされております。県議会自民党会派としては、さきの代表質問でもありましたように、業界の要望もありまして、3,000万未満の工事につきましても、指名競争入札にしてほしいという要望をいたしておりますが、当局としては、現状は県民の理解が得にくいと考えられているようにもうかがえます。そこで、知事は入札改革について今後どのような方策を考えておられるのか、また試行が続いている総合評価落札方式の今後本格実施に向けての考えを知事にお伺いいたしたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 入札制度につきましては、これまでの改革により、性急な改革というような御指摘もありましたが、随時見直しを行いながら、公正透明で競争性の高い制度が構築されてきたものというふうを受けとめておるところでございます。社会資本整備の担い手である建設産業は、御指摘がありましたように、災害時の緊急対応など、口蹄疫のとき、それから今の降灰への対策、さまざまな形で大きな役割を果たしていただいているところであります。また、地域経済と雇用を支える重要な産業の一つでありますので、建設業が健全に発展することも大変重要であると認識しておるところであります。このため、入札制度につきましては、これまでの改革を踏まえまして、入札状況等のさらなる情報提供に努めながら、幅広く御意見を伺いまして、適正な施工の確保や建設業の果

たす重要な役割というものをしっかり踏まえた上で、制度の検証と必要な見直しや改善を引き続き図ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、総合評価落札方式につきましては、工事の品質確保を図り、地域の建設業者の育成や技術力向上にもつながる制度でありまして、おおむね定着しつつあるのではないかと考えているところであります。しかしながら一方で、入札参加者の事務負担増などの課題でありますとか、実績の少ない建設業者の受注機会の確保といった観点もありますことから、本格実施に向けましては、価格のみの一般競争入札との併用を基本に行っていく必要があると考えております。

○宮原義久議員 それぞれ、このことについては多くの議員から質問があります。県としてはいつも、技術力のすぐれた、経営力のあるというふうによく言われるんですが、実際の入札の状況というのは、地元の業者がなかなか入札ができないという話も聞きますし、逆に、入札の仕方なんでしょうけれども、遠くのほうで仕事が受注できているというような話もあります。よりよい改革をしていただかないと、建設業にも担い手が育ちにくいというような状況になっておりますので、十分そういった地域の声を——前の知事はたしかそういった声を余り聞かれなかったと思いますので、河野知事には業界の声も——別に業界に押される必要はありませんが、業界の声は聞いていただきたいと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、教育問題についてお伺いをいたします。

少子化の影響から、小林市内において平成22

年4月1日より、鳥田町小学校、内山小学校、内山中学校が休校となっております。県内の状況も、ここ3～4年で多くの小中学校が廃校、休校となっております。児童生徒数の推移は、小学校で平成2年に10万1,653人いたものが平成22年には6万4,359人と、3万7,294人の減少、中学校で平成2年が5万5,260人が平成22年には3万2,852人ということで、2万2,408人の減少というのが現状であります。また、児童生徒数から見た規模別学校数では、1学校50人未満の学校が、県内小学校252校中62校、中学校で135校中27校となります。つまりは、1学年で10名以内という生徒の数ということになります。地域の声は、学校がなくなるとその地域が崩壊すると言われております。何としても学校存続に動くこととなります。その地域の声もわかるわけですが、子供たちの将来を考えると、多くの友達との交わり、競争性も必要と考えます。小中学校の設置は市町村であるわけですが、この少子化の影響を教育長はどのように考えておられますか。

○教育長（渡辺義人君） 県内の学校の統廃合の現状につきましては、御指摘のとおり、本県も少子化の影響を受けまして、児童生徒数は急激に減少しておりますので、学校の小規模化や統廃合の問題というのは避けて通れない問題であるというふうに考えます。このような中で、学校の統廃合につきましては、設置者であります市町村において、地域の実態や保護者及び地区住民の方々の意見などを十分に踏まえて、子供たちによりよい教育環境を提供するという視点に立って判断をされている結果であるというふうに受けとめております。

○宮原義久議員 続きまして、先ほど教育長からもありましたように、現在、急速に少子化が

進んでいるわけでありますが、先日、我が会派の萩原議員の代表質問の答弁でも、教育長も生徒間の競争性は必要と発言をされております。中山間地域においては、少子化の影響から競争がやりにくい生徒の数となっておりますが、競争性をどのように図っていくというふうに考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 小規模の学校では、人数が少ないことから、一人一人の子供たちの実態を十分にとらえながら、それぞれの状況に応じたきめ細かな指導ができるという大きな利点があります。一方で、子供たち相互の切磋琢磨する機会が少なく、活気と深まりのある教育活動が展開しにくいなどの課題があります。このため、各学校におきましては、例えば日々の授業の中で、前年度の子供たちがつくった作品を示して比べさせたり、体力テストにおいて県の平均と比較をさせたりしながら、より高い自分の目標を持たせるなどの工夫が行われております。また、同じ市町村内の複数の学校の児童生徒が1カ所に集まって合同で教科の学習を行う取り組みが、五ヶ瀬町や椎葉村を初め県内の多くの市町村において実施されているところであります。小規模校におきましては、今後とも、このようなさまざまな工夫を行いながら、競争心や自主性、社会性の涵養といった課題解決に取り組んでいくことが大切であると考えます。

○宮原義久議員 ありがとうございます。答弁にもありましたように、「五ヶ瀬町や」ということで、昨日は田口議員のほうから五ヶ瀬町のG授業というのが紹介をされましたが、実際こういう形で自分も質問したいなと思ったら、見事に田口議員がやられましたので、この部分

は割愛をさせていただいたんですが、大変おもしろいやり方かなというふうに思っております。小規模校はかなりふえてきておりますから、競争性を担保するということからは大変おもしろいかなと思いますので、御検討していただいて、普及に努めていただきたいと思います。

次に、高校再編についてお伺いをいたします。平成21・22年度、宮崎県学校教育改革推進協議会の報告が発表されたところであります。協議事項として、少子化等による生徒数減少に対する対応などが協議の柱として議論されたようであります。高等学校の適正規模について、「教科の選択肢や部活動等の諸活動が制限されることから、1学級40人定員で1学年4学級から8学級が妥当である。1学年3学級以下では各教科の専門性の問題から教職員が不足する」。一方、「高校の規模は地域のニーズに合った規模でよいのではないか」との意見もあったようであります。統廃合の考え方は、「さまざまな要素を考慮して、子供たちによりよい教育環境を提供してほしい。学校の所在地や学校種、生徒、保護者、地域のニーズに配慮してほしい。通学時間に配慮してほしい。学校は地域のコミュニティーの核となっており、地域の活力を維持するという観点も考慮してほしい」という意見もあったと報告書に記載をされております。適正規模についての意見から見れば、各学年3学級以下は統廃合ということになると思いますが、統廃合の考え方に対する意見としては、各学年3学級でも諸問題を考慮することで統廃合しなくて済むということになります。各地区における県立高等学校の在り方の提言では、西諸県地区においては、えびの市の唯一の高校であります飯野高校のあり方について

検討することとなっていますが、具体的な今後の改革についてのスケジュールをお示しいたきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 平成25年度以降の高等学校の整備計画につきましては、今後、教育庁内に策定委員会を組織し、今回の学校教育改革推進協議会からの報告を踏まえめるとともに、さらに県民の皆様のお意見をいただきながら、平成23年度中の公表を目途にして検討を進めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、再編を地域一体となって回避したいとしましても、1学級40人定員で4学級から8学級が妥当であるという考え方であれば、1学年3学級の学校ではこの部分の問題をクリアできないということになります。1学年3学級で定員に満たない状況がずっと続いているということであれば、地域の皆さんにも統廃合の理解が得られるのかなというふうに思いますが、1学年3学級の定員を潤沢に満たしているのかということや、地域性において存続が可能ということになるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 小規模な高等学校の今後のあり方につきましては、学校教育改革推進協議会からいただきました報告の中で、「現行の4学級から8学級の適正規模等の考え方を踏まえめるとともに、学校がさらに学級減となる場合は、生徒の通学時間や保護者の経済的負担、地域の実態等に十分配慮しながら、生徒にとってよりよい教育環境を創造するという視点に立って、それぞれの学校のあり方を検討する必要がある」などの提言をいただいております。この提言を踏まえながら、新たな高等学校の整備計画を策定することになりますが、生徒にとって魅力と活力があり、今後とも、多くの

子供たちが進学したいと思う高等学校の教育環境を提供できるかどうかはその検討に当たっての最も大切な視点になるかと考えております。

○宮原義久議員 生徒の通学時間や保護者の経済的負担の軽減、また地域の実態に配慮しながらということであれば、存続という決断がその地域にとっては一番いい選択かなというふうに思いますので、存続という方向で十分検討していただくよう要望をしておきたいと思っております。

農業問題について、1点だけお伺いをします。口蹄疫、鳥インフルエンザにより大きな被害を受けたわけではありますが、口蹄疫につきましては、県有施設からも発生するなど、消毒が徹底していたとは思えません。大変残念なことであります。そこで、改良事業団、試験場、農業大学校、農業系高校の消毒体制の整備はどのようにされるお考えなのか、農政水産部長、教育長をお願いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 先月公表されました県の口蹄疫検証委員会の報告書におきましては、畜産試験場川南支場及び農業大学校における消毒等の防疫措置が不十分であった旨の指摘がなされているところでございます。このため、県といたしましては、この指摘を重く受けとめ、畜産試験場及び農業大学校の防疫体制の再点検を行い、徹底した衛生防疫体制を再構築しますとともに、各施設において、車両消毒施設やシャワー及び噴霧エアシャワー等、所要の整備を進めているところであります。今後とも、貴重な県有の家畜を飼育する施設として県内の農家の模範となるような防疫体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○教育長（渡辺義人君） 農業系高等学校の消毒体制につきましては、畜産の実習を行う4つ

の高等学校におきまして、防疫体制の再点検を行いまして、農場入り口におけるすべての車両の消毒徹底や、噴霧シャワー装置の設置による生徒、教職員の衣服の消毒徹底など、人や車両の消毒体制の整備強化を図ってきたところであります。今後とも、農業後継者を育成する学校として防疫体制の充実を図ってまいります。

○宮原義久議員 県有施設だけは発生しなかったと言えるような状況であってほしいというふうに思います。県有施設が一番最初に発生したということでは県民の納得がいかないと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三副議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問をいたします。

河野知事、御就任本当におめでとうございます。議会開会日に、就任のごあいさつ、県政運営の基本姿勢を聞かせていただきましたが、多くの共感を持つことができました。

本県は、口蹄疫からの再生・復興はもとより、鳥インフルエンザ対策及び新燃岳噴火災害への対応、景気・雇用対策や社会資本の整備、子育て・医療対策、中山間地域対策等、さまざまな行政課題を抱えています。

また、少子高齢化・人口減少の本格化、アジア経済の拡大、地球規模の資源・環境問題の顕在化、地方分権の進展など、本県を取り巻く状況は、今後大きく変化していくものと考えられます。

宮崎県は、今まさに正念場であり、極めて重要な時期を迎えています。

県民本位の県政を発展させるため、県民の皆様はもちろん、県議会、国、市町村、関係

団体の皆様ときめ細かく丁寧な対話を心がけるとともに、より緊密な「協働」の仕組みをつくり上げ、新たな「県民総力戦」を展開することを核とした県政運営を行ってまいります。

今後4年間の基本政策として、本県に未曾有の被害をもたらした「口蹄疫からの再生・復興」を進めるとともに、あわせて、あすの宮崎のための礎づくりとして、「産業・雇用づくり」「人財づくり」「くらしづくり」を進めます。(中略)

この4つの基本政策の推進に当たっては、基金に頼らない持続可能な財政構造への転換に向け、選択と集中を初め、ゼロベースによる徹底的な事業の見直しなどによる行財政改革を継続・断行してまいります。

そして、県民の皆様や団体、企業等が適切な役割分担のもと、連携・協力し、きめ細かく、より効果的な公共サービスを提供していく「協働型の県政」を推進してまいります。

さらに、さまざまな行政課題に対し、市町村の皆様とともに「地方分権改革の推進」に全力で取り組みます。

以上は、河野知事が述べられた県民へのメッセージです。

私は、このメッセージに共感をし、知事にメッセージどおりに実行できる体制をつくり上げていただきたいと思います。財政の厳しさは、国を初めとしてどこも同じです。問題は、限られた予算を、県民生活に視点を置いて県民への徹底した情報公開のもと、県民パワーを信じて実行できるかです。知事も述べられていまずとおりに、ゼロベースによる徹底的な事業の見直しは即できることですから、実行すべきです。従来と違う予算の組み替えがまさに必要な

ときです。予算書を見ますと、毎年毎回、名前をちょっと変えただけの新規事業などを見せられると、ぐったりとしてしまうのですが、まずは事業の効果をどう判断するのか、各部各課にまたがって連携すら見えなくなっている政策課題、予算を細かく切るだけで効果が疑われるもの、いずれにしても徹底的な事業仕分けが必要と思っています。財政の現状を認識していただくためにも、県民に公開しつつ、事業の仕分けを進め、財政の見直しと確保をすべきと考えますが、お尋ねをいたします。

テレビで、新燃岳の噴火による降灰除去のボランティアに、延岡工業高校を初めとする多くの高校生たちが汗を流しているニュースを見ました。最近、涙腺の弱くなっている私は涙がとまりませんでした。その後も多くの県民の皆さんの動きがありました。口蹄疫で大変苦しんだ宮崎県民が家畜の殺傷等犠牲として失ったものは、それはそれは大きかったと思いますが、その中で得たものも大きかったと確信をしています。宮崎県民の力ははかり知れなくて、その県民の皆様を信じて、知事はリーダーシップを発揮されることが大事だと思っています。

次に、代表監査委員にお尋ねをいたします。

平成19年1月23日、前知事が幹部職員を前に就任のあいさつで「裏金はありますか」と問いかけられたのは、今でも忘れることのできない出来事です。前知事は、河野知事と同じく、鳥インフルエンザ対策からスタートでしたが、その上に不適正な事務処理問題が4月から発覚をしました。知事選そのものが官製談合事件に絡む辞任によるものでしたから、県政に対する県民の皆様の目は厳しく、多くの関心と御批判が集まりました。身内のことだから監査が甘いのでは等々、監査のあり方にも注目は集まりま

した。城倉代表監査委員は、その激動の平成19年4月から4年間の任期で就任されました。宮崎県の監査のあり方は、このときから新たなスタートを切ったとも言えますが、この4年間、代表監査委員を務められ、監査のあり方についてどのようにお考えか、所見をお尋ねいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

事業仕分けにつきましては、国の行政刷新会議のワーキンググループとして昨年度11月から開始されて以降、マスコミによる報道などもありまして、大いに注目を集めてきたところでありまして、本県におきましては、事業見直し手法の一つとして、国に先駆けて平成19年度に実施をしております、5カ月にわたり延べ21回の作業部会などの検討・協議が行われ、取りまとめられました多岐にわたる提言につきましては、以後の予算編成や事業運営に最大限生かしていく旨、結論づけられたところでありまして、

その後、本県におきましては、毎年度当初予算編成の前に行う事務事業の見直し作業におきまして、事業仕分けの成果や手法などを踏まえ、すべての事業を対象としてゼロベースからの徹底した見直しを繰り返し実施しまして、実績、成果を上げているところがございます。したがって、19年度に行った大規模な事業仕分け以降の事業見直しの方策としましては、当面、現行の取り組みを継続して実務的な成果を上げてまいりたいと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○代表監査委員(城倉恒雄君)〔登壇〕 お答えいたします。

監査のあり方についてでございます。私どもが監査委員に就任した平成19年には、お話にありましたように、不適正な事務処理が発覚し、監査をきちんとしているのかという声が各方面から寄せられました。監査によってこのような案件を早い段階で指導できなかったことを反省しながら、一方では、監査の責任と役割は極めて大きいものがあると、改めて認識したところでもあります。このため、監査には一定の限界がありますが、定例の財務監査に加えて、行政監査、例えば随意契約のあり方についてとか、さらには随時監査、いわゆる抜き打ち監査など可能な限りの手法で取り組んできたところでもあります。

この間の私どもの監査の基本的な考え方は、不適正を見つけ出すことよりも、不適正を抑止するということでありましたが、今後の監査は、財政が厳しい状況にある中で、最小の費用で最大の効果を上げているかどうかを検証すること、より一層力点を置く必要があるのではないかとこのように考えております。以上です。〔降壇〕

○井上紀代子議員 答弁ありがとうございます。宮崎県の監査につきましては、私も本当に自信を持っているところですので、今後、また監査事務局の皆さんの御努力をお願いしたいと思います。

次に、高病原性鳥インフルエンザ対策について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

今回の鳥インフルエンザについては、感染確認が2月17日現在で7県19カ所を数えるなど、全国的な拡大を見せています。とりわけ、宮崎県は12例発生をしています。また、加えて、霧島連山の新燃岳の噴火による降灰によって、都城市や高原町など周辺地域では農作物や畜産関

係施設等への被害も重なって、農家にとっては終わりの見えない二重の苦しい戦いを強いられています。本県では、昨年にも目に見えない口蹄疫ウイルスとの4カ月に余る戦いがあって、二度とこのような犠牲を繰り返すことがないように、これまで防疫活動の経験、ノウハウを生かし、県民一丸となって防疫対策に懸命に取り組んできたところでもあります。ぜひ、支援制度の充実については国と一体となって確立していただきたい、このことは要望しておきたいと思っております。

ただ、なぜ宮崎県だけ、こうも多発したのかということについては、やはり感染ルート等を早急に解明することが必要だというふうに思っております。そのことについてどうお考えなのか、お聞きしておきます。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回発生しました農場すべてに国の疫学調査チームが直ちに入り、飼養衛生管理の遵守状況や、農場周辺の野鳥などの調査を行っております。これまでの調査によりますと、一部の農場で飼養衛生管理基準が遵守されていない点は指摘されておりますが、本県で多発している決定的な原因は特定されていない状況でございます。なお、本県におきましては、これまでのところ、死亡野鳥で鳥インフルエンザの発生が7例確認されており、専門家からは、本県において例年より野鳥の飛来数が多いこと等の指摘があることから、県としましては、野鳥の会に対して、発生農場周辺の野鳥の生息状況等に関する調査を依頼し、現在、実施していただいているところでございます。今後とも、関係団体や国の疫学調査チームと連携するとともに、県といたしましても、専門家の意見を聞きながら、感染経路等の究明に取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

○井上紀代子議員 県独自の感染ルートについて解明していくような、そういう取り組みをされる予定はあるのでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） ただいま申し上げましたとおり、県といたしましても、専門家の先生方と意見を交換いたしまして、感染経路の究明に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 昨年の口蹄疫のときに大変問題になりましたのが、埋却地の確保でした。特に、法人経営における埋却地の確保が問題になったというふうに思っておりますが、今回の法人経営等を含めて養鶏農家における埋却地の確保の状況というのはどうなっているのでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 養鶏農家では、近年、経営の大型化が進み、大規模生産農場が増加しておりまして、平成19年における鳥インフルエンザの発生を受け、県内の養鶏農家に対する埋却地の確保状況を調査いたしております。その当時で、県内930農場のうち512農場で埋却地の確保が可能との結果を得ております。また、今回の発生を受けまして、改めて系列会社各社に対して埋却地の確保状況を調査いたしましたところ、確保できていない農場についても、各社が責任を持って確保に全力を尽くすとの回答を得ているところであり、県といたしましては、市町村と十分連携し、埋却地の確保に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 埋却地の確保が、市町村にとってみれば一番きつところなんです。そして、私、ちょっと疑問を持つんですが、平成19年に調べて、400何カ所かは埋却地を持っていなかったわけですがけれども、これについての指導

と、これまでの間の埋却地確保のための確実な受けとめというのは、県は持っているんですか。

○農政水産部長（高島俊一君） 19年度の調査以降でございますが、具体的に指導したというような状況にはないようでございます。今般の鳥インフルエンザの発生を受けまして、系列会社でございますが、ブロイラーといたしますのは、種鶏農場で卵を産んで、ふ卵農場でふ卵をしてひなにかえて、そのひなをブロイラーで大きくして食鳥処理場に持っていく、こういう系列が続いているわけです。俗にインテと言っておりますが、インテ会社のほうに指導していくという形で、今回の埋却地の確保につきましては、こちらのほうで責任持ってやるということを実際証明していただきました。こういうところは大規模な農場でございますので、そういう形で今回はスムーズにいったと思っております。ただ、今回の鳥インフルエンザの場合は——この前の口蹄疫のときに大変苦勞いたしましたけれども——牛1頭で500羽から600羽が埋却できるというような形で、かなり前回とは違っていたということでございます。1万羽を埋却するのに、牛であれば16頭ぐらいというような形ですので、私どもは、今後は口蹄疫の対策のほうをまずは重点的にやっていかなければならないのかなと思っております。

○井上紀代子議員 やっぱり埋却地の確保というのは、感染を広げないためには一番必要なことなんです。たまたま宮崎市の場合はエコクリンプラザがあったものですから、そのことによって非常に救われたという部分はあったと思います。市町村にとってみれば、ほかの町村だったらどうなったのかということが非常に心

配されるわけです。飛来があるころには、各農場を回って農政水産部の皆さんは努力されているわけですから、そのことと同時に、このことについてもしっかりとした対応をしていただきたいというふうに要望しておきたいと思いません。

次に、今回の発生は点での発生というふうに思ってもいいのではないかと考えています。面になっていないという点でいえば、私はよかつたなというふうには実際思っています。ただ、移動制限はマニュアルに基づいてかけられていますので、産業再開の観点からいうと、例えば食鳥処理場とかそういうところは柔軟に考えていくということも、今後考えられてもいいのではないかと考えていますが、その点について部長の見解をお聞きしておきます。

○農政水産部長（高島俊一君） 鳥インフルエンザが発生した際には、国の防疫指針に基づきまして、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定をいたしますが、発生農場の隔離など、蔓延防止措置を講じた後、直ちに行う制限区域内農場の発生状況検査の結果、異常が認められなければ、その範囲を半径5キロメートルまで縮小することができます。しかしながら、現行の防疫指針では、半径5キロメートル以内に立地する食鳥処理場の操業は認められておりません。県といたしましては、食鳥処理場の閉鎖によって大きな影響があると十分認識しておりますので、国に対して、移動制限区域の設定のあり方につきましても、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、「人財づくり」について、知事にお伺いしたいと考えております。

「あすの県づくりの原動力となるのは人の力

であり、子供は地域の宝です。「日本一の子育て・子育て立県」を目指し、この地で生まれ育ち、生涯にわたり学びや経験等を重ねることによって、地域の産業や社会を支え、新しい分野に挑み、未来を切り拓く「人財」として活躍できるよう、さまざまな支援やサービスの充実に努めてまいります」というふうに知事は今回、「人財づくり」について述べられているわけです。私は、やっぱり経済の歯車を回すのは雇用だというふうに思っています。宮崎県の子供がどうやって育っていくのか、育って行って、結果としていい納税者にどれだけなっていくのかということが、視点としては大変重要なのではないかなというふうに思っています。

今回、一つお聞きしたいのは、「儲かる農水産業を支援する試験研究機能強化事業」という事業があるわけですが、その中で、実は、総合農試とかにもすごいドクター取得をされるような資格をお持ちの方もいらっしゃるわけです。そういう資格を取ろうとすると、勢い自分のお金を使い、自分の時間を使い、自分でということが求められるわけですがけれども、せっかくの人材を支援していくのに、県としてそういうものについて全く支援がないのか。せっかく資格は取ったものの、宮崎県で奉仕するよりも他県に行ったほうがましだみたいなことをされると、とてももったいないなというふうに思います。人材育成のためのいろんなことが幾つも書いてあるわけですね。例えば、福祉保健部だと、働きながら資格を取る、いろいろなそれに対する支援のものがあったり、いろんなところでそういうものが実際あるわけですがけれども、県庁職員に限って言えば、そういう資格を取ろうとする者に対する支援は一切考えておられないのか、そこをお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、限られた人員でさまざまな行財政課題に対応していくためには、職員の個々の資質の向上を図っていくことが大変重要なことでありまして、県としてもさまざまな形で支援を行っているところでもあります。これまでも、職員が職務上必要な資格などを取得する場合には、公務として研修を受講させているほか、養成機関への長期の派遣なども行っているところでもあります。職務と直接の関連のない大学等の課程の履修などでありまして、職員の能力の向上に資すると認められるものについては、最長で3年間の自己啓発等の休業制度等もありますし、2年間の修学部分休業制度というものが活用できる、さらには通信教育講座の紹介なども行っているところでありまして、こういった制度を活用しながら、学位や資格の取得が可能となっているところでもあります。今後とも、職員の資質や意欲の向上を図るために、さまざまな制度なり工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次いで、農大校についてお尋ねしたいんですけども、私は、宮崎県のもう一つ磨き上げが必要で、大変注目されるに値するところは農大校だと思っているわけです。ここがどうしてあのままなのかというのは若干疑問のあるところなんですけども、最近、あり方について検討を加えておられるということですので、そこに期待をしたいというふうには思っているわけです。ここは、本当に考え次第では、本県農業の担い手育成、それから観光の一つのスポットにもできるし、いろんな意味で農大校というのは注目に値するところだと思っているんですけども、知事は今後、農大校についてはどういうふうな方向で磨き上げをしていただけるものか、お聞きしておきたいと思いま

す。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおりでありまして、本県の農業振興の原動力として重要な役割を担っているというふうに認識しております。昭和47年に設置して以来、さまざまな機能充実に努めながら、これまで約3,000名の卒業生を輩出しております。本県農業を牽引する担い手を数多く育成しておるところでございますが、昨今の農業情勢を勘案しながら、本県農業を新たな成長産業として発展させていくため、規模拡大、経営の法人化、他産業との連携、そういったことが求められているという状況を背景といたしまして、平成20年度に、有識者なども交えて、こうした時代の要請にこたえ得る農業大学のあり方を検討、整理したところがございます。その検討結果を踏まえて、平成22年4月から、アグリビジネス学科の設置など、学科やカリキュラム等を再編しておりまして、企業の経営や農業の6次産業化など、これからの農業情勢に対応できる、たくましい実践力を備え、即戦力となる人材の育成に取り組んでいるところがございます。今後とも、農業大学の果たすべき役割というのをしっかり見きわめながら、その充実強化を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 これに関連して教育長にお尋ねしたいんですけども、実は農業高校というのは最近、本当にいい取り組みをしているんです。学校としての取り組みと、そこに集うみんなもいろんな工夫をして、地域にまた出ていったりして、農業高校——その子たちが全員が全員、農業の担い手になるとは思えませんが、それでもそれは非常に大きな卵だ、大事な卵だというふうに思います。農業大学校と農業高校、そういう職業系の学校との関連性という

のはどのようにお考えなのか、そこを教えてください。また、そこを教えてください。

○教育長（渡辺義人君） 農業大学校につきましては、農業後継者のための学校ということであり、非常に高い専門性を持った農業の将来の従事者を育成しているところではありますが、そのねらいは、まさしく農業高校と同じでありまして、一番身近なところに高鍋農業高校がございますけれども、ここと農業大学校との関係を密にしていくということが、当面は一番大事なことかなと思っています。教育委員会の職員につきましても、農業大学校のほうに派遣をいたしておりまして、今のところは緊密な連携という部分ではまだ課題があると思っていますので、今後、そここのところに力を入れていって、本当に本県の農業を担い得る人材の育成に努めていかなければならない、このように考えております。以上です。

○井上紀代子議員 口蹄疫のときには、農業大学校を埋却地にみたいなお話もあったわけですが、私は、農業大学校というのは、本当にこれからの日本の農業を考えると、いろんな意味で、食とそこに住む人たち、人間とのつながりをするのには一番いい場所ではないかなというふうにも思っています。そしてまた、一つ観光としても使えるのではないだろうかという思いがあるわけですが、商工観光労働部長にとりまして、農業大学校というのはどういうランクに入るかを教えてください。お願いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 宮崎県の特性を生かした観光振興という意味からも、体験観光といいますか、そういう視点からも、魅力アップできれば観光客が訪れる施設になるというふうを考えます。

○井上紀代子議員 どうもありがとうございます。実は、県立農業大学校の概要の設置目的の中に、「本県農業の振興を図るため、幅広い国際的視野と高度な生産技術及び経営能力を身につけた企業的農業経営者並びに地域農業のリーダーを計画的に養成するとともに、農業外からの新規就農者の育成確保のための研修や、県民への農業・農村理解促進のための幅広い研修を総合的に実施する」と。おもしろいんですね。いっぱいいろんなことができそうなおところなんです。知事に再度お伺いしますが、農業大学校については、外も汚れてしまっているところがあるんですけれども、そういう意味では、少しお金をかけていただきたい、そういう思いもするんですが、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○知事（河野俊嗣君） 本県にとっての重要な施設ということで、今後とも機能充実に工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 予算を何に使うかということは、今後の将来性みたいなものがそこに出てくるのではないかと、期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、若年者人材育成就職支援事業について、商工観光労働部長にお尋ねしたいと思います。これについては、若干いろいろな疑問がわくわけですが、これは1年の事業ですね。1年の事業で3億使うわけですが、これについて商工観光労働部としては何をねらっているのか、そこを教えてください。お願いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 若年者人材育成就職支援事業でございますけれども、新卒者等若年者の就職内定率が非常に低いわけでございます。また、就職状況も厳しいわけでございます。職業スキルの向上を図って安定的

な職業につなげていくということを目的に実施するものであります。質問にありましたように、事業費は3億円で、100人を雇用することとしておりまして、全額、緊急雇用基金を活用することとしています。中身を申し上げますと、具体的には、委託された人材派遣会社がハローワークやヤングJOBサポートみやざきと連携しまして、若年者を雇用し、座学等による研修と派遣先企業における職場実習を実施いたします。特徴でございますけれども、若年者の就職等のミスマッチがよく言われています。これは食わず嫌いといいますか、そういう側面もあるのかなど。やはり実際に企業に入ってみて、そこで仕事のおもしろさ、そういうものを体感する、そういうものをねらう。それから、最近、インターンシップというのをやりますけれども、給料を払いながら長期間のインターンシップ、そういう見方もできるのではないかと。したがって、これは基金事業を活用する関係上、1年間ということになりますけれども、我々としては非常に期待している——事業効果に期待が上がるような、そういう取り組みをやっていくつもりでございます。以上でございます。

○井上紀代子議員 非常に情熱的な答弁をいただいたので、何かよさそうにだんだん思えてはきましたが、問題は、派遣先の企業なんです。企業が、ただこの期間だけをというふうに言われると、私は非常に問題が出てくるのではないかなというふうに思っています。若年ですから40歳以下ぐらいの方たちなので、いろんな方がいらっしゃると思うんですけども、やはりそこがきちんと一体感を持って、企業と本当にマッチできて、この方たちをずっと雇用していただけるように、そこの企業の部分のところを

しっかりとやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、教育委員会も同じようなものを持っています。新規学卒未就職者のスキルアップ支援事業、教育長、この効果についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） この事業につきましては、新規学卒未就職者を県立学校等に雇用しまして、未就職者の能力をさらに高めて、就職に必要な社会人としてのスキルアップを図ることを目的にしているものであります。採用者につきましては、高校の教育活動において、ICTの活用補助や、実験・実習補助の業務に携わりますが、あわせて、職業人としての資質向上を図るために、ビジネスマナー研修や専門分野の知識・技能を向上させる研修に参加いたすものであります。さらに、高校が持つ就職支援の機能を活用しながら、ハローワークのジョブサポーター等との連携を図りまして、最終的には就職を目指させたい、このように考えています。以上です。

○井上紀代子議員 学校では、就職の担当の先生方が大変御苦勞されているということは、実際、私もわかっているわけですがけれども、私どもの県は、ここに至るまでの間にそういう教育が足りていないのかなと思ったりもするわけです。就職していく、自分がどういう仕事に今後ついていくのかというときのスキルアップというのは、ふだんの教育の中ではなかなか培えないものなのかどうか、そこについては教育長、どのようにお考えなんでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 決して本県の子供たちがそういうスキルを持っていないということではなくて、ほとんどの子供たちは持っていると思っています。ただ、特に問題なのは、普通

科系の高校、ここは漠然と高校に入ってきて、漠然と大学なり短大なり専門学校を目指す、そういうような傾向がなきにしもあらず。これは本県だけではなくて全国的な課題であります。そういうことも含めまして、今後の私どもの施策の重点というのは、キャリア教育、この辺が一番大事なことだと思っていますので、そういう方向で努力していきたい、このように考えています。

○井上紀代子議員 ぜひ、教育界のほうでもそのことについて御支援をいただいて、我が県の子供たちが本当に生きていく力をしっかりと持つ、そして納税者としてこれからも頑張っていけるように、ぜひ御努力をお願いしたいというふうに思っています。

次に、青島の活性化のことについて、知事にお尋ねをしたいと思えます。

観光地青島は、長年の課題でありました旧橋ホテルが解体撤去されて、さあこれからという感じがあったわけです。地域の皆様も以前と随分違いまして、非常に積極的に観光地青島を大切にしていこう、そしてこれを活性化させていこうということで、地域の皆さんそのものが前に出てきて一生懸命やっておられるわけですが、残念ながら、再開発の計画を立てたブルーアイランドリゾート社が、緒についてはいるものの、なかなかそれが形になってあらわれてこないという状況になっています。青島地域の活性化について県はどのように取り組んでいけるのかを、ぜひ聞かせていただきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 私も青島の大ファンの一人でありまして、私生まれ育った瀬戸内海とは違った荒々しい海ではありますが、いやしを提供する素晴らしい眺めもありますし、トロ

ピカルロードなどのいろいろな施設の整備も相まって、国内外から観光客を呼び込むことのできる、本県を代表するすばらしい観光地の一つであるというふうに認識をしております。実際、私も青島太平洋マラソンを走ったときに、最後のトロピカルロードは向かい風が大変厳しくてつらいんですが、眺めは最高ですし、青島で2キロ泳いで14～15キロ走るというアクアスロンの大会などにも出たりいたしまして、スポーツをする意味でも環境に恵まれている大変すばらしいところだというふうに、認識をしております。

旧橋ホテルの解体撤去でありますとか、「こどものくに」のリニューアル、さまざまな取り組みがなされております。また、宮崎市におけるパークゴルフ場ですとか国民宿舎跡地の整備、さらには、地元観光関係団体や住民等による青島駅を活用した観光案内所の開設やレンタサイクルの実施、ブーゲンビリアの植栽、NPOなども参加しての各種イベント、青島キャンドルナイト、いろいろやられておるところでございますが、さまざまな主体が加わって魅力アップにつながる取り組みがなされているものと認識をしております。今、ホテルのその後の整備がなかなかというところがございますが、さまざまな主体がそういった力を寄せ合うことによって、本県を代表する青島というもの、やはり宮崎市など地元が主体となった取り組みとも連携をしまして、県といたしましても、その潜在力を生かした活性化に情熱的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私も、これからも情熱的に取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

次に、県警本部長にお尋ねしたいと思ってい

ます。実は私、マスコミ報道を聞いておりました、日本は殺人事件がふえていると実際思っていたわけです。ところが、実は、日本は殺人事件が減少しているんです。つまり、言われないもの、伝えられないもの、知らされていないもの、これはないものと同じで、人間といいますか、私どもは、認識した時点から現実のものとしてとらえることができるというふうに思っております。

実は最近、私は、白バイとかパトカーをよく目にしておりました、交通安全の取り締まりが強化されたというふうに思っておりました。そして、県警の方にお聞きをしましたら、「いや、例年と同じなんですよ」というふうにおっしゃったのを聞いて、びっくりしたんですけれども、また恥ずかしくも思った次第です。実は最近、多くの方から、「取り締まりが有効である」、そういう意見を多くいただいたものですから、私はてっきり交通取り締まりが強化されたものという錯覚を起こしていたんですけれども、交通事故抑止のための街頭活動の状況について、改めて県警本部長にお尋ねをいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 県警におきましては、交通事故の抑止と交通秩序の確立を運営重点の一つとして掲げまして、組織を挙げて取り組んでいるところであります。特に、本県の交通事故の原因は、その約7割がわき見、安全不確認というようなことで、緊張感の欠如によるものであります。平成21年9月からは県民運動として、そういったものに対応するために、「てげてげ運転追放運動」を継続推進しているところでございます。

そういった中で、警察といたしましては、県民の皆さんの目に見える活動として、できるだ

け多くの制服警察官や白バイ、パトカーによる街頭活動を強化する、そういったことによりまして、運転者等に緊張感を与え、安全運転に努めていただくということに強力に取り組んでいるところでございます。今後とも引き続き、交通事故の抑止、県民の皆様へ安全・安心を提供するために、街頭活動を強化してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 実際、死亡事故を含めて、ほかの事件に発展しそうなものも抑止されているのではないかとこのように思われますが、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○警察本部長（鶴見雅男君） まさにおっしゃるとおりでございます、街頭活動をしっかりとやるということによりまして、交通事故の抑止、それから犯罪者の犯罪心理の抑止、県民の皆様へ安全・安心を感じていただくということで、3つの有用な効果があるというふうに考えております。

○井上紀代子議員 ありがとうございます。

次に、宮崎海岸の侵食状況について、この対策についてお尋ねをしたいというふうに思います。

実は、宮崎海岸の侵食が始まったのは1970年代の半ばからなんですけれども、山から流れ出る土砂がダムでせきとめられたこと、川の砂利採取、宮崎港や宮崎空港の整備などで砂の移動が妨げられたことなどが主な要因だと言われております。複数の要素が絡み合っているもので、これについては、どれがどれというふうに特定はできていないというような状況なんですけれども、県が対策に乗り出したのは昭和57年（1982年）、一ツ葉有料道路沿いの約2.5キロに緩やかな傾斜の護岸をつくったほか、98年からは宮崎港北側に離岸堤を設置したということですが、

今後、宮崎海岸の侵食についてはどのような対応をされていくのか、そして国との話し合いはどのようにしているのかについてお伺いしたいと思います。県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 今、議員からお話がありましたとおり、宮崎海岸につきましては、県がこれまでずっと整備を進めてまいりましたが、平成20年度に直轄事業として、宮崎海岸の侵食対策をやろうということで採択されております。これまで国においては、侵食対策の検討に必要な地形測量等の各種調査、あるいは侵食の軽減等を目的とします養浜工事を行ってきたところでございます。また、これらの調査結果をもとに、本格的な侵食対策につきまして、市民談義所等でいただいた地域の方々の意見も参考にしながら、国と県で設置した侵食対策の検討委員会で、現在検討を重ねているところでございます。県としましては、宮崎海岸の侵食状況は著しく、早急な対策が必要であると考えておりますので、本格的な侵食対策工事が早期に着手されますよう、国と連携して、対策工法の決定や関係者との合意形成に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 この方向性といいますのは、やっぱりヘッドランドが中心なんですか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 宮崎海岸の侵食の原因、議員がいろいろおっしゃいましたが、ダムをつくったとか、そういったことによる川からの供給土砂が減ってきているという話、それから単調な海岸線に港や導流堤、いろんな構造物をつくったことによりまして、海岸を流れる砂が従来の流れと変わってきている、そういったもろもろの要因が原因となりまして、一部分では侵食されているというような状

況が見受けられるところでございます。侵食を食い止める方策としましては、沿岸部では砂が流れるわけでありましたが、そういった砂の流れを抑制する施設の整備、それから、これまでもかなり侵食されてきておりますので、砂浜がなくなってきたところでございます、その部分に砂を補給する——養浜と言っておりますが——そういった流れを抑制する施設と、砂を補給するという対策が必要だと思っております。まだヘッドランドと工法が決まったわけではございませんが、20年度に、事業着手に際して、一つの工法案としてヘッドランドという案が示されております。どういう対策工法がいいのかは、現在まだ検討中ということでございます。

○井上紀代子議員 2008年からですから、3年ぐらいたっているわけですね。宮崎県としては、こういう海岸にしたいということも含めてしっかりと国に言わないと、国主導で何かをやられるということには、やっぱり問題があるのではないかというふうに思っております。ただ、経過を見せていただきましたら、十分話し合いはされているし、市民談義所でのお話もされて、地域の専門家と言われる方と話をされているので、そこは期待をしたいと思っております。それでも、ヘッドランドを含めて、それが有効であるという結果は、どこの県もまだ出ていないんですね。ですから、そのことも含めて、県がどのような方向性を持っているかということは大変重要だというふうに、私は思っています。ただ、国と話をするとき、国の話だけを聞くというのではなくて、宮崎県としてはこうしたいというものをしっかりと持っているということが大事なのではないかと思っておりますが、そこについてはいかがなんでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） もともと県で

整備をしていた海岸でありますし、国に整備をしていただくことになりましたが、整備が終わりましたら、また県で管理をする海岸でございます。当然、管理者として私ども十分意見を申し上げながら、国と一緒に協議をしているということでございます。

○井上紀代子議員 ちょっと極端な言い方をすれば、お金は出していただいてもいいけれども、この海岸については宮崎県が守っていくというものがないと、他県と同じようなものをつくられても、なかなかそれは私どもの地域には合わないのではないかというふうに思っています。私も2008年から注目しながら、一番最初は宮崎日日新聞社さんが大きく書いていただいて、非常に興味も集めて、私も何度も住吉海岸は見に参りました。国土交通省の方が見えたときに一緒に行ったりもしたんですけれども。そういう点でいえば、ぜひ、宮崎県はこうしたいというものをしっかりと持っていただきたい。そのことについては要望しておきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、こども療育センターについて、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

こども療育センターというのは、御存じのとおり、児童福祉法に基づく肢体不自由児施設であって、医療法による小児整形外科病院として機能を持つ県内唯一の施設です。脳性小児麻痺、進行性筋ジストロフィー、股関節脱臼などで比較的長期にわたって治療を必要とする子供たちに対して、入所・通院による整形外科的治療のほか、専門の各科診療及び機能回復訓練や生活指導を行って、障がいの除去・軽減を図るとともに、入所児のうち学齢期の児童には、隣接する清武せいりゅう支援学校に通学をさせています。つまり、子供によっては、このこども

療育センターで12年間暮らす子供もいるということです。このセンターの課題は、障がいの多様化、重度化へ対応した施設整備及び職員体制の強化と考えています。センターのこれまでの療育技術及び経験の蓄積を踏まえて、県全体を視野に入れた、地域における関係機関・施設との連携による地域医療の推進とともに、総合的で専門的な指導、調整のできる療育拠点施設として機能の充実強化が求められています。本年6月に常勤小児科医が配置されましたが、小児科的な合併症を持つ重度の子供たちへの対応は、施設整備はもとより、医師、看護師等の相当な人員配置が必要です。ですから、現行機能の強化充実を図るには、肢体不自由児への対応と在宅障がい児への対応、県内各地域への対応、巡回療育相談、研修会等、充実を図って、県内各地域に対する障がい児療育の支援機能強化、県内の小児リハビリテーションの従事者の研修事業、県北地域でのセンターの医師による出張診療を実施し、遠隔地利用者の負担軽減をすること、ここまでするんです。また、新たな機能の付加としては、重症心身障がい児への対応、入所と診療外来と機能訓練、ショートステイ、そして、きょうお話が出ました発達障がい児童への対応として、宮崎市の発達支援センターや教育委員会との連携が大変必要ですが、そこもしていかなければならない。そして、療育支援推進体制整備への対応もしなければならぬわけですね。こども療育センターには専門性の高い人材が本当に必要だと思いますが、人材の育成と充実はどのようにお考えなのでしょうか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 県立こども療育センターには、私自身も3年間指導員として勤務したことがございますので、確かに、重度

の障がい児を目の前にして、さまざまな専門職種の職員がお互いに切磋琢磨しながら、自分の専門性を磨きながら、力をつけていっているというような職場だと、私自身もそう思っています。ですから、議員自身が今御指摘のように、こども療育センターは高い専門性が求められる施設であると思いますし、人材の育成充実は大変重要だというふうに認識をしております。このため、本年度、先ほどおっしゃいましたように、常勤の小児科医を確保し、体制の強化を図りましたほか、理学療法や言語療法など各療法師士の資格取得や資質向上のための研修等に積極的に派遣するなど、人材の育成にも努めているところでございます。今後とも、障がい児や保護者のニーズにできる限りこたえられるよう、専門性の高い人材の育成確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 実は、こども療育センターは、臨時の任用の職員の方、非常勤職員の方というのがいっぱいいらっしゃるわけですが、その中に、隣の清武せいりゅう支援学校に行かれる方、この方も臨時なんですね。それから、お母さん方の御相談を受けるコーディネーターの方、この方も臨時なんです。もちろん作業療法士さんも臨時、臨時の方が随分いらっしゃる。ただ、専門的な資格のある方が臨時で来られているので、そういう点でいえば、それで大丈夫なんですと言われれば、大丈夫なのかと言わざるを得ないところもあるわけですが、ただ、せいりゅうで医療的ケアを担当するこの方がもしかしてということとかを考えると、そこは臨時で本当にいいのかという思いがするわけですが、そのあたりについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 今、議員が

おっしゃいましたように、こども療育センターのほうでは、さまざまな専門職を必要としておりまして、職種によっては非常勤職員等の活用をしているという状況がございます。したがって、採用に際しましては、資格や職歴を十分考慮しておりますほか、採用後も常勤職員と同様に技能習得の研修等を積極的に行うなど、専門性の高い人材の育成に努めているということでございます。

○井上紀代子議員 なかなか福祉保健部長は攻めにくいという感じはいたしますが、いろんな工夫をしながら、職員の方の育成とスキルアップといいますか、それはぜひやっていただきたいというふうに思っております。

施設整備については、センター設置から相当、年数が経過をしています。老朽化、利用形態の変化によって施設改修の必要性というのが非常にあると、私は行ってみても思うんですけども、それについてはどのような対応をされるおつもりでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） こども療育センターでは、障がいの重度・重複化等に適切に対応していくために、毎年さまざまな施設設備の整備を行っております。特に、21年、22年度におきましては、国の経済・雇用対策の交付金を活用し、酸素・吸引設備の整備を初め、病棟病室、トイレ、浴室等の改修を行いましたほか、出入り口のバリアフリー化や歩行分析装置の更新など、約2億円規模の整備を行ったところであります。今後とも、センターや利用者のニーズを的確に把握しながら、必要な施設整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 こども療育センターが県内唯一の施設であり、宮崎県にとっても誇り得る

施設であるということについては、先ほど申し上げましたとおりです。ただ、センターは、肢体不自由児施設、この看板をなかなか外そうとしないので、このままでいいのか、センターの今後のあり方をどのように考えておられるのか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） こども療育センターは、肢体不自由児の療育支援を行う県内唯一の県立施設でありまして、県内全域を念頭に置いた運営が求められているほか、障がいの重度・重複化への対応や在宅志向など、多様化するニーズに適切に対応していく必要があります。このためセンターでは、肢体不自由児の入所事業はもとより、県内各地への巡回相談、民間病院の療法士への研修、さらには本年度スタートした県立延岡病院への出張診療など、遠方からの利用者の負担軽減に努めているところであります。さらに、重症心身障害児（者）通園事業やショートステイなど、在宅事業にも積極的に取り組んでいるところであり、今後とも、センターに求められる役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。なお、先般の児童福祉法の改正によりまして、障がい児施設の枠組みが大きく変わることになりましたので、今後、制度改正に適切に対応できるよう、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 御答弁、本当にありがとうございました。

続いて、最後に知事に申し上げたいというふうに思うんですけれども、何度も何度も、今回の議会が始まって知事の答弁を聞いていて思うのは、やっぱり地方で暮らそうという——宮崎でいいじゃないか、わざわざ東京にいなくてもいいじゃないか、宮崎で暮らそうよという、中

山間地対策のことを答弁されてもそれが伝わってきます。これは本来、国がもっと大きな声で言うべき内容だろうというふうに思うんです。地域で暮らそう、そして心豊かに暮らそうということをやはり言うべきではないのかなというふうに思っています。国は、今後、いろんな意味で、予算の組み替え等も含めて、地方に力を持つようにということで予算の配分がされていきます。私は、そのことをしっかりと受けとめる必要というのがあると思うんですが、西村議員に対する答弁を聞いていましたら、事業仕分け、やりませんというふうに聞こえてしまったわけですが、私に対しても、やりませんというふうに聞こえてしまったわけですが、知事の言われるゼロベースでの事業の見直しということはどういうことなのか、最後に知事にお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 事業仕分けを平成19年度にやりまして、そのときの経験なり御指摘も踏まえながら、現在、毎年行われている事務事業の見直しに生かしているということでございます。そういった19年度の事業仕分けの成果も生かしながら、またさまざまな県民の皆さんの御意見、県議会の皆様の御意見等を踏まえながら、そのときそのときで、でき得る限りの事業の見直し、今後あるべき施策というものを考えていく、そのような姿勢で取り組んでまいりたいということでございます。

○井上紀代子議員 ありがとうございました。やはり宮崎独自の、宮崎ならではの予算の組み方というのはあってしかるべきだというふうに思います。国がこう決めるからこうするとか、どこの県がこうだからこう決めるというのはやめていただいて、宮崎県が宮崎県民を信じた予算のありようというのを、ぜひしっかりとやっ

平成23年 2月25日(金)

ていただけたらと。今後も、ぜひ宮崎県民のリーダーとして頑張ってくださいことを期待申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、2月28日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分散会

2月28日（月）

平成 23 年 2 月 28 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 8 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 11 番 武 井 俊 輔 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 農 政 水 産 部 長 | 高 島 俊 一 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 吉 博 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。河野知事の県政運営に対する姿勢についてお尋ねいたします。

河野知事は、「クリーンで開かれたみやざき」、「絆を大切にするみやざき」、そして「潜在力を生かして挑戦するみやざき」の3つの政治理念を掲げ、第53代宮崎県知事に就任をされました。まことにおめでとうございます。

選挙戦におきましては、大変多くの方々からの支持を得て、圧倒的な得票でもって当選をされました。県民の期待も非常に大きいことは明らかであり、私も大いなる期待を寄せております。しかしながら、就任当初から、鳥インフルエンザの発生や新燃岳の噴火と、実に多難な船出となったわけではありますが、関係機関とも十分に連携をしながら注意深い対処をお願いしたいと思っております。

今後の県政運営に当たりましては、常に危機管理と隣り合わせで県政の諸課題に取り組んでいかなければならないと考えます。そこで、河野知事の今後の県政の進め方、私ども議会とのかわり方など、どのように取り組んでいかれるおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

河野知事は、みずからのマニフェストであります政策提案において、「政策の企画立案に当たっては、できる限り現場に出向く姿勢を大切にし、県民の皆様や市町村、関係団体と意見交

換、対話を重ねることにより、県民本位の対話と協働の県政を貫いていく」とうたっておられます。今後の県政運営について、具体的にどのようなやり方で、また、県議会との関係についてどのような姿勢で臨まれるのか。東国原前知事の手法には我々議会側も多少なりとも攪乱させられてきただけに、知事に確認をしておきたいと思っております。

次に、平成23年度当初予算についてお伺いをいたします。

平成23年度予算案は、東国原前知事が任期満了の1月20日まで知事職を務められたこともあり、人件費や義務的経費などを中心とした骨格予算としての編成を余儀なくされたことは御案内のとおりであります。しかしながら、今回の定例県議会へ提案されました平成23年度当初予算案の概要を見てみますと、県民生活への影響をできるだけ小さなものとするため、骨太な骨格予算として編成をしたと明記されております。確かに、長引く景気・経済低迷の中、本県は、口蹄疫の被災からの再生・復興の道半ばでありますし、加えて、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火まで発生をし、県民は生活の安定までも脅かされる状況にありますので、そのあたりに十分に配慮した予算編成を行うべきものと私も望むところであります。

そこでお伺いいたしますが、今回の骨格予算は、4年前の骨格予算とどのような点が異なり、具体的にどのような配慮がなされているのか、平成23年度当初予算編成の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

以下の質問は自席から行います。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、今後の県政運営についてであります。私は、前知事とともに取り組んでまいりました県民本位の県政をしっかりと継承し、さらに発展をさせるために、県政運営の基本姿勢といたしまして、県民の皆様はもちろんのこと、県議会の皆様や、国、市町村、関係団体の皆様ときめ細かく丁寧な対話を重ねるとともに、より緊密な協働の仕組みをつくり上げ、新たな県民総力戦を展開することを核とした県政運営を行ってまいりたいと考えております。

前県政におきましては、知事としての一つの政治スタイルであったかとは思いますが、県議会の皆様との関係において多少なりとも距離感がありましたし、対応も必ずしも十分ではなかったのではないかとということでございます。これは、それをサポートすべき副知事の立場にあった私としましても、反省すべき点であるというふうに受けとめておるところでございます。

県議会と知事は、二元代表制のもとで、ともに住民の負託を受けた県政運営上の車の両輪であります。適切な緊張関係は保ちつつ、議場での真摯な議論はもちろんのこと、常日ごろから議員の皆様と忌憚のない意見交換をさせていただきたいと考えておるところであります。

次に、当初予算についてであります。平成23年度の当初予算は、知事選の日程などの関係から、政策的な事業構築などを図る十分な時間の確保が難しいため、いわゆる骨格予算の編成となりましたが、経済・雇用対策に要する経費や口蹄疫復興対策など、早急な対応を要する経費などにつきましては、所要額を計上し、できる限り県民生活に影響を生ずることのないよう考慮いたしましたところであります。

また、公共事業につきましても、4年前の平

成19年度の骨格予算におきましては、年間所要額の4割程度の計上でありましたが、今回は、経済・雇用対策の観点を踏まえ、8割程度の事業経費を計上することとしたところであります。このような基本的な考え方によりまして、対前年度比で9割強の予算規模を確保した骨太な骨格予算として編成し、今回提案をさせていただいたところであります。以上であります。

〔降壇〕

○外山 衛議員 知事の県政運営について質問を続けますが、河野知事が知事選で掲げられた「みやざき新生」というタイトルの政策提案に関しまして、何点かお伺いしたいと思います。

この政策提案の冒頭、知事はみずからの政治理念として、クリーンで開かれたみやざき、絆を大切にすみやざき、潜在力を生かして挑戦するみやざきの3つを挙げられております。本県の教訓ともなりました談合事件を風化させることのないよう、徹底的にしがらみを排除する旨、書かれておりますが、一方、国、県、市町村、関係団体とはきずなを大切にしたいとも書かれております。この「しがらみ」と「きずな」という言葉、概念は、善悪の立場から識別・区別されるものなのか。似てはいますけれども、真逆の評価のものであります。知事は今後、政治家として活動されていく中で、きずなについては当然に大切にされていかれることと思っておりますが、しがらみという言葉では、時に悪者扱いされてしまう実情なり、つらい現実にも遭遇されることがあるのではないかと思います。知事に就任された冒頭でありますので、政治家として、河野新知事の政治姿勢から、まず、この2つの言葉の位置づけについて御説明をいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） この点、大変大切な御

指摘だと受けとめております。人間生きる上で、人と人との関係ができること、必ずその関係のもとに人間生活を送るわけでありまして、すべての人とのつながりを否定するというものではありません。談合事件等の反省を踏まえて、排すべき政治的な意味におけるしがらみというものは、政治家と特定の組織や団体・企業などとの特別な関係であって、利益誘導など、中立、公平・公正な判断、行政運営が損なわれるおそれがあるものというふうに理解しておるところでございます。

一方、きずなということではありますが、私たちは、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火という難局に立ち向かう中で、人と人との結びつき、助け合いの大切さ、きずなを改めて認識する。そのとうとさを改めて認識したところでありまして、県民の皆様のきずなは、これらの難局を乗り越えていくその過程においてより強くなったのではないかと考えておるところでございます。私は、このきずなこそが本県の持つ強みであり、本県には、それがよりほかの自治体よりは色濃く残されているのではないかとこの認識のもと、大きな可能性であると考えておりまして、私の県政運営におきましても、一つのキーワードと位置づけているところがございます。こうした県民の皆様の強いきずなを生かして協働の仕組みをつくり上げてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、知事の政策提案、いわゆるマニフェストの中で、基本政策の2、産業・雇用づくりについて伺いたいと思います。基本政策の内容としては、本県を牽引する力強い産業の育成、物流ネットワークの高度化まで、6つの項目から、今後の取り組みについて、一部目標値も取り入れながら総論的に施策の方向

性が示されております。具体的には、今後アクションプランが示されないと議論できない面もあるかと思いますが、今回は1点だけ確認をしておきたいと思います。

それは、知事も十分御承知のことではありますが、「県土の均衡ある発展」の観点であります。今後、人口減少の時代を迎えるに当たり、県内で一番人口減少が危惧されますのは、私の県南地域であります。このことはさきの人口動態調査でも予測されておりますが、強力な産業振興が図られない場合、これは現実のものになってしまう不安もあり、宮崎市を抱える県央部とは異なり、産業振興は地域住民の切実な願いなのであります。また、私の県南地域だけでなく、県北地域や県西地域においても同様の意見が聞こえてくるであろうかと思いません。知事は、今後の産業振興における県内各地域の振興について、その特色の生かし方や方策の面でどのようなビジョンをお持ちなのか。また、本県における県土の均衡ある発展という考えはしっかり堅持されていかれるという明言も含め、今後の産業振興の基本的な方向性をお示しいただきたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 産業振興を図っていく上では、県内経済を牽引するエンジン役となるような産業を育てていくこと、これが大変重要であると考えております。これからの時代の変化、時代のニーズに対応して、本県の特色、強みを生かすという観点からは、農林水産業や食品加工産業、あるいは観光でありますとか医療機器産業、こういったものが今後大きく成長する可能性を持っているのではないかとこの認識でございます。そのようなため、長期ビジョンの中でも、フードビジネス展開戦略、「地域発」産業創出戦略などを掲げているところであ

りまして、産業、金融、大学、行政の連携や産業間の連携を強化して、産業を担う人材の育成・確保等を図ることにより、力強い産業を育成してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

これらの分野に係る素材といたしまして、県内各地には、豊富な農林水産資源や観光資源、県北地域であれば工業集積など、すばらしい資源や技術というものがあるわけでありまして、県土の均衡ある発展というものは、その時代におきましていろんな意味合いで語られているという認識であります。今申し上げましたように、地域ごとの強みや特徴を生かしながら、地域に根差した産業づくりに努めることによりまして、持続可能な地域づくりを図ると、そういう意味におきます県土の均衡ある維持発展というものに取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、政策提案の基本政策の3、人財づくりについてであります。この中で、「甲子園や九州一周駅伝での優勝」と、具体的なスポーツ振興の抱負を掲げられております。高校野球の甲子園優勝、いわゆる全国制覇、これは極めて厳しく、難しいものではありますが、しかし、本県の長年の悲願でもあります。私も、今や見る影もございませんが、元甲子園球児の一人としてぜひとも成し遂げたい大きな夢であります。実際、目標を達成することが本当に難しいことはだれよりもわかっているところでありますが、しかし、口蹄疫を初め、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火等立て続けに被災をし、非常につらい思いを強いられている県民の気持ちを考えれば、大きな励ましになり、力のわいてくる大偉業になるであろうことは間違いありません。

そこで、知事にお伺いいたしますが、河野知事の在任期間においては、スポーツ振興、ひいては青少年の健全育成に係る政策や事業、これについては積極的な振興を図られ、先ほどありました高校野球の甲子園優勝を初め、県民に勇気や元気を喚起できるような競技スポーツの成果を目指した取り組みがなされていくものと期待をいたしますが、そのように理解をしてよろしいでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 競技スポーツに打ち込む選手の姿、その活躍というものは、やはり県民に夢や感動を与える、活力ある地域社会をつくる上で、非常に重要な役割を果たすのではないかと考えております。昨日の東京マラソンで日本人トップ、3位に入った川内選手というのは埼玉県庁職員であります。埼玉県庁にも埼玉県民の皆様にも、それから一般の市民ランナーの皆様にも、これほど大きな感動を与え、自分たちも頑張ろうという気にさせるものはないんだろうなという、大変すばらしい活躍だと思っただけで見たところでありまして。

議員御指摘のように、甲子園の優勝という課題、非常に難しいものだというふうにご認識をしておりますし、そういったものを知事が選挙に出るときの政策提案といえますか、いわゆるマニフェストに当たるものに掲げることにつきましては、いろいろためらいもあったわけですが、九州・沖縄で唯一、宮崎が優勝していないと、ここは非常に悔しいと。何とかしたいというその思いを文字にしたいと。それで、古代より、発した言葉どおりの結果をあらわす力があるとされている言霊ですね、その言霊にすることに、文字に落とすことにより、また、口に発することにより、何とか達成をしたいんだと、そういう気持ちを表に出して、県民一致団結し

で何か応援できないか、そういう思いであります。非常に難しいということではありますが、これまで、ベスト4が夏2回、春1回でしょうか、ベスト8が夏4回、春3回、そこまで行っているわけですから、あと一歩という思いもありますし、外山議員が主将として登場した50年の夏の甲子園ですね、優勝候補を初戦で撃破されたというふうに伺っておりますし、当時はベスト16の惜しい結果だということですが、やはり芽はあると思いますので、もちろん甲子園だけではないんですが、一つのシンボルとして掲げさせていただきました。

あわせて書きました九州一周駅伝の優勝は、おかげさまで実現をしたわけですが、何とか、甲子園のみならずさまざまな競技スポーツで宮崎県の選手が活躍することにより、大変今厳しい状況にあります、県民に夢、感動、希望、元気を与えていきたい、そのような気持ちでございます。

○外山 衛議員 唯一の過去の栄光を御紹介いただきましてありがとうございます。

続きまして、平成23年度当初予算について伺います。

知事は、今回の骨格予算計上分の残り1割について、6月の補正予算、いわゆる肉付け予算において計上するとともに、鳥インフルエンザや新燃岳噴火の対策経費などを加えることとし、トータルでは前年度予算を上回る額を計上される旨、我が自由民主党の中野一則議員の代表質問において答弁されておられます。では、その肉付け予算においては、どのような重点施策に基づき、政策的な事業を盛り込まれるおつもりなのか。具体的な事業及び経費については現時点では答えられないと思いますので、今回は重点施策の具体的な柱、項目について、例え

ば、現時点では、長期的課題への対応と表示されている重点施策がございまして、骨格なり、構成なり、3つの重点施策それぞれにどのようなものをお考えいただけるのか、知事の見解を求めます。

○知事(河野俊嗣君) 今後4年間に取り組む主な施策や事業につきまして、私の政策提案と、本議会に提案しております総合計画のうちの長期ビジョンを具体化するために、6月を目途に策定するアクションプランの中で整理することに考えております。アクションプランの具体的内容につきましては、これからの検討になりますが、例えばさまざまな危機事象、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火活動等も含めた危機事象への対応というの、一つの大きな課題になってまいりますし、将来世代の育成、フードビジネスの展開、健康長寿社会づくり、あるいは持続可能な地域づくりなどの重要テーマを設定した上で、選択と集中の理念のもと、優先的に取り組むべき施策等を整理することにしておるところであります。23年度の肉付け予算につきましては、アクションプランを構成しますこういった施策の中で、特に緊急性や重要度の高いものを重点施策として位置づけることになるかと考えております。

○外山 衛議員 同じく、肉付け予算の見通しについてお伺いいたしますが、公共事業予算については、今回の骨格予算で年間所要額の8割程度を計上していると言われましたが、では、残りの2割を肉付け予算において計上されると、公共事業についても前年度予算を上回る額を計上されるものと理解してよろしいのでしょうか。また、その際、口蹄疫発生により後退したままの県内経済・雇用情勢に対する財政出動策として、あるいは今回の高病原性鳥インフル

エンザや新燃岳噴火に伴う経済対策として、特別枠なり、上乘せ措置なり、新年度公共事業予算における知事の政治判断というものは検討できないのかどうか、知事の見通しと見解についてお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 公共事業につきましては、今回の当初予算で計上しておりません年間所要見込み額の2割相当、とっている部分ですね、その2割相当の事業経費に加えて、国の予算の状況などを踏まえた適切な事業経費につきまして計上してまいりたいと考えておりますので、トータルの事業経費では、少なくとも前年度の当初予算と同程度の確保を図ることはできるのではないかというふうに見込んでいるところであります。御指摘のとおり、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳等の影響で疲弊した本県経済を活性化するための方策といたしまして、公共事業の活用というのは考え得る選択肢の一つであると、そういう認識でありますので、肉付け予算編成の中でどのような対応が可能なのか、十分検討してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、商工観光労働部長にお伺いいたします。

昨年の口蹄疫、ことしの鳥インフルエンザ、さらには長期化するであろう新燃岳の火山災害により、県内の経済に与える影響は深刻であります。農産物や畜産物被害については国の支援も手厚いのですが、商工業や観光、サービス業については、低利の融資制度しかないのが実情であります。しかしながら、今回の相次ぐ災害による影響は商工業等にも広がっております。被害に対する補償は、現行の制度では大変難し

いことは理解しておりますが、こうした影響を受けた商工業者への支援について、今後どのような対応をしていかれるのか、お考えを伺います。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 商工業対策につきましては、関係機関・団体と連携しました経営相談窓口の設置や災害対策貸付などの金融支援、雇用調整助成金の周知など、さまざまな対策を実施しているところでございます。議員の御指摘のとおり、商工業者に対する直接的な補償はなかなか困難でございます。これら金融対策などに加えて、消費需要の喚起等による振興策を国や市町村等とも連携しながら展開することによりまして、商工業者の経営の改善につなげていきたいと考えております。

なお、商工業者の経営は、景気変動や突発的な災害の影響を非常に受けやすい、そういう状況でございます。日ごろから自律的な経営体制の強化が大変重要であると痛感しておりますので、経営基盤強化のための専門家派遣などの支援策を今後とも講じていきたいというふうと考えております。

○外山 衛議員 大変財政が厳しい中でありますけれども、地域においてはプレミアム商品券等が効果的かと思われまますので、御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、経済の活性化を図るためには、資金、つまりお金の流通を促進することが必要だと思います。県内でお金を回し合う仕組みをどうつくっていくか。例えば県民による県内観光の促進や特産品・土産品の消費促進など、県民の消費行動などに新たな刺激策を講ずるべきと考えますが、商工観光労働部長のお考えを伺います。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 本県経済

の活性化を図るためには、さまざまな面で県内の需要を喚起しまして、消費拡大を図ることが重要であると認識しております。これを観光面で申しますと、御質問にありましたように、県民の皆様の県内観光の促進を図ることが肝要であり、そのような観点からも、知事が今般政策提案されました「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」等の取り組みを進めていく必要があると考えております。今後とも、例えば日南の一本釣りカツオ炙り重のように、それ自体が旅の目的にもなり得るような、あるいはまたそこでしか味わうことのできない食や特産品、土産品等を開発しまして、さらに、その魅力を地元メディアを活用しまして県民の皆様にも積極的に情報発信するなど、旅先での消費を促す工夫が重要であるとと考えております。このため、県といたしましては、市町村や地元の観光関係団体が実施しますそのような取り組みを、関係部局とも連携しまして積極的に支援してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 観光といえば、県外、海外だけじゃなくて県内観光もあるわけですから、推進にお力をおかりしたいと思います。

もう一点、商工観光労働部長に伺います。これも萩原議員の代表質問の関連でございますけれども、九州新幹線の開通に伴い、観光客の宮崎への取り込みについてさまざまな方策を練られていると思いますが、宮崎イン、鹿児島・熊本アウトのルートの開設が期待されます。ただ、これにはエージェント（旅行代理店）の協力が欠かせないわけでありまして、そのような商品をつくってくれなければ話になりません。そこで、エージェントへの働きかけについての考え方を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 九州新幹線の開通は、九州の交通流動に大きな変化をもたらすものでありまして、これまで宮崎空港等を利用して関西方面から南九州へ訪れていた観光客についても、熊本駅や鹿児島中央駅経由へと傾いていくことも危惧されるわけでございます。このような観点からも、航空機やフェリー等を利用して宮崎に入り、新幹線を使って帰る旅行商品の造成が必要であると考えております。今回の全線開通に係る旅行商品の企画造成につきましては、昨年、鹿児島で全国の旅行会社を集めて開催しました会議での売り込み以来、さまざまな場で協議を続けておりますが、その中で、宮崎イン・鹿児島アウト等のルート設定にも力を入れまして、現在それらの商品の具体化に向けて取り組んでいるところでございます。また、このようなルートは南九州への旅の第一歩が宮崎となりますので、さらなる本県観光地の魅力アップに努めなければならないと考えているところでございます。

○外山 衛議員 もう一点、商工観光労働部長に伺います。本県の多くを占める中山間地域、これは急激な高齢化や過疎化の進行等により活力を失いつつあり、その対策は喫緊の課題であります。一方、中山間地域は豊富な農林水産資源を有しており、また、都会にはない自然環境にも恵まれております。これらの地域資源を生かすことで中山間地域の経済の活性化を図り、交流人口の増加や雇用の創出を図る必要があると考えております。そこで、今年度実施しております中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業の状況、また、来年度に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業でございます

が、産業基盤の脆弱な中山間地域において雇用の創出を図るため、平成22年度から始めた事業でございますが、現在53件の提案を採択しております。地元農林水産物を活用した新商品開発、特産品の販路拡大、農業体験や森林セラピー等の観光メニュー化など、県内各地域でさまざまな取り組みが展開されまして、全体で約240人が雇用されております。これらの取り組みを持続的な雇用の場の創出につなげていくためには、継続性のある事業に発展させる必要がありますので、今議会をお願いをしております。中山間地域新産業・雇用創出強化事業におきまして、事業化の可能性のあるものを引き続き支援していきたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしく願いしておきます。

次に、総務部長に伺います。本県の災害はもとより、北国の降雪被害等を見ても、高齢化や過疎化が進む中で、自衛隊の果たす役割は大きくなっております。現行では、本当にやむを得ない場合に限って、知事の要請のもとに災害派遣が行われておりますが、機動的・積極的に動けるよう、派遣要請のハードルを下げてほしいような気もいたします。私としては、このことが自衛隊本来の職務であるとは思っていないことが前提でございますけれども、国への働きかけを含め、総務部長のお考えを伺います。

○総務部長（稲用博美君） 自衛隊には日ごろより、災害派遣について多大の御協力をいただいております。本県では、風水害や山岳遭難だけでなく、昨年のおたふくインフルエンザへの対応など、これまで経験のない分野の活動にも迅速かつ積極的に出動いただいたところでありまして、お話ありましたように、本来、自衛隊には国防という根幹的な使命

がありまして、そのために日夜訓練等に励んでおられる中で、災害派遣の出動ということにつきましては、人命や財産の保護を目的とし、緊急性、公共性、非代替性という3つの要件をもとに判断されているところでありますので、派遣要請につきましては、その点を踏まえた上で行っていくことになるというふうに思っております。今後とも、災害時に的確な対応ができませんように、自衛隊とは連携を密にしていきたいと思いますというふうに考えております。

○外山 衛議員 ただいま、県と自衛隊との連携を密にしていきたいとの答弁がございました。私としては、より機動的な災害派遣を行うためには、都道府県知事だけでなく、現場で対応に当たっている市町村長にも災害派遣に係る要請権があつてよいのではと考えます。県の要請権をなくしてしまうのではなくて、市町村にも要請権を与えて複数のルートを用意することは、不測の事態に備えるという危機管理の原則にかなったことではないかと考えますが、この点につきまして総務部長の考えを伺います。

○総務部長（稲用博美君） 自衛隊の派遣に係ります要請権、これが都道府県知事に付与されておりますのは、広域かつ重大な災害が発生しました場合に、応急対策上、どの地域への派遣を優先的に要請すべきかを、知事が総合的な見地から判断する必要があるためでございます。なお、市町村長は、都道府県知事に対しまして自衛隊派遣の要請の要求ができるようになっておりますので、今後とも、市町村や自衛隊との連絡を密にして、災害発生時に迅速かつ的確な派遣要請ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○外山 衛議員 今、衆議院の古川議員が、憲法第96条の改定に取り組まれておりまして、ゼ

ひ憲法改正につながり、自主憲法の制定となることを祈ります。そこで自衛隊の本来の姿が正しく確立されることを望みます。

ちょっと早いんですが、最後になりました。

「新しい公共」という言葉が最近とみにふえてまいりましたけれども、民主党政権のもと、出てきたわけでありましたが、よく理解できないところがございますので、意味を教えてくださいたいと思います。

○県民政策部長（山下健次君） 格別新しいことでもないんですが、新しい公共の考え方というのは、以前、国が「新たな公」として取り組みまして、本県でも、県民との協働として推し進めてきたものと同じような考え方でございます。従来型の公共サービスが、必要な予算あるいは人、こういったほとんどを行政が提供するということに対しまして、新しい公共というのは、新しい公でも同じですが、医療、福祉、教育、子育て等の公共サービスを、NPO、企業、自治会等さまざまな主体が役割を分担して提供する仕組みを示すものでございます。

例えば子育て相談で申し上げますと、相談対応する人材とノウハウの提供をNPOが分担をしまして、相談場所を子育て中の親子が集まるスーパーが提供する。そして、相談に係る人件費等を行政が委託料として負担をする。こういった仕組みが考えられるところでございます。これによって、住民は、NPOの経験を生かした的確なアドバイスを受けられるということで、それとともに、行政機関に出向かなくても最寄りのスーパーで気軽に相談ができる。こういった県民ニーズにより即した行政サービスが期待できると考えられているところでございます。

○外山 衛議員 新しくない新しい公共の意味

は何となくわかりました。ただ、今回の新しい公共支援事業は、国の円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の一環であると思っています。経済対策であれば、ソフト事業に予算を投入するよりは、従来のように道路、橋梁、港湾等の整備に支出をしたほうが、地方の雇用も生まれ、経済効果が高いと思います。そこで県民政策部長に、新しい公共支援事業と従来型のハード事業を比べて、どちらが経済対策につながるか、見解を伺います。

○県民政策部長（山下健次君） 難しい御質問ですが、従来型の公共事業、新しい公共支援事業、どちらが経済対策として効果が高いかということにつきましては、一概には比較できないのではないかと考えておりますが、社会経済情勢が大きく変化をしております、地域社会が活力を失いつつある中で、先ほど申し上げましたように、行政とNPO、企業、大学などが協働して、新たな形での公共サービスを提供することが求められる時代になってきているというふうに考えております。

○外山 衛議員 わかるんですけども、新しい公共支援事業は、23年度と24年度のたった2年間の事業であります。金の切れ目が縁の切れ目ではないのですが、支援事業が実施される2年間はNPOが職員を雇用したとしても、2年後に失業してしまいます。民主党政権が常々言っている雇用には結びつかないのではないかとと思いますが、県民政策部長に見解を伺います。

○県民政策部長（山下健次君） この支援事業でございますが、NPO等の自立的活動を後押しすることを基本としておりまして、NPO等の事業や財務に対する指導、県民の寄附意識の醸成、こういったことを通じましてその活動基

盤が整備をされて、NPO等における持続的な雇用につながることを期待できるというふうにされているところでございます。

○外山 衛議員 この問題はここではこれ以上の議論は難しいと思います。ただ、私はいつも言っているんですが、NとPとO、この3つのアルファベットがつけば何でもオーケーという風潮があることも少し注意しないと、必ずしもNPOであればすべてがオーケーというのではないような気がします。

ちょっと早いんですが、最後に、民主党政権の政策であるのはわかっております。ただ、これは緊急雇用対策の延長上にあると思っておりますし、ともすれば「コンクリートから人へ」の反映なのかと思ったりもしてしまいます。果たして経済浮揚対策として効果があるのか否か、疑問であります。継続性のない雇用、一過性の雇用となりかねない気もいたします。やや飛躍をしますけれども、例えば、穴を掘って中野に1,000万円払います。次に穴を埋めて外山に1,000万円払います。このようなことにならないかと思ってしまう。いずれにしても、場合によってはやや的外れであったかもしれませんが、以上申し上げまして、ちょっと早目ですけれども、質問を終わります。(拍手)

○中村幸一議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 私は、ことしに入って50歳の男性から、消費税のことについてのある本を読んでみてくださいという投書をいただきました。内容を要約すると次のとおりであります。「太田さんの県議会便りの中で、税による所得再配分はずるいと竹中平蔵氏の話が載っていました。これは、ある新聞でも竹中氏自身が語っていました。彼の考え方の非情さは、例えば障がい者サービスの応能負担か

ら応益負担への変更、しまいには自己責任論で締めくくられています。一方、今、派遣社員は気がつけば30代となり、就職はもちろん、結婚さえできない悲しい現実となりつつあります。無縁社会とか、ひとり家族、孤独死、ひきこもり、地道に働く者が幸せになれない、やり直しができない社会はやはりどこかおかしいのではないのでしょうか。私は、消費税のことについてある新聞社に投書しました。残念ながら掲載はされませんでした。最近の政財界及びマスコミの消費税増税ありきに怒りさえ感じます。太田さんも忙しいと思いますが、ぜひ、『消費税のカラクリ』、講談社現代新書、斎藤貴男という方が著者であります。これを読んでみてください。正直驚きました、消費税のからくり。これでは自営業は立ち行かなくなります。金持ちから税金を取らず、庶民に広く浅く税金を搾取する仕組みが消費税とは。この本を読むまでは、私自身、国が900兆円もの借金を背負っている以上、そしてこれから高齢社会を迎える以上、福祉に税金を使うためには消費税増税は仕方ないのではないかと思っていました」。この後、いろいろ続きますが、「もちろん、この本が絶対的に正しいとは思いませんが、消費税については今後も十分研究していきたい」と述べられて結ばれていました。

そこで、知事に政治姿勢についてお伺いいたします。

私は、これまで国の税収のあり方、所得再配分の問題については、一般質問等で数回取り上げてきましたので、もういいかなと思っていたのですが、今回、新しい知事が誕生されましたので、もう一度、地方自治を守るという立場から税や財政について質問させていただきます。まず、宮崎県の財政をどのように立て直されよ

うとするのか、伺います。国も含めほとんどの自治体で財政赤字に苦しんでおり、国民や住民のニーズに行政サービスで十分こたえることができていない現状があるわけです。地方自治の確立のため、財政の健全化は緊急な課題であります。宮崎県の財政をどのように立て直そうとされるのか伺います。

以下の質問については質問者席で行います。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

財政再建についてであります。平成19年度から本県におきましては、第2期財政改革推進計画に着手をいたしまして、この4年間、財政改革に積極的に取り組んでまいりましたが、引き続き本県財政は厳しい状況にありまして、数年のうちには財政関係2基金が枯渇し、予算編成が困難になるおそれもございます。このため、現在、第3期の財政改革推進計画の策定を進めているところでありますが、なかなか特効薬はなく、歳入歳出全般にわたり緻密に見直していくことが大事だというふうに考えております。骨格といたしましては、総人件費の抑制、公共事業を中心とした投資的経費の抑制、ゼロベースからの徹底的な事務事業の見直しによる一般行政経費の抑制など、さらに効率的、効果的な歳出の実現を図るとともに、県税収入確保の一層の推進、未利用財産の売却や貸し付け等の促進、ネーミングライツ収入の積極的な確保など、歳入における財源確保の強化を図ることとし、基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政運営を目指してまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○太田清海議員 述べられましたが、後でまたその所感については述べたいと思いますけれど

も、2点目には、地方交付税等、県の歳入に大きく影響をもたらすわけですが、国の税制のあり方についてはどう思われるのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 地方交付税は、本県にとって重要な財源であります。その原資となります所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税、いわゆる国税5税につきましては、その25%から34%相当額が交付税特別会計へ繰り入れられまして、地方交付税として地方へ配分されるシステムとなっているわけでありまして。この国税5税の法定率分は、すべての地方公共団体が一定の行政サービスの水準を維持し得るよう財源を保障するものであることから、国が地方にかかわって徴収する地方税という言い方もされているところであります。近年、国税の減収などに伴いまして、地方交付税の総額が減少し、臨時財政対策債の枠が拡大する傾向にあるわけでありまして、基本的には、地方交付税の総額を確保するためには国税5税の法定率の引き上げによりまして対応すべきでありまして、地方分権確立のためにも、地方税財源の充実確保につきまして、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 素朴な質問であるわけですが、これは前回の東国原知事の時にも述べましたが、国税の5税、この法定税率で地方交付税が賄われておるということではあります。確かにその税率を上げるということよりか、地方交付税の原資となる所得税の税率を、例えば所得再配分という視点から所得税の税率自体を上げていただく、特別会計に入ってくる税金自体を入れさせるという、枠を広げさせるという、この視点も大事ではないかなと思うんですが、具体的に言うと、高額所得者への税率は今は40

%ですが、昔は75%あった時代もあった。ある学者によると、これを75%にしなくても、60%に上げただけでも6兆7,000億という税金が新たに生まれる。地方交付税の特別会計がまた大きくなるわけですね。そういう意味では、税率を上げてもらうということ、それも大事なことではないかと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 先ほどの答弁でお答えしたのは、地方交付税の法定率を引き上げるということですが、それは限られたパイの中で国と地方がどう綱引きをするかという、お互い貧乏者同士のやりくりなわけでありまして、議員の今の御指摘は、そのパイをふやすべきではないか、それを所得税でという御指摘であるかと思えます。それも一つの重要な御指摘でありますし、所得税は、御指摘のありましたような税率の引き下げが累次されてまいりましたので、所得再配分機能が弱まっているという指摘がなされております。その見直しも重要な課題であると思っておりますが、消費、所得、資産——やはり全体的な観点からの税体系の見直しの議論というものが今大変求められているというふうな認識でおります。

○太田清海議員 議論が求められているということですので、ぜひ全国知事会等でもそういう地方の声として何か反映ができないものかどうか。

それと今、国のほうで議論されております、今、私が投書で読み上げましたが、消費税に対して、国民は、私もいろんな人に会うと、もう消費税を上げることはやむを得ないんじゃないかという声がかんたん大きくなっているのかなという気がします、一般的に、消費税については税率の引き上げが国で論じられておったり

するんですが、知事は地方の立場から消費税についてはどう思われておるのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 消費税でございますが、5%のうち1%分が地方一般財源としての地方消費税、また残り4%のうちの約3割が地方交付税の原資になっているということでありまして、消費税の今行われております税率の見直し議論は、地方の歳入に大きく影響するものであります。国におきましては、今後増大をしまして、消費税の引き上げが議論されているところでありまして、医療、福祉などの社会保障関係費の増大というものは地方においても同様でありますので、さらには地方分権の進展に伴い、地方の役割が拡大していく中においては、それを支える財源の確保が極めて重要な課題ではないかという認識のもとに、26日（土）にも臨時の全国知事会議が行われまして——私は残念ながら出席がかないませんでした——国における議論の中での地方における財源の必要性等について、議論がなされたというような状況であります。政府の23年度税制改正大綱でも示されておりますとおり、地方行政を安定的に運営するためには、地方消費税の充実も含めた、消費税だけをとらまえてというよりも消費税も含めた税制全体の観点から、税源の偏在性が少なく、安定的な地方税体系というものを構築していく必要がある、そのような認識でおります。

○太田清海議員 そういう議論をいろんな国民各階層でやっていただきたいと思うんですが、実は、私もこの「消費税のカラクリ」という本を読みまして、事務方の担当者とも議論をしてみました。担当者の方も非常にまじめな方で、

反論もされました。そういう意味では、よかつたなどは思っておるんですが、ただ、国民に知られていないので、消費税の輸出戻し税、これは輸出企業が輸出した後に消費税分を戻していくという、輸出企業には消費税分が、正確に言うところ消費税分と言っているかわかりませんが、戻ってくるんです。そういう輸出戻し税という制度があります。例えば、トヨタ自動車では年間還付額3,219億円という額が戻されております。これはこの本の中に書いてあるんですが、言えれば輸出奨励金になるのではないかという書き方もされています。ただ、彼も、この推奨した人も言ったように、この本自体が正確ではないかもしれないけれども、そういった問題もある。そしてまた、派遣労働者を雇えば消費税分がかからないような形になっている。それが今日、派遣労働者が一気にふえていった一つの要因ではないかということなんかも書かれています。その逆の立場の書き方もされているんですが、そういう一つの国民に知らされていない中で消費税の議論というのは余りよくないのではないかという思いがいたしまして、知事にも聞いてみたわけです。

知事には、最後になります。今、第1番目に聞いた質問の中で、行政改革、人件費を含む経費の引き下げを行うという方向が出されたわけですが、今の時期にみんながデフレから脱却しようとして、商工観光労働部等、一生懸命になって県民の所得を上げようとか、いろんな手を、失業者対策とか手を打っておりますが、今、知事が行おうとしているそういう方向は、デフレ傾向にますます追い込んでしまうのではないかという一面もあるのではないかと思っております。知事としてその辺のところ、この行政改革のみで果たしていいのだろうかという

何か思いはないのでしょうか、その辺を聞きたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど、本県の厳しい財政状況の御説明、それへの対処のあり方ということをお願いしましたが、まず県が破産するようなことがあってはならないということでありますので、持続可能な財政というものをしっかりとつくっていかなくてはならない。そのために第3期の財政改革推進計画の策定を進めておるところであります。一方、厳しい経済状況やデフレの影響などにおける深刻な雇用情勢等につきましては、財政が厳しい中におきましても、県が対応すべき喫緊の重要課題であると考えておりますので、昨年12月には、「県民生活の安心確保と新たな成長に向けた経済・雇用対策」というものを決定いたしまして、機動的かつ的確な対策に取り組んでいくこととしたところであります。

このため、さきに議決をいただきました1月補正予算と今回提案をいたしております2月補正予算を合わせまして、約174億円の経済・雇用対策を措置してございまして、また来年度予算につきましても、骨格予算ではあります。骨太化を図りまして、約111億円の経済・雇用対策と約848億円の投資的経費を確保したところであります。持続可能な財政の確立のための取り組みというものと経済・雇用対策、その両方をしっかりとバランスをとりながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 そのバランスというところでの悩みでもあるのかなというふうには理解しますが、我が会派の鳥飼議員も言っておられましたが、児童相談所とか本来きちっと正規職員でというのがだんだん薄まってきておる。そしてまた、獣医師の確保の問題とか、また職員の中

には、いろんな要因はあると思いますが、心の病を抱える人たちがいらっしゃるということを考えて場合に、賃金も含めでありますけれども、デフレという視点も考えた場合に、何か改革の方向がそういう方向、間違っているとは言いませんが、一辺倒ではもう難しくなっているんじゃないか。逆に、職員としての力量が失われていくような改革であってはならないんじゃないか。また、企業倒産も、入札制度改革等で100社誘致したけれども、倒産も300何件あったとかいう逆の効果も出ておるわけで、ぜひその辺は、こういう改革一辺倒とは言わないまでも、果たしていいのかどうかの多少のちゅうちょは必要ではないか、そういう議論も必要ではないかというふうに思います。

私も4年間、思い起こせば、それぞれの会派の議員からいろんな意見も質問等で聞かせていただきましたが、例えば名前を挙げて申しわけないんですが、自民党の黒木正一議員も、30年、40年前の議事録を読み上げて先輩の思いを、地方の思いを訴えられたのも非常に心に残る思いでありましたが、それから水間議員も、景気回復ですよ、今からはという、そこにという思いとか、濱砂議員も地方の疲弊の状態を切々と訴えられました。代表質問では長友議員も景気、活性化というところを、その点では私も共通するところがあって、私は会派としては、景気回復、地域の活性化を図るためには一つ視点を、国の税制の問題、所得再配分という純粋な機能を本当に働かせるということをしななければ、本当の県民の幸せにはつながらないのではないかという思いが強くなるわけです。そういう思いをいたしましたということで、知事についてはこれで質問を打ち切りたいと思います。

次に、県民政策部長にお尋ねをいたします。先ほど外山衛議員からも質問がありましたが、新しい公共支援事業についてであります。

この新しい公共という考え方が出てきた経緯についてお聞きしたいと思います。

○県民政策部長(山下健次君) 新しい公共の考え方、これは以前、国が「新たな公」として取り組みまして、本県でも県民との協働として推し進めてきたものと同じような考え方でございます。新しい公共が本格的に取り組まれるようになりましたのは、疲弊する地域社会にあって地域を支えるきずなが失われつつあること、一方で、全国各地で子育てや介護など身近な問題を解決しようとする市民あるいはNPOなどの動きが広がっていること、そして人を支える役割を行政だけではなくて、国民の一人一人も参加して社会全体で担っていく新しい公共という考え方が必要であることという政府の認識があったということでございます。こういったことを背景にいたしまして、国のほうで有識者によって構成されます新しい公共円卓会議、ここにおきまして、そのあり方等が検討され、昨年6月に「新しい公共宣言」が出されたところでございます。

○太田清海議員 新しい公共というものが現在の政府の中で特に議論されてきたのかなというふうには感じますが、今それを受けて、県が今回実施しようとしております新しい公共支援基金事業、この内容についてお伺いいたします。

○県民政策部長(山下健次君) この事業は、大きく2つに分かれておりまして、一つは、NPO等の活動基盤を整備する事業でございます。具体的な中身としては、専門家の派遣、あるいは研修会の開催等によるNPO等の活動の基盤の強化、NPO等に対する寄附文化の醸

成、そしてさらには金融機関からの融資の促進等の取り組みを予定しております。

もう一つ、2つ目ですが、これはモデル事業でありまして、NPO、企業、行政等、多様な担い手によって協働を行うものでございます。このモデル事業の例といたしまして、地域を挙げて森づくりを進める事業で、NPOは植林のノウハウを指導する、一方、企業は植林や下刈りに参加をする、行政は住民への広報等を役割分担する、こういった協働事業が考えられるところでございます。

○太田清海議員 新たなモデル事業ということではありますが、市町村でも、たしかこういった関係の事業はあるように伺っております。地区の住民の方と一緒に公がやっている事業、似たような事業かなというのは感じておるんですが、新しい公共事業、公から見た場合に、かゆいところに手が届くような事業になる可能性はあるのではないかと、よい面といいますか、光のような面と、もう一つちょっと心配しておかなきゃならんのは、公と民間との関係のあいまいさ、公の責任の分担のどこを限度とするかとか、責任のあいまいさが将来出てくるようになってはいけないのかなと思っております。この問題についてはまた常任委員会で議論されると思いますので、これまでにしておきます。

次に、同じく県民政策部長にお聞きいたしますが、「宮崎県住民生活に光をそそぐ基金」についてであります。

県内でも、労働福祉団体等が行う多重債務者向けの融資制度創設をしようとしているんですが、その貸し倒れを補てんする保証基金への拠出について、「住民生活に光をそそぐ交付金」が対象事業としてなじまないものかどうか、お

伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） この交付金事業でございますが、これは、住民生活に大切な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった、例えば消費者行政あるいは自殺対策、こういった分野に対する地方の取り組みを支援するため、本年度の補正予算で創設されたものでございます。この交付金は国の緊急総合経済対策によりまして措置されましたが、地域における経済・雇用対策の一環として、原則として景気や雇用の拡大につながる事業を対象とするということになっております。こういったことから、後年度に返還が予定されております貸付金あるいは出資金などについては対象としないこととされておまして、御質問ありましたような拠出はこの交付金の趣旨に沿わないのではないかと考えております。

なお、多重債務問題につきましては、県では、消費生活センターを中心といたします相談体制の整備によりまして、より根本的な解決を図る方策、あるいはその啓発の強化に取り組んでいるところでございますので、こういった事業を通して関係機関と連携しながら、多重債務者対策に努めているところでございます。

○太田清海議員 結論としては、なじまないということであります。既存の制度の中で、そういうのも紹介をされましたが、私は、多重債務者問題は、ただ単に金を貸す、そして返済の計画を立てるとかいうことではなくて、恐らく借りる側の人たちの生活指導といいますか、人生観も含めた指導もしないと、なかなか難しくなっているんじゃないかなという気がいたします。私の経験でありますと、例えばこれは言い過ぎかもしれないけれども、いろんな生活保護の相談やあったときに、缶ジュースを持つ

できながら相談する方もいらっしゃいます。100円というお金でありますけれども、それをまず節約しなさい、そのことを子供に教えなさい、そのことがあなたの家庭をまた守っていくことになるんですよと、そういう生き方の問題、そういういったところも含め指導しながら、自立をさせていった経緯もあります。私は、単に金を貸すとかいうだけではもう限界になってきているのではないかなと思ひまして、既存の制度でも可能かもしれないけれども、そういうところに手厚く相談業務をしていくというような制度があれば、公としても、先ほど言った新しい公共事業ではありませんが、そういう任務分担として将来あってもいいのではないかなという気がいたします。ぜひ、検討していただきたいと思ひます。

次に、公共交通の確保についてということで県民政策部長にお尋ねいたします。

県の事業の中で、未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業というのがありますが、この内容についてお伺いしたいと思います。

○県民政策部長（山下健次君） バス利用者の減少によりまして、既存のバス路線の維持確保が困難になります。こういった一方で、みずから自動車を運転できない高齢者の方が増加しておりまして、特に過疎化あるいは高齢化の進む地域の交通手段の確保が大変大きな課題となっておりますのでございます。この事業は、市町村と一緒にしまして、地域が抱える公共交通の課題あるいはその解決策について調査研究を行いますとともに、デマンドバスの運行など、新たな地域公共交通の実証実験等を行う市町村に対して支援を行うというのをその内容とするものでございます。これによりまして、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワーク

の確立を図ることを目的としたものでございます。

○太田清海議員 県単事業で1,832万ほどの予算を県のほうで独自に組んでおられるということでは、非常に努力されておるといふふうに思いますが、コミュニティバス導入後2年経過して補助を打ち切られた以降の対応もあるのかなと思ひますが、いろんな悩みがまた出てくると思ひます。こういった事業を通しながら、市町村に助成をするということのように聞いておりますが、ぜひ公共交通を守るという視点からこういった研究もしていただきたいと思ひます。

もう一つ、今度は国の地域公共交通確保維持改善事業というものが出されていますが、これは生活交通サバイバル戦略とかいうような言葉であらわされておりますが、この事業の現在の国の動向といいますか、内容について知るところがありましたら、お知らせいただきたいと思ひます。

○県民政策部長（山下健次君） 国の今回の事業の内容でございますが、バスの運行支援あるいは離島航路支援、こういった地域公共交通に係る予算を統合いたしまして、地域公共交通確保維持改善事業ということで今回の政府予算案に305億円を計上しているところでございます。この事業の内容ですが、国の説明によりまして、この事業は、これまでの事後的な欠損の補助、あるいは期間限定の立ち上げのみの補助、こういった問題点を抜本的に見直しまして、独立採算が難しい地域においてもそれぞれの地域の特性に応じた効率的な公共交通が確保できるよう、必要な支援を行うものとされております。ただ、現時点でも、この事業の詳細につきましても、明らかにされていないところもござ

いますので、現在、引き続き情報収集に努めているところでございます。

○太田清海議員 わかりました。疲弊する地域公共交通、宮崎県も、全国でも大変だと思えますが、ぜひこういった制度を、国も力を入れてこようとしているのかなという気もいたしますけれども、大いに活用していただきたいと思っております。

公共交通の確保に関連いたしまして、これはさきの代表質問の中で民主党の田口議員が質問したところでもあるんですが、日豊本線のライナーの廃止による、いろんな措置が発表されました。ちょっと不明なところもありましたので、確認をしていきたいと思えます。日豊本線のこれまでライナーを使っていた人が、廃止されることによって特急を利用しなきゃならないということではありますが、このJRの回数券を利用できるのは定期券利用者のみかどうか、そしてまた、ライナーが走っていた時間帯の特急ではなくて、すべての特急にその回数券を使えるのかどうか、お尋ねいたします。

○県民政策部長（山下健次君） この回数券の正式の名称は、定期券専用特急料金回数券ということでございまして、今回、この回数券は、定期券と同時に利用する場合に限り利用できるということになっております。また、日豊本線の延岡―宮崎間、宮崎―都城間であれば、すべての特急列車で利用できるということになっておるようでございます。

○太田清海議員 わかりました。回数券ということであれば定額なのかなと思えますので、これは省略いたしますが、私も実は、平成16年にライナーが一部廃止されたときに、JR九州鉄道事業部のほうに、利用者とともに、こういう負担増になるようなダイヤ改正はやめてほし

い、ぜひ利用者が使いやすく乗りやすいようなダイヤ改正をしてほしいということをお願いしたことがあります。その関係もありまして、ここについては質問してみたいと思っていたところではありますが、先ほどの質問の回答の中で、回数券を使う制度については利用者の料金負担増を緩和するためという答弁をされております。それを聞くと、何か暫定的なものかなと、期間が限定されているのかなという思いがするわけですが、期間についてはどうなっているんでしょう。

○県民政策部長（山下健次君） この緩和策というのは暫定的なものとは伺っておりませんが、発売期間としては来年の3月31日までとされておりますが、暫定的という意味でこうなっているのではないようでございますので、県といたしましては、継続して販売されるように、JR九州に対して要望をしてみたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。暫定的なものではないというふうに理解をしておられるということではありますが、こういう制度になったことについては、私たち利用者としては残念な思いもするわけですが、JRのほうもそれなりの努力をされているところもあります。これを有期限じゃなくて一つの継続的なものとして、ぜひ県民政策部のほうからも要望を強くしていただきたいと思っております。

次に、高千穂線鉄道施設整理基金の積立額について発表がありましたけれども、これは、約11億の基金を積み増しして、不要なといひますか、使われない資産を撤去していく、取り除いていくということで、積み立てをするということになっておるようですが、この積立額11億、そして残っていた基金が1億あったという

ことで、12億で撤去してしまうということのようですが、この基金額で十分なのかどうかということを質問したいと思います。

○県民政策部長（山下健次君） 旧高千穂線の施設の取り扱いにつきましては、先般、高千穂線鉄道施設整理基金運営協議会というのがございまして、それを開催いたしまして、今後10年間の撤去計画と積み立て計画を定めました。この2つの計画は、沿線住民の意向等も踏まえまして、県と沿線自治体で協議を重ねて作成したものでございますので、撤去費用は積立額の範囲内でおさまるものと考えております。なお、今回、撤去対象とした施設につきましても、引き続き活用の可能性について検討していただくよう、沿線の自治体をお願いしているところでございます。

○太田清海議員 12億で十分ではないかということが回答であったと思うんですが、私も、高千穂鉄道が廃止されようとした時点で、質問、反対意見なんかも述べたことがあります。その中で、あるコンサルタント会社によると、あの鉄道を台風による被害後、復旧するのに26億円かかるということが言われておりました。26億円かかるというのであれば、撤去しなければならない費用が26億円を超えると、もったいないじゃないの、やっぱりあの鉄道を走らせたほうがいいんじゃないのという意味での反対討論なり質問をしたことがあります。26億円を超えるような基金積み立てに将来なっていくと、やっぱりいけないんじゃないかという気がいたします。今言ってもしょうがないことなんですけれども、この基金については有効利用を図ることが本当に大事なことだろうと思うんです。日之影でも、TR列車の宿というのもつくられて一生懸命頑張っておられます。それか

ら、森林セラピーロードも整備されようとして、残った資産を一生懸命活用されておられるわけですけれども、ぜひこういったところにも県としてもひとつ目配りをしていただいて、残る施設についても有効活用を図る、26億円以上にならないようにひとつやっていただきたいと思います。お待ちしております。

次に、農政水産部長にお聞きいたします。家畜防疫についてであります。

家畜の免疫機能についてお尋ねしたいと思います。ある新聞報道によると、豚を養う、密飼いをする、いっぱい養うと、豚にストレスがお互い仲間内でたまって、豚のしっぽをかんでしまう、食いちぎってしまうというのがありました。養豚業の人は最初から豚のしっぽをカットして養うんだという現実があるわけですけれども、何か動物にもストレスを与えるような飼い方というのは病気に対して弱いのではないかという思いもあるわけですが、家畜の免疫機能について農政水産部長にお聞きいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 免疫機能とは、体内に入ってきたウイルスや細菌など、病気の原因となる微生物等の異物を攻撃し、排除しようとする生体の防御機構でございます。言いかえれば、病気を引き起こす外敵から自分自身の体を守る働きそのものが免疫機能と言われております。

○太田清海議員 専門家ではありませんので、ちょっとわかりませんが、漠然とした言い方ですと、私のある友人がこんな経験を言ってくれました。庭に水道水をずっとまいていたんです。途中から、谷川の水があるから谷川から水をとってまいたら、花が咲き始めるし、実がどんどんなり出すというようなことがありました。これはやっぱり谷川の水の養分といいます

か、そういったのがあるのかなど。自然界の底力ということだろうと思います。一生懸命、畜産に取り組んでおる方々にこういった言い方は本当に申しわけないかもしれませんが、今後、鳥インフルエンザ、口蹄疫、一生懸命防衛してもどこかで忍び寄ってくる、こういう状況の中で、動物自体、家畜自体の免疫力を高めておくということも研究分野にあっていいのではないかと。知事も言われたように、特定疾病のない畜産経営の確立を目指すということですので、私は、免疫力ということを高める対策も必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか、農政水産部長。

○農政水産部長（高島俊一君） 先ほど申し上げましたように、免疫機能とは本来持っている自分自身の体を守る働きですので、家畜の免疫機能を低下させずに健康な状態を保つためには、ストレスが少ない快適な環境で飼育することが最も重要であると考えております。このため、飼養衛生管理基準にも規定されております「家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと」などを遵守するように、今後とも畜産農家への指導啓発を図ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 いろんな取り組みをされているところもあると思いますので、もう一つ言っておきますと、私も兄が牛を養っております、その他の人にも聞いてみたんですが、昔の牛は土を食べていたと。放し飼いにすると、行って自分で土まで食べていたと。あら、うちの牛は土を食べてるねと。そこに大地から何かを引き取ろうとする、何かそういうものが本能的にあるのではないかと、そしてバクテリアとかいろんなものを体内に取り込んで、自分の抗体をつくっていくというものがあるのではないかと

などと思ひまして、こういった質問もさせていただきました。ぜひ、免疫機能を高める、そういった視点も今後の何かの視点に置いていただきたいなと思っております。

それから次に、消毒ポイントの体制について伺いたいと思います。私も、北浦、北川で鳥インフルエンザが発生したときに消毒ポイントの見舞いにも行きましたけれども、寒さで消毒液が凍ってしまって噴霧できない。火を一晩じゅうたきながら温めて、そして噴霧しているという人たちもいらっしゃいました。消毒ポイントの体制について現状どうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の高病原性鳥インフルエンザの対応では、第1例目の発生を受けまして、直ちに移動制限区域内の幹線道路等に21カ所の消毒ポイントを設置いたしました。以後、発生が増加するに伴い、設置箇所をふやしまして、最大で75カ所に設置をしてきたところでございます。消毒ポイントは早急に立ち上げる必要があったことから、設置当初は、市町村や関係団体等の御協力を得まして、消毒を実施いたしておりましたが、期間の長期化に伴いまして、外部委託を行うなどの対応を行っているところでございます。今後とも、消毒ポイントの適切な設置と運営に努めながら、蔓延防止を図ってまいりたいと存じます。

○太田清海議員 ここについては、時間もありませんので、要望をお伝えしたいと思います。県の消毒ポイント、市町村のポイントなどの場合、職員が駆けつけて速やかな防疫体制、作業を進めております。それは本当に見事であると言わなければならないと思いますが、国家防疫、県下一体となった防疫の観点から考えますと、初動の設置以降につきましては、県、市町村、関係団体

と一体となった取り組み、県民、民間活力を活用できる外部委託、これは私は雇用という点に力点を置いておるんですが、いわゆる県民総力戦というのが、防疫が必要であると考えております。日ごろから、関係者と一体となった協議会とか災害協定の締結、そういったお互いの協力の体制を事前に十分対応していただきたいなと思っております。どうぞよろしくお尋ねいたします。

次に、環境森林部長にお尋ねします。太陽光発電についてであります。平成22年度の太陽光発電システムの導入支援事業補助金に関して、予算上限到達による受け付け終了はいつだったのか、またそれをどのように周知したのかを環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 太陽光発電システム等導入支援事業の補助金につきましては、平成22年度は当初予算に1億5,000万円で受け付けを開始したところでございますけれども、多くの申し込みをいただきましたことから、さらに9月補正で1億円を増額したところでございますが、12月3日に予算上限に達しましたので、同日に受け付けを終了したところでございます。この受け付け終了につきましては、終了の約1カ月前、11月上旬にでございますけれども、施工業者への説明会を開催しまして、設置予定の方々への御連絡をお願いするとともに、新聞等の報道にも取り上げていただいたところでございます。

○太田清海議員 補正で追加をしていただき、またうれしい悲鳴であろうと思うんです。クリーンヒットした政策であろうと思うんですが、実は私が気にしたのは、平成21年度実績の事業なんです。実績報告書が提出期限に間に合わずに補助金が交付されなかったということもあ

りますが、どのように21年度の問題について改善を図ったのか、お尋ねいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 昨年度はそういうことがございましたので、今回、この事業を行うに当たりまして、この事業そのものが設置工事を完了させた上で3月1日までに実績報告書を提出していただくということになっておりますので、この手続につきまして、昨年10月下旬以降に補助金の交付決定がなされた方々につきましては、交付決定の通知とあわせまして、注意喚起の文書を一緒に送付いたしますとともに、提出期限の2週間前、2月15日までに実績報告書の提出がない方々に対しましては、重ねて提出期限が間近であることをお知らせする文書を送付したところでございます。

○太田清海議員 いろんな文書の改善を図られたということでもありますので、よかったと思っております。総務部長にもお願いしたいんですが、県庁内の県民向けの文書の中でわかりづらいもの、誤解が生じやすいものがあるとするならば、それはぜひ県民の立場から変えていただきたいと思いますと思っております。

次に、県立病院の体制について病院局長にお尋ねいたします。

昨年の9月議会において、我が党の外山議員の院内保育所の設置に関する質問があったわけですが、宮崎病院での試行結果を分析した上で、日南病院、延岡病院における実現可能性を検討したいとの答弁がありました。この取り組みについて、宮崎病院での取り組み状況と実績、そして延岡病院での院内保育の実施の方向性についてお伺いしたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） まず、宮崎病院におきましては、昨年の10月にゼロ歳児から小学3年生までの病気等の乳幼児または児童を対

象に、24時間いつでも対応できる院内保育の試行を開始し、本年1月までの約4カ月間で延べ97名の利用があったところであり、また、延岡病院におきましては、宮崎病院の試行状況や他の病院等の事例を研究するとともに、院内の職員に対し、改めて保育ニーズ調査を行うなど、平成23年度中の試行に向けまして、現在、さまざまな検討を行っているところであります。院内保育の実施により職員の働きやすい環境が充実できれば、医師を初め、医療スタッフの確保につながり、そのことにより病院事業全体の経営にも好影響をもたらすものと考えておりますので、院内保育の運営に当たりましては、コスト的な検証や効率的な運営はもとよりであります。まずは育児を行う職員が安心して働けることを念頭に組み込んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ありがとうございます。

教育長に今度はお尋ねいたします。延岡総合特別支援学校についてであります。開校まで残り1年となり、いい学校をつくるためには保護者や教職員の意見を十分聞いて、今後もしっかりと聞いていくべきだと考えておりますが、どのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 延岡総合特別支援学校、仮称であります。この開設準備に当たりましては、平成21年4月より学校職員で構成します設置準備委員会を設置して、これまで16回の会議を開催して、教育課程や施設整備等について検討を行ってまいりました。また、詳細な検討を要する事項につきましては、組織運営、子育て支援機能、自立支援機能の3つの作業部会を設けますとともに、その具体的な内容を検討する15の作業チームを設置しまして、延べ60

回を超える会議を開催しますとともに、並行して保護者や関係者の御意見を伺ってきたところでもあります。このほか、地域の医療・福祉関係団体等からの個別の意見聴取ですとか、合同での検討会を開催しながら、広く関係者の御意見を踏まえて検討を行ってきたところでもあります。

また、施設・設備の設計につきましては、平成21年度に基本設計案を各学校で保護者や教職員に公開いたしまして、保護者を含めて187件の御意見や御要望をいただいたところでもあります。それらを踏まえまして、例えば音楽室の増設ですとか、作業棟の拡充、教室配置の変更などの見直しを行ってきたところでもあります。また、実施設計につきましても、随時、設計案を各学校で同様に公開しまして、内装ですとか、水道、コンセントの位置等細部にわたる詳細な検討を行いますとともに、学校運営等のソフト面もあわせた調整を行ってきたところでもあります。今後とも、教育委員会といたしましては、保護者や関係者の御意見を踏まえながら、基本構想の理念に基づき、多様なニーズに対応できる特色ある学校づくりに向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 要望だけにいたします。答弁いただきました。県北では、こども療育センター的な機能を持った施設をぜひつくってほしいというのが前々からあります。ぜひ、福祉保健部、それから活用できるならば教育委員会等含めて議論していただきたいなと思っております。それから、この総合特別支援学校については、付加機能の充実をぜひ図っていただきたいという要望を述べて、私の質問をすべて終わりたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時36分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕(拍手) 新みやざき、松田勝則でございます。4年間の思いがあれこれ胸の中を去来している中、こうやって最後の議席に登場させていただけること、本当に感謝しております。

まずは、本日4日ぶりに噴火が見られた新燃岳、それから鳥インフルエンザの厄災に遭われた多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、2月もきょう1日となりました。「鶴戸さん参りは春三月よ」と歌われるように、あすは早3月。冬の寒さが厳しかったことし、春の訪れがいつになく心待たれます。この季節、私の地元では、大地の躍動を「山が笑う」と表現いたします。芽吹き気配、そして若草の香り、土がもえ出るその様子、これを「笑う」と言いあらわした先人の表現力に、山里の豊かな感性を感じます。先ほど、9時4分、震度3の地震が県下一円で感じられたと報道されました。ことしの山は笑っていらっしゃいますか。新燃岳は叫んでいるのか、あるいは泣いているのか。大自然のシグナルをどうとらえるのか、県民の関心の厚いところですよ。

次に、河野知事、まず、改めまして、第53代宮崎県知事に御就任されましたこと、心よりお祝い申し上げます。就任早々さまざまな厄災の発生、また天災と、立て続けに県民にとりまし

て苦難の事態となりましたが、何とかこの苦難を乗り越えようと、我々県議会議員も気持ちは知事と一緒にあります。県議会議員の任期も2カ月余りとなりました。知事、それから県職員の皆様、県民の皆様とともに、一生懸命取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

私たち県議会にとりまして、今任期最後の議会となりました。私にとりまして、初登壇となりました平成19年9月議会における代表質問のときのあの緊張感、高揚感は、今でもはっきり覚えております。その緊張や高揚感、そして県民のために、県民とともにという気持ちは何ら変わりはありませんが、しかしながら、世界の情勢、我が国の形、本県の状況は大きく変わりました。特に本県においては、鳥インフルエンザに始まり、リーマンショック、口蹄疫、新燃岳の噴火など、大変厳しく、つらい4年間ではなかったかと考えます。だれが悪いというわけではありません。しかし、河野知事におかれましては、ゼロからというよりは、マイナスからのスタートではなかろうかと考えるところです。しかしながら、ぎゅっと圧縮されたばねが、ぼんと反動で大きく伸びて、伸び上がるように、県民の意識や県職員の意識の改革、そして県の進むべき方向づけ、知事のリーダーシップの発揮があれば、大きく飛躍できるものと考えます。

知事は立候補に当たって、政治理念として、1、クリーンで開かれたみやざき、2、「絆」を大切にするみやざき、3、潜在力を生かして挑戦するみやざきの3本の柱を掲げられました。それをベースに希望に満ちた社会を具現化する宮崎モデルを築き、「みやざき新生」を実現すると、胸躍るような思いを発露されておら

れます。さて、知事にとりまして、他県から見て、または中央から見て、我が宮崎の強みをどのように分析しておられますか。それをどう県政に生かしていかれるか、これをお聞きしたいと思います。

以下は質問者席にて質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

宮崎の強み、オリジナリティーについてであります。私が思う宮崎の強みは、温暖な気候や緑豊かな自然環境、さらには宮崎ならではの神話伝承、さらに彩り豊かな歴史、立派な先学者の皆様、そしてすぐれた農林水産資源、そして何よりも、穏やかで心優しく、つながりを大切にす県民性ではないかと考えております。このような強みを生かしながら、県民の皆様と一緒に、宮崎らしい、新しい豊かさを築いてまいりたいと考えております。例えば、産業の面では、本県の基幹産業であります農林水産業のポテンシャルを生かした総合的なフードビジネスの展開による「食の王国みやざき」づくり、あるいはすぐれた日照条件や豊富なバイオマス資源を生かした環境・新エネルギーの産業づくりを進めてまいりたいと考えております。また、新しい価値や仕組みを創造する取り組みとして、温暖な気候や豊富な資源を生かして、例えば、スローライフなどの新しいライフスタイルの構築や持続可能な循環型の地域づくり、さらに、本県に残された人や地域の「豊かな絆」を貴重な財産として日本一の子育て・子育て立県を目指しますとともに、健康長寿社会や暮らしやすい地域づくりなどに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。なお、議員が例えで表現されたばねについては、全く私も

そのように考えておるところでございます。口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳と、大変な状況ではありますが、これはそのさらなる、次なる飛躍に向けた、いわばおもしろがっているような状況ではないかと思っております。この難局を県民一致団結して乗り越えることによって、次なる飛躍、まさにジャンプが実現するのではないかと、そのような希望を持って頑張ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○松田勝則議員 ありがとうございます。特に宮崎県にしかないオリジナルといたしますと、やはりこれは神話に尽きるかと思えます。日本神話の中で、日向神話というジャンルがございます。また、宮崎県の場合は、他の大和ですとか出雲ですとか伊勢という地域と違って、県土一円に神々の旧跡、故事来歴が残っているという、大変に特異な地域でもあります。神話をどうとらえるかは別でございますけれども、私たちの祖先の営んでこられたその事跡が、国の記録として、地方から中央に上がってストーリーが編成されたと思えば、やはりこれは宮崎県にとって宝だと思っております。この神話につきましては、また後ほど質問があるようでございますけれども、ぜひ宮崎県の一つの看板としてお聞かせいただきますようお願いいたします。

続きまして、ドクターヘリにつきまして何点か質問させていただきます。ドクターヘリのことを聞こうと思いましたが、どうやら今ドクターヘリの任務を担っておるのが防災救急ヘリコプターですね。この防災救急ヘリコプターの運航状況を調べますと、おのずとドクターヘリ運航の状況がわかるのじゃなかろうかと思って調べてみました。そうしますと、延岡市県北地区

が特に運航が多いということなのですが、最近の防災救急ヘリコプターの運航状況と、特に延岡市での状況を総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 防災救急ヘリコプターの運航状況ですが、平成22年度124件で、前年と比較しまして34件増加しております。平成17年に運航を開始して以来、最も多い件数となっております。運航の種別につきましては、病院間の転院搬送などの救急が80件、山岳遭難などの救助が34件、他県への広域応援などが8件となっております。地域別の運航件数につきましては、延岡市消防本部管内が47件で、次いで宮崎市消防局管内が22件、非常備地区が19件の順となっております。延岡市消防本部管内への救急出動が多い要因としましては、重篤な患者や緊急措置を要する患者を、県立延岡病院を初めとする延岡市所在の医療機関から、宮崎大学附属病院や熊本県内の医療機関等に転院搬送するのに当たりまして、陸路では搬送時間を要し、患者への負担も大きいということから、防災ヘリが活用されているものと思われまます。以上でございます。

○松田勝則議員 約半数以上が県北延岡市の消防本部管内ということなのですが、転院搬送ということで、これであれば、ドクターヘリの発着も、その本拠地を延岡に置いてもいいのではなかろうかと思うぐらい、本当に出動回数が多いんだなと思います。

次に、ドクターヘリなのですが、ドクターヘリ、聞きましたら、田んぼのあぜ道でも着陸が可能と聞いております。大変機能的で心強い限りなんですね。そして、県の地域医療再生計画で、県内に2カ所のヘリポートを整備されると聞いております。その1カ所は宮崎大学医学部ということなのですが、もう1カ所が延岡と

伺っております。もう1カ所、延岡市内、特に県立延岡病院の付近にということ聞いておりますが、このヘリポートの整備計画を病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 議員御指摘のとおり、県立延岡病院の敷地内に救命救急センターを新築いたしまして、あわせて、このセンターの屋上にヘリポートを整備するものでございます。今後のスケジュールといたしましては、平成23年度に建物の基本設計及び実施設計等を行い、24年度中の完成を予定しているところであります。

○松田勝則議員 もう間もなくドクターヘリの発着基地ができるということなのですが、法的な規制ですとか騒音ですとか、付近住民との協議が不可欠であることは言うまでもありません。遺漏なきよう周辺との調整をしっかりとお願いいたします。

さて、そのドクターヘリなんですけれども、ドクターヘリが運航することで、どのような効果が望めるのでしょうか。ヘリポートを整備されることによって、どのような効果が私たち県北の市民にはもたらされるのか、続きまして、病院局長に伺います。

○病院局長（甲斐景早文君） 延岡市内のヘリコプターの離着陸場につきましては、現在、延岡病院から救急車搬送で15分程度を要します大瀬川河川敷等が利用されているところであります。病院敷地内にヘリポートを整備することによりまして、一分一秒を争う患者さんに対する迅速な対応と、搬送中の患者さんに対する身体的負担の大幅な軽減ができるものと考えております。

○松田勝則議員 続きまして、福祉保健部長に伺います。ドクターヘリの運航経費についてで

す。防災ヘリのほうを調べてみました。防災ヘリにかかる費用は年間1億6,200万円、これはランニングコストで全額が県費負担になっています。この1億6,200万円をベースに、人件費が約5,600万円、総額で2億1,800万円が年間の経費とされています。ドクターヘリの場合は、他県の例を見ますと、年間2億1,000万ぐらいの経費を、国と県が折半し、企業に運航を委託する仕組みなんです。国からの地域医療再生基金が終了した後の運航がスムーズにいくのか、ちょっと心配のあるところ。経費について伺います。

○福祉保健部長(高橋 博君) ドクターヘリの運航経費につきましては、議員がおっしゃいましたように、国と県が2分の1ずつを負担する補助制度がありまして、地域医療再生基金が終了する平成25年度までの県負担部分については、当基金の活用を予定しております。基金終了後も国庫補助の活用を予定しておりますが、県の負担分につきましては、財政力指数に応じて、負担額の2分の1から5分の4が国からの特別交付税により措置されることとなっております。本県につきましては、現在のところ、5分の4が措置されることとなっております。

○松田勝則議員 次に、近県とのドクターヘリの連携について伺います。ドクターヘリ、自県で、自分のところの県で運航せずに、例えば滋賀県と大阪府ですとか、そういう感じで他県と共同で乗り入れするような自治体も見られるようです。ドクターヘリ、ちょうど南九州では時を同じくして、宮崎県、熊本県、鹿児島県の3県が整備が進むわけなんです。よく考えるのは、1機が出動中に緊急事態が発生した場合には、次は防災ヘリが出るのでしょし、また新たな事態が発生したら、警察ヘリあるいは他県

のヘリに協力を要請するような形になるかと思われるんです。近県、時を同じくしてドクターヘリが登場いたしますけれども、近県のドクターヘリとどのように連携していくのか、福祉保健部長、伺います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 県境部においては、救急患者を隣県の病院に搬送したほうが、より迅速で効果的な治療が受けられる場合も想定されますことから、隣県と連携したドクターヘリの活用を図ることは、大変重要だと考えております。現在、本県と隣接する大分、熊本、鹿児島において、平成23年度から24年度の導入に向けた準備が進められておりますので、今後、これらの県と協議を行いながら、具体的・効果的な連携のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 次に、医師確保の問題について、病院局長に伺います。医師については、地域による偏在、また診療科による偏在など、全国的に医師不足が叫ばれる中、本県の医療を考えると、医師の確保が喫緊の課題であることは論をまたないところです。1月26日、私ども新みやざき会派の視察で、水間代表の地元、小林市の小林市民病院に伺いました。まさに窮状を目の当たりにしました。小林市民病院においては、これまで小児科や産婦人科が休診となり、まさに医師不足のために市民の医療が確保できないという危機的状況でしたが、宮崎大学医学部「地域医療学講座」の御支援のもと、2月8日から週1回、小児科の予約診療が行われております。さらに、来る4月からは、常勤の医師も1名派遣いただけることになり、現在、県外で勤務している医師と合わせて2名の医師を確保できることとなるなど、地域の医療を考えますと、非常に大きな前進でした。同様のことは

各地で行われているわけですが、このような常時診察ができない小林市民病院のような状態は、まだまだ大きな課題が残ります。さて、地域の中核病院である県立病院におきましても、医師不足の影響は大変大きく、今のところ、県立日南病院が4科目、神経科などが休診、延岡病院では、神経内科、消化器内科など、5科目の休診科が見られます。その解消はもちろんのことでありますが、一方で、中長期的な視点から、医師の安定的な確保について取り組んでいかれる必要があるのは論をまちません。そこで、将来の医師確保につながる対策についてどのように考えておられるのか、毎回聞いておりますが、最新のお考えを病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 中長期的に安定的に医師を確保していくためには、宮崎大学を初め各大学医局との良好な関係を保ちながら、引き続き、医師の派遣要請を粘り強く行うことが重要であります。臨床研修医の確保につきましては、これまで、研修病院としての受け入れ体制の強化のために、研修指導医をふやすとともに、研修医の処遇改善や医学生向けの病院説明会への参加など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。来年度は、研修内容の充実を図る観点から、従来の各県立病院個々の研修プログラムに加え、3つの県立病院を1つの病院群として研修を行う新たな臨床研修プログラムを作成いたしまして、これらのプログラムの魅力や県立病院の特色などを周知していくため、東京など各地で行われる病院説明会等に積極的に参加するとともに、医学生を対象に県立病院の見学バスツアーを実施するこ

ととしております。

○松田勝則議員 県外の病院説明会などにも参加されるということ、大変心強く感じております。ぜひ宮崎県の魅力、知事がおっしゃった強みを強くアピールされて、一人でも多くの有為な人材を宮崎にお招きいただきたいと思えます。

医師確保、続いて参ります。医師確保につきましては、私は、県として一体となった取り組みが必要な重大な課題と考えているんですが、昨年末の新聞記事において、県内の医師確保については福祉保健部で行われ、そして県立病院の医師確保については病院局で行われている、同じ県で2つの部署で同様のことを行っている、これは二重行政になっていやしないかというような指摘を散見いたしました。二重行政、この点につきましてどう考えておられるのか、病院局長に伺います。

○病院局長（甲斐景早文君） 病院局におきましては、県立病院が高度医療を担うこと、また、各診療科が連携して診療に当たるチーム医療を行うことから、いわゆる専門医の確保に努めているところであります。一方、福祉保健部におきましては、県全体の医師確保対策を推進する観点から、住民に身近な市町村等の病院で初期診療を担う、いわゆる総合医の確保を初め、小児科、産婦人科といった確保困難な専門医の確保に努めているところであります。このように、福祉保健部と病院局が役割を分担した上で、連携をとりながら情報を共有し、一体となって進めているところでありまして、医師確保について、多様な取り組みができているものと認識いたしております。

○松田勝則議員 県民総力戦という言葉もございます。県民も含めた形で、ぜひ医師確保に取

り組んでいただきたいと思います。

続きまして、商工観光労働部長に、若者の就職支援につきまして3問伺います。

今議会、これまでも就職支援について多くの質問がなされました。今回、就職問題の中でも、とりわけ若年者、18歳から40歳とされている若年者の就職支援について伺おうと思ひ、この年齢層の失業率ですとか求職状況を把握しようと思ひ担当課に尋ねましたら、意外でした、県にはこのデータがないんですね。例えば完全失業率、最新の数値は5年前、平成17年の国勢調査のデータでした。もっとホットな情報をと県の職員に無理を言ってやっと入手したのが、平成21年度の年齢別有効求職者数でした。これを見てもみると、年齢は5段階で分類されています。16歳から24歳までがスタート地点、あとは25歳、35歳、45歳と、10歳刻みでくくられておりまして、ゴール地点は55歳以上となっております。この5段階の中で最も求職者が多いのが、まさに若者でした。約2万3,000人の有効求職者のうち、25歳から35歳までの方は約6,000人、全体比率にして26.2%と圧倒的に多い数字です。やっと宮崎の就職状況を年代別に見ることができたわけなんですけど、さて商工観光労働部長、本県では求職者の多い若年者へはどのような就職支援を講じておられるのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 若年者の就職支援につきましては、さまざまな側面から取り組んでいるところでございます。まず、相談機能の充実といたしましては、「ヤングJOBサポートみやざき」を宮崎市及び延岡市に設置しまして、個別カウンセリングや各種セミナー等に取り組んでおります。次に、職業スキルの向上といたしましては、民間教育訓練機関へ

の委託による座学と職場実習を組み合わせた実践的な職業訓練を行っております。また、マッチングの促進といたしましては、東京、大阪、福岡でのふるさと就職説明会や県内6カ所での県内就職説明会を開催しまして、出会いの場の提供に努めているところでございます。さらに、正規雇用化に向けましては、国のトライアル雇用奨励金制度と連動した事業主への助成や、緊急雇用基金を活用しまして、新卒者等を民間企業等が有期雇用して就職につなげる委託事業等に取り組んでいるところでございます。加えまして、来年度は、スキルアップ、マッチング、正規雇用化をねらいといたしまして、県が委託した人材派遣会社が若年者を雇用し、研修と派遣先企業での職場実習を実施する事業等に取り組むたいと考えているところでございます。

○松田勝則議員 部長、1問目のお答えにありました就職促進なんですけど、就職促進は県の職業訓練の機関で行っているわけなんですけれども、その実施に当たっては、やはり企業ニーズを的確に把握する必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 本県におきましては、高等学校卒業生等を対象に県立産業技術専門校での施設内訓練を、また、離職者等を対象に、民間教育訓練機関に委託しまして職業訓練を実施しているところであります。委託訓練の実施に当たりましては、宮崎労働局などの関係機関との情報交換等を行いながら、求人・求職状況等を踏まえた訓練を実施しているところでございます。なお、今年度、企業や高校生等を対象に、職業能力開発のニーズ調査を行っているところでございまして、企業のニーズ等も踏まえ、今後の県立産業技術専門校での

訓練のあり方や委託訓練コースの選定を行ってまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 ぜひ企業の声にこたえられるような選定をしていただきたいと思います。

次に、若者がやりがいのある仕事への就労促進のために、本県の特徴を生かした観光分野の新設も潜在ニーズを喚起するのではと考えます。新潟県では、ことしから、離職者向けの公共職業訓練コースに観光ビジネス科を新設いたしました。既に1月から約半年間の講座が始まっています。これはホテルや旅館など観光関連分野への就職を目指すものですが、新潟県職業能力開発課に伺いますと、観光分野は成長産業であり国際化も進んでいる、人材の育成に力を入れていく必要があるため設置したということでした。このように、行政主体で観光宮崎のすそ野を広げ固めていってほしいと思いますが、商工観光労働部長、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 御提案のありました観光ビジネス科につきましては、先ほど答弁しましたように、今後の専門校の職業訓練のあり方や委託訓練のあり方等を検討する中で、ホテル・旅館等の人材ニーズを踏まえまして、指導員の確保等の課題を整理しながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。なお、県内で観光ビジネスに係る専門職の養成を行っているところを調べますと、現在、南九州短期大学の国際教養学科の中にホテル・観光コースがあります。また、過去、宮崎産業経営大学や専門学校に設置されていた観光経済学科などの学科は、いずれも入学希望者の減少等により、現在は廃止されている状況でございます。

○松田勝則議員 次に、県土を守る観点から質問いたします。環境森林部長、よろしくお願

います。日本の各地で山林売買が加速しております。国土交通省の統計によりますと、山間部での大規模な土地取引件数は、平成12年から14年は年間800件余りだったそうですが、平成16年から18年が1,100件から1,200件と増加しました。また、その取引面積も、平成11年の1万4,000ヘクタールから平成20年の3万2,000ヘクタールへと、過去10年でまさに倍増しております。特にこの3年の伸びが著しくて、都道府県別には、北海道、続いて我が宮崎、福島、熊本の順で面積が多いとされています。日本の国土の67%を占める森林は、言うまでもありません、水資源の源であり、その売買については、公共インフラ保全の観点から慎重な対応が必要です。しかし、これだけ海外資本の山林購入の危機感が報じられる中、現行制度では、水資源管理と森林保全は切り分けて行われており、制度整備は極めて不十分だと、こう思います。我が国の林業は、国際的な価格競争にさらされ、長期にわたって低迷が続いた結果、植林放棄あるいは不当に安い林地価格が大きな問題となっております。森林法による現行の監督制度も、自治体において十分機能していないんじゃないかと思うんですね。総合的な地下水の涵養と利用について規定した法律もないということです。そこで、水資源等を保護するための公有林化の県の考え方を伺います。あわせて、県有林の目的についてお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 公有林化につきましては、水源林などの公益的機能の高い森林を適正に管理するという見地から、県民の安全・安心を確保する上で、大変重要であるというふうに考えておるところでございます。このため県では、水源地などの上流にあります公益上重要な森林を市町村が公有林化する取り組み

に對しまして、森林環境税を活用した支援を行ってございまして、平成20年度から3カ年間に113ヘクタールの公有林化が図られたところでございます。また、県有林につきましては、主に木材の生産を目的に特別会計を設置してございまして、その中で森林経営を行っているところでございます。以上でございます。

○松田勝則議員 公有林化は市町村とタッグを組んで買い上げる、また、県有林というのは経済林であるということ、このルールは理解できました。しかし、今まで質問にもありましたように、新たな観点から本県の森林資源を県有林化できないものか、水源涵養や環境保全の観点を持つことはできないのかと思うんです。特に今、維持できない共有林ですとか水の涵養につながるような大きな山林が二束三文、あるいは県民からも寄附したいという声も方々で聞かれます。新しい観点で県有林として持つことはできないものなのか、環境森林部長、お伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 県におきましては、現在、企業局におきまして、緑のダム造成事業により、小丸川などのダム上流域の私有林を購入して整備を行い、水源涵養機能の向上を図ったりしているところでございます。県有林化につきましては、それぞれ具体的な事案が発生した段階で、公有林化の必要性も含めまして、地元市町村とも連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○松田勝則議員 続きまして、鳥獣被害対策について伺います。

聞いても聞いても聞き尽くすことがない、シカ、猿、イノシシの被害です。近年、シカや猿など野生鳥獣による農作物への被害が増加しており、私の地元の県北地域でも本当に深刻な問

題となっております。特にシカによる被害が甚大なんです、県では昨年度、ふえ過ぎたシカを減らすために、特別捕獲に取り組みされております。この結果、有害捕獲と特別捕獲で約1万5,000頭、それと狩猟で5,600頭、全体で2万頭を超えるシカの捕獲をされたとのことでした。しかし、地元からは、シカはほとんど減っていないという声も上がっておりますし、特効薬のない農林家の方は、本当にわらにもすがる思いなんです。また、さりとて、かけがえのない命を、けだものといえども命を奪うことに対して、抵抗を持つ方々が多いのもまた事実です。このような中で、最近の新聞報道によりますと、シカの捕獲促進のため、お隣大分県の豊後大野市では、外国産のオオカミを導入する構想を検討しているということですが、このことについて県の考えを伺います。環境森林部長、お願いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） オオカミの導入につきましては、一般的にオオカミは肉食動物ということから、まだ余人の前に姿を見せていない、見せる場合は集団で家畜を襲うとか、そういうことがありまして、いわゆる住民の方々に、家畜や人を襲うおそれというものがあると。そして、そういうことから、その導入に関しまして、地域住民の同意が得られないこともあります。それから、おっしゃいましたような海外からの導入等になりますと、いわゆるシカ以外の小動物等への影響がどうなるか、その辺がはかり知れないということ等々、多くの課題が言われているところでございます。本県においては、そういうことから、県民の理解を得ることは非常に厳しいんじゃないかなろうかというふうに考えておるところでございます。今後とも、狩猟者の育成とか有害鳥獣の捕獲促進等

に取り組めますとともに、今年度から取り組んでおります鳥獣被害対策緊急プロジェクトによりまして、市町村等と連携しつつ、集落ぐるみでの鳥獣被害対策をさらに推進してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 私もこの計画は荒唐無稽だと思ひまして、豊後大野市に問い合わせました。豊後大野市さんも当然そのお考えは同じです。特に、「ほかにそういった海外種を導入して生態系を壊したという事例はあるんです。しかしながら、それぐらいのことをしないとたまらない」というのが当局の答えでございました。今回浮上したオオカミの投入計画は、獣医師ですとか大学教授らでつくる日本オオカミ協会が提案しており、橋本市長らは、ことしに入って対策の切り札にならないかと検討を始めたということです。宮崎県にオオカミを導入せよとは申しませんが、他県では、ヤギを導入してシカのエサであります下草を食べさせたり、さまざまなことに取り組んでおります。やはり県民も意識を傾けるような、そういった発信をしていたくのも一つの施策ではないかと存じます。

次に参ります。次は、鳥インフルエンザの対策についてです。

移動制限区域外での養鶏農家への支援策がないことは、これまでの質問で明かされ、県の努力を一層お願いしたいところなのですが、さて、口蹄疫同様に、手当金、補償金への非課税措置を求める声が多く上がっています。県はどう対応するのか、国へ要望しているのか伺います。農政水産部長、お願いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 発生農家等に対して支払われます手当金につきましては、養鶏農家の経営再開のための重要な資金でありま

すことから、県といたしましては、昨年の口蹄疫での対応と同様に、国に対して非課税措置を強く要望してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 ぜひ迅速な対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、延岡で2件、鳥インフルエンザが発生したわけですが、2件目のときは、私も、同じ畜舎というか鶏舎の真ん前でその情報をいただきました、びっくりいたしました。

「それはどこで出たっかい」「こうこうこうじゃが」「それはおれがおるところじゃないか」という話だったんですけれども、その中で、いろんな農家の方々から寄せられた要望が、情報システムを構築してほしいということです。特に農家の場合、今だれもが携帯電話を所持しておりますから、「どこで鳥インフルが出たげな」という話は、燎原の火のごとく広がるんですね。それが陰性であろうが陽性であろうが、とにかく広がってしまったら收拾がなくなってしまう、マスコミの報道がなされるまで。大概、宮崎家畜保健衛生所で陽性反応が出る、あるいは陰性が出るまでは、半日ぐらい要するわけなんです、その間の経緯についても気が気でないと。ぜひ県内関係機関に防災メールのような形で、特に畜産農家ですとか養鶏農家、つまり業界と申しましょか、それらの方のみが知り得るような情報発信システムをつくってくれないのかという声が上がっております。こういったものが県でできないのか伺いたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 現在、家畜伝染病の発生情報等につきましては、ファクシミリ等を活用いたしまして、市町村や関係団体を通じて、農家へ情報提供を行っているところであります。家畜伝染病等に関する情報の迅速な

提供は、蔓延防止の観点からも極めて重要であると認識しておりますので、御質問の防災メールの活用につきましては、現在、関係部局と協議を進めているところでございます。

○松田勝則議員 防災分野との協働ということですが、ぜひ早い対応をお願いしたいと思いません。

続きまして、農政水産部長に水産行政について2問伺います。

神話の話になりますが、山の幸、海の幸、海幸彦、山幸彦を生んだこの宮崎県では、私たちは「おかは満作、沖は大漁」と言いあらわしてまいりました。おかが噴火や家畜伝染病で苦しんでいる中、沖もまた苦悩しております。沖で、海ですなどりする漁業者は、新鮮な海の幸の安定供給を使命として日々操業していますが、ここ数年、水産資源の枯渇、魚価の安さ、消費者の魚離れ、それから燃油の高騰に悩まされております。これからは新鮮な日向灘の海の幸の素材のよさばかりではなくて、アレンジ商品も必要だと思います。日南の一本釣りカツオのあぶり重に見られるように、商品開発も重要課題と考えます。県は水産物商品などの取り組みに対しどう支援されるのでしょうか、お聞かせください。

○農政水産部長（高島俊一君） 魚価の低迷や燃油価格の高騰等、厳しい経営環境が続く中、水産業の収益性を向上させるためには、漁獲物の付加価値を向上させる商品開発や販路拡大への取り組みが重要であると認識いたしております。このため、コラーゲン等の水産物の機能性成分分析や鮮度保持技術の開発等に取り組みますとともに、水産物のブランド化や新たな流通づくりへの支援等を行っているところでございます。国においては、新たに漁業者みずからが

漁獲物に付加価値をつける6次産業化の取り組みを推進し、その支援事業についても拡充を図ることといたしております。県といたしましては、今後とも、漁業者の所得向上が図られるよう、これらの事業の周知や活用に向けた指導助言に努めてまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 指導助言ということですが、毎回申しております、漁業者にとって、県のあるいは行政のいろんなプランは大変使い勝手が悪いと。「おっだ聞いてんわからんぞ」ということを毎回言われております。指導助言と言うのであれば、どうぞひざを十重に二十重に折って、漁業者の方々に、本当にいいものであるならば納得していただいて御活用いただくまで、手を尽くしていただきたいと思えます。

続いて、燃油の話題です。漁業者の悩みは、何といても燃油の高騰に尽きます。宮崎の漁業者の沖経費に占める燃料費比率は、県漁連の21年度決算書を見ますと、遠洋のカツオ船で50.2%、近海のマグロ船で35.4%、沿岸のまき網で31.6%となっております。形態で違うんですが、沖経費の中の燃料経費は全国平均より高いとされています。昨年、国は、漁業用の燃油に対し、原油価格が直前2年間の平均価格を15%上回った場合に、国が超過分の2分の1を支援する「漁業経営セーフティーネット構築事業」をスタートさせました。大変にありがたい制度ですが、聞きますと、漁業所得補償制度ともども、資金に余裕のある漁業者しか使えないとの声が上がっておりますし、より一層の改善を求める声もまた多く聞きます。そこで、県として燃油に対する直接的な助成はできないのか、農政水産部長、お願いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 燃油対策につ

きましては、今、御質問にございましたように、国におきまして、今年度、国と漁業者との拠出により基金を造成し、燃油価格が一定水準を上回った場合に補てん金を交付する「漁業経営セーフティーネット構築事業」が創設されまして、本県におきましても、燃油の消費が大きいカツオ・マグロ漁業やまき網漁業を中心に加入しているところでございます。中東、北アフリカ情勢など、今後の燃油価格の動向が懸念されることから、県といたしましては、引き続き関係団体と連携して、セーフティーネット事業への加入促進を図りますとともに、国に対しましては、漁業者負担の軽減や補てん実行水準の緩和など、本事業の改善を求めてまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 部長、国への事業改善を求めるとか悠長なことを言っているんじゃないかと、県としての姿勢を伺いたいです。他県では既に着手しています。島根県では、補てん額を国のセーフティーネット事業に独自に上乘せする方針だそうです。それによりますと、国のセーフティーネット事業が適用される事態となったときに、直前2年間の平均原油価格の1.2%を上乘せして支給することになります。平成24年度末までに必要な予算を最大6,000万と見込み、基金に積み立てて備えています。けさの延岡市漁協からの連絡ですと、けさの平均価格、燃油、A重油が1リットル86円ということです。ことしに入って4回も値上げをしております。それに対し、漁業者が言うには、A重油1リットル80円が採算ベースだという声も聞きます。それを超える部分は、やはり公費助成しかないと思うんですね。宮崎県は全国有数の水産県を自負していますけれども、漁業への施策も、それに見合った内容を充実させる必要があると考え

ます。毎日毎日、大海原で頭から潮をかぶって働く漁師さんたちの声はこんな声です。「命をかけて働いている漁師が報われん。食料安保のこともある。食料は国の責任で何とかするのが当然じゃないか」。

次に、知事に伺います。知事、この漁業者の漁師さん方の絞り出すような声をどう聞いていらっしゃるでしょうか。知事は選挙の最中、過去これまでのどの知事候補より漁村部を細かに回られたと聞いております。県北では、離島の島浦を皮切りに、北浦、方財、土々呂、それから門川の庵川、尾末、日向市は細島というふうに、くまなく回ったと聞きます。そこで知事は、御自分を海の男としてアピールされました。瀬戸内・呉の出身、戦艦大和、釣り、水泳、トライアスロン、潮のにおいにふるさと感じる。これらの話題に漁師さんたちは思わず聞き入って、そして共感したと聞いております。そして、ちょうど一月前、1月の末の日曜日でした。海洋高校の体育館を所狭しと埋めたねじり鉢巻き姿の漁師さんたちが、宮崎県漁業者決起大会を開き、安心・安全な食の供給と漁業の存続を訴えた。初めての漁業者の大会です。しかも鳥インフルエンザが一番蔓延しているさなか、いろんな漁業者の方々からも中止を求められたが、やはりやらなくてはいけないということで決行されました。そのとき、壇上でこんな声が聞かれました。「知事さん、国会議員、県会議員の先生、どうか私たちを助けてくれ。おかは山が火を噴き、鳥が病気になって、天災かもしれないが、ずっと魚はとれない。海も天災じゃなかろうか」、ふだんは勇猛果敢な漁師たちが、絞り出すような声で行政に政治に救いを求めた。その声を知事、海の男の河野さんは、どう受けとめ、どう対応していくおつもりか、

お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 先月29日であります
が、県内の漁業関係者が一堂に会して行われた
決起大会につきましては、私も中村議長ほか県
議会の皆様とともに出席させていただいたとこ
ろであります。この大会では、本県のカツオ一
本釣り漁業でありますとかマグロはえ縄漁業、
まき網漁業、養殖業、小型漁船漁業の方々から、
それぞれ直接、現場の声、大変な御苦労と
いうものをお聞きし、非常に厳しい状況に置か
れている本県水産業の現状をお聞きしたところ
であります。口蹄疫、鳥インフルエンザという
家畜伝染病の続発ということで、えてして畜産
業がダメージを受けているというところに県民
の関心も行きがちなわけであります。そういう
状況の中で、先ほど鳥獣被害のところで、県民
が意識を傾けるようなアピールをというような
御指摘もありましたが、まさにそのようなアピ
ールをする場としてのあの大会があったもの
というふうにとり受けとめて、私も大変な状況
というものを改めて認識したところでありま
す。何とかしてはいけないんですが、県といた
しましては、今後とも、現場の漁業者の皆様
の御意見をしっかりと伺いながら、水産資源
の回復と経営力の強化を施策の柱といたしま
して、資源の管理や増殖場の整備による資源
の維持・回復、さらには操業方法の改善など
によるコスト削減、また、みやざきブランド
の確立や6次産業化などによる漁村地域の
活性化などによりまして収益の確保に努め、
漁業経営の安定に向けて、積極的に取り組
んでまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 なかなか直接的な支援には
つながらない予感ですが、どうぞ知事、よろ
しくお願いします。これだけ申し上げてお
きます。

続きまして、土木行政につきまして2点
伺いをいたします。

過去の台風、平成9年の台風19号、近年
では平成16年、また19年と、県内の各所
で河川のはんらんにより甚大な被害が出ま
した。人的被害に加え、家屋や家畜、農作
物に影響が大きかったのも記憶に新しいと
ころです。それぞれが国の激甚災害など
に指定され復旧していますが、今なお復
旧途上で不便な生活を余儀なくされてい
る人々も少なくありません。県北を例に
とります。平成16年の災害では、県北
の大河、北川、五ヶ瀬川がはんらんいた
しました。日之影、延岡、旧北川町の被
害は大きく、とりわけ北川町では、303
戸もの家々が床上・床下浸水の憂き目に
遭っています。あと何年かの事業完了を
目指して、かさ上げ工事が進んでいます。
大変なことです。町内のほとんどの家
が敷地を盛り土し、家屋を移転する大工
事です。その進捗状況をお聞かせくだ
さい。そして、事業区間より上流にも
浸水被害を受けた集落がたくさんあり
ます。それは市を通して、かさ上げ工
事の要望を強く訴えておりますが、県
はどう受けとめ、どう対応していくの
か、県土整備部長、伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 北川につ
きましては、平成15年度に、土地利用一
体型水防災事業というものに着手いたし
まして、これまで宅地のかさ上げを実
施してきているところでございます。
平成22年度末の進捗率の見込みが、
事業費ベースで72%となっております。
また、御質問のありました今回の事業
区間よりも上流で浸水被害を受けた箇
所の対応についてでございますが、
現在実施しております事業の早期完
成を図りながら、今後検討してまい
りたいと存じます。

○松田勝則議員 続きまして、入札制度に関する事です。今議会でも何度も質問事項に挙がっております。落札価格ですとか入札のシステムなど、さまざまな観点から問題を提起しておりますが、巷間、全県1区の入札システムで、業者さん方が県南から県北へ、あるいはその反対の出勤、仕事が増加したとの声をよく聞きます。大体朝5時あるいは4時半に起きて、延岡の業者が都城へ、あるいは都城の方が日向あたりへと、往復4時間、5時間といった大変な負担を強いられて仕事をしているんだという声なんです。県によりますと、昨年度全体の競争入札・契約結果の状況は、建設工事を抽出しますと、発注件数で2,081件、落札率は88%台でした。その中で、落札者と発注機関の所在地を調べますと、全県1区で特A、すなわち8,000万以上の土木一式工事については、県北の業者が県南の仕事をしている事例は1件とのことでしたが、実際は特A業者とA業者との混合事業など、事例は多いと言うんです。ちょっとデータが膨大過ぎて、まだ出てきておりませんが、件数は1件でも、その下につながる下請企業さんたちの負担はいかほどかと思えます。現在、県は地域要件として、全県1区のほか県北・県央・県南の3区、そして土木事務所単位の6区を設置していますが、中山間地域の建設業者の重要な役割、また地域振興の観点から、当該地域で発注される工事の地域要件については、特例的に市町村単位で細分化することはできないか。よその市町村の仕事は当然とれるんです。しかし、地元を守る業者さんたちが、地元の道あるいは河川といった仕事は、市町村単位で細分化することはできないものか。試験的にでも導入する価値は高いと考えますが、県土整備部長、お考えをお聞かせください。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 社会資本整備の担い手であります建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たしますとともに、中山間地域を初め地域の経済と雇用を支える重要な産業であると認識しております。このため、本県が独自に創設しました入札制度であります「地域企業育成型」総合評価落札方式では、建設業者の本店所在地を市町村単位で評価しております。この結果、地域貢献度の高い地元の建設業者が受注しやすい環境になっているところでございます。御質問の特例的な取り扱いにつきましては、入札参加機会の公平性などの課題もあるかと思われまので、地域企業育成型の活用を図りますとともに、今後とも、制度の検証を行いながら、よりよい制度の構築に努めてまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 よりよい制度の構築、政治の永遠のテーマかと思われまますが、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、教育長に2点お伺いいたします。いじめによる子供の自殺が相次いでいることを受けまして、文部科学省はこんな数字を県別に公表することを昨年末に決定いたしました。名づけて「いじめ解決率」、学校の指導でどれだけいじめが解決したかを示すデータだそうです。ポイントは都道府県別というところです。文科省は、全国の小中高校などに毎年実施している問題行動調査で、学校が把握したいじめの件数、これは既に都道府県別に公表されています。しかし、解決率は全国平均とか学校種別にしか明らかにされておりません。まず、いじめの結果発表をされるということですが、本県のいじめの現状はいかがか、お聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 文部科学省が実施しました調査結果によりますと、平成21年度の本

県の公立学校におけるいじめの認知件数は、小学校で31件、中学校で55件、高等学校で47件、特別支援学校で4件の計137件となっております。これらのいじめにつきましては、各学校の取り組みによりまして、ほとんどが「解消している」または「継続指導中であるが、一定の解消が図られている」という状況でありました。また、いじめの内容につきましては、冷やかしかからかいなどの言葉によるいじめが最も多く、次いで、軽くたたかれたりけられたりする身体的いじめや仲間外れなどによるいじめが多く、これらの3つがいじめの内容の大半を占めているところであります。

○松田勝則議員 では、いじめの解消に向けて、学校や教育委員会はどのように取り組みを行っているのか。文科省がこれを都道府県別に公表する背景には、都道府県で解消率の差が大きく、教育委員会の姿勢が影響しているとの指摘があったそうです。本県におけるいじめの取り組みをお聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 各学校におきましては、定期的にいじめ対策委員会を開催し、教職員間で情報を共有しますとともに、アンケート調査を年間に複数回実施しながら、児童生徒間のいじめを詳細に把握したり、教育相談を実施したりするなどして、いじめの早期発見・早期解消に努めているところであります。また、相談や指導に当たりましては、学級担任だけではなく、管理職はもちろんであります。養護教諭やスクールカウンセラー等との連携も図りながら、すべての教職員による組織的な対応に努めております。県教育委員会におきましては、それぞれの学校が、いじめの問題への取り組み状況を定期的に見直しながら、よりの確な対応ができるようにするため、昨年11月に

チェックシートを作成しまして、すべての公立学校に配付することによって、小さいいじめも見逃さないように、きめ細かな対応を行う体制をつくるよう指導しているところであります。また、これに加えまして、スクールカウンセラーやスクールアシスタントを配置したり、実情に応じてスクールソーシャルワーカーや自立支援指導員を派遣したりして、各学校におけるいじめの解消に向けた取り組みがさらに充実するように支援しているところであります。

○松田勝則議員 本県はいじめ解消率は100%ということも伺ったんですが、一方で、現場と申しましょうか、PTAの中からは、なかなかいじめの実情を学校が把握してくれない、上に上げてくれないというようなことも聞いております。ぜひ、細やかな、水面下で隠れることのない、子供たちにとりまして希望のある学校づくりを図っていただきますよう要望いたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三副議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手）お疲れさまです。横田照夫でございます。来期もこの席に立てたらいいなど、そういうことに思いをはせながら、今任期最後の質問をさせていただきます。

まずは、河野知事、このたびは知事への御就任、まことにおめでとうでございます。先日、宮原議員も同じようなことを言いましたが、4年前の2月定例議会は、東国原知事の誕生で、マスコミも傍聴席もびっくりするほどいっぱい、何か落ち着かなかったことを覚えております。でも、今回は非常に平静で、逆の意味でびっくりしております。これまでの4年間は、何かふわふわしていて、地に足が着いていない

ような感じがしておりましたが、これからは落ち着いた県政ができるのではないかと期待をしているところです。そこで、知事にお聞きしますが、知事選の後、多くの方から「河野知事はどういう人ですか」という質問がありました。私は「地元出身ではないとか線が細いといった表現があったけれど、まだ46歳で、総務省に戻れば14年間も官僚として生活できたのに、それを捨てて知事選に出られたということは、相当な覚悟を持っておられるということだ。宮崎県のために3期も4期も頑張っていただけの人だ」と答えました。そういう理解でよろしいでしょうか。まず、そのことをお伺いいたします。

次に、心の再生についてお聞きします。

最近、目や耳を疑うような事件が日常的に多発しております。殺人事件の半数は、親子間とか家族間での事件だそうです。心の荒廃を感じてしまいます。何とかして、元来、日本人が持っていた美しい心を取り戻さなければいけないと思います。佐土原町に、昔の高僧、古月和尚が残された「いろは口説き」という盆踊り歌があります。いろはにほへとに乗せて、人が人として生きる道を説かれたものです。初めの部分を紹介しますと、いろはにの「い」が「いとけなきをば愛して通せ」、幼い子供はしっかりと愛して育てなさいということです。「ろ」が「老を敬い無礼をするな」、お年寄りを尊敬して失礼なことをしてはいけないということです。「は」が「腹が立っても過言は言うな」、腹が立っても言い過ぎてはいけませんよということです。「に」が「憎しみ受くるもみな我が身から」、人から憎まれるのは自分の言動から来ていることが多いんですよということです。こういった調子でずっと続いていきます。昔の

人は、日ごろの歌とか踊りの中で、人が人として生きる道、すなわち道徳を教えていたんじゃないでしょうか。

会津藩には「什の掟」という教育制度があったそうです。「うそを言ってはなりませぬ」「弱い者をいじめてはなりませぬ」と続き、最後に「ならぬことはならぬものです」と教えていたそうです。つまり、してはいけないということは理屈じゃないんだよということだと思います。薩摩藩にも「郷中教育」といって、同じような教育制度があったそうです。明治23年から太平洋戦争の終戦までは教育勅語がありました。その内容は、「国民の皆さんは、子は親に孝養を尽くし、兄弟姉妹は互いに仲よく、夫婦は敬愛の心を持ってむつまじく、友人はまことの心を持って信じ合い、他人に対しては礼儀を守り、自分に対しては慎み深く、広くすべての人々に愛の手を差し伸べ、学問に励み、職業を習って身につけ、知識を広めて才能を伸ばし、立派な人格を完成し、さらに進んで、公共の利益を増進し、世の中のためになる仕事をするのが大切です」などとうたっています。戦後、戦争に悪用されたとして、GHQによって廃止されましたが、GHQも教育勅語自体には何ら悪いところはないと考えていたそうです。教育勅語を復権しようとはまでは言いませんが、こういった道徳教育は非常に重要だと思いますが、知事はどうお考えでしょうか。

壇上からはここまでお聞きしまして、あとの質問は自席から行います。よろしく願います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、知事としての覚悟についてであります。私は、前知事の不出馬表明を受け、副知事

を務めた者といたしまして、クリーンな県政運営を堅持し、また、口蹄疫からの再生・復興や行財政改革を継続していくことなど、前県政を継承し、さらに発展させなければならないという使命感、そして今まさに正念場にあるこの愛する宮崎のために、これまで私が地方自治を志して総務省で仕事をしてまいりました、その経験を生かして尽くしたいという思いから、不退職の決意で知事選挙に臨んだ次第であります。おかげさまをもちまして、県民の皆様から大変温かい御支持を賜わりまして、県政のかじ取りを担わせていただくことになり、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。今後は、県民の皆様への期待にこたえるべく、また、議員の皆様への御期待にも沿えるよう、私の政策提案でお示しした基本姿勢及び基本政策を踏まえまして、あすの宮崎の礎づくりに向けまして、与えられた任期の4年間、一日一日、全身全霊を傾けて、線が細くなく、骨太になるように心がけて、県政運営に邁進してまいり所存であります。

次に、道徳教育についてであります。道徳教育は、だれもが本来持っております「よりよく生きたい」という願いを追求し実践する人間の育成を目指すものであります。まさに、人としての生きる道を説くものだとことでもあります。本県出身の偉人でビタミンの父とも呼ばれる高木兼寛は、「病気を診ずして病人を診よ」というふうにいった教えがございます。例えば、この言葉を授業で子供たちに示したときに、単に医師の教訓として理解させるだけではなく、「他人の痛みがわかる、温かい心を持った人間でなければならない」という意味としてとらえさせ、心の奥深くしみ込ませることで、子供たちはこの言葉の意味をみずから行動に移

していくのではないかとこのように考えております。御紹介いただきました「いろは口説き」というものも、大変すばらしい内容であると思っております。「いろは」の紹介がありましたが、「り」のところは「理屈あるとも皆まで言うな」とかありまして、やはり大切な教えが、それぞれ長年に築かれた教えというものが、ここに生かされているのではないかと考えております。勉強したいと思っております。今回の新燃岳の噴火で困っている人の状況を知り、ボランティアとして現地を訪れた多くの高校生がいました。私も現場に参りましたときに、ちょうど小林高校の野球部の生徒だったでしょうか、真っ白になりながら灰を片づけている、そういう姿を見たところではありますが、彼らは、ほかのボランティアやお年寄りなどとの交流を通じて、ボランティアの真の意味を理解し、相手の気持ちに寄り添った、具体的な実践を行ってくれたものと考えているところであります。今後とも、子供たちが授業などを通して、よりよい自分や社会を自主的・自発的に築き上げていく心をはぐくむとともに、私もみずからの政策提案の中で、前知事が掲げておりました「すべての大人はすべての子供の教師たれ」という文言を、これも大切なことだと改めて掲げておるところでございますが、大人たちも子供たちの手本となるよう、具体的な行動として示していくことが大切であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 「いろは口説き」、いろいろ勉強していただきまして、ありがとうございます。ぜひ、この「いろは口説き」、すばらしいことが書いてありますので、県の職員、議員にも配付したいなと思っております。知事が言われましたように、それぞれが自分のことだけでな

く、周りの人のことを思いやり、社会の中でどのように役立っていけるかなどを常に考えて、行動できるように育てていければいいなど、そのように思っております。

次に、学校において、先人の教えを取り入れた道徳教育は、具体的にどのように行われているのかを教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 御質問の中にありました佐土原町の「いろは口説き」や会津藩の「什の掟」などの教えは、各学校における道徳教育で取り扱います、「思いやり」「感謝」

「家族愛」などの内容と相通ずる道徳性が数多く含まれているものと考えております。現在、本県の小中学校におきましては、例えば県教育委員会が発行しております道徳の「郷土資料集」などを活用しながら、高木兼寛や石井十次など、郷土の偉人の生涯を題材として取り上げ、その生き方や教えに十分に触れることができるような指導に努めるなど、先人の教えを取り入れた道徳教育にも取り組んでいるところであります。

○横田照夫議員 ありがとうございます。2008年秋のリーマンショック以来の不況にもかかわらず、ここ数年、就職率100%を誇る高校があります。奈良県立王寺工業高校というところです。今春卒業予定の中で162人が就職を希望していますが、昨年8月時点で求人票が来ている県内外企業数が341社、就職先の半数以上がトヨタやシャープなどの一部上場企業だそうです。この学校の特色は、人間生活での基本であるあいさつと礼儀を学校教育として取り入れている点です。同校を訪れる企業の求人担当者は、すれ違う生徒から一様に「こんにちは」とおじぎをされて、「礼儀正しさは面接のときだけではない」と確信して帰るそうです。常日ごろから、

あいさつを「人としての道」として、校長以下生徒に教えておられるのではないかと考えます。このことを見ても、道徳教育がいかに大事かがわかります。2009年11月定例会の委員会で、「新規の卒業者のうち、大学卒が42.8%、高校卒で半数近い48.2%が3年以内に離職している」との報告がありました。こういったことを防ぐためにも、道徳教育は必要だと考えます。ぜひ、宮崎県独自でも積極的な道徳教育をしていただきたいと思います。教育長の見解はいかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 現在、各高等学校におきましては、あいさつなどの基本的な生活習慣の定着、礼節を守り、誠実に生きるなどの望ましい生き方につきましては、校訓や学校教育目標に盛り込むなど、何よりも教育の基本であるととらえ、指導に力を入れているところであります。さらに、よりよい人間関係を築くことや困難を乗り越えることの大切さ、一つのことを継続することの重要さなどをはぐくむことができるように、授業はもちろんであります。生徒会活動やホームルーム活動を初め部活動など、学校教育全体を通して、生徒の道徳的資質を高める教育に努めているところであります。また、県教育委員会におきましては、「県立高等学校キャリア教育総合推進事業」を立ち上げまして、生徒にコミュニケーション能力の必要性や職業生活を通して社会に貢献することの大切さなどを認識させるために、インターンシップや地域人材を活用した講演会等をすべての県立高校で行っております。それから、私は、本県高校生が就職している企業を幾つか訪問する機会がありましたが、その際に、本県の卒業生は「あいさつがしっかりしている」「まじめに働いてくれる」など、高い評価をいただいております。

りますことを大変心強く感じております。なお、これは昨年11月でしたが、私はあるところに行きまして、ちょっとした宴会があったんですが、そこに県内のある工業高校の部活動の生徒たちが合宿をしております、翌日が試合ということだったようですけれども、その生徒たちが、ちょっと酔眼で若干もうろうとなりながら出て行った我々大人たちとすれ違うときに、さっと壁に身を寄せて「こんばんは」と全員一致で、だれが声をかけたということでもなくて、「こんばんは」、本当にうれしい一言を発していただきまして、すばらしい子供たちが育っているなど改めて感じたところでした。翌日、当該高校の校長にすぐ電話を入れまして、「本当にありがとう」ということを申し上げました。その私がおりましたホテルのほうにも、翌日はその子供たちが朝早く起きて、河川敷のごみ拾いをやったそうです。そのことで、市民が見ておられまして、「すばらしい生徒たちでしたということをお学校のほうに伝えてください」というふうなお便りがあったと、御紹介申し上げます。ちなみに、工業高校の生徒たちは、本県の場合も、奈良県の高校に負けないぐらいに立派な子供が育っているというふうに私は思っております。就職率も非常に高いものがございます。それから、今後とも、県教育委員会といたしましては、学校の教育活動全体を通して、生徒が人間としてのあり方、生き方を主体的に探求し、社会的・職業的に自立ができるように、道徳教育の充実に努めてまいります。以上であります。

○横田照夫議員 県内のすばらしい事例をお聞かせいただきまして、本当にうれしく思います。できるだけ多くの子供たちが、みんなそういう方向に育っていってくれることを、心から

望みたいというふうに思います。また、最近、よくミスマッチという言葉が使われますけれども、自分が考えていた希望どおりの仕事につく人が一体どれほどいるんだろうかと思うんですよね。みんな本来望んでいた仕事ではない中で、我慢をし、働き続けていくうちに、自分の役割とか居場所が見つかり、やりがいを見つけていくんだと思います。企業は、いわゆる勉強ができるだけでなく、社会人として通用する道徳を身につけていることも大事な要件として見ているんじゃないでしょうか。道徳は本来、家庭とか地域が教えていくものかもしれませんが、学校としても、ぜひその一翼を担っていただきたいと、そのように思います。

次に、昨年9月定例会で、平成24年度から始まる中学校における武道必修化の質問をいたしました。武道の必修化も、武道が持っている、いわゆる「礼によって始まり礼によって終わる」という教えとか、相手のことを思いやる「惻隱の情」など、心の教育を期待してのことだと考えます。昨年11月に武道振興大会が行われ、県下の全中学校に案内がなされましたが、来られたのはわずかに1校だけでした。現場の意識の低さを感じてしまいます。武道必修化の目的がしっかりと果たせるように、その趣旨の徹底と普及促進を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。あわせて、保健体育科教諭の武道に対する理解をより深めるために、各種の武道指導者講習会等への参加は当然ながら、各武道団体が主催する競技大会及び講習会・研修会等への参加も積極的に勧めるべきと考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長(渡辺義人君) 武道の必修化につきましては、県教育委員会では、これまでも平成24年度からの完全実施に向けまして、その趣

旨の徹底を含め、さまざまな取り組みを行っているところであります。具体的には、平成21年度から実施しております新教育課程の研修や、以前から毎年開催しております武道指導者講習会等におきまして、中学校の全保健体育科教師を対象に、必修化の趣旨や実技を交えた指導方法について研修を行っているところであります。御提案のありました関係団体主催の講習会・研修会等への参加につきましては、武道に対する保健体育科教師の理解を深めるよい機会でありましたので、各学校に周知してまいりたいと考えております。今後とも、武道指導の適正かつ円滑な推進が図られますように、県武道協議会等の関係団体との連携を密にしながら、武道必修化の趣旨の徹底に努めてまいります。以上です。

○横田照夫議員 ありがとうございます。武道の授業の目的を達成するために、保健体育科教諭と協力して指導に当たってくれる外部指導者を積極的に活用すべきと考えますが、この点はいかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 保健体育授業への外部指導者の活用につきましては、より専門的な指導者が保健体育科教師と連携した指導を行うことによりまして、学習段階や個人差に応じた効果的な指導や安全の確保が図られるなどの意義があります。特に武道におきましては、修練を重ねられた有段者の方々の協力を得ることによりまして、単なる知識や技能だけではなく、先ほど議員からありましたように、「礼に始まり礼に終わる」とか、そういう相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとする態度など、武道の特性に、より深く触れさせることができ、授業の目的を達成する上で、大変効果的であると考えております。したがって、県教

育委員会といたしましては、関係団体の協力を得ながら、各学校のニーズに応じて外部指導者の派遣を行うなど、効果的な活用を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○横田照夫議員 武道授業の充実を図るために、必要な施設・設備、用具の確保に努めることとか、武道種目の選定については、地域の実態を十分配慮して弾力的に行うことも、あわせて要望したいと思います。お願いします。

次に、四半的の普及振興についてお伺いします。

グラウンドゴルフという競技がありますけれども、今、全国で行われておりまして、その競技人口は150万人に達するそうです。グラウンドゴルフの発祥の地は、鳥取県湯梨浜町泊、旧泊村というところなんです。ここで「グラウンドゴルフ発祥地大会」という全国大会が開かれています。2日間の日程で、募集定員は192チームの768名、定員を超えた場合は抽選で決定するそうです。全国の愛好者が発祥の地でのプレーを楽しみにして来られるんじゃないでしょうか。宮崎県を発祥の地として行われているものに四半的弓道があります。これは、14世紀半ばから日向の国に勢力を伸ばした伊東氏が島津氏と戦った際に、伊東氏側に義勇軍としてその地の百姓・町人が手製の半弓を持って参戦し、伊東氏側の勝利に大きく貢献したそうです。そのことにより、領内に限って一般農民に娯楽として半弓を持つことを許可したのが四半的弓道の始まりと言われております。現在、県内で44回の認定試合が行われており、延べ1万人の参加者があるそうです。高齢者が中心で行われているんですが、病気等で体調を壊された人も、四半的に復帰することで、見る見る元気になっているそうです。関東などでも一部行われているそう

ですが、まだまだ全国的な普及には至っておりません。そこで、教育長にお聞きしますが、四半的を全国的に普及させ、発祥の地である宮崎県で全国大会を開けるようになれば素晴らしいと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 四半的弓道につきましては、宮崎県が発祥の地ということもありまして、県内では、県四半的弓道連盟に約650名の方が登録され、年間40回以上の連盟認定大会が開催されるなど、生涯スポーツの一つとして活発に行われております。県におきましても、「みやざき県民総合スポーツ祭」や「宮崎ねんりんピック」において、宮崎ならではの競技として実施いたしまして、普及に努めているところではありますが、一方で、県外におきまして四半的弓道が行われているのは、熊本県、鹿児島県、東京都など一部の地域にとどまり、全国的に普及しているとは言えない状況であります。このようなことから、県教育委員会といたしましては、全国的な普及について、今後、県四半的弓道連盟やスポーツ関係団体を所管いたします県体育協会の意向も伺いながら、研究してまいりたいと考えております。以上です。

○横田照夫議員 これは磨けば必ず光る原石だと思うんですね。高校球児が甲子園にあこがれ目指すように、全国の四半的愛好者が発祥の地宮崎を目指すような大会がつかれないでしょうか。全国的な普及を図るために、県外で行っている宮崎物産展で神楽を紹介しているように、四半的を紹介することもできると思います。本県発祥の四半的を全国にPRし、本県への誘客に生かしてはどうかと考えますが、商工観光労働部長の見解をお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 本県発祥の四半的につきましては、その手軽さや楽しさ

から、また、地域で親しまれてきた娯楽でもあるということから、旅先での触れ合いを求める観光客がふえる中で、本県固有の観光資源としての可能性が十分あると考えております。現在、四半的は、日南市飫肥で年間1万人を超える観光客に楽しまれております。その数も増加していることなどから、今後、地元が主体となって、例えば、規模は別としましても、観光イベントとしての四半的大会を開催しまして、PRすることなどによりまして、一層の誘客増につなげていけるのではないかと考えております。

○横田照夫議員 確かに、四半的連盟が先立って動くことが筋かもしれませんが、県民のやる気に火をつけてやることも、行政の大事な役割じゃないかというふうに思います。県のほうから四半的連盟に対して、「バックアップするからやってみませんか」としかけることがあってもいいんじゃないでしょうか。また、県民総力戦で宮崎を盛り上げるためには、県民が郷土に愛着とか誇りを持つことが大事だと考えます。宮崎県で発祥したものが全国で親しまれ、多くの愛好者ができることは、県民の大きな誇りになるんじゃないでしょうか。そういった観点からの発想も必要じゃないかと考えます。

次に、障がい幼児保育事業についてお伺いします。

幼稚園において、近年、重度の障がいを持った子供だけでなく、軽度発達障がいの就園も増加傾向にありまして、教育の機会均等の理想のもと、多くの幼稚園が受け入れを進めています。障がい児がいる場合、障がい児1人に対して専任教師1人を配属せざるを得ない場合が多いそうです。県としては、障がい幼児保育事業

費補助制度に基づき、1人当たり年間19万6,000円、2人以上の場合、1人当たり年間39万2,000円の補助がありますが、他県を見ると、本県の2倍の補助が出ているところもあるようです。幼稚園の負担軽減のために、補助の増額はできないのでしょうか。福祉保健部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 障がいのある子供たちが、幼児期において、幼稚園、保育所で同世代の子供たちと過ごすことは、心や体の自発的な成長を促す上で大変重要であると考えております。このため、幼稚園における障がい幼児の受け入れに対する支援については、近年、対象幼児数が増加する中で、所要の予算の確保に努めてきたところであります。補助金を増額することにつきましては、現在の厳しい財政状況の中で困難な面もございますが、障がい幼児対策は大変重要な施策でありますので、県としましては、当該事業の必要な予算の確保に努めながら、現在、実施している子ども・子育て支援策の中で、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 この障がい幼児保育事業費補助を受けるためには、専門家の診断が必要だということです。しかし、学習障がいなどの軽度発達障がいの場合、親がそれを認めようとせず、診断を受けてもらえない場合が多いそうです。そういう場合でも、幼稚園としては、その子のために専任教師をつけて対応せざるを得ません。そこで、福祉保健部長、たとえ親が認めなくても、補助金を支給できるようにはならないのでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 限られた予算の範囲で、適切に補助金を執行するためには、一定の明確な基準に基づき対象者を確認する必

要がありますことから、医師や専門機関の診断書により確認することが補助要件になっております。御指摘のような、子供の発達障がい等を認められない保護者の方々のお気持ちや、幼稚園現場での御苦勞については十分認識しておりますので、今後、私立幼稚園の経常費補助金の配分のあり方を含め、障がい幼児保育に取り組む幼稚園の支援方法について、検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 先日の河野哲也議員の質問にもあったように、発達障がいは見た目ではほかの子との違いがよくわからないので、それを認めたがらない保護者の気持ちは痛いほどよくわかります。発達障がいは、早期に見つけて対処することが物すごく大事だというふうに言われています。幼稚園としては、保護者が認めず診断を受けていない子供に対しても、発達障がいと思われれば、その子のために1人の担当者をつけて保育されているというふうにお聞きしています。当然補助金が出ませんので、幼稚園の経営を大きく圧迫することになります。このように、経営が厳しくなるにもかかわらず、子供のことを中心に考えて頑張っておられる幼稚園に対して、でき得限りの支援を検討していただきたいと、そのように思います。

次に、特定疾病フリーについて、農政水産部長にお伺いします。

今回の「特定疾病フリー地域支援事業」に牛白血病が入っています。牛白血病とは、牛白血病ウイルスによる感染により引き起こされる腫瘍性疾患で、国際獣疫事務局（OIE）のリスト疾患の対象となっており、我が国においても、家畜伝染病予防法に基づく届出伝染病に指定されている疾患です。そこでお伺いしますが、23年度事業である「特定疾病フリー地域支

援事業」の中で、牛白血病が対象となった理由は何なんでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 本病は、今、御質問にございましたとおり、平成10年に家畜伝染病予防法の届出伝染病に指定されましたが、年間の死亡・廃用頭数は全国で約600頭と少ないものの、毎年、増加傾向にございます。この牛白血病につきましては、血液等を介して牛及び水牛に感染する病気でございまして、発症率は低いものの、一たん発症した場合には、現在のところ治療法がないため、淘汰が基本となっており、生産者に大きな負担がかかるなど、早目に清浄化すべきものの一つとして考えております。このため、県といたしましては、今回の口蹄疫の発生で無家畜地帯となった西都児湯地域の再生・復興を図るに当たりまして、牛白血病を清浄化する絶好の機会としてとらえ、「特定疾病フリー地域支援事業」の対象としたところでございます。

○横田照夫議員 この牛白血病に対する農家の理解は進んでいるんでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） この牛白血病は、近年、増加傾向にあることから、畜産関係者におきましては理解が進んでいるものと思われませんが、本県の農家での理解度は、必ずしも高いものではないと考えております。このため、県では、昨年、西都児湯地域の農家や関係者を対象としまして、農業共済組合と連携した説明会を開催するとともに、動物衛生研究所から専門家を招聘しまして、研修会を開催するなど、本病に関する意識啓発に取り組んでいるところでございます。

○横田照夫議員 平成23年度と24年度で、具体的にどのような取り組みをされるんでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） まず、乳用牛につきましては、経営再開に当たって、酪農家は県外より初妊牛を導入することから、導入時に検査をし、陽性牛はほかの牛と区分をして飼育し、出産後の搾乳を終えた後、早期出荷を指導いたします。次に、肉用繁殖牛につきましては、家畜市場に出荷されるその子牛を検査し、陽性が確認された場合には、当該子牛を肥育牛として転用し、家畜市場の清浄化に努めてまいります。また、子牛の検査で陽性が確認された農場は、母牛の検査を行いまして、陽性牛は早期出荷をお願いしながら、地域全体の清浄化を目指すことといたしております。

○横田照夫議員 競り市に出る前の牛を強制的に全頭検査することになるんでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 県といたしましては、本事業による取り組みは、将来的には生産性の向上に資することから、農家を初め県内関係者の自主的な取り組みとして推進していくことが必要と考えており、県と関係者が相互に協力しまして、一体となって取り組むことが不可欠であると、そのように考えております。

○横田照夫議員 もう一つ、農家が抗体陽性だった子牛を競り市に出すと言った場合はどうなるんでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 先ほども申し上げましたが、本事業の実施に当たりましては、農家を初めとした関係者の協力が不可欠であることから、今後とも、説明会等を繰り返し実施することによりまして、関係者の本病に関する意識啓発を図りまして、十分な理解を得てまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 この牛白血病フリーの難しさは、法的な拘束力がない上に、感染牛の分離飼育とか淘汰など農家への負担が大きいことと

か、対策実施の判断が農家にゆだねられている点だと思います。農家や関係者に牛白血病の情報と知識を提供して理解を促し、それらが深刻であることを伝えることで、積極的な対応、いわゆるモチベーションを誘発させることが重要だと考えます。今、部長が答弁されたように、関係者に対する十分な理解が得られるように、御努力をお願いしたいというふうに思います。

今回の事業は、西都児湯地域だけが対象となっていますが、当然ほかの地域からも対象とすべきとの声が上がってくると考えますけれども、その対応はどうされるのでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 県といたしましては、まずは、口蹄疫の発生で無家畜地域となった西都児湯地域を対象にモデル的に実施いたしまして、そのメリットや手法を、県内の農家を初め関係者の皆様方にお示しすることによりまして、将来的には、県内関係者みずからの自主的な取り組みとして推進してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 牛白血病フリーを目指すのは、非常に息の長い取り組みになるとは思いますけれども、25年度以降はどのような対応を考えておられるのでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 御指摘のとおり、牛白血病の清浄化につきましては、長期的な取り組みが必要であると考えております。このため、県といたしましては、将来的には、関係者みずからの自主的な取り組みとして推進いたしますが、家畜保健衛生所が行う衛生指導等を通しまして、支援をしてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 現在、例えば宮崎の市場から子牛を購入した県外購買者が、その牛の抗体陽性を確認した場合、その牛の返却とか賠償請求

をしてくるケースが出てきているというふうに聞いています。牛白血病フリーを目指すんだったら、当然県下全域での取り組みをすべきだというふうに思います。しかし、それには長い時間と大きな財政負担がかかるというふうに考えます。でも、取り組みを始める以上は、半端なことにならないようにすべきじゃないかというふうに思います。牛白血病フリーは、宮崎の牛の付加価値をつけることでもあり、農家にとっての大きなメリットとなるものですから、県としては、最初の方向づけをしてやって、将来は農家による抛出金とか積立金などで賄えるような方法も検討することが大事じゃないかというふうに思います。

次は、入札制度についてお聞きします。

先ほど松田議員の質問にもありましたので、重なることが出てくるかもしれませんが、大事なことと思いますので、重ねて質問させていただきます。公共工事で最も大事なことは、品質の確保であるというふうに考えます。落札できたのに利益が出ないような落札状況が続くと、品質の確保は保証できないと考えますが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 議員御指摘のとおりでございまして、社会資本整備を進める上で、公共工事の品質確保は最も大事なことでございます。そのためには、その工事の担い手であります建設業者が安定的に経営できる環境づくりも、大変重要なことであると認識いたしております。このため、経済・雇用緊急対策の一環として、工事契約の内容に適合した履行を確保するために設定しております最低制限価格につきましては、昨年3月から、予定価格のおおむね90%に引き上げているところでありまして、その結果、今年度の第3四半期までの建設

工事の落札率は90.6%になっております。建設産業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にありますので、今後とも、きめ細やかな支援に努めてまいりたいと存じます。

○横田照夫議員 元請業者がぎりぎりの価格で落札すると、そのしわ寄せは確実に下請・孫請に來ます。特に建築業関連では、下請に、大工とか左官、建具、畳など、伝統的な技術を守ってきた業種も多く、それらのたくみのわざが継承されなくなることは、我が国全体にとっての大きな損失にもなるというふうに考えます。そのことについて、県土整備部長はどうお考えでしょうか。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 建築工事におきましては、すぐれた技能を持つ大工や左官など、いわゆるたくみと言われるような技能者の育成が必要であります。このため、国におきましては、こうした専門的な技術を持ち、技能検定に合格した人を技能士として認定しております。また、県としましても、大工工事、左官工事などの16の職種につきまして、工事の規模等に応じ、技能士がみずから施工を行うとともに、他の技能者への技術指導もあわせて義務づけしているところであります。今後とも、公共工事の品質確保はもとより、伝統的な技術の継承にもつながる技能士の活用を図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 大きな事業では、県内1ブロックでの入札が現在行われておりますが、当然県内の仕事量に偏りがあるために、地区割りはしないしてほしいという声がある反面、遠いところから来て仕事をするのは非効率的で経費もかかり、安全面にも支障が出てくるということで、3ブロックぐらいに分けるべきだという声もあります。こういったいろんな声にどのよう

にこたえていこうと考えておられるのでしょうか。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 一般競争入札の実施に当たりましては、原則、県内建設業者に発注しますとともに、工事の規模や種類、事業量等を勘案して地域要件を設定しております。この地域要件につきましては、県の公共事業費が大幅に減少している中で、その範囲を狭めてしまいますと、地域によっては、応札可能な工事が著しく減少してしまうことも考えられます。このようなことから、入札参加機会を広く確保した上で、価格のみの競争に加え、地域企業育成型を初めとします総合評価落札方式の活用によりまして、地域に根差し、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境を整備しているところでありますが、御質問にありますように、さまざまな意見があろうかと思いますので、引き続き、幅広く意見を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 これまで入札契約のあり方は、発注側と受注側との間で、また、一般競争入札の枠の中で協議がなされてきたというふうに思います。しかし、本来、公共事業の入札契約のあり方は、その完成品を利用する納税者の立場ですべきではないでしょうか。社会資本の整備は、より早く、より品質がよく、より安く、納税者の求めるところだと考えます。公共工事は、その財源が税金であることを考えたときに、生活の豊かさにつながるものでなければいけないというふうに思います。そういったことを考えますと、指名競争ありきとか一般競争ありきだけの協議でいいんだらうかと思ってしまう。例えば、小さな工事とか地元の工事は、住民の頼みやすい業者にすべきではないかと考えますし、技術者が持つ経験とか実績は、

その技術者を雇う企業の方針で発揮できない場合も考えられますので、そこに高い配点が置かれていることにも不安を感じます。結局は、若い技術者を雇いにくく、技術の継承が損なわれ、将来的に品質の確保が保証できなくなるのではないのでしょうか。

ことし大雪に見舞われた鳥取県では、フル稼働で除雪をしたそうですが、それを担う建設業者が経営不振により建設機械を手放していたり、除雪作業者の高齢化などにより、除雪がままならない状況になっていたそうです。また、建設業者の廃業や倒産により、除雪を頼もうにも頼み先がなかったということもあったらしいです。それらのことを考えますと、建設機械自体が大事な社会インフラと言えるということも書いてありました。新燃岳のように、いつ何どき災害に見舞われるかわからない我が県も、県内全域に災害に対応できる建設業者や機械の配置ができるような入札制度であるべきとも考えます。このようなことに素人なりにいろいろ不安を感じるんですが、それらに関して県土整備部長はどうお考えでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 先ほど松田議員の御質問にもお答えいたしました。社会資本整備の担い手であり建設産業は、災害時の緊急対応などに大変大きな役割を果たしていただいております。それからまた、地域経済と雇用を支える重要な産業であると認識しております。そしてまた、建設業の健全な発展には、若手技術者の育成も大変重要であると考えているところでございます。このため、建設業者の経営事項審査やあるいは入札参加資格審査におきましては、災害対応などの地域社会への貢献についても評価項目としているところでございます。また、入札制度におきましても、総合評

価落札方式におきまして、新規学卒者の雇用などの地域貢献を評価しているところであります。特に、小規模工事を念頭に、技術力や地域貢献度の高い地元の建設業者が受注しやすい本県独自の「地域企業育成型」総合評価落札方式を導入しまして、その適用範囲を拡大してきたところでございます。今後とも、御意見の趣旨も踏まえまして、幅広く御意見を伺いながら、適正な施工の確保や建設業の果たす重要な役割をしっかりと踏まえた上で、制度の検証と必要な見直しや改善を図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 入札制度にこれで正解というのはないというふうに思います。引き続き、現場を担う業者と意見交換をしながら、県民本位の入札制度となるように、見直しをしていただきたいというふうに思います。

次は、住宅リフォーム助成制度についてお伺いします。

昨年11月定例議会で、「県に住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書」が提出され、全会一致で採択されました。加えて、請願にはうたってありませんでしたが、委員長報告の中に、「本県で制度を創設する場合には、さらに経済波及効果の対象業種を広げるために外溝工事も対象とするよう検討してほしい」との要望が盛り込まれました。この請願は、口蹄疫の影響が残る今日、地域に仕事を起こし、従業者の多い建設業関連の仕事をつくる住宅リフォーム助成制度は、単なる景気浮揚策にとどまらず、災害からの復旧事業に相当する緊急性の高いものであり、県民期待の大きな事業となるという思いから出されたものです。この住宅リフォーム助成制度は、平成23年度予算にどのように反映されたのでしょうか。県民政策部長、

お願いします。

○県民政策部長（山下健次君） 御指摘ありましたように、住宅リフォームは、関連する業種も多く、地域経済に対する波及効果が期待できるものでございまして、県内で今年度、7市6町で助成が既に実施されております。また、全国的に見ますと、都道府県では、秋田県のみが実施しておりまして、22年度の予算額は、補正を含めまして22億6,000万円と聞いております。御案内のとおり、本県は、大変厳しい財政状況が続く中で、これまでの口蹄疫対策に加えまして、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置、さらには、新燃岳噴火による災害対策に緊急的な財政需要が見込まれているところでございます。こういった一方で、今後本県は、口蹄疫からの復興だけではありませんで、新燃岳噴火等による経済的なダメージからの回復も早期に図っていく必要がありますので、経済活性化策として何が効果的・効率的な対策となるのか、さらには、市町村との役割分担はどうあるべきか、こういった観点から、御指摘のような点も含めて検討を行っているところであります。

○横田照夫議員 検討を行っていただいているということですが、今度は知事にお願いがあります。例えば、エコカー減税のように、ちょっとしたきっかけをつくってやることで、大きな消費につながることを考えられます。住宅リフォーム助成制度は、民間のお金を引き出して経済の活性化を目指す事業で、大きな効果が期待できます。口蹄疫等で本県経済が停滞している今だからこそ、意味のある事業だと考えます。議会が全会一致で請願を採択したことの重みも考えていただき、6月議会に出される予定の肉付けに入れ込んでいただきたいと思います。知事、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 住宅リフォームに対する助成、財政の理屈で言うと、個人資産に対する助成であったり、住宅という資産を有する方への支援策になるということで、いろいろ議論のあるところではありますが、御指摘のありましたように、地域経済に対する効果というものは私も十分認識しておりますし、県の支援に対する期待が高いこと、それから、11月議会における議会の意思表示ということもしっかり受けとめておるところでございます。6月の肉付け予算に向けましては、経済・雇用対策など、今後の状況変化に対応して、さまざまな施策を検討することとなりますが、その中で、住宅リフォームへの支援を含め、経済活性化策として何が効果的なのかというものを十分検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 6月議会が楽しみになりました。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、ワクチン接種緊急促進基金事業について伺います。

先日の1月臨時議会において、「宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例」が可決され、10億円余の基金を積み立てて、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類の公費助成を決めました。しかし、この基金は、平成23年度末までの事業が対象となっていて、その後の対応がわかりません。一時的なものとなったら著しい不公平感が生じて、大きな問題になることも考えられます。そこで、福祉保健部長、24年度以降の予算措置を含めた対応の仕方はどのように考えておられるでしょうか、お尋ねします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 基金事業の対象となります、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種に

つきましては、現在、国において、予防接種法に基づく定期接種化へ向けた検討がなされているところでございます。県といたしましては、これらのワクチン接種が継続されるためには、予防接種法の定期接種へ位置づけられることが必要と考えますことから、今後も引き続き、国に対して、あらゆる機会を通して要望してまいります。また、定期接種化されるまでは、事業が継続されるよう、強く国に働きかけてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 国も近い将来、定期接種化を決めてくれるとは思いますが、それまでの間が途切れるようなことになってはいけないというふうに考えます。全国の都道府県や市町村が同じような取り組みをしていると思いますので、連携をして事業の継続を訴えていただきたいと、そのように思います。あわせて、高齢者の肺炎球菌ワクチンの公費助成とか定期接種化に向けての取り組みも続けていただくようお願いいたします。

質問の準備をしていて、今回ほど十分なお金があればなと思ったことはありません。でも、お金はどこで使うかが重要だと思います。特定疾病フリーでは、農家の自主的な取り組みを引き出すための使い方、住宅リフォーム助成制度では、民間の大きなお金を引き出すためのきっかけづくり、そしてワクチン接種は、最初に予防的な出費をすることで、後に発生するであろう医療費を大幅に削減する。小さなお金で大きな効果だと思いますが、でも残念なことに、その最初の小さなお金がなかなか工面できないということだと思います。しかし、本当はここに勇気を持って使うべきじゃないでしょうか。知事の勇気ある決断を期待して、質問のすべてを終わります。ありがとうございました。（拍

手)

○蓬原正三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時48分散会

3月1日（火）

平成 23 年 3 月 1 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)

53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 8 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 11 番 武 井 俊 輔 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <p>知 事</p> <p>県 民 政 策 部 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>福 祉 保 健 部 長</p> <p>環 境 森 林 部 長</p> <p>商 工 観 光 労 働 部 長</p> <p>農 政 水 産 部 長</p> <p>県 土 整 備 部 長</p> <p>会 計 管 理 者</p> <p>企 業 局 長</p> <p>病 院 局 長</p> <p>財 政 課 長</p> <p>教 育 委 員 長 職 務 代 理</p> <p>教 育 長</p> <p>警 察 本 部 長</p> <p>選 挙 管 理 委 員 長</p> <p>代 表 監 査 委 員</p> <p>人 事 委 員 会 事 務 局 長</p> | <p>河 野 俊 嗣</p> <p>山 下 健 次</p> <p>稲 用 博 美</p> <p>高 橋 博</p> <p>吉 瀬 和 明</p> <p>渡 邊 亮 一</p> <p>高 島 俊 一</p> <p>児 玉 宏 紀</p> <p>加 藤 裕 彦</p> <p>濱 砂 公 一</p> <p>甲 斐 景 早 文</p> <p>日 隈 俊 郎</p> <p>柏 田 芳 徳</p> <p>渡 辺 義 人</p> <p>鶴 見 雅 男</p> <p>川 崎 浩 康</p> <p>城 倉 恒 雄</p> <p>太 田 英 夫</p> |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|--|
| <p>事 務 局 長</p> <p>事 務 局 次 長</p> <p>総 務 課 長</p> <p>議 事 課 長</p> <p>政 策 調 査 課 長</p> <p>議 事 課 長 補 佐</p> <p>議 事 担 当 主 幹</p> <p>議 事 課 主 査</p> <p>議 事 課 主 査</p> | <p>日 高 勝 弘</p> <p>岡 崎 吉 博</p> <p>渡 邊 靖 之 仁</p> <p>武 田 宗 仁</p> <p>日 高 正 憲</p> <p>中 原 光 晴</p> <p>日 高 賢 治</p> <p>関 谷 幸 二</p> <p>前 田 陽 一</p> |
|--|--|

◎ 一般質問

○蓬原正三副議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。質問に先立ちまして、第53代知事に就任されました河野知事に心からお祝いを申し上げます。何もかもが大変厳しい中でのかじ取り役になるんですけれども、ぜひとも健康に留意されて、全力で県政の運営に邁進していただきたいと思っております。

それでは初めに、口蹄疫からの再生・復興についてお尋ねをいたします。

我が国の家畜は、もともと国内にいた野生の牛などを家畜にしたのではなく、家畜化された牛馬が中国より移入されたと推定されており、その歴史も古く、既に飛鳥時代には、中国からの渡来人である善那という人が、初めて牛の乳を搾って孝徳天皇に献上し、その子孫は代々搾乳の役職についていたと言われております。また、我が国では、仏教思想が浸透していたことによる肉食の忌避や、主食である米に含まれているアミノ酸は、小麦に含まれるアミノ酸と比べ、栄養的にバランスに大変すぐれており、米食では、動物性たんぱく質を補給することの必要性が低いことなどもあってか、江戸時代までは一般的には肉食の習慣は余りなく、畜産物が食べられるようになったのは明治維新の後のこととあります。そして、第二次世界大戦後、特に高度経済成長を契機とする国民所得水準の向

上に伴って畜産物の需要がふえ、それにより畜産の生産拡大が後押しされて、今日の畜産業が形成されてきております。

さて、平成17年の国勢調査によりますと、全産業に占める農業就業者の割合は、全国が4.4%であるのに対し、本県は11.5%となっております。さらに、西都・児湯地域の農業就業者比率を見てみますと、西都市25.4%、高鍋町12.1%、新富町19.7%、木城町21.4%、川南町29.5%、都農町27.4%となっております、本県、特にこの地域の農業への依存度の高さがうかがえます。また、全国第2位であった平成21年の農業産出額では、産出額3,073億円のうち、1位は肉用牛の512億円、2位がブロイラー499億円、3位が豚470億円と、それだけで本県農業産出額の48.2%を占めており、畜産業が本県の地域経済上、重要な位置づけにあることもうかがえるところであります。中でも児湯地域は、畜産に関して大変恵まれた環境のもとで、長い年月をかけ、畜産を核にして、さまざまな産業が発展してきましたが、先般の口蹄疫被害により、畜産農家はもとより、あらゆる分野の経済活動に重大な影響が出ています。冷え込んだ児湯地域の経済振興のため、早急に産業の活性化を図らなければなりません、産業の柱となる畜産経営を再開し、軌道に乗せるまでには相当な期間を要することから、当然地域の経済や雇用への影響も長期化することが懸念されるところであります。このままでは口蹄疫からの復興も容易ではないと思われませんが、ここで知事にお尋ねをいたします。昨年7月の臨時議会において、児湯地域の経済活性化、地域振興に対する県の考え方について質問したところ、口蹄疫からの再生に向け、特に児湯地域については、復興対策本部に地域振興班を設けて、総合的な観点か

ら検討を行っているとの答弁をいただきましたが、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

口蹄疫からの再生・復興についてであります。

昨年の口蹄疫により、西都・児湯地域は甚大な被害を受けましたことから、対策本部に地域振興班を設置し、総合的な観点から復興対策の検討を進めたところであります。昨年8月に策定いたしました「口蹄疫からの再生・復興方針」におきましては、当地域につきまして4つの基本方針を掲げております。すなわち、安全・安心な畜産の再構築と産業構造の転換、雇用の維持・確保と総合的な経済対策の実施、活力ある地域づくり、そして安全・安心な環境の確保と地域イメージの回復であります。その後、この基本方針に沿って、観察牛の導入による安全性の確保や特定疾病のないモデル地域の構築、冷凍加工施設の整備、当地域を中心とした雇用対策や公共事業の実施、埋却地周辺における環境影響のモニタリングなどに取り組んでいるところであります。また、6市町における地域振興などの企画・検討を後押しするため、その費用の一部を助成する制度を設けたところであります。引き続き、地元市町村と連携し、西都・児湯地域の再生・復興に取り組んでいくこととしております。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 ありがとうございます。地域振興について言いますと、今、答弁いただきましたように、費用の一部を県費で負担するか

らということで、市町村に対して口蹄疫復興計画の策定なんかをちょっと促されたことがありました。その当時、県は300億規模の取り崩し型基金をとということで努力をされているさなかで、当然それが具現化するものとの思いで、その計画を組んだ市町村も幾つかあります。これが全く制度的な問題とか財政的な限界とかで実現しなかったわけですけれども、そういった中で、思惑が外れた町あるいは市の計画というのがあると思うんですけれども、今後どうやって県はこれを支援していこうとされるのか、これは県民政策部長でいいんですかね、お願いします。

○県民政策部長(山下健次君) ただいま知事からも答弁がございましたように、各般の施策を今講じておるところですけれども、特に口蹄疫被害の集中した西都・児湯地域の復興に向けた迅速な取り組みを支援するために、昨年9月の補正予算によりまして、復興戦略の企画・検討を行う西都・児湯地域の6市町に対しまして、必要な費用の一部を助成する制度を設けたところでございます。この制度を活用しまして、現在、高鍋町の「城下町の気風を活かした景観まちづくり」あるいは都農町の「にぎわい拠点整備」など、地域資源を生かした地域振興策の検討が進められているところでございます。口蹄疫からの再生・復興は、県政の最重要課題の一つでございますので、今後も市町村と緊密に連携を図りながら、市町村と住民とが一体となった地域振興の取り組みが進むよう対応してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 思惑が外れたといえば、一つには、これも前回の臨時議会だったんですけれども、西都・児湯地域から牛、豚が1匹もいなくなったということで、これは発想を変えて、

空白地帯になったことで新たなランドデザインができるんじゃないか、そういったデザインをやるために、ここを大きく言えば日本のモデルの畜産産地となるような絵を描いたらどうだろうと言って、それを構築したらということを前知事に提案いたしましたところ、やはりそういった方向に向かって構築していく必要があるんじゃないかという答弁をいただいております。しかしながら、それはあくまでも取り崩し型基金があつての考え方なりであつたと思うんですけれども、これが思惑が外れたわけでありますが、今でも口蹄疫に関しては、感染経路あるいはその原因というのが特定されていないということで、防ごうといたつて防げないという限界を超えた部分があると思うんですね、ある意味では自然災害的なことが。そういったことからまた復興をやつていかなければならないわけですから、これは全く災害と同じく、その復興にかかる経費については、やっぱりこれは国の責任において100%、責任を持って復興を国が支援するという考え方がどうしても必要ではないかなと思うんです。こういったことに対して、特別交付税で措置していくということをよく説明を受けるんですけれども、今回も突発的な支出ということで、かなりな特交を宮崎に対しても交付されたわけなんですけど、まず、これまでに口蹄疫に関して措置してきた関連予算というのがどれくらいあるのか、そのうち県費の負担額がどれくらいあるのか、これは総務部長にお伺いをしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 口蹄疫対策関連予算につきましては、今回提案しております2月補正分を含めまして、計9回の補正によりまして、補正総額は1,710億1,540万9,000円となりまして、このうち一般財源は177億7,686万3,000円

となっております。なお、この一般財源約177億8,000万円のうち、口蹄疫復興基金への積立金約34億2,000万円と、口蹄疫復興中小企業応援ファンドへの貸付金のうち、企業局からの借入金を充当しました20億円につきましては、消費的な支出ではありませんので、これらを差し引いた約123億6,000万円が実質的な県費負担額として考えているところでございます。

○坂口博美議員 その中で、今の123億何がしの中で、特別交付税で措置された金額というのはどれくらいになるんでしょう。

○総務部長（稲用博美君） 口蹄疫対策関連経費につきましては、特別交付税の対象とされている経費につきまして、本来、措置率が5割または8割であつたものを、去年の口蹄疫対策特別措置法の制定によりまして、8割または10割に改善されました。その結果、昨年12月の段階ですが、約108億7,000万円の交付を受けているところであります。

○坂口博美議員 この特別交付税については、平成22年は地方交付税総額の6%、翌年から5%に見直されたんですけれども、総枠として交付するという事になっているんですが、平成22年度、それから23年度の特別交付税の総額がどれくらいになっているのか。それから、毎年通常分で幾らか本県もいただいております。これは通常分はどれくらい今までもらってきているのか。この2つについてお願いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 特別交付税、平成22年度の全国枠の総額は、当初予算ベースでは1兆138億円でありましたが、昨年11月の緊急総合経済対策による補正の結果、約1兆318億円となっております。また、平成23年度の全国枠につきましては、地方交付税のうち、先ほどお

話にありましたように、特別交付税の割合が6%から5%に引き下げられたことによりまして、総額8,687億円となる見込みであります。本県への配分につきましては、昨年までのここ数年間は、約30億円前後となっております。

○坂口博美議員 地方交付税の推移というのがここにあるんですけれども、今お答えいただきましたように、大体本県30億前後、毎年平常分として推移してきているようですね。これは市町村も含めた全体枠というのが6%なり5%で決まって、その中の都道府県分というのが常に13%前後、1,200億ぐらいで推移してきているみたいですね。だから、そこで、例えば今の答弁で、通常30億だったけれども、今回108億7,000万ぐらいの口蹄疫関連の特交を受けたということです。ただ、これは限られたパイの中での108億という、3.6倍ぐらいになるんでしょうか。ということは、どこか全部、他の都道府県なり市町村が調整をされて、それがここに集まってきたということになるというので、この仕組み上ちょっと矛盾点が生まれてくるんじゃないかなという気がするんですよね。例えば今回、鳥インフルエンザがたくさん出ました。活火山もいつまでこういったものが続くかもわからない。これは突発的な対応というものがどうしても必要になってくる。幾らかかるかわからないという中で、これが仮にけた違いの財政の出動が必要になったというときに、これを特交で今みたいな仕組みで給付していくとなると、他の都道府県なり市町村にしわ寄せがどうしても行ってしまうんじゃないか。このところが、いつも頭の中がすっきりしない部分なんです。こういったことについては、今の特別交付税制度というのは、本当に地方が必要なものを積み上げて、臨時的な支出、突発的な支

出に的確に対応できるのか心配なんですけれども、これについて、知事の率直な見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） まさに御指摘のとおりでありまして、特別交付税というのは、地方の財政需要に何でもかんでも対応するためのポケットでは決してないわけでありまして、御案内のように、災害や寒害・冷害、市町村合併など、普通交付税の算定に用いる算定方法では捕捉できない特別な財政需要を満たすためのものであるわけですが、御指摘のありましたような口蹄疫対策費のように、その費用の負担がやむを得ないものについては、基本的に国庫補助制度の中で対応すべきものでありまして、国庫補助制度の改正などでは十分に対応できないものは、そういう議論を尽くした上で、特別交付税の対象にするということでありまして、昨年来の議論で少し違和感を持っておりましたのは、何でもかんでも特交、特交ということで、安易にすぐに特別交付税に頼るといふ嫌いがなきにしもあらずであります。ややもすれば、各省庁が財務省に対して要望がなかなか通らない、じゃあとは特交で面倒見てくれというようなこともなきにしもあらずでありまして、適切な形で特別交付税というものを使われるべきであると。地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の中で、特別交付税のあり方についても、さまざまな議論があるところであります。その適正化が図られるべきだというふうに考えております。

○坂口博美議員 ぜひそこらとこがあると思うんですね。今後、整理していくべき大きな課題じゃないかなと思っております。たまたま108億7,000万の交付がなされたというんですけれども、お答えにもありましたように、3,000億の補正をやりましたよね。六三、十八で、それぐら

いの金がたまたま出てきた、あるいは口蹄疫の特措法の中で、精いっぱい県も頑張っていたということでの108億というような気がしないでもないですから、ぜひここらを今後の検討課題にさせていただきたいなど、国との協議にできれば持ち込んでいただきたいというような気もします。

例えば国民健康保険税、これの特徴なんですけれども、国保の場合は、例えば保険者であります市町村、それからその市民、町民の方々、そのどちらにも著しい責任がない。しかしながら、決算をしてみたら国保税に赤字が出てしまって、国保会計に影響を与えとなったときは、これは国庫から支出されますよね、あなた方には責任はないんだと。具体的には、例えば病院が1個できる。すると、そこへ患者さんが集中する。長期化になる。籍を移す。たまたま生活保護とか、そういった保険料が減免される人、当然町に財政負担が出てくるわけですね。だれの責任でもないけれども、財政が支出される。こういったものに特特、特別の事情による特別調整交付金という仕組みは、その枠の中でしっかり国が責任、面倒を見てくれるという仕組みもシステマ的にあるわけですね。ですから、こういったものについては、僕は、何かだまされたんじゃないかという疑問をいつも持たせるような交付税あるいは特別交付税でなくて、しっかりした別会計、特措法に伴った会計というものがそこにこさえられて、その中で的確にコスト積み上げで支出されていくシステム、これはぜひ創設していただきたいなと思うんですけれども、これについて、もし何かお考えをお持ちであれば、知事の考えを聞かせていただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 本県が直面しておりま

す口蹄疫を初め、鳥インフルエンザの問題、それから新燃岳の噴火と、立て続けに大規模な災害に直面し、そして大規模な財政需要がここに生じておるわけでありまして、これらはいわば天災でありまして、国家的危機ととらえ、国家防疫の観点から、災害復旧と同様に、国全体の問題として対処する必要があるかと思えます。財政的な対応につきましても、口蹄疫対策などに関する経費につきましても、個々の地方公共団体へ負担を求めるのではなく、国全体の問題としてとらえるべきというふうに考えておりまして、このような大規模災害に的確に対応できる国の制度が必要であると考えております。現在、家畜伝染病予防法の改正案が議論なされておるところでございますが、家畜の補償金につきましても、従来5分の4であったものを今5分の5にというような議論もなされているところでありまして、その場合には、通報を怠った場合にはペナルティー、一定の減額等が考えられているところでありまして、そういうような国のしっかりした制度の中で、この財政需要に対する一定の対応を求めてまいりたいというふうに考えております。

○坂口博美議員 ぜひともそこらは、透明性を確保できて安心できる交付金のあり方というのを、今のを詰めていくと、特交でこれだけ確かに措置されていますよとか、すると今度は臨財債なり交付税措置のある県債発行なり、後年度しっかり普通交付税の中に入っていますよ、確かに入っているんですね。でも、全体のパイがずっと下がってきている中で、最後の帳じり合わせというのは、僕は、行政の費用単価の見直し、あるいは何らかの見直しによって帳じりを合わされていく、すると自由度がだんだんだんだん小さくなっていくという、非常に窮屈な

面が伴っているような気がするものですから、ぜひこれについては時間をかけてでも解決をしていって、地方が安心できる今の財源の配分というんでしょうか、そのあり方を新たに構築していただきたいなと思っております。

次に、商工観光労働部長に、特に児湯郡地域の景気あるいは雇用についてお尋ねしたいんですけれども、日銀の宮崎事務所、2月7日の公表分ですけれども、これを見てみますと、「宮崎県の景気は、雇用や消費の面で持ち直しの動きが続いているものの、火山噴火の影響などもあり、引き続き厳しい状況にある」としております。また、個別の指標を見てみますと、まず、個人消費ですけれども、「引き続き全体の地合いは強くないものの、一部で持ち直しの動きが見られる」、また、雇用環境につきましては、「依然として厳しいが、緩やかな改善が続いている」などとなっております。これらから感じるところは、大変厳しいんですけども、少しは緩やかに改善の方向に向かっているというような分析なんです。でも、実際地元で肌で感じるもの、あるいはいろんな人に会って話をしていく中で、決してそうではないんです。ますますこれは大変になってきているよというのが私ども実感していることなんですけれども、その実感とこの指標が違うというのは、指標そのものがそこまで忠実に実際を反映するものでもないというところで、いたし方ないのかなという部分もあります。

それから、もう一つには、特に西都・児湯地域というのは、先ほどから申し上げていますように、口蹄疫で大変な被害を受けてしまいました。その口蹄疫については、まず、家畜の手当金というのが、これはほぼ100%支払いがされているんです。でも、ただ、家畜の手当金とい

うのは、次に家畜を導入する、あるいは今までの負債を整理するというので、これはなかなか農家自身が消費に回せる金ではないんですよね。そのたぐいの金として、経営再開に向けた支援金というのがあるんですけども、これは生活にかかる金でありますとかいろんな固定経費部分を、次の経営を始めるまでの間、支援しましょうという金ですね。これについても、大体1,300戸ぐらいの対象農家、戸数でいくと1,200戸ですから、何ぼぐらいになるんでしょうか、86%か87%ぐらいになるんでしょうか。戸数では既に支払われているんですけども、金額で見ると、これは大体96億円ぐらいの支援金支払い予定がまだ今の時点では58億円ぐらい、60.68%だったですか、あと40億円ぐらいがまだ、生活金に当たる部分が支払われていないんです。だから、これがおくれているというのも一因かなと、悪いほうのですね。それから、今度は逆に、下支えをしているものというのが緊急雇用創出の2つの基金です。これで県全体で3,400人ぐらいの雇用がことし図られる見込みでありますから、関連産業あるいは畜産をやっている離れた人たちの雇用については、下支えをしてくれているのかなと。そういったものが相まっても、なおさらこういうなかなか厳しいものを感じて、一向に上向きの気配を感じることができない。これは何なのかなと思うんですけれども、加えまして、今回の鳥フル、児湯郡でも発生してしまいましたし、火山灰も都農町あたりまで来ております。こういう大変深刻な中で、県として、まずは児湯地域の景気・経済・雇用、こういったものにどういった取り組みを今後されていこうとしているのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 児湯地域

におきましては、現在、口蹄疫からの早期復興を図るために、プレミアム商品券の発行やイベントの開催支援など、即効性のある対策を講じてきたところでございます。しかしながら、議員からもお話がありましたように、ことしに入ってから鳥インフルエンザの相次ぐ発生等によりまして、その復興が長引くおそれがあるなど、さらなる影響を受けているところでございます。このため、農商工連携応援ファンドや雇用基金等を有効に活用しまして、地元特産品の販売促進、農水産加工品の開発、商店街のまちづくりやイベント等の取り組みへの支援などに、一層力を入れていくこととしておるところでございます。また、今後は、東九州自動車道の整備進展など、明るい材料もございます。企業立地等による新たな産業の展開などにも取り組むとともに、地域資源を生かした観光ルートの開発など、域外からの誘客促進を図ることによりまして、児湯地域の経済の活性化、雇用の創出にさらに努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。

それから、丸1年残ってはいらぬですけども、ちょっと気がかりなのが、3,000数百名の雇用を確保できている緊急雇用関連の基金事業ですね。これが平成23年が最終年度ですよ。1年間でこれが、通常の雇用というんでしょうか、基金事業以外の雇用の場にシフトできていけばいいんですけども、申し上げましたように、大変復興まで時間がかかるんじゃないかなと。そんな中でこの事業が終わるとなると、ポスト基金事業あるいはこれの継続というのは、どうしても今のうちから考えておく必要があるんじゃないかと思うんですね。それで、この基金事業の継続、緊急雇用創出のため、あるいは

ふるさと雇用再生のための基金事業、この継続等については、どうお考えかをお聞かせいたいただきたいと思っております。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 緊急雇用基金事業等につきましては、短期的な雇用対策とはいえ、この事業のもたらしている効果は、単に雇用創出面だけでなく、中山間地域を初めとした本県の地域経済の活性化の大きな呼び水にもなっておりまして、財政状況が厳しい本県など、地方にとりまして大変有効な対策と考えております。平成20年秋のリーマンショック以降、全国的に厳しい雇用情勢が続く中で、本県におきましては、有効求人倍率が全国を下回るなど、さらに厳しい状況にあります。また、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火の影響等により、先行きが見えない状況でもございます。したがって、この基金事業が終了した後の24年度以降の対策につきましても、その継続等につきまして、今後、全国知事会等を通じた要望など、さまざまな機会をとらえまして、国に要望していきたいと考えております。

○坂口博美議員 次に、農政水産部長に、水産問題でお尋ねをしたいと思うんですけども、今ここに、これは聞き取りによってつくられた実態調査表というんですか、平成22年度の川南の漁協の水揚げ等に関する実態調査の資料があるんですが、例えば小型漁船、5トン未満、これの平均の年間水揚げ料というのが460万余り、これから経費を引いた収入というのが200万ぐらいなんですね。これは平均です。いい船、チャンピオンクラスの船でも500万ちょっと、手元に残るのが300万弱。それから、水揚げの悪い船では平均収入というのが16万、あるいは中クラスで150万くらいというような状況にあるんですね。しかも、この経費を見てみましたら、年間

のその他の経費というので、減価償却とか修理費の部分ですけれども、これは80万しか見ていないということは、既に20年、25年、それ以上たった、減価償却の全くない漁船だと思うんですね。これで今のような大変厳しい状況なんです。これでも、ここまでくると、本当に産業として、今後、水産業というのを維持していくことができるのかなという心配がないでもありません。こういった状況の中において、例えば今回、議会で何名かの質問の中にも答えられましたけれども、国のほうで、収入安定対策とコスト対策とを組み合わせた「資源管理・漁業所得補償対策」でありますとか、あるいは水産物の付加価値向上あるいは漁家所得向上のための漁業・漁村の6次産業化といった、新たな施策を打ち出されたところであります。まず、これに本県としてもしっかりと対応していくことが必要であると思っておりますが、これらの対策に対して県としてはどう取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお願いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） まず、「資源管理・漁業所得補償対策」でございますが、これの実施に当たりましては、国や県が作成する資源管理指針に沿って、漁業者が漁獲量制限など資源管理のためにみずから取り組む資源管理計画を作成しまして、これを確実に履行する必要があります。このため、県といたしましては、資源管理指針の内容等につきまして、国との協議を進めるとともに、関係団体と連携いたしまして、各漁協ごとに漁業者に対する対策の説明会と、資源管理計画作成に係る指導・助言を行っているところでございます。さらに、23年4月の組織改正により、漁業・資源管理室を新たに設置いたしまして、推進体制も強化することとしておりまして、今後とも、この対策の

円滑な安定に向けて進めていきたいと考えております。

次に、6次産業化の御質問、あわせてございましたが、水産業を取り巻く環境が、今、御質問ございましたように、大変厳しい中、漁業者みずから加工・販売に取り組み、漁獲物に新たな付加価値をつけます6次産業化の推進は、漁業者の所得向上とこれからの漁村地域の発展にとって極めて重要であると、そのように考えております。児湯地域における6次産業化の取り組みにつきましては、地元の要望を踏まえまして、水揚げされます多様な豊富な水産物の特徴を生かした商品づくりや販路開拓等について、国の事業も活用しながら積極的に推進してまいりたいと、そのように考えております。

○坂口博美議員 次に、同じく、今度は農業問題について少しお尋ねしてみたいと思うんですけれども、新燃岳ですが、これまで爆発的な噴火だけで12回ですか、大変大きな被害を及ぼし続けてきております。これについては、いつ終わるのかわからないというのが、一つの大きな恐怖であり、悩みであるかなと思っておりまして、噴火、降灰といったものに悩んでおられる、被害を受けておられる皆さんに、心からお見舞いを申し上げたいと思います。この被害の範囲なんですけれども、北諸・西諸地域はもちろんですが、申し上げましたように、遠くは児湯郡の都農あたりまで降灰がありまして、大変広い範囲に及んでおります。そして、またこれからだんだん風が南風になってきますと、さらにこの範囲が拡大するのではないかなと心配もしているんですが、テレビだったですかね、江戸時代ではこれは1年半も続いたというような話もあって、農家は相当悩んでいますよね、今後どうなるんだろうということ。いつ終わる

かもわからないというのが一番大変なのかなと思うんですけども、とにかくこれをしっかり対応して行って、ちゃんとした営農というものをやっていかなければいけないと思うんです。今回、国の11億円の事業、それから今議会に提案されている2億円近くの事業ということで、降灰対策について、いろんな対応をしていただけるんですけども、一つには、きのうの報道だったですか、第9次の防災営農計画の中での地域を追加していただいたということで、これは大変ありがたいことなんですけれども、それから、今後また第10次の防災営農計画というのが、いよいよこの4月から始まるわけなんです。ちょうどそのはざまにあるんですけども、そこらも含めて、今後、県として、新燃岳の降灰対策に対してどう取り組んでいこうとされているのか、それらを含めて御説明をお願いします

○農政水産部長（高島俊一君） 今般の新燃岳の噴火によりまして、先月25日に、高原町が活動火山対策特別措置法の避難施設緊急整備地域の指定を受けましたことから、県といたしましては、直ちに国と協議を行いまして、現在の防災営農施設整備計画を見直しまして、宮崎市、西都市、新富町など、6市9町を降灰被害対策事業の対象としたところでございます。この結果、本議会にお願いしております「活動火山降灰緊急営農対策事業」によりまして、茶の生葉洗浄脱水機を初め、緊急に必要な施設・機器の導入支援を行うこととしております。今後とも、降灰の被害の状況を踏まえまして、降灰対策事業の対象地域や対象品目等の見直しにつきまして、国と協議をしまいたいと考えております。

○坂口博美議員 それから、もう一つなんです

けれども、この降灰、火山灰が、ペーハーが酸性だということで、そこに対して、かなりな警戒感というんでしょうか、心配をされている農家も結構少ないんですね。こういったことで、まず、酸性化した土の矯正というんでしょうか、中和化、こういったことについては、どういう方策で臨んでいこうとされているのか、これについても農政水産部長によろしく願います。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の火山活動によります降灰につきましては、噴火によってその性質が異なっております。1月26日の北諸県から南那珂地域を中心としました火山灰は、中性に近く、矯正の必要はないと考えますが、28日の西諸県から中部・児湯地域にかけての火山灰は、酸性度が強いので、厚さ1センチ以上の地域、例えば高原町の一部などにおきましては、苦土石灰を用いた矯正が必要でございます。県といたしましては、農業改良普及センターを中心に、火山灰に関する調査を行いまして、各地域に応じた土壌改良対策の方法をマニュアル化して農家に配布するなど、堆肥施用等の土づくりと合わせた適正な取り組みを支援しているところでございます。

○坂口博美議員 最後に、農業問題で知事に、思いのほどというんでしょうか、その決意のほどというんでしょうか、お伺いしたいんですけども、まず、今の新燃岳、それから鳥フルということで、余り話題に上らなかつたんですけども、昨日だったですか、松田議員、燃油、重油の高騰の問題ですね。聞くところでは、きょう、例えば80円を超したJAが7カ所あるというような話も聞きまして、急騰し出したんですね。重油が上がりますと、申すまでもないことなんですけれども、肥料、農薬、それから直接的

な暖房経費と、大変また経営に大きな圧迫になってきて、深刻な状況だと言えると思うんです。加えまして、せんだってからのT P Pとか、今、グローバル化というんでしょうか、他因的なことで翻弄と言っていいぐらい、農業は常に大変な局面にさらされているということが言えようかと思えます。しかしながら、そういう状況にあっても、農というものは、しっかり大地を見詰めて、一步一步大地に向かって土を耕し、物を作付し、そして手入れをやって収穫を持つという地味な作業、これを続けていかなければいけないわけでありまして。そんな中で、よく農業というのは本県の基幹産業だと言われます。基幹産業ということのを改めて我々痛感したのが、先ほどから申し上げます口蹄疫でもあったと思うんですね。畜産が被害に遭っただけで、あらゆる産業なり県民生活、ことごとく影響を受けてしまった。まさしく基幹中の基幹産業、これが農業であって、この農業が頓挫したら、たちどころに本県の経済なり暮らしというものが立ち行かなくなると言っても過言ではないぐらいの大切な産業であると思えます。先ほどから申し上げますように、こういった大切な産業、あるいは本県のそこに基盤として成り立っている経済と言ってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、こういう大変な状況の中にあって、食料供給基地、農業を基幹産業とする県という本県の知事として、こういった大変な状況の中で、農業をしっかり守って振興していくよということについての知事の決意というんでしょうか、お聞かせいただけたらありがたいなと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 本県農業につきまして、先ほど土壌の議論もございましたが、もともと火山性土壌に覆われた農地であるというよ

うなことでとか、台風などの自然災害、またさらに大規模消費地から遠いというような厳しい条件がある中で、先人たちの知恵と工夫、努力によりまして、集約的農業を展開してきた結果、畜産と施設園芸を中心に、全国屈指の農業県に発展してきたと。現在、生産額ベースでの食料自給率が242%、全国1位となっているわけでありまして。しかしながら、今、御指摘のありましたように、口蹄疫なり鳥インフルエンザなどの被害、さらには燃油価格の高騰など、かつて経験したことのないような大変厳しい経営環境に置かれていることのみならず、新たにT P Pの参加問題など、もはや生産現場の努力だけでは対応し切れない、そういうような大きな荒波にもまれている、そのような状況だと認識しておるところであります。このため、食料供給県である本県といたしましては、まずは、基幹産業として他産業への経済波及効果も大きい農業分野での収益性の高い生産構造への転換などを進めることが喫緊の課題であると考えております。具体的には、産地間競争に勝ち残ることのできる本県独自の品種改良や収量・品質向上につながる技術開発・普及に努める、さらには、若者や多様な担い手が参入できる環境づくりと規模拡大や経営の多角化ができる生産基盤の強化でありますとか、消費者に信頼される安全・安心の産地づくりや農を核とした農商工連携や6次産業化による付加価値向上などに取り組み、この難局を乗り越えてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。このような状況認識、また、大変厳しい状況にあるということが、今回提案をさせていただいております副知事の人選に当たっても考慮させていただいた、本県の直面する行政課題ということでございます。世界的に見ますれば、人口爆

発に伴う食料不足、アグリフレーションというようにも言われているような状況でございます。国に対しましても、本県農業の役割や重要性、そして、これらの改革に必要な政策提案と財源確保などを強く今後とも訴えてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 強い決意のほど、意気込みを聞かせていただいて、ぜひ実現に向けて頑張っていたいただきたいと思うんですね。ただ、やはり財源が大きくこれにかかわってくると思うんですね。やろうと思えば、どうしても財源が必要になってくる。その中で、今、知事おっしゃいましたけれども、生産額での自給率が242%とおっしゃったですかね。カロリーベースでは60%ぐらいだったと思うんですよ、本県の食料自給率は。しかしながら、国が50%、これは以前にも本会議で発言したような気がするんですけども、50%を目指している。これはカロリーベースなんですけれども、口に入るときのその価格で食べているんですよ。トウモロコシだ何だという家畜の粗飼料をそのまま食べるのではなくて、肉になったものを食べる。だから、本県は、その2.4倍以上の国家・国民の食料の確保、自給に貢献しているということが、自信を持って言えるんじゃないかなという気がします。それから、国が例えば50%のカロリーベースで食料の自給を目指す、これは金額ベースにしたら幾らになるかわかりませんが、そのためには宮崎県も責任を持って2倍以上の生産を上げるよと、消費の倍以上、半分は県外の皆さんのために責任を持って供給するんだよと、命の糧をしっかりと宮崎で生産して間違いなく届けるんだと、だから、それに伴った税の投入というものをやってくれというような考え方が一つには出てこないかと思っております。

ね。

もう一つには、TPP、EPA、いろんな国際のルールの中での動きがあって、じゃ宮崎の農業をこうすることで手だてをしていこうとなったときに、貿易の障壁でありますとか保護策とかで、また国際的に通用しない部分が、しかしながら、これについても、世界は今、飽食と言っていますけれども、全世界では食料が足りない。こういったことを勘案したときに、自国の食料は70%までは自給しろと、争いを避けるためにも。そのために、70%自国民の食料を供給するための国内策については、これは国際間で争わないよと、ガットでも何でも。それは自国の存亡のためにそういう国内策をやりなさい。残りの30%は、TPPでもEPAでも、あるいはほかの交渉にでも、その30%については世界のルールを守ろうじゃないかという、そういったような大きい転換をやっていかないと、なかなか今、知事の決意、意気込みというのを聞いたんですけども、限界があり過ぎるんじゃないかなと。これはちょっと話が飛躍してしまいましたけれども、そういう心配も一方ではいたしております。でも、いずれにせよ、これは一つ一つ積み上げていって、ぜひとも一日も早い復興、そして農業を基盤とした宮崎の経済の発展、県民福祉の向上に寄与していただきたいことをお願い申し上げまして質問を終わります。(拍手)

○蓬原正三副議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) きょうから3月です。3月は別れ、また旅立ちの月であり、スイートピーの花がよく似合う月でもあります。スイートピーの花言葉は、門出、旅立ちでありまして、日南市はこのスイートピー生産量日本一でございます。この3月をもって県庁

を退職される方々へ、これまでの長年の御労苦に対し、ねぎらいと深い感謝の気持ちを込めて、スイートピーの花束をどうぞ皆さん、送ってあげていただきたいと思います。

また、我が会派の外山良治議員も、新たな旅立ちを決意されております。何かしら明るい空気を覚えるのは気のせいかもしれませんが、外山良治議員は余りにも無口でシャイでございますので、私がかわりまして皆様方にお礼を申し上げる次第であります。これまでお世話になった執行部の皆様、そして議員各位に、心から感謝を申し上げる次第でございます。またほかに、各会派の重鎮、お歴々が、今限りで惜しまれての御勇退とお聞きします。何とぞ御勇退後もお体に留意されて、県勢発展のために、私ども後輩に大所高所からの御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問を行ってまいります。

知事の政策提言、所信表明、これまでの質問にも出てきましたが、県と市町村の協議の場についてお尋ねいたします。早速2月16日にその協議の場を設置されたようです。私は一昨年11月議会で、県と市町村との協議の場について、「神奈川県自治基本条例のように、県と市町村との協議の場を法制化されないのか」と質問しております。当時の東国原知事は、「市町村との自治懇話会あるいは市長会、町村会、議長会といった団体との間で意見の場を確保している」と答弁されました。河野知事が設置された協議の場は、従来の自治懇話会などとどう異なったものか、知事にお尋ねします。

後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたし

ます。

県と市町村の協議の場についてであります。知事と市町村長が集う会議は、これまでも、御指摘のありましたような自治懇話会でありますとか、市長会及び町村会との意見交換の定期的な開催などが行われたところであります。ただ、ややもすると、こういった会議におきましては、県政報告でありますとか、陳情、要望の場になっておったというような状況を踏まえまして、さまざまな地方自治体を取り巻く行政課題、複雑・多岐化する住民ニーズに的確に対応するためには、重要課題の解決に向けて、県と市町村が対等な場で、より具体的な協議・検討を行う必要があると、そういう場として、市町村と協議をした上、先月16日に「宮崎県・市町村連携推進会議」を設置したところであります。この会議におきましては、「県内における地方分権の推進」というものを基軸に据えながらも、毎年度、個別テーマを設定しまして、県と市町村の役割分担や連携のあり方につきまして、具体的な検討を行っていくこととしておるところでございます。先日は、危機管理というテーマを設定いたしましたところ、やはり現在、我々を取り巻くさまざまな事象を背景に、市町村長さんからも切実な意見交換、議論がなされました。また、こういう全体会議に加えて、例えば去年は口蹄疫が発生したときには、関係市町村だけで緊急会議などを行っておるわけではありますが、こういった全体の市町村のみならず、ブロックごととか課題ごとに市町村長さんに集まっていただく、そういった意見交換の場というものをこの協議の場というような位置づけを行いまして、これまで以上に対等・協力的な関係の中で、より機動的に開催をしてまいりたいというふうに考えております。以上であ

ります。〔降壇〕

○高橋 透議員 その協議の場なんですけど、先ほども言いましたが、神奈川県自治基本条例のように法制化する必要はないのか、知事にお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） この「宮崎県・市町村連携推進会議」、今申し上げたような運営を行ってまいりたいということでございます。年2回程度の定期的な総会を開催するほか、個別テーマごとに開催するというので、フレームはイメージを持っておるわけでございます。また、必要に応じて、随時、特定地域や特定課題ごとに協議を行うということでございまして、そういう会議の運営を通して、協議の実効性を高めていくという考えで今おるところでございます。その中で、必要があれば、市町村と協議の上で、法制化ということについても検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 わかりました。県と市町村と同様に、国と地方との協議の場も重要であると私は考えますが、国会に一度提案をされて、今、継続審議になっているようですが、その国と地方との協議の場、知事のお考えをお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） まさに重要でありまして、だからこそ地方が声を大にして、その協議の場の設置を求めてきておるところでございます。住民に身近な行政は地方が担っておることですので、地方自治や地方財政に影響を及ぼすような政策につきましては、当事者である地方の声が十分に生かされるよう、そういう国と地方が対等な立場で建設的な議論を行っていくための協議の場は大変重要であると考えております。

○高橋 透議員 菅内閣の最重要課題というこ

とで、社会保障と税の一体改革が今議論されておりますけれども、これは過日、新聞で見ただけですけれども、地方の代表が入ってなくて、知事会でも要望されたということの記事を見ましたが、これは要望がなくても、議論する場に最初から地方の代表の方を入れておく、参加させるべきだなということを思ったところであり

ます。そしてまた、国からの交付金によって今、基金を造成して執行している事業が数多くありますけれども、例えば妊婦健康診査あるいは子宮頸がんワクチン、これはずっと継続されていく事業だと私は思いますが、この2つの基金事業は期間の定めがありますよね。国の交付金が終了するわけですから、その後どうなるのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 妊婦健康診査及び子宮頸がん予防ワクチン等接種の基金事業につきましては、国からの特例交付金を受けて、23年度までの事業を対象に行うものでございます。妊婦健康診査につきましては、国の重要な子育て支援施策という観点からも、公費助成の継続が必要と考えておりますことから、平成24年度以降の継続的な財政支援について、さまざまな機会を通じて、国に要望しているところであります。また、子宮頸がん予防ワクチン等の接種につきましては、予防接種法の定期接種へ位置づけられることが必要と考えておりますことから、今後も引き続き、国に対して要望してまいります。なお、定期接種化されるまでは、事業の継続について国に働きかけてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ですから、国がお金をもうやしませんよとなったときにどうするんですかという私のお尋ねなんですけど、部長。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県といたしましては、引き続き、国のほうに要望してまいりたいということで考えております。

○高橋 透議員 恐らく、やらなきゃならないという義務感をお持ちだと思うんですね。だから、こういう大事な事業、いろんなものがあります。国が勝手に決めることなく、しっかり地方の意見を聞いて、財源もしっかりと備えた上で実施をしていく。これは都道府県あるいは市町村間で財政能力に格差がありますから、仮に国が切って、あとやれるところ、やれないところが出てくるので、ぜひそういうところ、私たちもしっかりと意見を言って、国のほうにも要望していただきたいと思います。

次に移ります。地域医療対策についてお尋ねをしていきます。

小児科の医師の確保対策なんですが、県立日南病院の小児科医確保、4月以降も派遣の決定がされました。大変感謝いたしております。病院局を初め関係各位に、心からお礼を申し上げる次第であります。小児科医の派遣、毎年心配をいたすところではありますが、今後もこのような不安を抱きながらの1年1年の確保対策になると思うんですが、小児科医確保に決め手となった要因は何かを病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 日南病院の小児科医の招聘につきましては、これまで宮崎大学の小児科医局に派遣継続の要請を行ってきたところでありまして、引き続き御配慮いただいたことに、心から感謝をいたしているところでございます。この決め手となりましたものは、何よりも地元の日南市、串間市や医師会、そして住民の皆さんの熱意にあり、こうした皆さんが連携して、日南病院の医師の勤務しやすい環境

づくりに御尽力いただいている成果ではないかと、このように考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。行政、医師会、そして市民団体等が連携した結果が医師派遣につながったということで、今後もそういう働きやすい環境をつくり出す取り組みを、また私も一緒に参加して進めていきたいと思っております。

次に、県立日南病院では、平成11年度から毎年、県病院祭に取り組まれております。開催のきっかけについては、診療機能の充実、患者サービスの向上、経営改善等につながる自主的な調査研究から始まったと伺っております。毎年1,000名を超える参加があるこの取り組みについてどう評価されているのか、病院局長にお尋ねします。

○病院局長（甲斐景早文君） 議員御指摘の県立日南病院祭でございますけれども、平成7年度から9年度までの病院改築を契機に、もっと住民の皆様にあられる病院にするために何かやりたいと、こういう思いから、当時の看護師等が中心となりまして、平成11年度から始められたものでございまして、今年度で12回という歴史のあるものになっております。私もこの職務を担ってから、毎年参加させていただいておりますけれども、住民の皆さんが医療スタッフ等との触れ合いあるいは手術室等の院内見学などをされる中で、日南病院の地域に果たす役割も御理解いただけているのではないかなというふうに思います。また、日南病院祭では、地元の方々や歌あるいは踊りとか、そういったものをボランティアとして御協力いただいております。住民の皆様と日南病院が一体となって運営されているというふうな、そういう印象を持っておりまして、このことに対して大変ありがた

く思っているところをございまして、こうした活動といいますか、こういったものを通じまして、日南病院を住民の皆さんで支えていこうという機運が醸成されているんじゃないかということで、大変心強く思っているところであります。

○高橋 透議員 まさしく今、病院局長がおっしゃったとおりだと思いますが、病院の職員みずからがボランティアでやっているわけです。そして加えて、運営費を親和会、つまり職員が負担しているということも私はお聞きしております、非常にびっくりしたんですが、病院外の支援も、今、病院局長お話がありました。ほかに、日南学園高校の看護科とか日南看護専門学校生徒たちも来て、運営に携わっているんですね。そして、日南学園高校の野球部は撤去に来てくれているらしいです。おっしゃいましたように、いろんなステージアトラクションがありますが、出演者は無料らしいです。さまざまな市民の提供があるということ、まさしくここに、知事がおっしゃっています県民との協働、これが実践されているわけでありまして。公立病院の経営は非常にまだ厳しいんですけども、医療を提供する側、そして医療を受ける側、県民ですよ、ここが連携していく、協働していく、このことが県民の理解を得ることになると思いますので、日南病院の取り組みに知事も関心を持っていただいて、一層の御支援をお願いしたいと思います。

次に、農林水産業振興対策についてお尋ねをしていきます。

特定疾病フリー地域支援事業についてお尋ねをしていくわけですが、昨日、横田議員の質問に対しまして部長答弁がありましたけれども、「みずからの自主的取り組みで」と答弁されま

した。いわゆるこれは、児湯地域だけではなくて、県内全体に広めていく趣旨の質問をされた答弁でありますけれども、県全体へこの事業を広めることは財政負担が大きいということは十分わかるわけですが、やる気のある農家は自前でやってくださいということには、私、少々疑問を感じるわけでありまして。口蹄疫被害は、西都・児湯地域を中心に集中発生しました。しかし、本県畜産全体かつ本県産業経済全般にわたる被害だったということで私は認識しております。そういう認識でよろしいでしょうか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫の発生によりまして、西都・児湯地域を中心に約30万頭もの家畜が処分されましたが、県といたしましては、ほかの地域におきましても、食肉処理場の閉鎖及びこれによる出荷遅延など、また、獣医師や削蹄師、人工授精師の業務自粛など、畜産農家はもちろんのこと、関連産業にも広く大きな影響が生じたものと、そういうふうに理解いたしております。

○高橋 透議員 すべての畜産農家が参加できるかどうか、いろいろ研究なり今すべきなんだろうけれども、労力とか資金面とかで負担・コストがかかるわけですから、導入時は何らかの手だてが必要だと私は思うわけでありまして。仮に西都・児湯地域のモデル事業が成功していけば、西都・児湯地域の畜産に付加価値がつくわけですよ。ということは、県内における畜産の新たな差別化が生まれるということなんです。私は、そうではなくて、本県畜産全体が再生できる取り組みにする考えが大事だなというふうに思っているんです。すなわち、特定疾病フリー地域支援事業について、西都・児湯地域だけではなくて、県内全体に広げていくべ

きではないか、知事に御見解を求めます。

○知事（河野俊嗣君） この事業において対象としております牛白血病につきましては、全国的に見ますと500～600頭ということで、近年増加傾向にあるわけでありまして、畜産関係者の中では理解が徐々に進みつつあるところではありますが、個々の農家の認知度、理解度という面では、必ずしも高いものではないというのが状況であります。したがって、まずは本事業では、口蹄疫で大きな被害を受けた西都・児湯地域を対象に、清浄化への取り組みをモデル的に実施しまして、その手法を確立したいということでございます。現在、家畜がいる地域での清浄化の取り組みにつきましては、さまざま解決すべき課題も多いものですから、少なくとも各家畜市場ごとに、関係者を含めた一体的な取り組みが不可欠であるというふうに考えております。清浄化に向けた手法でありますとかそのメリットなどを、畜産農家を初め関係者に十分説明しながら、本病に対する理解を深めていき、その上で、県内関係者みずからの自主的な取り組みとして、順次、県下全域に広めてまいりたいと、そのような段取りを考えているところであります。

○高橋 透議員 私は無理だろうなと思ったんです。県下全域に広めていきたいということで、今、知事の答弁をお聞きしましたが、口蹄疫被害、一連の防疫作業をみんなで頑張ったんですよね。競りも中止になりました。人工授精も抑制、これは実質中断でした。みんな頑張ったんですよね。我慢したんです。だから、このことを忘れてはならないということ、今こうすることで、またいつ口蹄疫が発生するかわからんですよね。そのときに、また県内全体の畜産農家を初めとする方々に協力をもらわなきゃ

いけない。そういう環境をつくるということは大事だということを申し上げておきたいと思えます。

次に移ります。森林環境税の関係です。森林環境税については、本年4月に宮城県が導入予定ですが、ここ宮城県を含めると、31県になるようであります。いわゆる中山間地域対策の一つである森林環境税、全国民が森の恵みを受けていることから、県税ではなくて国税にすべきであると私は考えています。全国的に要望を行っているのは島根県のみであると聞いておりますが、本県は国への要望は上げていません。知事の見解を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 森林環境税につきましては、森林を県民共有の財産ととらえて、県民全体で森林を支える仕組みということで、18年度に導入したものであります。これまで森林環境税を活用しまして、県民ボランティアや県内外の企業など、多様な主体が参加した森づくりや公有林化の支援など、新たな施策にも取り組んでおりまして、アンケート調査の結果でも、県民や企業から一定の評価をいただいております。森林環境税を県税として導入しました所期の目的は、現在、果たされているというふうな手ごたえを感じているところでございます。これを国税とすることにつきまして、国民全体で森林を支えるという視点からは、意義のある方法、一つの視点とは考えられるんですが、国税となることで、かえって税の使途や規模などに制限が加えられたり、本県独自の森林環境税による取り組みに支障が生じることがないかどうか、地方分権の推進という観点からも検討が必要ではないかと受けとめております。現在、国におきまして検討されております。森林が果たす温暖化対策等のための税制改正の動

向というものを注視してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 いろいろ考え方がありようですけれども、大都市を抱える神奈川とか愛知県は導入しているんですね。東京とか大阪、ここも森の恵みを享受されているわけですから、日本全体が導入できる、それはやっぱり国税かなと思うんですけれども、ぜひ、森林環境税が国税化されて、あと配分ですが、森林面積に比例していただくとありがたいというふうに思いますので、それも含めて、今後、要望していただきたいと思っています。

それと、今出ましたけれども、森林環境税の使途拡大についてであります。現在は植栽等に限定して使用しておりますけれども、これは常任委員会でもいろいろと議論させていただいてきましたけれども、木材のPRとか啓発事業、さらに森林が循環利用できるような取り組みに活用すべきと考えますが、環境森林部長の見解を求めたいと思います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 森林環境税につきましては、これまで県民参加と公益的機能を重視した森づくりを中心に取り組んできたところがございますけれども、手入れ不足等の森林が依然として存在するというところで、昨年12月に条例を改正しまして、さらに5年間延長したところがございます。第二期の森林環境税の使途につきましては、県民へのアンケート調査あるいは有識者で構成します森林環境税活用検討委員会の御意見をもとに、構想案を策定しますとともに、広くパブリックコメントも実施したところがございます。これらの結果を踏まえまして、第二期の森林環境税では、これまでの取り組みに加えまして、地球温暖化防止に貢献します資源循環の森づくりを新たな柱に据えま

して、県産材の利用を促進するための普及・PRや木育の推進などにも取り組みたいというふうに考えておりました、そういうことによりまして、今後とも、これらの取り組みを一体的に進めることによりまして、山村地域の活性化や森林環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。ぜひ拡大していただきたい。県民の理解は得られると思うんですよ。私たち社民党県議団は、昨年12月に栃木県の茂木町に実は調査に行ってきました。中学校校舎の木造化であります、公共建築物における木材利用の促進化が法制化されました。この小中学校は、あと2～3年で木造化と木質化が完了するというふうに言われていましたけれども、つまりその最先端を行っていたところではありますが、ここは森林環境税をうまく活用されていまして、新築された木造の中学校で使用されるいすとか机、これは森林環境税で賄われていたというふうに聞きました。町内の建具屋さんに発注してつくられたというふうに聞きましたので、そういう使途のこともありますから、ぜひ今後、公共建築物への活用、木材利用啓発、御検討を十分お願いしたいと思います。

次に、水産業の関係で質問をしてみたいです。新みやざき漁業推進資金、既に質問が出ておりますが、いわゆる近代化資金の末端金利を引き下げるために利子補給する制度、事業なわけですが、22年度の制度でいうと、九州で一番低い金利と伺っております。厳しい財政状況の中で23年度どうなるかということで、水産関係者もやきもきされていたところ、当初の提案にのせてありますから、本当に厳しい財政状況の中で、財政当局、関係部局に感謝いたしたいと

思います。ここで私が質問するのは、先ほども出ておりましたが、漁業所得補償制度の開始に伴う県の取り組みをお聞かせいただきたいとします。4月から始まるこの補償制度、正式には「資源管理・漁業所得補償対策」という名称なのですが、この「資源管理」、先ほど坂口議員の質問に対して、農政水産部長が漁業量制限をするというようなことをおっしゃっていましたが、この「資源管理」の意味について、もう少し説明をいただきたいとします。

○農政水産部長（高島俊一君） 現在、水産資源の悪化によりまして、漁獲量が減少を続けておりまして、漁獲量制限などの資源管理を強化し、水産資源の回復と持続的な利用を図る必要が生じております。このため国は、資源管理の取り組みを促進するため、「資源管理・漁業所得補償対策」におきましては、漁業者による資源管理の取り組みを本対策の条件としております。

○高橋 透議員 私、これは昨年の9月議会で質問をしておるんですけれども、結局、米の所得補償と明らかに違うところは、受益者負担があるかないかなんですよね。いわゆる米の場合は農家の手出しはありませんが、漁業の所得補償は、共済組合を活用します関係で、実際に負担をするわけですね。そして今、部長の説明で、詳細はちょっとわかりませんが、漁獲量の制限ということは、いろいろ方法があると思います。例えば漁師みずからが漁に出ない日を設けるとか、いわゆる魚をとって何ぼの世界なのに、漁を休むということは当然収益は減るわけですから、非常にこの制度は矛盾したところもあるなと思いつつ質問していくわけなんですけれども、漁業所得補償制度と聞こえはいいんですが、資源管理、このことのリスクがあるという

ことも、改めて私はここで申し上げておきたいというふうに思っています。いわゆる掛金助成とかいろんな方法があると思うんですよね。ただ、貴重な財源ですので、県の負担というものなかなかそう簡単にできないということもありますけれども、何もしないということでは、どうも私は水産の振興に対して非常に不十分だと思うんです。先ほども燃油高騰、けさニュースを見ていましたら、リビア危機で本当に燃油が高騰しているようであります。そういう意味では、いろんな角度から研究して支援を行う必要があると思うんですが、これは知事をお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○知事（河野俊嗣君） 漁業経営は、漁獲量が資源の状況ですとか天候等の自然環境に大きく影響される大変不安定なものであるということから、今回この国の「資源管理・漁業所得補償対策」は、資源管理に取り組む漁業者を対象としまして、漁業共済の掛金負担を大幅に軽減するというところで、共済加入を促進することにより、資源管理の強化と漁業収入の安定化を図ろう、一石二鳥を図ろうというような観点のものであります。県としましては、4月からの組織改正におきまして、漁業・資源管理室を設置いたしまして、円滑な推進に向けて体制を整えるとともに、関係団体と連携しまして、この対策の内容の漁業者への周知と、資源管理の取り組みなどに関するきめ細かな対応を行ってまいりたいというふうに考えております。また、今後、この対策の効果的な活用に向けまして、どのような取り組みが必要であるのか、これは関係部局にしっかり検討させてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 知事がおっしゃるように、いろんな角度から、何が、どんな支援ができるの

か研究していく必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、土木行政について質問してまいりませう。

今議会でもたくさんの議員から質問があつております入札制度の関係でありますけれども、総合評価落札方式、聞きますと、実績が多い建設業者が受注しやすくなつてきているということもお聞きします。いわゆる業者間に格差が出てくるんじゃないのかということをお伺ひしますが、県土整備部長、答弁をお願いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 総合評価落札方式であります、これは工事の品質確保を図る観点から、価格とそれからまた技術力など価格以外の要素を総合的に評価しまして、落札者を決定する方式であります。この価格以外の要素としましては、工事の実績や成績、それから企業の地域社会貢献度などを評価項目としているところであります。したがいまして、制度上、技術力や地域貢献度の高い企業が有利となります。その結果、そういう企業が受注しやすくなる傾向にあるということでございます。

○高橋 透議員 この総合評価落札方式、中身が非常に複雑でわかりにくいといひます。私もこの機会にちょっと勉強させていただきましたけれども、業者もいろいろ苦勞していると思ふんですね。いろいろ研究された結果が今の制度だと思ふんですが、これがベストだとは言えない面もあると思ふんですね。こちらを立てればこちらが立たずということもあつて、非常に悩ましいところであります。地元からの声は、地元の事業については地元の企業でとりやすくないのかということも聞きますが、そうであれば、地域貢献度ですか、この評価点を高くするという方法をとつたらいいんでしょうけれど

も、しかし、そうすると、地元の事業量が減つたときに地元外の仕事がつりにくくなる、こんなリスクも伴うわけですから、非常に難しい。ただし、企業努力をやっているのに、受注機会が極端に減つて格差が出ているのであれば、落札業者が特定の業者に集中しないように、制度の検証をして見直すことも大事だと思ふんですよ。パイが小さくなつて非常に地方は難しくなつてきていると思ひますが、しかし、そういう配慮、制度見直しが必要だと思ふので、知事の見解をお伺ひたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 総合評価落札方式につきましては、工事の品質確保を図り、地域の建設業者の育成にもつなげる制度ではあります、一方では、企業の過度な受注によりまして、適切な施工体制が確保されない、そういうことも懸念されるため、企業の受注状況の評価でありますとか、小規模工事における受注制限を行っているところであります。この総合評価落札方式の適用に当たりましては、実績の少ない建設業者の受注機会確保などの観点もありますから、価格のみの一般競争入札との併用を基本に行つていく必要があると考えております。入札制度につきましては、今後とも、幅広く御意見を伺ひながら、限られたパイを適切な競争のもとに、いかに建設業の指導育成のために活用できるか、そういう観点を踏まえまして、制度の検証と必要な見直しや改善というものを図つてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 特定の業者に受注機会がふえて、その周りの業者はどんどん淘汰されていく。このことによつて、ずっと出ていますように、危機管理のときにうまく展開できない。そういうことも考えられますから、ぜひ見直すべきところは見直していただくことをお願ひして

おきたいと思います。

次に、国道220号の防災対策についてお尋ねをしていきます。地元から早期事業化をこの間何回となく強く要望してきておりますが、現時点で事業化されておられません。全く見通しが立っていないのか、今後、県としてどのような対応をしていくのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国道220号は、観光振興や地域の産業に寄与し、沿線住民の生活や救急医療を支える、まさに命の道であるという認識のもとに、これまでも繰り返し強く国に要望してまいったところではありますが、青島から日南間の防災対策、残念ながら、現時点では事業化されておらず、極めて残念に受けとめております。この防災対策につきましては、昨年12月に、沿線自治体や住民などで組織します「命の道をまもる会」が、約14万人の署名を持って事業着手の要望を行ってございまして、さらに先月15日には、私も国土交通大臣に直接お会いして、平成23年度の事業化を要望したところであります。先日、九州地方整備局長がいらっしゃったときも、重ねてこの件を要望したところであります。県としましては、今後とも、あらゆる機会をとらえまして、沿線自治体及び住民の皆様方と一体となりまして、防災対策の必要性と早期整備につきまして、強く重ねて訴えてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 いろいろと大変なんですけれども、よろしくお願ひしたいと思うんですが、この220号の防災対策、私たち土木行政に疎い者からすると、いわゆる事業費を安くできないものかなというふうに考えたりするわけで、トンネルによってそういう防災対策をこの間やってきたわけなんですけれども、御案内のとおり、国道220号は日南海岸線を縫ってございまして、非常

に風光明媚な沿線なんです。だから、私は、できれば今の現道を利用した防災対策ができないものかなというふうに常々思っていて、トンネルは高くつきますよね。そういうところは非常に国土交通省も考えていらっしゃるんですが、景観にすぐれた現道を活用して、今問題の170ミリ、異常気象時通行規制区間の解消ができないものか、これは技術的なものであります。県土整備部長、答弁をお願いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 220号の青島一日南間の防災対策につきましては、現在、具体的な計画は示されておられませんけれども、これまで国道220号は、観光宮崎のシンボルロードとして、観光振興や地域の産業の発展に寄与しております。事業化に当たりましたは、今、議員のお話にもありましたように、すぐれた景観を有しておりますので、現道の活用につきましても配慮していただきたいと思っております。しかしながら、当地域は、脆弱な地質で急峻な地形が多いことから、防災対策上、やむを得ずトンネルによりますバイパスの整備のほうが効果的な区間もあるものと考えております。いずれにいたしましても、県としましては、通行規制区間の解消のため、国に対しまして、早期事業化を強く訴えてまいりたいと存じます。

○高橋 透議員 早期事業化に向けての力強い要望をひとつよろしくお願ひしたいと思いません。

最後になりますが、教育問題について質問をしてみたいと思います。

まず1点目は、ひきこもり対策であります。小中学校において、不登校あるいは不適應の状態にある児童生徒を救済するために設置されています適応指導教室、このことについて、ひきこもり解消などの不登校児童生徒対策に一定の

効果があったのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 市町村が設置しております適応指導教室におきましては、学校に登校できない状態にある児童生徒の学校復帰を目的として、一人一人の児童生徒の状況に配慮しながら、学習指導を初め創作活動や体験活動など、さまざまな支援を行っているところであります。現在、本県におきましては、県内の15の市・町に、合わせて20カ所の適応指導教室が設置されておりまして、本年1月末の状況で申し上げますと、小学生で11人、中学生で158人の、計169人の児童生徒が通っていると伺っております。県教育委員会におきましては、不登校児童生徒の学校復帰を支援することを目的とする「ヤングアシスタント派遣事業」によりまして、大学生のボランティアを適応指導教室の希望に応じて派遣しているところであります。なお、効果であります。適応指導教室に通う児童生徒の過去3年間の状況により申し上げますと、毎年、約4割が学校に復帰するなど、ひきこもり対策という側面からも一定の効果が上がっているものと考えております。

○高橋 透議員 毎年4割復帰しているということで、効果があったということでおっしゃいましたが、確かに宮崎県内における小中児童生徒の不登校の比率というのは低いということで新聞でも報道されているんですけども、その数の推移というのは横ばいです。これが減ることが効果があったということで答弁されるべきだというふうに私は思うんですけども、一応調べてみましたら、適応指導教室、15市町村に20カ所、宮崎市は合併した関係で、それぞれのやつをそのまま数として数えられているわけですが、中には合併してなくしたところもあ

るんですよ。大体1市町村に1カ所です。学校はそれぞれ散らばっているわけですから、非常に利活用しにくいんじゃないかなと思ったりするんです。それと、ケース・バイ・ケースでしようが、学校内にこの教室があっても私はいいと思ったりするわけですよ。確かに不登校の子は学校に行きたくないわけですから、別なところであって、そこに通ったらいいとは思いますが、しかし、それ以前の子たちがいっぱいいると思うんですよ。教室に入りたくない、それが保健室であれば、それでまた御説明いただきたいと思うんですが、例えば日南の方からお聞きしたのは、いわゆる今言いました1カ所しかない教室に、なかなか子供が行かんようになった。でも、親は必死なんです。とにかく家から子供を出したい。そこで親が探したのが、障がい者を雇用している施設の方に頼んで、そこにボランティアで頼んでいらっしゃるわけですよ。だから、いろんなところを活用するべきじゃないかなと、そういうNPO法人、いっぱいいらっしゃると思いますが、そういうところに専門員、いわゆる支援員を配置したりして、活用を図ることはできないのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 適応指導教室につきましては、学校はもちろんのことでありますが、必要に応じて関係機関と連携を図りながら運営されておりまして、また、指導員には、教育の面で経験豊富な教職経験者等を活用されていると伺っておりますが、今後は、御提言のありましたNPO法人のスタッフを派遣してもらうなどの工夫も考えられるところであります。適応指導教室の設置につきましては、市町村の教育委員会が設置主体でありますので、不登校や学校に適応できない状態にある児童生徒の状

況を十分に把握しながら、適切に御判断いただきたいと考えております。以上です。

○高橋 透議員 いろんな考えられる手だてで私は研究してほしいなど。ここで救済しなきゃ、この子供たちは後々はひきこもりなんですよね。結局親が活着ている間は何とか生活できますが、その後がやっぱり私は心配です。公で見るんですよ。私、この適応指導教室、なかなか話題に最近なっていませんでしたけれども、ぜひ、特別支援員の数も少ないんじゃないだろうかというところとか、いっぱい研究するところ、やっていただいて、何とかここで救済する取り組みをお願いしたいと思っています。

次に、小規模校対策についてお尋ねをしますが、私も小規模校出身でありまして、酒谷中学校、4月からは15名になるようです。とうとう複式を導入されるようなことも伺っていますが、小規模校の児童数を維持するというのは、少子高齢化というよりも私たちの地域は過疎化なんでしょうけれども、各小規模校に魅力を持たせることを今でも県教育委員会も取り組んでこられたと思いますが、どんな工夫をされているのか、ぜひ教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 本県も少子化の影響を受けまして、学校の小規模化等が進んでおりますけれども、小学校におきましては、小規模校の課題といたしましては、子供たちに切磋琢磨をする機会も少なくなって、活気と深まりのある教育活動が展開しにくいなどの課題がございます。このため、各市町村の教育委員会におきましては、小規模校の児童生徒の維持に向けまして、当該市町村以外からの留学生を受け入れる山村留学制度を取り入れたり、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村の大規模校から小規模校へ就学を認める小規模特

認校制度を設けたりするなど、地域の実情に応じた工夫を行っているところでございます。また、さまざまな工夫をして魅力ある学校づくりに取り組まれている学校もございます。例えば、私も訪問いたしましたけれども、椎葉村の不土野小学校、たしか児童数が4名だったと思いますが、ここの学校では、初対面や大人数の中でも苦手意識なく話ができるように、20年以上前から落語に取り組んでいるところでございます。また、議員の地元であります日南市南郷の榎原中学校のように、少人数であるため、部活動をバレーボール部一つに絞って、全校生徒が一体になることで、例えば平成21年の全国大会で3位に入賞するという輝かしい実績を上げている学校もございます。以上です。

○高橋 透議員 今、答弁の中にありました特認校制度、これは大規模校から小規模校と説明されましたが、その逆もあるんですかね、教育長。

○教育長（渡辺義人君） 小規模から大規模へという、ますます小規模化に拍車がかかっていくような話になりますが、例えば当該学校でいじめに遭っているとか、選べるような部活動がない、学校にそういう部活動がないとか、そういった例外的なケースはあると思いますが、そういったケースについては、それぞれの市町村委員会の御判断がそれぞれございますので、そういうつまびらかな実態については私もよく承知いたしておりません。

○高橋 透議員 私もあんまり自信がなかったからとりあえず聞いたんですが、多分あると思うんですよ。だから、いわゆるやりたい部活動がないから、酒谷中から別な大きいところに行く、これはあるんですよ、たしか。だから、これもやっぱり逆な結果をもたらしているような

気がして、ちょっと疑問もあるところですが、ちょっと時間が迫ってきましたので、次の場面に移りますけれども、この小規模校については、また教育長と語りたいと思います。

普通科の通学区域、これも何回も私は質問してまいりまして、先日、一般入試の志願状況が発表されました。見ていますと、普通科の定員割れが目立つんですね。宮崎市とか延岡は1.0超えていたみたいですけど、あとはほとんどが1割れですよ。通学区域の撤廃に伴う影響はないのか、どのように評価されているのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 本県におきましては、平成20年度の高校入試から普通科の通学区域の撤廃をいたしました。一般入試の志願者数が募集人員を下回った普通科高校を数として申し上げますと、平成20年度が7校、平成21年度が9校、平成22年度が8校でございました。ちなみに、通学区域の撤廃直前の平成19年度が10校でございましたので、数としてはほとんど変わりがないというような状況でございます。また、平成22年度入試における旧通学区域外からの合格者数につきましては、約150名でありまして、これは普通科合格者全体の約4.3%に当たります。通学区域撤廃の大きなねらいは、それまで全県1区であった県立専門高校や私立高校に加えまして、県立普通科高校においても、中学生が行きたい学校を主体的に選択できるようにすることでありました。このことによりまして、中学生の進路意識や学習意欲の向上、あるいは生徒が各高校の特色を十分理解した上で、通学距離等の条件も考慮しながら、個性や能力、適性に応じた学校を適切に選択しているものと考えております。以上であります。

○高橋 透議員 昨年11月議会で、井上議員の

高校再編の問題の質問に対して、教育長は次のように答弁されております。「高等学校を出て大学、専門学校等の上級学校へ進学をする、あるいは直接社会に出て就職をする。そうしたときに、小さな学校でそのまま社会に出て行って、果たして大人の社会で、社会人として、職業人としてうまく自立をしていけるのか、そういった余計な心配もしながらいろんなことを考えながら検討している」と答弁されておりますが、これは高校のことをおっしゃったのかどうかお察しできませんが、私は小規模校出身だというふうに言いましたけれども、結局社会で通用する人格形成を養うことが、教育、学びの使命だと私は考えているわけですが、学校には、小規模校とか中規模校とか大規模校、私はあっていいと思うんです。その立場立場を認め合って、そしてライバル心を燃やして、その中で切磋琢磨して伸びていけばいい、学力もスポーツも、そんなところを私は、答弁を聞きながら、「えっ」と思いながら、悩んだところでありました。教育長の見解を求めます。

○教育長（渡辺義人君） 悩みながら答えさせていただきますけれども、県内にはさまざまな規模の学校がありますが、それぞれによさと課題があると考えております。小規模校を例にとりまして恐縮ではありますが、すべての職員が子供たち一人一人を把握できて、それぞれの子供に応じたきめ細かな指導ができるというよさがございます。反面、先ほど申し上げましたように、子供たち相互の切磋琢磨する機会が少なくなって、活気と深まりのある教育活動が展開しにくいなどの課題がございます。特に高等学校におきましては、魅力と活力のある学校とするために、ある程度の規模が必要ではないかと考えているところであります。本県におきまして

も、少子化の影響を受けまして、学校の小規模化や統廃合は避けて通れない問題でありますので、子供たちにとって、よりよい教育環境を提供するためにはどうしたらよいかという視点を常に持って、学校のあり方を検討していかなければならないと考えております。

○高橋 透議員 いろいろと悩みながら研究をしていただきたいなと思っておりますが、次に、知事の政策提言を見ますと、基本政策3に「人財」づくりというのがありますが、「『全ての大人は全ての子どもの教師たれ』の精神で、地域の子どもは地域で育てる機運を醸成し」というふうにあります。いわゆるその地域の子供は地域で育てるとするのは、義務教育まででしょうか、知事にお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 義務教育までと特に考えている、限定しているわけではありませんで、本県で育つ子供たちというのは、保護者なり、その家庭のみならず、地域の人に見守られ、支えられ、地域コミュニティーの中でしっかりと育っていく、そのような気風があると考えております。小村寿太郎を輩出した本県でもあります。そういう地域で人材を育てていく、そのようなことを義務教育に限らず進めてまいりたいと、そういう思いであります。

○高橋 透議員 おっしゃるとおりだと思うんですね。小学校、中学校を卒業して、今、例えば12歳で親元を離れる、いますよね。そういう子供たちに、ふるさとを大事にしたい心が育つのかな、あるいはふるさとを思う気持ちがはぐくまれていくのかなということ、私、非常に疑問に思うわけですよ。知事の政策提言にはこういうくだりもありますよ。「新しい時代を築く基本となるのは『人』であり、人と人との『つながり』、『絆』であると考えます」とい

うふうにあります。せめて高校までは地域で学べる、そういう育てる環境を私はむしろ皆さん方につくっていただきたい、こういうふうに思うわけであります。

あと、今議会で安藤県政がちらっと出ましたけれども、私、安藤県政に対してここで申し上げたいことは、さまざまな評価があると思うんですけれども、その功績の一つを紹介すれば、特別支援教育、多大な御尽力を安藤県政ではなされたと思うんです。スクールバスの拡充もありました。特別支援学校高等部設置、平成25年で完了ですよ。もうそろそろ完了します。その礎をつくられたのは安藤知事であったと思います。まさしく、そのときの政治姿勢なり政治判断で予算づけをなされたと思うんです。そこで私、知事にお尋ねするのは、子育てには、いわゆる教育の面あるいは福祉の面でいろいろありますが、さまざまな行政課題、厳しい財政状況の中で優先順位をつけていくのは悩ましいです。でも、それでも教育と福祉あるいは医療まで含めると、予算を削ることなく維持していくことが重要だと私は思っています。ぜひ知事の御見解をここでお聞きしたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 本議会にも長期ビジョンを提案させていただきまして、「新しいゆたかさ」を目指すんだということを掲げております。そういったものを実現していくためには、産業でありますとか雇用、そういった経済の面だけでなく、ただいま御指摘のありましたような未来を担う人材の育成、安全・安心な暮らし、大変重要な課題であると考えております。そのような認識のもとに、私は政策提案の中で、「人財づくり」、さらには「くらしづくり」というものを基本政策の柱として位置づけますとともに、来年度の当初予算におきまして

も、骨格予算ではありますが、重点施策に「長期的課題への対応」を掲げて、人材育成や医師確保、地域医療対策などの事業を盛り込んだところであります。6月を目途にアクションプランを策定することといたしておりますが、将来世代の育成ですとか健康長寿社会づくり、そういった重要テーマを設定いたしまして、今後4年間でどのような施策に重点的に取り組んでいくか、整理をしてまいりたいと考えております。今後とも、県財政は大変厳しい状況が続くと考えておりますが、緊急的な課題への対応でありますとか長期的に取り組んでいく施策というのを総合的に判断しながら、予算の重点化を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 教育面でいろいろと知事も教育長も熱く語っていただきました。ありがとうございます。地域医療で、地域完結型を目指すと言いますよね。いわゆる教育も高校までは地域完結型、ここを目指す取り組みをぜひ今後もやっていただきたいと思っています。

最後に、みんな仲よくというのは、いろいろと萩原議員がおっしゃっていましたが、私は、みんな仲よくは目指すものであって、到達点だと思っています。その過程を大事にしたい。いろんな人がいるということ、個性を大事にする教育、背の高い人、低い人、できる子、できない子、いっぱいいらっやいますよね。足の速い子、遅い子、そういう個性、相手を認める教育を、今本当に学校現場で、あるいは地域で、家庭でやられているか。そのことをいま一度、私は教育を見直して、じゃないと、いじめは昔からあったけれども、今みたいに人前で傷つけるようないじめはなかったですよ。ぜひそういうところを、もう一度、原点に返って、教育、お金は要りますけれども、底を上げる教

育、光が当たりにくいところに手を差し伸べますことをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) それでは、午後のトップバッターといたしまして一般質問をさせていただきたいと思っております。きょうは、私の小学校時代からの同級生であります同志が1人、わざわざ都城から駆けつけてくれました。本当にありがとうございます。

それでは、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねをしてまいりたいと思っております。

昨年の知事選挙におきまして、得票率78%という圧倒的な支持を受けられ、第53代河野知事が誕生いたしました。まずは、知事の御就任を心からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。また、選挙において知事は政策提案をされ、「明日のみやざきの礎づくり」として、口蹄疫からの再生・復興、産業・雇用づくり、人財づくり、くらしづくりなど、4つの基本政策を挙げられております。私も県議会議員として、また県民の一人として、その実現に大いに期待をいたしておるところであります。これまで、総務部長、そして副知事として県政に携わってこられたわけですが、これか

らは、知事として宮崎県発展のために大いに頑張っていたきたいと思っておるところでございます。

その一方で、今日の宮崎県の状況を見ますと、長引く景気低迷や、昨年の口蹄疫、それから、鳥インフルエンザや新燃岳の噴火などにより、危機的な状況にあります。その状況から、知事が政策提案に掲げられた政策を実行し、本県発展のための基礎をしっかりと固めていただくことは相当難しい問題だと考えております。少なくとも1期4年では絶対無理だと私は思うのであります。本県の知事は、安藤知事、東国原知事とそれぞれ1期しか務めておられません。宮崎県の未来を築いていくために大変重要なこの時期に、知事が1期ごとにかかわるという事態は、県民の期待とはかけ離れているものではないでしょうか。宮崎に骨を埋める覚悟であるならば、私は、3期12年は続けていただいて、あすの宮崎の礎づくりから本県の発展を実現するところまで持って行っていただきたい。県民の多くもそう望んでいると思うのであります。そこで、まず、知事就任に当たった決意のほどを伺っておきたいと思います。

後は質問者席から質問をさせていただきたいと存じます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

県政運営の決意についてであります。さきの知事選挙におきまして、県民の皆様から大変温かい御支持を賜りまして、県政のかじ取りを担わせていただくことになりました。深く感謝申し上げます。今後、政策提案でお示しをした基本姿勢及び基本政策を踏まえ、あすの宮崎の礎づくりに向けて、骨を埋める覚悟で、全身全霊を傾けて県政運営に邁進してまい

る所存であります。

3期12年というありがたい激励をいただき、大変恐縮しておるところでございます。確かに4年ごとに完結できる仕事というのがどれだけあるだろうかという思いはあります。腰を据えて中長期的観点から取り組むべき行政課題があるということは認識をいたしておりますが、私といたしましては、まだ知事に就任をして1カ月余りでありまして、まずは任期4年間の一日一日に全力を尽くすことが、与えられた使命、責務であろうかと考えております。以上であります。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。腰を据えて頑張るという決意、非常にありがたく受けとめたいと思っております。御案内のとおり、宮崎県は、黒木知事が6期されました。そしてまた、松形知事も6期されました。それなりの大きな実績を残されていることは御案内のとおりであります。知事もそういった大きな目標に向かって、12年を目標にして、これはやり遂げるぞという信念を持って頑張っていたきたいと思っております。

それでは、質問を続けさせていただきます。

まずは県民所得についてでございます。県内総生産の推移を見ますと、平成11年の3兆6,910億円をピークに下降線をたどっております。最近のデータ、平成20年度では3兆5,507億円と県内総生産が減っております。これにあわせて1人当たりの県民所得も、平成12年度の232万円をピークに下がりぎみでありまして、平成20年には213万円と20万円も減っているところでございます。総人口が減少する時代になりまして、高齢化が進んでいけば、働く世代も減っていくわけでありまして、1人当たりの県民所得が減少する傾向にあることは、日本経済そのものが長期

低迷していることを考えますと、このような数値になることも仕方がないかもしれません。

しかし、この数年間を振り返りますと、国や県、市町村は、緊急的な経済対策、雇用対策に追われており、もう少し長い目で本県の将来を考えたとき、宮崎県の産業をこのような方向で伸ばしていこうといったようなものが見えにくくなっているのも現状であります。将来の見通しや目標を県民に示していくことは、行政の重要な役割であると思うのであります。それが十分に果たされていないと私は考えておるところでございます。

知事はこれまで、総務部長として、また副知事として県政運営にかかわってこられました。また、選挙を通じて県民の生の声をたくさん聞いてこられたと思います。宮崎県の経済や産業をどのようにしていくべきかということについても考えてこられたことだと思っております。県民の暮らしを豊かにしていく重要な要素である県民所得を向上させるためにも、将来に向けた県内産業の活性化は重要であります。そのために知事はこの4年間をどこに重点を置いて取り組んでいくのか、お伺いをしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 確かに県民の安心で豊かな暮らしを実現していくためには、所得の確保は重要な要素の一つであります。その向上のためには県内産業の活性化が必要という認識であります。特に、中長期的な視点からの産業・雇用づくりのためには、本県経済のエンジンとなる産業を構築していくことが大事でありまして、食料、新エネルギー、医療関連分野など、本県の強みや特徴を生かす分野としてこれから大きく成長する可能性を持っていると考えております。

このようなことから、今議会でお示ししております長期ビジョンの中におきましても、本県の豊富な農林水産資源を生かし、総合的な食料供給産業を目指すフードビジネス展開戦略でありますとか、すぐれた日照条件、豊富な森林資源を生かした新エネルギー分野や、県北地域の工業集積を生かした医療機器関連産業など、新たな産業の展開を目指します「地域発」産業創出戦略などを掲げているところであります。このような可能性を具体化していくためには、行政、産業界、大学、県民などが知恵と力を結集して、県民が一体となって取り組んでいく必要がありますので、産業界、産学官の連携を促進いたしまして、地域に根差した力強い産業づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 大変すばらしい夢を持っていただいております。県民にそれが周知徹底されるように、そして、県民が夢を持って知事と一緒に歩いていくという気持ちになれるようなスローガンを立てていただきたい、このように考えております。

それでは、次に移ります。口蹄疫からの復興についてお尋ねをしてみたいと思っております。昨年の口蹄疫は、殺処分した家畜数は30万頭に上っております。我が県に甚大な被害をもたらしました。我が都城市でも早急な対応がなされたわけではありますが、残念ながら1件発生をいたしております。また、被害は、口蹄疫が発生した地域だけでなく、家畜市場の停止などを含めると九州全域に影響を及ぼしたところでございます。畜産にかかわる産業だけでなく、商工業や観光業も大きく落ち込んだほか、風評被害まで発生し、まさに県民生活、県内の経済は、これまで経験したことのない大きな痛手を受けたところであります。昨年8月に作成されまし

た復興方針では、県民生活や県内経済の回復がうたわれておりまして、私も県民の一人として一刻も早いその実現を願っておるところでもございます。そのために、まずは畜産農家の再生が必要であると思いますが、畜産農家や畜産関係の方々からお話を伺いますと、そう簡単にはいかないでしょうということでもあります。昨年の口蹄疫の記憶がある中で、再開後の畜産経営がうまく進んでいくのかといった不安があり、また、一たんおさまったかに見えた口蹄疫が韓国で再び蔓延していることも影響していることだと、このように考えておるところであります。また、畜産の再建が進まなければ、地域の経済も口蹄疫が発生する前の状態にはなかなか戻らないのではないかと私は考えております。そこで、口蹄疫からの再生・復興についてどれくらいの期間で被災前の状態に戻そうと考えておられるか、知事にその見通しをお伺いしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 今回の口蹄疫では、畜産業や関連産業のみならず、幅広く産業分野に大きな影響が出ているところではありますが、まず畜産業に関しましては、9月末の調査では約80%の農家が再開を希望しているところではありますが、御指摘がありましたように、韓国における口蹄疫の拡大などの影響もありまして、現時点で経営を再開した農家が約40%にとどまっているというところでもあります。今後、防疫強化の観点から、適切な飼養密度などの検討も必要になってまいります。そのようなことも含め、全体として畜産経営が再開し軌道に乗っていくまでには、4～5年を要すると見込んでいるところでもあります。また、県内経済全般を見てみますと、12月までの各種の経済指標では徐々に持ち直しの動きが出てきたところで

ありますが、その後の高病原性鳥インフルエンザや新燃岳の噴火等の影響も大変心配されることでもありまして、そういったことも含めて、さまざまな対策を講じていく必要があると考えております。先日、県の口蹄疫対策本部会議が開かれたわけですが、その中でも、防疫の強化や再生・復興に向けた具体的な工程表を策定いたしまして、スピード感をもって確実に実行するよう庁内に指示をしたところでもありまして、今後とも、国、市町村、関係団体と連携を図りながら、再生・復興に向けた効果的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。ぜひ少しでも早く復興ができるように、最善の努力をお願い申し上げたいと思っております。

次に、口蹄疫からの復興を進めていくためには、畜産経営の再開だけではなく、防疫の強化やプレミアム商品券への支援など、いろいろな取り組みを行われることになろうかこのように思います。再生・復興を果たすまでの期間は相当の投資が必要になると思われませんが、その規模はどれぐらい想定しておられるのか、知事にもう一回お答えいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 口蹄疫からの再生・復興の事業を実施していくため、さまざまな財源の手当てというものを工夫したところがございますが、まず、農畜産業の再生のための90億円の国庫補助事業があります。それから、県単独の30億円の取り崩し型の基金もあります。さらに中小企業応援ファンドの運用益約4億円などを確保いたしまして、畜産農家や関連事業者の早期の事業再開や防疫の強化、あるいは落ち込んだ消費を喚起するための取り組みなどを実施しているところでもあります。また、3月を目途

に新たに設立いたします口蹄疫復興財団を通じまして、約20億円で、市町村あるいは商工業や観光の復興などの取り組みを支援していくことといたしております。今説明をいたしました財源を全部合わせますと、額面の上では約144億円となるわけではありますが、事業の実施に当たっては、国庫補助事業の地元負担分に県単独の取り崩し型基金を充当することもありますし、取り崩し型基金からの約5億円に、県債等を活用した財源を合わせて約30億円の公共事業を実施するなどの取り組みも行っているところでもあります。今後とも、既存の事業や他の財源も活用しながら、これまでの対策の効果や情勢の変化、進捗状況等を見きわめながら、一刻も早い回復を目指して全庁一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

続いてお尋ねをしていきます。さまざまな復興支援に対する各種施策が講じられた結果といたしまして、心配されておりました子牛価格の下落も、これまでのところ順調に推移しております。生産者の方々も一安心といったところでございます。しかしながら、児湯地域での家畜の再導入の状況を聞いてみますと、高齢化や後継者不足による労力不足、隣国の韓国での口蹄疫の発生状況、さらにはTPPへの対応状況への不安から、思ったほど復興への力強さやスピードが感じられないのは私だけではないと、このように考えております。私は、ぜひこの機会にしっかりと経営基盤を固められ、いかなる災害にも負けない足腰の強い児湯地区の復興を、遠く都城から願っておるところであります。私の住む都城市でも、新燃岳の噴火によって、火山灰による営農や生活面での甚大な被害が出ておることはもう御案内のとおりです。こ

れを契機に農業を中止される方々もいらっしゃるのではないかと考えております。こうした困難を克服できるのは、やはり若手の農業後継者の力強さ、エネルギーが頼りとなる所所あります。口蹄疫終息後、畜産農家において家畜の導入が進められておりますが、一部には韓国における口蹄疫の続発や経営不安などから、導入することへちゅうちょしている農家もいると聞いております。特に、ここ数年のうちに就農を予定していた後継者などにおいて、就農への不安を抱いている農家もおられるのではないかと考えておるところであります。そこで、再生・復興に当たって、後継者育成もあわせて行うべきと考えておりますが、農政水産部長の見解をお伺いしておきたいと思っております。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫からの再生・復興に当たっては、次世代を担う後継者の確保や安定した経営体の育成に向けてきめ細かな支援を行っていく必要があると考えております。このため、県といたしましては、本議会をお願いをしております「みやぎきの畜産経営再生プロジェクト推進事業」により、営農再開を希望する農場につきましては、経営再建を総合的に支援するチームを設置し、経営再生計画の策定や資金・補助事業等の活用相談、飼養衛生管理の指導などを引き続き行ってまいりたいと考えております。特に、後継者を含めた新規就農者につきましては、従来より、施設・機械導入への助成や無利子資金の貸し付けなど就農開始に必要な支援や、就農後は、普及センター等による巡回指導など経営定着に向けた支援を行っているところであり、今後とも、これらの取り組みを総合的に実施することによりまして、後継者の育成に努めてまいりたいと存じます。

○徳重忠夫議員 後継者育成というのが、これからの宮崎県の農業の最も大事な根幹をなすものだと、このように考えておりますので、ぜひ頑張ってください。よろしく願いを申し上げておきます。

続いて、鳥インフルエンザについてお尋ねをいたします。韓国で続発するとともに、島根県でも発生をいたしました。その時点では宮崎はなかったわけでありまして、県内への侵入を大変心配しておりました。ところが、本県では、過去の経験から、養鶏農家や関係者が発生防止対策を十分に行っていたと私は考えておったわけですが、大変残念でなりません。他県ではそれぞれ発生をいたしました、愛知県以外のほとんどの県で1例のみの発生で終わっております。続発が確認されていない状況にあります。そこで、口蹄疫は宮崎県内にとどめたものの、鳥インフルエンザについては、他県では1～2例にとどまる中で、12例と県内全域で発生をしてしまいました。知事はこのことについてどう総括しておられるか、お伺いしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） この高病原性鳥インフルエンザ、ここ数年はほぼ毎年のように発生をしておるところでございますが、今シーズンは飛び抜けて全国各地で多発している状況があります。その中で、議員御指摘のように、本県だけが12例も多発をしたということでございます。国の疫学調査チームの中間報告では、一部の発生農場におきまして、専用の長靴に履きかえせずに鶏舎内に入ったり、ネズミが通れるほどの穴やすき間、ネットの破れなどが確認されるなど、飼養衛生管理基準が遵守されていないという点が指摘されているところでございますが、最終的に多発した原因につきましては、今

のところ特定をされている状況ではございません。ただ、口蹄疫等の経験も踏まえて、本県としましては、養鶏農家等とも一体になりながら懸命に防疫に努めたにもかかわらずこのような状況が生じていること、大変重く深刻に受けとめておるところでございます。本県におきましては、県内7カ所で死亡野鳥から鳥インフルエンザウイルスが確認されておりまして、専門家からは、本県において例年になく野鳥の飛来が多いという意見もありますことから、野鳥の会に対しまして、発生農場周辺の野鳥の生息状況などに関する調査を依頼しているところですが、いずれにいたしましても、県としては、今後とも専門家の意見を聞きながら、独自の調査も交えて、侵入経路等の究明に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますが、野鳥なり渡り鳥なりがウイルスをいかに介在しようとも、農場への侵入を何とか防ぐと、そこが一番大事だというふうに考えておりますので、改めて養鶏農家に対しましては、飼養衛生管理基準などの遵守の徹底というものを、関係団体一致して連携をしながら指導してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 知事は、副知事就任当初から鳥インフルエンザ、口蹄疫、そしてまた鳥インフル、本当に息つく暇もなくこの問題に携わっておられます。ぜひ原因究明を徹底していただきたい。そして侵入させないような対策をしていただきたい。強く要望をしておきたいと思っております。

それでは次に、新燃岳の降灰対策についてお尋ねをしてみたいと思っております。

私たち西・北諸に住む者にとりまして、霧島山はまさにシンボリックな存在でもございます。常に風景の一部としてあります。仕事で外に出

たときも、ふるさとに帰ってきたなとまず感じるのが、霧島山を見たそのときなのであります。そして、我々は、自分の住むところから見る霧島山の姿が最もすばらしいと皆それぞれが自負しているところでもあります。しかし、今、その我々の誇り、霧島山が通常と違う姿を見せております。1月19日以降、新燃岳は、これまでに12回の爆発的噴火を繰り返しております。北諸県・西諸県地域はもちろんのこと、遠くは宮崎市、南那珂地域、児湯地域まで、22に及ぶ市町村に大量の火山灰を降らせております。とりわけ都城市と高原町の被害は想像を絶するものがあります。まさに文字どおり灰色の町と言っても過言ではありません。私は、昭和34年、まだ中学生だったと記憶しておりますが、前回の噴火を経験いたしております。しかし、今回の噴火は、前回のそれと比べることのできないほどの大噴火であり、我々にとってかつて経験したことのない未曾有の被害であると確信しております。いつ終わるともしれない噴火を前に、土石流や噴石、灰にまみれた生活を余儀なくされている住民の方々の心労ははかり知れないものがあると思っております。災害に遭われました皆さんに対しても心からお見舞いを申し上げたいと思っております。住民の方々にとって一刻も早くもとの生活を取り戻したいというのが偽らざる実感だと思っております。そのためには、できるだけ早期の災害復旧対策の実施が不可欠であろうと思っております。また、復旧に係る経済的負担も、このような未曾有の災害です、できるだけ軽減されるべきだと考えております。そこで質問ですが、新燃岳の噴火に対しまして、都城市や高原町などが危機対応しておりますが、複数の市町にまたがる災害でありますので、県が積極的な対応を

すべきではないかと考えておりますが、総務部長の見解をお伺いしておきたいと思っております。

○総務部長（稲用博美君） 災害発生時におきます応急対応、これは第一次的には住民に最も身近な市町村が実施することになります。今回の新燃岳噴火におきましても、都城市や高原町など関係市町におきまして応急対策を実施しているところではありますが、火山災害は全国的に見ても余り例がなく、その対応に大変苦慮されておられます。このようなことから、県としましても、県庁ホームページなどにより、県民の皆様へ、土石流対策や降灰対策、噴石対策を初めとする情報提供の充実に努め、また、関係市町へは、最新の火山情報の提供や土石流災害に関する技術的な支援を行ってきたところであり、降灰の除去作業や土石流に対する避難計画の策定等、取り組むべき課題が数多くありますので、今後とも関係機関と連携しながら積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

○徳重忠夫議員 御案内のとおり、火山の爆発・噴火というのは、全国的に見てもそんなに例のあることではございません。そう考えますときに、今回の新燃岳噴火災害は激甚災害に指定されていいんじゃないかと思っております。これから何年続くかわからない。しかし、大きな災害になるということはある程度想定もされる場所でもありますので、激甚災害に指定される可能性について、総務部長にお尋ねをしておきたいと思っております。そしてまた、もし指定された場合のメリットがわかれば教えていただきたいと思っております。

○総務部長（稲用博美君） 今回の新燃岳の噴火によります被害につきましては、これまでのところ降灰被害が中心となっております。近年

の激甚災害に指定されました火山災害の場合は、降灰被害のみで指定に至っておらず、火砕流や土石流等によって道路、農地等に大きな被害が生じたことにより指定がなされたと伺っております。なお、指定がなされれば、災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げなど、特定の財政助成措置が講じられることとなります。いずれにしましても、激甚災害の指定につきましては、被害状況を把握することが必要でありますので、今後とも情報収集に努めまして、指定に備えて迅速かつ適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○徳重忠夫議員 続いて、農作物被害についてお尋ねをしておきたいと思っております。現地を歩きますと、飼料用のイタリアンライグラスが灰に埋もれております。加工用のハウレンソウにも多量の灰が付着しております。もう商品にならない、えさとして使えないという生産者の嘆きの声も聞こえております。そこで、今回の新燃岳噴火による農作物の被害状況について農政水産部長にお尋ねをいたしておきます。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の火山活動では、1月26日と28日を中心とした大量の火山灰により、7市9町で農作物等の被害が確認されており、2月24日現在、被害面積で約1万2,000ヘクタール、金額では4億9,000万円程度となっております。内訳といたしましては、ハウレンソウなどの露地野菜の被害が約2億7,000万円、キュウリなどの施設園芸が約1億2,000万円、飼料作物が約1億円となっております。火山灰や噴石による畜舎やハウスなどの施設被害が124件発生しております。なお、今後の火山活動の状況や茶などの作物によっては、さらに被害が拡大することも懸念されるところでございます。

○徳重忠夫議員 それでは、続いてお尋ねいたしますが、国や県では、このような農作物の被害に対してどのような支援を行うつもりなのか、再度農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県では、新燃岳の噴火を受けまして、1月27日に各農業改良普及センターにいち早く営農相談窓口を設置し、降灰被害を受けた生産者の営農相談や現地指導に取り組んでいるところでございます。この中で、特に要望が強かった農作物等に付着した火山灰の除去対策といたしましては、国の新燃岳噴火・降灰緊急営農対策事業の活用によるブローアールや高圧洗浄機などの導入を推進するとともに、この事業の対象とならない茶の生葉洗浄脱水機等につきましては、本議会にお願いをしております活動火山降灰緊急営農対策事業によりまして、導入支援を行ってまいりたいと考えております。なお、災害資金等は既に発動し、経営再建に向けて支援をしているところでございます。

○徳重忠夫議員 新燃岳の噴火に関しまして、去る2月22日、特に甚大な被害をこうむっております都城市の長峯市長、三股町の木佐貫町長、そして高原町の日高町長の三方が連名で知事に要望されたようでございます。要望書の中に、「今後も継続する新燃岳噴火による被害に対して、基金を創設し、積極的な支援をお願いします」と記載されております。これは多くの火山専門家による知見、さまざまな観測データ、あるいは過去の事例等から見まして、全く終わりの見えない今回の噴火活動に対しまして、住民すべてが大変不安を抱えていることへの対応が必要であるということから出された要望であると考えております。降灰被害は、灰を除去していくだけで解決するものではありません。

ん。農業に従事されている方々は、土壌の変化への対応あるいはビニールハウスのビニールの張りかえなど、灰が降るたびに繰り返さなくてはならない、極めて多大な労力と資金を要する作業であります。これがいつまで続くかわからないことが大変不安なのであります。飲食店の方々がおっしゃいます。灰が降っている間はお客様がほとんど来なかったと、こういうような状況もあります。閑古鳥が鳴いているのであります。これは飲食店のみならず商店街でも同じであろうと思います。このようなことは灰が降らなくなるまで続くのであります。さまざまな職業の方々が大変不安を抱いているのであります。この不安を少しでも解消することが行政の役割ではないかと思うのであります。口蹄疫の例を持ち出すまでもなく、大きな災害の折には、自助・共助・公助の3つがそろわなくてはなりません。また、火山災害も口蹄疫と同じく前例がないこともあり、支援制度にすき間と申しますか、はざまみたいなものがあるように思います。そのはざまを補うために基金の創設は必要であると考えます。基金に際しまして、県のみならず、相互扶助的な考えに基づいて、国や市町村あるいは民間からの義援金など調整すべき事柄は非常に多くあると思いますが、すぐに結論が出るものではないと考えます。現段階での新燃岳に係る基金創設に対する知事の考えをお伺いしておきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 新燃岳の噴火につきましては、これまでは降灰による被害を中心に県民生活に大変な影響が及んでおるわけでありまして、今後の噴火活動がいつまで続くのか、また、土石流への備えというのがいつまで続けなくてはいけないのかということで、大変県民の皆様方の不安ははかり知れないものがあると考え

ております。県におきましては、国や地元の市町村と連携をしながら、これまでも少しでも不安を取り除くことができるよう全庁的に対応してまいったところであります。本日は、土石流の降雨基準が4ミリから10ミリに見直されたというところもあるわけでございますが、こういった状況の変化を踏まえながらさまざまな対応を凝らしているところでございます。当面必要な対策に係る経費につきましては、2月の追加補正予算に盛り込んだところであります。口蹄疫のときには、終息があった後、その被害の状況を見ながら、中長期的な視点も持って基金を設置するという対応したわけでございますが、現在進行形である新燃岳の噴火対策への経費的な対応というものは、今後の事態の推移を見ながら、基金も一つの選択肢であるというふうに考えておりますが、必要な対策について、機動的かつ的確な対応を図ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ前向きに検討をいただきたいと、このように考えております。

それでは次に、梅雨前線豪雨からの災害復旧についてお尋ねをいたします。

昨年の7月の梅雨前線豪雨におきまして、都城市は甚大な被害が発生したことは御案内のとおりであります。その復旧に当たっては、復旧箇所が大変多いことから、さまざまな地形条件での工事ということもありまして、工事施工が大変な状況であると聞いております。新燃岳の降灰により、建設業者が緊急を要する幹線道路の降灰除去に手一杯であるということも聞いておるところでありまして、都城市における昨年の豪雨災害の復旧に関する現在の状況を大変心配いたしております。農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 都城市における昨年の梅雨前線豪雨で被害を受けた農地・農業用施設の災害復旧工事につきましては、市におきまして、現在までに324カ所中288カ所の入札が執行され、すべて受注業者が決定をいたしております。都城市では、残る被災箇所につきましても、極力営農に支障がないよう、工事が可能な箇所については早期に発注していくと聞いております。

○徳重忠夫議員 私は、昨年の9月の議会においても、ことしの作付に間に合うのかということをお尋ねしたところでありますが、今かなりの速度で工事が進められておりますが、まだ30数カ所残っているという話も聞いているところでございまして、水稻植えつけが非常に心配をされるところであります。このことについて、水稻の植えつけが可能かどうか、もう一遍お尋ねをしておきたいと思っております。

○農政水産部長（高島俊一君） 都城市では、農地・農業用施設の復旧につきましては、本年の作付までには極力完成するよう、3月上旬までに、災害箇所の324カ所中9割以上となる303カ所の発注を終えることといたしております。しかしながら、丸谷川沿いの災害復旧において、河川災害関連事業等の用地買収等により3月までに発注できず、水稻作付に間に合わない箇所が約20カ所見込まれます。これらの箇所につきましては、都城市や県土整備部と十分連携しつつ、可能な限り裏作の作付には間に合うよう、早期復旧に努めてまいりたいと考えております。なお、災害復旧箇所においては、今回の新燃岳の噴火による降灰被害が重ねて生じておりますが、県といたしましては、応急工事等による一体的な復旧工事ができるよう、国と調整をしているところでございまして、極力工事の

進捗におくれが生じないように対応してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 農家は、米をつくること、作物を植えることが生命線であります。ぜひひとつできるだけたくさんの方が耕作できるようによろしくお願いをしておきたいと思っております。

続いて県土整備部長にお尋ねをいたします。国道221号の歩道整備についてお尋ねをしておきたいと思っております。

都城市内の中心部から小林・えびの市方面に抜ける国道221号は、県西部の重要な幹線道路の一部をなしております、それがゆえ、通過車両台数も恒常的に大変多いのが実情であります。また、トラック等の大型車両も頻繁に通行するルートにも当たっております。今回質問いたしますのは、この国道沿いの主要拠点であります、都城市・小林市のちょうど中間点にありますが都城市高崎町大牟田地区の歩行者、自転車の安心・安全に関する課題であります。御承知のとおり、この地区は、旧高崎町の中心市街地として商店街や住宅街を形成しております、古くからの町並みが続いておりますが、地区の真ん中を貫く国道221号沿いの歩道整備が遅々として進んでおりません。買い物や通学時に日常的に利用する高齢者や小中学生にとりまして交通事故等の危険性が高く、また、商店街を活性化の上からも好ましくない状況にあります。このため、地区中央部の約650メートル区間については、現在施行中の新田土地地区画整理事業により、幅員4メートルの自転車歩行者道が両側に設置されておまして、地区の住民から大変感謝されていると聞いておるところでございます。

しかしながら、それに接続する前後の区間は、車道側溝部を利用した簡易な構造でありま

して、不規則な段差やわずかな幅員のため、高齢者や小中学生の安全な通行の障害となっており、危険かつ不便で、早急な整備が必要な区間と言わざるを得ません。特に新田地区土地区画整理事業の北側区間約800メートルは、商店街を形成しており、近隣に在住する高齢者等の往来が多いことから、早急な取り組みがぜひとも必要と思われまます。そのような中、現在施行中の土地区画整理事業は、平成24年度中に完成する見込みと聞いております。そこで、この北側未整備区間800メートルを次なる土地区画整理事業にあわせて歩道を整備することを検討する時期に来ているのではないかと考えるのでありますが、新たな土地区画整理事業の見込みを県土整備部長にお尋ねしておきたいと思ひます。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 都城市では、商店街の活性化や宅地の利用増進を図るために、平成8年度から旧高崎町の30.7ヘクタールの区域におきまして、新田土地区画整理事業を施行しております。今年度は、国道221号沿線の建物移転などを行っておりまして、現在、事業全体の進捗率が事業費ベースで約90%となっております。御質問にありました、その北側に隣接する地区の土地区画整理事業の見込みであります。都城市からは、財政状況や土地価格の低迷などにより資金計画のめどが立たないことから、事業化は非常に厳しい状況であると聞いております。

○徳重忠夫議員 諸般の事情によりまして区画整理事業を立ち上げることが非常に難しいという説明が今あったところであります。そうなりますと、この北側区間800メートルは危険性が最も高い地区でありますので、高齢者、小中学生の安全な歩行環境を早急に確保する意味からも、国道221号の歩道設置を先行して着手できな

いか、再度お尋ねをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 御質問の区間につきましては交通量が多く、通学路にも指定されていることや、前後の歩道の連続性を考慮しますと、歩道整備が必要であると認識をしております。このため、土地区画整理事業施行までの暫定的な交通安全対策として、路肩のカラー化や、カーブ区間となっている約120メートルの区間におきまして、片側に歩道を整備してきたところでございます。しかしながら、土地区画整理の事業化が厳しい状況にある中、歩道整備を先行して着手することに当たりましては、都市計画の見直しも含め、今後の道路整備につきまして再検討を行う必要があると考えております。したがって、県としましては、都城市と十分連携を図りながら歩道整備について検討してまいりたいと存じます。

○徳重忠夫議員 次に、T P P参加における影響についてお尋ねをしたいと思います。

昨年10月、唐突感はありましたが、菅総理は、環太平洋パートナーシップ、いわゆるT P P協定交渉への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指すことを表明してはや4カ月がたちました。この間、農林水産省、本県を初めとする全国の半数ほどの都道府県から、T P P参加による農業への影響試算が公表されたり、地方議会や市町村、さらには農業関係団体から、T P P参加反対の決議・要請活動が全国で展開されております。また、ある農業誌の中で、政府の一部閣僚からは、「米だけ関税撤廃の例外ができれば国内農業は守れる。T P P参加問題は一気に進む」といった意見も出ていたとの記事を目にいたしました。これこそ、国内農業生産の実情は各地区で違うことを全く理解されていないということでもあります。まして

全国の市町村で全国一の畜産出荷額を誇る我が地元都城市を初め、南九州や北海道など畜産主要地帯の農家の皆さんは、この言動にはあきれられるばかりではないでしょうか。そこで、まず、仮にT P Pに参加した場合の本県農業全体と畜産への影響額等と、その影響で農家戸数がかなり減るんじゃないかと予想されますが、農政水産部長の見解を伺っておきたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） T P Pに参加し、関税が完全撤廃された場合、輸入品と競合する米や畜産物を中心に大幅な生産減少や価格の低下等により、農業全体の影響額が1,529億円と見込まれ、そのうち、畜産では、肉用牛が429億円、乳用牛で88億円、豚で428億円、鶏で348億円となり、影響額全体の85%を占めております。また、関連産業への影響等で832億円、農業の生産活動の停止等による多面的機能の喪失額として614億円の、合計で2,975億円に及ぶものと試算をいたしております。さらに、本県農業産出額が半減することにより、離農者の増加や耕作放棄地等の増大が懸念されるとともに、地域農業や地域経済に甚大な影響が予想され、産業連関表を用いて試算いたしますと、直接的な農業就業人口で約3万人、関連産業等で約5,000人の就業者の減少が見込まれるところでございます。

○徳重忠夫議員 大変な状況になるということでございます。外国から安い農産物がどんどん輸入されれば、国内の農業生産は減少し、地域経済の疲弊や農村社会の崩壊を招くことは当然であります。我が国のT P P参加問題は、本県農業への甚大な影響が危惧されることから、私は絶対に阻止すべきだと思っております。昨年の口蹄疫発生からようやく再生・復興への第一歩を踏み出したばかりのときに、さらに追い打

ちをかけるように鳥インフルエンザの続発、さらには新燃岳火山災害と立て続けに、なぜ宮崎ばかりと首をかしげたくなるほどのたび重なる災禍で本県農業は疲弊しておりますが、こういう非常事態だからこそ、全国を代表する農業県宮崎の知事として、T P P参加反対への先導的役割を担うべきと思いますが、知事の決意をお伺いしておきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の質問の冒頭の県内経済の活性化のお尋ねの中で、本県経済を牽引していく一つの重要な産業として食料を掲げまして、本県の豊富な農林水産資源を生かして総合的な食料供給産業を目指すフードビジネス展開戦略に取り組んでまいりますということでご答弁申し上げたわけですが、このように、今後伸ばしていくべき最も重要な分野の一つとして、本県の基幹産業の農林水産業を挙げておりまして、現状のままT P Pに参加して即座に関税が撤廃された場合、この大事な農林水産業が大きな打撃を受ける可能性が高く、本県にとって大きな問題でありますし、現状のままT P Pに参加することについては反対でありまして、まずは国が今後の農業戦略、食料戦略を示した上で、国民的な議論が行われる必要があると考えております。国は、本年6月を目途にT P Pへの対応を決定する方針であります。県といたしましては、現状のままT P Pに参加した場合の問題点を引き続き訴えてまいりますとともに、国際競争にも負けない農業を構築するための対策でありますとか、農業の持つ多面的機能の評価及び維持方策などにつきまして、地方の視点から分析・検討を行いまして国に提案してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひお願いをしておきたいと、このように思います。

最後に、都城中央西通線についてでございます。要望申し上げて終わりたいと思います。昨年9月の議会で一般質問をさせていただきました。その際、用地取得に時間を要して事業進捗がおくれているということでありました。粘り強く要請をするということでもございました。県土整備部長が現地に赴かれたり、土木事務所も地元の方々とじっくり話し合いを重ねた結果として、理解が進んでいると聞いております。これは70メートルの区間ではありますが、残された230メートルもありますので、全線開通へ向けての努力を続けていただきますよう強く要望して質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 次は、武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党、武井俊輔でございます。この任期、そして私にとりましても最後の任期となりました。最後に河野新知事と相まみえられますことを大変光栄に思っております。また、傍聴席にも多くの皆様がお越しをいただいております。大変感謝を申し上げます。

さて、先週末でございますが、私は西都の都於郡城の跡に行つてまいりました。知事は行かれたことはございますでしょうか。地元の押川議員がいらっしゃいますので、御案内いただけるものと思いますので、ぜひ一度足を運んでいただけるとよいかと思います。

都於郡城は、宮崎の観光地の中でも私は最も好きな場所でございます。三財川に映すその姿は大変美しく、「春は花 秋は紅葉に帆をあげて霧や霞に浮き舟の城」と呼ばれたと言われております。今は建物等もなく、土塁が残るのみでございますが、戦国時代、日向の国中心部を支配しました伊東三位入道義祐という武将がおつ

たんですが、ここを本拠に伊東四十八城と言われる48の城を構え、その中心部として繁栄をした場所でございます。ここで遠く米良の山々を眺めて目を閉じますと、当時のほら貝の音や馬のひづめが聞こえてくるような気がいたしました。いつの時代も、この日向の国に、宮崎に、夢や思いをかけた人たちがおりました。私もその連綿たる歴史の一翼を担えたのか、常に自問自答の日々でございますが、今回は私の質問の集大成として取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、早速質問に移らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

行革についてお伺いいたします。知事は、政策提案の中で、ゼロベースで見直すということをおっしゃっております。この議会でも2基金の枯渇等の可能性も再三に指摘をされております。私もそれを踏まえ、過去にも質問をしてまいりましたが、例えば人件費の見直し等の話になりますと、鹿児島県が給与削減しているがと聞きましても、人件費の占める割合は低いなど、途端に後ろ向きの答弁が多かったように感じます。私は、この1,500億円を超える人件費の見直しにある程度踏み込まなければ財政再建は不可能であると考えます。聖域ない見直しについて、知事の思いと決意をお伺いしたいと思います。

続きまして、副知事人事についてお伺いいたします。知事は今回、副知事候補として、今議会に農林水産省の牧元幸司氏を提案されております。知事は今議会の一連の質問において、部局横断的に口蹄疫等の畜産振興に取り組むためと、その理由を述べておられますが、それであれば、畜産振興局のような部を既存の組織とは

別につくり、部長級でお呼びするというのもあったらと思うんです。知事は、総務部長、県民政策部長あわせ4役と表現されましたが、議会の議決を受けた副知事と部長では全く意味合いが違いますし、そもそも部の優劣をつけるような表現は、幹部のみならず一般職員の皆さんへの影響も少なくないと思います。慎重にお考えいただきたいと思っております。

話を戻しますが、副知事は、畜産のみならず、事務責任者であり、医療・福祉を初め、県民政策全般に責任を負うポストであります。にもかかわらずなぜ副知事なのか、また副知事でなければならないのか、理由をお伺いいたします。

また、知事も副知事も宮崎の人ではないのはおかしいのではないかという声が少なからずあるのも事実であります。私は、人事は知事の専権事項だと思っておりますし、その審判は4年後の知事選挙でお受けになるものだとは思っております。しかし、そのような県民の皆様の率直なお声に対し、新副知事が選任されたとすれば、二人でどのようにこたえるのか、また、こたえていこうとされるのか、お伺いをいたします。

続きまして、国の幹部職員の受け入れについてお伺いをいたします。そもそも私は、国の官僚を幹部職員として県が受け入れるのには反対であります。部長は部長で、課長が課長で来るのであればまだしも、役職が大きく上がってこられますし、本県でも20代の課長が派遣されてくるということも頻繁にあります。このどこに国と地方の対等な関係があるのでしょうか。人事交流の必要があれば、むしろ地方から積極的に中央に人材を出向させればよいと私は思っております。東国原知事にもこの問題を質問いた

しました。前知事は、将来的には減らしていくべきと認識を持っておられましたが、河野知事は、御自身の来歴でもあり、聞きづらいところもあるんですが、あるべき論としてどうお考えか、見解をお伺いいたします。

続きまして、県職員OBの再就職等についてお伺いをいたします。この議会でも今まで質問をしてまいりましたが、例えば同一ポストを県庁で同一役職だった方が代々就任をしたり、また、再就職先での報酬が現職時代の役職によって差がついているなど、率直に言いまして、なかなか東国原県政では、安藤元知事の公社等改革以降、余り改革が進んでこなかったというのが現実であろうと思います。私は、この再就職先になっていること等が公社等改革が進まない原因の一つとも考えておりますが、例えば公募等ももっと活用し、民間人にもその門戸を開いていくということが大変大事であると考えております。知事は、このような公社等改革についてどのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

最後に、東国原前知事との関係であります。知事は、当時の東国原知事の事実上の後継者として立候補されました。宮崎県知事を退任した東国原前知事の政治動向はわかりません。場合によっては全国知事会で同僚になるということもあるかもしれませんし、また、新たな政治行動を起こすということもあろうかと思っております。一方で、宮崎観光大使でいらっしゃいますから、本県PRにまだまだ活躍していただきたい部分もあります。河野知事は、東国原前知事と、知事として、政治家として、また個人としてどのような関係性を持っていこうとお考えであるか、お伺いをいたします。

続きまして、選挙管理委員長にお伺いいたし

ます。

今回の知事選挙の投票率は何と40.82%、前回の64.85%から大きく低下をいたしました。あわや30%台という大都市圏とほとんど変わらないような状況になってしまいました。しかも現職の信任投票的な色合いならばまだしも、現職の退任後の選挙、しかも大変知事を初め魅力的な候補者が出ておられるにもかかわらず、この低投票率は私はいまだにもって信じられません。年末という時期が厳しかったこともあろうかと思いますが、選挙管理委員会はこの原因と理由をどのように分析されているか、お伺いをいたします。

続きまして、あわせて選挙啓発についてお伺いいたします。この低投票率という結果は、選挙という民主主義の機能低下にもつながりかねない大変深刻な問題であります。つきましては、現在のCM等のあり方、明るい選挙推進協議会のあり方等も含め、広報も抜本的に見直す必要があるのではないかと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

以上、壇上の質問を終わり、以下は質問者席で質問いたします。どうもありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、行財政改革についてであります。平成19年度から第2期の財政改革推進計画に着手をいたしまして、この4年間、財政改革の取り組みを推進してまいりましたが、本県財政は引き続き厳しい状況にありまして、数年のうちには財政関係2基金が枯渇し、予算編成が困難になるおそれがあるところであります。このため、現在、第3期の財政改革推進計画の策定を進めているところでありまして、骨子といたし

ましては、特別職の給与減額を初め、一般職を含めた総人件費の抑制に努めていくことにしておりますし、公共事業を中心とした投資的経費の抑制、ゼロベースからの徹底した事務事業の見直しによる一般行政経費の抑制など、さらに効率的・効果的な歳出の実現を図りますとともに、県税収入確保の一層の推進や未利用財産の売却・貸し付け等の促進、ネーミングライツ収入の積極的な確保など、歳入における財源確保の強化を図りまして、基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政運営を目指しまして、聖域なく積極的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、副知事人事に当たってでございます。今回の副知事の選任に当たりましては、口蹄疫からの再生・復興や鳥インフルエンザ対策、新燃岳噴火に伴う農業被害対策などへの対応を考慮いたしまして、畜産を初めとする農業政策に精通し、農水省とのパイプ役を果たしていただく観点から人選を行ったものであります。これらの課題に取り組むに当たりまして、農政水産部長としてではなく、副知事の立場から、総合的、庁内横断的に指揮監督していただく必要があるだろうということでありまして、本県の経済社会が農林水産分野と密接不可分でありまして、中山間地域対策や雇用対策、新たな産業づくりなど、県政の諸課題に柔軟かつ的確に対応できる広い視野と豊富な経験を有する人材を求めたという観点で、また、部局横断ポストにほかならない副知事職に農水省からの人材を求めたわけでありまして、昨年の口蹄疫、大変な思いをしたわけでございますが、今後の我が国の畜産にその経験を生かしていくためには、国と宮崎県がより連携を深めて、昨年の教訓を踏まえた徹底的な口蹄疫対策なり、復興のモデル

というものを築き上げていくことが重要と考えておりました、そのための人事という観点もあるわけであります。

知事、副知事がいずれも他県出身という御指摘につきましてであります。心情的、感情的には理解をするところでありますが、これまでも申し上げておりますように、大切なのは、どこで生まれ、どこで育ったかではなしに、どういう情熱を持ち、どういう知識、経験を生かして具体的にどういう仕事をしていくかというところでございます、これからの仕事ぶりというものをしっかりとチェックをいただきたいというふうに考えております。地元の実情に疎いのではないか、地元のパイプがないのではないかという御指摘に対しましては、御説明申し上げましたような県民政策部長や総務部長あわせた4役という位置づけで補い、重要な政策決定を行っていきたいということで申し上げておるところでございます。

部の優劣という御指摘がございましたが、これは、知事、副知事が欠けた場合に部長が代理をするという順位が決まっております、優劣というよりは、そういう観点から、順序としては県民政策部長と総務部長、また職務の内容からいきましても、県の総合政策を定める、また、県の組織、人事、財政等を預かる両部長というものが4役という位置づけで、担当部長と連携をしながら政策決定、意思決定を行っていく、それにふさわしいのではないかということで考えているところでございます。

いずれにいたしましても、対話と協働を掲げる私といたしましては、これまで以上に現場に出向き、市町村、関係団体の皆さんときめ細かく丁寧な対話を重ねることで、県民の皆様と一体となった県政運営に努めてまいりたいと考え

ておるところでございます。

国からの幹部職員の人事についてであります。多岐にわたる県政の重要課題に的確に対応していくためには、豊富な知識と経験を有する人材を、国であろうと民間であろうと幅広く求めて登用していくことが大変重要であると考えております。このような考え方に立ちまして、今回の副知事を含めて、本県におきましては、国に対し、職員の派遣要請を行い、登用しているところであります。議員の御指摘は、国と地方が対等という分権型社会のあり方に逆行するのではないかと趣旨ではないかと受けとめておるところでございますが、国から権限や財源を求めるのと同様に人材を求めるという視点というの、決して理屈に合わない不自然なことではないというふうに考えております。問題があるとすれば、国から押しつけのような形で、知識、経験や能力等にかかわらず職員の派遣を受けるようなことがあってはもちろんいけないと思っておるわけでございますが、これまで行われている人事交流というものは、あくまでも本県の必要に応じて、国から豊富な知識と経験を有する人材の派遣を求めるものでありまして、行政課題への対応はもとより、職員の育成や連携の強化の面からも大変有効と考えておるところでございます。すなわち、県職員の育成指導という面に加えまして、派遣される国の職員にとりましても、地方の現場を経験する貴重な機会となっております、派遣終了後は宮崎の実情を把握した宮崎シンパとして、これまでも国と宮崎県との重要なパイプ役を果たしていただいているところであります。今後とも、国との人事交流につきましては、県の側の必要に応じて実施をしてまいりたいと考えております。

次に、公社等による公募制度についてであります。公社等における必要な人材の確保は、それぞれの公社等で業務運営や組織管理等の観点から、適当と判断された方法によって行われているところであり、したがって、御意見のありました公募制度を含めて、どのような手法で人材を求めるかにつきましては、それぞれの公社等において判断されるものであります。県といたしましては、公社等に対する人事関与を見直す観点から、昨年2月に策定をいたしました新宮崎県公社等改革指針におきましても、公社等からの要請に基づく県退職者の推薦につきましては、当該職員の知識と経験が真に公社等の経営に有効と判断される場合に行うとともに、透明性を高めるために、再就職の状況を毎年度公表することとしているところであり、

最後に、東国原前知事との関係についてということでございます。前知事は、知事を退任後、どういう立場にあらうとも、生まれ育ったふるさと宮崎のために力を尽くしたいとのであり、そのため、その強力な発信力、アピール力というのも生かして、さまざまな機会をとらえて本県をPRしていただくために、みやざき特命大使への就任をお願いしたところであり、なお、私との政治的な関係はということでございますが、今のところ、特段の政治的な連携ということを考えておるわけではございませんが、知事あるいは政治家の一先輩として、今後必要に応じて意見交換をさせていただいたり、助言をいただければと考えております。以上であります。〔降壇〕

○選挙管理委員長（川崎浩康君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、知事選挙の投票率についてでありま

す。投票率は、県民一人一人の価値観や社会情勢、政治情勢、また候補者の政策や選挙の争点、あるいは選挙の時期や投票日当日の天候など、さまざまな要因によって左右されるものであると思われ、県選挙管理委員会におきましては、昨年末の県知事選挙において、テレビや新聞などを使った広告や街頭啓発活動を通じて、有権者の方々に対しまして積極的な投票参加を呼びかけたところであり、しかしながら、投票率が御指摘のとおり、40.82%という大変低い数字となったことは厳しく受けとめております。選挙が県民にとりまして政治に参加する大切な機会であることを考えますと、大変残念であります。

次に、選挙啓発の見直しについてのお尋ねであります。県選挙管理委員会では、昨今の選挙におきまして、投票率の低下傾向が続きます若者を対象とした啓発として、昨年初めて県内6大学に横断幕を設置いたしました。また、コンビニでの啓発資材の配布、ホームページによる情報提供など、さまざまな取り組みを行ってきたところであり、また、4月の県議会議員選挙におきましては、新たにインターネット広告を使った選挙期日の周知等を行いますとともに、全選挙区におきまして、初めてでございますが、選挙公報を発行する予定といたしております。今後とも、さまざまな創意工夫や絶えず必要な見直しを行いながら、若者を初めとした有権者の政治意識の向上につながるような、効果的かつ効率的な啓発に積極的に取り組んでまいります。なお、投票率の向上に向けまして、大型店舗への期日前投票所の設置などにつきましても、引き続き、市町村選挙管理委員会と連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上であります。〔降壇〕

○武井俊輔議員 ありがとうございます。

では、引き続き質問してまいります。壇上で聞くところがありましたので、1つ追加で知事にお伺いいたしますが、副知事時代に、行政改革事案として土木事務所の再編案が否決されたということがございました。その是非については、議会の民意ですから、それはここでは触れませんが、行政サイドの事務執行の責任者として、やはりぎりぎりまで通すという努力をもっとされてもよかったですのではないかと考えますが、この土木事務所の再編案が否決されたことについてどのような反省、分析をし、これからもまたこういった事案は多数あるかと思っておりますが、今後の行政改革にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この土木事務所の再編案につきましては、地元の皆様からの請願や御意見などを踏まえまして、統合した後も出張所を残すことで、住民サービスや安全・安心の確保が図られるよう、その提案に向けてさまざまな配慮をしたところでございますが、御理解をいただけなかったこと、まことに残念であり、否決をされたというその結果につきましては真摯に受けとめていただいております。大変厳しい財政状況の中で、行政組織体制のスリム化、効率的な組織体制の構築、大変重要な課題であると考えておりますので、今後とも県議会はもとより、市町村や関係団体、そして県民の皆様とも十分な対話を行いながら、県民が真に求める行政サービスを提供することができるような行政改革にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 続きまして、4年間私がいろいろ訴えてきたことの中から何点かお伺いをします。ちょっと論点が飛び飛びになりますこと

をお許してください。

まず、組織改革についてでございますが、私が4年間県議をしております率直に感じましたのは、こちらに企業局長と病院局長が並んでお座りになっていらっしゃるんですが、病院局のほうで非常に血のにじむようなコストカットの話題が続き、一方では、企業局では一般財源に160億円の繰り入れがあったり、水源涵養林の購入とかゴルフ場の話とか、何と申しますか、余裕のあるような話も感じるわけでありまして。そういった中で、病院局は県民の財産を守るものであり、一方で企業局は水という宮崎県の資源で利益を上げているわけですが、例えば思い切って両局を合併させて、病院企業局のような形で、県民の生命・財産である病院財政の安定化を図るということもできないのかなと思っております。行財政改革といっても打ち出の小づちがあるわけではありませんから、それぐらいの大胆かつ思い切った改革をされてはいかがかというふうに思いますが、知事の見解を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 御提案のありました企業局と病院局の合併につきましては、地方公営企業法におきまして、原則として事業ごとに特別会計を設けて管理をすることとされておまして、病院事業について、ほかの事業と合算して処理することは困難かというふうに認識をしております。病院事業は大変厳しい状況の中で赤字を出しておるわけでございますが、その赤字を企業局の黒と足し合わせて表面的に黒にしても、かえってその赤というものが埋没してしまうのではないかと。赤は赤でちゃんと見ながらしっかりと経営改革に取り組んでいく、そのような姿勢が必要かというふうな認識でおります。

○武井俊輔議員 申し上げたいのは、それを黒にしていくというのは非常に難しい現状もあるわけですので、そういった中で、組織の枠を超えた柔軟な発想をぜひ持って考えていただきたいと思っております。

では、続いて宮崎国際音楽祭について、何度も伺ってきましたので、最後に1点だけ伺いたいと思います。その後、音楽祭を考える懇談会なども設置をされまして、いろんな議論をいただいたことは新たな一歩であったと思っております。文化・芸術が重要なことは言うまでもありませんが、河野知事におかれましても、ぜひ県民の声を、いわゆる組織団体の長の方だけではなくて、特にボランティアなどで一県民として取り組まれている、参加されている方、いろんな方とおつき合いされていらっしゃると思いますが、そういった方の声を真摯に聞きながら、改革に不断に取り組んでいただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 宮崎国際音楽祭は、県民の皆様に質の高い音楽の鑑賞機会を提供するというのを初めとしまして、本県のイメージアップですとか、子供たちの情操教育、さらには、宮崎国際ストリート音楽祭と連携した中心市街地の活性化など、非常に幅広い役割を果たしておりまして、本県を代表する音楽文化イベントという認識でおります。これまで、民間有識者、公募委員から成る懇談会などでの意見を踏まえまして、今回の第16回音楽祭ではさまざまな見直し、改革に努めてきたところであります。また、今御指摘のありましたボランティアの皆様、大変熱い思いでこの音楽祭を支えておられまして、私もコンサートに参りましたときに、いろいろ熱い意見を伺っておるところでございます。今後とも、大切な事業でありますの

で、県民の皆様のさまざまな御意見を伺いながら、より幅広い方々に愛され、支援される音楽祭となりますよう、創意工夫を加えながら実施してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続きまして、環境森林部長にエコクリーンプラザみやざきにつきましてお伺いいたします。浸出水調整池の破損問題はこの議会でも大きな議論となりました。その後、工事の追加などもどんどん続いており、一体いつまで、一体幾らかかるんだろうかという不安を大変感じます。このエコクリーンプラザみやざきは、総工費381億円で完成をしたわけですが、その後、この事故発生以降、一体幾らかかったのか、そしてまた、今後幾らかかると予測されるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(吉瀬和明君) エコクリーンプラザみやざき問題に係ります費用につきましては、浸出水処理水を宮崎市下水道処理施設へ搬出しておりまして、その処理するための費用、それから、現在施工中の浸出水調整池補強工事費用、施工業者等に対します民事訴訟に要する費用など、これまでに18億2,000万円余を執行しておるところでございます。今後につきましては、新たに着手いたします浸出水処理水の下水道放流施設整備工事費用に4億3,000万円余や、浸出水調整池の防食防水塗料見直しに伴います約1億円などが明らかになっておるところでございます。浸出水調整池補強工事の工期延長に伴います工事費の増額あるいは民事訴訟継続のための費用など、まだ今後必要なものも出てきますので、現時点では全体の見込み額はまだ明らかにはなっておりません。以上でございます。

○武井俊輔議員 幾らかかるのかわからないというのは大変不安に感じます。ぜひ適宜適切な情報公開をお願いしたいと思います。

このエコクリーンプラザみやぎきは、浸出水調整池で処理をした水を冷却水として使用するという、水を出さないクローズドシステムというものを採用しておりました。当時は、環境施設の先進的な事例として大きくPRされたものであります。ただ、今の答弁でもありまして、今は宮崎市の下水処理施設に搬出をしているわけでありまして、今後もこの状況が続くということであれば、このクローズドシステムはもう維持できない。つまり、事実上破綻をしたということになるかと思いますが、そのような理解でよろしいのかどうか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） エコクリーンプラザみやぎきでは、浸出水処理水をすべて施設内で再利用しまして、施設外へは排出しないクローズドシステムを採用しておったわけでございますけれども、平成17年の台風14号によりまして、浸出水処理水中に含まれます塩化物イオン濃度が処理システムの能力を超える状況となっておりますのでございます。このため、現在、処理システムで処理し切れない浸出水処理水につきましては、暫定的な措置といたしまして、宮崎市の下水処理施設へ搬出されておるところでございます。このようなことから、既にクローズドシステムではなくなっている状況であるというふうに言えるわけでございますが、地元の皆様には御心配や御迷惑をおかけしたものと承知しております。今後、公社におきましては、恒久的な対策といたしまして、浸出水処理水を公共下水道へ放流することにしておりまし

て、できるだけ早く施設整備に着手したいとしておるところでございます。

○武井俊輔議員 これもなかなか大変なことでございます。当時は理想的な施設だということをやったってできた施設なんですけど、こういうふうになってしまいました。結果責任としても小さくないものがあるかと思っております。とにかくくれぐれも今後この重みを知事におかれましても受けとめていただいて、住民の皆様がより安心していただける施設になるようお願いをしたいと思います。

続きまして、きょうもいっぱい来てくれますけれども、大学生の皆さんの地域活動についてお伺いをいたします。先日、河野知事にも、宮崎公立大学の学生などが中心で中心市街地で取り組んだ「ドマンナカクエスト」、これはドマクエと呼んでいますが、見ていただきました。街の中で大学生が頑張っている姿を見ていただいて、大変みんなにも励みになったようでもございました。全国的に見ますと、このような地域活動が大学の授業として位置づけられ、単位として認めているところも少なくありません。県は、県内の大学の連絡組織である大学コンソーシアム宮崎に取り組んでおりますが、そのような中で、このような地域活動をもっと学習の中核として単位化するような位置づけができないのか、そういう提案ができないか、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 活力ある地域社会を築いていく上で、地域住民だけでなく、NPOや企業、大学などさまざまな主体が地域活動にかかわっていくこと、あるいは若い世代の皆さんが地域の問題に関心を持って、その解決のために地域の一員として行動していただくことは大切なこととございます。御質問ありま

した高等教育コンソーシアム宮崎、これは県内の大学あるいは短大等の相互の連携・協力を深めるとともに、産業界や地域とも連携しまして、本県における高等教育の向上を図ることを目的として、単位互換とか、あるいは就職活動の支援、研修会の開催のほかに、県内企業や行政機関でのインターンシップ事業などを実施しているところでございます。

御指摘のありました学生の地域活動をカリキュラムの一部として位置づけるという措置につきましては、それぞれの大学で検討していただくということでございますが、地域づくりへの貢献は、このコンソーシアム宮崎の目的の一つにもなっておりますので、コンソーシアム宮崎としてどのような地域貢献が可能なのか、意見交換をしてみたいと考えております。

○武井俊輔議員 ぜひまたいろんな提案をお願いしたいと思います。

続きまして、昨年の6月議会で取り上げました平和台公園平和の塔の開放について県土整備部長にお伺いをいたします。質問後、前向きに努力をしていただきまして、昨年の11月21日に公開が行われました。素早い対応に大変感謝を申し上げます。参加した知人からも極めて好評で、今後にも期待が寄せられております。さて、この平和の塔の内部公開につきまして、その結果と今後の方向性について県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 平和の塔の内部公開についてであります。平成21年度から年1回試行しておりまして、21年度が264名、本年度は310名の参加がございました。その際に実施したアンケートによりますと、「塔の内部を初めて見てよかった」とか、あるいは「定期的開催し見学機会をふやしてほしい」、そう

いったさまざまな御意見をいただいているところでございます。今後の公開につきましては、塔の内部に石こうのレリーフ等がありますので、そういったものの保存等の観点から常時の公開は困難であります。より多くの方々に見学していただけますような公開の方法につきまして検討してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 続きまして、ちょっと順番を変えまして、ステンドグラスの紛失の問題についてお伺いをいたします。

まず、議員の皆様には資料のほうをお配りいたしております。両面ありますので、ごらんをいただきたいと思っております。この問題は、現在の日本庭園の場所にありました宮崎県の旧公会堂に設置をされていたステンドグラスが紛失をしているという問題であります。写真にもありますが、公会堂の下のほうの写真であります。上のほうの電灯の横、4カ所の天窓にはまっていたものでありまして、宮崎県の代表的な景色を描いた霧島、青島、油津梅ヶ浜、美々津河口の4枚がありました。その後、公会堂は解体されまして県で保管されておまして、資料のほうにもあります記念誌の1ページですが、宮崎県置県100年事業において開催された巡回展、このときに県内各地で代表的な展示物として掲をされました。当時は、裏面のカラーのやつなんですけれども、これを絵はがきにしまして関係者に配布をしました。ですから、非常に貴重なものとして位置づけられていたものであります。

このステンドグラスがなくなっているという御相談がありまして、総務課に問い合わせたところ、調べたけれども、ありませんということでございました。ステンドグラス史を研究されている横浜市の田辺千代さんという方がいらっ

しゃるんですが、朝日新聞の取材に、大正期の色ガラスは輸入物でしかなく、大量生産もできない中でございまして、長崎の教会にもあったけれども、戦災で焼失したので、歴史的価値は大きいといったようなことも述べられております。ですから、非常に価値の高いものであったということでもあります。

紛失についてはしっかり調べていただいた結果であろうと思ひ、その旨を御相談いただいた方にもお答えしておったんですが、続けて調べていきますと、大変残念な事実でありました。このステンドグラスはあったんです。鹿児島県志布志市にお住まいの方が所有をされておりました。私は志布志市を訪問しまして、この男性の方にお話を聞いてまいりました。そうしますと、この男性は、このステンドグラスを都城市の古物屋から購入をしたとおっしゃっております。すなわち、宮崎県の貴重な財産であるこのステンドグラスが、県が調査して見つからないと言っていたものが、いつの間にか古物屋さんにあったということでもあります。すなわち、だれかがこれでお金を得た可能性も極めて高いと思うんですが、まず、県はこの事実をどのように把握し、また受けとめ、そしてその後どのような対応をしたのか、総務部長に伺います。

○総務部長（稲用博美君） お尋ねのステンドグラスにつきましては、平成19年、「県民の声」をきっかけに所在を探していたところでありましたが、今お話にありましたように、平成22年の2月に、新聞報道を見られました鹿児島県の方が、業者から購入し、現在所有していることを名乗り出られまして、初めてその所在がわかったところでもあります。その後、担当職員が所有者宅を訪問いたしまして調査をいたしました。探しておりました4組のうちの2組に間違

いないというような報告を受けたところでもあります。このステンドグラスの取り扱いにつきましては、その後さまざまな角度から検討を行いました。明確な活用方法が見出せないことなどから、所有者からの買い取りはしないということにしたところでもあります。ただ、このステンドグラスの問題につきまして、昭和44年に県公会堂を解体した時点、さらには置県100年展の展示後で、重要なものであれば備品として、不用であれば廃棄するなどの適切な措置をしておくべきであったというふうに思っております。また、時期は不明であります。保管していたものが遺失したということにつきまして、適切に管理をしておくべきであったということについて反省しております。

○武井俊輔議員 大変残念に思うんですね。さまざまな角度というのがどういうことかわかりませんが、公の財産がこういうふうになっているということでございます。この志布志市の男性が県庁にお見えになっているいろいろ相談をされたんですけれども、当時は、これは建築資材だから価値はないといったような回答をどうもしておりまして、対応も半年以上放置されたというような話もあったようでございます。男性はそういった姿勢に非常に不信感をお持ちでいらっしゃって、私が自宅を訪問したときには、だれでも知っている有名な鑑定番組があるんですけれども、これに出すとおっしゃってございました。また、インターネットオークションにも出品をされておりました。このような鑑定番組に出されますと、まさに宮崎県の本当に恥ずかしいことでもございますし、オークションで落札をされるということになれば、世界中どこに行ってしまうかもわからないわけでもあります。ですから、私は、お願いして、それはやめてい

ただけないかということに理解をいただいているというのが現状であります。その後、総務課長もこの男性とお会いになったということでございましたが、まだまだそういう状況ですから、予断を許さない状況にあるわけでありませう。これは政治判断に類すると思っておりますので、知事に伺いますが、このステンドグラスを、県が判断した適切な値段で構わないと思うんですが、もう一度買い取るとかそういう形で県の再所有をする努力、検討をしていただきたいと思います。知事の見解を求めます。

○知事(河野俊嗣君) 大変悩ましいところがあります。そもそもこのステンドグラスというものが、例えば美術品のように備品として台帳管理されておったようなものではないということで、来歴を調べてみましても、県職員がデザインをしたらしいというところは伝わっておりますが、どこの工房でどれぐらいの経費をかけてどういうふうな経緯でつくられたか、その来歴が定かではないわけでありませう。したがって、今言いましたように、一つの建築資材というような位置づけがあったというところがありますが、このステンドグラスは、平成6年に宮田町会館ですか、県庁別館としておった会館が解体されるまで、その会館の中で保管されていたということですが、その後の経緯は不明となっております。いずれにいたしましても、県としては、資産価値やその位置づけが明らかではないものの、置県100年の記念行事の際に展示し、その後保管していたものが遺失したという事実につきましては、管理体制上の問題として重く受けとめる必要があるというふうにございます。このステンドグラスにつきましては、その客観的な価値、来歴というものが不明でありますし、今後県とし

て利用するという見込みが今ないものですから、今、個人の方が大切に保管されているということであり、買い取りをするというところまでは考えていないところであります。

○武井俊輔議員 個人の方も、今後外国に行ってしまうかもしれませんし、どうなるかわかりませうので、非常に気をもんでおるんですけども、とにかくそういう状況ですから、その方がしっかり持っていらっしゃるうちはまだいいと思っておりますので、また今後もしっかりと情報交換しながら管理をしていただきたいと思います。そういうことですから、次に進みます。

次に、九州新幹線についてお伺いをいたしてまいります。何点か伺ってまいりたいと思っております。

本県の県央、県南、県西地区の玄関口として、いよいよ今月、新幹線が開業になるわけですが、熊本県の新八代駅が位置づけられております。確かにこの新八代駅が最も近く、また九州自動車道も近接していることから、宮崎交通、熊本県の九州産交、JRバスなどが共同で1日16往復宮崎から新八代までのバスを運行すると。まさに宮崎県のゲートウェイになることになりました。

ところが、この新八代駅ですが、東海道新幹線でいいますと、どちらかというところだま号の停車駅になるような感じでございます。肝心の広島・大阪方面との直通列車は、新大阪発で1日2本、新大阪行きはたったの1本しかないんです。しかも、新八代発6時58分で新大阪に着くのが夜の10時49分と、非常に使いづらいということでございます。ですから、これですと、せっかく連絡バスをつくっても非常に厳しい状況が目に見えているんですが、そこで、県として、熊本県八代市及び人吉・球磨地方あた

りとも連携をしまして、新八代駅への大阪方面からの直通列車の停車本数の増加をJR九州に働きかけていくべきではないかと考えますが、県民政策部長の見解を伺います。

○県民政策部長（山下健次君） 誤解ではないんですけども、誤解を与えるといけませんので、確かに直通としては1日に3本しかとまらないんですが、博多―鹿児島中央間で運行されるのが別に41本とまるということで、合わせて44本はとまるということは御認識いただきたいと思います。もともとこの九州新幹線停車駅の問題は、速達性を確保する、つまり早く目的地に到着する、そういう新幹線の特性ということを確認するという一方で、関係自治体からの要望も勘案して決定されたというふうにお伺いしております。一方で、先ほどおっしゃられましたように、宮崎―新八代間で運行される高速バスと新幹線との結節点ということでございますので、より多くの直通列車が新八代駅で停車するということは、中国・関西方面からのお客さんとか、あるいはそちらに行く県民の方、この方たちにとっては利便性の向上につながるということでもあります。

新八代駅への直通列車の停車をふやすためには、やはりB&Sを使った宮崎からのお客さんあるいは宮崎へのお客さん、この方たちが利用されるという実績をつくる必要があるのではないかとということで、今後とも、次回のダイヤ改正に向けて、関係自治体等とも協議しながら、この増加について要望をしまいたいと考えております。

○武井俊輔議員 直通というのは非常に大事なんですね。だからこそ九州の各県の駅がみんなうちにとめてくれと。乗りかえであればはっきり言って今と余り変わらないわけですから、そ

ういった意味で直通がとまるということは非常に大事なことだと思いますので、今後とも継続した努力をお願いしたいと思います。

続きまして、警察本部長に、八代からのスピードアップも、ほかの意味合いもいろいろありますが、高速道路の速度規制の緩和についてお伺いをいたします。現在、宮崎自動車道は、宮崎から高原インターまでが80キロ制限、高原からえびのは100キロの制限解除、そしてまた、えびのからの九州道が上りが八代まで下りは鹿児島まで、それぞれ80キロの制限となっております。この中で、例えば宮崎から人吉までが100キロの制限解除になりますと、バスなどですと所要時間で約13分短縮をすることができます。先ほどお話をしましたが、新八代からのバスも1時間台で運行することができるようになるということになるわけですが、そういった意味でお金のかからない観光対策にもなっていくと考えられますが、宮崎ですから、宮崎自動車道の部分の制限速度の緩和の可能性について警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 宮崎自動車道につきましては、規制速度の見直し対象路線としておりまして、現在、道路管理者から道路構造データを収集するなど、規制緩和区間の設定を初め、所要の検討を進めているところであります。なお、規制緩和に当たりましては、トンネルやカーブなどの道路構造の問題のほかに、国土交通省の案として、宮崎自動車道が、本年の6月ごろから高速道路の無料化実験対象路線に追加をされるということも聞いておりまして、これに伴う交通量や交通事故の増加なども予想されますので、これらの点も踏まえつつ、引き続き道路管理者と協議をしまいたいと考えております。

○武井俊輔議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、九州新幹線についてもう一点だけお伺ひをします。大阪からの新幹線の所要時間が、新大阪から新八代で3時間50分、バスが2時間10分ということですから、乗りかえなども含めると大体6時間半ぐらい大阪からかかるということになります。さっきも申し上げたとおりで、新幹線も乗りかえしなきゃいけないとなるとまたさらに時間がかかるわけです。私は、以前の会社で国内旅行企画課というところにおりまして、いわゆる旅行のチラシをつくっておりました。6時間移動するというと、その日は移動日になってしまうんです。ほか何にも観光とかできない。移動して終わりというふうになってしまうわけなんです。飛行機が伊丹から宮崎は1時間ですから、そういうことを考えますと、新幹線に乗ること自体が目的であればともかく、やはりなかなか使いづらいということがあろうかと思ひます。私は、そういった意味で、宮崎が新幹線のメリットを最も生かし得るのは、4時間台で到着ができる広島、岡山などの山陽地方であらうと思ひております。県として山陽地方からの誘客、非常に大事だと思うんですが、どう取り組むか、これは広島県出身の河野知事にお伺ひをしたいと思ひます。

○知事(河野俊嗣君) 九州新幹線の直通運転が行われる地域の中でも、本県との航空路線がない広島、岡山などの山陽地方につきましては、開通で利便性が高まるということがあります。また、これまで観光客の誘客につきましては、北部九州というものがかなり大きな割合を占めておりましたが、時間距離という面からは、この山陽地方、中国地方は、本県への誘客の重要なターゲットエリアになってくるものと

考えております。このため、現在、中国地方におきまして、旅行会社に対しまして、九州新幹線を利用しました旅行商品の開発を働きかけておりますとともに、観光PRなどを実施しているところがございます。近々私の出身地である広島県におきましても、中四国地域で最大手の量販店と連携したトップセールスも行う予定にしておるところでございます。知事が交代しまして東国原前知事目当ての観光客が激減をする中で、せめて私の出身地である広島から、親類縁者や知人、友人が大挙して来てくれないかなという小さな希望を抱いておるところでございますが、いずれにしても、中国地方に向けて積極的にPRに努めまして、新幹線を利用した本県への観光客の増加に努めてまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 河野家の皆様の宮崎へのお越しをぜひお待ちしたいと思ひます。

最後に、この鉄道について、新幹線活性化と並んで県内のローカル鉄道の活性化等についてお伺ひをいたします。観光特急「海幸山幸」の人気には、やはり鉄道が持つ潜在能力の高さを改めて強く見せつけられました。県内にはほかにも魅力的な鉄道がたくさんあります。例えば都城から吉松を結ぶ吉都線でございますが、今は新燃岳の関係でなかなか難しいようですが、先々月、JR九州が企画をしました、都城から吉松に行って、吉松から肥薩線で隼人に行って都城に戻るといふ、海幸山幸の車両を使った企画などは大変好評であったと聞いております。山を一周できる鉄道というのは全国でここしかないということだそうです。例えばこういったようなもの。あと、直通の普通列車が1日3往復しかない。これは九州でも一番少ないんですが、延岡一佐伯間。宗太郎駅の駅ノートなん

ていうのも大変有名であります。こういったものの。あと、最近は「鉄女」と呼ばれる女性の鉄道ファンも多くなりましたし、また、公共交通もなく乗降客がほとんどない駅、本県ですと日南線の谷之口駅というのが旧南郷町にあるんですが、こういった秘境駅と呼ばれるようなところをめぐる旅も好評を博しております。このような県内のローカル鉄道の活性化について観光の面からどう取り組むのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 全国には多くの鉄道ファンがおられます。また、近年、各地の観光列車が幅広い層で人気を博しております。今、議員がいろいろと御紹介されました。県内でも日南線の海幸山幸でございますけれども、日本経済新聞の調査では、全国でも乗りたい観光列車の上位、4位になっております。また、肥薩線でございますけれども、「幸せの鐘」で有名なえびのの真幸駅は、鉄道ファンにも一般の観光客にも人気があるところでございます。このように、本県でも鉄道が観光資源として活用されておまして、加えて沿線にも魅力的な観光地があります。したがって、これらを組み合わせながら、本県が進めております「ゆっ旅宮崎」の鉄道版として、沿線自治体やJRとも協力しながら、宮崎ならではの鉄道の旅の魅力発信や観光列車の運行促進等に取り組んでまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。ぜひ、せっかく新幹線がこうやってできるわけですので、うまく鉄道という素材を生かしたPRをお願いしたいと思います。

最後に、教育長に何点かお伺いをしたいと思います。

私は、以前、シンガポールにおったことがあるんですが、そのときに非常に痛感しましたのは、国際人というのは、決して英語ができるだけではないということだということでございます。自分の国の成り立ちとか歴史を語れるというのが、私は、これから国際人として重要だと思っておりますが、日本の教育というのはその辺をしっかりとやってこなかったのではないかと、この思いを最近とみに強く持っております。まず、そのような国の成り立ち、特にこの宮崎は神話の国ですから、日向神話の学習等についてどのように行われているのか、お伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 現在、神話についての学習は、小学校や中学校の社会科において、ヤマトタケルや国譲りなどの神話を扱いながら、国の形成に関心を持たせたり、昔の人々の信仰や物の見方などを気づかせたりするなどの学習を行っているところであります。また、平成23年度から使用される小学校の国語の教科書には、海幸彦・山幸彦などの神話を取り上げられ、音読などを通じまして古典に親しませることになっております。本県には、国の起こりにかかわる神話や伝説が数多く残っているところであります。それらは本県の重要な観光資源であるとともに、貴重な教育資源となっております。これらの神話や伝説を取り入れた教育は、各地域の実態や子供の発達の段階に応じて各学校で行われているところであります。例えば総合的な学習の時間の中では、県教育委員会が開設しております「ひむか学」のホームページから、自分が生活する地域に伝わる神話を題材として取り上げ、学習したりしている学校もあると聞いております。県教育委員会といたしましては、児童生徒に、ふるさとに誇りや愛情

を持つ心を育てていくことは大変重要なことでありますので、我が国の起こりと密接にかかわる神話や伝説なども取り上げながら、あすの宮崎を担う子供たちの育成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○武井俊輔議員 続いて教育長にお伺いいたしますが、特に大事なものは、第2次大戦、大東亜戦争などの近現代の学習というのが非常に大事だと思っております。さっきシンガポールの話をしました。大変驚いたのは、第2次大戦で日本がここに進出をしたんだと、そういったことすら知らない人というのが本当に多いということ。向こうはやはりそれで殺された人とかいっぱいいるわけです。ですから、そういった中でやはり日本人の——幾ら英語はできてもということ。非常に驚いたことを覚えております。今、御案内のとおりで、中国、ロシア等との関係も非常に緊張感を持ったものになっております。国際感覚、国際情勢というものに対する意識、感覚というものが非常に今強く求められていると思っておりますが、その前提としましても、みずからの歴史にしっかりと向き合うということが私は大変大事だと考えておりますが、教育長はその重要性についてどのような見解をお持ちか、お伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 中学校の社会科、高等学校地理歴史科の学習指導要領では、近現代史の学習が従前に比べて重視されるようになってきておきまして、中学校、高等学校におきましては、このことに留意した歴史学習が行われております。江戸時代末期の開国以降の歴史を取り扱います日本の近現代史を学習することは、国際社会に主体的にかかわる日本人としての自覚や資質を養うために重要でありまして、その指導に当たりましては、子供たちを客観的

かつ公正な資料に基づいて、事実の正確な理解に導くことが大切ではないかというふうに考えているところであります。

○武井俊輔議員 非常に難しい話ではあるんですけども、やはりそこをしっかりと逃げずに取り組むということは、これから非常に大事だと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思っております。

続いて、お話をいただいていた件を1点御質問いたします。修学旅行に行かせたかったんだけど、お金がなくて経済的な理由で行かせられなかったと。本人もそれが一因となり、不登校になり、その後、退学をするというようなことがあったということ。私は全部終わった後で聞いたものですから、大変残念であったんですけども、修学旅行は最高の思い出になりますので、何とか行かせてあげたかったなと思っております。

県の調査では、昨年平成22年度、県立高校における修学旅行不参加の生徒が97名、そのうち家庭の事情、経済的な理由が全体の3割、30名に及びました。そこで教育長にお伺いしますが、このような経済的な理由で修学旅行に行くことができない高校生に対し、例えばそのような旅費を臨時的に育英資金等で貸し付けるとか、そういったようなことはできないのか、検討できないか、お伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県立高等学校における修学旅行につきましては、保護者の経済的な負担が過重にならないように配慮しながら、各学校において実施をしているところであります。家庭の経済的理由等により参加できない生徒がいることは認識しているところであります。県教育委員会では、経済的理由により修学が困難な生徒に対しまして、県育英資金事業を

行っておりますが、その貸与額は、修学旅行等の学校行事の経費も考慮に入れて設定しているところでありまして、また、保護者の家計が急変した場合におきまして、緊急採用制度によりまして、年度途中における随時の貸し付けも行っておりますので、育英資金の活用について今後ともより一層の周知に努めたいと考えております。

○武井俊輔議員 何とかこの30人がゼロになるように、また、実際行かなかった人でも別の理由で、お金がないから病気とかいうような人もあるんじゃないかと思っておりますので、とにかくやはり極力、みんな行けるんだぞと、行きたい人は行けるんだよというようなことで御努力をいただきたいと思っております。

最後に、冒頭で投票率向上について選挙管理委員長にお伺いした点に関しまして、さきの9月議会でも伺いましたが、学校での政治教育について再度伺います。私は、18歳まで学校で政治を身近に触れさせずに、20歳になってさあ投票に行きましょうというのは、そもそも無理な話だし、これは大人のエゴだと考えております。そこで、ぜひ学校での模擬投票の取り組み、そしてまた、高校生にもこの県議会の傍聴に来ていただくとか、そういうことにも積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますが、あわせてお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） まず、模擬投票であります。昨年の9月議会後に実施いたしました教科指導のための県立高等学校訪問におきまして、他県の模擬投票の実践事例や指導案を各学校へ紹介しているところであります。また昨年の10月には、すべての県立学校の進路指導主事が参加する会におきまして、生徒たちの将来の社会的な自立に向けまして、公民科の授業で

選挙公報を読み、模擬投票を行っている事例を紹介し、各校へ啓発を行ったところであります。

また、県議会の傍聴についてであります。みずからの生活と政治がつながっていることを身近に感じることは意義のあることでありまして、市町村立学校では、実際の議場を使用して子供議会を開催しているところもございます。県立高校においては、以前は県議会の傍聴を行っている学校がございましたけれども、議会の開催時期と学校行事との調整が難しいなどの課題がありまして、現在は残念ながら中止ということになっているようであります。子供たちに議会制民主主義の仕組みや政治参加の重要性を理解させ、主権者として望ましいあり方を身につけさせる学習は大切でありますので、今後とも、社会科や公民科の授業を中心に、政治への関心を高める指導の充実に努めてまいります。

○武井俊輔議員 どうもありがとうございました。4年間いろいろと御不快な質問も多々させていただいたかと思っておりますが、普通に暮らす県民の普通の視点を大事に訴えてきたつもりであります。特定の個人の利益やだれかのためということではないことだけは、4年間それだけは自信を持ってやってきたつもりであります。今後とも河野知事を先頭に、宮崎県政のますますの発展をお祈りし、私の最後の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○中村幸一議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

平成23年 3 月 1 日(火)

午後 2 時53分散会

3月2日（水）

平成 23 年 3 月 2 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)

53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 8 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 11 番 武 井 俊 輔 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 農 政 水 産 部 長 | 高 島 俊 一 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 吉 博 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 一般質問

○蓬原正三副議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、外山良治議員。

○外山良治議員〔登壇〕(拍手) 社民党の外山でございます。

知事として初登庁されたときの映像が流れていました。私の目には、涙を流されていたように映りました。随分熱い人だ、この人なら宮崎の生活再建は間違いないなと思いました。初登庁の心情をまずお聞かせください。

映像を見て30年前のことを思い出しました。初登壇を終えて控え室に向かっていたとき、自民党長老議員から、「こら、外山、議員にとって議場は戦場だ。おまえの顔は戦士の顔になつたらん」と、おしかりを受けました。公明党市会議員からは、「あなたの質問は質問ではない。単なるぼやきだ。政策提案が全くない」とも指摘をされました。これら先輩の指導を受けて今に至っていますが、指導効果もなく、申しわけなく思っています。最後の質問では、諸先輩からいただいた指導内容に配慮し、行いたいと思います。

知事の政治姿勢についてお伺いをします。

知事は提案理由の説明の中で、「関係団体の皆様ときめ細かく丁寧な対話を心がけるとともに、より緊密な協働の仕組みをつくり上げる」、また、「現場の実態、実感を大切にする現場主義を徹底し、県民の皆様にも身近な基礎自治体である市町村との連携を重視する市町

村重視の姿勢で県政に取り組む」と説明されておりました。

知事アンケート結果を見ると、障がい者差別禁止条例についての知事の回答は、「条例の制定の必要性については今後研究します」、谷間の障がい者の取り扱いについては、「国の施策に従う」等、他の回答を含めて、きめ細かく丁寧な対話を行うと、私の期待とはほど遠いものでした。答弁を求めます。

以下については質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、初登庁時の心情についてであります。初登庁の際には、多くの県民の皆様、また県庁職員に温かく出迎えていただきまして、5年半にわたり苦楽をともにしました職員の方々と再び宮崎のために一緒に仕事をすることができるといふ喜び、そしてその機会を与えていただきました県民の皆様への感謝の気持ち、これらが交錯をいたしまして、感きわまったところでもあります。年をとりまして涙腺も緩くなったのかもしれない。今後とも、初登庁時のこの感激と初心というものを忘れることなく、県民総力戦、県庁総力戦で「明日のみやざきの礎づくり」に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、選挙期間中のアンケート調査についてであります。議員御指摘の件は、さきの知事選挙におきまして、NPO法人の方から立候補者に対しまして行われた障がい者施策に関するアンケートのことかと存じます。きめ細かく丁寧な対話とはほど遠いという御指摘をいただき、大変残念な思いで、こちらこそ泣きそうな思いがしているところでございます。この選挙期間

中、大変多くのアンケートが寄せられます。新聞各紙から6紙ぐらい、550字なり250字ということで十数問のアンケート、さらにはこういうNPO法人なり市民団体からのさまざまな分野に関するアンケートが寄せられております。へとへとになりながら、睡眠時間を削りながら回答したわけですが、それでも何とか自分の考えは伝えたいという思いで、回答をパスすることなく、回答を送らせていただいたというものでございます。

このアンケートは、質問のほとんどが二者択一方式でありまして、回答が書きにくい、難しいものでありましたが、私なりに国の動向や県の財政事情などをいろいろ考慮した上で、極力、その理由、背景などを記載して、誠意を持って回答させていただいたということでございます。書面の回答でありましたので、なかなか意を尽くさなかったところがあったかもしれませんが、その点は申しわけなく思っておりますが、障がい者福祉施策の推進につきましては、県政上の重要課題であるということは十分認識いたしておりますので、今後とも、関係団体の皆様の意見なども伺いながら、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○外山良治議員 そういうことだろうとは、私自身も選挙を10回ほどした人間として十分わかります。今後の施策を期待したいというふうに考えております。

新燃岳噴火に関する対応についてお伺いをします。

火山活動の長期化により関係者の御苦労は大変なものがあると思います。中でも、避難光景を見ていると、移動困難に伴う高齢者等が多く見受けられます。26日の新聞では、新燃岳噴火

被害を防ぐため、高原町の一部を活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域に指定された記事がございました。具体的には、避難所に使う公共施設2カ所で、火砕流などを防ぐ二重窓や断熱材、防火パネルなどを設置する予定とありました。阪神・淡路大震災時に避難場所について一番苦情が多発したのが、バリアフリーと多目的トイレ不足だったと記憶しております。都城市及び高原町のすべての避難場所の現状について答弁を求めます。また、避難施設緊急整備地域に指定された場合、これらの改善は対象となるのか、あわせて答弁を求めます。

○総務部長（稲用博美君） 避難所におけるバリアフリー等ではありますが、高原町につきましては、14の避難所の中で、スロープが設置されている施設が6カ所、多目的トイレが設置されている施設が5カ所、スロープと多目的トイレの両方が設置されている施設が4カ所となっております。都城市につきましては、114の避難所の中で、スロープが設置されている施設が35カ所、多目的トイレが設置されている施設が36カ所、両方とも設置されている施設が14カ所となっております。また、避難施設緊急整備地域の指定に伴う事業といたしまして、避難所のバリアフリー化、これは含まれておりません。しかし、この問題は大変重要な課題であると認識しておりますので、今後、避難所の設置主体であります市町村とともに十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○外山良治議員 両方とも設置されているのが12.3%とか28.6%、これは、例えば足の不自由な方、お年寄りが避難場所——昨夜もたしか13回目の爆発的噴火、これが仮に1年続いたたびたび避難場所に行く。トイレがない。使え

ない。大変ですよ。ですから、重要な課題、当然重要です。協議をすとかじゃなくして、あしたからこれは工事を始めてください。いざ鎌倉というときに、両方ともなかった場合の人間のストレス、大変なものです。なった者じゃないとわからんでしょう。高原町、ましてや都城市は独自でまちづくり条例を持っている市ですから、早急な対応を求めます。再度、答弁してください。

○総務部長（稲用博美君） 御指摘のありました点というのは本当に重要でございます。バリアフリー化を進めるということと同時に、避難所のあり方について、例えばそういう施設を持っております福祉施設でありますとか、ホテル・旅館等との協定を結んで、そういうところを利用させていただく、いろんな方法もありますので、早急な対応を図るように市町村とも十分協議していきたいと思っております。

○外山良治議員 新燃岳で本格的な噴火活動が始まって1カ月が経過をしました。専門家によると、マグマだまりへのマグマの供給は依然として続いているようです。爆発的噴火による火砕流、降灰や噴石、降雨時の泥流、土石流等の発生が心配されます。住民や行政は中長期的な対応を余儀なくされています。中でも、土石流等で多数の傷病者が発生した場合、DMAT及び医療関係者は遅滞なく派遣できる体制にあるのか、答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 土石流等で多数の傷病者が発生した場合には、すぐに災害現場に派遣できるよう、県内のDMAT、いわゆる災害派遣医療チームに対し、体制の確保要請を行い、派遣体制を整えたところでもあります。また、傷病者数や疾病の状況によっては、圏域を超えた患者搬送等、医療機関相互の連携も必

要となってきますので、都城北諸県・西諸圏域はもちろん、宮崎東諸県圏域の医師会や消防機関、救急医療機関、さらには県内すべての災害拠点病院に対して受け入れの協力依頼を行うなど、体制の整備を図っているところであります。

○外山良治議員 1人の犠牲者も出さない、そういうかたい決意で対応していただきたいというふうに思います。

DMATについてお伺いをします。戦後最大級の都市型地震となった1995年1月の阪神・淡路大震災は、死者は約6,500人で、犠牲者の8割が圧死でありました。災害現場における医療について多くの課題が浮き彫りとなりました。瓦れきなどに長時間挟まれて救出後に発症するクラッシュ症候群に関しては、医療に携わる人たちも当時の認知度は低く、この震災では結果として多数の救える命が失われたと言われております。この教訓を生かし、レスキュー隊の救助活動と並行して、医師が瓦れきの下に入り医療行為を行う「瓦れきの下の医療」の必要性が認識されるようになり、多くの災害医療の課題を解決するためにDMAT、いわゆる災害派遣医療チームが誕生しています。

平成20年9月議会で本県のDMATへの取り組みを伺ったところ、部長答弁は、「DMATは、専門的な訓練を受けた医師2人、看護師2人、事務員1人の計5名で編成されるのが標準で、大規模災害等の発生後直ちに災害現場へ駆けつけ、活動できる機動性を持った医療チームである。現在、県には、県立病院に3チーム、宮崎大学医学部附属病院及び都城市の民間病院にそれぞれ1チーム、合計5チームが編成されている。DMATは、災害時の医療対策としては比較的新しい取り組みであり、今後のチーム

の養成確保等が課題であると認識している」と答弁されておりました。現在の地域別チーム数及び全国の状況等について答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） DMATにつきましては、本年2月現在で県内5病院8チームとなっております。地域別では、県央部は県立宮崎病院と宮崎大学医学部附属病院にそれぞれ2チームずつ、計4チーム、県南部は県立日南病院に2チーム、県西部は宮崎市郡医師会病院と都城市内の民間病院にそれぞれ1チームずつ、計2チームとなっております。なお、全国では平成22年4月現在で703チームあります。

○外山良治議員 また県北が1チームもない。延岡、なぜないんですか。宮崎市周辺部は6チーム、都城が2チーム、県の半分の北側はない。これはやっぱりおかしいですよ。延岡は、また宮崎市民に対して一極集中だと、私らはまた攻撃されます。見解を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） DMATは、国が実施する研修を修了した場合、またはそれと同等の技能を有すると国が承認した場合に国に登録されることになっております。県北部につきましては、今月、延岡市の民間病院が研修を受講する予定であり、当該研修を修了すれば、県北部で初めてDMATとして登録される見込みとなっております。

○外山良治議員 やっぱり本当に、私もわずか8年間この席にいて、宮崎市周辺は恵まれているなとつくづく思います。申しわけなく思っております。こういったものは、例えばまだ県北は消防署もないところがある。その上にDMATもない。私の記憶では、高千穂でこういうクラッシュ症候群が疑われる事故死、熊本県の日赤病院で死んでしまった。6時間ほどハンドルと座席に挟まれて動かさない。そして、消防

職員はわからない。だから、引っ張り出す。直ちに死亡。クラッシュ症候群で心臓を圧迫、こういうことがあった。そういう実情を踏まえて、やっぱり県北にDMATを早急にチーム編成していただきたい。これは人命にかかわることですから、特にまじめにお願いします。

タンポリのプレジャーボート対策についてでございます。

タンポリの沈船・廃船撤去を求め、何回となく質問をしてきました。早速解消していただきましたが、新たにまた12隻程度発生しているようです。本県の現状と対応について答弁を求めます。また、タンポリ内には河川法26条に基づく占用許可以外の係留施設も見受けられます。県内の実態と取り組み結果についてそれぞれ答弁を求めます。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 本県の廃船及び沈船につきましては、国が平成22年10月に行いましたプレジャーボート全国実態調査によりますと、廃船116隻、沈船14隻となっております。このうち、津屋原沼、いわゆるタンポリにおきましては、廃船11隻、沈船1隻を確認しております。これらの処理責任は、もちろん所有者にありますので、まずは所有者の調査を行っているところであります。その結果、所有者が判明したものにつきましては、所有者に撤去を指導してまいりたいと考えております。また、所有者の不明なものにつきましては、予算の範囲内で簡易代執行等により速やかに処分してまいりたいと考えております。

次に、県管理河川内の係留施設についてであります。占用許可を行っているものが16基、行っていないものが3基あります。このうち、タンポリでは、係留施設が全体で8基ありますが、そのうち許可を行っているものが6基、

行っていないものが2基あります。これらにつきましては、治水上支障がない場所への移設の指導や、許可を受けている係留施設への誘導に努めているところであります。

○外山良治議員 河川法24条及び河川法26条があるわけですね。そして、河川法というのは届け出義務等が含まれております。なぜ、そういう法律条文がありながらタンポリでの不法施設、これを撤去しないんですか。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 先ほど申しましたとおり、まだ許可していない不法なものがございしますので、それにつきましては、撤去に向けて協議を重ねておるところでございます。

○外山良治議員 前回も同じ質問しているんですよ。前回も同じ答弁、今回も。どないなってますの。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 現在、不法占用の状態ではありますが、実際にそこに停泊している船もございしますので、まずはその船を許可棧橋のほうに動いてもらおうと。その後に撤去に向かっていこうということで、現在は、不法な棧橋に停泊している船を動かすほうをまずやろうということで取り組んでいるところでございます。

○外山良治議員 その状態がずっと続いているから私は言っているんです。もう一回お願いします。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 確かにそういう状態が続いておりますが、私どもとしましては、粘り強く説得して、まずは動いてもらうということで取り組んでおります。

○外山良治議員 余り長過ぎる。4年も5年も説得——強制代執行という制度もありまっしゃる。やっぱり早くしてください。

それから、県内全体、116隻の廃船・沈船、こ

れはなぜ処理しないんですか。

○県土整備部長(児玉宏紀君) それにつきましても、順次、所有者を調査しまして、手続を踏んでいきたいと考えております。

○外山良治議員 この状態は何年前から続いているんですか。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 今の状態が何年前かというのは定かではございません。

○外山良治議員 ということは、何十年前かもわからんわけでしょう。粘り強く——ちょっと粘り過ぎじゃないですか。

○県土整備部長(児玉宏紀君) そういうことが問題になりまして、そういうものに対して対策を取り組んでいこうということで、平成19年にプレジャーボート対策の基本方針を策定したところございまして、それに基づきまして、現在取り組んでおるところでございます。

○外山良治議員 最近の流行の言葉に、スピード感というのがあります。スピード感のサンプルみたいな対応ですね。

もう一点伺います。小型船舶法がありますが、宮崎県のこれに該当する隻数、係留施設数はどうなっているんですか。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 県内の小型船舶登録数につきましては、平成22年3月末で4,555隻となっておりますが、その中には水上オートバイ等も含まれておりますことから、実際のプレジャーボートの数は、国の全国実態調査によりますと3,759隻となっております。これらのプレジャーボートの収容につきましては、マリーナ等の専用施設で約1,000隻分が確保されておりますので、残りの2,800隻につきましては、既存の係留施設や護岸等を有効活用しながら、収容することとしております。現在、プレジャーボートの配置につきまして、関係機関や

利用者と協議、調整を進めているところであります。今後、合意形成の図られた港から順次、使用許可と放置禁止の措置を講じていくこととしております。

○外山良治議員 2,800隻というものの係留場所はわかっているんですか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 全国実態調査で把握をしております。

○外山良治議員 これも、申しあげましたように、条例をつくって、例えば広島県、これはたしか平成10年にできています。あそこは最もプレジャーボートが多い。広島湾全域を指定禁止区域にして対処されております。せっかく広島からわざわざ来てくれはったんやから、宮崎県も南北約400キロ、船舶が2,800隻、早急に条例をつくって、日向灘に1隻の廃船・沈船もない、そういった宮崎県にしてほしい。知事の答弁を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の広島県におきましては、プレジャーボート数が全国一多く、放置艇が引き起こす問題が早くから顕在化していたということで、港湾法などが放置艇対策のために改正される以前に、独自の条例を定めて取り組んでいるということでございます。

本県におきましては、平成19年3月にプレジャーボート対策基本方針を策定いたしまして、係留・保管場所の確保と放置禁止の措置を柱とした対策を進めてきたところであります。お尋ねの条例化につきましては、漁港におきましては、既に昨年、漁港管理条例の改正を行ったところであります。港湾におきましても、今議会で港湾管理条例の改正の御審議をお願いしているところであります。河川につきましては、係留・保管場所の確保の問題などがありますので、現在、条例化を含めて検討を行って

るところでありますので、今後とも、これらの取り組みにより、放置艇の解消に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山良治議員 もっと申し上げたいことがたくさんありますが、ここで時間の関係で次に移りたいと思います。

県北特別支援学校を統合し、幼児期から卒業まで一貫した支援のできる新たな総合支援学校を設置する予算として、約10億円が計上されております。基本構想で、「自立する心と力を育み、可能性を高め、未来を拓く総合的な専門教育の実現」とし、理念実現のため、乳幼児期からの子育て支援や、卒業後も含めた自立支援等の新たな機能が付加されているようであります。これらは学校のみでは実現が困難であり、地域、保健、労働、福祉、医療等、幅広い連携による相談支援体制による実現を目指されているようでございます。保護者の一番要望の強い、敷地内における重心施設A型・B型、ショートステイ等の福祉施設の設置は想定されているのか、知事の答弁を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 延岡総合特別支援学校、仮称であります。その設置につきましては、延岡3校の特別支援学校におきまして、それぞれ、在籍数の減少や台風等災害への脆弱さなどの解決すべき喫緊の課題がありまして、保護者や障がい者団体から要望、陳情もいただきましたことから、それらの問題解決のために延岡西高校跡地に3校を移転統合することになったものであります。設置に当たりましては、新たな総合特別支援学校といたしまして、教育委員会におきまして、保護者や保健所、児童相談所、延岡市の健康福祉部、その他、地域の医療、福祉等の関係者と意見交換や協議を重ねてまいりまして、その結果をもとに平成21年3月

に基本構想の策定ということになったわけであり
ます。

この基本構想におきましては、「地域とともに
子どもたちの自立する心と力を育み、可能性
を高め、未来を拓く総合的な専門教育の実現」
というものを設置理念としておりまして、この
理念の実現のために、従来の教育内容の充実
に加えまして、乳幼児期からの子育て支援や、
卒業後も含めた自立支援などの新たな機能を付
加することとしたところであります。なお、こ
れらを学校だけで実施することは困難であり
ますので、基本構想におきましては、地域の医
療、福祉、保健、労働等関係機関との幅広い
連携による相談支援体制により、その実現を
目指しているところであります。この学校につ
きましては、お尋ねのような福祉施設をつ
くることは想定しておらないんですが、医
療や福祉機関等との連携を緊密に図りなが
ら、子育て支援や自立支援の相談支援体制を
構築してまいりたいと考えております。

○外山良治議員 知事は提案理由説明の中で、
「障がい児・者就学・就業支援と療育体制の充
実等による医療・福祉が充実したくらしづく
りに取り組む」と説明をされております。さら
に知事は、「関係団体の皆様ときめ細かく丁寧
な対話を心がけるとともに、より緊密な協働
の仕組みをつくり上げる。また、現場の実態
、実感を大切にする現場主義を徹底し、県民
の皆様にも最も身近な基礎自治体である市町
村との連携を重視する『市町村重視』の姿勢
で県政に取り組む」と説明されております。こ
の説明を受けて、今の答弁と矛盾はしてい
ないですか。つくりたくない、対話——当
事者は、対話がない、必要なものができ
ていないとメールで出しておられます。知事
にも、そのメールの内容はきのう渡

しました。矛盾はしていませんか。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のメールにつ
きましては、私も読ませていただきました。大
変切実な思いというものが語られているとい
うことで、しっかり受けとめたところでござ
います。県政運営の基本姿勢、対話、それか
ら障がい者施策に対する姿勢、今御指摘のあ
ったとおりであります。この延岡総合特別支
援学校（仮称）につきましては、繰り返しに
なりますが、3校に係る喫緊の課題があったこ
とや、平成19年12月に保護者の皆様から陳
情いただいたと、これをしっかり受けとめま
して、平成24年4月の開校を目標といたし
まして、保護者、学校関係者、関係機関の方
々の御意見をしっかりと伺いしながら、鋭
意、設置準備を進めてきたところでありま
す。福祉分野に関します保護者の皆様の御
意見、御要望につきましては、お話を伺いま
した教育委員会のほうから昨年12月に延岡
市のほうへお伝えしたところでありまして、
先日には保護者の方々と延岡市の福祉部局
との意見交換が行われたということで伺って
おります。延岡市のほうから支援学校の相
談支援機能に係ります御提案等があります
れば、教育委員会におきまして、連携・協
働の視点から適切に検討を行っていただ
きたいというふうに考えております。

○外山良治議員 知事の提案理由説明と現
状がしっかりとマッチするように——本当
はメールをここで読みたい。しかし、時間
もある。私も知事と一緒に涙腺が弱くな
ったものですから、読み切ることができ
ないと思って、教育長にも渡しました。
一人の重心児を延岡のNICU——た
しか7床でした——で産んで、どうか
してこの子も生かしたい。宮崎県では
そういう施設がない。宮崎市に1カ所、
重心A型。だか

ら大分に飛び、川南に走り、そして重心療護であれば県外にしかない。通院、リハビリ、たまたまあったところはいつもいっばいで、兄弟ともゆっくり遊ぶこともできない。こういう惨状、悲劇というものを3期12年間の間にすべて解消していただきたいというふうに思います。

3期はしてもらわないかん。

具体的に聞きたいと思いますが、これも時間の関係で簡単に聞きます。この基本構想には、有機的連携、ワンストップサービスとあります。福祉保健部長、このワンストップサービスというのはどういう意味を持っているんですか、答弁してください。

○福祉保健部長（高橋 博君） ワンストップ相談対応ということで考えますと、一つの窓口で、いろんな物事の御相談内容にすべて1カ所で応じれるという形が考えられると思います。

○外山良治議員 軽いワンストップ相談、例えば私が相談窓口に行った。就職あるでしょうかと、いろんなことを相談した。あっち行ってください、こっち行ってください、いわゆる信号機と一緒に、あなたの言うワンストップ相談というのは。例えば兵庫県であれば――事故に遭った。救急病院に運ばれる。この人は総合リハビリセンターのほうがいい。総合リハビリセンターに行く。筋力のリハビリをする。終わる。今度は職業訓練校に行く。隣にある。障がい者手帳交付が必要だ。更生相談所が来てくれる。補装具申請が必要だ。それも市役所から来てくれる。今度は、そこで職業訓練校に行く。社会復帰になる。入れば出れるんですよ、そのまま。宮崎県はどこにありますか、答弁してください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 宮崎県の場合、そういったワンストップですべての、今議

員御指摘のような内容に基づいて1カ所で応じれるというようなところはございません。あくまでも、それぞれの所管する機関でそれぞれの分野の相談内容に応じているというのが現状でございます。

○外山良治議員 だから、ワンストップとは言わないというんです。今後言えるように、例えば学校がある、リハビリがある、重心A型がある、重心B型がある、そして、ショートステイがある、最低これだけにつくって……。親がたまらへんで。今後、よろしくお願ひしたいと思います。重心B型でも無理でしょうか、部長、答弁してください。

○福祉保健部長（高橋 博君） 学校内に重心B型という意味でございましょうか。延岡にということございましょうか。現在も福祉施設において重心B型で対応できているところもありますけれども、要は、重症心身障がい児の方を受け入れるとなると、それなりの医学的な対応という部分が出てまいりますので、特にまた医療的ケアについては、今、国のほうでも福祉施設での対応ができるような形での準備というのも検討されておりますので、そういったものが体制が整ってくると、そういったことについての対応もできてくるのではないかというふうに考えております。

○外山良治議員 例えば宮崎市は、迫田病院が重心ショートをつくっています。あれくらいつくってもらうわけにはいかんですか。重心児のショートのために宮崎まで延岡から走るんですよ。走りたくても体が言うことをきかない、疲れて。宮崎市は開業医と提携をしてつくっていますよ。それくらいはできるんじゃないですか、部長。

○福祉保健部長（高橋 博君） 議員のおつ

しゃること、十分に理解できているところではあるんですけども、ただ、先ほども申しあげましたように、医療機関との連携という中での事業の取り組みになりますので、一気にということはなかなか難しいところがあります。それで県といたしましても、そのあたりについては一つ一つ課題が解決できるように環境整備を整えていきたいというふうに考えております。

○外山良治議員 頼みますわ。もう力がのうなった。

宮崎県障がい者工賃倍増計画についてお伺いをします。

基準年、最終目標年度がどうなのかということと、現基準年の賃金——たしか最終年度が、5年間だったと思います。基準年の賃金と最終年度1年前の現在の賃金、幾らになっていますか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 工賃倍増5カ年計画でございますけれども、目標年度は平成23年度となっております。この対象となる事業所数は平成23年2月末日現在で74カ所でありまして、定員が1,768名となっているところでございます。平均工賃月額が、計画の基準年となる平成18年度が約1万1,000円で、平成23年度に2万2,000円以上とすることを目標としております。なお、平成21年度の平均工賃月額は1万1,487円となっております。

○外山良治議員 到達は到底無理ですね。これは1日の給料じゃないよ、1カ月よ。最低は幾らですか。

○福祉保健部長(高橋 博君) 今、手元を見てみますと、4,001円というのが最低になっているようでございます。

○外山良治議員 平成23年度2万2,000円、大丈夫ですか。もう無理ですがね。

○福祉保健部長(高橋 博君) 平成23年度の目標、大変厳しいというふうには受け取っておりますけれども、私どもとしては、精いっぱい全力でその目標達成に向けて努力していきたいというふうに考えております。特に、県のほうでは計画達成のために、経営の専門家で構成する工賃向上支援チームによる個別指導でありますとか、あるいは中小企業診断士による研修会の開催、あるいはイベント等での共同販売や、製品等を広く情報発信するためのホームページの運用など、さまざまな支援策を展開しているところであります。しかしながら、平成21年度の平均工賃月額は1万1,487円にとどまっております、大変厳しい状況にあります。県としましては、引き続き、工賃全体の底上げを目指して諸施策の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山良治議員 積極的に工賃倍増に取り組む一つの方法として、物品購入や役務提供にかかわる障害福祉サービス事業所等への優先発注についての取り組みと、県及び市町村の発注実績についてお伺いをします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 県や市町村などからの障害福祉サービス事業所等への優先発注につきましては、事業所等の収入を安定させ、工賃の向上を図る上で非常に重要であると認識しております。このために、庁内各部局や市町村等に対し、提供できる物品の種類や役務の内容等について情報提供を行うとともに、積極的な取り組みを要請してきたところであります。今後とも、その促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、県及び市町村の発注実績についてでございますが、平成20年度から行っております障害福祉サービス事業所等への調査では、平成20

年度は県が39件の約1,030万円、市町村が69件の約1,940万円、その他の公共的団体が13件の1,960万円で、合計で121件の約4,930万円となっております。また、平成21年度は、県が66件の約1,070万円、市町村が83件の約2,590万円、その他の公共的団体が37件の約2,150万円で、合計で186件の約5,810万円となっております。以上でございます。

○外山良治議員 次に移ります。当初予算で南宮崎駅のエレベーター設置等3億円が計上されておりました。またこれ一極集中として、宮崎駅、南宮崎駅、延岡駅が含まれておりません。なぜなのでしょう。私は3回ほどこの件について質問をしました。延岡駅のバリアフリー化というものはどのようにお考えなのでしょうか、答弁を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 鉄道駅のバリアフリー化の考え方がありますが、基本的に、JR九州が国の基本方針に基づきまして、それぞれの駅の利用者数などを踏まえながら、順次進めてきているところであります。延岡駅のバリアフリー化につきましては、延岡市が、延岡駅周辺整備基本構想に基づきまして、駅周辺一体の整備の中で進めていくこととなっております。具体的な整備内容や、どのような事業を活用するかなどにつきましては、来年度以降検討されるということでありますので、今後、延岡市やJR九州と協議をしてまいりたいと考えております。県内駅舎などのバリアフリー化の推進につきましては、地元市町村とも連携してJR九州に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○外山良治議員 宮崎駅、南駅、延岡駅、こういったように県として、宮崎県の駅舎すべてがバリアフリー化された駅に変わるように、今

後、知事が先頭になって取り組んで、より一層取り組みを強めていただきたいというふうに考えております。

最後になりました。集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書は、教育長、読まれたと思いますが、学校での集団フッ素洗口・塗布のあり方について所見をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） お尋ねの件は、日本弁護士連合会の意見書のことであると思っておりますが、関係大臣に提出されたと聞いております。その内容について詳細には承知しておりませんが、学校等における集団でのフッ化物洗口につきましては、厚生労働省のフッ化物洗口ガイドラインに示されておりますように、各市町村の判断におきまして、学校、保護者、学校歯科医等の十分な理解を得た上で取り組まれるものと考えております。

○外山良治議員 以上で終わります。（拍手）

○蓬原正三副議長 次は、米良政美議員。

○米良政美議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。先日、河野安幸議員から、「あなた、今度は質問に立ちないよ」と、優しく背中を押されてこの機を得ました。質問も最後になりますと重複が多うございまして、おさらいのつもりという語弊があると思っておりますけれども、しばらく御清聴いただきたいと思っております。

本県は、昨年の口蹄疫の発症、そして新燃岳の噴火、鳥インフルエンザと不幸の連続でありました。多大の被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げ、一刻も早い回復と再生を願っております。

私も、去る2月5日、谷垣自民党総裁が来県をされまして、都城・北諸県郡・西諸県郡選出の県議会議員、自民党県連中村会長と一緒に、高原町、北諸県郡、都城市を中心に調査に参画

をしたところでありました。そして高原町、都城市の生々しい実情を見聞するにつけ、幾度となく目頭に手を添えたところであります。被害の大きさに、驚きと、被災地の方々の御心痛を察するとき、今後の早急な対応と、広域にわたっておりますだけに並々ならぬ御苦勞が忍ばれてなりません。谷垣総裁初め、自民党与党時代数多くの災害復興に可及的速やかに取り組んだ貴重な経験から、復興については大きな期待を寄せたところであります。

さて、河野知事におかれては、さきの選挙において県民の圧倒的多数を得て53代の知事に御就任をされました。心からお祝いを申し上げたいと思います。そしてまずは、他県に劣ることのない、希望に満ちた宮崎のさらなる発展に邁進をいただきたい、このように思います。

もともと疲弊した本県の産業構造でありますから、雇用の厳しさ等は当然であります。景気対策や中山間地の厳しい現状、今度の議会にも再三出てまいりました。課題は依然として多岐にわたっております、必ずしも、必ずしも平坦な道ではない、このように思えてなりません。

一方、4年前、県民の衆望を集めて知事に就任された東国原前知事は、昨年9月29日、この場所で「2期目の出馬はない」、明言をされました。「私は、宮崎に骨を埋める覚悟で少なくとも10年は頑張る」、再三述べておられたにもかかわらず、突然、「4年間真摯に取り組んできたけれども、もう限界を感じた。この国の統治システムを変えないと閉塞感は是正できない。ずっと考えていた。そして県知事として霞が関と対立することは県のためにならない。10年、20年後を考えたとき、国のシステムを変えることが宮崎のためになる」と思い、今回の結論

に達した」と理由を述べられました。自民党総裁になりたい、国政転身騒動もさることながら、当時の宮崎への情熱は一体何だったのか。熱しやすい、冷めやすい不変の個性が宿っていたにいたしましても、県民の26万7,000人の支持した方々は、2期目に大きな期待を寄せていたはずであります。

確かに、地鶏と「太陽のタマゴ」と称するマンゴーを中心としたトップセールスと、宮崎の知名度は成功したかもしれない。しかし、その後の、農家の方々を初め本県の関連する諸産業の変化、進展は果たしてどうなったのか、実に疑わしいと言わざるを得ない。そこで農政水産部長に伺っておきますけれども、この地鶏、マンゴー農家の方々の意識、経営というのはどのように向上してきたと想像していらっしゃるのか。ちゅうちょすることなくお答えをいただきたい。

もう一つは、前知事の女房役を務められた知事に伺いますが、東国原前知事が残した、これもたくさん今まで出てきました、県勢発展のかぎ、課題、どのように考えていらっしゃるのか。みずから副知事として県政運営を担ってきた評価も含めてお聞かせをいただきたいのであります。

そのときの新聞にこういう記事がありました。「東国原知事のスタートは鳥インフルエンザ、終着駅は口蹄疫という、畜産、ブロイラーが抱える難問でありました。常日ごろ、空っぽに近い県の財布と次々に出てくる課題に悩まされて実感したのは、地方自治は民主政治の最良の学校だろうが、口蹄疫で多くを学んだとはいえ、1期は短い。本人も知事としての一区切りは10年と見ていたようだから、半端じゃないのか。知事の行動力に期待をしていた県民が失望

したのも無理はないと思うのであります」。あるドイツの政治家が残した名句に「政治は可能事の芸術である」、つまり、問題の解決可能なものを追い求めて、自分の信念に近いものを選び出すことをいうそうであります。そこで、河野知事は、「東国原知事の県政を継承して発展させることが自分に課せられた使命であって、県民の期待にこたえるべく全身全霊を傾けて県政のかじ取りを担う」と力説をされました。今後、継承による具体的県勢発展のイメージ、どう描いていらっしゃるのかお伺いをいたします。

私は、この人生においてこの場所に立つのは、きょうこれが最後になりました。これまで支えていただきました多くの県民の方々にお礼と感謝を申し上げます。

思えば、昭和62年初当選以来24年がたちました。当時、「県北は夕暮れじゃないか」、これが通り文句でした。まずは先輩議員に教わりながら、12名の初当選議員と、党派を超えて切磋琢磨しながら県政の必要課題に挑戦をしてまいりました。夢高く希望も新たに進路変更された議員、不幸にして亡くなられた議員、御勇退された議員もおられますし、さまざまおられました。今は緒嶋議員と2人だけになっておりますが……。

特に県北において、総合交通のおくれからの脱却を標榜し、あるときは、「1つの県で2つの空港を持つ時代だ」と言って門川町にある遠見半島に立地を求めて、調査費1,600万円をかけて調査したのもそのころであります。空港建設に600億円の多額を要するということから断念せざるを得ませんでした。JR日豊線は、延岡から宮崎空港に行こうものなら往復4時間を要しておりました。旭化成がしびれを切らせて、会

社単独でヘリコプターを導入したのもちょうどそのころであります。現在は、日豊本線の活性化と同時に空港連絡鉄道の建設によって片道1時間で行くようになりました。JR高千穂線の廃止の宣告があって廃止反対の運動がわき起こって、県北県議団、沿線の首長、市町村議員、沿線住民一丸となって汗を流したものであります。結果的に高千穂線は第三セクターとして運行することに決定したときの取り組みと感激は、今でも鮮明によみがえってまいります。「乗って残そう高千穂線」、不幸にして台風に流されてしまいましたけれども、今は一刻も早い九州横断道延岡線の完成を願っている次第であります。東九州自動車道もあと4年もしますと完成するめどが立ちました。県民の長年の悲願でありましただけに、官民挙げてのこれまでの取り組みが大きな成果をもたらしたと思います。

現在は、県北の悩み、課題は横並びになりました。これからは各県の競争が激化する時代と思っております。他県におくれることなく、農業、林業も中心でありますけれども、第1次産業、中小企業、非常に厳しいだけに、河野知事、優秀な県庁の皆さんと協調性を一層深めていただきまして、県民の熱い願いにこたえていただきたいと思っております。そして知事、県議会とは対峙しちゃいけません。常に真摯に耳を傾けて、前知事のように迷うことなく、道草を食わないように、道草を食わないように、生殺与奪の権を持たれたわけでありますから、長く、石の上にも3期12年は腰を据えて県民のために御精進をいただくことを切望し、後は、居心地のいい51番の自席から質問をいたします。

御清聴、ありがとうございました。(拍手)
[降壇]

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、東国原県政の評価についてであります。前県政におきましては、県政に対する信頼回復や、本県の知名度向上という点では大きな功績があったと考えておりますし、数次にわたる経済・雇用対策、高速道路や港湾といったインフラ整備などの面でも一定の成果を上げられたものと考えております。ただいま、議員のマンゴーの指摘で思い出したんですが、先日、鳥インフルエンザと新燃岳の案件で天皇皇后両陛下に御説明をいたしました。そのときに陛下が、全国農林水産祭でマンゴー農家が天皇杯をとられたんじゃないかという御記憶があって、そういうお話をされたところでもあります。正確にはマンゴー生産部会で天皇杯をとったわけです。ただ、これは決して知事のアピールだけでそれが成ったわけではありませんで、これに見られるように、これまでの長年の宮崎における取り組み、そしてそれが商品力として結実をしておいた。それが前知事のアピール力、発信力と相まって、マンゴーにしても宮崎牛にしても、地鶏、キンカンさまざまなものが全国に向けて発信できたのではないかと考えておるところであります。

一方で、県議会、市町村、関係団体等の皆様との間において多少なりとも距離感があったということで、前知事の政治スタイルによるところもあるのかもしれませんが、対話も十分ではなかったのではないかと反省もあるわけでございます。口蹄疫からの再生・復興を初め、諸産業の振興、雇用の確保、地域医療対策など、本県にはまだまだ多くの課題があることも、副知事としてともに県政運営に携わってまいりましたので、十分認識をしておるところで

ございます。

今後の県政運営についてであります。こうした前県政のクリーンな県政運営でありますとか行財政改革、引き継ぐべき点はしっかり継承するとともに、口蹄疫からの再生・復興を初めとする山積する課題に継続的に取り組み、本県をさらに発展をさせることが、副知事として務めてまいりました私に課せられた使命であると考え、さきの知事選挙に臨んだ次第であります。これが私の知事としての原点であるというふうに考えております。

ただ、先日も申し上げましたが、決して東国原県政だけを引き継ぐのではなく、これまでの県政のさまざまな営み、さまざまな先人の皆様の真摯な議論の上に成り立ってきた宮崎というものを引き継ぎながら、その上で見直すべき点は見直しながら、今後の宮崎のあり方を、多くの皆様ときめ細かく丁寧な対話を重ねるとともに、強いきずなを生かしたより緊密な協働の仕組みをつくり上げていく、そして新たな県民総力戦を展開することを核とした県政を行ってまいりたい、県勢発展と県民生活の向上に努めてまいりたい、これが私の基本姿勢であります。

ただいま、「石の上にも3期12年」というふうな温かい激励を賜ったところでございますが、私といたしましては、県民の皆様、議員の皆様の御期待に沿えるよう、一日一日全身全霊を傾けて県政運営に邁進してまいりたい所存でございます。いただいた激励を胸に、しっかりとこの宮崎発展のために多くの皆様とともに歩んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（高島俊一君）〔登壇〕 お答えいたします。

東国原前知事のトップセールスによる県内農

家の意識や経営の変化についてであります。本県農畜産物の認知度や消費者の関心が飛躍的に高まる中、マンゴーやみやざき地頭鶏の産地におきましては作付面積や飼養羽数の拡大が見られており、物づくりに対する意欲の向上などの意識は強まっていると考えております。また、景気低迷等の影響から、特に嗜好性の高い銘柄品の販売環境が大変厳しい状況にございますが、本県産のマンゴーやみやざき地頭鶏につきましては、一定の価格水準が維持されるなどブランド確立が進んできたと認識をいたしております。

しかしながら、一方では、栽培や飼養管理技術の面で農家間の格差が見られるほか、需要に応じた適正な生産・供給体制の構築などの課題も残されております。このため県といたしましては、関係機関・団体と一体となりきめ細かな技術指導を行い、品質や生産性においてレベルの高い平準化を図るとともに、プロモーション活動の強化等を通じた販路拡大や定番・定着化に努めるなど、特徴のある商品づくり、信頼される産地づくり、安定的な取引づくりを総合的に推進し、農家所得の安定・向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○米良政美議員 農政水産部長、地鶏とかマンゴーとかそういう農家の皆さんたちがいっぱいもうかって、ほかの農業・農村の皆さんたちに意欲とか希望を持たせるような、そこまで発展的にやらなければならないかという大きな期待を込めて、今お話を伺ったところではありますが、どうかその点も、地方にしっかり目を向けていただいて御指導方をいただきたい、このように思います。

知事に求めておきたいと思うんであります

が、私どもは日ごろから県民の立場に立って、先ほど言いましたように県土の均衡ある発展を標榜してきたわけでありまして、今後ともこれは大事なことでありまして、過疎地の問題、あるいは中小企業の問題いっぱい出ました。建設業対策の問題とか。そのような実態を見据えて、知事は「現場主義」ということをいろんな地所でお述べになっておられるわけでありまして、それが県民の豊かさとしてどう映っていくのか、どう構築に立ち向かっていけるお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 本県、本当に長い間、厳しい経済情勢が続いているわけでありまして、地域医療、それから中山間地をめぐる諸問題、さらには口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火などさまざまな危機事象が発生をしておるところでありまして、緊急を要するさまざまな課題山積という状況であります。このような課題を克服していくためには、しっかりと現場の声を伺いまして、その実態やニーズを踏まえながら取り組んでいくことが何よりも大切である、それが現場主義という発想の原点であります。その一方で、少子高齢化や人口減少、グローバル化など、時代が大きく変化しようとしております。これからは本県の目指す姿やその方向性を見定めながら、長期的な見通しも持って戦略的に施策を講じていくことが必要になってくる、そのような認識のもとに、私の政策提案や総合計画の長期ビジョンを具体化するため、現在策定中のアクションプランにおきましては、短期的、そして長期的な課題を整理して、今後4年間で重点的・集中的に取り組むべき施策というものを仕分けをして整理していきたいと考えておるところでございます。その実

行に当たりましては、県議会の皆様を初め、市町村、民間団体、企業、さらには県民の皆様との対話、さらには情報共有を基本といたしまして連携・協働に努め、県民総力戦で取り組んでまいりたいと考えております。

○米良政美議員 ありがとうございます。私も同感です。対話のないところには、県民の願い、課題を見出すことは困難であると思っております。限られた厳しい予算でありますだけに、先ほど申し上げましたように腰を落ちつけて、一朝一夕にしてできるものではないと私も思っておりますから、十分その辺は、なし得ていくような一つの体制づくりということも含めてお願いを申し上げたいと思うわけでありませぬ。

それから福祉保健部長に伺います。今議会、かわいそうなほど福祉保健部長の答弁がたくさんあるわけでございますが、それだけ県民の期待というか課題というか、多いんだなということを実感するわけであります。年を追うごとにふえ続ける社会保障費をめぐるしまして、政府におきましては、財源をどうするのか、消費税を上げるのかどうするのか、10%上げるのか。いろいろありますけれども、県においては今回、これまでの経過措置を見直して、来年度から5カ年計画期間によって地域福祉支援計画の改定案が示されておりますけれども、基本理念を含めまして、新たな課題に対応した支援策といたしまししょうか、お尋ね申し上げます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 今回の宮崎県地域福祉支援計画の見直しにつきましては、基本理念を「共に支え合い、助け合う、安心な福祉社会づくり」といたしまして、住民の主体的な参加のもと、地域のきずなによって、県民だれもが住みなれた地域の中で自分らしく生きて

いくことができる福祉社会を目指すことといたしております。また、今回の見直しでは、ひとり暮らしの高齢者が抱える問題や、災害時の要援護者への対応などの新たな福祉課題にも取り組んでいくこととしたところであります。これらの課題については、多様な主体の連携の強化を図ることにより、地域で支え合う見守り体制や災害発生時の支援体制を充実させることが大変重要でありますことから、地域福祉コーディネーターなど地域の中でリーダーシップを発揮する人材の育成や、関係機関・団体等による地域連絡会議等を通じて、人のきずなによるネットワークづくりを支援してまいりたいと考えております。

○米良政美議員 今回特に目を引きますのは、「共に支え合い、助け合う社会づくり」、これは「言うは易く行うは難し」と、こう私は思っております。そうたやすいことではないというふうに思っております。確かに、住みなれた地域で推進していく、これは私も同感であります。そこで計画において、市町村では対応できない専門的な課題に県が対応していくとありますけれども、市町村への支援策というのはどういうものが想定されるのかお聞かせをいただけますか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 市町村は住民に最も身近な自治体でありますことから、地域福祉の具体的な推進方策である地域福祉計画を策定し、計画的、効果的に施策を展開していくことが重要と認識しております。このために県としましては、地域福祉計画の策定や見直しを行う市町村に対してアドバイザーを派遣し助言・指導を行いますとともに、未策定の市町村に対しては、他の市町村の計画策定事例や先進的な取り組みを紹介するなど積極的に働きかけを

行い、全市町村で地域福祉計画が策定されるよう努めてまいります。また、既に計画を策定済みの市町村に対しては、地域の福祉ネットワーク構築など住民を主体とする事業に取り組む場合、県が助成を行う市町村地域福祉計画推進事業を実施しているところであります。さらに、地域福祉コーディネーターの育成や福祉事業従事者への研修により、地域福祉を市町村と連携して担う人材の養成にも力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○米良政美議員 ありがとうございます。やっぱり市町村においては、今、部長がおっしゃいますように、福祉メニューを必要とする方々に対して思いやりでどう接していくか、片方ではどう福祉に対する人材を養成していくか、研修も含めたそういった取り組みというのが、支援というのがこれからも大事であろうというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

そこで、今回、知事の所信の一端に「4年間で新規企業立地100件、雇用創出5,000人を目指す」とあります。戦略的な企業誘致から雇用を確保するというのはわかりますし、これは最も大事なことであることは間違いありませんが、雇用の創出というのは何も企業誘致だけではないと私は思っておるんです。県内で介護に従事する介護職員というのは、現在2,400人不足をしているのではないかと聞いたことがありますけれども、福祉保健部長、県内に介護職員というのはどのくらいなのか。

また、最近、せっかく介護職員となられましても離職する方が多いと言われておりますけれども、その理由というのは何でしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県内の介護職員数は、平成20年の介護サービス施設・事業所

調査によりますと1万3,770人となっております。また、介護職員が仕事をやめた理由といたしましては、平成21年介護労働実態調査によりますと、「収入が少なかった」「人間関係に問題があった」といったことなどが挙げられております。

○米良政美議員 加えて、介護職員の賃金改善というのが、去年、おととしか、一遍なされたと思います。また、そういう时期的なものも考えて賃金改善というのは必要ではないかと私はいつも思っているんですけども、部長、その辺の考え方をお聞かせ願えませんか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県では平成21年10月から、国の介護職員処遇改善交付金を活用いたしまして介護職員の賃金改善に取り組んでいるところであります。その結果、交付を受けた事業所から提出された21年度の実績報告書によりますと、月額8,000円から1万5,000円程度の賃金改善が図られておりました。本交付金は23年度までの実施となりますので、現在、国においては、24年度からの対応として、賃金改善のための介護報酬の引き上げについても検討しているところであります。県といたしましては、介護職員の賃金改善を目的として介護報酬が引き上げられた際には、その分が適正に反映されるよう事業主に対して趣旨の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○米良政美議員 国の介護職員処遇改善交付金を活用して8,000円から1万5,000円にした、こういうお話でありましたが、やっぱり時代はどんどん進展をしていくと同時に変化をしていくわけですから、その時々に応じた賃金改善というのをしていかなきゃならんと、このようにいつも私は思っておりますので、そういうことを念頭に置きながら今後十分考慮していただきました

い、このように要望しておきたいと思います。

次に、在宅介護に対する基本的認識と介護手当の必要性について伺っておきたいと思いますが、我が国の高齢世帯というのは、おおよそ50%がひとり暮らし、あるいは夫婦のみの世帯と言われております。ちなみに申し上げますと、全国において15年後の75歳以上のひとり暮らしというのは、現在の139万世帯から3倍、422万世帯になると言われております。75歳以上ですよ。本県においては、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと4万2,585世帯になるであろう。この方々がもし介護が必要になったときに、じゃどうするのかということをごわごわ考えていかなきゃならんのではないかと私は思えてならんです。施設介護なのか在宅介護なのか。在宅介護というのは、お金をもらえば在宅介護をみんなやりたいと思っているんです。「4万円でもいいから5万円でもいいから下さい。うちの親は私が見ます」、そういう人たちというのは物すごく多い。そういう時代のために、これから介護手当の必要性も考えていかなきゃならんと思っておりますけれども、部長、そのときにどう対応するのか、どう考えておられるのか。在宅介護手当ということに対してはです。どうぞお願いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 在宅介護は、高齢者が介護を要する状態になっても、住みなれた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう支援するものであります。このために県では、現行の第四期宮崎県介護保険事業支援計画において在宅重視を目指し、市町村と連携して在宅介護を支援するサービスの充実を図っております。

なお、県は介護保険制度の中で、在宅介護サービスにつきましては平成20年度約46億円を負

担するなど、保険者である市町村へ支援を行っております。介護手当につきましては、寝たきりの方などを自宅で介護する家族の御苦労や御心労に大変なものがありますことから、その慰労のため、市町村が行う地域支援事業の中で支給することが認められているところであります。なお、本県において介護手当制度を有しているのは20市町村であり、平成21年度は2,876万円が支給されております。

○米良政美議員 ありがとうございます。

次に、障がい者の自立支援というのが、最近とみに県民の間でも心配をなされておるわけにありますけれども、先ほどから言いますように、住民に身近な市町村が中心的な役割を果たさなきゃならんということが明記されておるわけですが、この自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用者数推計を見ますと、平成18年度が6,341人、21年度が8,497人と増加の一途をもちろんだどっておるわけにありますけれども、私は、障がい者が住みなれた地域で自立した生活をするために市町村の果たす役割——なかなか疑わしいところがたくさんあるわけがございますけれども、市町村においての障がい者の自立支援に県はどう対応していったのかお聞かせをいただきたい。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成18年度に施行された障害者自立支援法におきましては、原則として市町村が責任を持って障害福祉サービスを提供する仕組みとなったところであります。具体的には、障がい者等の相談に応じ各種サービスの支給決定などを行いますとともに、市町村障害福祉計画を作成しサービス提供体制の充実を図っております。こうした取り組みによりまして、サービス事業者数が平成18年度の498から平成21年度には674へ増加するなど、

障がい者が地域で生活する基盤が次第に充実してきているところがございます。県としましては、市町村への専門的研修や実地指導などを通して障がい者へのサービスが的確に行われるよう努めてきたところでありまして、今後とも市町村と緊密に連携しながら障がい者の自立支援を推進してまいりたいと考えております。

○米良政美議員 今おっしゃいますように、施設あるいは事業所での自立に対する支援というのはそれで十分だろうと思います。しかし、年々増加する状況をどうとらえていくかということを見ると、障がい者の就労に対する企業側の受け入れ、こういうことにも力点を注いでいかなきゃならないのではないか、このように思えて仕方がないわけでありまして。地域社会での自立に向けた流れが始まった、このように私も理解をいたしておりますが、障がい者の自立に対する支援ですから、18年度6,341名、498カ所の事業所ということでありましてけれども、そういった基盤を本当に充実したと言えるかどうか。やっぱり就職支援をして初めて自立支援と言えるのではないかと感じてなりませんので、そこらあたりのことも目配り、気配りをしながら対応していく必要があるのではないかと、このように思えてなりません。

それから、続けていきますが、福祉保健部長、最近ふえ続ける老人ホームについて伺います。高齢者の単独世帯が増加をしていく。そして最近、子供や家族に頼らずに、老後の生活は高齢者自身で送る有料老人ホームの入所に関心が高まっておりますが、現在、県内にそういう部類のものが何カ所あるわけでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県内の有料老人ホーム数は、平成23年2月1日現在で128施設となっております。

○米良政美議員 全国的にそういう老人ホームがふえておるといことの一端に、心配事が1つあります。入所契約とか一時金とか解約をめぐってトラブルが多く発生をしている事例があるわけですがけれども、本県においてはそのような事象というのはありませんか、部長。

○福祉保健部長（高橋 博君） 有料老人ホームの入居時の一時金をめぐりましては、短期間で解約に至った場合等に、当該一時金が十分に返還されないとしてトラブルになる事例が出てきております。このようなトラブルは、入居に際して多額の一時金が必要となる大都市圏で比較的多く発生しているところでありまして、本県におきましては多額の一時金が必要となる施設はほとんどなく、現在のところそのようなトラブルは伺っておりません。

なお、国におきましては、このようなトラブルに対応するため、老人福祉法を改正し、入居一時金の返還義務の法制化を予定していることから、本県におきましても、事業者への意識啓発や指導等を通じて、引き続き法令遵守の徹底を図ってまいりたいと思います。

○米良政美議員 他県ではトラブルが非常に多く発生をしている事例があります。全国で431件という事例もありますから、他県ごとではないということを私たちは思っていなきゃならないと思いますので、そのあたりもひとつ目配りをさせていただきたいと思っております。

次に、これもたくさん出ました。地域福祉を推進するために民生・児童委員の役割というのが極めて大きいわけでありまして、相談内容等が多岐にわたるなど複雑な相談内容が多いと聞くが、その人たちの活動状況というのは現在どうなっておりますか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成21年度福

祉行政報告例によりますと、本県約2,600人の民生委員、児童委員の相談・支援件数は約11万2,000件となっております。そのうち高齢者に関するものが約5万3,000件、子供に関するものが約3万件で、全体の約7割が高齢者と子供に関する相談・支援となっております。活動内容としましては、住民からのさまざまな相談を受け行政機関への橋渡しを行うなど、地域の住民生活全般において重要なサポート役を果たしていただいているほか、日ごろからの見守り等を通じ、ひとり暮らしの高齢者の孤立化や児童虐待の予防・早期対応など、近年顕在化している福祉課題についても地域の大きな力となっております。その役割は重要さを増しているところがあります。

○米良政美議員 時間がなくなりましたので、次は県立病院について伺っておきたいと思いますが、病院局ではいよいよ、来年度から3カ年を計画期間とする二期の県病院事業中期経営計画が策定をされました。医師不足というのは変わりませんが、二期計画では、これまでのように黒字化を目標とせず、病院全体の収支の均衡を目指すとされております。これは私も同感です。これまでの費用削減の努力に敬意を表しますものの、公営企業は独立採算が基本でありますから赤字解消は重要な課題であります。県立病院に寄せる県民の期待が大きいということも念頭に置いて向こう3年間の病院改革を進めてほしいと思いますが、局長、「魅力ある病院」というのはどう推進していくわけでしょうか。

○病院局長（甲斐景早文君） 「魅力ある病院」でございますけれども、県民の皆さんの期待にこたえ、その使命と役割を果たしていく中で、県民の皆さんから信頼されるとともに、そ

こで働く職員も誇りと自信を持って働ける病院であると考えているところでございます。この第二期計画では、魅力ある病院づくりを推進するために、患者さんが治療に対するさまざまな不安感を解消し、いやしの場にふさわしい療養環境のもとで安心して受診できるよう、今まで以上に医師が患者に治療内容等を十分にわかりやすく説明し、その上で患者の同意を得る、いわゆるインフォームド・コンセントの徹底や、医療スタッフの接遇の向上、医療事故防止対策の徹底を図るなど、患者本位の医療の提供に努めることとしております。また、患者さんの治療を担う医師や看護師等すぐれた医療スタッフの確保や育成が重要でありますことから、さまざまな手だてを講じながら、職員が働きたいと思えるような病院づくりをさらに推進することとしております。

○米良政美議員 経費節減に余り気をとられ過ぎますと、医師を初め医療スタッフの士気に影響が出て「魅力ある病院づくり」というのはできないんじゃないか、実はこういう危惧もするわけであります。どのように職員の意識の醸成を図っていくのか、ここあたりが非常に大切だと思いますけれども、そこあたりは局長、どのようにお考えでしょうか。

○病院局長（甲斐景早文君） 現在進めております病院改革のねらいでございますけれども、医療資源の乏しい本県において、県立病院が今後とも県民の皆様に良質な医療を安定的に提供し続けることにあり、そのためには、経費節減の視点だけにとらわれるのではなく、第一線で勤務する医師や看護師を初めとする医療スタッフのモチベーションの維持・向上に十分配慮する必要がありますと認識いたしております。今後とも、現場重視の姿勢で臨むことはもとよりで

ございますが、病院に関する情報の共有化や、職員の知恵やアイデア等を病院経営に反映するなど、風通しのよい働きやすい勤務環境を整備しながら、職員一人一人が主体的にさらなる意識の向上を図り、経営健全化に向けて職員総力戦で取り組んでいく環境づくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

○米良政美議員 職員の士気に関することも含めてお尋ねをいたしました。これ以上の病院医療サービスはないというくらい、公務員服務規程に基づいて努力されているのではないかと思います。病院改革によって厳しいむちを与え過ぎると士気に影響が出る可能性もなきにしもあらず。それで、これまで、病院局長、17年度から20年度にかけて31億円の赤字が8億円の圧縮したという実績もあるんです。これは立派な努力だろうと思います。赤字でもいけない、かといって多額の黒字に期待をするのもいかなものか。私の個人的な判断から言えば、収支均衡がとれた病院が立派な経営だと思っております。いわゆる収支とんとん、これが私は一番いいというふうに思っておりますから、そのようなつもりで、悲観することなく頑張りたいと思います。

次に、教職員の不祥事について、教育長に伺います。

平成18年度から22年度までの5年間の状況を見ますと、酒気帯び運転、速度違反等トータル5年間で91件、わいせつ行為、職務専念義務違反、トータル5年間で139件、幸い年次的に減少傾向にあるものの、モラルに欠けることから、まことに遺憾と言わざるを得ない。そこで、市町村教育委員会に対する指導のあり方についてどうなのか。また、近年の教育研修センターの実施状況と研修内容はどうなっているのか、教

育長に伺います。

○教育長（渡辺義人君） 教職員の不祥事を防止するためには、教職員一人一人が原点に立ち返って、教育者としての使命と責務を深く自覚することが何よりも大切なこととあります。県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会委員長・教育長会等におきまして、教職員の服務規律遵守の徹底について強く要請しますとともに、すべての教職員に対しまして「服務規律等マニュアル」を作成・配付し、それぞれの学校では校内研修での活用が図られているところとあります。

また、教育研修センターにおきましては、学校教育の充実や教職員の資質向上を図るために、初任者研修や、勤務年数に応じて行う経験者研修、職能に応じて行う管理職等研修や主任等研修などさまざまな研修を実施しておりますけれども、その中で市町村立学校職員に対しまして服務規律に関する講座も取り入れているところとあります。

なお、市町村教育委員会におきましても、服務に関する通知や校長会等における指導などにより不祥事防止対策に取り組んでいるところとあります。今後とも、市町村教育委員会と連携を図りながら不祥事の防止に努めてまいりたいと考えております。

○米良政美議員 倫理観に欠け、遺憾に思いますものの、夢多く志を持った先生方が、気の緩みか、あるいは油断ともしれない行動によって、生涯教師の道を断たれるというのは、正直言って私は複雑な気持ちにかられます。起こってしまったことは仕方がない、こう言いますものの、服務規律に関する講座等において未然防止に努めるとおっしゃいましたので、教育長、あってはなりません。未然防止にできるだけ、

これでもかという、そういう機会と場所を持って防止していただきたい、このように思えて仕方ありません。

そこで教育長、もう一点質問でございますが、近年、学校の改善とか先生方の能力向上を目的に学校評価あるいは教員評価制度が実施されておりますけれども、本県の場合どう向き合っておられますか。第三者による評価の実態とあわせましてお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） まず、教職員評価制度でありますけれども、教職員一人一人の人材育成をねらいとした「職務行動評価」と、学校の組織力向上をねらいとした「役割達成度評価」の2つの評価で成り立っております。あわせまして学校教育の質の向上を目指すものでございます。これらにつきましては平成16年度から5年間の試行を踏まえまして、平成21年度から完全実施をしているところであります。

また、学校の運営改善を図る学校評価につきましては、各学校の教育活動につきまして学校みずからが評価をします「自己評価」と、その自己評価の結果を保護者や地域住民等が評価する「学校関係者評価」、さらに、それらの実施状況を踏まえまして学校運営に関する外部の専門家が評価を行う「第三者評価」の3つの形態がございます。このうち実施の義務があります自己評価につきましては、平成20年度からすべての学校で実施されておまして、また、努力義務とされております学校関係者評価につきましても、平成21年度からすべての学校で実施されております。一方、第三者評価につきましては、文部科学省が昨年7月に改訂いたしましたガイドラインにおきまして、「各学校や設置者において、第三者評価が必要であると判断した

場合に行うもの」と新たに示されたところでありまして、今後も各学校の状況やニーズ等も踏まえながらその進め方等について検討を行ってまいりたいと考えております。

○米良政美議員 ありがとうございます。

このことについて、教育委員長、さっき教職員の不祥事についていろいろ教育長とお話をさせていただきましたが、教職員の不祥事について、どうあなたはお考えでしょうか、お聞かせください。

○教育委員長（近藤好子君） 県民の皆様に対しましては教育への御理解や御支援をお願いしているにもかかわらず、教職員の不祥事が後を絶たないことについて、大変残念に思っております。教職員の不祥事は、学校における安心・安全を根底から覆すものであり、また、そういうことが起きてしまいますと学校に対する信頼回復など、日々まじめに誠実に職務に取り組んでいる教職員にさらなる負担をかけることとなっていると思っております。特に児童生徒の心身を傷つけるような事案の場合には、不祥事を起こした教職員に対する厳正な処分と同時に、児童生徒や保護者の方への細やかな支援も必要となります。

私は、不祥事の再発防止のためには、今まで取り組んできたもので何が足りなかったのか、何があったら防げたのかをきちんと考えていく必要があると考えております。そのためには、教職員一人一人が自分の内面に目を向けた取り組み、心の危機管理に関する視点を持った取り組みが必要だと考えております。そして自分の心に危機を感じたとき、いわゆる教職員の不祥事というのは教職員としてのルール違反だと考えております。そのルールを皆さん守らなきゃいけないと思っているのに、そのルールを違反

してしまうときに、その背景に何があったのかということを中心に処分と同時に考えていく必要があると思います。そして自分の心の危機を感じたときに、それを支え合う環境が教育現場に整っているかということも、また考えていかなきゃいけない、取り組んでいかなきゃいけないことだと考えております。

私たち県教育委員は、日ごろから市町村教育委員の皆さんとは意見交換をする場を持っております。先ほども教育長が申し上げましたとおり、今後とも市町村教育委員会の皆さんと意見交換をしながら、不祥事の再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○米良政美議員 市町村教育委員会に対する指導というか管理監督といいますか、どこまでだったかなど、私は忘れましたが、やっぱり市町村教育委員会と教育長を中心とした綿密な指導というか連携というか、そういうものを怠ることが、こういうことにつながるとは言いませんけれども、綿密な関係プレーというのが非常に大事だと思っていますから、あえてお伺いしたところであります。ありがとうございます。

今問題の子ども手当について、知事、お伺いをしたいと思います。子ども手当につきましては、今年度の導入当初から指摘されていた、国と地方の財政負担のあり方、問題解決されないままに、民主党政権は見切り発車的に来年度当初予算とその関連法案を国会に提出して、非常に混乱を来しておるのは御案内のとおりであります。中身についても、3歳未満の手当額を7,000円引き上げたことを含めて一方的に予算に計上したことに対し、地方から強い反発の声が上がっております。多くの自治体で、子ども手当関連予算を計上しない、そういう動きが出

ているところであります。そもそもこの子ども手当については全額国が負担すべきものでありまして、全国知事会を初め各地方団体から見直しを求められていたにもかかわらず、十分な地方との協議をすることなく一方的な予算計上ただただに、これは反発されるのも至極当然なことではないですか。そこで知事、子ども手当について国会との議論も先行きが見えない状況である中で、本県の子ども手当に係る来年度当初予算についてどうされるおつもりでありますかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 子ども手当、さまざまな議論があるところであります。この子ども手当のように全国一律の現金給付につきましては、私としましては、国と地方の役割分担を明確にするという観点から国が全額負担すべき、これが基本であると考えておるところでございます。平成23年度の当初予算におきましては、しかしながら、県民の皆様の不安感を解消する必要があるということ、それから市町村が混乱を来してはいけない、そういう配慮の上から県の負担分については計上いたしておるところでございますが、今後とも地方の考えをしっかりと国に伝えた上で、国における議論、動向を注視してまいりたいと考えております。仮に今後、国におきまして子ども手当制度の修正などがありました場合には、その修正などの内容に応じて、必要に応じて財源の振りかえなど予算の補正を含めて適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○米良政美議員 よろしくお伺いしたいと思います。

知事にもう一つお伺いしたいと思います。本県は社会資本整備のおくれもありまして、公共三部の公共事業に重点を置きながら景気対策

に果たしてきた時代的背景があります。私どももいっぱい言ってきました。平成10年の最終予算額2,585億5,000万円、本年度が881億3,000万円です。12年前と比較いたしますと実に3分の1であります。果たして今後の景気対策に影響が生じるのかどうか大きな懸念を持たざるを得ない。そこで知事、今回、骨格予算でありますけれども、23年度当初予算編成に公共事業予算を初め景気対策にどう配慮されたのかお答えいただきたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 平成23年度当初予算、知事選等のスケジュール、全体の日程等の関係から、いわゆる骨格予算の編成となったわけですが、経済・雇用対策に要する経費でありますとか、口蹄疫の復興対策など早急な対応を要する経費などにつきましては所要額を計上して、できる限り県民生活に影響を生ずることのないよう考慮いたしましたところであります。具体的には、公共事業につきましては、4年前の平成19年度の骨格予算におきましては年間所要額の4割程度の計上であったのに対しまして、今回は8割程度まで引き上げましたことを含めて、投資的経費につきましては約848億円を計上したところであります。また非公共事業につきましても、若年者人材育成就職支援事業でありますとか中山間地域新産業・雇用創出強化事業など、経済・雇用対策といたしまして約111億円を計上いたしましたところがございます。その結果、23年度の当初予算は対前年度比で9割強の予算規模を確保いたしました「骨太な骨格予算」として編成をしたところでありまして、いわば経済・雇用対策型の予算ということで今回提案させていただいたところであります。

○米良政美議員 おっしゃるようないろんな点に配慮されたということではありますが、やっぱ

り県民の皆さんが、どういう仕事であれ、「ああ、よかったな」と言える、そういう予算措置を実は期待をしておるわけであります。

最後に知事、まことに失礼な言い方かも知れませんが、どうかひとつお許しをいただきたいと思ひます。知事、あなたは今46歳、私と二回り違ひます。年齢から言ひますと息子みたいなものです。前知事は1期4年でこの宮崎を去ってしまわれましました。いろいろあります。県民の怒りそういうのもあるでしょう。裏切られたということもあるでしょう。この私が親心で申せば、さっき言ひましましたように、息子よ、石の上にも3期12年は頑張れよ。石の上にも3期12年は頑張れよ。12年後はこのおやじも80歳になる。その間、はるか県北の門川の地で県勢発展の様相をしっかりと見ておるから頑張るんだよ。頑張ってくれよ。私は、実は今、その心境であります。さっきから言ひましましたように、皆さんと仲よくしていただいて、これからのすばらしい宮崎構築のために全身全霊を傾けていただくことをお願いして、質問を終わります。

(拍手)

○知事（河野俊嗣君） 重ねての温かい激励に、心より感謝を申し上げます。

宮崎、大変厳しい状況にあるわけでございますが、自分の担うべき役割というものを一日一日全身全霊を傾けて取り組んでまいりたいと考えております。

米良議員におかれましては、十分お体に気をつけられて、引き続き、立場は変わられましても、県勢の発展に向けてさまざまな形で叱咤激励を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 今期最後の定例議会における最後の質問となりましたが、先ほど米良議員が言われたように、最後となりますとかなり重複する部分もございます。なおかつ、米良議員の質問とも重複する部分もございますが、進めていきたいと思っております。知事を初めとして関係各部長及び警察本部長に答弁をお願いいたします。なお、通告しておりました子供の自転車事故防止については、時間の都合上割愛をさせていただきます。

初めは、支え合う地域社会づくりについてであります。日本の社会は今、大きく変化しつつあると言えます。血縁で言えば、適齢期になっても結婚しない、できないひとり者、こういった人たちがふえております。地縁で言えば、一つの土地で暮らし続ける人が少なくなっている。企業の終身雇用制は崩れ、職場での縁、こういったものも薄くなってきております。いわゆるきずな、縁、こういったものが急激になくなりつつあり、何よりも看過できないのは、きずな、縁をつくることのできる人とできない人の格差が大きく広がっているのではないかと考えております。昨年の夏、地域から孤立する高齢者がふえているという現実、大きな社会問題となりました。地域全体で高齢者を支えるネットワークづくり、在宅で安心して暮らせる仕組みづくりは、まさしく地域福祉の新しい要請でもあります。今回は、通告しておりました

子育て世代への支援についても割愛し、孤立する高齢者支援に絞って2点伺いたいと思っております。

まず、少々古いデータではありますが、経済産業省は昨年5月、同省の「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」がまとめた報告書を発表しております。それによりますと、近隣の商店街の衰退、交通手段の不足などによって、日常の買い物が不自由になっている高齢層のいわゆる買い物難民が全国で600万人に上るとのことでありました。その中では、地方自治体が補助金などを用意して支援する必要があると訴えている一方で、支援に取り組む事業者の多くが採算面で厳しく、事業の継続あるいは発展が難しくなっているとも指摘されております。また、全国商店街振興組合連合会に加盟している商店街の店舗数調べによれば、21年3月末の数は11万961店、最盛期の平成9年よりも約4万2,000店も減少しているとのことであります。そこでまずは、本県における商店数はどのように推移しているのか、商工観光労働部長に伺いたいと思っております。

もう1点伺っておきたいと思っております。孤独死についてであります。人間にとって大切にしていただければならない人と人とのつながり、きずなが断絶している、先ほど述べたとおりであります。人や地域とのつながりを持たずに社会から孤立する無縁社会が、まさしくじわじわと広がっているという実感がいたします。特にひとり暮らしの高齢者がつながりを持たず、社会的に孤立しやすい環境に置かれております。国立社会保障人口問題研究所の世帯推計によれば、従来家族の形として最も多かった夫婦と子の世帯は、2006年には単身世帯にそのトップの座を明け渡しているようであります。単身世帯は今

後もふえ続け、2030年には1,824万世帯に達し、この年には高齢男女や中高年男性の単身世帯が目立つようになり、50代、60代の男性の4人に1人は単身世帯との予測もされております。中高年男性の単身世帯がふえる背景には、未婚化が挙げられます。このような人たちが高齢世代になれば、配偶者がいないだけでなく、当然のことながら子供もいないわけで、いわゆる家族による支え合いを困難にするということになります。単身世帯の約6割は孤独死を身近に感じ、不安を覚えていると言われております。無縁社会の進行を手をこまねいて見ていていいはずはなく、支え合う仕組みの再構築、ぜひとも必要になってくると思います。ここでは、県内における単身の高齢者世帯はどのように推移しているのか、あわせて高齢者の孤独死の現状について、福祉保健部長に伺っておきたいと思っております。

次に、新しい福祉に関し、2点伺いたいと思っております。

1点目は、メンタルヘルス対策についてであります。警察庁のまとめによると、昨年1年間の自殺者数が速報値で3万1,560人、1998年から13年連続で3万人を超えており、まさしく異常事態でもあります。政府の2010年版「自殺対策白書」によれば、09年の自殺の原因で一番多いのが健康問題1万5,867人、次いで経済・生活問題8,377人となっております。中でも看過できないのは、健康問題を理由に自殺した人のうち、約4割を占めていたのがうつ病など精神疾患だったということでもあります。うつ病や躁うつ病の総患者数100万人を超えるとも言われている時代であります。しかしながら、うつ病になっても、ひとりで我慢する場合、あるいは家族や周辺が気づかないケース、こういったもの

もあるようであります。家庭や地域、職場など、社会を挙げてサポートすることが重要であります。そのような状況の中、薬物に頼り過ぎていると言われていた日本のうつ病治療に対し、薬物だけに頼らず、患者が持つ自身の否定的な思考を改善する認知行動療法が新たな治療法として注目され、診療報酬改定で昨年4月から同療法の評価が新設され、健康保険の適用にもなったところであります。5月からは同療法の実施者を養成する研修も、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターにおいて始まっており、厚生労働省の話によると、診療報酬評価の新設を機に養成研修希望者が殺到しているということでもあります。うつ病に有効な治療法として注目されている認知行動療法、本県としては、その普及に向けどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長に伺います。

2点目は、音声コードの普及促進について伺いたいと思っております。これについては、3度目の質問となります。文字による情報入手が困難な視覚に障がいのある方々にとっての情報を得る切り札でもあるのが音声コードであります。約800文字の情報を記録できる正方形のバーコード、専用の活字文字読み上げ装置を使えば、文字情報の内容が音声で読み上げられ、視覚障がい者は耳でその内容を知ることができます。一昨年4月から国民年金、厚生年金の被保険者に送付されている「ねんきん定期便」、この封筒の右下に切り欠きと呼ばれる小さな半円の切り込みとともに印刷もされており、その存在が多くの国民の目に触れることになったところであります。ここでは県の刊行物を初めとして、現在の音声コードの添付状況はどうなっているのか、これも福祉保健部長に伺いたいと思っております。

次は、県有財産の活用に関してであります。県職員宿舎及び警察職員宿舎等の空き室対策について、総務部長及び警察本部長に伺いたいと思います。

この前の日曜日の一般紙に、「県営住宅入居者募集」の折り込みチラシが入っておりました。宅建協会が指定管理者となっている宮崎市と東諸地区のものでありましたが、募集団地としては19団地、団地ごとの募集戸数を見てみると、募集戸数1戸のみの団地が10団地、一番多い団地でも募集戸数7戸でありました。入居できることを祈りながら、今回も抽選日に多くの県民が来場されることになるのではないかと思います。一方先日、市内の大塚台西3丁目あたりを訪問していたときのことです。ここには県営大塚台西団地に隣接するように警察宿舎が2棟建っております。また、道路を挟んで県職員宿舎が3棟建っております。訪問したのは夜でしたけれども、見渡して感じたことは、実に空き家が多いということでありました。がらがらという状況でありました。「たくさん空いているのもったいないですよ」とは、近所の住民の声でありました。今回の大塚台県営住宅の募集戸数は、巨大な団地にもかかわらず3戸、諸事情のある長期空き家住宅1戸、合わせて4戸のみでありました。一方、同じ大塚台に空き室を大量に抱えた職員宿舎がある。「もったいない」との言も納得であります。ここでは、県全体及び宮崎市内の県職員宿舎、警察職員宿舎等の入居状況について、それぞれ伺っておきたいと思っております。

最後に、職務に関する不当な働きかけについてであります。県においては、平成19年4月、「公共工事に係る入札・契約業務等に関する働きかけについての取り扱い要領」を制定・施行

されました。その背景については改めて述べるまでもありませんが、その後、同年6月に策定された「行財政改革大綱2007」に定められた方針に基づき、対象業務を公共工事以外の行政分野にまで拡大し、県のとり行うすべての業務を対象とするとし、それに伴って平成20年9月から「職務に関する不当な働きかけについての取り扱い要領」を施行され、現在に至っております。この件については、当時の総務政策常任委員会でも随分と議論された経緯があります。すなわち、「不当な働きかけの定義」における判断基準、要望・陳情等との違い、職員の受けとめ、感じ方による違いなどなど、はては「議員活動に対する制限ではないか」との声もありましたが、委員会としては、この内規によって、県職員が議員、県民に対して内向きとならないよう、状況に応じてその内容について検証するとともに、運用に関しては適切に行うよう要望したところでありました。要領では、不当な働きかけに該当する場合は記録・公表することとなっております。その後の状況はどうなっているのか、総務部長に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、残りは自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○総務部長(稲用博美君)〔登壇〕 お答えいたします。

職員宿舎の入居状況についてであります。知事部局所管の職員宿舎は、県内35カ所に613戸あり、県全体の入居率は73.6%となっております。宮崎市内につきましては、8カ所に300戸ありまして、入居率は73.0%となっております。

次に、職務に関する不当な働きかけについてであります。

職務に関する不当な働きかけの記録・公表制度につきましては、県行政における職務の公正

性及び公平性を確保するため、平成19年度から公共工事に関するものを対象にスタートし、翌20年度からは対象範囲を行政全般に拡大したところでもあります。不当な働きかけに該当するか否かの判断をする際には、事前に総務部長に協議することとされておりますが、現在までに報告された事案はございません。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 答えいたします。

初めに、高齢者の単身世帯の推移等についてであります。国勢調査によりますと、本県における65歳以上の単身世帯数は、高齢化の進行などにより平成12年が3万9,835世帯、平成17年が4万7,402世帯となっております。今後とも増加することが見込まれております。次に、孤独死につきましては、明確な定義がなく、統計的にとらえることは困難なところでもあります。なお、宮崎県高齢者孤独死防止対策連絡会議において把握している平成22年中の65歳以上独居者の検視件数は281件となっております。

次に、認知行動療法についてであります。認知行動療法は、薬だけに頼らず、考え方や行動の癖を改め、落ち込みやすいといった気分を変えていく治療法で、うつ病を初めとする精神疾患等への有効性が認められております。また、昨年公表されました厚生労働省の「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」の取りまとめの中で、新たに研修を実施すること等を通じてその普及を図ることとされ、今年度から国立精神・神経医療研究センターで認知行動療法に関する研修が実施されたところであり、本県からは、精神科医療機関の医師、臨床心理士など合わせて6名が参加いたしました。県としましては、今後とも、専門職員の人材育成のための各

種研修について周知を図るなど、その普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、県などの刊行物における音声コードの添付状況についてであります。音声コードの活用は、視覚障がい者の情報入手の機会を拡充していく上で有効であると認識しております。このため、研修会の開催や読み取り装置の普及などに努めているところであります。刊行物への添付は、現状では、宮崎県障害者計画を初め身体障害者相談センターや障害者社会参加推進センターの情報紙などに限られておりますが、市町村等の文書に音声コードを添付する動きも出てきているところであります。今後とも、このような動きをより一層促進してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕 答えします。

県内の商店数の推移についてでございます。県内の小売業の事業所数につきましては、県といたしましては、国が5年ごとに行っている商業統計調査で把握しておりますが、直近の数字は、平成19年でありまして、1万2,734店となっております。なお、同調査では、平成9年は1万5,255店となっております。10年間で2,521店の減少となっております。以上でございます。〔降壇〕

○警察本部長（鶴見雅男君）〔登壇〕 答えします。

警察職員宿舎の入居状況についてであります。警察本部所管の職員宿舎は、県内60カ所に870戸あり、県全体の入居率は85.7%であります。宮崎市内につきましては、20カ所に282戸あり、入居率は83.3%となっております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 それぞれ答弁をいただきまし

た。ありがとうございました。何点か伺ってきたいと思います。

まず、孤立する高齢者支援についてであります。先ほどの答弁によりますと、この10年間で2,500以上の商店がなくなったということであり、本県だけでもこれだけの店がなくなっただけですから、その形態はわからないわけですが、そこを利用していた高齢者にとっては、買い物のための新たな手段を見つけなければならないということになったわけです。全国で推計600万人という数字もあながち誇張したものではないと思われまふ。ところで、県においては、平成20年度、21年度の2カ年にわたり、日常生活用品等の調達に不便を来している高齢者のために、また商店街や地域に点在する商店の利用促進を図る目的から、モデル事業ではありましたけれども、中山間地域商業活性化支援事業というものを実施されております。また、今年度は、中山間地域・新産業雇用創出緊急対策事業により同様の宅配事業に取り組んでおられますけれども、その成果等についてはどのようにとらえておられるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 中山間地域では人口の減少や域外への購買力の流出などによりまして、商業物販機能の維持が困難になっております。このような中で、地域の商業を存続させていくためには、事業者間の連携はもとより、福祉関係機関や市町村等と幅広く連携することによりまして、地域の潜在的な購買ニーズを掘り起こしていくことが必要な方策の一つであると考えまして、宅配や移動販売に取り組んでいるところでございます。しかしながら、宅配や移動販売以外にも多様な消費行動の実態があることから、想定したほどの需要が確

保できず、事業として継続していくには課題があるところでございます。

○新見昌安議員 事業として継続していくには課題があるという答弁でありました。経済産業省の報告書での指摘と同じようなことじゃないかと思ひます。いわゆる採算面での厳しさ、これが事業継続の大きなネックになっているということではないかということでしょう。しかしながら、高齢化の進展に伴って、日常生活の一部でもあります買い物にも不自由を感じる高齢者、ますますこれからふえてくるのではないかと思ひます。買い物弱者を支援する新たな取り組みが必要じゃないかと考えまふけれども、同じく商工観光労働部長に見解を伺いたひと思ひます。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 買い物弱者の支援につきまふは、その事業展開の方法として、例えば、商店のなくなった周辺集落で行うミニスーパー事業、あるいはスーパーと商店街が共同で取り組む共同宅配事業、またNPO等が御用聞きを行ひまふして商品を配達する事業、さらには農業者等が小売業者と協力しまふして取り組む移動販売事業や、スーパーなどが自治体と協力して運行する買い物支援バス事業、さまざまに考えられるわけでございます。ただ、これらの事業展開の仕組みづくりに当たりまふは、事業主体をどうするのひ、あるいは行政がどこまふで関与するのひ、また、先ほど答弁しまふしたように、需要面から見て民間企業が行った場合、事業の採算性をどう確保するのひかなどの課題があるところでございます。近年、このような社会的課題にビジネスの手法を用ひて解決するため、新たな起業を行うソーシャルビジネスなどの取り組みの動きが盛んになっております。県といたしまふは、これらを十分

踏まえまして、地域住民や地元市町村、関係部局と連携しながら、さまざまな可能性を探ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 宮崎のような地方においては、こういった問題は過疎地での問題というふうにとらえられますけれども、都市部においては、高度成長期に建てられた大規模団地、こういったところでも同様の問題が発生しているとも言われております。県としても、その対策を早目に考えていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、孤独死について伺いたいと思います。先ほどの答弁にもありましたけれども、孤独死に関しては法的に明確な定義はない。ゆえに、明確に定義づけての統計もないということになりますけれども、そういった数字はさておいて、現実問題として、だれにもみとられることなく亡くなる独居の高齢者がおられるということも、また事実ではないかと思えます。そういった孤独死を防ぐことは、人間に尊厳にかかわる極めて重要な課題でもあると思えます。市町村においては、この孤独死防止に向けての取り組みもなされているのではないかと思いますけれども、具体的な市町村の取り組み状況等を福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 高齢化の進行や核家族化などにより、ひとり暮らしの高齢者等が増加しておりまして、だれからもみとられることなく亡くなられる方が増加することが懸念されております。このため、各市町村におきましては、ひとり暮らしの高齢者等に対し、民生委員による訪問活動や配食サービスなどを通じた安否確認、緊急通報システムの設置などを行っているほか、民生委員、福祉協力員などによる見守りネットワークの構築等に取り組んで

いるところであります。県といたしましても、市町村によるこれらの取り組みを支援するとともに、関係機関で構成する宮崎県高齢者孤独死防止対策連絡会議等において、対応策の検討や連携強化に努めているところであります。今後とも、市町村との連携を図りながら、孤独死の防止に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 県としても県土整備部ですか、23年度のゼロ予算施策の一つに、県営住宅の単身高齢者等の見守りといったものをスタートさせるようですけれども、「安全・安心なくらしづくり」の実現のためには有効であり、評価したいと思います。ところで、いわゆる団塊の世代が大量にこれから高齢者の仲間入りをしてきます。地域に戻ってくるわけでありまして。こういった若くて元気のいい高齢者、こういった方々が地域におけるより高齢な方々の手助けをする。団塊の世代の方々を地域福祉の戦力として位置づける、こういうことがこれから重要になってくるんじゃないかと思えますが、福祉保健部長に見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 急速に高齢化が進行し、ひとり暮らし世帯も増加する中であって、住民同士とともに支え合い、助け合うという地域福祉の考え方は、今後ますます重要になるものと考えております。県では、このたび宮崎県地域福祉支援計画の見直しを行ったところでありますが、御指摘のように、団塊の世代に代表される若い高齢者が有する豊富な経験や技能、意欲等を地域福祉を推進する新たな力として生かしていくことは大きな課題であり、主な取り組みの一つとして位置づけております。今後とも、住民のたまり場づくりや、住民同士のつながりを築くための「きっかけづくり」などを通じて、若い高齢者の地域福祉活動

への積極的な参加を促進してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 次に、メンタルヘルス対策について伺いたいと思います。国は、メンタルヘルス対策として、定期健康診断とは別に、労働者のストレス検査を実施するというものを検討しているというふうに聞いております。県職員に対しても同様の検査を行うべきじゃないかと思いますが、これについては総務部長に見解を伺いたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 今お話がありましたように、厚生労働省におきまして、メンタルヘルス対策として、労働者のストレス検査の実施を検討されているということを承知しております。本県におきましては、現在、ストレスチェックシートによりまして、職員が自由に自己診断をできるようにしており、その結果につきまして、精神科医や臨床心理士、保健師が相談に応じる体制を整えております。今後、職員のメンタルヘルス対策、さらに重要になってくると考えられますので、相談体制の充実など、職員へのサポート体制の一層の強化を図りますとともに、国におきます検討状況、これを十分注視してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 大事な点ですので、よろしく願いをしておきたいと思います。

次に、音声コードの普及促進についてであります。先ほどの答弁によりますと、刊行物への音声コードの添付、まだまだ進んでいないようであります。ところで、県においては、この音声コードの研修会を開催したというふうに聞いております。実施状況はどうだったのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 音声コードの普及につきましては、まずは刊行物等を発行し

ている方々に、その意義と活用方法を知っていただくことが大事であると考えております。このため、県では、昨年度は県職員を対象に、また今年度は市町村職員などを対象に、音声コードの導入の意義・目的についての理解や作成技術の習得を内容とする研修を実施したところであります。今後とも、研修会の開催などにより、音声コードの普及に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 音声コード普及の起爆剤として今期待されているのが、この音声コードを読み取れる携帯電話であります。この春に製品化を目指して開発が進んでいるというふうに聞いておりますけれども、現在、携帯電話のバーコードリーダーでQRコードを読み取って情報入手するという方法が広く普及しているところでもありますけれども、これと同じように、携帯電話で音声コードが読み取れるようになると、需要が一段と高まるというふうに考えます。この取り組み、今後どのようにされていくのか、同じく福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 携帯電話で音声コードが読み取れるようになることは、視覚障がい者の方にとって手軽に音声情報が入手できることになり、多様な情報入手手段の確保に寄与するものと考えております。現在、商品化に向けて取り組みがなされておりますので、今後、携帯電話用音声コードについても普及啓発を検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ぜひともよろしく願いをいたします。

総務省は、先月の1日に、全国の都道府県選挙管理委員会に対して、点字や音声、音声コードによる選挙情報の提供促進を求める通知を出しているようであります。それによりますと、

視覚障がい者の投票環境の向上を目指して、選挙のお知らせ版について、選挙公報の全文を点字版だけではなく、コンパクトディスク版、あるいは音声コード付きの拡大文字版、これらを必要数準備することを要請しているようであり、さらには、これらの対応を4月の統一地方選挙から実施できるようにも求めているようでもあります。また、全国を見てみても、埼玉県議会では、今年の夏に議会広報用の冊子に全国で初めて音声コードを添付しております。また、愛知県では、昨年6月から県広報紙の音声コード版を、これまた全国で初めて発行するようになったようでもあります。本県でもおくれをとらないように取り組んでいきたいし、取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、介護福祉士等の国家試験についてであります。これは先月、地域を回る中でお二人の方から受けた相談でありました。ともに介護福祉士の国家試験を受けた人でしたけれども、「こんな寒いときに1日だけ。しかも宮崎では受験できない。もしも雪が降って高速が通行どめにでもなったら大変だ。何とかできないものですか」というものであります。介護福祉士は社会福祉士、精神保健福祉士と並ぶ福祉の国家資格でありますけれども、調べてみますと、介護福祉士の筆記試験日はことしが1月30日、社会福祉士も同じ日、精神保健福祉士のそれは1月29日、30日の2日間でありました。また、試験地は九州内では介護福祉士、社会福祉士が福岡県、熊本県、鹿児島県の3県、精神保健福祉士は福岡県のみであります。相談者の言われるとおり、宮崎県では実施されていないようであります。国家試験である以上、県としてはいかんともしがたい面もあるかもしれません

けれども、国家試験であればこそ、国民がひとしく受験できるように、まず受験機会の拡大が図られるべきじゃないかというふうに思います。本県受験者の利便性の向上を図るためにも、まずは県内での実施を求めることはできないか、これは福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 御質問の国家試験につきましては、財団法人社会福祉振興・試験センターが厚生労働大臣からの指定を受けて実施しておりまして、平成21年度は、介護福祉士及び社会福祉士は23都道府県、精神保健福祉士は7都道府県で行われております。これらの試験は、受験者が納付する受験手数料によって実施されていることから、試験地の数については、各地域における受験者の人数や利便性と、適正な受験手数料との両立を考慮した上で設定されているものと思われ、御指摘のとおり、本県内で受験できることになれば、本県から受験される方々の利便性の向上とともに、有資格者数の増加につながることも期待されますので、国やセンターに対し、機会あるごとに要望してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 相談された方には今の答弁をきちっとお伝えしていきたいと思っております。

次に、住宅用火災警報器の普及についてであります。「2011年7月24日、アナログ放送は見られなくなります。地デジの準備をお願いします」と、今も盛んにテレビで放映されております。地デジへの移行を促すCMです。実に大々的にやっておりますけれども。また、デジサポのホームページには御丁寧に残り日数、これはカウントダウン形式で表示をされております。

一方、同じ2011年、こちらは6月1日までに法律で義務化されたものがあります。住宅用火

災警報器の設置であります。こちらのほうが期限は近いし、人命にかかわることでもあります。設置を促すテレビCM、まず目にするのではないんじゃないかと思えます。この普及状況はどのようなぐあい。また、県民への周知等、これまで取り組んでこられたとは思いますが、これからもうちょっとであります。どのように取り組んでいかれるのか、総務部長に伺いたいと思えます。

○総務部長（稲用博美君） 住宅用火災警報器の普及状況につきましては、各地域で実施されました調査結果をもとに、消防庁において、平成22年12月時点での普及率が推計されております。それによりますと、本県は46.0%となっております。全国との63.6%と比べますと低い状況となっております。本県では、平成20年以降、建物火災による死者数は減少傾向にありますが、平成21年で6名の方がお亡くなりとなっております。住宅用火災警報器の普及啓発につきましては、地元の市町村や消防本部が主体となって、自治会等への説明会や消防団員による戸別訪問、共同購入の呼びかけ、広報紙への掲載やイベント会場でのチラシ配布など、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。県といたしましても、新聞やテレビ、ホームページ等による広報啓発、また県の広報紙でも広報啓発に取り組んできたところでありますが、今後とも、市町村や消防本部などとの連携をさらに図りながら、より一層普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 この点もよろしく願いをしておきます。

次に、行政財産の貸し付けについて伺っていきたいと思えます。県においては、昨年4月から県の施設に設置する飲料水の自動販売機に

貸付方式を導入して、結果、収入がそれまでの使用料をとる方式と比べると40倍以上となっているようであり。これは契約期間が3年間ということで、来年度、再来年度のほかの自動販売機の契約更新時にはすべてこの貸付方式にするというふうになっておりました。ところで、この自動販売機の設置については、公募して希望者が複数の場合には年間設置料の最高額を提示した業者が設置者になるという入札方式で決定をされているようであり。売上収入が貸付料に見合わない場合は、業者によっては契約途中で解約せざるを得ないということも考えられるわけであり。そういったときの対応は可能か。また、そのときの手続等はどうなっているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（稲用博美君） 契約期間の途中での解約につきましては、貸付契約の条項に基づき可能であります。昨年度公募により設置しました中で、設置者の希望により、ことしの1月に1件解約の申し入れがあったところであります。その際は、設置者から撤去予定日の2カ月前までに施設管理者へ申し入れていただくこととなります。なお、設置者が既に納入していただいております年額貸付料、このうちの未経過期間に相当する貸付料は返還することといたしております。

○新見昌安議員 自動販売機の設置について、他県でもどんどん同じような方式をやっておりますけれども、総合評価方式を導入しているところもあるようであり。貸付料とともに、県に対する寄附あるいはボランティア、こういった社会貢献に関する実績を一緒に提出してもらって、それを点数化して、最高点の業者と契約するというようなものであります。中小零細業者への配慮も大事な視点になってくるん

じゃないかと思います。本県での取り組み、ことしからスタートしたばかりで、確かに収入が一気にアップしたということは喜ばしいものの、中小・零細業者、地元業者に対する思いが少々欠けていたなど、私自身も反省をしているところでもありますけれども、平成23年度の取り組みについてはどのようにされるのか、同じく総務部長に伺いたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 自動販売機設置の公募につきましては、歳入確保の観点から、昨年度初めて取り組み、一定の成果を上げたものというふうに考えております。しかし一方で、今おっしゃいましたように、県内企業の育成や県内産農産物の消費拡大といった観点から、多数の御意見をいただいたこともありまして、公募内容の改善について検討を重ねてきたところでもあります。その結果としまして、1つには県内企業及び個人事業者のための優先枠を設けること、2点目としまして、県内産農産物を原料として加工した飲料を少なくとも1種類以上入れるよう努めること、を内容とする募集要項の一部見直しを行ったところでもあります。現在、この要項に基づいて公募手続中ではございますが、今後も改善すべき点があれば、改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。よろしくお願いをしておきたいと思います。

次に、県職員宿舎及び警察職員宿舎等の空き室対策についてであります。先ほどの答弁におけるそれぞれの入居率、高いのか、低いのか、これについては、地域の環境あるいは条件の違いもあって一概には言えないのではないかと思いますけれども、大塚台のようなところも実際あるわけですね。ばらばらに入居しなければ、またばらばらに入居させなければ、丸々空いて

しまう棟も出てくるのではないかと。その有効活用を図るために、一般県民に貸し出すことはできないか。県営住宅と同じように一般県民に貸し出すことはできないか。これをやれば本当に感謝されるんじゃないかと思いますが、この件、総務部長に伺いたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 職員宿舎につきましては、職員の転勤の円滑化、それから災害への素早い対応等を目的として、これまで整備を行ってきたところでもあります。この職員宿舎を県民に貸し出すためには、規程の整備や所管がえなどさまざまな手続が必要であります一方、議員御指摘の空き部屋の多い宿舎につきましては、老朽化しておりまして、改装や維持修繕に多額の費用を要するなど課題が多いということから、現実的には困難というふうに考えております。

○新見昌安議員 なかなか難しいようですけれども、そういった厳しい県民の声、チェックの厳しい目があるということは酌み取っていただき、前向きに考えていただければと思います。

最後に、知事の政治姿勢について伺いたいと思います。この質問が最後になってしまったのは、決して奇をてらったわけじゃありません。質問の流れ上、こうなってしまっただけであります。よろしくお願いをしたいと思います。知事の政治姿勢あるいは知事の思い、こういったもので、代表質問、一般質問を通して、ほぼ聞き尽くされた感がありますし、知事もいささか食傷ぎみではないかと思いますが、1点だけ伺っておきたいと思います。河野知事は副知事として東国原前知事を支えながら県政運営に携わってこられ、今般事実上の後継者として知事に就任されたわけでもあります。この4年間、前知事を見る中で、県政運営上あるいは議会との

関係において、このような対応はいかがなものか、私だったらこうやるのに、そう思われたことも多々あったんじゃないかと思います。「他山の石、以って玉を攻くべし」、私が聞きたいのはこれでありますが、知事にとっては前知事は先輩でもありますので、ちょっと答えづらいかもしれません。ちょっと優しく言葉を変えて、これまでの4年間の副知事としての経験、これをこれから4年間、知事としての県政運営及び議会对応にどのように生かしていかれるのか、伺っておきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 最後によく答弁の機会をちょうだいしたことに感謝を申し上げているところでございます。前知事、やはり就任したときの時代状況というものが、談合事件、それから鳥インフルエンザの発生ということで大変暗いムードにあった県政というものを、持ち前の発信力、アピール力でV字回復をさせた。それで、何といたっても宮崎の知名度を向上させた、全国の皆様の頭の中に宮崎というものを確実にインプットしたというのは、非常に大きな功績であったと思っておりますし、午前中の答弁でも申し上げましたように、マンゴーなり宮崎牛なり、これまでの宮崎の皆様の努力の成果であったものを、なかなかPRできないでいたものを自分の発信力、アピール力で県産品のPRに成功したということは非常に大きな功績だったということでもあります。そばで副知事として見ておりまして、やはり自分の持てるもの、持たざるものというものをよく冷静に客観的に分析をした上で、それを最大限生かすにはどうしたらいいかということでの一つの政治スタイルとしての取り組みではなかったかというふうに思っております。持てるものといいますが、やはり知名度なり発信力、アピール

力、それからさまざまな芸能界や東京での人脈というものもあったと思います。持たざるものは行政経験、政治経験というようなところでもあったと思いますが、そういう中で、ややもすればいろんな場面場面で対立構造をつくりながらも、注目を集めていく、そしてそれを発信力、アピール力に変えていくという、多少リスクを負いながらも、そういうような手法もあったのではないかとこのように思っております。自分としましては、学ぶべき部分もいろいろあると思っておりますし、例えばスピード感を持った対応ですとか、現場主義、さらにはコミュニケーション能力の高さ、やっぱりその場の空気をつかんで自分の意図するところを説得力をもって伝える、そういったところというのはしっかり学ぶ必要があると思っておりますが、一方で、距離感があつたのではないかとこのように指摘につきましても、真摯に受けとめているところでございます。私としましては、持てるもの、持たざるものが前知事とは違うわけでありまして、自分なりに行政の中で仕事をしてきた私といたしましては、やはり、国、県、市町村なり関係団体との連携のもとで、しっかりとチームワークの中で仕事をしていくことが大事だと考えておりますので、中間団体、また公益的団体である県という立場をしっかりと見詰めた上で、県の主張をしっかりとしながらも、国、市町村、関係団体その他の連携を大切にしながらの県政に取り組んでまいりたいと、そういうことでございます。

これからの4年間ということではありますが、どうしても後継者でありということでも今も御指摘もあつたわけではありますが、決して前東国原県政だけを引き継ぐのではないというスタンス

につきましては、これまでも申し上げたとおりであります。その前の安藤県政、その前の松形県政も含めて、これまでのさまざまな宮崎県政に携われた皆様の思い、その時々々の真摯な議論、その上で成り立っている今の宮崎というものをしっかりと、今の私としては受けとめて、その中で見直すべき点は見直す、反省すべき点は反省をするという姿勢で、今後の宮崎のあり方を考えてまいりたいということでございます。その中で、私は6年間、総務部長、副知事として経験をしてきたわけですが、見方によっては6年間しか実際には経験をしていないということでもあります。それを補う意味からも、現場主義を掲げております。さまざまな現場に出て多くの皆様と対話をしていく、それから、多くの皆様の経験というものを参考にさせていただくために対話を重視していく、対話と協働の県政を進めていきたい、そのような基本的な考え方があります。温故知新ということもあるわけですが、あくまでこれからの宮崎、あすの宮崎の礎をつくっていくためにということで、そのような姿勢で取り組んでまいりたいということでございます。また、県議会との対応についても、同様のスタンスであります。県政を推進する上での車の両輪ということでもあります。県民の皆様生の声、現場の実態というものを把握し、それを背負ってこの議会の場に来ておられます皆様との真摯な対話のもとに、この県政を考えていくという姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。今議会におきまして、勇退をされる議員の皆様も多くいらっしゃるということでございます。それぞれのこれまでの県政における御貢献なりその思いに、心からの敬意と感謝を申し上げたいと思っておりますし、そういう皆様の思いというものを引き継いで、

これからの県政に生かしていくという姿勢で取り組んでまいりたいということを考えております。最後なので少し長々とした答弁になって申しわけございませんが、決して前の4年間だけを引き継ぐのではなしに、それまでの県政というものを敬意の念とともに引き継ぎながら、多くの皆様との対話・協働のもとにあすからの宮崎、あすの宮崎の礎をつくってまいりたいと、そのように考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。私たちは、あと1カ月ちょっとで選挙を迎えます。今、知事が述べられたように、今限りで何名かのベテラン議員も勇退されます。また、次の選挙は定数が39になるということで、次の議会では顔ぶれもかなり変わってくるのではないかと。そして、世代交代もかなり進んでくるのではないかと考えております。この前に座っておられる執行部の皆さんも、何名かは交代をされるのではないかと考えております。その中で、河野知事だけはそこに座っていらっしゃるわけでございます。再びこの場で知事と相まみえられますように頑張りますので、決意を發表して私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○中村幸一議長 ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。

質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕最後の最後ですので、よろしく願いをいたします。

では、提出されました議案について質疑を行います。関係部長にそれぞれ御答弁いただきたいと思ひます。

まず、「平成23年度宮崎県一般会計予算」に関して、新規事業で若年者人材育成就職支援事業に3億円が予算化されています。その事業内容と事業効果をどのように見込んでいるか伺ひます。

次に、特別会計に関して、「平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計予算」について伺ひます。今回、農業改良特別会計を廃止して、就農支援資金特別会計を設置することとされていますが、その理由と、新たに設置される就農支援資金特別会計の概要と活用見通しを伺ひたいと思ひます。

次に、議案第19号「宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例」について伺ひます。行財政改革が進められる中で、削減した職員実数と条例に定める職員定数に乖離が生じていることをもって、職員定数条例を実員数に合わせるとしています。しかし、そもそも定数条例には合理的な根拠があるはずですが、その考え方を伺ひたいと思ひます。

次に、議案第20号「県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第30号から第34号の「市町村負担金徴収」について伺ひます。新年度において、土地改良事業を初め、各事業執行に伴う各市町村での負担はどれほどになるのか伺ひます。

次に、補正予算関連で議案第54号「宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例」について伺ひます。政府の交付金による「住民生活に光をそそぐ基金条例」で造成された基金の運用について、どのような活用をするのか伺ひます。

次に、議案第59号「宮崎県中山間地域等直接

支払制度基金条例を廃止する条例」について伺ひます。今回、基金の廃止に伴う条例の廃止が提案されていますが、直接支払制度そのものも廃止されるということなののでしょうか、伺ひたいと思ひます。

最後に、議案第65号「平成22年度補正予算(第11号)」について伺ひます。同補正予算は、鳥インフルエンザ及び活動火山新燃岳に関する緊急対策に伴う予算として、48億3,250万6,000円が提案をされました。まず、鳥インフルエンザに関して、発生農家に対する補償や支援はもちろんですが、制限区域内の農家に対する経営支援対策として、今回の補正で出荷遅延など、どのような対策が講じられるのか伺ひます。また、新燃岳火山に関する緊急対策のしいたけ被害対策事業の具体的な助成の内容について伺ひます。また、鳥インフルエンザ発生により、影響を受けた関連産業へ、雇用対策も含めた支援の必要性、さらに新燃岳噴火による降灰被害は多岐に及んでおり、経営が成り立たない業者も出ています。まさにきめ細かな支援が必要となっています。今補正予算は、緊急対策ではありますが、その編成に当たっての考え方について伺ひたいと思ひます。

以上で壇上からの質疑を終わります。〔降壇〕

○県民政策部長(山下健次君)〔登壇〕 お答えいたします。

「宮崎県住民生活に光をそそぐ基金」の活用についてであります。この基金は、国の補正予算で措置をされました地域活性化交付金をもとに創設をするものでありまして、地方消費者行政やDV対策、自殺予防対策等、住民生活にとって大事な分野でありながら、これまでは十分に光が当てられてこなかった分野に対する取

り組みの強化を目的とするものであります。この基金によりまして、平成23年度から2年間で必要な対策を講じることとしておりまして、本議会に提案しております平成23年度当初予算案の中でも、商品表示の監視サポーターを設置する事業や、DV防止のための啓発キャンペーン事業、住民の悩み相談を行う、こころの健康事業などを盛り込んでいます。この基金を有効に活用しながら、県民生活の安心確保に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

職員定数条例についてであります。職員の定数は、地方自治法により条例で定めることとされていることから、本県でも「宮崎県職員定数条例」において職員数の上限として定数を定めております。定数の考え方についてであります。県に求められるさまざまな行政需要について、業務内容や事務量に応じて必要な人員の配置を行っているところであり、それらをもとに積み上げた人員体制をもって定数と考えております。

次に、追加補正予算についてであります。今回追加で提案いたしました補正予算案につきましては、高病原性鳥インフルエンザ及び活動火山に関する緊急対策に伴う経費について措置するものでありまして、高病原性鳥インフルエンザに関しましては、消毒ポイント設置等の家畜伝染病予防法に基づく初動防疫対策や、殺処分した家畜の手当金等の経営支援対策に係る経費を、活動火山に関しましては、農作物への被害防止等のための緊急営農対策や国県道の降灰除去対策等に係る経費を計上したところであります。これらは緊急に必要な当面の対策経費につ

いて措置したものであり、今後も必要な対応につきましては、機動的かつ適切な措置を講じてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、市町村負担金徴収についてでございます。環境森林部における林道事業執行に伴います市町村ごとの負担金につきましては、日向市が108万6,000円、西都市が442万8,000円、西米良村が4,744万2,000円、美郷町が271万4,000円であります。

次に、追加補正予算に係ります新燃岳火山に関する緊急対策についてでございますが、今議会に追加補正をお願いしておりますシイタケ被害対策につきましては、「新燃岳降灰しいたけ被害対策事業」により、シイタケ生産者でつくる団体等に対しまして、降灰を除去する洗浄機や、エンジンプロア、シイタケほだ木を被覆するビニールシートなど緊急に必要な経費につきまして、市町村を通じて支援することとしております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えいたします。若年者人材育成就職支援事業についてであります。この事業につきましては、県から委託された人材派遣会社が、ハローワークやヤングJOBサポートみやざきと連携しまして、若年者を雇用し、座学等による研修と派遣先企業における職場実習を実施するものであります。事業費は3億円で100人を雇用する見込みであり、全額、緊急雇用基金を活用することとしております。事業効果としましては、中小企業等との間にミスマッチが生じていると言われております若年者に、実際の企業での労働を通じ、仕事の魅力を体感させ、職業スキル

の向上を図ることにより、派遣先企業等での正規雇用化など、安定的な就職につながるものと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（高島俊一君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、就農支援資金特別会計についてであります。就農支援資金につきましては、新規就農者に必要な経費を無利子で貸し付ける資金であり、これまで農業改良資金とあわせて、農業改良資金特別会計において経理をしておりました。しかしながら、昨年の国による制度改正によりまして、農業改良資金の貸付業務が県から日本政策金融公庫に移行されたことに伴い、県では、就農支援資金を単独で経理する必要が生じたことから、新たな特別会計を設置するものであります。なお、就農支援資金制度の仕組みについては従来どおりでございます。このため、貸付金につきましても、今年度並みの予算をお願いしております。

次に、市町村負担金徴収についてでございます。農政水産部では、県営土地改良事業においては、宮崎市ほか18市町村で5億5,246万1,000円、次に、水産基盤整備事業においては、宮崎市ほか4市町で1億1,140万円、最後に、国営土地改良事業においては、宮崎市ほか5市町で41億7,467万5,000円でございます。

次に、宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止する条例についてであります。この基金廃止条例につきましては、昨年の国の制度見直しにより、これまでの基金積立方式から単年度交付方式に変更されたことによるものでございまして、本事業につきましては、引き続き実施されることとなります。

最後に、移動制限区域内の経営支援対策についてであります。鳥インフルエンザの発生に伴

いまして、移動制限区域が設定され、本区域内では肉用鶏や鶏卵等の出荷ができない状況となったことから、養鶏農家の経営に大きな影響が生じております。このため、本議会には、出荷遅延等による鶏肉や鶏卵等の売り上げ減少や、廃棄処分に伴う損失の補てん、また、飼育期間延長のための飼料のかかり増し経費、さらにふ卵場での種卵や発生ひなの廃棄処理に伴う損失の補てんなどの支援措置をお願いしているところであります。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（児玉宏紀君）〔登壇〕 お答えします。

県土整備部における市町村負担金についてあります。公共海岸事業が日南市で132万円、公共急傾斜地崩壊対策事業が宮崎市ほか18市町村で8,784万9,000円、公共港湾建設事業が宮崎市ほか4市で1億3,405万7,000円、下水道県過疎代行事業が日南市で735万7,000円となっております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁をいただきました。質疑の内容は以上で終わりますが、あすからの委員会審査でさらに深めさせていただきたいと思っております。今、喫緊の課題であります鳥インフルや口蹄疫、そして新燃岳の被害対策、また被災者支援、今度の補正や、また本予算で十分手当てがされるように、そういった予算になることを期待して質疑を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○中村幸一議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終了いたしました。

○中村幸一議長 次に、さきに提案のありました副知事及び監査委員の選任の同意についての議案第66号から68号までの各号議案を議題とい

たします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 追加提案されました議案第66号「副知事選任」につきまして、同意できない立場から討論をいたします。

このたび、次期副知事として提案されました牧元幸司氏に関しまして、もとより牧元氏の人格、見識を問うものではありません。しかし、申し上げるまでもなく、副知事は知事を補佐し、時によっては、その職務の代理代行を担うこととなります。宮崎県は今、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火による被害が長引く不況と相まって、地域経済の疲弊、雇用不安など課題が山積しています。県民がこうした厳しい時代の中での生活を余儀なくされているとき、だからこそ県民の暮らしの実情がよくわかり、県内事情にも明るい、その任にふさわしい人材が求められているのではないのでしょうか。当然、県内人事をもって充てるべきだと思います。県内には、この任にふさわしい人材はたくさんおられるのではないのでしょうか。宮崎県は、松形知事就任以来続けられておりますよう

に、副知事は中央からの人材登用で河野知事も副知事になられ、さきの選挙で知事になられました。その知事のもとでの副知事をまた中央人事でというのでは、地方分権推進の流れからしてもふさわしくないと考えます。県庁内からの登用も含めて、県内からの人材を求めるべきではないのでしょうか。以上、同意できない理由を述べまして討論といたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕 議案第66号「副知事の選任の同意」について、賛成の立場から討論をいたします。今回、河野知事より、副知事に牧元幸司氏を選任したい旨の提案がありました。今まさに、本県は、口蹄疫の再生・復興の真っただ中にあります。県内の経済活動は大きく後退しており、昨年来、9回の補正予算を経て、その対策費の合計は1,710億円余に上ります。このような中で、追い打ちをかけるかのように、鳥インフルエンザや新燃岳噴火が相次いで発生しており、一刻も早い県民生活の安定のために早急な対応が求められています。まさに宮崎県史上類を見ない県難であります。その一方では、農産物等の関税撤廃を原則とする環太平洋パートナーシップ協定への参加問題が取りざたされており、TPP参加による本県への影響試算額は、米、畜産物で1,529億円になるなど、農業を基幹産業とする本県にとって、その影響ははかり知れないものがあります。我が会派では、このように本県が直面している農業分野を初めとする数々の喫緊の課題に的確に対応していくためには、農政政策に精通し、国との太いパイプを持つ農林水産省出身の副知事を登用する知事提案理由は、十分理解できるところであります。しかし、知事御本人も認められているとおり、知事が国家公務員出身、他県出身

であることのバランス上、県政の現場や県民の暮らしを熟知する地元出身者の人材登用が望ましいのではないかとこの意見があったことも事実であります。河野知事からは、県民政策部長、総務部長を入れた四役体制で取り組むとの説明がありましたが、口蹄疫を初め、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火といった危機を県民一体となって克服しようとする中で、果たして十分な体制と言えるでしょうか。部長はあくまでも部局のトップであります。知事を補佐し、政治的役割を担える役職はやはり副知事です。代表質問において鳥飼議員は、知事、副知事ともに県外出身者であり、本県の内情を隅々までは知らないため、今日の非常事態を乗り切るよう、暫定的に二人副知事体制を採用するべきじゃないかとの提案を行いました。河野知事からは、副知事の定数については、行財政改革や諸課題への対応も踏まえながら、どのような形が望ましいか、留意すべき課題の一つであるとの答弁をいただきました。我が会派では、今日の非常事態とも言える本県の危機的状況を乗り切り、一日でも早く安心・安全な生活を取り戻し、そして、県民の暮らしを少しでも向上させていくためには、県民の声に耳を傾けるウイングを広げていくことが重要であると考えています。今後は、暫定的に県内出身者を入れた二人副知事体制の検討を行っていただくことも求め、本議案に対する賛成討論といたします。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第66号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第66号「副知事の選任の同意」についてお諮りいたします。

本案について、同意することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立・挙手〕

○中村幸一議長 起立または挙手多数。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第67号及び第68号採決

○中村幸一議長 次に、議案第67号及び第68号「監査委員の選任の同意」について、一括お諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第65号まで及び請願委員会付託

○中村幸一議長 次に、今回提案されました議案第1号から第65号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせします。

あす3日から13日までは、常任委員会及び特別委員会等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、3月14日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時16分散会

3月14日（月）

平成 23 年 3 月 14 日 (月 曜 日)

午前 10 時 1 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 8 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 11 番 武 井 俊 輔 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 農 政 水 産 部 長 | 高 島 俊 一 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 渡 辺 義 人 |
| 公 安 委 員 長 | 佐 藤 勇 夫 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 人 事 委 員 長 | 黒 木 奉 武 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 吉 博 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 東北地方太平洋沖地震の犠牲者への黙祷

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言申し上げます。

去る3月11日午後に発生いたしました東北地方太平洋沖地震におきましては、大勢の方々がお亡くなりになりました。本県議会は、この地震で亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表するものであります。

ここに犠牲者の御冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

御起立をお願いします。また、記者の皆さん、傍聴席の方々も御協力をお願いいたします。黙祷。

〔全員起立、黙祷〕

○中村幸一議長 黙祷、直れ。

ありがとうございました。

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 それでは、本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第65号までの各号議案並びに請願第47号から第51号まで、及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。

まず、総務政策常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕 おはようございます。それでは御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外12件及び新規請願1件の計14件で

あります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

なお、議案第1号及び議案第19号については賛成多数、その他の議案及び請願については全会一致により決定をしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成23年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成23年度一般会計の予算規模は5,236億6,300万円で、前年度の当初予算に対して536億300万円、9.3%の減となっております。当初予算の特徴としましては、知事選挙等の日程的な制約により、人件費等の義務的経費や経常的経費を中心としたものとなっておりますが、経済・雇用対策や口蹄疫復興対策など早急な対応を必要とする経費については、県民の生活に影響を生じないように今回措置されております。「骨太な骨格予算」として編成されております。

歳入面をしてみると、まず、自主財源比率については、繰入金や諸収入の減により、前年度比で0.4%減少して35.8%となっております。また依存財源については、地方交付税は増加したものの、臨時財政対策債の減や、骨格予算であることによる県債の発行額の減のため、前年度比320億円余、8.7%の減少となっております。

このことについて、委員より、「自主財源比率を高めるために、どのように改善を図るのか」との質疑があり、当局より、「自主財源の中では、県税収入確保の取り組みとなるが、そのためには企業誘致等を含めた事業所得や個人所得の向上に取り組み、また、人口減少に歯ど

めをかけていくことなど、地道に取り組む必要がある。今後、社会保障費が毎年10億から20億円増加するが、人員削減等の歳出抑制の取り組みにも限界があり、今後は税制の抜本的な改正などにより地方財源を確保しなければ、難しい時期が近づいてきている」との答弁がありました。

このことに対して委員より、「地方交付税に対する国税5税の算定比率を高め、地方財源の確保を図る必要があることなど、厳しい県財政について県民に理解を深めていただくための努力が必要ではないか」との意見がありました。

また、子ども手当のうちの児童手当部分の財源については一般財源で措置されているところではありますが、このことについて複数の委員より、「昨年の11月議会において、全会一致で「子ども手当財源の地方負担に反対する意見書」を採択しているところであり、もともとの国の方針のとおり全額国庫負担とするべきである。予算案については、市町村の予算措置の状況や手当支給に混乱を来すことから、やむを得ず賛成せざるを得ない」との意見がありました。

次に、県民政策部所管の平成23年度当初予算についてであります。

今回提案されました一般会計の当初予算は103億8,900万円余であり、前年度当初予算に対して9.3%の減となっております。

このうち、「未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業」についてであります。

これは、公共交通機関の現状、問題点及び解決策について、県と市町村が合同で調査研究を行うとともに、市町村が行う実証実験等を支援することにより、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの確立を図るものであ

ります。

このことについて複数の委員より、「今後、高齢化が進む中で、高齢者が引きこもらずに積極的に生活できることが大事であり、そのためには、デマンドバスなど、より利用しやすい交通システムを市町村と一緒に研究してほしい」との要望や、「他県で、バス事業者と大学の共同によるGPSや光センサーを使った利用者のニーズに合わせたバス運行の効率化により、赤字を大幅に改善できた事例がある。既存のバス路線が維持できるような研究もしてほしい」との要望がありました。

次に、総務部所管の平成23年度当初予算についてであります。

今回提案されました一般会計の当初予算は1,355億4,200万円余であり、前年度当初予算に対して0.3%の増となっております。

このうち、人事調整費についてであります。

これは、正職員の長期傷病による休職、育児休業、産前・産後休暇等のための非常勤職員、臨時的任用職員の人件費、及び年度ごとの業務の量に応じて各所属へ配分するために一括管理している時間外手当などの経費であります。

このことに関連して複数の委員より、「各部署で雇用されている非常勤職員等について、正職員でないと責任がとれない業務を担っていないか。また、長く非常勤雇用が続き、実態は常時雇用となっていないか。雇用対策としての臨時職員についても、任用期間が短く、施策の効果が無駄になっていないか見直す必要があるのではないか」との意見や、「時間外勤務については、所属内の特定の職員や担当のみに業務が集中している実態はないか。少なくとも所属内では、業務が平準化し時間外勤務が減るように、柔軟に対応できる担当制をより実効あるも

のとなるように運用してほしい」との要望がありました。

次に、議案第19号「宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、宮崎県行財政改革大綱2007に基づき総職員数の削減に努めてきた結果の実員数に合わせた改正を行うものであります。

本議案については、当委員会では、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。委員より、原案反対の立場での少数意見を留保する旨の発言があり、他の1名の委員の賛同を得て、会議規則第67条の規定に基づき成立いたしました。

その意見については、「職員の定数は、業務に必要な人員を積み上げた人数での改正が必要であり、例えば、家畜保健衛生所の獣医師1人当たりの管理家畜頭数及び管理農家数は全国で最も多くなっており、口蹄疫の発生及び鳥インフルエンザが多発した原因は究明されていないものの、防疫体制が不十分であったことは容易に類推される場所である。全国と比較しても職員にかかる業務負担は明らかに大きい。人員を減らした結果での改正ではなく、削減するための根拠が必要ではないか」との意見がありました。

次に、議案第35号「宮崎県総合計画の変更について」であります。

これは、本県の20年後を展望し、将来のあるべき姿とその実現のための基本的方向性を示す宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を策定するものであります。

このことについて複数の委員より、「今後作成する各部各課の個別の計画や政策がばらばらだと総合計画が生きてこないが、どのように意識を共有させ整合性をとっていくのか」との質

疑や、「宮崎県の現状と、今後どのような県づくりを目指しているのか県民にわかりやすくお知らせすることが大事だが、どう取り組むのか」との質疑がありました。

このことに対して当局より、「長期ビジョンを具現化するための4年間のアクションプランの策定の中でも、各部各課でしっかり議論し職員の意識共有を図りたい。県民には、目標数値の基本的な考え方やお願いしなければならないことも含めて、できるだけわかりやすいリーフレット等を作成して、さまざまな機会を活用しながら理解を深めてもらえるよう取り組みたい」との答弁がありました。

次に、平成22年度一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第41号に係る補正は、経済・雇用緊急対策の実施、口蹄疫復興対策及び国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費等について措置するものであり、318億4,800万円余の減額補正となっております。

歳入財源の主なものとしては、地方交付税が124億円余、県税が24億円余の増額となる一方、国庫支出金が289億円余、繰入金が118億円余、県債が58億円余の減額となっております。

次に、議案第65号に係る追加補正は、高病原性鳥インフルエンザ及び活動火山に関する緊急対策に伴う経費について措置するものであります。48億3,200万円余の増額となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、繰入金28億円余、国庫支出金19億円余となっております。この結果、議案第41号に係る補正額を含めた補正後の一般会計予算額は7,587億2,900万円余となります。

このうち、国からの「住民生活に光をそそぐ交付金」や「新しい公共支援交付金」に基づく

事業についてであります。

このことについて委員より、「景気対策のための事業であるので、予算執行が早くできるように、どういう事業内容なのか、具体的なイメージなどを関係者に早く周知してほしい」との要望がありました。

次に、口蹄疫復興対策基金設置事業についてであります。

これは、昨年10月に設置した基金について、その後に寄せられた義援金や寄附金等を原資に4億2,300万円余の積み増しを行うものであります。この結果、今年度の残高見込みは24億2,800万円余となります。

このことについて複数の委員より、「新たな積み増しは大変ありがたい。今後の復興対策の事業については、農業以外の分野から不平等感が聞こえてくるので、そうした声にもこたえるような対策にも力を入れてほしい」との要望がありました。

このことに対して当局より、「新燃岳の活動火山などにより、県内経済の状況はさらに厳しいものとなっているため、経済全般にしっかり目配りできるような形で事業を組み立てていきたい」との答弁がありました。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次に、議案第19号については、鳥飼謙二議員から、会議規則第67条第2項の規定により少数意見報告書が提出されておりますが、お手元に配付いたしましたので、その

報告を省略することにいたします。〔巻末参照〕

次は、厚生常任委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件及び新規請願3件の計14件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願3件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、請願第40号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致で決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の平成23年度当初予算についてであります。

今回提案されました一般会計予算は915億2,900万円余であります。骨格予算ではありませんが、後期高齢者医療費負担金等の義務的経費が増大していることなどから、前年度当初予算額に対して1.8%の増となっております。また、母子寡婦福祉資金特別会計については3億8,000万円余で、前年度当初予算額に対して24.6%の減となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部全体の予算額は919億1,000万円余で、1.6%の増となっております。

このうち、児童養護施設等処遇困難児専門治療事業についてであります。

これは、児童養護施設に入所する児童の抱えるさまざまな問題行動に対応するため、中央児童相談所において、対象児童に専門的なプログラム等をもとにした治療を行うことにより、問題行動の改善と施設処遇における職員の負担軽

減を図るものであります。

このことについて、委員より、心理担当職員間のネットワークの構築についての質疑があり、当局より、「県内の児童養護施設の心理担当職員間では、処遇困難児についての意見交換の場がなかったため、この事業を通してネットワークを構築し、児童相談所の職員と情報交換を行うとともに、実務研修等を行うことにより、スキルアップを図っていききたいと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「よい取り組みであるので、今後も事業の推進を図っていただきたい。また、医療的な介入が必要な場合もあるので、民間の医療機関とのネットワーク構築についても考えてみてはどうか」との意見がありました。

次に、児童手当支給事業費についてであります。

これは、中学校修了前までの児童を対象に、1人につき、3歳以上は月額1万3,000円、3歳未満は月額2万円を支給する「子ども手当」のうち、児童手当分を県負担分として計上しているものであります。

このことについて委員より、「今回、児童手当分として26億2,500万円余が予算計上されているが、本来、子ども手当については、交付税措置等でなく、国の責任において全額を国庫で負担すべきである。今回の予算案については、市町村における手当支給業務へ与える影響が大きいことから、やむを得ず賛成せざるを得ない」との意見がありました。

次に、医師確保についてであります。

このことについて、委員より、「来年度、本県内の病院で臨床研修を行う研修医の定員に対する充足率は全国最低であり、さらなる医師の

不足・偏在が危惧される。今までも医師確保についてさまざまな取り組みを行っていることは理解しているが、今後どのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「医師の確保については、県民の命にかかわることであり、最重要課題であると認識している。来年度からは医療薬務課に「医師確保担当」を設置し、医師確保対策の推進体制の強化を図ることとしており、今後とも、大学、医師会等の協力を得ながら、医師確保はもとより、県民の医療に関する問題に、より一層の取り組みを行っていききたい」との答弁がありました。

次に、病院局所管の平成23年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益270億5,800万円余、費用275億1,500万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は4億5,600万円余の赤字であります。前年度当初予算に比べて3億8,100万円余の改善が図られております。

このうち、病児等保育実施事業についてであります。

このことについて、委員より、保育内容についての質疑があり、当局より、「今年度試行している宮崎病院では、病児だけではなく、夜間の保育も対応している。来年度から試行する延岡病院での保育内容については、病院内のニーズを調査し、協議を行っているところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「厳しい勤務状況にある医師、看護師の負担が少しでも軽減されるよう、環境整備に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、平成22年度補正予算についてであります。

福祉保健部所管の補正についてであります
が、一般会計で38億8,700万円余を減額する一方
で、新燃岳の噴火災害に関する緊急対策に伴う
追加補正として、一般会計で1億1,300万円余を
増額するものであります。この結果、一般会計
と特別会計を合わせた福祉保健部の最終予算額
は909億6,500万円余となっております。

次に、「医師臨床研修制度の見直しに関する
意見書」についてであります。

医師臨床研修制度については、平成21年度の
見直しにより、基幹型臨床研修病院の指定基準
の一つとして、「入院患者数年間3,000人以上」
という新たな基準が設けられました。現時点で
は指定基準を満たさない病院も指定を継続でき
る激変緩和措置が設けられておりますが、平
成24年度から研修を始める研修医の募集まで継
続した後は廃止することとされております。し
かしながら、激変緩和措置の廃止により、中小
規模の基幹型臨床研修病院の指定が取り消しに
なれば、地域医療を担う病院での臨床研修の機
会を奪うことにもなり、本県臨床研修医のさら
なる減少につながるおそれもあります。

このようなことから、国に対して、医師不足
が深刻化する地方において地域医療を維持する
という観点からも、基幹型臨床研修病院の指定
における激変緩和措置を延長するとともに基準
の見直しを行うよう、強く要望するものであり
ます。

以上、意見書の提出につきましては全会一致
で決定したところでありますので、議長におい
てよろしくお取り計らいいただくようお願いい
たします。

最後に、当委員会において継続審査と決定い
たしました案件の外、「福祉保健行政の推進並
びに県立病院事業に関する調査」につきまして

は、地方自治法第109条第9項の規定により、閉
会中の継続審査といたしたいので、議長におい
てその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。
(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、
水間篤典委員長。

○水間篤典議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた
します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、
議案第1号外18件及び新規請願1件の計20件で
あります。慎重に審査をいたしました結果、継
続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議
案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいた
しました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

最初に、商工観光労働部所管の平成23年度当
初予算についてであります。

今回提案をされた予算は、一般会計と特別会
計を合わせまして395億2,900万円余で、骨格予
算として編成をされたため、前年度当初予算に
対し27.7%の減となっております。

このうち、新規事業、若年者人材育成就職支
援事業についてであります。

これは、厳しい就職環境に置かれている新卒
者等の若年者に対し、研修や短期就業の機会を
提供することにより、職業スキルの向上を図
り、安定的な就職を支援するものであります。

このことについて委員より、「経済・雇用情
勢においては、持ち直しの動きが見られるもの
の、依然として厳しい状況が続いている。若年
者等が職業人として必要な知識や技術の習得が
図られるような支援をするとともに、相談、サ
ポートに十分配慮しながら、県内中小企業にて

きるだけ多くの正規雇用が確保されるよう最大限の努力をお願いしたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「今後、当該事業の実施により、いかに県内就職が図られたかなど、事業効果の検証を行ったほうがよいのではないか」との意見もありました。

次に、新年度に向けての商工観光労働部の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「口蹄疫からの再生・復興が進み始め、ようやく光が見え始めたところに、高病原性鳥インフルエンザの発生、さらには新燃岳噴火により、商工業、観光業はさらに大きな被害を受けたところである。新年度においては、被害を受けた中小企業の経営安定が図られるよう積極的な支援に取り組むことはもとより、宮崎県の経済を疲弊させないためにも、関係各部と一層の連携強化を図りながら、さまざまな課題に迅速かつ積極的に取り組んでいただくようお願いをしたい」との要望がありました。

次に、県土整備部所管の平成23年度当初予算についてであります。

今回提案されました予算は、一般会計と特別会計を合わせまして638億8,300万円余で、骨格予算として編成をされたために、前年度当初予算に対し21.5%の減となっております。

このうち、火山灰の処理についてであります。

このことについて、委員より、「新燃岳噴火に伴う火山灰の処理については、大変苦慮しているところである。土木工事等で火山灰の利活用が図られないか」との質疑があり、当局より、「火山灰の処理は大きな課題として認識をしている。現在、土木資材等に使用できないか

など、利活用の可能性をあらゆる方面で検討を行っており、今後、積極的に研究していきたいと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、火山灰の処理については、県の試験研究機関や民間等との連携強化を図り、さらなる利活用の調査・研究を行っていただきますよう要望いたします。

次に、新年度に向けての県土整備部の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「依然として厳しい経済・雇用情勢が続く中、積極的な公共投資は、景気回復への刺激策として効果的であり、建設産業に活気が戻れば、雇用拡大につながることはもとより、宮崎の産業全体に元気が出てくる。新年度においては、今後の宮崎県の均衡ある経済発展のためにも、県土整備部が一丸となって積極かつ速やかな事業の執行に努めていただくようお願いをしたい」との要望がありました。

次に、平成22年度補正予算についてであります。

まず、商工観光労働部所管の補正についてであります。一般会計で44億7,700万円余の減額、特別会計で1億2,800万円余の減額であり、この結果、商工観光労働部の最終予算は782億9,100万円余となっております。

このうち、九州新幹線開通に伴う観光PRについてであります。

このことについて委員より、「九州新幹線の開通に合わせた本県への誘客対策については、これまでも講じられてきているが、口蹄疫からの再生・復興に向け、関西、中国地方での観光キャンペーンの実施や主要駅でのポスターの掲出など、引き続き効果的な観光PRに努めていただくようお願いをしたい」との要望がありま

した。

次に、県土整備部所管の補正についてですが、一般会計で116億7,300万円余、また、特別会計で9,100万円余を減額する一方、新燃岳噴火による降灰の除去等に要する経費の追加補正として、一般会計で4億3,300万円余を増額するものであります。これらの結果、県土整備部の最終予算は785億100万円余となっております。

このうち、新燃岳の噴火に伴う県土整備部の対応についてであります。

このことについて、委員より、「火山灰の除去作業において、県土整備部としてどのような対応をしているのか。また、県土整備部発注の工事に支障はないのか」との質疑があり、当局より、「火山灰の除去作業においては、地元の建設業協会に協力要請を行い、都城、日南及び串間地区の建設業者の方々に御協力をいただいたところであり、2月4日から18日までの間に、道路清掃車両等が延べ394台、作業員やオペレーター等が延べ520名と多くの方々に従事をしていただいた。また、工事において、火山灰の影響等に伴い工程に支障が生じるおそれがある場合には、工期延長も可能であり、その取り扱いについて周知を行ったところである」との答弁がありました。

当委員会としましては、被災地域においては、国県道の通行どめや降雨による土石流など、さらなる災害の発生に不安を抱えている状況であることから、今後は、住民の安心・安全な生活の確保に向けて、防災対策に万全を期していただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきまして

は、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査としたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、御報告を終わります。

きょうは、私、最後の委員長報告となりました。皆様方には、12年間大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外25件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

最初に、環境森林部所管の平成23年度当初予算についてであります。

今回提案されました予算は、一般会計と特別会計を合わせまして176億2,100万円余であり、骨格予算として編成されたため、前年度当初予算額に対し32%の減となっております。

このうち、浄化槽適正管理強化事業についてであります。

これは、浄化槽法第11条に基づく水質検査を実施していない浄化槽設置者に対して、文書・電話催告及び戸別訪問により受検を促し、浄化槽の維持管理の適正化を図るものであります。

このことについて複数の委員より、「設置者は専門業者による定期的な保守点検を行っており、それとは別に水質検査を受けなければならないため、金銭的な負担も大きい。業者が保守

点検と水質検査を一体的に行えるようにするなど、設置者の負担軽減を図ることはできないか検討してほしい」との要望がありました。

これに対して当局より、「設置者から意見のあった制度の改善等について、国に対して要望してまいりたい」との答弁がありました。

次に、有害鳥獣（シカ・サル）被害防止緊急対策事業についてであります。

これは、シカや猿の有害捕獲のため、県内22市町村に48名の対策指導捕獲員を配置し、わな等による捕獲や集落での防除対策、狩猟免許取得の指導を実施するほか、市町村ごとに設定したモデル集落において講習会等を開催し、地域ぐるみの被害対策を支援するものであります。

このことについて委員より、「地域によっては、シカよりも猿の被害が深刻であるとの声を聞いている。心情的に猿の駆除に消極的になってしまうことも理解できるので、効果的な防除方法の確立に向けてさまざまな工夫を重ねてほしい」との要望がありました。

また、別の委員より、「事業の実施に当たっては、捕獲員の配置を弾力的に行うなど、地域の実情に柔軟に対応しながら鳥獣被害の防止に努めてほしい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の平成23年度当初予算についてであります。

今回提案されました予算は、一般会計と特別会計を合わせまして295億5,000万円余であり、骨格予算として編成されたため、前年度当初予算額に対し22.4%の減となっております。

このうち、特定疾病フリー地域支援事業についてであります。

これは、口蹄疫の発生により農畜産業を中心に壊滅的な被害を受けた西都・児湯地域の再生に当たり、特定疾病のない家畜導入の支援や、

抗体検査の実施等により、モデル的な畜産地帯をつくるものであります。

このことについて複数の委員より、「口蹄疫からの再生・復興には5年程度かかるとされている。長期的な展望を描きながら、事業終了後も県内全域において、畜産農家が特定疾病のない地域づくりに主体的に取り組めるよう検討を行ってほしい」との要望がありました。

これに対して当局より、「モデル事業としての効果を十分踏まえ、例えば、畜産農家みずからが積み立てを行い、その積立金を清浄性確立のために活用する方法など研究を重ねてまいりたい」との答弁がありました。

次に、「みやざきブランド」連携型プロモーション強化事業についてであります。

これは、みやざきブランドの認知度向上や定番・定着化による農家所得の向上を図るため、さまざまな業態等との連携・協働により、本県農畜産物の情報発信力やブランド力の強化を促進するものであります。

このことについて委員より、「農産物の販路拡大は長年の課題である。本県が有するさまざまな人脈や組織等を最大限に活用し、さらに踏み込んだ対策を講じてほしい」との要望がありました。

これに対して当局より、「取引先の重点化や絞り込み、市場、量販店との連携強化を図りながら本県農産物の売り場を確保し、みやざきの農産物がなくてはならないものとなるよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、平成22年度補正予算についてであります。

まず、環境森林部所管では、一般会計40億2,000万円余、特別会計7,200万円余の減額補正であり、追加補正で一般会計1,300万円余を増

額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の最終予算額は242億4,500万円余となっております。

また、農政水産部所管では、一般会計241億2,600万円余の減額補正、特別会計1億円余の増額補正であり、追加補正で一般会計40億3,600万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の最終予算額は766億8,800万円余となっております。

次に、家畜防疫対策についてであります。

このことについて、当局より、鳥インフルエンザの防疫対策の取り組みについて報告があり、委員より、「万が一発生した場合の消毒ポイントの速やかな立ち上げなど、各部局が連携し、全庁的な危機管理体制の構築を図ってほしい」との要望がありました。

これに対し当局より、「消毒ポイントの適地については把握をしているところであり、シミュレーションなどによりさらに細かく詰めてまいります」との答弁がありました。

また、別の委員より、「国の疫学調査チームと連携し、感染ルートの徹底解明に当たってほしい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、韓国での口蹄疫が終息の兆しを見せず、本県を初め国内で鳥インフルエンザの発生が相次いでいることを踏まえ、本県の防疫体制の再点検と、より一層の強化について要望いたします。

次に、新燃岳の噴火災害対策についてであります。

このことについて当局より、露地野菜、施設園芸、飼料作物などの農作物や、牛舎などの農業用施設及び原木シイタケ等の被災状況について報告がありましたが、火山活動の長期化も予

測されることから、被害のさらなる拡大や風評被害の発生、さらには、今後の営農活動へ支障を来すことについても懸念されております。

当委員会といたしましては、徹底した現場主義のもと、深刻な被害の実態を踏まえた上で、被災農家・林家の立場に立った防災・復興対策に取り組まれることを要望いたします。

次に、農林水産業の振興についてであります。

本県には、さきに述べました口蹄疫・鳥インフルエンザ対策、新燃岳の噴火災害対策に加え、本県農林水産業に深刻な影響を及ぼすTPPへの対応、担い手の減少と高齢化、原油高騰に伴うコストの増大など、取り組むべき喫緊の課題が山積しております。当委員会といたしましては、これらの課題にしっかりと対応し、本県農林水産業のさらなる振興が図られるよう、6月補正の肉付け予算においてさらに積極的な措置を講じていただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、満行潤一委員長。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会所管の平成23年度当初予算についてであります。

今回提案されました歳出予算は、一般会計と特別会計合わせ1,114億円余であり、骨格予算ではありますが、人件費等の義務的経費の割合が高いことや、政策的な経費であっても早急に対応が必要な経費は今回の予算で計上されていることなどから、前年度当初予算額に対し96.9%となっております。

このうち、理科支援員等配置事業についてであります。

本事業は、平成19年度から、小学校の理科の授業における観察や実験の充実を図ることにより、次世代の科学技術を担う人材を育成するため、全額国費により実施してきたものであります。国の事業仕分けにより大幅に事業費が削減されたものであります。

このことについて複数の委員より、「子供たちの理科離れにつながるのではないか」「理科を専門とする教員がいない学校では影響が大きいのではないか」との意見や、「理科教育の推進に影響が生じないように対応を検討してもらいたい」との要望がありました。

次に、公安委員会所管の平成23年度当初予算についてであります。

今回提案されました歳出予算は271億4,600万円余であり、骨格予算ではありますが、教育委員会と同様に義務的経費等の割合が高いことなどから、前年度当初予算額に対し95.3%となっております。

次に、企業局所管の平成23年度公営企業会計についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります

が、収益的収支は、事業収益48億3,700万円余、事業費は45億5,500万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は2億8,200万円余となっております。

次に、工業用水道事業会計予算についてであります。同じく、事業収益3億3,700万円余、事業費3億600万円余で、収支残は3,100万円余となっております。

次に、地域振興事業会計予算についてであります。同じく、事業収益2,600万円余、事業費2,500万円余で、収支残は100万円余となっております。

このうち、企業局職員の子ども手当についてであります。

このことについて、委員より質疑があり、当局より、「企業局の経営は安定しており、公営企業会計において対応している」との答弁がありました。

これに対し委員より、「子ども手当については、国から財源がしっかり来ないと、公営企業会計を含め県の財政に負担を強いることになるので、国の全額負担を基本とした制度となるよう、国に対し強く要望すべき」との意見がありました。

次に、宮崎県暴力団排除条例についてであります。

これは、社会全体で暴力団を排除する体制を強化することにより、暴力団の存在基盤を弱体化させ、県民の安全で平穏な生活を確保するものであります。本条例では、「暴力団を恐れない」「暴力団に資金を提供しない」「暴力団を利用しない」を基本理念として、暴力団の排除活動に自主的に、かつ相互の連携協力を図りながら取り組むなど、県民の責務を定めており、当委員会といたしましては、県内全市町村でも

同様の暴力団排除条例が制定され、暴力団排除運動が全県下に広がることを期待するものであります。

次に、平成22年度補正予算についてであります。

まず、教育委員会所管では、議案第41号関係で、一般会計52億2,500万円余の減額補正、特別会計5,600万円余の減額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた最終予算額は1,107億1,000万円余となります。

また、公安委員会所管では、議案第41号関係で一般会計13億1,800万円余の減額補正であり、議案第65号関係で一般会計5,900万円の増額補正となっております。この結果、最終予算額は一般会計274億6,200万円余となります。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 今回の東北地方太平洋沖地震で未曾有の被害に遭われまし

た方々に、心から深くお見舞い申し上げます。

議案第19号「宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例」に、反対の立場から討論いたします。

本条例の改正の理由として、「本県においては、宮崎県行財政改革大綱2007に基づき、総職員数1,000人の純減に努めてきた結果、条例に定める職員定数と実員数との差が大きくなったことから、実員数に合わせた改正を行うものである」とあり、具体的には、「知事部局の職員の定数を、6,039から680削減し、5,359とする」などとなっております。

反対する理由を数点挙げてみたいと思います。

まず、「実員数に合わせた改正」とありますが、そもそも職員の定数というものは、実員数に合わせた改正ではなく、各部局それぞれの職場の仕事量に応じた必要人数を積み上げた上での改正というものが本来の姿ではないでしょうか。口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳噴火など、たび重なる災害の中で働く職員の現状を御存じでしょうか。年休の取得率はどうなっていますか。時間外労働の実態はいかがでしょうか。病休者はふえていませんか。そのような、本県における「実員数に合わせる」という誤った定数の定め方による大きなしわ寄せが職員に及んでいます。

また、このような矛盾が端的にあらわれている一例が、本県の獣医師の数であります。政府の「平成21年度畜産統計」によると、本県の獣医師1人当たりの家畜の管理頭数、管理農家数は全国1位で飛び抜けています。例えて挙げれば、獣医師1人当たりの家畜の管理頭数、宮崎県1万5,342、鹿児島県1万2,504、3位が北海道、急激に落ちて8,708。全国平均は4,244です

から、1位宮崎県の1万5,342は異常な高さであると思います。

「実員数に合わせる」ということは、このようなゆがんだ職場の実態に目をつぶり、これをよしとするものであります。このような定数の定め方で果たしてよいのでしょうか。業務量の積算から求められた必要人数に定数を合わせるものが本来の姿であり、本条例の改正は本末転倒であると思います。これでは、優秀な職員が幾ら頑張っても、口蹄疫を含む防疫活動などさまざまな対応が不十分となることは火を見るよりも明らかです。職場の最前線で頑張っている職員の必要人数を積み上げて定めるべきであると思います。そういう意味で、今回の条例改正案には基本的な欠陥を感じます。

次に、「宮崎県行財政改革大綱2007」の由来の問題であります。この大綱は、2007年6月に、国の三位一体改革により地方交付税が大幅削減されたため、その対策として、意識改革、経営改革、入札改革、財政改革を柱に取り組んでこられました。私は、これまで一般質問等でもたびたびだしてきました。平成21年2月の定例議会では、小泉改革のブレーンの一人であった中谷巖氏の「竹中平蔵君、僕は間違えた」と題するショッキングな論文のことを紹介しました。その論文の中で彼が自戒して言うには、「私は、官僚との戦いに明け暮れるあまり、細部を思いやる心の余裕がなかったことを告白しなければならない。非常に残念なことだが、社会に生きる人々への視線が欠けていたのである」とあります。「社会に生きる人々への視線が欠けていた」——果たして三位一体改革なるものを今もなお引きずっていいものなのでしょうか。改革の方向を間違っていないか。真の地方自治を確立していくためには別な改革

の方向があるのではないかと。行財政改革大綱2007などの改革の方向性が間違っているとまでは言わないまでも、何か的を外しているような感じを抱きます。

私は、今日の日本の現状を考えた場合、本来の改革は、所得再配分機能の充実、高額所得者に対する累進課税の強化、そのことが景気回復につながるのではないかと訴えてきました。今日の日本は、デフレマインドの悪循環に落ち込んでいるのではないのでしょうか。各自治体が競って行革を争い、消費購買力を失わせ、ますます不景気のデフレスパイラルにはまっていって、そんな感じを抱きます。今回の全く根拠を持たない条例改正案は、県民が萎縮してしまうようなマイナスのアナウンスメント効果を自治体みずから発するだけであると思います。

最後に、このように定められた定数の中で、職員のモチベーションは下がってきており、不幸にもメンタルダウンして表情もなく家に閉じこもっている人のことを多く聞くようになりました。また、みずからの命を絶つ人もいます。知事から見れば、職員というものは、その保護者から預かった大事な大事な人材であります。知事には、保護者から預かった職員を我が子同然と思い、育て、慈しみ、立派な職員に成長させていくことも大きな義務があると思います。知事、知事から遠い位置にあり、最前線で懸命に働いている職員のことにも思いをはせてほしいと思います。もう一度言わせてもらうならば、職員は我が子同然であります。

以上のことを述べ、議員各位の御賛同をお願いし、討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。討論に先立ち、今回の東

日本大震災で、痛ましい犠牲となられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。今、何より求められている人命救助や原子力災害などの危険を除去するために、政府があらゆる手だてを尽くすことを強く求めるとともに、県も支援策を当然講じられることと思いますが、私どもも被災者の方々の苦しみにこたえる活動を行ってまいりたいと思います。

それでは、討論を行います。

まず、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計予算」、第19号「宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例」及び議案第20号、第21号、第30号から第34号、第63号について、反対の立場から討論いたします。

「平成23年度宮崎県一般会計予算」についてです。

本年度の当初予算は、一般会計で5,236億6,300万円、県債発行額は683億110万円、県債残高は1兆466億円に達する見込みで、公債費は3.4%増の986億8,200万円と、依然として厳しい財政状況に置かれています。県税収入は昨年と同額を確保していますが、自主財源比率は前年比を下回っており、依存財源である地方交付税、臨時財政対策債の合計で昨年を下回る状況です。国に対して、県民の暮らしを支える地方財政の安定のためにも、地方交付税の削減をやめ、もとに戻すよう要求すること、国の財政運営のあり方を正すことが求められます。県民は、口蹄疫、鳥インフルエンザ、そして新燃岳の火山灰被害と災害が集中する中で、地域経済の疲弊とともに厳しい生活状況に置かれています。こうした中で、県がどれだけ国の悪政の防波堤の役割を果たし、県民の暮らしを守っていくのか、地方自治体本来の役割、あり方が大き

く問われています。

本年度県予算では、若年者人材育成就職支援事業などの新規事業が提案され、積極面は見られますが、真に県民の立場に立ったものであるか、問題もあります。

第1に、福祉・医療の問題です。後期高齢者医療費負担金137億8,500万円、また、同制度安定化基金事業に5億7,100万円が計上されています。お年寄りを年齢で区別し、高い保険料と差別医療を押しつけている後期高齢者医療制度は、直ちに廃止すべきです。また、国民健康保険についても、保険料が高過ぎて払えない滞納世帯がふえ、保険証が交付されない世帯が病院にかかれない深刻な事態に及んでいる状況の中で、その解決のためにも、市町村国保に対する県の法定分以外の助成について、手当てすることが求められていると思います。また、3,000名もの高齢者の方々が入所を待っておられる特別養護老人ホームの整備、「日本一の子育て、子育て立県」にふさわしい事業展開を求めたいと思います。

第2に、商工費で、小規模事業者対策の補助金などは毎年減額され、ことしは1億7,300万円もの減額です。中小企業活性化事業費なども毎年減額され、本年度予算は1,300万円です。総体的に中小企業対策の予算は低く、もっと地元中小企業を支援して、雇用拡大にも結びつく施策が必要です。

第3に、農業関連では、価格補償や所得補償の予算が必要です。また、後継者対策の充実などで農家を直接支援することが、農業の再生・活性化を図る上で重要だと思います。そのためにも、不要不急の農業土木事業の見直しを図ることも必要です。

第4に、合併後の新市町村への支援費など、

5億7,000万円が計上されています。利益誘導での合併促進を図ってきた結果、さまざまな課題が生じています。その解消とともに、今後の合併のあり方を改めるべきと思います。

以上、新年度予算について、財政運営を含め、幾つかの問題点を述べましたが、自治体本来の仕事である「住民の健康と福祉の増進」に寄与するために、県民の苦難に心を寄せた行財政運営を、そのために必要な支出を図る予算執行を求めるものです。

次に、「宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例」についてです。

削減した職員実数と条例で定める職員定数に乖離が生じたとして、知事部局でいえば、定数6,039を680削減して5,359とするなど、実員数に職員定数条例を合わせるとしています。しかし、本来、職員定数条例とは、県の業務に必要な職員数を定めたものであるはずで、その職員定数を変更するには、まず、その合理的な根拠に基づいて条例で規定することが前提であって、削減した職員実数に条例を合わせるなどすることは、条例そのものが意味をなさなくなるのではないのでしょうか。こうした本末転倒な手法での定数削減を認めることはできません。

次に、「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

今回、特に、介護支援専門員の研修に関する諸手数料などは、昨年続く大幅な引き上げで、新たな負担を負わせることになり、認めることはできません。

次に、議案第20号及び第30号から第34号、第63号については、県営土地改良事業、林道事業、農林水産関係建設事業などの執行に伴う市町村負担金徴収についてです。

本来、国や県の直轄事業については、それぞ

れが責任を持って事業を執行することが当然であって、負担金の徴収はすべきではないと考えます。

次に、「宮崎県地域福祉支援計画の変更」及び「宮崎県環境基本総合計画の変更」についてです。

それぞれの議案に賛成するものですが、「地域福祉支援計画の変更」について、その計画の中でも述べてありますように、あらゆる分野での福祉サービスが措置制度から契約制度へ変わり、国や県からの権限移譲が進み、市町村の責任がより重要視されてきています。しかし、国や県の本来果たすべき公的責任はしっかりと果たし、住民福祉の充実に努めることが重要であることを指摘しておきたいと思います。

また、「環境基本総合計画の変更」については、良好な生活環境を守ることなどが目的にされておりますが、その中で、騒音については、さまざまな生活騒音がありますが、とりわけ新田原基地や宮崎空港における航空機騒音は、良好な生活環境を著しく阻害しているという問題も総合計画に位置づけるべきと考えます。

また、「平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)」について、賛成するものですが、318億4,800万円余の減額補正で、国庫補助の決定に伴うもの、執行残に伴うものとする減額補正が多数見られます。中でも、給与改定に伴う人件費の多額の減額は、職員の生活はもとより、地域経済にも影響を及ぼすことが懸念されるものです。また、民生費で、老人保健医療対策費や国民健康保険助成費、介護保険対策費などが多額の減額に、衛生費では、妊婦健康診査特別支援事業や難病の特定疾患医療扶助費などで、多額の減額措置がなされています。特にこうした予算は、県民の健康や暮らしに直接か

かわるものだけに、単に見込みが下回ったからなどとすることにとどめず、日常的に県民生活の状況を的確に把握し、制度の周知徹底を図りながら、県民の暮らしの向上に寄与できるように予算執行を行うことが大切であることを指摘しておきたいと思います。

一方、本補正予算は、国の経済・雇用緊急対策としての「地域活性化交付金」による「きめ細かな交付金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」などを、公共事業への充当や基金事業として新年度予算で具体化するとしており、また、子育て支援や口蹄疫復興対策なども含まれています。きめ細かに住民に活用され、雇用の拡大や地域の活性化、口蹄疫復興対策につながるよう、生きた予算の使い方になることを期待して賛成するものです。

最後に、請願です。時間がなくなりましたが、早口で行いますのでお願いします。

今回、「最低保障年金制度の制定を定める請願」など、すべての継続請願がまたも継続審査とされ、新規請願「2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願」も継続審査とされました。引き続き継続審査にするという点では、今回が最後の議会であり、事実上の廃案ということになります。最低でも結論を出すことが議会の務めであって、県民の皆さんの切実な思いをしっかりと議会が受けとめて、採択することを切に要望して討論いたします。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第20号、第21号、
第30号から第34号まで及び第63号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第20号、第21号、第30号

から第34号まで及び第63号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立・挙手]

○中村幸一議長 起立または挙手多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第19号採決

○中村幸一議長 次に、議案第19号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第18号まで、第22号から第29号まで、第35号から第62号まで、
第64号及び第65号採決

○中村幸一議長 次に、議案第2号から第18号まで、第22号から第29号まで、第35号から第62号まで、第64号及び第65号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第47号、第49号及び第50号採決

○中村幸一議長 次に、請願第47号、第49号及び第50号について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第38号、第45号及び第46号について、一括お諮りいたします。

各請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、各請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第40号及び第51号について、一括お諮りいたします。

両請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立・挙手〕

○中村幸一議長 起立または挙手多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉

会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 特別委員長調査結果報告

○中村幸一議長 次に、特別委員会の報告を議題といたします。

ただいまから特別委員長の調査結果報告を求めます。まず、産業振興対策特別委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、本県の産業振興対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。

その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国の経済は、海外経済の改善や各種施策の効果などを背景に景気の持ち直しが期待される所ですが、デフレの慢性化、高い失業率などにより、先行き不透明な状況が続いております。

本県においても例外ではなく、さらに昨年4月に発生した口蹄疫により、産業や雇用を取り巻く状況は、より一層厳しいものとなりました。

口蹄疫が発生したことで、農畜産業は大きな被害を受け、29万頭を超える家畜が殺処分され、産業の大きな柱を失った地域も出るなど、経済活動が滞り、雇用や生活にも甚大な影響がありました。

今回の口蹄疫の発生は、農畜産業への直接的

な影響にとどまらず、商工業や観光業にも影響を及ぼしており、無作為に抽出した商工業者を対象に実施した県のアンケート調査の結果を見ますと、業種的には、食肉関連の卸売業や飲食業、宿泊業の85%以上の事業所に影響があり、地域的には、口蹄疫の発生がなかった南那珂地域においても4割の事業所が影響ありと回答しており、その影響の大きさがうかがえます。

本県は、口蹄疫の発生により、3カ月ほどの期間で畜産業が危機的な状況に陥るさまを目の当たりにしました。

基幹産業である農畜産業は、地域の雇用を下支えし、地域経済の活性化に大きくかかわっています。また、観光など他の分野へ与える影響も大きいことから、今回の口蹄疫のような産業基盤そのものを揺るがす伝染病を発生させない環境づくりは、今後、農畜産業を初め、本県の産業の振興に当たり、非常に重要だと考えます。

このような状況の中、当委員会では、地域経済の活性化を図るため、「新産業創出」「地場産業育成」「観光振興」の3方向から産業振興の取り組みについて調査を行いました。

今後、グローバル化がより一層進んでいきますと、地域の産業も国際社会の動向に大きな影響を受けることとなります。

社会経済情勢の変化は一段と早くなり、本県の産業も激しい地域間・国際間の競争にさらされることとなります。

当委員会としましては、他県等との差別化や競争力の向上を図り、本県の産業を守り育てていくためには、新産業、地場産業、観光のいずれにおいても、本県の持つ資源や強みといった長所を生かせる分野に力を入れて伸ばしていくことが非常に重要だと考えております。

まず、「宮崎の特性を生かした新産業創出」についてであります。

地球温暖化防止に向けた取り組みが進む中、産業振興においても「環境にやさしい」という視点は不可欠であり、今後、環境や新エネルギーに係る分野は、成長産業の一つになると考えられています。

環境・新エネルギー分野は、日照時間が長い、バイオマス資源が豊かであるといった本県の特性が生かせる部分が多く、新産業の創出については、これらの分野において、積極的な施策の展開や産学官連携を図ることにより、活路が見出せるのではないかと考えております。

このような視点から、「太陽光発電」「電気自動車」「バイオマス」に関する取り組みを取り上げていますが、特に「電気自動車」につきましては、関連産業のすそ野が広く、雇用や経済に大きな影響力を持つ自動車産業に新たな需要が生まれ、産業の活性化や新たな事業の創出につながると期待できることから、当委員会では、電気自動車の普及に力を入れている京都府を訪問し、詳しく調査を行ったところであります。

京都府は、電気自動車等普及促進計画を策定しており、電気自動車の普及に伴う今後の目指すべき姿として、「低炭素社会のまちづくり・地域づくり」「EV・PHV関連ものづくり拠点の形成」「EV・PHV導入促進モデルの世界への情報発信・グローバル拠点の形成」の3つを掲げて積極的な普及の取り組みを行ってられました。

電気自動車の普及に当たっては、高い車両価格、短い航続距離などボトルネックとなる課題がありますが、当委員会としましては、他県に先んじて利用環境を整備することで、電気自動

車等の関連企業に対し、県の取り組み姿勢を強力にアピールすることになり、将来的な企業誘致につながる可能性があると考えております。

また、地場企業にとっても、新たな受注機会の生じる可能性が高まるなど、その発展に資するものであると期待をしているところであります。

次に、「宮崎の地域資源を生かした地場産業育成」についてであります。

ここでは、地域資源として豊富な農林水産資源を生かした取り組みを取り上げており、これら地域資源に高い付加価値を見出すことができ、商品を幅広く販売していくことができれば、地域経済の活性化につながるものと考えます。

このような観点から、地元産品の付加価値の向上と販路拡大に関する取り組みや、森林資源を生かした取り組みについて取り上げております。

特に、本県は県土の約8割が森林であることから、当委員会としましては、地球温暖化防止はもとより、森林整備などに経済的価値を与え、地元への利益還元が期待される取り組みということで、J—V E R制度について、県内で先駆的な取り組みを行っている諸塚村や、普及啓発活動を行っている大阪CDMネットワークを訪問し、詳しく調査を行いました。

諸塚村は、2009年に村のF S C森林認証林がJ—V E R制度に登録されており、「J—V E R制度は、きちんと間伐した森、しっかり施業した森に対してお金を循環させていこうという取り組みであり、頑張った者が評価されるシステムである。これによって、しっかりとした経営基盤がつくっていけないのではないか」との話がありました。

このJ—V E R制度は、導入から日が浅いこともあり、制度の継続が不透明であったり、申請に至るまでの準備手続に経費と期間を要したりと、まだまだ課題が多い分野ではありますが、制度が安定すれば、温暖化対策の手段というだけでなく、林業の活性化や地域の活性化にもつながる可能性を秘めた取り組みであると考えます。

最後に、「宮崎の強みを生かした観光振興」についてであります。

観光は、旅行業、宿泊業、輸送業、飲食業等、極めてすそ野の広い産業であり、その経済効果も極めて大きいことから、国においては、21世紀のリーディング産業と位置づけ、観光立国の実現を目指しています。

本県においても、観光を本県のポテンシャルを生かした成長産業と位置づけ、その振興を図ることとしております。

本県は、生産額ベースの食料自給率が全国1位という全国有数の食料生産県であることから、これをベースとした「食」が充実しており、また年間を通じた温暖な気候、恵まれた自然環境、充実したスポーツ施設等により、レジャーやスポーツに最適な環境が整っております。

国内外の他地域との差別化を図り、競争力を高めるためには、このような本県の強みを生かすことが観光振興にとっても重要だと考えており、ここでは、「食」と「スポーツ」を生かした取り組みについて取り上げております。

特に、「食」を生かした取り組みについては、延岡観光協会と飫肥の食べあるき・町あるき実行委員会を訪問し、観光客誘致の取り組みについて調査を行いました。

各地域で、地元の農林水産物を生かした

「食」など地域資源を活用しながらの誘客の取り組みが盛んになれば、県としても旅行商品の開発等に当たり、積極的にアピールできる材料がふえると考えます。

また、「食」を観光に生かすには、本県を訪れる動機の一つとなるほどの全国的な知名度を獲得する必要もあると考えます。

全国的に知名度の高い「食」のイベントとしては、B級御当地グルメ日本一を決める「B-1グランプリ」などがありますが、知名度の向上と地元の取り組みの活性化は相乗関係にあることから、マスコミ等を通して外向けにアピールできるイベントの開催などは、地元食の知名度向上に大きな効果があると考えております。

以上、当委員会の調査活動の概要を申し上げてきました。

冒頭でも申し上げましたが、本県の経済は、個人消費を中心に回復の兆しが見られるものの、有効求人倍率は長期間低迷を続け、産業や雇用を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

今後、口蹄疫のような産業基盤を揺るがす事態を二度と起こさせないよう、防疫や防災に係るきちんとした対応ができる力強い産業基盤を確立するとともに、宮崎の特性や資源、そして強みを生かせる分野で、他県に先んじた取り組みを行うこと、また、基幹産業である農林水産業を初め、さまざまな産業振興対策に力を入れていくことにより、本県における雇用の拡大や地域経済の活性化が図られていくことを切に願いまして、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、中山間地域振興対策特別委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員 [登壇] (拍手) 当委員会では、

中山間地域の振興に関する所要の調査活動を行ってまいりました。

調査結果につきましては、お手元の報告書のとおりであります。その概要を御報告申し上げます。

本県の中山間地域は、そこで暮らす人にとってかけがえのない生活の場であるとともに、神話や神楽に代表される個性豊かな文化をはぐくみ伝えています。

また、私たちが生きていく上で必要不可欠な食料、水の供給を初め、水源涵養、国土保全等の多面的機能を有し、特にバイオマス資源の供給源や炭素の吸収源として、低炭素社会の構築にも重要な役割を担うことが期待されております。

しかし、このような重要な機能を有する本県の中山間地域では、過疎化、高齢化が急速に進行し、将来の存続が危ぶまれる集落が見受けられるとともに、基幹産業である農林業の低迷や担い手の減少、さらには、鳥獣被害による生産意欲の減退等により、農地と森林が荒廃し、中山間地域の持つ多面的機能が著しく低下することが懸念されております。

県では、平成19年に設置された中山間地域振興対策特別委員会の提言に基づき、組織体制の整備を図るとともに、平成22年度の重点施策においても、緊急的な課題への対応として、中山間地域の活性化に積極的に取り組んでいるところでありますが、中山間地域は依然として厳しい状況にあり、さらなる対応策が求められております。

県が平成20年1月に実施した、集落の現状に関する調査結果によると、約7割の方が集落機能が今後さらに低下すると回答しております。

また、医療、買い物、交通等の利便性等の理

由から、約6割の方が集落の生活に満足していない状況です。

しかし、このような中でも、そこに住まわれる約7割もの方々が今後もそこに住み続けたいと回答しておりました。

当委員会では、人々がそこで生活を続けてこそ中山間地域のさまざまな機能の維持が図られるとの認識のもと、3つの事項について調査を行ってまいりました。

まず、「中山間地域の実態」についてであります。

当委員会は、高齢化率が高い市町村や「いきいき集落」を訪問し、中山間地域の抱える課題などを積極的に調査してまいりました。

中山間地域では、急速に進む高齢化に加え、過疎化に拍車がかかっていること、また、その根底で、中山間地域の方々の「あきらめ」や「不安感」が募り、地域の「魅力」や「誇り」までもが失われ、調査先では、「心までもが過疎化・高齢化」しつつある現状をお聞かせいただいたところです。

このようなことから、中山間地域では、地域間格差を是正し、安心して住み続けられる環境づくりに取り組むとともに、地域の内発的な活力を向上させ、そこに住む「意義」や「誇り」を生み出していくことが必要であります。

次に、「都市部との格差是正」についてであります。

「買い物対策」「交通対策」「子どもを生み育てる環境づくり」など、中山間地域の住民が集落生活の中で実際に不満を感じている格差を優先して是正する必要があると、また、定住自立圏構想への参加など、都市部との共栄や理解を図る取り組みも求められています。

さらに、住民だけでコミュニティーを維持す

ることが難しくなっている集落も存在することから、地域をみんなで協働して支える体制づくりが必要となっていると判断します。

3つ目の「中山間地域の活性化」についてであります。

疲弊する中山間地域を活性化させるためには、まずは、そこに人が集まる環境が必要であり、安心して生活を続けられる安定した収入や雇用の確保が不可欠であります。

また、さきに述べましたとおり、そこに住む「意義」や「誇り」を生み出し、集落の内発的な活力を高めることも必要であります。

当委員会では、中山間地域で新たに雇用を創出していくため、その地域ならではの地域資源をフル活用した観光開発や、6次産業化の推進による農産物の高付加価値化、そして、中山間地域に豊富に眠る新たなエネルギーの活用を促進する取り組みが必要と判断しました。

また、県内外の先進事例調査を通じて、地域の将来を住民自身が決定していくとの考えに基づいて、住民の自主的な地域づくりが促進されるよう、計画的に中山間地域の振興が図られなければならないとの結論に至りました。

これまで申し上げましたことを踏まえ、当委員会では、本県の中山間地域の振興に関して、県当局に対し次の提言を行います。

第1に、知事は、中山間地域の振興計画を策定し、それに基づいて行った施策を報告すること。

第2に、その施策自体の充実を図るため、現状把握の徹底など「調査及び研究」に努めること。

第3に、県民の声を可能な限り反映できる体制について再検討し、本県の実情に即した形で、施策を積極的に推進するための「体制の整

備」に努めることの3つであります。

さらに、当委員会では、中山間地域の将来を心から憂い、これらの提言を推進していくためにはどうしたらいいか、そして、中山間地域の方々に対して何ができるかについて、真剣に模索し議論いたしました。

その結果、中山間地域の施策を総合的かつ計画的に推進するため、「宮崎県中山間地域振興条例」を政策条例検討会議に全会一致で提案したところであります。

このため、当委員会が提案する条例案には、今申し上げました3つの提言を条例の大きな柱として位置づけるとともに、「地域の将来は住民みずからが決定するとの考え方」や、「住民の自主的かつ主体的な地域づくり」の促進を、「基本方針」の第1項に規定しているところがあります。

最後に、今後ますます中山間地域の過疎化・高齢化が加速することが見込まれる中で、この流れを変えていくためには、その地域を担う若者が育ち、そして、ふるさとを離れた若い世代も帰ってきたくなるような活力のある地域づくりが求められています。

本県の平成21年合計特殊出生率は1.61と、全国で2位と高い水準にあり、本県の平成15年から19年までの市町村別合計特殊出生率は、ほとんどの過疎市町村が1.61を超える状況です。つまり、統計上、1人の女性が一生の間に産む平均子供数は、都市部よりも過疎地域のほうが多いのです。

県内で合計特殊出生率が最も高い椎葉村では、地域ぐるみで子供を見守る風土がまだ残っていることを伺いました。

しかし、過疎地域においては、都市部より高校生から子育て世代までの割合が明らかに少な

いことからわかるように、若い世代は、高校のある市町村等への進学や就職等により、一度ふるさとを離れてしまうと、生まれ育った田舎には帰ってこなくなります。

西米良村の「おがわ作小屋村」での意見交換では、両親が販売用のみそ漬けづくりやユズ栽培に真剣に取り組んでいる家庭環境で育った40代の男性から、次のように伺いました。「私は、いつも頑張っている親の後ろ姿を見ながら育ったこともあり、行く行くは親の後を継いでもいいと考えている。親がしっかりしているところでは、後継者は育つと思う」と。現に、住民の自主的かつ主体的な取り組みを進める「おがわ作小屋村」には、次世代を担う若い世代が8名も帰ってきていました。

また、美郷町長も、「親が子供に自信の持てるまちづくりを目指すことこそ、担い手づくりにつながり、新しいまちづくりの原点となる」と言っておられました。

子供は親の後ろ姿を見て育ちます。ふるさとを離れた若者が、田舎にもう一度帰ってこようとするか、もう帰りたくないと思うかは、「地域で過ごすことの意義や生きがい」、そして「ふるさとを誇りに思う心」が、成長する過程でどれだけ子供たちに伝わったかにもあるのではないのでしょうか。

本県の中山間地域の振興に関する施策が総合的かつ計画的に推進されることによって生み出された住民の「誇り」が地域の担い手育成につながるとともに、ふるさとを離れた若い世代も帰ってきたくなるような「いきいき」とした活力ある集落が県内各地にふえることで、安心して住みよい社会が連綿と続いていくことを祈念いたします。報告といたします。

(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、医療対策特別委員会、松田勝則委員長。

○松田勝則議員〔登壇〕(拍手) 医療対策特別委員会でございます。当委員会では、医療対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。

その活動経過につきましては、お手元の報告書のとおりですが、ここで、その概要を御報告申し上げます。

本県では、地域の中核病院において診療科を休診せざるを得ない状況が生じるとともに、小児科や産婦人科等の特定診療科における医師不足や医師の地域偏在といった問題を抱えており、県としても、平成22年度の重点施策の一つに「地域医療の再生」を掲げ、さまざまな施策を実施されております。

医師不足の原因の一つとして考えられるのが、平成16年度から始まった新臨床研修制度の導入による影響です。このことにより、臨床研修医が都市部に集中することとなり、地方の大学病院や研修病院に在籍する臨床研修医が減少したため、これまで地域の中核病院に医師を派遣していた大学の医師派遣機能が低下してきています。

その他の原因としては、患者の病院志向や夜間・休日診療の受診増による病院勤務医の勤務環境の悪化、医師の専門分野の細分化等が考えられます。

また、歯科口腔保健については、高齢者や介護を要する者等への口腔ケアが重要であることや、歯周病と全身の健康との関連性が近年注目されていることから、歯と口腔の健康づくりに対する一層の取り組みが求められております。

さらに、救急現場の疲弊を和らげるための民間救急(患者等搬送事業)の導入や、病気を未

然に防ぐためのワクチン接種の推進についても調査検討を行っていく必要があると考えました。

このような認識のもとで、当委員会では、「医療体制(医師確保・救急医療等)に関すること」「歯・口腔条例(仮称)に関すること」「民間救急の導入、ワクチン接種の公的助成に関すること」の3つを調査事項として決定し、調査活動を行ってまいりました。

まず、「医療体制(医師確保・救急医療等)について」では、特に医師確保対策について重点を置き、調査を行いました。

調査を進める中で、新臨床研修制度による臨床研修医の都市部集中や、リスクの高さ等から小児科医・産科医等の特定の診療科に携わる医師が少なくなっていることについては、本県だけではなく全国的な問題となっていること、また、僻地医療を抱える本県では、頻度の高い多疾患や外科疾患に対応できる、いわゆる総合医が強く求められていることなどがわかってまいりましたが、これらの問題の根本的な解決には、国の抜本的な対策が必要であるとの認識に至ったところであります。

このため、当委員会から、平成15年以来となる特別委員会発議の意見書、「地域医療体制の充実・強化を求める意見書(案)」を本会議に提出することを決定したところであります。

また、県に対しましては、喫緊の課題である医師の確保を図るため、医師の地域偏在の解消や若手医師・臨床研修医の確保として、宮崎大学医学部に設置しております地域枠・地域特別枠の有効活用や医師修学資金貸与制度の充実、医学部医学科進学志望者の支援、臨床研修プログラムの充実と学生へのアピールを、また、自治医科大学卒業医師の県内定着に向けた取り組

みや女性医師の確保、医師の勤務環境の改善、医師確保に特化した専門部署の設置について、それぞれの項目ごとに提言を行っております。

これらの項目の中で、2点について提言の概要を述べたいと思います。

1点目は、臨床研修プログラムの充実と学生へのアピールについてであります。

研修希望者が募集定員を大幅に上回っております長野県のJA厚生連佐久総合病院では、初期研修の特徴として、「プライマリーケア（初期診療）を重視し、総合診療方式を採用していること。高度医療から在宅ケア・診療所医療まですべての分野を網羅した研修が可能であること。体系的外来研修プログラムを設けていること」などの説明を受けました。

また、「宮崎大学医学部出身の臨床研修医が、佐久総合病院を研修先に選択した理由として、教育体制の充実を挙げた」とのお話を伺ったところであります。

ここに、研修プログラムの充実を図るヒントがあるのではないかと思います。研修希望者のニーズに合った研修プログラムについて、関係機関との連携を密にし、内容の充実を図っていただきたいと考えます。

また、長野県では、「東京で開催された臨床研修病院合同説明会に、県内から20の臨床研修病院が参加し、この場で参加医学生一人一人に声をかけながら、116名の医師を確保した」との説明を受けましたが、このような合同説明会は、医学生への貴重なPRの場であると考えますので、県においては、県内の臨床研修病院を先導し、積極的にこのような場を活用していただくよう要望いたします。

2点目は、医師確保に特化した専門部署の設置についてであります。

長野県では、平成20年2月に、医師を室長とした「医師確保対策室」を設置し、「従来からの施策に加え、関係機関から小まめに情報を得ながら、より機動的かつ直接的に大学や医療機関、医師個人への訪問機会をふやし、一人でも多くの医師に長野県で勤務していただくための取り組みを行っており、医師確保対策室設置後に47名の医師を確保している」との説明を受けたところであります。

県においては、医師確保に係る施策を総合的に展開していくための専門の組織体制を早急に構築し、諸課題の解決に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、「歯・口腔条例（仮称）について」では、歯科口腔に関する現状調査や取り組み、条例の必要性等について、宮崎県歯科医師会との意見交換会の開催や県内外の調査を行ってまいりました。

調査を進める中で、本県における子供の虫歯数が他県に比べて多いことや歯周疾患検診の受診率が低いこと、また、歯科疾患と糖尿病を初めとした他疾患との因果関係が報告されており、歯・口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることがわかってまいりました。

当委員会として、口腔ケアの重要性・必要性を強く感じたところであり、歯科口腔保健対策のより一層の取り組みを図るための条例が必要であるとの認識に至ったところであります。

条例案の内容では、「フッ化物」の取り扱いについて、委員の中から慎重な意見や、より踏み込んだ意見が出されましたので、特に慎重に慎重を重ねて調査を行ってまいりました。

また、パブリックコメントや市町村、関係団体に対して意見照会を行い、提出いただきましたし

平成23年3月14日(月)

た意見等について協議しながら、歯・口腔の健康づくりに関する計画の策定と施策の実施や、総合的かつ計画的な施策の推進を図ること等を定めた「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例(案)」を作成したところであり、この条例案を当委員会から本会議に提出することを決定したところであります。

さらに、「民間救急の導入、ワクチン接種の公的助成について」では、救急利用状況の実態把握や、救急搬送の適正利用及び患者等搬送事業(民間救急)の周知啓発に努めていただくとともに、任意接種ワクチンについては、定期接種化等について引き続き国に対して要請を行っていただきたいと思います。

このように、当委員会は、医師確保対策や歯・口腔条例等を調査事項として決定し、これらの課題解決に向けた活動を行ってまいりましたが、医療対策については今回の調査事項以外にもさまざまな課題があることから、「看護師等のメディカルスタッフに関する調査や、地域医療を確保するための条例、がん対策基本条例等についても、今後、特別委員会を設置して検討していく必要があるのではないか」との意見が委員から出されたところであります。

最後に、医療対策について調査を進める中で、国において解決すべきもの、県、市町村、県民等が取り組むべきさまざまな課題を抱えていることがわかりました。県においても、提言を踏まえ、国に対して必要な要望を行うとともに、市町村、県民、医療機関等とも連携しながら、一体となって取り組んでいただくよう要望いたします。

以上、当委員会の1年間の調査内容及び活動について総括して御報告申し上げ、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成23年3月14日

宮崎県会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

県会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例

議員発議案第4号

領域警備に関する法整備を求める意見書

議員発議案第5号

郵政サービスの維持・確保を求める意見書

議員発議案第6号

公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書

議員発議案第7号

若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書

平成23年3月14日

宮崎県会議長 中村 幸一 殿

提出者 厚生常任委員長 中野 明
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第8号

医師臨床研修制度の見直しに関する意見書

平成23年3月14日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 中山間地域振興対策特別委員長
宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

宮崎県中山間地域振興条例

平成23年3月14日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 医療対策特別委員長 松田 勝則
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第10号

宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例

議員発議案第11号

地域医療体制の充実・強化を求める意見書

◎ 議員発議案第3号から第11号まで

追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第3号から第11号までの各号議案を日

程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第3号から第8号まで及び第11号の各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第4号「領域警備に関する法整備を求める意見書」、第5号「郵政サービスの維持・確保を求める意見書」について、反対の立場から討論いたします。

まず、「領域警備に関する法整備を求める意見書」についてです。

尖閣諸島の日本の領有については、歴史的にも国際法上も明確な根拠があり、中国の主張には正当性がないことは申し上げるまでもありません。尖閣諸島をめぐる紛争問題を解決するために何よりも必要なことは、政府が、尖閣諸島の領有の歴史上、国際法上の正当性について、国際社会及び中国政府に対して、理を尽くして主張することです。

この点で、歴代の日本政府の態度には、1972

年の日中国交正常化以来、本腰を入れて日本の領有の正当性を主張してこなかったという弱点があります。今回の事件でも、民主党政権は、「国内法、司法で対処する」と言うだけで、肝心の外交的主張を怠ってきました。日本政府は、このような態度を改め、歴史的事実、国際法の道理に即して、尖閣諸島の領有の正当性を、国際社会と中国政府に堂々と主張する外交努力を強めることこそ求められています。

「憲法を変えて戦争に行こうという世の中にしないための18人の発言」という岩波ブックレットを御存じでしょうか。このブックレットの中で、女優の吉永小百合さんは、「命を大切にすることは、憲法9条を大切にすること。国際紛争を解決する手段として、武力の行使を絶対にしないと定めた憲法は、人間の命をととぶすばらしいものです」「武器ではなく憲法9条こそが、私たちを守ってくれます」と述べておられます。紛争の解決を軍備や武力に頼るのではなく、非軍事的措置で、あくまでも外交努力を粘り強く重ねることが、根本的解決の近道だと考えるものです。

とりわけ、今回の東日本大震災で、世界各国から支援の申し入れがなされていることが報じられておりますが、こうした国際連帯を大切にすることこそ重要なことです。本意見書が求める領域警備に関する法整備を講じることに賛成することはできません。

次に、「郵政サービスの維持・確保を求める意見書」についてです。

本意見書案では、前段で、「郵政改革法案」について、「全国において公平に利用できることを確保するためのもの」だとしています。確かに法案では、郵政持ち株会社、郵便事業会社と郵便局会社を統合した新日本郵政株式会社に、

金融の全国一律を課すとしています。

しかし、新日本郵政株式会社も、郵便局に金融サービスを提供するゆうちょ銀行も、かんぽ生命も、利潤追求の株式会社です。しかも、ゆうちょ銀行、かんぽ生命は、銀行法、保険業法上の民間会社であり、全国一律サービスの義務づけはありません。採算がとれない地域に金融サービスを株式会社に義務づける制度設計には、そもそも根本的に矛盾があり、現実的ではありません。

加えて、新日本郵政株式会社が保有する金融2社の株式は3分の1に過ぎず、全国一律サービス義務に基づく経営方針を金融2社に徹底することもできません。これでは、金融のユニバーサルサービスの保障を求める国民の声にこたえられず、民営化の見直しとは言えません。

したがって、意見書案で述べられているように、郵政改革法案が前提というのでは、小泉内閣の郵政民営化法によって廃止された金融のユニバーサルサービス義務を回復し、保障するものには到底なり得ないと考えるものです。このような立場から、本意見書案に賛成できないことを申し述べ、私の討論といたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第4号及び第5号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第4号及び第5号について、一括お諮りいたします。

両案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立・挙手〕

○中村幸一議長 起立または挙手多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第3号、第6号から第8号
まで及び第11号採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第3号、第6号から第8号まで及び第11号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第9号提案理由説明

○中村幸一議長 次に、議員発議案第9号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。中山間地域振興対策特別委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕 議員発議案第9号「宮崎県中山間地域振興条例」について、発議者を代表しまして、その提案理由を御説明申し上げます。

先ほどの特別委員会委員長報告で御報告させていただきましたとおり、中山間地域振興対策特別委員会では、昨年4月に委員会が設置されて以降、積極的に本県の中山間地域の実態把握に努めてまいりました。

中山間地域では、急速に進む高齢化に加え、教育や医療などの日常生活に関する都市部との大きな格差や想定を超える自然災害等により、過疎化に拍車がかかっておりました。

この中で、豊かで安心して住みよい持続可能な地域社会の実現に資するためには、県や市町村、県民等が一体となり、中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要であるとの認識を持

つに至りました。

このようなことから、県、市町村及び県民等が協働して中山間地域の振興を図ることについて、最大限の努力をすることを決意し、お手元に配付しております「宮崎県中山間地域振興条例」について、委員会として、全会一致で提案することを決定したところでございます。

条例の主な内容であります。まず、1点目といたしましては、本県における中山間地域の定義を、過疎法など「地域振興5法」の対象地域からさらに広げたものとし、それを包含するものとしております。

2点目としまして、中山間地域の振興に関する「基本方針」や「県の責務、市町村及び県民等の役割」を定めるとともに、知事が「振興計画」を策定し、毎年、その計画に基づき講じた主な施策を議会に報告することとしております。

さらに、3点目としまして、中山間地域の施策の充実を図るための「調査及び研究」や施策を積極的に推進するための「体制の整備」に努めることとしております。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。〔降壇〕

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 議員発議案第9号採決

○中村幸一議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第9号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第10号提案理由説明

○中村幸一議長 次に、議員発議案第10号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。医療対策特別委員会、松田勝則委員長。

○松田勝則議員〔登壇〕 議員発議案第10号「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」について、発議者を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

先ほどの特別委員会委員長報告で御報告いたしましたとおり、医療対策特別委員会では、昨年4月に委員会が設置されて以降、「歯・口腔条例（仮称）に関すること」を調査項目の一つに決定し、歯科口腔保健に関する現状や取り組み、条例の必要性等について調査してまいりました。

この中で、本県における子供の虫歯数が他県に比べて多いことや、歯周疾患検診の受診率が低いことなどから、歯科保健対策のより一層の取り組みが必要であるとの認識に至ったところでもあります。

また、歯科疾患と糖尿病を初めとした他疾患との因果関係が報告されており、歯・口腔の健

康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることから、口腔ケアの重要性、必要性を強く感じたところであり、このことを広く県民に周知しなければならないとの認識に至ったところでもあります。

このようなことから、お手元に配付しております「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」について、委員会として全会一致で提案することを決定したところでありますが、この条例は、歯・口腔保健に関する「基本理念」や「県の責務」「市町村との連携協力等」「保健、医療、福祉、教育等に関する者の役割」「県民の役割」「市町村への支援等」などを定めるとともに、知事が「歯科保健推進計画」を策定し、県が講じた施策の実施状況について、その概要を公表すること等により、生涯にわたる県民の健康の増進に寄与することができるものと考えております。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許しま

す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第10号「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」について、賛成の立場で討論をいたします。

「歯・口腔の健康づくり」を推進することは、健康な体を維持する上でも重要なことであって、そのための条例づくりに異議はありません。

しかし、先ほど、特別委員長の御報告でもありましたように、フッ素については、発がん性や歯フッ素症、骨フッ素症、アレルギーなどの害が指摘もされているところで、その効果や安全性について賛否両論あることは御承知のとおりです。

また、WHO（世界保健機関）は、「6歳未満の子供には禁忌である」とし、フッ化ナトリウムについて、「この品目の公衆衛生上の当面の問題性及び関連性及び有効性、安全性には疑問がある」としています。

こうしたさまざまな見解がある中で、フッ化加工物に関しては、より慎重な対応をしていたくことが強く求められていると思います。

こうした点を指摘し、また要望し、本条例が「歯・口腔の健康づくり」に貢献できることを期待して討論といたします。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第10号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

議員発議案第10号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よっ

て、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 副知事就任あいさつ

○中村幸一議長 ここで、3月3日付で副知事に就任されました牧元幸司氏にごあいさつをいただきたいと思います。

牧元副知事、御登壇願います。

○副知事（牧元幸司君）〔登壇〕 発言をお許しいただきまして、ありがとうございます。

今、御紹介ございましたように、3月3日付で本県副知事に就任させていただきました牧元幸司でございます。県議会の皆様方の御指導をいただきながら、微力ではございますが、河野知事を補佐いたしまして、本県の再生・復興・発展に全力を尽くす所存でございますので、どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

◎ 知事発言

○中村幸一議長 ここで、知事から発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきまして、一言発言をさせていただきます。

今回の東北地方太平洋沖地震につきましては、想定をはるかに上回る巨大地震、そして津波の発生により、東北地方を中心として、筆舌に尽くしがたいほどの甚大な被害が発生しております。お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

本県では、昨年の口蹄疫、そして高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火という一連の災害の中で、全国から温かい御支援を賜り、さまざまな面にわたって助けていただくとともに、

大いに勇気づけられ、励まされたところであり
ます。このような経験をした本県といたしまし
ては、今回の地震、津波災害に際し、被災され
た地域の方々に、宮崎県として、県民の皆様と
ともに感謝の思いを持って、できる限りの支援
をしてまいりたいと考えております。

なお、今回の地震、津波に関しましては、県
内での人的被害はありませんでしたが、今後、
想定されております規模の大きな余震を初め、
東南海・南海地震や日向灘地震、さらには新燃
岳の噴火等への備えもいま一度再確認し、万全
なものにしていくことが重要と考えておりま
す。

県民の皆様におかれましても、改めて、避難
場所や避難経路の確認、非常持ち出し品の
チェック、津波ハザードマップの確認など、自
助の取り組み、さらには、高齢者など災害時要
援護者に対する支援など、自主防災組織等を中
心とした共助の取り組みを点検・実施してい
たいただきますようお願いいたします。

県議会及び県民の皆様におかれましては、被
災地域への支援とともに、本県での地震、津波
を初めとする災害への備えにつきまして、今後
とも、御理解、御協力を賜りますよう、よろし
くお願い申し上げます。(拍手) [降壇]

◎ 閉 会

○中村幸一議長 閉会に当たりまして、一言ご
あいさつを申し上げます。

本日をもって、4年間の任期の最後の県議会
が閉会となります。

この4年間、実にさまざまな歴史に残る出来
事がありました。特に昨年からは、口蹄疫、鳥
インフルエンザ、新燃岳噴火と、本県に次々と
災難が降りかかりました。

県議会も執行部とともに難局を乗り越えるべ
く、本県の再生・復興に向け、スピード感を
持って、できる限りの対応をしてまいりまし
た。

また、県議会として、議会改革も積極的に
行ってまいりました。特に議員定数の削減で
は、45名を39名とし、年額約1億4,000万円の経
費削減が図られることとなりました。

新知事、新副知事も誕生いたしました。今後
は、お二人のリーダーシップのもと、執行部を
引っ張っていただき、県議会とともに、この宮
崎県の発展に努めていただきたいと思います。

また、今期をもって勇退される米良議員を初
め9名の皆様には、それぞれ長年にわたり、県
勢の発展と県民福祉の向上に多大なる御貢献を
いただきました。その御功績に対しまして、敬
意と感謝を申し上げます。今後は、それぞれ
のお立場で御活躍いただき、県政、県議会を見
守っていただきながら、御指導、御鞭撻をい
ただけますと幸いです。

最後に、私ごとですが、この2年間、井本、
萩原、蓬原副議長とともに、県議会議長として
議会運営に微力ながら尽くさせていただきました。
議員各位の深い御理解、御支援のもと、そ
の任を全うできますことを、この場をかりまし
て厚く御礼申し上げます。

次の選挙で立候補される皆さんには、全員が
御当選を果たされ、再びこの議場でお会いでき
ますことと、皆様方の今後の御健勝と県勢のま
すますの発展を祈念いたしまして、閉会といた
します。ありがとうございました。(拍手)

午後0時19分閉会

資

料

平成23年2月定例県議会日程

26日間

月日	曜	区分	議事	備考	
2. 17	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
18	金	休会	(議案調査)		
19	土		(閉庁日)		
20	日				
21	月	休会	(議案調査)	代表質問通告締切 12:00	
22	火			一般質問通告締切 12:00	
23	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30	
24	木				
25	金			一 般 質 問	請願締切 12:00
26	土		(閉庁日)		
27	日				
28	月	本会議	一 般 質 問		
3. 1	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)	
2	水			一 般 質 問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
3	木	休会	常 任 委 員 会		
4	金				
5	土		(閉庁日)		
6	日				
7	月	休会	常 任 委 員 会		
8	火				
9	水			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
10	木			特 別 委 員 会	議会運営委員会
11	金			(議事整理)	
12	土		(閉庁日)		
13	日				
14	月	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30	

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 河野俊 殿



議案の送付について

平成23年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成23年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成23年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第4号 平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第5号 平成23年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第6号 平成23年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第7号 平成23年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第8号 平成23年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第9号 平成23年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第10号 平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計予算
- 議案第11号 平成23年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第12号 平成23年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第13号 平成23年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 平成23年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第15号 平成23年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第16号 平成23年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第17号 平成23年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第18号 平成23年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第19号 宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 知事等の給与の特例に関する条例
- 議案第23号 宮崎県就農支援資金特別会計条例
- 議案第24号 宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金条例
- 議案第25号 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 宮崎県暴力団排除条例
- 議案第29号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第30号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第31号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について

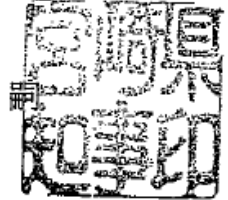
- 議案第32号 国営都城盆地土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第33号 国営綾川二期土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第34号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第35号 宮崎県総合計画の変更について
 議案第36号 宮崎県産業科学技術振興指針の変更について
 議案第37号 宮崎県国際化推進プランの変更について
 議案第38号 宮崎県地域福祉支援計画の変更について
 議案第39号 宮崎県環境基本総合計画の変更について
 議案第40号 宮崎県森林・林業長期計画の変更について
 議案第41号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）
 議案第42号 平成22年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第43号 平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第2号）
 議案第44号 平成22年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第45号 平成22年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（1号）
 議案第46号 平成22年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正
 予算（第1号）
 議案第47号 平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
 議案第48号 平成22年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第49号 平成22年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第50号 平成22年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第51号 平成22年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第52号 平成22年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第53号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
 議案第54号 宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例
 議案第55号 宮崎県新しい公共支援基金条例
 議案第56号 宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
 議案第57号 宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例
 議案第58号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
 議案第59号 宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止する条例
 議案第60号 工事請負契約の締結について
 議案第61号 工事請負契約の締結について
 議案第62号 工事請負契約の締結について
 議案第63号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について

（文書取扱 財政課）

215-1413
平成23年2月23日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 河野俊 殿



議案の送付について

平成23年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第65号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第11号）

（文書取扱 財政課）

215-1413
平成23年2月23日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



議案の送付について

平成23年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第66号 副知事の選任の同意について
- 議案第67号 監査委員の選任の同意について
- 議案第68号 監査委員の選任の同意について

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

2月23日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	萩原 耕三	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	中野 一則	13:00~15:00	

2月24日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
3	新みやぎ	田口 雄二	10:00~12:20	休憩
4	社会民主党	鳥飼 謙二	13:20~15:10	休憩
5	公明党	長友 安弘	15:20~16:50	

* 会派別の質問時間

自由民主党	120分以内
新みやぎ	70分以内
社会民主党	55分以内
公明党	45分以内

平成23年2月定例会

一般質問時間割

2月25日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	新みやざき	西村 賢	10:00~11:00	
2	公明党	河野 哲也	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	宮原 義久	13:00~14:00	
4	新みやざき	井上紀代子	14:00~15:00	

2月28日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	外山 衛	10:00~11:00	
6	社会民主党	太田 清海	11:00~12:00	休憩
7	新みやざき	松田 勝則	13:00~14:00	
8	自由民主党	横田 照夫	14:00~15:00	

3月1日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自民党鳳凰の会	坂口 博美	10:00~11:00	
10	社会民主党	高橋 透	11:00~12:00	休憩
11	新みやざき	徳重 忠夫	13:00~14:00	
12	自由民主党	武井 俊輔	14:00~15:00	

3月2日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	社会民主党	外山 良治	10:00~11:00	
14	自由民主党	米良 政美	11:00~12:00	休憩
15	公明党	新見 昌安	13:00~14:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成23年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成23年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	平成23年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第4号	平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第5号	平成23年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第6号	平成23年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第7号	平成23年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算			可決		
第8号	平成23年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算			可決		
第9号	平成23年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第10号	平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計予算				可決	
第11号	平成23年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第12号	平成23年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第13号	平成23年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第14号	平成23年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第15号	平成23年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第16号	平成23年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 1 7 号	平成 2 3 年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第 1 8 号	平成 2 3 年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第 1 9 号	宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例	可決				
第 2 0 号	県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例				可決	
第 2 1 号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決	可決	可決	
第 2 2 号	知事等の給与の特例に関する条例	可決				
第 2 3 号	宮崎県就農支援資金特別会計条例				可決	
第 2 4 号	宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金条例		可決			
第 2 5 号	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例		可決			
第 2 6 号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第 2 7 号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例			可決		
第 2 8 号	宮崎県暴力団排除条例					可決
第 2 9 号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第 3 0 号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第 3 1 号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第 3 2 号	国営都城盆地土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第 3 3 号	国営綾川二期土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 3 4 号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第 3 5 号	宮崎県総合計画の変更について	可決				
第 3 6 号	宮崎県産業科学技術振興指針の変更について	可決				
第 3 7 号	宮崎県国際化推進プランの変更について	可決				
第 3 8 号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について		可決			
第 3 9 号	宮崎県環境基本総合計画の変更について				可決	
第 4 0 号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について				可決	
第 4 1 号	平成 2 2 年度宮崎県一般会計補正予算（第 1 0 号）	可決	可決	可決	可決	可決
第 4 2 号	平成 2 2 年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第 1 号）	可決				
第 4 3 号	平成 2 2 年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第 2 号）				可決	
第 4 4 号	平成 2 2 年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第 1 号）				可決	
第 4 5 号	平成 2 2 年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）			可決		
第 4 6 号	平成 2 2 年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第 1 号）			可決		
第 4 7 号	平成 2 2 年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第 3 号）			可決		
第 4 8 号	平成 2 2 年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）				可決	
第 4 9 号	平成 2 2 年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）				可決	

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第50号	平成22年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第51号	平成22年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第52号	平成22年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)					可決
第53号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第54号	宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例	可決				
第55号	宮崎県新しい公共支援基金条例	可決				
第56号	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第57号	宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例		可決			
第58号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例			可決		
第59号	宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止する条例				可決	
第60号	工事請負契約の締結について				可決	
第61号	工事請負契約の締結について			可決		
第62号	工事請負契約の締結について			可決		
第63号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第64号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 6 5 号	平成 2 2 年度宮崎県一般会計補正予算 (第 1 1 号)	可決	可決	可決	可決	可決


[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 3 8 号	宮崎地方最低賃金改正についての請願			継続		
第 4 0 号	認定こども園への事業費の継続と幼児教育無償化に関する請願		継続			
第 4 5 号	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書提出を求める請願		継続			
第 4 6 号	最低保障年金制度の制定を求める請願		継続			
第 4 7 号	がん対策推進条例の早期制定についての請願		採択			
第 4 8 号	技能士活用に関する請願			継続		
第 4 9 号	個人住民税における寄付金控除の対象としての更生保護法人の指定についての請願	採択				
第 5 0 号	医師臨床研修制度見直しに関する意見書提出を求める請願		採択			
第 5 1 号	2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願		継続			


平成23年3月9日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

総務政策常任委員

鳥飼 謙 

賛成者

前屋敷 恵美 

少数意見報告書

3月9日の総務政策常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第67条第2項の規定により報告します。

記

1 議案番号 第19号
件名 宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例

2 意見の要旨

留保の理由は、この条例で職員の定数を削減する根拠が不明確なことである。

職員の定数は業務量の積算から定められるべきものであり、一例ではあるが、家畜保健衛生所の獣医師一人当たりの管理家畜頭数及び管理農家数は全国で最も多くなっている。口蹄疫の発生や鳥インフルエンザの多発等、原因は究明されていないものの防疫体制が不十分であったことは容易に類推されるところであり、全国と比較しても職員にかかる業務負担は明らかに大きい。

人員を減らした結果を定数とすることは認められないことであり、まずは、職員を削減するための根拠を示すことが必要であると考えます。

(注) この報告書は、委員長を経由して議長に提出する。

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成23年2月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	県民政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第40号 認定こども園への事業費の継続と幼児教育無償化に関する請願 請願第45号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書提出を求める請願 請願第46号 最低保障年金制度の制定を求める請願 請願第51号 2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願 福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第38号 宮崎地方最低賃金改正についての請願 請願第48号 技能士活用に関する請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成23年度宮崎県一般会計予算	3月14日・可決
" 第2号	平成23年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	"
" 第3号	平成23年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算	"
" 第4号	平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	"
" 第5号	平成23年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	"
" 第6号	平成23年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	"
" 第7号	平成23年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	"
" 第8号	平成23年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	"
" 第9号	平成23年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	"
" 第10号	平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計予算	"
" 第11号	平成23年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	"
" 第12号	平成23年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	"
" 第13号	平成23年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	"
" 第14号	平成23年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	"
" 第15号	平成23年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	"
" 第16号	平成23年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	"
" 第17号	平成23年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	"
" 第18号	平成23年度宮崎県立病院事業会計予算	"
" 第19号	宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例	"
" 第20号	県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第22号	知事等の給与の特例に関する条例	"
" 第23号	宮崎県就農支援資金特別会計条例	"
" 第24号	宮崎県医師・看護師等育成・確保・活用基金条例	"
" 第25号	宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	"

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	3月14日・可 決
" 第27号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	"
" 第28号	宮崎県暴力団排除条例	"
" 第29号	包括外部監査契約の締結について	"
" 第30号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	"
" 第31号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	"
" 第32号	国営都城盆地土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について	"
" 第33号	国営綾川二期土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について	"
" 第34号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	"
" 第35号	宮崎県総合計画の変更について	"
" 第36号	宮崎県産業科学技術振興指針の変更について	"
" 第37号	宮崎県国際化推進プランの変更について	"
" 第38号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について	"
" 第39号	宮崎県環境基本総合計画の変更について	"
" 第40号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について	"
" 第41号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）	"
" 第42号	平成22年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	"
" 第43号	平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第2号）	"
" 第44号	平成22年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）	"
" 第45号	平成22年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（1号）	"
" 第46号	平成22年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）	"

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第47号	平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算 (第3号)	3月14日・可決
" 第48号	平成22年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算 (第1号)	"
" 第49号	平成22年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予 算(第1号)	"
" 第50号	平成22年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予 算(第1号)	"
" 第51号	平成22年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)	"
" 第52号	平成22年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算 (第1号)	"
" 第53号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正す る条例	"
" 第54号	宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例	"
" 第55号	宮崎県新しい公共支援基金条例	"
" 第56号	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正 する条例	"
" 第57号	宮崎県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する 条例	"
" 第58号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を 改正する条例	"
" 第59号	宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止す る条例	"
" 第60号	工事請負契約の締結について	"
" 第61号	工事請負契約の締結について	"
" 第62号	工事請負契約の締結について	"
" 第63号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収 について	"
" 第64号	公の施設の指定管理者の指定について	"

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第65号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第11号）	3月15日・可 決
〃 第66号	副知事の選任の同意について	3月2日・同 意
〃 第67号	監査委員の選任の同意について	〃
〃 第68号	監査委員の選任の同意について	〃
議員発議案 第1号	高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書	2月17日・可 決
〃 第2号	新燃岳の噴火災害対策に関する意見書	〃
〃 第3号	県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例	3月14日・可 決
〃 第4号	領域警備に関する法整備を求める意見書	〃
〃 第5号	郵政サービスの維持・確保を求める意見書	〃
〃 第6号	公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書	〃
〃 第7号	若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書	〃
〃 第8号	医師臨床研修制度の見直しに関する意見書	〃
〃 第9号	宮崎県中山間地域振興条例	〃
〃 第10号	宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	〃
〃 第11号	地域医療体制の充実・強化を求める意見書	〃

議員發議條例、意見書

高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書

本県では、1月22日に宮崎市で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されて以降、懸命の防疫対策にもかかわらず、県内各地で感染事例が相次いでいる。

養鶏農家等においては、鶏や卵の処分や移動制限によって、その経営に大きな打撃を被っているが、特に口蹄疫が発生した児湯地区においては、口蹄疫からの再生・復興がようやくスタートしたばかりであり、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生は、地域や県民生活に計り知れない影響を与えることが懸念される。

また、県や市町村にあっては、口蹄疫対策や新燃岳噴火対策とも相まって、厳しい財政状況の中、財源の確保に苦慮している状況である。

よって、国においては、本県養鶏農家等の経営安定と県民生活の安全性の確保を図るとともに、県や市町村の財政状況を配慮し、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 鶏の処分を行った農家や移動制限等により影響を受けた農家等に対し、早急に十分な支援を行うこと。
- 2 県や市町村の防疫対策経費等について、特別交付税の重点的な配分など、十分な財政支援を行うこと。
- 3 風評被害の防止対策を講じるとともに、影響を受けている商工業などに対しても、適切な措置を講じること。
- 4 野鳥を捕獲しての調査など徹底した疫学調査によって、ウイルス侵入経路を早急に解明し、有効な感染防止対策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年2月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	枝野幸男様
総務大臣	片山善博様
財務大臣	野田佳彦様
農林水産大臣	鹿野道彦様
環境大臣	松本龍様

新燃岳の噴火災害対策に関する意見書

新燃岳の火山活動については、1月26日の中規模な噴火以降、爆発的噴火が繰り返され、活動の長期化が懸念されている。

噴火に伴う大量の火山灰が家屋や自動車、道路等に降り積もり、県の南部において県民生活や経済活動に支障が広がっているところである。

特にこの地域の基幹産業である農業においては、野菜・果樹・特用作物等の農作物や農業施設、畜産業への被害が拡大している。

新燃岳の火山活動は依然として活発であり、今後更に降灰等による被害の拡大が見込まれる。

本県は昨年の口蹄疫被害からの復興に向け、本格的な取り組みを始めたばかりであるが、今回の火山活動が本県経済に更なる悪影響を及ぼすことが懸念される所である。

よって、国においては、県民生活の安定と経済活動、農業等に対する被害を軽減するため、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 激甚災害の指定を早期に行うとともに、特別交付税の算定に当たっての特別な配慮、特別措置法の制定等、強力な財政的支援を含めた全面的な地方支援を行うこと。
- 2 県民の健康保持や生活不安の解消を図るため、長期的視野に立った健康対策や生活支援対策等の措置を講じること。
- 3 泥流や土石流に対する防災対策について、事業の採択や技術的な支援を行うとともに、防災通信網の整備についても支援を行うこと。
- 4 農作物等への被害に対し、既存制度による柔軟な対応や新たな制度の創設など、緊急的な支援を講じること。
- 5 家畜の避難に係る経費や早期出荷に係る損失補填、自給飼料の収穫が困難となった場合の購入費との差額等について、緊急的な支援を講じること。
- 6 噴火により影響を受けている観光業や商工業などに対しても、適切な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年2月17日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 防 総 財 厚 農 国	議 院 閣 災 生 林 土	院 総 官 担 務 務 労 水 交	議 院 理 房 当 大 大 働 産 通	長 長 臣 官 臣 臣 臣 臣	横 西 菅 枝 松 片 野 細 鹿 大	路 岡 野 本 山 田 川 野 島	孝 武 直 幸 善 佳 律 道 章	弘 夫 人 男 龍 博 彦 夫 彦 宏	様 様 様 様 様 様 様 様 様
---	---------------------------------	---	--	--------------------------------------	--	---	---	--	---

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例

平成23年4月10日に行われる県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）附則第2条第1項の規定により、平成17年の国勢調査の結果による人口によることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

領域警備に関する法整備を求める意見書

昨年9月に発生した尖閣諸島領域侵犯事件について、那覇地検は1月21日、海上保安庁艦船に衝突した中国船船長を不起訴（起訴猶予）処分とした。

この処分は、9月25日にこの船長を「日中関係を考慮する」などとして処分保留で拘留期限前に釈放したことと合わせ、同様の事件が発生した際の悪しき前例を残すこととなった。

我々は、この措置に到底納得することはできず、嚴重に抗議する。

この事件への政府の対応は、わが国の領域警備に対する国民の信頼を大きく損なわせた。

四方を海に囲まれ、世界第6位の排他的経済水域を誇るわが国にとって、豊かな海と6,852からなる島嶼の安全確保は極めて重要である。

よって、国においては、わが国の領土・主権を守る意志を内外に明確にし、国益を守るため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
内 閣 官 房 長 官	枝 野 幸 男 様
沖 縄 及 び 北 方 対 策 担 当 大 臣	枝 野 幸 男 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	玄 葉 光 一 郎 様
法 務 大 臣	江 田 五 月 様
外 務 大 臣	松 本 剛 明 様
国 土 交 通 大 臣	大 畠 章 宏 様
防 衛 大 臣	北 澤 俊 美 様

郵政サービスの維持・確保を求める意見書

現在、先の郵政民営化により郵政事業の実施主体が分割されたこと等に伴い、郵政事業の経営基盤が脆弱となり、これまで郵便局において全国一律・公平に受けられた郵政サービスが受けられなくなるのではないかな等の懸念が生じている。

このため、郵政事業の経営形態を見直し、郵政事業に係る基本的な役務が利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたり、全国において公平に利用できることを確保するための郵政改革法案が国会に提出されている。

郵便局は、地域社会において、「情報」・「安心」・「交流」の拠点としての役割を担っているが、特に、過疎地域を多く抱える中山間地域においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献しているところである。

確かに、民営化により経営の自由度を高め、収益源の多様化や収益機会の拡大を進めることは重要であるが、過度に採算性を重視した運営がなされれば、長年にわたり国民共有の財産として築き上げられた郵便局ネットワークの維持が困難となることが予想される。

よって、国においては、地域住民の生活や利便性が向上するよう、民営化後の状況について利用者の視点から検証を行い、郵便局ネットワークや郵便、貯金、保険の三事業のサービス水準が維持・確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	枝野幸男様
総務大臣	片山善博様
郵政改革担当大臣	自見庄三郎様

公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書

本格的な高齢化社会を迎えたことで、高齢者が安心して生活を送りながら、社会・経済活動にも積極的に参加できる社会の構築がますます求められている。

また、障がい者が必要なサービスを楽しみながら、自立し、安心して暮らすためにも公共施設等のバリアフリー化が喫緊の課題となっている。

政府は、これまで平成18年制定の「バリアフリー新法」に基づき、1日の平均利用者数が5,000人以上の鉄道駅やバスターミナル等について、平成22年までに全てバリアフリー化することを目標に取り組んできたところである。

しかしながら、例えば鉄道駅のバリアフリー化の進捗率は約77%（平成22年3月末現在）に止まっている。

よって、国においては、新たな目標を定めた上で、国、地方公共団体、事業者の連携強化を図りつつ、地域のニーズに対応した公共交通機関のバリアフリー化を更に推進するよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 新たな政府目標を早急に定め、地方公共団体、事業者の理解を得るよう周知徹底に努めること。
- 2 市町村によるバリアフリー基本構想の作成が更に進むよう、未作成地域を中心に、実効性のあるよりきめ細かい啓発活動を行うこと。
- 3 地方公共団体の財政状況に配慮し、補助等の支援措置を充実すること。
- 4 身体障がい者や要介護者など移動制約者の福祉輸送ニーズに対応した福祉タクシーやノンステップバスの普及に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横	路	孝	弘	様
参議院議長	西	岡	武	夫	様
内閣総理大臣	菅		直	人	様
国土交通大臣	大	島	章	宏	様

若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書

今春卒業見込みの大学生の就職内定率は、昨年12月1日時点で68.8%にとどまり、調査を開始した1996年以降で最悪となったところである。日本の将来を担う若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態である。

景気低迷が長引く中、大企業が採用を絞り込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方、採用意欲が高い中小企業には人材が集まらないといった、いわゆる雇用のミスマッチ（不適合）が就職内定率の低下の要因の一つと考えられる。国は、こうした事態を深刻に受け止め、今こそ若者の雇用対策を充実させるべきである。

特に、都市部で暮らす学生が地方の企業情報を求めても、地方に所在する多くの中小企業は資金的余裕がないなどの理由で、事業内容や採用情報などを提供できておらず、都市と地方の雇用情報の格差が指摘されている。若者の雇用確保と地元企業の活性化のためにも自治体が行う中小企業と学生をつなぐ「マッチング事業」に積極的な支援が必要である。

よって、国においては、雇用のミスマッチの解消をはじめとする若者の雇用対策を充実させるため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 人材を求める地方の中小企業と学生をつなぐための「マッチング事業」を自治体が積極的に取り組めるよう支援すること。
- 2 都市と地方の就職活動費用の格差是正とともに、どこでも情報を収集できるよう就活ナビサイトの整備等を通じて地域雇用の情報格差を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

官 崎 県 議 会

衆議院議長	横 路	孝 弘	様
参議院議長	西 岡	武 夫	様
内閣総理大臣	菅	直 人	様
厚生労働大臣	細 川	律 夫	様
経済産業大臣	海江田	万 里	様

医師臨床研修制度の見直しに関する意見書

医師臨床研修制度については、平成21年度の見直しにより、基幹型臨床研修病院の指定基準の一つとして、「入院患者数年間3,000人以上」という新たな基準が設けられた。

現時点では、指定基準を満たさない病院も、指定を継続できる激変緩和措置が設けられているが、平成24年度から研修を始める研修医の募集まで継続した後は、廃止することとされている。

しかしながら、地方には新たな指定基準を満たす病院は少なく、激変緩和措置の廃止により、中小規模の基幹型臨床研修病院の指定が取り消しになれば、地域医療を担う病院での臨床研修の機会を奪うことにもなり、看過することはできないものである。

また、本県における平成22年度のマッチングの状況は、研修医募集定員75名に対し、マッチ者は全国最少の30名であり、募集定員に対するマッチ者数の割合も全国最低の40.0%と臨床研修医数が非常に少ない状況にあり、基幹型臨床研修病院の減少は、本県臨床研修医数の更なる減少につながるおそれがある。

よって、国においては、医師不足が深刻化する地方において、地域医療を維持するという観点からも、基幹型臨床研修病院の指定における激変緩和措置を延長するとともに、基準の見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

横 路 孝 弘 様
西 岡 武 夫 様
菅 直 人 様
細 川 律 夫 様

宮崎県中山間地域振興条例

本県の中山間地域は、そこで暮らす人々にとってかけがえのない生活の場であるとともに、神話、神楽等に代表される個性豊かな文化を育み伝えている。また、木材や私たちが生きていく上で必要不可欠な食料、水の供給をはじめ、水源かん養、国土の保全等の多面的機能を有し、特にバイオマス資源の供給源や炭素の吸収源として、低炭素社会の構築にも重要な機能を担うことが期待されている。

しかし、このような重要な機能を有する本県の中山間地域では、過疎化、高齢化が急速に進行し、将来の存続が危ぶまれる集落が見受けられるとともに、基幹産業である農林業の低迷と担い手の減少により農地と森林が荒廃し、中山間地域の持つ多面的機能が著しく低下することが懸念されている。

このようことから、中山間地域では、住民が自らの地域に誇りを持ち安心して生活を営めるよう、そして、中山間地域の貴重な資源と多面的機能を次の世代へ引き継げるよう、県、市町村、県民等が一体となり中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。

そこで、私たち宮崎県民は、協働して中山間地域の振興を図ることに ついて、最大限の努力をすることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域の振興に関する基本方針を定め、県、市町村及び県民等の役割を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで安心して住みよいため持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する

特定農山村地域

- (5) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として規則で定める区域

2 この条例において「県民等」とは、県民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）及び事業者をいう。

(基本方針)

第3条 中山間地域においては、地域の将来は住民自らが決定するとの基本的な考えに基づき、住民の自主的かつ主体的な地域づくりに関する取組の促進を図らなければならない。

2 中山間地域は、地理的条件が他の地域に比較して不利な状況であること、県民の生活に重要な役割を果たしていること、県勢発展を図る上で重要な地域であること等に十分に配慮した施策が実施されなければならない。

3 中山間地域の振興は、都市部と中山間地域がともに支え合う共生の考えのもと、それぞれの機能を相互に理解し、県、市町村及び県民等が協働して県土の均衡ある発展が図られるよう推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、中山間地域の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の役割)

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、基本方針にのっとり、地域振興の中核を担う行政組織として、県及び県民等と連携して施策の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民等は、基本方針にのっとり、中山間地域が有する多面的機能に対する理解を深め、中山間地域の振興を図るための取組に協力するよう努めるものとする。

(振興計画)

第7条 知事は、基本方針に基づき、中山間地域の振興に関する施策を総合的に推進するため、中山間地域の振興に関する計画を策定するものとする。

2 知事は、前項の計画に基づいて行った主な施策に関して、毎年、議会に報告するものとする。

(調査及び研究)

第8条 県は、中山間地域の現状を十分に把握するとともに、中山間地域の振興に関する施策の充実を図るため、調査及び研究に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第9条 県は、中山間地域の振興に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることに鑑み、県民の歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び保健、医療、福祉、教育等に関係する者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が自ら歯・口腔の健康づくりに努めるとともに、適切な時期に、また、その居住する地域にかかわらず等しく、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けられる環境が整備されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携協力等)

第4条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な歯科保健サービスを行う市町村との連携協力及び調整に努めるものとする。

(保健、医療、福祉、教育等に関係する者の役割)

第5条 保健、医療、福祉、教育等に関係する者は、基本理念にのっとり、県民の歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、それぞれの者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、基本理念にのっとり、県内の被

保険者の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の^{くう}歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、^{くう}歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する^{くう}歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を活用すること、^{くう}歯科医師等の支援を受けること等により、自ら^{くう}歯・口腔の健康づくりに取り組みよう努めるものとする。

2 父母その他の保護者は、家庭において、子どもの虫歯及び歯周病の予防、早期治療等に取り組みよう努めるものとする。

(^{くう}歯科保健推進計画)

第8条 知事は、県民の生涯にわたる^{くう}歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、^{くう}歯・口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「^{くう}歯科保健推進計画」という。）を定めるものとする。

2 ^{くう}歯科保健推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ^{くう}歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針

(2) ^{くう}歯・口腔の健康づくりに関する施策

(3) ^{くう}歯・口腔の健康づくりに関する目標

(4) 前各号に掲げるもののほか、^{くう}歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、^{くう}歯科保健推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、市町村、^{くう}歯・口腔の健康づくりに関する学識経験を有する者等の意見を反映することができよう必要な措置を講じるものとする。

4 知事は、^{くう}歯科保健推進計画を定めたときは、これを公表するものとする。

5 知事は、^{くう}歯科保健推進計画における施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて^{くう}歯科保健推進計画の見直しを行うものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、^{くう}歯科保健推進計画の変更について準用する。

(市町村への支援等)

第9条 県は、市町村が^{くう}歯・口腔の健康づくりに関する計画を策定し、又は施策を実施しようとするときは、その求めに応じて情報の提供、専門的又は技術的な支援等を行うものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 県は、^{くう}歯・^{くう}口腔の健康づくりを推進するため、基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) ^{くう}歯・^{くう}口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに^{くう}歯・^{くう}口腔の健康づくりに関係する者の連携体制の構築に関すること。

(2) 市町村等がフッ化物応用等により^{くう}歯科疾患の予防対策を行う場合、その実施に当たり必要な措置に関すること。

(3) 市町村等が行う母子保健に関する事業、学校保健に関する事業、高齢者の保健に関する事業その他の保健に関する事業との連携に関すること。

(4) 乳幼児、障がいのある者、介護を要する者その他の特に配慮を要する者に対する^{くう}歯科保健医療サービスの確保に関すること。

(5) ^{くう}歯・^{くう}口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上に関すること。

(6) ^{くう}歯・^{くう}口腔の健康づくりの推進に資する調査研究に関すること。

(7) ^{くう}歯・^{くう}口腔の健康づくりに関する普及啓発に関すること。

(8) 8020運動（80歳で自分の^{くう}歯を20本以上維持することを目的とした取組をいう。）の推進に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、^{くう}歯・^{くう}口腔の健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。

(^{くう}歯の衛生週間)

第11条 県民の間に広く^{くう}歯・^{くう}口腔の健康づくりにについての関心及び理解を深め、県民が積極的に^{くう}歯科疾患を予防する意欲を高めるため、^{くう}歯の衛生週間を設ける。

2 ^{くう}歯の衛生週間は、6月4日から同月10日までとする。

3 県は、^{くう}歯の衛生週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(^{くう}財政上の措置)

第12条 県は、^{くう}歯・^{くう}口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(^{くう}施策の実施状況の公表)

第13条 知事は、毎年、県が講じた^{くう}歯・^{くう}口腔の健康づくりに関する施策の実施状況について、その概要を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地域医療体制の充実・強化を求める意見書

平成16年度から始まった新臨床研修制度は、研修医が研修先を自由に選択することができるため、大都市に研修希望者が集中し、地域医療を支える地方の大学病院や公立病院等では研修医が減少する結果を招いている。

また、小児科医や産科医等の特定の診療科については、リスクの高さ等から携わる医師が少なくなっており診療科による医師の偏在も起きている。

さらに、へき地医療を抱える本県では、都市部への医師の偏在もあり、頻度の高い多疾患や外科疾患に対応できるいわゆる総合医が強く求められている。

このような中、本県においては、大学医局からの派遣医師の引き揚げなどにより医師不足が深刻化しており、特に、救急医療やへき地医療、小児科医療等の確保に重大な影響が生じている。

本県としても、救急医療提供体制の充実や医師確保に全力で取り組んでいるところであるが、医師の地域的な偏在や診療科による偏在等といった問題の根本的な解決には、国が抜本的な対策を講じるべきである。

よって、国においては、地域医療体制の充実・強化に向けた対策を図るよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 医師の地域的な偏在の是正に向けた適切な配置や医師不足が顕著な特定診療科における医師確保に係る制度の構築など、地域医療体制を崩壊させないための抜本的な対策を早急に講じること。
- 2 新臨床研修制度については、都市部の研修医師の更なる削減を行う等、医師が不足する地域の医師確保につながるよう必要な見直しを行うとともに、臨床研修病院の指定のあり方についても慎重に検討すること。
- 3 救急医療提供体制の充実及び都道府県が行う医師確保対策に対する財政措置を強化すること。特に、地域医療再生計画終了後の平成26年度以降について、地域医療提供体制の充実に係る財源を確保すること。
- 4 へき地医療等においてプライマリ・ケアを実践できる医師が求められていることから、いわゆる「総合医」の育成を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	西岡	武夫	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
総務大臣	片山	善博	様
財務大臣	野田	佳彦	様
文部科学大臣	高木	義明	様
厚生労働大臣	細川	律夫	様

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	1	—	1	
厚生	3	3	6	
商工建設	1	1	2	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	—	—	
計	5	4	9	

請願番号	請願第47号	受理年月日	平成23年2月17日
請願者住所・氏名	宮崎市江平東町9-17 キャンサーヘルプネット（CHN）宮崎 代表 長 友 明 美		
請願の件名	<p>がん対策推進条例の早期制定についての請願</p> <p>（趣旨） がんの予防をはじめ早期発見、がん医療体制の整備等の総合的ながん対策が計画的に推進されるよう条例の早期制定を請願致します。</p> <p>（理由） がんは1980年以降死因のトップとなり2004年では年間死亡総数102万9千人のうち32万人とおよそ3人に1人ががんで亡くなっております。 このような中、2006年6月にがん対策基本法が成立し、全国的にがん対策推進の基本計画の策定と基本計画を計画的に推進させるための条例の制定が行われております。 本県においてもがんによる死亡は、死亡原因で第一位であるとともに人口10万人当たりの死亡率においても全国平均を上回る急激な増加を示す等県民の生命及び健康にとって重大な問題になっております。 私どもは、民間ボランティア活動として「キャンサーヘルプネット宮崎」を組織し、患者・家族・団体の皆様や宮崎看護大学等と連携を図りながら食生活等の生活習慣を変える事による予防、すなわちがんにかからないようにする第一次予防活動を中心に組み組んできているところですが、がんの問題に対処するには予防をはじめ早期発見、医療、緩和等、様々な課題に総合的に取り組む必要性を痛感いたしてしております。 また多くのがんの患者さん達からも総合的な対策の必要性について切実な声を聞いている所です。 つきましては、下記のようながんの予防をはじめ早期発見、医療体制の充実等の総合的ながん対策が計画的に推進されるよう条例の早期制定について強く請願致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>条例を制定し、がん対策として特に重点的に取り組んで頂きたい事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第一次予防対策及び第三次予防対策の充実 生活習慣改善等の第一次予防対策の充実を図る 特に、がん治療を一度受けた患者の再発を予防する第三次予防対策にも取り組む 2 早期発見（第二次予防対策）の積極的な推進 第二次予防対策の中心となる検診受診率の向上を図る 3 医療体制の充実 質の高い医療体制の充実を図る 病院間の情報の交換の円滑化、患者が自由にセカンドオピニオンを使えるような環境の整備を図る 		

	<p>4 県民運動の展開 アメリカの「5 a D a y 運動」(野菜と果物を多く食べよう運動)のような食生活を改善させる運動を展開する</p> <p>5 緩和ケアの充実 相談支援体制の充実等の緩和ケアの充実を図る</p>
紹介議員	<p>中野 一則 黒木 正一 権藤 梅義 満行 潤一 河野 哲也 坂口 博美 前屋敷 恵美 函師 博規 岩下 斌彦</p>
摘要	

請願番号	請願第48号	受理年月日	平成23年2月23日
請願者住所・氏名	宮崎市学園木花台西2-4-3 宮崎県技能士連合会 会長 坂元裕一（署名1, 247人）		
請願の件名	<p>技能士活用に関する請願</p> <p>（要旨） 無資源国日本は、優秀な人材を育成することで産業基盤を築き、世界に冠たる経済国家に成長しました。 特に、『ものづくり』における人材育成は、産業分野の拡大に不可欠とされ、国の重要施策として位置づけられてきました。 しかしながら近年、技能の習得、継承に翳りが見られるようになり、団塊世代の退職によって優秀な技能者が去る一方で、次代の技能者は育っておりません。 その一因に『技能士の存在』が軽んじられている状況が揚げられております。本県に於ける国が認定する技能士は、平成21年度までに特級技能士39名、1級技能士13,847名、単1等級技能士611名、2級技能士16,828名、3級技能士1,783名、延べ33,000名余が本県産業を支えているところであります。 ところが最近では公共工事の減少や景気の悪化に伴いまして、技能士の資格を有していても、その力を発揮できる場がない、活躍する場がないことから、技能士の存在意義が薄れてきております。 このことは即ち、技能士不足、技能の低下を招来し、本県の産業発展にも多大な影響を及ぼすものと考えられます。 県議会におかれましては、実情ご賢察賜り、次の事項につきまして御高配賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県発注事業では、営繕工事のみならず、その他の工事においても現場に資格を持った技能士の常駐制度を積極的に活用頂くこと。また、現場常駐制度について、元請け業者の指導を徹底して頂くこと。 2 印章などの物品購入等でも、技能士を置く事業所等を配慮頂くこと。 3 県下・市町村にも同様のご指導を頂くこと。 4 学校教育においては、和裁・洋裁等の技能士の活用を図って頂くこと。 5 『技能士』を労働政策としてだけではなく、産業政策として取り組むよう国に要望して頂くこと。 		
紹介議員	十屋 幸平 西村 賢 徳重 忠夫 田口 雄二 井上紀代子 松田 勝則 権藤 梅義 外山 三博 丸山裕次郎 星原 透 横田 照夫		
摘要			

請願番号	請願第49号	受理年月日	平成23年2月24日
請願者住所・氏名	宮崎市宮脇町72番地 更生保護法人みやざき青雲 理事長 佐々木 常雄		
請願の件名	<p>個人住民税における寄付金控除の対象としての更生保護法人の指定についての請願</p> <p>(要旨) 平成20年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が成立し、平成21年度以降の個人住民税において、各地方公共団体が条例で定めた寄付金について、寄付金控除の対象として追加されることになりました。</p> <p>条例で定めることができる寄付金については、更生保護法人に対する寄付金(所得税法第78条第2項第2号及び第3号)も含まれており、大部分の都道府県においては既に指定されております。しかしながら、宮崎県においては、未だに指定されておられません。</p> <p>私ども更生保護法人は、犯罪や非行をなくし、住みよい明るい社会を築くために、犯罪や非行に走り、不幸にして刑務所や少年院に収容されたり、矯正施設送致には至らなかったものの一時的に身柄となり出所してくる人達で、帰住先のない人達を受け入れ、これらの者の改善更生を図り、自立更生を促し、善良な社会人になることを援助することによって、個人及び公共の福祉の増進に寄与しているところであります。</p> <p>一方、法人の経営に当たっては、国からの委託費に加え、地方公共団体をはじめ県民からの浄財寄付を貴重な財源としており、今後とも県民に対し更生保護事業に対する一層の理解と協力を求めていく所存であります。</p> <p>このため、宮崎県議会におかれましては、「更生保護法人」と指定して、当該条例を議決いただきますようお願いいたします。</p>		
紹介議員	横田 照夫 権藤 梅義 満行 潤一 新見 昌安 前屋敷 恵美 坂口 博美 凶師 博規 岩下 斌彦 外山 三博 松村 悟郎		
摘要			

請願番号	請願第50号	受理年月日	平成23年2月25日
請願者住所・氏名	宮崎市大島町天神前1171番地 宮崎生協病院 院長 日高 明義		
請願の件名	<p>医師臨床研修制度見直しに関する意見書提出を求める請願</p> <p>(請願の趣旨) 平成21年度の制度改正により、「入院患者数年間3,000人以上」が、基幹型臨床研修病院の指定要件のひとつとされました。宮崎県は、平成22年度マッチングで研修医募集定員75名に対し、マッチ者は30名(全国最少)、募集定員に対するマッチ者数の割合も40.0%(全国最低)と臨床研修医数が非常に少ない状況となっており、その原因のひとつとして、県内の基幹型臨床研修病院数が少ないことが考えられるため、今後、基幹型臨床研修病院数の増加を図る必要があります。</p> <p>しかしながら、宮崎県において、入院患者数年間3,000人以上の要件を満たす病院はごく少数に限られており、基幹型臨床研修病院の新規指定による増加は困難であります。加えて、既存の基幹型臨床研修病院の中に当該要件を満たさない病院があるため、経過措置終了後、宮崎県の基幹型臨床研修病院は更に減少する見込みであり、このままでは宮崎県の募集定員総枠の減少も免れない状況にあります。</p> <p>以上のようなことから、下記の事項について国に対して意見書を提出下さいますよう請願致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、基幹型臨床研修病院の指定要件(入院患者数3,000人以上)を満たさない場合でも、基幹型臨床研修病院の指定を継続するという措置を更に延長すること。</p>		
紹介議員	河野 安幸 井上紀代子 満行 潤一 前屋敷 恵美 坂口 博美 岩下 斌彦 河野 哲也		
摘要			

請願番号	請願第51号	受理年月日	平成23年2月25日
請願者住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合 宮崎県本部委員長 津守 信弘		
請願の件名	<p>2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める請願</p> <p>請願趣旨 消費者物価指数の低下を理由に政府が予定している2011年度の年金引き下げ改定に対し、①その撤回とともに無年金・低年金者の生活実態に配慮して②基礎年金国庫負担3.3万円のすべての高齢者への保障を求める意見書を採択して関係各方面に送付すること。</p> <p>請願理由 年金課税の大幅引き上げに加えて、医療・介護の保険料の引き上げが続いています。頼みの綱の年金は、この10年来3度にわたって引き下げられましたが1回も上げられたことはありません。そのため高齢者は、年金額低下とともに生活費に使える実収入の激減に苦しんでいます。無年金・低年金者は、特にきびしい生活に追い込まれ、電気代が払えないための熱中症死や受診抑制によって命を縮める事態さえ起きています。 特に2008年には、国際投機資金の投機による原油・穀物などの高騰に伴う異常な物価高にみまわれましたが、2009年度年金は据え置かれたままです。2010年の消費者物価指数の低下が見込まれていますが、低下の要因は、薄型テレビ・IT機器などの値下がりや高校授業料無料化などであり、生活必需品については値上がりも見られます。 年金支給額は、国民所得の10数%に相当する大きさです。その低下は、いま強く求められている国内需要の拡大に逆行することは明らかです。首都圏など大都市圏を除いて地方経済に占める年金収入の重要さはさらに大であり、その低下は地方経済に少なくない影響を及ぼします。また、無年金・低年金者への一定の所得保障は経済成長にも大いに寄与するものと思われまます。 2000年度から3年間、政府は、高齢者の生活と経済への悪影響に配慮して、物価指数低下に関わらず年金を据え置いた実績があります。「景気回復に万全を期す」として証券優遇税制の延長を打ち出している政府は、先例に倣って、高齢者の生活と「景気回復」への同様の配慮をすべきものと考えます。 よって、私たちは、2011年度年金据え置きとすべての高齢者に基礎年金国庫負担の保障を求めて請願するものです。</p>		
紹介議員	山下 博三 坂口 博美 前屋敷 恵美 岩下 斌彦 凶師 博規 西村 賢		
摘要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第38号	受理年月日	平成22年5月31日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市広島2丁目4番地11 TOKIWA20ビル2階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会 長 横 山 節 夫		
請願の件名	宮崎地方最低賃金改正についての請願		
紹介議員	満行 潤一 田口 雄二		
摘 要			

継 続 請 願

厚生常任委員会

請願番号	請願第40号	受理年月日	平成22年9月3日
請願者 住所・氏名	延岡市川島町3851番地 宮崎県認定こども園連盟 会長 檜木野盛幸 宮崎市宮田町11番24号 宮崎県私立幼稚園連合会 会長 森迫建博		
請願の件名	認定こども園への事業費の継続と幼児教育無償化に関する請願		
紹介議員	河野 安幸 岩下 斌彦		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第45号	受理年月日	平成22年11月25日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字瓜生野3083-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守信弘		
請願の件名	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書提出を求める請願		
紹介議員	前屋敷 恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第46号	受理年月日	平成22年11月25日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字瓜生野3083-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守信弘		
請願の件名	最低保障年金制度の制定を求める請願		
紹介議員	前屋敷 恵美		
摘 要			

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月17日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（松村悟郎、新見昌安両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第64号上程 知事提案理由説明等 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号、第2号追加上程、採決（可決）
2月18日	金	休 会	（議案調査）
2月19日	土		
2月20日	日		
2月21日	月	休 会	（議案調査）
2月22日	火		
2月23日	水	本 会 議	議案第65号～第68号追加上程 知事提案理由説明 代表質問（自由民主党・萩原耕三議員、 自由民主党・中野一則議員）
2月24日	木		代表質問（新みやざき・田口雄二議員、 社会民主党宮崎県議団・鳥飼謙二議員、 公明党宮崎県議団・長友安弘議員）
2月25日	金		一般質問（西村 賢、河野哲也、宮原義久、井上紀代子各議員）
2月26日	土		
2月27日	日		
2月28日	月	本 会 議	一般質問（外山 衛、太田清海、松田勝則、横田照夫各議員）
3月1日	火		一般質問（坂口博美、高橋 透、徳重忠夫、武井俊輔各議員）
3月2日	水		一般質問（外山良治、米良政美、新見昌安各議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 討論（議案第66号に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（議案第66号に賛成）（満行潤一議員） 採決（議案第66号）（同意） 採決（議案第67号、第68号）（同意） 議案・請願委員会付託

月 日	曜	区 分	議 事 内 容	
3月3日	木	休 会	常任委員会	
3月4日	金			
3月5日	土			
3月6日	日			
3月7日	月	休 会	常任委員会	
3月8日	火			
3月9日	水			
3月10日	木			特別委員会
3月11日	金			(議事整理)
3月12日	土			
3月13日	日			
3月14日	月	本 会 議	<p>東北地方太平洋沖地震の犠牲者への黙祷</p> <p>常任委員長審査結果報告</p> <p>討論(議案第19号に反対)(太田清海議員)</p> <p>討論(議案第1号、第19号～第21号、第30号～第34号、第63号に反対、議案第38号、第39号、第41号に賛成、継続請願採択の要望)(前屋敷恵美議員)</p> <p>採決(議案第1号、第20号、第21号、第30号～第34号、第63号)(可決)</p> <p>採決(議案第19号)(可決)</p> <p>採決(議案第2号～第18号、第22号～第29号、第35号～第62号、第64号、第65号)(可決)</p> <p>採決(請願第47号、第49号、第50号)(採択)</p> <p>採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり決定)</p> <p>特別委員長調査結果報告</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第3号～第11号追加上程</p> <p>討論(議員発議案第4号、第5号に反対)(前屋敷恵美議員)</p> <p>採決(議員発議案第4号、第5号)(可決)</p> <p>採決(議員発議案第3号、第6号～第8号、第11号)(可決)</p> <p>議員発議案第9号提案理由説明(宮原義久議員)</p> <p>採決(議員発議案第9号)(可決)</p> <p>議員発議案第10号提案理由説明(松田勝則議員)</p>	

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月14日	月	本 会 議	討論（議員発議案第10号に賛成）（前屋敷恵美議員） 採決（議員発議案第10号）（可決） 副知事就任あいさつ 知事発言 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 副 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 議 員 松 村 悟 郎

宮 崎 県 議 会 議 員 新 見 昌 安